日野市議会会議録

平成2年第4回定例会

第32号～第40号

12月6日 開会
12月21日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1592879

1592879
日野市議会会議録
第32号～第40号

1592879
日野市議会会議録
第32号～第40号

平成２年　第４回定例会日程

１２月　６日	（木曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
１２月　７日	（金曜日）	審査報告、議案上程
１２月１０日	（月曜日）	一般質問
１２月１１日	（火曜日）	一般質問
１２月１２日	（水曜日）	一般質問
１２月１３日	（木曜日）	一般質問
１２月１４日	（金曜日）	一般質問
１２月１５日	（土曜日）	請願上程
１２月２１日	（金曜日）	審査報告、議案上程

次に記した日までに返して下さい。

'91. 5. 18

お問合せ・ご連絡は

中央図書館ひまわり号	電話代 81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話 91－7322
日野図書館	電話 84－0467
社会教育センター図書館	電話 83－2561
平山図書館	電話 91－7772
百草台児童図書館	電話 91－7309
市政図書室（市役所内）	85－1111 電話呼（内490）

内図M－31－8（80×120）　上45　庁内印刷

1592879

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録目次

○12月６日　木曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
行政報告 …… 3
諸般の報告 …… 101
散会 …… 101

○12月７日　金曜日（第２日）

出席議員 …… 103
欠席議員 …… 103
出席説明員 …… 104
議事日程 …… 104
開議 …… 107

（請願審査報告）　（総務委員会）

請願第２－21号　公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情 …… 107

（建設委員会）

請願第２－22号　日野歩道橋（日野本町２－17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願 …… 109

請願第２－26号　中島道路交通禍についての陳情 …… 109

（取り下げ）　（建設委員会）

請願第２－13号　仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願 …… 111

（議案上程）
議 案　第 84 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 112
議 案　第 85 号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 112
議 案　第 86 号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 134
議 案　第 87 号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 135
議 案　第 88 号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 145
議 案　第 89 号　平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号） …… 167
議 案　第 90 号　平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第１号） …… 169
議 案　第 91 号　平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 169
議 案　第 92 号　平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 172
議 案　第 93 号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第３号） …… 172
議 案　第 94 号　（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について …… 175
議 案　第 95 号　不動産の取得について …… 176
議 案　第 96 号　日野市教育委員会委員の任命について …… 179
議 案　第 98 号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 180
議 案　第 99 号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 181
議 案　第 100 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 182
議 案　第 101 号　損害賠償の額の決定について …… 184
議 案　第 102 号　平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号） …… 185
議 案　第 103 号　川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結について …… 186
（報　告）
報 告　第 11 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 189
散　　会 …… 191

○12月10日　月曜日（第３日）
出 席 議 員 …… 193
欠 席 議 員 …… 193
出 席 説 明 員 …… 194
議 事 日 程 …… 194
開　　議 …… 195
（一般質問）
古賀俊昭議員
１．今年も違法な給与制度「通し号俸制」の是非を怠った市長の責任について …… 195
２．市内小・中学校に連絡用のファクシミリを設置せよ …… 201
３．職員海外研修に関する助役答弁の疑義について …… 204
米沢照男議員
１．市民要求に応えた図書館行政を …… 211
２．教育における父母負担の軽減について …… 220
一ノ瀬　隆議員
１．みんなで祝える「市の表彰」にするために …… 225
２．豊田南区画整理の早期の完成を願って …… 240
沢田研二議員
１．日野市をより一層活性化させる為に、商工関係に関する予算をさらに充実せよ …… 244

２．老人（70歳以上）入院見舞金の給付方法および制度の一部改善を …… 254
宮沢清子議員
１．より豊かな女性の未来にむけて（パート・サテライトの設置について） …… 258
２．火葬場の改築および市民葬斎場の建設促進について …… 264
散　　会 …… 272

○12月11日　火曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 273
欠　席　議　員 …… 273
出　席　説　明　員 …… 274
議　事　日　程 …… 274
開　　議 …… 275
（一般質問）
高橋徳次議員
１．大和田運動場の防犯灯新設（未利用の広場の利用は） …… 275
２．西平山五丁目の中央線ぞいの新規道路の危険防止 …… 280
３．西平山五丁目から四丁目八王子との行政区域の変更の考えは …… 282
福島敏雄議員
１．市長の政治姿勢を問う …… 286
高橋　徹議員
１．平和基金の運用目的を拡大せよ …… 299
２．地方分権とまちづくりについて問う …… 302
土方尚功議員
１．堀之内地区のまちづくりについて問う …… 302
田原　茂議員
１．西平山区画整理事業は住民負担を極力軽減し、自然環境との調和のとれた町づくりを望む …… 309
鈴木美奈子議員
１．酸性雨調査を市民参加で実施せよ …… 324
２．市民斎場と納骨堂の建設を …… 331
散　　会 …… 336

○12月12日　水曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 337
欠　席　議　員 …… 337
出　席　説　明　員 …… 338
議　事　日　程 …… 338
開　　議 …… 339
（一般質問）
下村　功議員
１．日野市の防災体制について …… 339
２．消費生活展について …… 348
小川友一議員
１．スポーツ振興に関連し、体育協会への補助金・委託費等について …… 354
２．地域開発事業は基本コンセプトを明確にし、企画室の新設について問う …… 357
夏井明男議員
１．浅川公共施設建設計画について …… 366
２．下水道事業の今後について …… 377
３．商店街におけるゴミ収集の将来 …… 381
藤林理一郎議員
１．市内マンション建設について問う …… 383
２．町名地番表示について問う …… 392
板垣正男議員
１．教育委員会に望むこと …… 394
２．バス路線計画の進捗状況について …… 405
３．大坂上四丁目の新都市建設公社用地（1,800㎡）暫定利用について …… 411
散　　会 …… 416

○12月13日　木曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 417

欠　席　議　員 …… 417
出　席　説　明　員 …… 418
議　事　日　程 …… 418
開　　議 …… 419
（一般質問）
奥住日出男議員
1．自己啓発のために生涯教育体系の整備を …… 419
馬場繁夫議員
1．地球にやさしいエコロジーの街づくりを求めて …… 434
天野輝男議員
1．日野市防災無線について問う …… 454
2．レッドランズ市との姉妹都市を確立し、中学生に海外での生活を体験させ国際人を育成せよ …… 464
佐藤洋二議員
1．地域の防災体制の強化について …… 467
2．ゲートボール場の増設と充実について …… 475
散　　会 …… 482

○12月14日　金曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 483
欠　席　議　員 …… 483
出　席　説　明　員 …… 484
議　事　日　程 …… 484
開　　議 …… 487
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
1．程久保川の清流復活をと再び問う …… 487
2．南平丘陵公園に本格的な陶芸窯を設置せよと問う …… 492
3．都道バイパス（高幡不動駅前）の開通をいそげ …… 497
4．いかなる形であれ、海外派兵には自治体としても反対を貫け …… 502
谷　長一議員
1．多摩川河床古代象化石調査について …… 508
2．自然との触れ合い市民農園をふやせ …… 515
福島盛之助議員
1．神鋼跡地利用計画と周辺の諸問題について …… 523
執印真智子議員
1．ゴミ減量・リサイクル都市を目指そう！ …… 531
2．子ども達が本当に楽しめる、より豊かな学校給食の実現を！ …… 537
3．食と緑を守るために「農のあるまちづくり」を！ …… 544
延　　会 …… 555

○12月15日　土曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 557
欠　席　議　員 …… 557
出　席　説　明　員 …… 558
議　事　日　程 …… 558
開　　議 …… 561
（請願上程）
請願　第２－29号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願 …… 561
請願　第２－30号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 561
請願　第２－31号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願 …… 561
請願　第２－32号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 561
（動　議）
長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議 …… 561
散　　会 …… 590

○12月21日　　金曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 591
欠　席　議　員 …… 591
出　席　説　明　員 …… 592
議　事　日　程 …… 592
開　　議 …… 597
（議案審査報告）　　（総務委員会）
議　案　第 84 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 597
議　案　第 85 号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 602
議　案　第 95 号　不動産の取得について …… 602
（総務、文教、厚生、建設）
議　案　第 88 号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 603
（文教委員会）
議　案　第 87 号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 628
（厚生委員会）
議　案　第 86 号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 628
議　案　第 89 号　平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号） …… 629
議　案　第 92 号　平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 629
議　案　第 93 号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第３号） …… 629
（建設委員会）
議　案　第 90 号　平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第１号） …… 631
議　案　第 91 号　平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 631
（請願審査報告）　　（文教委員会）
請　願　第 ２－16 号　義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 632
請　願　第 ２－17 号　「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情 …… 632
（厚生委員会）
請　願　第 ２－23 号　老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願 …… 633
（建設委員会）
請　願　第 ２－９ 号　第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願 … 635
請　願　第 ２－10 号　（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願 …… 635
（継続審査）　　（総務委員会）
請　願　第 ２－29 号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願 …… 636
請　願　第 ２－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願 …… 636
（文教委員会）
請　願　第 ２－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 637
請　願　第 ２－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 637
（厚生委員会）
請　願　第 ２－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願 …… 637
（建設委員会）
請　願　第 ２－４ 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 638
請　願　第 ２－５ 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 638
請　願　第 ２－６ 号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願 …… 638
請　願　第 ２－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願 … 638
請　願　第 ２－27 号　高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権

及び生活権の確保についての請願 …… 638
請 願 第 2－28 号 大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 638
請 願 第 2－30 号 （仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願 …… 638
請 願 第 2－31 号 東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願 …… 638
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 638
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 638
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 639
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 639
（撤 回）
議 案 第 97 号 日野市教育委員会委員の任命について …… 639
（議案上程）
議 案 第 104 号 日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 640
議 案 第 105 号 日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 640
議 案 第 106 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 640
議 案 第 107 号 平成 2 年度日野市一般会計補正予算について（第 4 号） …… 642
議 案 第 108 号 平成 2 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第 2 号） …… 642
議 案 第 109 号 平成 2 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 2 号） …… 642
議 案 第 110 号 平成 2 年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第 3 号） …… 642
議員提出議案第20号 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書 …… 649
議員提出議案第23号 公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する意見書 …… 650
議員提出議案第24号 老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に健康保険の適用を求める意見書 …… 650
議員提出議案第25号 学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書 …… 651
午後11時25分休憩後、再開に至らず閉会 …… 651

12月６日　木曜日　（第１日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第32号）

12月６日　木曜日　（第１日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成2年12月6日（木）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　行政報告
日程第4　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第1から第4まで

午前11時25分　開会

○議長（小山良悟君）　これより平成2年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

13番　馬場繁夫君
14番　福島盛之助君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君）　それでは、去る12月3日に開会されました議会運営委員会の結果について、御報告をいたします。

第4回定例会は、本日12月6日より16日間、12月21日まで、と会期については決定をいたしました。

なお、議案については、既にお手元に配付をされている議案が御承知をいただいているものと思いますが、理事者よりさらに追加議案が提案される旨、議会運営委員会の席上、御説明がございました。職員、市長、議員のボーナスに関する条例の改正、また市立病院にかかわる損害賠償並びに補正予算、工事請負契約等が、その追加議案の内容であります。

一般質問につきましては、24人の方から通告が行われております。5日間を予定をいたしておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上が、議会運営委員会で決定をした会期等の内容であります。よろしくお手元の日程表等で御確認をいただきたいと思います。終わります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から12月21日まで、期日16日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より平成２年第４回定例会をお願いいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

私より３点について行政報告を行います。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、３件について報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

一つ、今夏の浅川堤防洗掘事件にかんがみ、事後対応に関する建設省への要望について。

９月30日、関東地方に上陸した台風20号は、各地に大雨をもたらしましたが、市内でも累計降雨量が124.5ミリを記録し、多摩川、浅川の水位上昇に伴い、警戒体制で関係職員を待機させました。

大雨洪水警報下の午後５時25分、東豊田一丁目５番地先浅川左岸の堤防が、高さ10メートル、延長80メートルにわたって洗掘発生がしたとの報告がありました。

この状況に対応し、消防署、消防団、建設協和会の協力のもと、土のう積み、木流し工法による応急水防対策を講じ、周辺住民に対しては、第二小学校に緊急避難できるよう準備を進めました。

午後９時には、台風通過により激しい雨足が衰え、浅川の水位も下がり始めたため、堤防決壊という最悪の事態には至らず事なきを得ました。

翌10月１日には早速、河川管理者の建設省京浜工事事務所に、洗掘箇所の早期復旧を申し入れ、10月５日から同事務所の緊急対応で、仮排水路の設置及び蛇篭工法による仮復旧の工事が行われました。本復旧工事については、引き続き施行するとの連絡を受けたところであります。

10月11日には京浜工事事務所長を直接訪ね、流域の保水力が著しく低下し、かつ河床が高くなっている浅川の状況にかんがみ、河床対策、堤防のかさ上げ等、治水に万全を期していただくよう要望したところであります。

その２、市内郵便局の市民課事務に関する協力方について。

来年度より、市民課事務の戸籍の謄・抄本や住民票の写し等の諸証明を、市内16カ所の郵便局窓口で申請できるシステムを開始することになりました。

地域で住民生活と密接な関係にある郵便局が、市民課事務の代用窓口として機能することにより、事務の利便性を高める発想をもって、郵便局の協力方について協議を進めてまいりましたところ、基本的合意が整い、実現の運びとなったものであります。

これにより、各種の証明を、市役所に出向かなくても、手近な郵便局から申請できることになりますが、取り扱い範囲につきましても、市民課で扱うほとんどの事務を該当させることで、市民サービスの向上に大きく寄与できるものと期待しております。

その３、市の公共事業用地確保に関する土方英世氏との協力覚書について。

万願寺土地区画整理地域内に、新規の公共事業用地が確保できる見通しとなりました。

本年８月、大字石田403番12ほか12筆、約２万1,279平方メートルの土地について、所有者の土方英世氏より、市が考える公共施設建設用地として活用されたいとの申し出がありました。

この土地は、市内に残された大規模公共事業用地となり得る数少ない土地であり、将来にわたって確保する意義は大きいと考え、協議を進めた結果、将来の高齢者の総合福祉施設及び同じく医療施設等の建設用地として、譲渡及び貸与を受けることで合意いたしました。

今後、土地利用計画の策定を手始めに、事業の具体化を進める考えであります。

以上、行政事項３点につき御報告をして、議会の御理解をお願いするものであります。

○議長（小山良悟君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時４分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいまの市長の行政報告について、１点お伺いいたします。

その前に、本日午前中の行政報告の後、我が会派の土方尚功議員から、３番目に報告されました市の公共事業用地確保に関する土方英世氏との協力合意についての地主さんからの要望書というんでしょうか、それとそれに関連する用地所在の面積、あるいは番地等の資料要求を全議員に配付していただきたい旨の申し出があったということで、今

この席に着いたときに、配付されておるものと思って着席したわけですが、現在、配付されてない。その点について、議長、どのような取り計らいになっているか、まずお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　お答えいたします。

ただいまのような資料の要求は、私のところには届いておりませんですが。市川資信君。

○26番（市川資信君）　要請のあった担当部長から、その件についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　この資料につきましては、提出できるような状態で今整備をしておりますので、既に用意はしてございますので、議長のお許しがいただければ、直ちに配付をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいまの総務部長の答弁にもありますし、議長ぜひ、緊急に御配付いただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　質問に関係する必要な資料ということであれば、直ちに資料配付の手配をお願いしたいと思います。それでは大変恐縮です。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１時６分　休憩

午後１時７分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　２点、お伺いしたいんですが、まず１点目は、議案でですね、幼児教育センターの時限立法を外すというんですか、時限を外すというんですか、そういう点がなされております。

私は文教委員でありますから、そちらの方で審議をするようになると思いますけれども、ここであえて伺いたいのは教育委員会に、時限立法はこの１年半まだ残っているものを、ここで時限を外すという御提案をなさるようにした教育委員会は、いつ開かれて、

どういう提案理由で教育委員会の議決というんですか、がされたのか、それをまず伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

教育委員会は、11月８日の日の教育委員会で、新しく重松先生の後任の岸先生を、新しい幼児教育センターの所長として決定した。それに伴いまして、それと合わせて、来年度のいわゆる幼児教育センターの予算検討等も進めていかなくてはならない時期に差しかかってきているわけでございますけれど、教育あるいは保育の継続性というような観点から見ますと、来年度の予算を編成する中でも、その先の問題等についても、新しい所長さんも含めて、今回のこの措置の撤廃といいますか、そういうものがはっきりさせていただく中で、方向づけもまた変わってくるというようなこともございまして、時期的には、今名古屋議員さんおっしゃったように、１年３カ月ほど先の問題であったわけですけれど、今回の議会にあえて提案させていただいた、こんなわけでございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私も、議員生活は長いわけですけれども、こういう例は余り遭遇したことがないんですね。それで私、９月議会のときですか、幼児教育センターについていろいろお伺いをしたんですけれども、それはそれで議員の、一議員の発言だと。しかし、このやり方は、議員発言に対する挑戦と受け取れるような措置であるというふうに思うんですけれども、教育長はどういうふうにお考えになりますか。

それは、繰り返し申し上げますと、67年までたしかあるはずのものをここで、ということ、来年度予算ということとの絡みということは、余りにこう、性急に過ぎやしないかという感じがするわけですけれども、その辺はどうなんですか。９月にああいう質問があった。えい、時限はとっ外してしまうんだというのは、何か非常に飛躍というか、奇異な感じがするわけですね。当然なんだ。期限のあるものを、１年半ぐらい残っているものを、つなげるのは当然なんだ。もうこの時期が一番いいんだ、というようなことなのか、それとも、幼児教育センターのあり方、私は幼児教育センターのあり方について、るるいろいろ御質問申し上げて、教育長の個人的な見解というようなものも、よく伺いました。教育委員長の幼児教育センターについての考え方なども、いろいろ伺いました。

で、私はその中で、20年の「幼保一元化」の旗印を掲げて、そして今日まで幼保一元化の旗はおろしました。保育の一元化です。保育の一元化とは何か。これは一元化とい

う言葉じゃなくて、一体化なんだ。一体化は何なんだと伺ったら、「三つ子の魂百までも」の魂の研究が主眼だと、こういうやりとりがあったと思います。

私は、大体幼児教育センターというものは、幼保一元化を目指して設立されたものなはずです。で、家庭通信講座というんですか、そういったものをやっていらっしゃることも、存じております。しかし、職員ですね、所長さんの月給が20万ですか、手当が。そういった方、あるいは報告書の毎年の作成、職員の張りつけ、こういうことからして、長い年月をかけて取り組んできた仕事のとうとさは、何回も申し上げるように、よく認めますけれども、ほかの行政の部門でこれほど大変なお金をかけて、そして形のない、究極のない研究を一自治体がどこまでやるべきなんだろうか、という疑問が私はするわけです。

非常にいいことだと思います。いいことであるから、何でもいいんだと。それで、何か議論があったから、時限は外して、永久に予算を使っていくんだ。これは、何か居直りというか、一議員の発言ですから、気にしないで進んでいくというのは、それはそれなりに結構ですけれども、私は何かああいったやりとりの直後に、まだ１年半もあるそのものをここで、時期を外すというような必要性は全くないと思うんですけれども、教育長は、それは全く必要なんだ、この時期を逃しては大変なことになるんだと、こういうことなんでしょうか。あえて奇異な提案であるので、行政報告という形の中でお伺いをして、さらに本会議の提案のときもいろいろ伺いたいと思いますが、その辺を教育長に再度、伺いたいと思います。教育長の本心を聞きたいわけです。

要するに教育委員会の委員の人たちが熱心に討議をして、これはどうしても時限は外して、永久にやっていく大事業だという熱意に動かされて、こういう議決になったのか。私は、教育長の個人的な見解という形の前回９月のやりとりの中では、教育長自身の考え方の中には、そういったものはなかったように思うんですね。教育総合研究所的なものをつくって、その中で発展的にといいますか、形を変えた形で残していくんだといったような御答弁もあったと思います。

それから私は文教委員をやっておりますので、先日、校長会のメンバーといろいろ懇談をしたわけですが、そのときに、校長会という機関の案だということで、総合教育研究所、いろいろな研究機関というか、部署を設ける。そのわきに幼児教育センターも位置づけて、というような案が出されました。

教育委員会は、これを校長さん方の案ということで受け入れてくれているんですかと言ったら、いやいや、それは受け入れてもらえてはいなんです、というんですが、聞いて驚いたのは、その案が校長会の要望ということで、教育委員会には３年越しに出されているんだというんですね。そうすると、その間に、校長会は私的なものだから、別にそれが３年越しに出そうと、５年ごとに出そうと、構うことではないんだというんなら論外ですけれども、一定程度の交流というか、意見交換はあって、そして出てきた案じゃないかと思うんですが、それはそれ、で時限の日付は取り外し。どうも教育長の考え方と、この御提案と、それから私の希望するところの、一元化の旗をおろし、三つ子の魂を真剣に研究するということ、このこととがどうも合わないんですね。それは、合わないと考えるのはお前だけの考えだというのか、それとも、どうしてもここであれしなきゃいけないんだという理由を、これ再度伺わないと、どうも納得できないんですけれども、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今、名古屋議員さんの方からお話があったように、議会に対する挑戦だなんていう気持ちは、本当に毛頭持っておりません。確かに問題として、時期がまだ１年３カ月もある今の時期にこういう問題を問題提起をしているということ、この問題につきましては、一つは、確かにこの幼児教育センターの取り扱いをめぐりまして、いろいろ御意見があるということも、私自身も肌で感じております。そういう状況の中で、十分時間をかけてこの幼児教育センターという問題について話を検討していただきたい。それと合わせて、結局、今申し上げましたように、新しい所長も変わったことでございますので、その辺の問題も含めながら、この12月議会で検討していただく機会として取り上げていただいたということでございます。

ただ、私、この前、９月の議会の際に、名古屋議員さんの方からも御質問があったとおり、この６年間近く、重松先生を中心に積み上げてまいりましたこの幼児教育センターのいろいろな研究課題、こういう問題について、この幼児教育センターだけが条例化されて抜き出されて、研究の主流という形でおさめられている。それだけでなくて、まだ教育の場そのものには、障害児教育の問題とか、あるいは新しい教育機器を開発する研究とか、いろんな問題があるじゃないかという、そういう問題等も含めてこの問題をとらえたときには、これは非常に大きな問題なので、私自身としては、少なくとも第３次の日野市基本計画の中には、そういう大きな日野市の教育文化研究所構想みたいなものを、ぜひ位置づけて、取り組んでいきたい、こういう気持ちは十分持っているわけでございますけれど、その過程として、そういういろいろな研究を網羅する中に、この幼児教育も当然引き継がれていくべき性格を持っている問題だと、こういうふうにとらえて、

この前、発展的解消というような表現も使ったと思いますけれど、十分時間をかけてこの問題について議会で討論していただく機会としていただきたいということで、あえて12月に提案した次第でございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　教育委員会の内部の議論が、盛り上がる議論があったということは、一言も報告がない。教育長がそういうふうに考えたと。また、十分な時間をかけてということは、議会に提案を申し上げた。仮に議会が否決をした。仕方がございませんと。この手法なんでしょうかね。十分な時間をかけなければ、１年３カ月残した時間の今ここでかけないと、いけないという理由が、私にはどうしてもわからないんですね。議会にはおかけした。議会が仮に否決をした。議会が悪いんだと。こういう手法でしょうかね。

それと、大変乱暴な比較ですけれども、今、日野市内の五小を除いた学校のどこの学校も、雨漏りがします。炊事場の溢水というんですか、それもありますし、大変な状態です。子供の数は減ってきましたけれど。じゃそのことと、先ほど私申し上げたように、立派に教育センターの意義づけというのは、やってきたわけです。そして、現在もやっているわけです。で、それを外すということは、雨漏りは子供の成長発達には余り関係ない。それよりも、三つ子の魂の研究の方が大事なんだ。お金は、あるいは時間は幾らでもかけるんだ、ということなんでしょうか。

非常に乱暴な比較ですけれども、私は、もうこの時期で、発展的かどうかはわかりませんけれども、自治体のやる仕事の限界ということで、一元化を旗をおろし、「保育一元化」というわかったような、わからないようなテーマで、そして研究を続けていくんだ。この研究を続けていくというところに、私は非常な疑問を感ずるわけです。実践を続けていくんだというんなら、わかります。実践してないんです。それは現場の協力がないからだとか、どうだとかおっしゃいますけれど、一自治体が民間の学者先生を所長にいただいて、そして保育園でも幼稚園でもその所長さんがフリーに行って、どうだい、やっているかい、という調子で子供の顔色を見たり、先生の緊張する顔を見たりして、それで何になるんだと。

他市では、９月のときも申し上げたように、行政として手段を講じて、幼保一元化に近づけるような努力をしている行政があるわけです。やればできることがあるわけです。それをやってないで、９年間、魂の研究を続けてきたわけです。それもとうといんだと言えば、先ほどから何回も申し上げるようにとうといんですけれども、行政が一方では

雨漏りがする、まだまだ教育機器云々という今お話がありましたように、そういう必要性もあるという中で、職員が３人ですか、それから嘱託研究員、所長、そういうことで膨大な予算をかけていくわけですね。それほどの価値がある仕事なのかと。あえて私は、９月のときにはそこまでは申し上げませんでしたけれども、そういう心配をするからこそ、どういうふうにしていくんですか、とお尋ねしたわけです。そうしたらそれなりの御返事が戻ってきたら、今度の提案ということですから、どうしても私は納得ができない。要するに議会におかけした。議会は仮に否決をした。議会は悪いところだと。こういうことの手法なのかなあというね、変な考え方を持つんですが、どうですか、その辺は。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育委員会内部で、どの程度この問題について８日の日に突っ込んだ討論をしたのか、という御質問につきましては、確かに一つは、この条例提案の時期、これについては、ぜひ事務局の方で慎重に配慮して、この提案の時期というものについては考えていったらいいだろうと、そういうことの内容と、それからもう一つ、これはどの委員さんも共通なんですけれど、あえてその幼児教育に限らず、教育という問題につきましては、ほかの問題の場合もそうですけれども、やはり、その継続性という問題を抜きにして考えられない、そういう状況の中で、ある時限を切って、ここまでにこの仕事を完成しなさいという形で問題提起が行われていても、なかなか思うようにいかないので、そういう面で、この継続性という意味からは、時限措置を外していただいて、継続的な研究が続けられるような方法をとっていただけるよう努力するのが、妥当ではないかと、こういう線で８日の教育委員会の中での討論は、主にその二つの点だけが話し合われたわけでございます。

あと、私自身、この問題につきまして先ほど申し上げましたように、来年、再来年の３月ですね、ですから１年３カ月後にこの問題がそのまますぽっと時限が切れたという点で終わるという形は避けたいという気持ちだけは、教育の担当者として強く持っているわけなんです。もし、そういう形で、今のこの幼児教育センターのあり方だけで、教育のすべてではないんじゃないかという方向で、校長会等もいろんな形でのこの提案をされているわけですから、そういう中でこの幼児教育センターというものをとらえるならば、先ほどの検討を十分していただいた上で、再来年４月以降の教育研究所的な条例、そういうものはそういうもので改めてやはり準備していく時期も必要なんじゃないか。その中に幼児教育センターというものもきちっと位置づけられるような機関、こういう

ものを通しながら、いろいろ教育委員会でも内容を検討していきたいと、このように考えているわけで、決して今申し上げたように、何かこう、この前、名古屋議員が御質問したら、当てつけみたいに今度は９月の次の12月に議案として出してきたとか、そういう性格のものでないということだけは、ぜひ御理解願いたいと思うんです。

それとあわせて、確かに校舎の雨漏りの問題等、これ等につきましても、これは教育予算をほとんど９割近い予算というのは、やっぱり施設整備関係に使われておりまして、そちらの方をないがしろにして研究だけやっていればいいんだなんていう気持ちは持っておりませんし、そちらはそちらでできるだけ努力していきたい、このように考えているわけでございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　教育のその継続性というようなことについて、全く異論を差し挟むものではありませんけれども、この幼児教育センターの事業というのは、あえて申し上げれば、破綻したんですよね。破綻しているんですよ。オーバーに言えば。それを時限立法の時期の取り外しということで永久に継続性が必要なんだといったようなことだけでは、どうしても納得ができない。

それから、時限というものは、時限をつけたという経過、それなりに意味合いがあると思うんですね。その時期に来たときに、それを延長すればいいんです、延長すれば。あるいは延長しないか。延長しなければそこで切れるということですね。そこで切れるという形は、とりたくないんだ。だから延長するんだと。こういうことのようですけれども、時限であったという意義づけがあるはずです。相当な御苦労をなさって時限へ。だから、教育委員さんの中では、大体、こういうことに時限をつけてあるのはおかしい、といったような発言があっとか、なかったとか聞きますけれども、それはおかいしと感じちゃいけないということじゃないんですけれども、経過があったと思うんです、これについては。そして１回延長しているわけです。どうしても必要なんだというんだったら、どうして延長しないのか、その時期に。ここで外して、永久にこれから５年でも10年でも予算はどんどん使っていくんだ。それほど大事なんだということだというんなら、もうこれは仕方がないことだと思います。それが通るならね。通るならそれは仕方のないことだと思いますが、どうしてもその継続性ということをおっしゃられると、それを否定するものではありませんけれども、このことについてはいろいろな経過があって、いろいろに紆余曲折というか、挫折というか、あえて破綻したことなんです。

だって、もう１回申し上げますけれど、幼保一元化というものを目指して設立された

んですよ、これは。明らかなんです。ところが、どこかへ行っちゃったんですから、その幼保一元化は。そうしたら三つ子の魂だということになったわけでしょう。これ三つ子の魂が大事なんだと、幼児の魂、幼児期が大事なんだということは、研究しなくたってわかっているんですよ。大事なんです。だから、それを大事に育てるような施策をすればいいんです、施策を。施策をほとんどしないで、家庭通信教育ですか、はがきを出して。施策をしないで、研究ばかりをこれから５年でも10年でも続けるということは、一自治体の仕事としては、荷が重いんじゃないですか、考え直したらどうですかと言ってるんです。（「賛成」「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点について、何かお答えがあったらお願いします。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　再三申し上げますように、幼児教育センターという形の中だけに固執しているわけではございませんけれど、教育の分野といういろいろこれから先の広い分野の中に、幼児教育の研究というものを、やはり一つの大事な研究として位置づけておきたいと。そういうことで今回、この問題についての時限措置を外していただきたいという提案をしているわけでございまして、幼児の研究さえしていれば、それでいいんだというような気持ちは持っておりません。

それから、今名古屋議員さんの方からおっしゃられたように、そもそもこの出発の時期ですね、出発の際のその問題というのが、幼保の一元化ということから出発しているんだ。幼保の一元化という問題は、破産しているんだ。確かに行政サイドで、二元行政と言われる厚生省、文部省系列を、それを一つにまとめて云々、かんぬんという問題ね、これは確かに、一地方自治体でなし得る限界を超えている内容であって、今名古屋議員さんがおっしっているとおりで、ただ、それは破産したに違いないと、私も思います。思いますけれど、それとは別に、やはりこの幼児教育というもの、これ、もちろん幼児の中には、幼稚園児も保育園児も、あるいは家庭にいる幼児もいるわけでございますけれど、その幼児教育の研究というものは、これはやはり続けていく値打ちというものは、ある一つの研究だ、というような考え方を持っておるわけで、そういう面で、ほかの研究と合わせて、引き続き進めていきたい、とこう考えているんです。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　今の教育長の御答弁は、私はそれ、幼児教育の研究が必要じゃないと、各学校の雨漏りはどうするんだと。二中の廊下なんかすごいですよね。ちょっと雨のとき伺ったって、何カ所も水浸しです。そっちが大事だから、幼児教育の研究な

んかやめなさいということは、絶対言っているんじゃないんですね。言ってないんです。また、思ってもいなんです。そこをよくわかってもらわないと。

それと「破産」じゃなくて「破綻」というふうに私は申し上げたつもりなんですが、破綻したんだと。

それで、この時期を外して、もう少し考え方をあれして、また別の機会に提案というお考えはないですか。一人だけうるさく言ってるのがいるから、じゃやめようかというわけにもいかないかもしれませんけれども、そんなお考えはないですか。

私は、幼児教育を、総合教育研究所の中の位置づけをするなんていうことに、全く反対しているわけでも何でもなくて、限度っていいますか、どこまでやれるのかと。大分試行錯誤して、大変お金もかけてきたから、この辺で、ひとつそこの問題だけに絞って、実行行為のとれる施策をやろうよということならね。

で、研究を続けちゃいけないということじゃないんですけれども、この研究を続けながらやるということは否定してないわけで、前回のときも申し上げましたように、教育委員さんが、こんな問題に時限があるのはけしからん、ぐらいのことを言っているだけというのは、どうも教育委員会というのは、機能してないのかなと。教育長のそれだけで、あとの人は、ほとんど幼児教育センターのあり方についての徹底的な議論なんていうのは、しなくてもいいような役割になっているのかなという感じがして、非常に寂しい感じがするわけなんですね。

前回、私の質問で、その辺を教育委員会に大いに議論してもらいたいんですよ、１年半しかないんですよ、１年半。１年にだんだん近づいてきたらどうしていくんですか。どういう考えなんですか。また、命のとうとさを研究していくだけですか。９年間になりますよ。命のとうとさだけでそれでいいんだ。教育というものはそういうものなんだ。ぐじゃぐじゃ言うんじゃないよ、ということであれば、私はもう何も言うことはありませんと。こんなことを言っているわけで、それをまた繰り返し申し上げているわけで、もう繰り返しやりとりしても、継続性が大事だと。それから、時限なんていうのは大体あるのがおかしいから外すんだといったようなことだと、なかなか並行だと思いますので、時間をかけて論議をしていただきたいというあたりが、ほかの議案とはちょっと性質を異にしたお出しの仕方なものですから、ははあ、これは、議会が否決するのを待っているなという、下手に乗れない話だなというふうに思うんですけれども、それは何ていうんですか、愚か者の邪推であって、正当な議論じゃないというふうにおとりなのかどうか。

それと、そんなに時期があれだとすれば、教育委員会に何か任されたそうですから、提案する時期というのはね。教育委員さんはそんなことは全然、あれしなかったいうお話ですから、まあ出し直しというか、引っ込めるというか、12月、来年ですか、来年でも再来年に予算にどうこうということはつなげるわけですから、なぜ今なのかということが、どうしてもわからないので、そういうお考え引っ込めるというか、改めるというお考えはあるかないか、このことを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　大変名古屋議員さんの気に沿わぬ回答ということになるかもしれませんけれど、一たん議会にこういう形で教育委員会として一応、市長部局の方に提出して、議案として提案していただいた内容を、ここでまた取り下げて、また時期を見て、来年の例えば９月なり12月なり、そういう時期に、この時限の問題等について諮っていただくというような形で今回の内容を取り下げるという形の気持ちは、持っていないわけなんです。

ぜひ、そういう状況の中で、確かに内容そのものが、今名古屋議員さんの方からも言われているように、とてもじゃない、今の状況の中で、この幼児教育センターに相当の経費をかけるなら、まだまだかけなくちゃならないところがたくさんあるじゃないかと。そういうような問題指摘はまた問題指摘として、文教委員会やなにかの中でも十分行われると思いますし、そういう御意見やなにかは謙虚に聞いていきたいと思いますし、また校長会やなにかから出されている内容、文教委員さん方も御存じのはずですし、この前、８日の日の教育委員会にも校長さんの代表の方が３名ほど見えて、文教委員会に出された内容と同じ趣旨のお話を再度なさっていかれたと、そういうような状況等もありますので、そういうものを全体をひっくるめながら、将来あるべき日野市の教育というものについて、検討していただく一つとしてこの幼児教育センターの条例の時限措置の撤廃という問題、この問題もその中に取り上げながら、諮っていっていただきたいと。

こういう、別にですね、議会に下駄を預けて、先ほど言われたような、議会が否決したから、それでだめになったんだよというような、そんなような形でのこの問題に対する教育委員会としての考え方などは持っていませんし、さっきもお話ししたように、校長会からも、あるいは教育委員会からも、いろんな形でこの問題の将来展望も含めて話をしているというのが、現状でございますので、その辺をぜひ御理解願いたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　次に、文化・スポーツ推進本部というんですか、たしかそんなような名称のものが庁内にあるというふうに承知しているんですが、市長は、「議会と市当局とは、市民生活を守る車の両輪である」というふうに常に言われております。また「市民参加が何よりも大事なことだ」といったようなことを、よく申されている、と私は思います。

そこで私、伺いたいんですが、浅川公会堂の建設をめぐって、いろんな議論とういか、があるところです。そして、議会の流れということで言えば、浅川公会堂というもののプランが示されたあたりで、文教委員会に公民館の利用者の、利用者というか、公民館運動といいますか、進める人たちのそれが、「浅川公会堂の中に公民館的な施設を入れてください」といった請願を採択をいたしました。そしてまた、「その審議会には、私たちもぜひ参加させてください」。これを全会一致で文教委員会で採択して、本会議にも報告したことだろうと思います。このことについては、市民の関心が大変強いものですから、子供劇場の方々、婦人センターの利用者の方々から、同様な請願が出されておりますが、まだ結論が出るに至っていない状況であります。このことは、文化・スポーツ推進本部長である助役さんだと思いますが――じゃないんですか、こういう流れというものは、御承知だろうと思います。

で、問題は非常に単純なんですが、この浅川公会堂をどう建設していくのかという審議会ですね、私は、隠れみのなんてあえて思ってもいませんし、言いませんけれども、それに採択されている、されていないということは、行政の側からすりゃ関係ないと言うかもしれませんが、それらのむしろ何か基本にあるような、600席確保推進的な婦人、それから子供劇場ですか、そういった請願代表の方々が、その審議会にお入りになっていて、公民館のそれを進める運動をした代表の人は、なぜか外されている。大変細かいことなんですけれども、細かいということだけで済まされないような感じがいたします。議会の流れは御承知なはずです。それは議会のことだと。

それから、もう一つ伺うと、その公民館をぜひ取り入れてほしいという代表の方と婦人の方と子供劇場の方と、何か市長と面談をしたんだそうですね。そのときには、私たち代表をぜひ入れて参加させてくださいと言ったら、「はい」というお返事があったというんですけれども、これは市長に聞かないとわからないんですけれど、公民館は法律でどう決まっているからとかどうとか、威張るわけじゃないんですけれども、公民館運動というのは、公民館の設置をという声も、これ非常に大きいわけです。それらの人々が市民参加を望むと、その人は入れてもらえないで、ふだん言われている市民参加はどこへ行ったのかなという感じがするわけで、従来のずうっと長い経過を見てみますと、この600という最初の座席からすれば、600前後のいすということを容認する方々に入ってもらって、その一部を削るか、ボタン一つで机が移動するような多目的なすごい装置でもできるんなら別でしょうけれど、どうも公民館、公民館と言っている人たちのそれは入れがたいというなら、それはそういう約束をなさったり、あるいは公民館も大事だというようなことをおっしゃらないで、もう公民館古いんですよ、と、こう言ってあげないと、公民館が大事ですねと言っておいて、そういうところには入れていかないで決めていくというようなことがあったという話なんですけれども、私はその代表者でも何でもありませんから、あれですけれども、ただ、公民館運営審議会委員というのが、議会からも出させていただいております。そういう審議会の方がいると。そのメンバーのお一人が、別のルートなのでしょうか、安曇野の何かスポーツ云々というときですか、も代表になられた方だそうですが、その方は入っているんだそうですけれども、大変細かいことですけれども、公民館の感じの人がいるじゃないか、ということじゃないんですね、私が伺っているのは。その人も交えて、いい代表というか、出て大いに言ってもらいますよ、と言ったというんですね。それは事実でないければ、それは事実でない、とおっしゃっていただいて結構なんですけれども、そういう場を持っておいて、でその人だけが外れてという形は、どうも何か意図的なものがあるのかなという感じがするんですけれど、その辺、どんな経過なんですか。

生活環境部長の方から何か、婦人とそれから子供劇場の方々にはしかるべき人を御選出願いたいとか、どうとかと、何か打診というか、あったというふうに聞いていますけれども、公民館のあれを入れてくださいという運動のグループには、そういう問いかけはなかったと。それから、公民館運営審議会委員というのがおるんですが、そういう機関にもなかったと。安曇野のときの何かに関連した公運審の肩書を持っていらっしゃる方は入っているようですけれど。で、それでいいじゃないかと。文句あるのと、こういうことでくくっていらっしゃるのか、その辺まず、生活環境部長が市民会館のどこからか何か打診があったとかなかったとかいうんですが、その辺からまずお伺いしたいと思いますけれど。まず、生活環境部長でも助役でも結構です。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをいたしたいと思います。

（仮称）浅川公会堂の懇談会については、12月４日の日に第１回の会合を開かせていただきました。その懇談会の委員のメンバーにつきましては、私どもの計画としては10

名ということで予算措置もして、10名の委員でお願いをするということで今まで進んできたわけですが、その委員の人選につきましては、これは市長の諮問機関でございますけれども、もちろん今まで、いろいろこの問題について経過があったことも、もちろん承知をしております。そういった点を十分踏まえた上で、ただ、10人という委員の範囲ということがございますので、いろいろ各方面からできるだけたくさんですね、私どもとしても御参加をいただくのが、もちろん望ましいわけでございますが、その中で10名ということで、それぞれ各方面で活躍をされている方々に参加をしていただいたという形で、御委嘱を申し上げたというのが実態でございます。

いろいろその過程で、私どもとしても各方面のいろんな活動の状況を知らなければなりませんので、その辺のところは、それぞれ関係を通じながら、実態について調べさせていただいてお聞きした上で、その中から最も適切だと思われる10人の方にお願いをしたというのが経過でございます。

これどうしても数が10人ということで限られますので、例えばこちらが入って、こちらが入らないんじゃないかとか、いろんな点はいろいろ出てくるだろうというふうに思いますけれども、私どもとしては、この関係方面からの声は十分に反映できるんじゃないかというふうに考えております。

それから、市民参加云々ということでも、御指摘ございますが、私どもとしては、そういった内容の問題について、他からいろいろ意見を聞きたいということがあれば、私どもとしては、そういう点について意見を聞くことについて、特別にやぶさかではございません。そいうふうには考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　各方面から10名という範囲で、それぞれの何といんですか、部署で努力をして出ていただいた、といった御返事です。

それで最後の方では、100％意見のある人を全部入れるわけにいかないんだから、それは何か別の方法でという、わかったようなわからないような最後の御答弁、私が聞いているのは、ごく単純なんです。浅川公会堂をこうしてくださいという請願を出したグループは三つあるんです。その運動の代表二つは入れて、一つは入れない。それで公運審とういう肩書を持った人がいるから、それを入れたからいいじゃないかということでは済まされないんじゃないですかと。市民の側から見れば、私たちはこうしてほしいという運動をしているんだ。で、お約束もしたんだ。それに２人が入って、僕たちが入らないのは、どうしてでしょうね、と聞かれているから、聞いているんで、そのときにそんなお約束はしていませんよとか、審議会のメンバーを選ぶのに、一々がたがた言われたら困ると。それはこっちの仕事だ、というお考えなのかね。そうじゃなくて、どうしてその、３人うちそろって、請願代表ということで出ているわけですから、そこにはどなたがいいですかぐらいのことが何かあったとか、なかったとかいうんですけれど、そういう返事をしてもらいたい、具体的なね。それで、全然そんな不公平とかそんなことじゃないんですよというなら、もうそれでいいんですよ。それだけのことなんです。ちょっと答弁が食い違って、10名しか選べないから、とかということを聞いているんでは全くないんです。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　重ねての御質問でございますけれども、確かにそういう御要望があったということも聞いてはおりますけれども、私どもとしては、関係する各方面から、適切に委員の方に参加をお願いをしたというふうに考えて、10名の委員にお願いしたつもりでございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　市長に伺います。

市長と何か市民相談という形のときにお会いしたとか、住民は申しておりますが、お会いになって、そんな代表にするとかしないとか、大した問題じゃないと言えばないと思いますけれども、やっている人たちにとっては、真剣なわけです。それこそ仕事をあれして、署名をとったりなにかしてやっているんだと思うんです。市長にお会いしたら、こういうふうに言われたと。まあ楽しみというか、期待して待ってたんだと思うんですが、そういう経過はあったんですか、なかったんですか、それだけ伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の御意見をなるべく直接伺う場として市長相談日というのを設け、いろいろな御相談事に意見を交換させていただいているという仕事は、やっていることは事実であります。その場に、浅川公会堂に関するいろんなお考え方の運動も、あるということも承知をしております。したがって、今回の選任委嘱をさせていただいたメンバーが、市民の意見を十分代表される方たちに入っていただけておるというふうに考えておりますので、何か特に欠落をさせたり、不公平を行っているというふうには感じておりません。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　市長にもっと端的な御返事をいただきたいんですね。くだらないことですけれど、くだらないというか、あれですけれども、この運動を進めている人たちと、それを承知していると。それは公民館云々と、婦人センター云々、それから子供劇場云々ということの方とお会いしたのか、また、そのメンバーの方たちに、ああ、皆さんの意見はなるべく入れるようにしますよ、とおっしゃったのか、おっしゃらないのか、それだけ聞いているんです。それだけなんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　運動される方々の御意見を十分拝聴しますというのは、当然のお答えでございまして、一人ひとりの特別な配慮をしたということはございません。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　わかりました。約束というか、市民は千軍万馬ではありませんから、私たちのそれを入れてくださいと言えば、出かけてった連中の組織というか、固まりにいずれさたがあって、君たちの中から適当な人がいたら、というぐらいの問いかけがある、これが市民参加の市政だと、こういうふうに思っていると思うんです。で、お会いしたときに、その代表の人に、ああ、その方向で努力しましょう、と言って、そこのところが二つ入って、一つ入らないという形だと、素朴な運動をしている人たちは、何なんだろうな、やっぱり公民館なんていうとてつもないスペース――とてつもないといいますか、かなりのスペースも必要なそれを、というのが大体無理だったのかなと。でも議会の方は、全会一致で採択してくださったんだからなという希望を持って、市長さんは、議会は議会だと、市は市だというようなお考えなのかな。市民参加の市政って、どこにあるんだろうなというふうに思うんじゃないかと思うですけれど。

で、どうも市長の今のお答えでは、それらの希望を最大限に入れたということですけれども、それで公運審という肩書を持った神田さんという人が入っているからいいじゃないかと、おっしゃりたげなんですが、その公運審というものは、運動している人の母体ではないんですよね。そんなことは御承知だろうと思います、市長も。議会からも、それから利用者代表という形で出ているし、学識経験ということで出ているわけでしょうから、運動をしている人は、そこらのまちの生活している人なんです。そういう人たちが、あそこを利用させてもらったり、まだ利用してないけれど、浅川公会堂というのができるんだから署名してよ、ということで一生懸命回ったその集積なわけですから、幅広く皆さんおいでになった方の意見を取り入れたという形にならないわけです。ましてやその方は、安曇野の何かのときもなられる、今回もどういうことかなられるということで、非常に審議会向きの方――市にとってですよ――なのかなという邪推までも生まれてくるわけです。

ですから、どうも邪推の多い男で大変申しわけないんですけれど、そういうことじゃなくて、やっぱり一緒にみんな行ったんだから、それで請願の代表ということでその三つが出てるんだから、その三つぐらい入れたって、あとは文教委員からも出てるんだし、社会教育委員からも出てるんだし、それで利用者が、三つ出した請願の代表者が入っていればいいじゃないですか。そういう中でいろいろ言わせて、そして運営していくのが市民参加じゃないんですか。そこだけ外して、広く入れているつもりです。それではね、あの方は非常に審議会向きの人だから入れたんだ、ということはおっしゃってませんけれど、そういうあれは、どうも納得できないんですね。その辺、また再度御答弁があれば、もう決まっちゃって、運営始まっちゃっているんですから、もうしょうがないと言えばしょうがないんですけれど、黙ってはいられないということで申し上げているわけで、ま、これはさっきの問題のように、取り下げとか、すげ替えとかいうことまで私は言ってませんけれども、非常に残念な感じがいたします。

細かいことのようですけれども、市民の期待を裏切らないという市政をこれからもやっていただきたいということを強く要望して、終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今、名古屋議員の方から、浅川公会堂の懇談会の委員のことでお話がありました。私も今、公運審という公民館運営審議会というところに入れていただいておりますので、多少、公民館利用者の皆さんとの交流もございます。私も同じような利用者の方、市民からの意見といいますか、多少、市に対する批判めいたお話を聞いているわけです。

そこで、これを何とか打開するには、審議会の性格を持つこの懇談会の権威とか、また信頼というものを損ねるようなことになってはいけませんし、名古屋議員の言葉をかりれば、市が都合のいいといいますか、審議会向きの人が一応入っているというふうに見れないこともないということで、私もそのとおりだと思うんです。そこに対して、何か解決策を見出すということになれば、審議会委員の定数は10名というお話でありましたが、この定数にこだわることなく、現に市議会で請願が採択をされ、しかもその請願提出関係者の皆さんは、市長とお会いになって、懇談会への参加も直接お願いをして、市長も色よい返事をしたという経過もあるようでありますから、定員の拡大、１人でも２人でもいいんですが、そういったことができないのかどうか、その点、お尋ねをした

いと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御意見を持たれる方の十分意見の反映をできる機会を設けたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　全く、それじゃ納得できません。過去に行財政調査会というやはり市長の諮問機関が組織されたことがあります。このときには、当初は定員が決まっていたわけですが、職員組合が、どうしてもおれたちも入れろということで、後で割り込んでまいりました。これは市長はすんなり認めた経緯があるわけです。私の記憶に間違いがないと思いますので、このことはこういう場ではっきり申し上げていいと思うんですが、そういった事例も市長みずからおつくりになっているわけですので、今回の場合は、全く背景は違うわけでありますが、過去にそういった措置をとったことがある、ということであれば、公民館の利用者、またそこでさまざまな文化活動をやっている皆さんが、運動をやっている方の中から懇談会へ参加させるということは、決しておかしいことではないと思うんです。定数を１名でも２名でもふやすということはできないのかどうか、はっきりしていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り規則にこだわるわけじゃありませんが、予算計上も10名で提案し、議会でもお認めいただいている。そういう次第もございますので、原則としては定数の範囲で行っていきたい、こういう考えであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それを拒否することもないと思うんですね。公民館の利用者並びにそこでさまざまな活動をやっている皆さんの意見が反映される委員の選出が今回できたというふうにお考えですか。どなたが入っているんですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　反映されているかという御質問でございますけれども、私どもとしては、今回の10名の委員の選出については、適切な形で行えたというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　公民館利用者といいますか、そこにかかわっている市民の皆さんの代表として入っていただく方が、現にもう決まっているというふうに考えていいんですか。そういう方いらっしゃるというふうに判断していいわけですか。それはどういう機関から選ばれた方で、どなたなのか、はっきりしてください。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　公民館のいろんな事業にかかわって運動されている方が各方面にわたっておられるわけでございまして、確かにそれぞれグループをおつくりなっている方々もおりますし、実際に公民館をお使いになっていて、グループをつくっておられない方々もあるかもしれませんが、そういう意味では、いろいろ日野市内の各会の方々に一応御参加はいただけたというふうには思っております。いろいろ今御批判いただいています御意見は御意見として、私どもも十分に今後、その辺のところをよく聞いて、今後の参考にしていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私はわかりやすい質問を、名古屋議員と同じようにしているつもりなんですが、公民館利用者の方から、要するに公民館にかかわる運動をしている皆さんの中から選んだというふうにおっしゃるのならば、それはどういう団体から、どなたが選ばれているのか、はっきりしてくださいと言っているわけです。（「議長、名簿を出します。ちょっと余裕をいただいて、名簿を出します」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　休憩ですか。名簿、時間かかりますか、すぐ出ますか。休憩とるようですか。（「後ほど出します」「議事進行」と呼ぶ者あり）

土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　別途、今の古賀議員の方の質問で関連しますし、議事進行という形で、我々、たまたま夏井議員と私が、議会代表としてその４日の懇談会にも出てます。そのときに、今名簿が出るようですから、あわせて、そのときに示された、要するに市側の考え方の資料があるわけですね。そこら辺も、もし配られるんでしたら、あわせて配っていただくようにお願いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時16分　休憩

午後２時52分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今、「（仮称）浅川公会堂懇談会委員名簿」というのが配付をされましたが、市長や助役がおっしゃるには、この中に各団体の意見が反映されるような人員が選ばれて、この名簿の中に既に含まれているという主張だと思うんですが、どなたが公民館の関係者の方ということになるわけですか。利用者、または運動をなさっているいろいろグループがありますけれど、そういう皆さんを一応代表する形で入っておられる方か、それをお答えください。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、今お手元に懇談会委員名簿をお配りをいたしましたので、若干説明をさせていただきます。

10人の委員の方々がおられわけでございますが、１番は、前社会教育委員で議長をやっておられた藤本さんでございます。２番が、文化協会をやっておられます山口隆徳さん。それから３番の八木さんは、子供劇場の関係者の方。それから日比野さんは、婦人センターの関係団体、友の会をおやりなっている方です。それから中台さんは、勤労者協議会の日野委員もやっておりますが、日野地区労の議長をやっておられる方でございます。それから神田さんが、公民館運営審議会の委員をやっておられる方。それから大宅さんが、市民会館の運営審議会の委員をやっておられる方。永原三郎太さんが、万願寺区画整理審議会の会長をやっておられる方。あと議員のお二人という形でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　くどくなって恐縮なんですが、文教委員会で採択をされた請願、「（仮称）浅川公会堂についての請願」、これがことしの６月26日、この本会議場で採択をされております。その内容は、浅川公会堂の中に公民館をまず併設をしてもらいたい、ということと、この当該懇談会に、この公民館利用者の代表を参加させてください、という請願になっているわけですね。で、これは既に今申しましたように、採択済み。

ところが、この会の皆さんが市長とお会いをして、じゃ懇談会にも入っていただきましょう、というお話があったそうなんですけれど、加わっていない。しかし、まだ審議中の文教委員会にとどまっております子供劇場並びに婦人センターの皆さんから出されている請願の関係者の人たちは、ここに入っている。ここがやっぱり、先ほど名古屋議員がお聞きになったポイントだと思うんですね。神田さんという方が、公運審のメンバーで、公民館の方の代表ということに今、助役の答弁ではなってくると思うんですが、公

運審の方から、どなたかこの懇談会に委員を出してくださいというような投げかけは一切なかったわけですね。この委員が決まった後、私ども初めて、いろんな皆さんからお話を聞く中で、神田さんという方が選ばれたということを知ったわけです。しかも請願の関係者の皆さんは、全く含まれていない。これはやっぱりおかしいんじゃないですか。公運審というのは先ほどもお話ありましたように、何か文化活動をやっているとか、創造活動をやっている、運動をやっている、そういう主体じゃないんですね。まさに公民館運営審議会なんです。これは、どう説明なさいますか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　公民館運営審議会というのは、社会教育法に基づいて設置をされている正規の機関でございます。したがいまして、公民館の全体的な活動、あるいは公民館の利用者の利用の状況とか、そういった実態については、当然把握できる立場にあるんではないかというふうに私どもとしては考えているわけでございます。

今、御質問の趣旨は、利用者団体として請願その他でもって出されたグループの代表がですね、直接参加していないんじゃないかということがまず、御質問の御趣旨だと思いますけれども、私どもとしては、これは懇談会は懇談会といたしまして、既に出発をさせていただいて、これから具体的な審議に入っていただくわけでございますけれども、私どもとして、それですべて終わりというふうには考えておりませんで、必要な場合には、この中に、公会堂に関して意見をお持ちになっているグループ等の意見を聞く機会は、私どもとしても設けることについてはやぶさかではないというふうに考えて、できるだけ市民の意見がいろんな形でその建設過程で反映をするように、私どもしても最大の努力はしていきたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ここではっきり、あと１名か２名、枠を拡大することについて考えてみます、とおっしゃれば、もうこれは一件落着なんですよ。しかし、意見は聞きますというんじゃ、委員として入れないということが前提になっていると思うんですね。なぜ神田さんなんですか、公運審の中で。なぜ神田さんがいいんですか。よかったんですか。公運審にはほかにもたくさん、女性もいらっしゃるし、私どももいるわけです。何ゆえに神田さんになったわけですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　それぞれですね、今、委員を御委嘱申し上げた方々については、それぞれの関係分野で、それぞれ最も適切な方だという判断で選ばせていただいたわけ

でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　別に、神田さんが私は、個人的にどうのこうのと云々言っているわけじゃないんです。公運審の方から出ていただいたとおっしゃるけれども、しかし、公運審のだれも知らなかったわけです。御本人以外は知らなかったわけです。しかも公民館のいろいろな活動をなさっている皆さんの方にも、わざわざお会いしてですよ、市長に。そこで参加をぜひ、請願も採択されている背景もあるから、加えてもらいたいということを重ねて要望して、市長もそれらしいことは言っておきながら、そこの皆さんを委員にも加えないというのはおかしいじゃないですか、どう考えても。もう一度、１名か２名ふやしてもいいんじゃないですか、より広範に市民の意見を聞くというなら。そのくらいの英断はあっていいと思いますね。どうでしょう。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほど申し上げましたように、私どもとしては、市民の意見を聞く機会は、積極的に別の形でも設けて、意見を反映する場所なり機会があれば、積極的に設けていきたいと考えております。御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　絶対、御理解できませんね。どう考えてもおかしいでしょう。一方の請願関係者の方は、ちゃんとここに加えてもらって、もっと以前からこの活動に参加をして、この活動というのは、浅川公会堂の建設に向けていろんなことを討議して考え、そして請願活動に及んだ人については、どなたということではなくても、その会に対して、どなたか１人お出しくださいというような投げかけがあってもいいんじゃないでしょうか。で、公運審の方からの方は、公運審はこの当該、神田さん以外はだれも知らないんです、選ばれたということを。こういう選び方が私は、民主的だとか住民参加だということで、市長がかねておっしゃることと、全くこれ相反することだと思いますので、これだけ議会の方から指摘があれば、やはり柔軟に対応して私はいいんじゃないかと思いますけれどね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　柔軟な対応は結構でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長のその柔軟な対応というのが、どういう範囲までを指すのかわかりませんが、私の言わんとしたところはよく御理解いただいと思いますので、今

後、市の方が懇談会に対しいろいろな諮問を行っていくわけですが、その中で、ひとつ委員の皆さんも含めて、今の市長の答弁をひとつ踏襲をしていただいて、そういった前提が整って、審議を進めていっていただきたいと思います。

とりあえず終わりにします。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今、古賀さんの関連の中から、ほとんど私も意図するところをつかんだわけですけれども、ただ、たまたま私と夏井さん、先ほど、この会に入っているというような中で、状況については省略しますけれども、そのとき申し上げてあったことを再度、この場で言っておきたいと思います。というのは、今、増員の関係でありますけれども、この表を見て、それぞれの議員さんもわかるかと思いますが、私と夏井さんは、議会の立場ということで出た。そして、それぞれのそういう団体なんですけれども、やはり広域的に使われる施設であれ、要するに地元の宮地域あたりの人たちといいますか、そこら辺を網羅した人が出てないんじゃないかということを、この会議でも――夏井さんは、今要するに、名古屋さんなり古賀さんなりのお話がありました、その請願者ということでの申し出で、１人増にするべきだろう。私は、地元のそういった、いろいろこれから建設に当たったり何かする部分もあるし、そういった意味で、地元の人を１人入れるべきだ。そして12名というようなことでやるべきだろうということを、この会でも発言をしております。

ですから、前段の部分は皆さんも承知されたと思いますけれども、そういった意味で、ぜひ地元の方を１人入れてほしい。で、その結果のところでは、やはり結論は出ておりませんでした。今後、次回に向けた段階で考慮をするというような雰囲気で、その場はとまっておりますので、あと、この素案も今提出を求めましたけれども、これもこの程度の内容での説明で、あとは現地調査をした。こんな状況でありますので、あえて発言の機会を得て、私の方の地元からもう１人、そんなことを今、柔軟な対応で結構だ、という市長の発言がありましたけれども、ぜひ、地元のその近くの方を選出をいただくように対応方をお願いしたい。

一応、関連の質問、終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、懇談会の委員の方の選出のあり方についての議論があったわけですが、一番大事な点は、各種委員会の中で、懇談会の中の人選のあり方については、その請願者を中心とする方たちの意見も聞く必要は十分あります、ということは答

弁されております。これは議事録を見ていただければ、明快な答弁として出ているわけです。そういう背景を踏まえまして、各請願の相反する請願の方の発言の機会を十分に反映をさせます、その懇談会の中に入れます、というふうな答弁をされている背景が実はあるわけです。これは議会に対する約束なわけです。この約束はやはり、公の場でそういうふうに話をされているんですから、それを踏まえてやらなければ、私は行政に対する市民の方の不信になるだろうと。これは非常に怖いことで、先ほど名古屋先生がおっしゃったような根本的な問題に触れるということで、それは特に注意していただきたいというふうに思います。

さらに、もっと厳しい話は、私もこの懇談会の席に出させてもらったんですが、その前に一般質問で私なりの、浅川の生涯学習を含めた複合施設をつくるという、その流れの浅川施設についての話を一般質問で提出させてもらったんですが、その後に、懇談会の委員会に出席をさせてもらったんですけれども、そのときに、今お手元の方に配られております「浅川公会堂建設計画素案」ということで、私も見させていただきました。これを見ますと、根本的にわからないことが出ております。

というのは、要するに600にこだわってどうなのかという議論が、随分いろんな角度からなされまして、市の方でもそういうふうな対応をやっていきたいと思います、それは懇談会の中で十分検討させていただく、という話もあったわけです。文教委員会の中でも、600取ると、果たして生涯学習を含めた複合施設が実際にできるのかどうかということが、やはり議論になったわけです。で、600席にこだわらない複合施設的なものを十分検討してつくっていただきたいという請願は、採択をされました。これは全会一致で附帯意見の中でも、「特に600にこだわることはない」というふうな意見まで添えて本会議で全会一致、採択を見ているわけです。

その背景を見ますと、当然、この懇談会に提出されるたたき台だと思いますけれども、そういうものは、こういうふうな内容では、私はその懇談会に提出される内容としては、根本的に違うんではないかというふうに思ったわけです。

特に、施設の内容というところで、具体的な記述があります。ホールを600席前後とするとか、楽屋とか集会・会議室、管理事務所、ロビー、保育室と。なお、可能であれば次の余裕を確保するということですが、再三、いろんな方から答弁をいただいてますが、矛盾のある答弁もいただいてます。文教委員会の中でも名古屋委員の方から、要するに妥協案といいますか、600的なものという構想も生かしながら、さらに移動式といいますか、そういうことで検討できるんではないかということで提案もあったわけです

が、それについても十分検討したいということで、来ております。

で、相反する請願がその後出されて、しかし、文教委員会としても、相反する請願であるため、その辺を議会の意思として不統一の対応ではいけないんではないかということで、継続になった経緯があります。

そういうことを踏まえますと、今回、人選の問題についても、私は非常に、フェアではなかったと思います。この建設計画の素案の内容につきましても、この懇談会に出される内容としては、不十分ではないか。要するに、議会の意思とは全く違うものが出てきているというのが、私の実感であります。

私も懇談会に出席をしていて、次の懇談会のときに、どういうふうにしたらいいのか。ほとんどの委員の方は、この600席ありきということを前提にして、中の細部についてのことを検討するんだろうという、そういう形で出席をされております。ですから私は、600席ありきということで参加をしておりませんので、その辺、ほかの懇談会に出席をされている委員の方に、どういうふうに説明をしていいのか、その辺が非常に矛盾を感じております。この辺は非常に私は、行政としては非常に無責任ではないかというふうに思います。懇談会の性格の内容からして、そういうことまで託されるのかどうかということまで、私は恐らく行政としては、十分検討した上で、出されなければいけないのを、そのまま出されている。むしろ混乱を招くだけではないかということを非常に危惧をいたしております。

私も一般質問でお話をさせていただく予定でしたが、今関連で質問をさせていただきましたが、この辺、どういうふうにお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

ただいま御質問ありましたように、この問題については、請願その他でいろいろな経緯も今まであって、議会でもいろんな御意見が出されたことは、私どもとしても十分承知しておりますが、そういったものをもちろん当然踏まえるわけですが、最初の段階で私どもとしては、基本的に私どもが考えております柱の部分といいますかね、中心になる部分だけについてはまずお示しをして、御議論をいただかなけりゃならない。そういう形で素案をごく粗い形でつくってございまして、それについては、今後、懇談会でのいろんな多様な御審議を踏まえて、その辺のところについては充実を図って、最終的な形をつくっていきたいというふうに私どもは考えて、あくまでも、今おっしゃってましたけれども、要するにたたき台で、素案という形でございますので、その辺については

十分に御意見を承りながら、内容を充実のあるものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話は非常に大事な話で、確認をさせていただきますが、助役のお話ですと、先ほどからも答弁があるとおり、委員会、議会の質疑応答も十分そしゃくをして、それを取り入れて進めてます、という話の延長線からいたしますと、今の話は非常に納得がいく話です。

で、ここにある、ここに出されてます、600とかそういうことは、一つの案だということですから、要するに当初、平成元年に浅川のあそこの敷地を取得したときの取得目的、いわゆる生涯学習のために複合施設の用地として確保しました、という流れからいきますと、600ということにはこだわっていない。これは一つの素案です。たたき台ですから、これについては、皆さんがさまざまな市民の方の要望を聞いて、十分検討していただいて結構でございますと、こういうふうに今、私は答弁の中で理解したわけですが、それでよろしいですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　前に御議論をいただいた過程でも、例えば、あそこに確保のできております敷地の中に、どういった機能までが施設的に含めることができるのかどうかという、かなり専門的な見地での検討もあわせて進めながら、なおかつ、市民の方の利用の実態に合わせていくということが大事だというふうに考えておるわけでございまして、その辺のところを今後、懇談会での御審議と並行しながら、専門的な見地での検討も十分に行って、より充実した施設にしていきたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　そうしますと、ちょっとこれしつこくなっているのかもしれませんが、これは懇談会に参加されている委員の方の仕事の内容からしても、非常に密接なことですからお尋ねしますが、今の延長線からいきますと、この懇談会というのは、普通の懇談会とはちょっと違うと。要するに、計画の内容そのものについても入るわけですから。従来の懇談会ですと、市の方で骨格をつくりまして、例えば、建物の色はどうするとか、それから体の不自由な方のためのものがちょっと必要ではないかとか、火事が起きたときは、後ろの方のあれはどうだろうかとか、そういうふうな設計をして、その後、素人の判断にしても、いろんな目でさらされて、これで行きましょうという、これが私は従来、ほとんどの懇談会のあり方だというふうに見ているわけですけれど。

今度の懇談会というのは、要するに600ということにはこだわってはいないで、要するにどういうふうなものをつくるのか、どういう市民の方のニーズがあるから、どういうふうにしていったらいいのかということで、そこまで入っていくわけですから、そうしますと親切なやり方としては、600というこれ一つの案だと思います。ですから、何本か私はつくられて、出してですね、やる作業までもこの懇談会の性格としてはあると思うんですね。そういうふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　確かに懇談会にお示ししてありますものは、素案、たたき台としての素案でございますけれども、これはあくまで私どもはやはり、討議をお願いする骨格はお示しをしているつもりでございます。ただ、そこに書いてある個々の部分につきましては、これから御審議いただく中で、内容をさらに一層充実したものにしていくということについては、私どもも、そういう考え方で懇談会での御審議はお願いしたいというふうに考えているわけです。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとまた話が変わっちゃったんですけれども、要するに懇談会の委員の方の仕事の負担ということも考えますと、玉虫色的な答弁はちょっと許されないので詰めますが、その骨格については示しているということなんですね。その骨格の中身は何ですか、ちょっと答弁してください。骨格の中身は何ですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　そこに書いてございますように、ホールとか楽屋、あるいは集会機能の部分ですね。また、それに伴う附属的な施設というのは、この施設をつくる場合の最低限整えるべき部分だというふうに考えて、たたき台としてお示しをしているわけでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　そうしますと、今、ホール、楽屋ということが骨格だというお話がありました。で、今までのさんざんの議論の中で、また請願の全会一致の採択の意見の中で、それを踏まえますと、また用地取得の当初の目的の延長線からいきますと、生涯学習のために複合施設をつくってまいります、という延長線から見ていきますと、600ということにはこだわってない。例えば、それが300になっても200になっても、—

—ホールですね——200でもいいわけですよ。300でもいいわけです。ホールですからね。その後ろに楽屋的なものがあると。そういうふうに私は受け取っているわけですが、それでよろしいですか。これは非常に大切なことですから、お聞きしますけれど。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　そこで600席前後ということを括弧でですね、ホールの後につけてお示しをしてございますけれども、これは私どもが考えている標準的なサイズをそこに示しているというふうに御理解をいただきたいというふうに思うわでございます。今までホールとして日野市が持っておりますのは、御承知のとおり、市民会館の大ホールと、それから七生公会堂のホールでございますので、そういった既存のホールとの関係等も御審議をいただく際には、当然、参考にしていただけることになるだろうと私ども考えておりますし、また私どもとしては基本的には、その中間という形で、その標準的な席数を規模としてお示しをしているということで、その点も含めまして御検討はいただくというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　先ほどの私の質問に続きまして、質問を続けさせていただきます。

土方英世さんと市との覚書の資料をちょうだいいたしました。これを読みまして、大変、さすがに土方英世さんだなあ。まあ、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、御子息さんは、市立病院の今、お医者さんをされておりますし、なおかつ、この覚書の冒頭に、「甲は、この土地に日野市高齢者総合福祉施設及び同医療施設等を建設する」と、こううたわれております。そして、この面積たるや、２万1,000平米余り、大変広大な用地を日野市は思わぬときに、本当に天から降ってわいたような、宝物が授かったんではなかろうかと、かように思うわけであります。崇高な理念のもとに決断されました土方さんに、私は議員として心から尊敬の念を表明する次第でございます。

また一方、当地は第二桑園跡地であったわけですが、ただいまの浅川公会堂懇談会委員の選任に当たっての市の対応を聞いておりますと、理事者といいますか、担当者のちょっとお粗末な対応に、次元が違い過ぎるな。私は、その為政者の長たるものは、常に森を見ていていただきたい。「木を見て森を見ざるがごとし」ということわざがありますが、長は大局的な見地から、その川の流れ、道の行方に誤りがあるかないかというものをチェックする者が、長たる長のゆえんであろうと、かように思うわけであります。

したがいまして、私はこれから市長に何点か質問をさせていただきますが、この２万

1,000平米余りの、あるいは条件つきといいますか、希望に沿うようにするためにお尋ねしたいわけでございますけれども、去る11月の１日号に市長は、南部に地域病院を、と。その実現を図るために、という、「まちをつくる市長室から」ということで文章がつづられております。

ちょっと何行か読ませていただきますと、「昭和62年２月の広報この欄に、今回と同じ題目でまちづくりの記事を公表しています。かねて市内の南部地域に、市民が安心できる規模の病院がほしいとの要望については、市が行った意識調査にも強いものがあり、客観的な医療行政の面からも必要性が認められるので、その実現を図りたいところであります」。

中間はちょっと省略させていただきますが、真ん中辺にきて、「１．市内の公的医療体系を二眼レフ構造に展望し、多摩平を本院（250床）、高幡を分院（200床）として位置づける」。その中で、「議会筋には、新規に適地を求めて一点集中の解決を図れ、との意見もありますが、今日の土地事情のもとで、適地を確保できる見通しはなく、また、巨額の二重投資は財政負担の上で不可能と判断しなければなりません」、こううたわれているわけであります。

まだいっぱい、ほかのことも書いてあるわけですけれども、これは、かねてから市長はこのようなことは言っておりましたが、先般の建設委員会におきましても、このことを市長に私は、ちょっとアウトラインですが質問をし、抽象的な答弁でしたけれども、私は私なりの理解を示したところであります。

その確認でございますが、まず１点目の、市内の公的医療体系を二眼レフ構造に展望し、多摩平を本院、高幡を分院として位置づけるということについては、市立病院２本立てでいくんだというふうに解釈して、私はしているわけですけれど、間違いないかどうかの御答弁を、まずいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう考えで、現在、一番具体化し得る方法だというふに考えております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　では、分院としての位置づけであるということを確認させていただきます。

もう、今さら私が説明するまででなく、ただいま高幡の区画整理事業は着々と進行しているわけでありますけれども、御存じのように、全地主から、突如として降ってわい

た病院建設構想に、拒否反応を厳しく示しました。この市のたとえ病院建設の必要性は、まことに私どもも市民も認めるけれども、もう減歩も仮換地も決定し、事業がどんどん進行しているときに、ある日突然、急転、あらしのようなにわか雨が降ってきたことに対して、これには協力できないという請願書が議会に出されているわけであります。

市の構想は、もう一度ここで申し上げますが、日野保健所の隣接地に約2,000坪の用地を確保して、そこに200床の病院を建設するんだということでありますが、聞くところによれば、大体南側の用地と等価交換をしなくとも、2,000坪の市有地は確保できたという見通しができたということを、仄聞ですが聞いたわけでございますが、それに間違いないかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

高幡土地区画整理区域内の市有地、それから保留地の面積でございますが、まず市有地でございますが、これ南北合わせまして、一部公社用地が含みますけれども、5,742平方メートルでございます。これは換地後の面積でございます。このうち、線路の北側にございます面積が、5,050平方メートルでございます。それから京王線の南側に、駅の南になりますけれども、692平方メートルございます。それから、さらに保留地でございますが、全体では3,008平方メートルございます。そのうち、京王線の北側に2,835平方メートル、南側に173平方メートルございます。

したがって、この市有地の線路北側の5,050と、それから保留地の線路北側に2,835ございますので、すべてが集合換地が可能ということじゃございませんけれども、地域の権利者の御協力をいただければ、市が計画しております2,000坪（6,500平方メートル）程度の用地の確保は可能だということでございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいま、都市整備部長のお答えによりますと、もう既に恐らく遺産相続で市に売却されたという話も、私ども、承っております。そういった用地等を順次確保しながら、既に2,000坪の用地ができてたということを聞いております。

しかし、私がここでお聞きしたいのは、高幡の200床に対するいわゆる約2,000坪、ちょうどそのぐらいの用地でございますが、あるいはまた、本院である多摩平の病院の建設計画250床についても、今本当に現在162ベッドの中でも、通路の狭隘、あるいは近代医療機器施設の導入に困難を、支障を来しておる。ましてや、現在市の進めている高幡区画整理事業地内の南部病院の分院としての位置づけについて、用地の見通しはついたものの、地主さんがこれだけ拒否反応している中で、集中換地の見通し、可能性というものはどのように見ているのかどうか。その点についてお答えいただきたいと思います。集合換地です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　御承知のように、この高幡の区画整理に関しましては、現在、２件の請願が出されております。一つは病院に関するもの、一つは高幡不動駅南口のこれからのまちづくり、ないしは現在テナントとして入っております商店の方が、これからどういう区画整理のかかわり合いを持ち、事業が進行するかという、その辺の２点あるわけでございます。

地元の権利者は、ある意味では、この請願が出ておりますので、この請願の審議経過を見てということが一つ、１点ございます。

それからあと一つは、請願の中にもございますけれども、当初から区画整理の中で良好な住宅地をつくりまして、それぞれの権利者が住宅供給をする、そういうもくろみを持っていたわけでございまして、その中に市有地の集合換地といいますのは、なかなか抵抗がある、いわゆる問題があるということで、現時点では御了解がいただけないわけでございます。今後、この集合換地につきましては、審議会の御理解なり、あるいは関係権利者の了解なり御協力がなければできないわけでございまして、今後、その努力をする。それ以外に方法はないわけでございます。若干地元で感情的な面もございますので、少し冷却期間をおいているというのが実情でございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私は冒頭に、先ほどの市長の行政報告の中のこの土方英世さんの用地の市への売却、あるいは貸与等について、質問しているわけでございますが、それに関連して、この巨大といいますか、まことに一極集中したこのような用地を確保するということは、今後とも日野市にとって不可能に近いような出来事がここで生じたわけでありまして、この点について、さらに質問を続けていきたいんですけれども、例えば、現在、市立病院の所に目いっぱいの250床の増設をした場合、そして高幡に約2,000坪の用地が集合換地が成功したといったときに、200床ベッドとして何台ぐらいのまず駐車場が確保できるのかどうか、その見通しについて、ちょっとお答えいただきたいんですが。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　お答えいたします。

多摩平の現在あるところに、250の病院をつくった場合の駐車場でございますけれども、現在の敷地の範囲でありますと、現在、今日、70台ほど置いてございますけれども、建物が250ベッドになりますと大きくなりますので、その分、駐車場は制限されてくると思います。したがいまして、地下を利用するようになろうかと思いますが、80から100ぐらいの地下駐車場、それと地上での駐車が40台ぐらいになろうかと思います。

また高幡地域につきましても、2,000坪と仮定するといたしまして、2,000坪の中の200ベッドということになりますと、用途地域が同じような２種住居専用地域といたしまして、多摩平よりは若干駐車場はふえる形になろうかと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいま病院事務長から、多摩平、あるいは高幡の病院計画について駐車場等の見通しの概略を御説明していただいたわけですが、市長、それを聞いておって、少なくとも、私はかねてからこの南部地域、日野市全体の医療計画体系というものを早期に打ち立てるべきであるということを自来、主張し続けてきて、そして本当に現況の日野市の医療体系のお粗末さというものの恐ろしさというものを常々指摘してきたわけでありますけれども、そういった中で、せっかく市長が乗り出して、やるんだといったこの計画に対して、さまざまな憶測、風聞、あるいは市民からの、特に区画整理地域内における地権者からの今日のこの拒否反応を見るときに、思い切って私はこの際、少なくとも駐車場を今の数値で聞いただけでも、今、市立病院に通院されている方々、朝行って遅い人は午後２時、３時、４時に帰る人も出てくる。それで外へ出て見たら、違法駐車で張り上げしてあったと。うかうか駐車もできないという現況の中で、付近からも苦情が絶えない。この際、この市立病院の建設計画を第二桑園跡地２万1,279平方メートルの土方英世さんのこの用地に思い切って建てかえ計画を変更されるような英断が市長にあるのかどうか。

先ほど聞くと、とりあえず一部老人福祉、老人ホームのようなものをつくりたい、当初。この覚書によれば、総合福祉施設及び同医療施設等の建設にするということがうたわれていることでもあります。地主さんの意思というか、要望にもかなうわけでありまして、私は大変結構なお話ではなかろうかと思うのでありますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、直ちに全貌を明らかにするということは、もう少し時間をかけ、検討した上で最善の判断はしたいと思っております。土方英世さんのお約束いただきます土地は、ちょうど日野市がこれから高齢化社会に入っていって、まだ特養ホーム、あるいは老人ホーム、あるいは中間施設、また老人の福祉施設等が必ず必要になってくる、そういう時代に向かっての見通しもございますので、覚書の中にもはっきりとそのことをうたっていると、こういう御理解の関係であります。

それから、いわゆる市立病院の計画につきましては、今までいろいろ御議論をいただいておりますが、南部にもやっぱり均てんできるということとあわせ考えて、今考えておる高幡の区画整理地域に分院用地を確保する。そして、分院的な位置づけで将来の二眼レフ構造を、より機能化していくということに目標を置きたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　市長の今の答弁ですと、土方英世さんの今回の提供された用地は、老人福祉関係の病院、あるいはそれに類するものというふうな計画で、市立病院の建てかえ計画については持ってない。これはまた違う次元なんだ。高幡は高幡であくまでもやるんだと、こういうような考えだと解釈できるんですが、それでよろしのかどうか、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解をいただきながら、そのような方向で、どちらも両立できるように図って、いかせていただきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私が先ほどお話申し上げました、いろんな病院経営については、問題点があろうかと思いますが、とにかく今日、一番大切なことは、近代医療機器の施設の充実設置ということはもう論をまたないわけでありますが、それも緊急に建てなければならない、つくらなければならないという中で、やはり駐車場ということが一番の問題点になってくるんではなかろうか。

先般も日野市議会の市立病院対策特別委員会、青梅市立病院を、500床ベッドをつぶさに視察してまいりました。委員長を初め病院事務長、本当に懇切丁寧な御説明をいただく中で、あの中に500ベッドに500台の駐車場を確保しておる。１ベッド当たり１台という駐車場が一つの基準になっておる、というようなことを指摘されました。

そういったことを考えると、今の市立病院のいわゆる250ベッド構想、あるいは高幡における南部病院の建設計画構想については、およそそれらのこれからの病院経営に対する市の取り組む姿勢の基本的なものは、やはりある程度請われているんじゃなかろう

か。

そういうことを考えると、この際、思い切って将来展望の中で、確かに高幡の場合には、多摩平に行くといっても、交通が非常に不便なために、南部地域については不便な場所でもありますから、利用される方にとっては大変喜ばれることは受け合いでございますが、今回の土方英世さんの第二桑園の用地も、やがては御存じのように、モノレールがすぐ近くを、停留所があるわけでありますし、なおかつ、以前の都市計画道路2・2・11ですか、今度新しい何か記号に変わったそうですけれども、22メーター拡幅等図り、なおかつ、現在万願寺区画整理事業が着々と進んでいることを勘案すれば、あの第二桑園跡地も、恐らく数年のうちに見違える町並みに展望してくるんではなかろうかと、想像するわけです。

そういった中で、やはり私は、百年の計を打ち立てるためにも、また土方英世さんの今回の崇高な理念に報いるためにも、さぞ喜ばれるんではなかろうかと思うわけですが、その決意のほどですね、市長の。あいまいじゃなくて、先ほど私は、市長に苦言を呈するわけじゃないんですけれども、やはり一城の主というものは、少し、私から言わせれば、木を見過ぎているかな。全体の森、山を見ていただいて、その流れの行く末を見きわめる長期計画の中にポイントを置くべきであるというふうに思うわけですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おっしゃるように私も森を見、山を見て判断をいたしておりますので、市民に一番、日野市の将来のためにこたえる方法として、考えているものであることをお答えとしておきます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　大変市長、結構な御答弁いただいてありがとうございます。

市長は――森田さんは、市長に就任して18年になろうとしております。長期計画をすらつくったものは、２年前じゃないですか。我々議会で市長に、なぜ長期計画を持たないんだ。長期計画を立てた上で将来計画をつくるべきであるということを、口を酸っぱく言い続けて、やっとできた。病院だって市長、そうではないですか。あなたが市長に18年間いて、市立病院のベッドをわずか20床しか増床してない。１万人に70ベッドが必要だということを再三、この議場を通じて申し上げて、指摘をしてきた中であります。それを「常に高い見地から、山を見、森を見て進めてきたつもりであります」。そういう白々しい答弁が、余りにもこの問題については、私には納得のできない答弁であります。

す。

がゆえに議会でわざわざ「市立病院対策特別委員会」を設置して、車の両輪としてでも市民サイドに立っていこうということでスタートしたのが、現実の姿ではありませんか。ただいまの私の指摘に対して、市長はどのようなお答えをいただけるか御答弁いただきます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　努めて謙虚に判断をしていきたいと、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　長沢教育長、あなたの最近の言動を見るにつけ、私は今、激しい憤りを感じている一人であります。

この問題は、去る11月２日の臨時議会において、長沢教育長辞任を求める緊急質問として取り上げる予定でありました。諸般の事情により、今日まで延びたところであります。もはやあなたには、教育長として日野市の教育行政を任せておくわけにはいかないと判断をいたしました。どうか静かに日野市を去っていただきたい。かように思うところであります。

私たちは、あなたを再任したのは、やはり間違いであった。再任すべきではなかったと、深くを反省をし、後悔をしているところであります。

なぜ、教育長人事がなかなか決定を見なかったのか。既に御案内のように、過去の議会において、無断欠席による議会軽視として本人の陳謝の問題、あるいはわずか１日足らずで辞意を撤回したその真相、そのいきさつ、また極めて異例とも言える「教育長自己けん責を求める決議」が可決をされた経過を踏まえ、どうしても私たちは、教育長人事に慎重にならざるを得なかったのであります。

そうしているやさきに、何か本を出版するんではないか。こういううわさが流れました。自分が再任されるかどうか、その教育長人事が混迷しているときに、ここで本を出すことはないであろう。議会と非常に深いかかわりのある回想録のようなものである。いま少し出版は見合わせた方が賢明である。まして回想録などというのは、本人がその職を離れて、後に過ぎ去ったことを思い起こし、昔のことを振り返りながら書く、これが世間一般の常識、回想録と言われるものであります。

私は何も、あなたの言論出版の自由を束縛するつもりはありませんが、現職の教育長を在職中に、回想録はないだろう。しかも本会議場や、あるいは委員会審議の生々しい赤裸々な描写が随所にあらわれてくる表現をされている。なおさらのことである。市長

にもはっきりと、教育長再任はお断りしよう、この決意でおりました。

果たせるかな、この出版を心配をした、憂慮した特別職の方や、何人かの複数の管理職の方々が、あなたに電話をしたり、あるいはあなたの自宅にまで伺って、もう少し見合わせた方がいいんではないか、このように忠告をし、助言をしたはずです。そして、あなたはその方々に、もう少し出版を見合わせるとの約束をしたはずです。それ以前に、もしこの教育長人事以前に出版されているならば、私たちは少なくとも、あなたを同意することは全くなかったと、はっきりと申し上げておきたいのであります。

私は、あなたがこの約束をして、はっきりした、とこういう報告を受け、そして教育長再任の決意をしたのであります。

ところが、10月の中旬に、どうも本を出版したらしいとの話を聞きました。まさかうそだろう。そんなはずはない。耳を疑いました。そして、本をあちこち探しました。やっぱりあるではありませんか。私は、唖然といたしました。それも教育長に再任をされたすぐ直後に、公私の区別もなく、再任されたなら、もうどうにでもなれ。しかも議会にこの配付をことわられるや、個々に本を送ってきた。まさに私ども議員に挑戦状をたたきつけてきたかのような振る舞いとしか言いようがありません。

自分の言動に責任の一かけらもない、まさに開き直った態度は、人間としても、教育者としても、既に失格と言わざるを得ないのであります。どうか、静かに市役所を去っていただきたいと思います。もし、所感があれば伺います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま黒川議員さんの方からお話のありましたその内容につきまして、私として釈明させていただきたいと思います。

確かに８月３日の日でしたか、私の教育長人事が議会にかけられる。そういう事前の時点で、市の幹部職員の方から電話を受け、また私の自宅の方へも訪ねてきてくださって、出版を見合わせたらどうだというような話を受けたことは、率直にそのとおりでございます。

で、実は私、この問題につきまして、私自身、１期目のときもそうでございますけれど、教育長の任期というものにつきまして、４年という限定された任期がある。その間に取り組んでまいりました教育上の問題点につきましては、私自身の一応まとめということも含めまして、出していくのが教育長としての一つの責任の取り方ではないかということで、第１期目が終わったときにも、「教育のうねり」というような形で第１期目のその総括をしたわけでございます。第２期目が終わった時点の中でも、やはり同じよ

うな形での対応をとりたいと、そういうように考えておりました。

率直に申し上げまして、市からそういう話を受ける前に、私自身といたしましては、第２期目が終わった直後の７月の中旬に、立川のけやき出版という出版会社と契約をして、その前に一応原稿そのものはでき上がっていたわけでございますけれど、そのまんま自分のところに保管しておりましたその原稿を、40人学級の問題だけにつきましては、けやき出版という出版社を通して出していく、こういうような手続をとり、その中で、７月中旬の契約なので、でき上がるのが10月中旬になるということで、作業が進んでいたわけでございます。

確かにお話を聞いたのは、８月の上旬ですね。私のその教育長としての議案が議会にかけられるという直前に、そういうお話が議会筋からも出ているということをお聞きしたので、私自身としては、とにかく10月中旬には出版というような運びになっているということは、その方々にもはっきりとお話をしてきた次第でございます。で、「教育のうねり」の第２集の中にも、若干そのことについても触れまして、この第２集とあわせて今回出版します「40人学級騒動記」という表題の回想録についても、ぜひ御批判、御叱声をお寄せいただけたら幸いです、というような前書きを書いて、第２集の「教育のうねり」を出したと、そんなような状況もございました。

私自身、回想録を出す時点の中で、率直に申し上げまして、私自身も、教育長８年間の中に在任期間中を通しての、当然議員の皆さん方も御承知のように、一番大きな問題として取り上げられたということは事実でありまして、その中身の問題につきましては、私は決してそのことによって議会を誹謗するとか、あるいはだれを中傷するとか、そんな気持ちは毛頭なくて、それぞれの立場の方が、それぞれの角度から日野市の教育というものを、いろんな角度から心配し、議論してくださったその内容を、どうしても記録として残しておきたかったということも、確かに私の気持ちの中にはございましたし、そういう状況の中で、今黒川議員さんの方からおっしゃられたように、回想録というのは、一応その立場を離れてから出す性格のものであるというその御意見、これももう十分わかります。わかりますけれど、先ほど申し上げましたように、私自身としては教育長の任期というものを、１期１期という形でとらえながら、その期間を取り組みに私自身、どういう姿で取り組んだかということを知っていただく、また全国の方々にも、日野市のこの教育の活力といいますか、それぞれの立場で取り組んだ経過というものを知っていただきたい、とそういういような意味も含めて出版したということで、日野市内だけを対象にした内容でなかったものですから、今言ったように、特にけやき出版という

ような出版社を通してお願いしたと、そのような次第なのでございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　本に対する私の感想と、何点か気になる箇所を申し上げておきたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる回想録というものは、自分がその職を離れた後に昔のことを振り返り、思い出して、そして過ぎ去ったことを思い起こし、書くのが一般のいわゆる回想録である。それを在任中に書くというのが回想録ということは、私は決してあり得ない。不的確である。この点をまず指摘をしておきたいと思います。

37ページに、各会派から出ている文教委員も、傍聴者のあることで、議員心理を刺激され、ふだんよりも活発な質疑応答が展開されていった。各委員は、先を競うがのごとく、という文章がございます。

同じように183ページにも、同じような文章が載っているわけでございますが、議員が、傍聴者がいれば手を挙げて質問をする。なければ全然質問をしないようなこういう表現は、まことに失礼千万と言わざるを得ないのであります。私たちは、傍聴者がいるとか、いないとか関係なく、まじめに審議をしているということを申し上げておきます。

159ページには、あなたが都議会議員の質問の議事録を見ているくだりがございます。質問者が公明党議員であるところから、日野市議会の会派構成を考えたとき、「変形40人学級」の実現に対し、絶望的認識を持つとともに――云々とある。まことに事実誤認のけしからん文章であると言わざるを得ません。公党に対しても、認識不足も甚だしいと言わざるを得ないのであります。

この文章を見ますと、公明党が当初から、この「変形40人学級」に反対をして、実現不可能にするために都議会にまで働きかけたような、こういう錯覚をしてしまう。ここまでに至る経過は、この底辺は、既に日野市単独で解決でき得る問題ではなくなってきていた。そこで、私たち会派としても、何とか東京都に働きをかけて、打開策を講じていただきたい、こういう気持ちから都議会議員にお願いをしているんです。それを、質問したのが、取り上げたのが公明党の都議会議員であるから、もう既にこれはだめになってしまったかのような表現。日野市の会派構成を考えると、絶望的な認識を持つ。全く事実を知らない作文と言わざるを得ないのであります。

177ページには、久しぶりに議会の拘束から開放された、ほっとできる土曜日であった、とある。議会では、あなたを拘束しているつもりは全くありません。今までも拘束

をしたことは一切ない。どうぞ、ひとつ御自由になっていただきたい。議会は、ここにいる皆さん方を、お一人お一人を拘束する場所ではありません。常に議会があれば、この議会に縛られている、拘束されているんだというこういう考え方は、まことに理解に苦しむわけです。あなたは教育長としてその任にあるがために、教育長の選任を、信任を受けたために、その職務を全うせんがために、この場にいるんじゃないですか。拘束などということは、全くもってのほかのことであると指摘をしておきます。

207ページには、恩讐の彼方の思い出として、教育長の胸にだけ生きつづける問題なのであったと、こう出ております。そのとおりにあなたお一人の胸にしまっておけば、こんな問題にならなかったんです、何も。恩讐の彼方――恩讐という意味、私、よくわかりませんでした。広辞苑によりますと、情けとあだ。例解新国語辞典によりますと、人から受けた情けと恨み。現代国語例解辞典によりますと、恩と恨み。単に恨みの意で用いることもあると、このように出ております。

ですから、一般的には、恩よりも、どうも讐の方、そちらの方にウェートがやや重いようである。菊池　寛の小説に「恩讐の彼方」という言葉が出てまいります。恐らくあなたは、どうもこの菊池　寛の小説から、この「恩讐の彼方」というものを引用したんではないかと思います。

そして248ページには、その「恩讐の彼方」に対して、「恩讐の彼岸」という言葉を使っております。この「彼岸」というのは、「暑さ寒さも彼岸まで」のこの彼岸という字でございます。向う側の岸ということが辞書に出ておりました。仏教では、悟りの境界に至る。文豪・菊池　寛の小説に対抗して作家・長沢三郎が、「恩讐の彼岸」という言葉を、自分の創作語として「恩讐の彼岸」ということを使ったんでしょうか。いよいよ全くわからない。このように指摘をしておきます。

211ページには、辞任の決意を固め、元教育委員長のもとにあいさつに行ったくだりがございます。先生がおられれば、議会も遠慮をし、こんなことにはならなかったかもしれません。一体、どうしてこの、こういう議会に遠慮などという言葉がどうして出てくるのか、私は全く不思議でならないんです。私たち市議会議員が、一体だれに遠慮して審議をしているんですか。いまだかつて、だれかに遠慮をして、この議場で審議をしたことなどまだ一度もない。いまだかつて一度もない。一体、日野市議会議員を、あなたは何だと思っているんですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）議員の議会の見識を疑うようなこの文章は、まさに議員の品位を傷つける思いがしてならないのであります。

その後のところにも、その議会は、議長を選出、議会構成のために、積み残しとなっっ

ていた一般質問を５日間の日程で行うことになっていた。もう予算も決定し、今さらという気もしないでもなかったが、議会行事であればいたし方なかった。こういう表現がある。「議会行事」なんていう言葉は、あなたも長いこと議会にいて、わかっているでしょう。議会行事なんていう言葉は、どこを探してもないんです。何か議会がお祭りやっているような、イベントやっているような、何かセレモニーやっているような、こんな感じがしてならない。議会には議会行事なんていう言葉はないんですよ。前にも、この議会の拘束ということで指摘をしましたが、どうもこの、議会に出るのが嫌で嫌でしょうがないような、そういうふうにとられてもしょうがない。ありありとこういうところに出る。今さらという気もしないでもなかった。

特に、予算通過の後の一般質問というのは、確かに、何か気の抜けたようなものであるということは、これは私たち議員が言うのは当然であっても、何もあなたに言われることは全くないんです。それを、今さらという気もしないでもなかった。全く嫌だけれども、しょうがないから議会に出るんだ。こういうありありと。

230ページには、原稿用紙と着がえだけをバッグに詰めて、温泉に出かけていくわけです。これは、無断であなたが議会を欠席し、そのことが問題になるや、急遽、診断書を提出して、10日間の療養生活に入るくだりです。私たちも、健康を害することは間々あることですが、しかし、病気療養に行くのに、何で原稿用紙が必要なんですか。何で原稿用紙を持っていかなければならないのか。うがった考え方をすれば、特にこのときには、４月にずれ込んだ、大変長期にわたる議会がやられておる。みんなが一生懸命に議会をやっているのに、あなた一人が朝から温泉に入って、そしてこの本の執筆をしていた。こう考えられてもいたし方ない、そういう表現じゃないですか。病気療養するのに、原稿用紙なんか必要ないんです。

最後に、「教育長の自己けん責を求める決議案」が上程をされ、可決をされたくだりがあります。この「自己けん責決議案」なるものは、一体どういうものなのかというのは、一般の方々にはなかなか理解できないところであります。無断欠席に端を発した本会議場での陳謝を含め、最後の一番クライマックスのところ、一番重要なところのこの文章が抜けておる。ほかには大変細かく、細部にわたって描写されているにもかかわらず、この部分だけが、決議案なるものが抜けておる。まさに片手落ちの文と言わざるを得ないのであります。

さらに、この本のタイトルとなっております「40人学級」というこの名前は、名称は、もう既にこの世に存在をしない架空の名前なんです。それをタイトルに使用している。

御案内のように、当初は「40人学級」で出発しました。途中から「変形40人学級」に変わりました。そして、63年の３月19日、臨時教育委員会を経て、市議会予算委員会の席上、「学習グループ学級」に変わっているんです。私たちがみんなですから、「学習グループ学級」ということで承知をしている。あなただけが勝手に、全くない名前を持ち出してきて、それをこの本に書いてある。いかにこの本がいいかげんなものであるかということが明白だと思います。

また、「騒動記」とは、一体何事かと言いたいんです。私たち市議会議員は、４年に一度の、この過酷な、熾烈な選挙戦の洗礼を受けて、まさに選挙の修羅場をくぐり抜け、市民の代表としてこの場にいるんです。

あの当時の「学習グループ学級」の問題は、日野市の将来を担う子供たちの教育問題であることはもちろんのこと、私ども市議会議員が、議員としての責任と職務と、市民を代表しての自覚に立って、また党の名誉と浮沈をかけての激しい攻防戦だったんです。それを「騒動記」とは何事ですか、あなた。何かどたばた喜劇でも演じているような、議会軽視も、議会侮辱も甚だしいとはこのことなんです。

しかも、父母や議会の声を背負って、東京都の教育委員会を相手に自分の職責をかけて戦った。自分一人だけが戦い、自分のことだけを正当化して、自分一人が激しい批判の渦巻く中を、信念を貫いて戦ってきたかのような表現は、まさに自己弁護にふさわしい。自己弁護に終始した内容と言わざるを得ないのであります。

以上の観点から、あなたには、日野市教育長として既に失格と、ふさわしくないと判断せざるを得ないのであります。この後に教育長辞職勧告決議なるものが提出される予定であります。どうか静かに日野市を去っていただきたいことを願って、質問終わります。

○議長（小山良悟君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　３点ばかり質問させていただきます。

１点目は、先ほど市川資信議員が発言されました病院問題でございます。

南部に地域病院、これは私ども決して反対するものではございません。市長が３年前からこの構想を打ち出しまして、るる広報でも今回で２回目、出されたことも十分承知をしております。

市長は、行政とは、市民の満足度をいかに高めていくか、これに尽きるんだということを、よく言われます。私も、まさしくそのとおりであるというふうに感じてきております。時と場合によっては、若干むだがあっても、それはそれでいいんじゃないかな、

このようにも考えているところでございます。

この病院問題、先ほども市川議員からお話がございましたように、対策委員会までつくって3年目に入ったわけでございます。市民が今、一番望んでいるこの健康の問題、この辺をどのように市長がお考えになっているのか。

「広報ひの」の11月1日号、先ほど紹介がありました。これを見ますと、どうも財政的な問題がかなりネックになっているようなニュアンスの文章とも受け取られる部分がございます。市民は、安心して自分たちの健康を守っていただきたい。総合病院へ行けば、すべて整っていて、安心できる、心配ない、こんな病院を願っているわけでございます。市立病院を建て直すときに、地元の医師会とも十分協議をしていきたいという、こういうことも市長はおっしゃっておったわけでございます。

この「市長室から」という中で、市長は二眼レフ構想をずっと打ち出してきているわけですけれども、三田病院長の過去のいろんな御説明を聞きますと、地元の医師会と公的病院は、病診連携ということで機能を分担していくことが、これからの時代は大変大切であるということ、こうおっしゃっています。私も、まさしくそのとおりである。本院と分院をつくった場合に、果たしてそれが、効率的、あるいは財政的に見て、本当にベターなのかどうか。一つの総合病院をある1カ所につくって、南部の方には公設民営でも、あるいは民設民営でも、そういった病院を誘致する、こういうことが議会の中での結論的な意見だったというふうに承知をしております。

ここに書かれている中を整理しますと、一時的な病気は開業医にお任せいただきたい。ただし、重症患者、あるいは難病患者の治療は市立病院にゆだねる、これが病診連携プレーである、こんなことも書かれているわけでございます。

過日、私の手元に、1通の手紙が参りました。なぐり書きの文章で、かなり動揺した形跡の執筆でございます。

午後8時半ごろ、子供が熱が高くて、胸が苦しむということで、これは大変な病気じゃないかということで、まず病院を探した。花輪病院が内科なので電話をしたら、小児科の先生がいないから、診られません。こう断られた。たまたま日野市休日準夜診療所が10時半までやっていましたので、ここへ電話したら、すぐ来てくれということで、診てもらった。幸いにして、風邪だったということで、ほっとしたところだったんですが、ここで診てもらったら、あしたはいつもかかっている市立病院に行きなさい、こういうふうに言われた。日野市にはこんなときに、もっと高度医療を備えたそういう設備はないんでしょうか。こういう趣旨の訴えです。

本院と分院をつくったときには、市長も前にお話がありましたように、科目的に分けたらどうかなという、こんなお考えも示されたというふうに記憶をしております。こういう方が市立病院へ、子供を抱えて行った。本院に行ったらば、いや、本院では小児科はないんですよ。分院の方に行ってくださいと。こういうふうなことも今後、こういうことが実現しますと、そういうことになる。2カ所につくることは、私、大変結構だと思うんです。高幡の方の方は、多摩平まで来るのに大変ですから、それはそれで私は問題ないと思うんですが、公的病院というのは、二次的医療を目指して救急診療、これを配慮するという市長のお考えでございます。

であるならば、やはり総合病院というのは、一つにしておいて、もう一つの南部地域の方は私は、民間病院を誘致する土地建物ぐらいは提供しても、運営だけはそういうものを誘致する、こういうことでもいいんじゃないかなといふうに先ほどまで考えていたんですが、先ほどの市川議員の確認でもって、分院、本院とも総合病院である。こういうお答えがありましたので、今までの流れの中で、地元の医師会はどのようにこの辺を理解されているのか。あるいは現場を預かる総合病院の医師、看護婦、あるいは病院従事者は、どんなふうにこのことを考えておられるのか。泥臭い話が聞きたいわけでございますので、その辺について、見解があったらお聞かせいただきたいというふうに思います。これが1点でございます。

2点目は、先ほど行政報告の中で、市長が「市内郵便局の市民課事務に関する協力」ということで報告がございました。市内16カ所。大変結構な考え方であるというふうに、私は理解をしております。ただし、この郵便局が代行しますということが、多摩平支所の本庁統合との関連で、あれが代替案であるのかどうか。あれをやるから多摩平支所は廃止をしますよというふうな結論にいってしまうのかどうか。この辺の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。これが2点目。

3点目は、第1回の定例会の中で、一般質問として市内の循環バスの運行について質問をいたしました。この中で企画財政部長が、結論として、百草、三沢地区並びに日野台地区については、平成2年度に実現できるように、できるだけ早く京王帝都と交渉を進めていきたい。財政負担の問題も含めて実現に努力をしていきたい、というふうに御回答いただきました。ちょうど1年が経過をしようとしております。この中で、請願も含めてバスの増便の問題、あるいはいわゆる路線の何というんですか、コースの変更、こういったものも、かなり要望として出されております。一方では、通っている所がそういう形でどんどん要望がふえてきている。大変それは、市民要望ですから、いいわけ

でございますけれども、先ほどの質問しました、２年度に財政負担をしてでも、何とか実現したいという、残されたあと３カ月ぐらいしかございませんので、現時点でどのくらいまで進行しているのか、わかっていることだけで結構ですから、お考えをお聞かせいただきたい。

以上、３点でございます。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の前段２点について、簡潔にお答えをさせていただきます。

病院問題のことは、私どもの非常に重い当面の課題でございますので、いろいろな発想並びに構想というものを、議会にも説明をさせていただいてまいっております。たまたま11月１日の広報に、かねての大きい課題であります「南部に地域病院を」という、前にも発表したことのあるタイトルで、一応、今日到達し得ている基本的な考え方につきまして、項目別に記載をさせていただきました。

今御質問の、南部に想定いたします病院を、どういう性格でやるかということが、かなり強く問われることもありますので、そこで一番はっきり理解をされるのは、やはり公設――今、御質問の中に、経営におきまして、民営という言葉も出たわけであります。私どもも、民営ということを、全く放棄したわけではありません。公設の中で、まず第一に期待をしたいと考えておりますのは、かつて地元の医師会にも構想のありました、医師会病院という形を問うてみなければならない。そこで医師会の意見を聞きながら、最終的に、いわゆる市が市立病院の分院という形で行うことが一番妥当だという結論になれば、そういう経路を経て、そういう形を目指していくというふうにいわゆる構想しておるところでございまして、いろいろ経営・運営の仕方につきましては、十分関係筋の討議や御意見も経て、確定をしていきたい。このことにはお答えをしておく必要があるというふうに思っております。

それで、地元医師会、あるいは開業医さん方との市民医療につきましては、いわゆる機能の連携ということは、極めて大切なことでございますので、大きく役割分担をすれば、やはり一次診療は、地域の開業医さんに受け持っていただき、外来という形で市立病院が余り開業医さんに歓迎をされない状態をつくり出すということも、配慮しなければならないと思いますし、それから、例えば地域保健協議会等でも、そのように医師会の代表の方にもお伝えをして、一定の機能分担ということを市民に御理解をしていただこう、ということには、異論のないところでございます。

いろいろと病院の問題は、御意見も拝聴しておるところでございますし、一番おさまるべき方法で市民の医療に責任がとれる、そういう行政の立場で臨むべき重要な課題である、このように考えていることはもう言うまでもございません。

それから、質問の第２、市内郵便局が市民課事務の代理的な事務を行っていただける、こういうことが見通せる状況になりました。このことが市民生活にはかなり利便を及ぼす性質のことだということは言えると思っておりますが、郵便局に要するに、申請用紙を置き場所を設けて、保管をしていただきます。そうして郵便で郵送していただく。それから、いわゆる使用料を伴いますので、使用料は小為替、100円、200円という程度の少額な小為替があるそうでございまして、それを封筒の中にも合わせ入れていただいて、それが使用料としていただくことになる。郵便局はつまり、切手を売っていただく。あるいは配送していただく。本来の郵政事務の中の業務として御協力をいただける。こういう内容でございまして、新しい地域郵便局の市民サービスに何とか窓口を提供なさろう、こういう意図に発する新しい手法だと言えると思っております。

武蔵野市、小平市で、ごく狭い範囲のこの手の代用窓口が――郵便局で代用窓口を行っておるわけでありますが、日野市の場合は、項目もかなり拡大をして、新しい手法になる、このように言えることと思っております。

それから、御質問のいわゆる多摩平支所を統合するということは、これもまた、一つの行政改革のこれまでの一手段というふうには考えてまいっております。代替窓口としては、十分今度は郵便局は機能できるということで、市民の利便にかなり代替的な、つまり多摩平を統合した場合でも、代替的な役割になるということはもう言うまでもない、このように言えると思っております。

市内循環バスのことにつきましては、今、いろいろと京王バス当局並びに市内のタクシー業の方々と協議をしております。

ちょっと触れておきますと、タクシー業の場合は、増車をしてもらう。10人乗り程度の車を増車して準備をし、それを市が借り上げて、そして相乗りのできるタクシー運行、つまり乗りたいという所で乗せてもらい、おりたいというところでおりられると。市が借り上げることになりますので、そのルートは指定することができると。あるいは時間を指定をし、いわゆる毎日借り上げ、こういうような形になるのではなかろうかというふうに見通しております。そういうことが一方には、今、検討課題からかなり具体的な状況に進んだということは言えると思っております。

陸運局当局との協議の問題は、まだ残っておるわけでありますが、そういう市内運行

バスと言える部分と、運行に利便を図っていくという工夫は、一歩前進することができると、このように思っております。特に、懸案の日野台地域につきましても、その具体化は可能であるというふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

１点目と３点目について、確認だけさせてもらいます。

運営については、関係機関と協議をしていく用意があるという、そういう結論でございますけれども、二眼レフ構想に対して、地元の医師会はどのようにこれを理解しているというのか、考え方を持っているのか、この案に対してですね。医師会としてどんな結論をつけているのか。まだ結論が出てなければ結構ですけれども、どういう考えを持っているのか、もし御意見等が当局にありましたら、その考え方をお示し願いたいというふうに思います。

あくまでも市民の健康を守るということですから、財政よりも、まず市民本位の行政を、ぜひ実現をさせるべきであるという、こういう観点から、あくまでも総合病院というのは一つであって、分院というのは、私はどうかな、というふうにずうっと長い間、思ってきましたので、やはり安心して診てもらえる病院、これは、場所はどこであれ、総合病院に行けば、安心して検査も受けられるし、難しい病気も診てもらえるんだというこういう期待感を多くの市民が持っていると思いますので、ぜひその運営については、まだまだ決めてないということですから、さらに御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、３点目の市内循環バスにつきましては、今、一歩前進ということで、来年度の予算には何らかの形でその辺が反映されるのかなという、こんな期待を持っております。乗合タクシーですか、そういうような感じのお話ですけれども、今市内を走っておりますミニバスの運行を、ぜひお願いしたい。さらに御尽力をお願いしたいというふうに思います。

１点目だけの、医師会がどのようにこの件を――市長の考えをですね――どんなふうに思っているのか、それだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師会と直接協議をしたというところではございませんが、地域保健協議会でいずれ御議論をいただくということになると思います。

過去の経過を申しますと、以前のいわゆる日野医師会におかれましては、南部に病院

が必要だという認識のもとに、一つには、一つの経過と申しますと、やっぱり医師会病院を持ちたいという計画で、ちょうど保健所に近い周辺で、その構想をお進めになっていたということがございます。

それからもう一つは、民営病院を南平の箇所で120床程度の診療科目、８診療科目ぐらいだと思っておりますけれど、医師会で承認をされた。承認といいましょうか、容認をされた。こういう経過がございますので、もう既に医師会では、南部にしかるべき医療施設が必要だ、市内でも必要だということは、もう十分認識をしておいでであるというのが、過去の経過でございます。

したがって、提案をすれば、いろいろな御意見はいただけると思っておりますが、必要なし、という意見にはならないというふうに確信をいたしております。

バスのことにつきましては、企画財政部長の方から少し補足できますから。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは３点目の関係につきまして、もう少し説明させていただきます。

既に経過としてミニバスの関係につきましては、交通対策特別委員会の各委員さんにも、京王本社にも御足労願いまして、要請した経緯があるわけでございます。それは基本的に２路線、先ほど質問の要旨の中にありました、高幡から百草団地を通りましての聖蹟桜ケ丘コース、もう一つは日野台の路線でございます。既に高幡から三沢の所を通った当初の路線については、何回か御報告しておりますが、一団地が全く中の路線についての反対がございました。そういう関係もあったわけでございますが、最終的には路線の変更をしまして、京王と協議が調っております。これは、あくまでも京王が自主的に走らせるという問題でございます。それに関連しての停留所の整備等の関係での市が対応すべき問題を、現在対応している。よって、京王では警察、陸運局との協議を進めているところでございます。これにつきましては、あくまでも京王の自主路線。

もう１点につきましては、日野台の関係でございます。これは当初から、財政負担をしても実施をしてほしいという要請をしてきました。まだ具体的に単価も出ておりません。一部コースの問題と停留所の関係で、京王は調査中でございます。できるだけ早い時期に、いつからできるか、年度当初からできるような努力はしておりますが、何らかの形で予算は組み入れていくというような並行な形で進めているということを、御報告しておきます。

なお、先ほど市長から話のありましたタクシーバスの関係でございますが、これも並

行して現在交渉中でございます。先ほど市長からの報告のとおりでございますが、なかなか京王との、陸運局との調整部分で多少、これからの交渉の努力は必要かというふうに思っております。

以上だけお答えしておきます。以上です。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時42分　休憩

午後６時18分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　何点かありますが先に、先ほどの教育長に対する質疑がありましたので、その点を先に取り上げて、疑問点をただしてまいりたいと思います。

黒川議員より、教育長の責任について、明確な論拠をもって、この出版に関する問題点の指摘が行われました。

私は、教育長の性格、性分、そういったことをやはり、この際いろいろと考えてみるわけであります。教育長、穏やかな物腰、また語り口の中にも、その中に誠実な人間味を感じることもあるわけでありますが、半面、こう思ったことは、たとえ偏った見解でもこれに固執して、他人の言説を受け付けない、偏執の気性を見ることができるのであります。これほどの私は偏屈な人だとは思いもいたしませんでした。

仮に出版、表現の自由を隠れみのに使ったとしても、教育長は、議会との信頼関係をみずからの手で今回、その断絶を宣言したことになるのであります。その責任は、今議会でけじめをつけるべきであります。自制心を失い、自暴自棄の観すらする長沢教育長のもとでは、今後、はかり知れない不測の事態も日野市の教育界に発生するかもわかりません。議会としては、そう予期をぜざるを得ないのであります。先ほど、辞職の道の

選択を勧告をする意見も出されました。私も全く同感であります。

いろいろお聞きをしたい点はありますが、まず議長にお尋ねをしたいと思います。

私どもに送られてまいりましたこの長沢教育長の本の中に同封をされておりました、Ｂ５の手紙のようなものがついているわけでありますが、この中に、「議会事務局に持参いたしましたが、議長さんより――これは小山議長のことであります――『教育のうねり』と異なり、たとえ贈呈本であっても市販される性格のものであり、議会の交換便を通して議員さんに配付せず云々」ということで、この議員に対する配付は、議長の指示であったとはこの中からとても読み取れないわけでありますが、配付を議長の指示にある面では従ったというふうな表記がここになされております。この経緯を議長の方から、どのようなやりとりが実際にあったのか、お差し支えなければお聞かせをいただきたいと思います。その後、質問に入ります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭議員にお答えいたします。

期日は定かでありませんけれども、過日、長沢教育長より、長沢教育長の著述の出版物を議会事務局をして議員に配付したいという要請がありましたけれども、出版社が民間の出版社であり、しかも本に値段がついていたということで、いわゆる商業本のたぐいというふうに判断いたしましたので、議会として配本することはできないということで、その要請をお断りしました。そしてその後の配本の指示は、私からはしておりません。教育長自身の対応として考えるべきですということでやっておりますので、配本の指示そのものは私の方からはいたしておりません。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　わかりました。あくまで教育長の判断で私どもに送付をされたということがわかりました。その点をまず、前提として大切なことでありますので、確認をした次第です。

それでは、教育長に１点だけお尋ねをしたいと思うんですが、記憶をいろいろたどってみますと、昭和63年のこの定例会、予算を審議した議会で、かなり予算委員会、また本会議場でさまざまなやりとりがありました。それはこの本にもかなり紹介をされているところでありますが、３月の末日にこの関連する予算4,800万円を予備費に投入をするということで、一つの結論を議会が出したわけであります。その後、教育長は辞表を提出をする。翌日、４月１日のことであります。その後、休暇届が市の方に出されたということが説明がございました。つまり議会に見えないということで、教育長はどうしておられるかということから端を発して、話が進んだわけでありますが、結局、休暇願いも出ていなかったということがはっきりいたしました。４月４日付で当時の教育次長

の現砂川助役が、電話で休暇をとりたい旨の連絡を受け、それを教育次長が便せんにしたためて、これを職員課に持っていったということがわかったわけであります。

しかし、健康上の理由、また休養したいという理由を挙げていながら、通常つけられるべき診断書がついていなかった。慌てて翌日、診断書が提出をされたわけであります。このくだりが、この本の229ページにあります。「心筋梗塞治療中。胸部に不快感あり。10日間の安静休養を要する」。こう要約をされております。

ところが実際、私、当時配られた診断書を見てみますと、この内容に相違はないわけですが、ある言葉が欠落をこの本ではいたしております。診断書は、「最近、胸部不快感出現するようになりました。約10日間の自宅安静加療が必要です。上記のとおり診断いたします。――八王子医療センター・石井俊彦」という医師名が記されております。この本には、診断書にある「自宅」というのが省かれております。私たちはこの診断書が出されて、教育長もいろいろ疲労こんぱいをし、自宅で英気の回復を図っているのだろうというふうに想像いたしておりました。

ところが、この本を見て私どもはっきりしてきたことは、自宅にはいらっしゃらなかったんです。先ほど黒川議員の方の指摘もありましたが、健康チェックをし、診断書を提出した後、原稿用紙と着替えをバッグに詰めて教育長は、伊豆半島にある温泉に出かけていったということになっております。疲れて休暇願いも書けない人が、原稿用紙を持って小説を書く。ちょっと考えられないことであります。私たちもよく、物を頼まれて、原稿用紙何枚以内でこういうことを書いてくださいということを頼まれます。大変、物を書くというのはエネルギーを必要としますし、資料等の収集も必要ですから、疲労こんぱい、自分で休暇願いも書けないときに、原稿で小説を書こうということは、普通、ちょっと常識では考えられないわけです。

しかも、当時、昭和63年のこの予算審議が終わり、残されていた一般質問が行われようとしたときには、だれしも、いろいろなやりとりがあったから、教育長も疲れてやむえ得ないなという気持ちがありました。八王子の御自宅で安静にしておられるというふうに思っていたわけでありますが、何のことはない、温泉でこのとき既に、この本の執筆が始まっていたということです。これはやはり、議会を欺いたことに私はなるのではないかと思うんです。しかも、この本を読む人は、巧みに診断書の内容を一部自宅安静加療が必要です、と書かれてた診断書のその文言「自宅」が、故意にか偶然か知りませんが、欠落をしております。

いろいろ先ほど指摘もありましたが、私はこの点を、議会に対して、どのように申し

開きをされるのか。当時を思い起こしていただければ、どなたも、まあ多少、10日間程度のやはり休養は必要だろう、という思いはしておりました。しかし、温泉にこもって物を書いて、一生懸命、出版の準備をもう既に始めておられたとは、予想だにしなかったわけであります。

このことについてまず教育長は、どのように議会に対して、申し開きされるのか、この点、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、「自宅安静加療を必要とする」という点について、故意に診断書のその内容を落としたとか、そういう意味ではなくて、当時、診断していただいた先生から、10日間の安静加療を必要とすると、そういう形で、診断書のそのものは、役所の方にお届けしたものですから、自分の手元になかった。ただ、正直申し上げまして、心筋梗塞の治療、加療中であるということで、ずっと通っておりましたので、そういう点で、医師の方が、診断書を書いていただいたという方向で、内容的には、執筆の中で表現をとったわけです。

それからあと、今申し上げました、自宅安静加療と言われていながら、自宅でなくて、温泉に行ってこの原稿を書いてたのかというそのお話でございますけれど、確かにあの当時の状況というのは、自宅におりましても、次から次に電話がかかってきたり、来客があったりというような状況で、現実的に自分自身としては、何とか場所を、もっと静かな所へ行って、静かにしていたいということで、ふだんから行きつけております、休みのときなど時々出かけていって、よく気心の知れている宿なものですから、そこで休ませていただく状態をとったと。

確かに、一日宿にいて、温泉につかっているというわけじゃありませんので、もちろん当時、自分の頭の中にあった下書きというか思い出を、柱だけでも記憶に新しいうちに書き上げられるものは書き上げたいということで、休みながら、自分の体調と合わせながら、その程度の気晴らしを温泉宿でやっていたというような状況でございました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ま、教育長の言い分はそういうことだろうと思いますが、診断書を受け取った後、教育長は、電話で市長に連絡をとり云々ということがありまして、主治医の指示で診断書どおり休ませていただきたいのです、と報告をしております。そしてその後、温泉に出かけたということになるわけですが、医師の診断書というのは文

学作品じゃありませんから、例えば自宅静養とか、入院加療必要とか、この自宅というのも、ただ思いつきでこの医師は書いたんじゃないと私は思うんですね。しかも、診断書どおり休ませていただきます、ということであれば、医師の診断書が、自宅でお休みになればいいんですよということであれば、おうちの方もいらっしゃるわけですし、人が訪ねてくる、電話がかかってくる。しかし、とても人に会える、また会う心境でないということならば、その対応は私はできないことはないと思います。自宅にいるのと温泉に出かけるというのは、かなりの私は開きがあると思いますよ。

しかもそこで、今指摘しましたように、記憶が新しいうちにとおっしゃいますが、議会の会議録の資料、またさまざまな公文書における要点の筆記、いろいろな出版物等参考にすれば、あとは断片的に何か書きとめておられれば、何かを後でまとめようと思えば、十分に教育長がおやめになった後でも、一つの立派な回想録というのはまとまると思います。

だから今回、こういいった、当時私たちが63年の４月の時点で、自宅でお休みになっていると思って信じてたときに、日野にはおられなかった、八王子にもおられない、市役所にはもちろん来ておられないわけですから、八王子の自宅にもおられない。この本の、準備を既に原稿用紙を詰め込んで、バッグを抱えて出かけておれらたというのは、やはりだまされたという感をぬぐえないわけです。こういう点が、やはり今回、先ほどもいろいろ指摘をされましたが、私が一番、議会に対する信頼をみずからの手で断ち切られた、そう判断をせざるを得ない、大きな根拠になるわけです。

適切な行動であった。医師の指示に従った、自分としては適切な行為であった、というふうに今お考えになっているかどうか、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほど申し上げましたように、確かに電話とか来客とか、家族の者がいるからということで、家族に出させておけばいいというだけにはいかないような内容の電話や来客等もあるわけで、結局、自宅にいるよりか、先ほど申し上げましたように、比較的何回も出かけて、よくなれている宿で休ませてもらってた方が、自分としては落ちついて療養ができる、そういうような判断をして、温泉の方に出かけていって、１週間ほど過ごしたと、そういう状況なんです。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ですから、私の今申し述べた感想に対して教育長は、いや、自分は間違ってなかったんだ、というふうにおっしゃるのかどうか、その点をお聞きした

いわけです。我々は、自宅にいらっしゃるというふうに思っておりますし、まさか原稿用紙の升目を埋めながら、40人学級のそのてんまつを記録するために、もうペンを走らせておられたなどとは到底考えも及ばなかったわけです。こういうことに対して、我々が不信を持つことに対してはどうお考えになりますかということで、現時点のお気持ちを聞いているわけです。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　そういう状況でですね、あれしたことに対しましては、心からおわび申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　教育長の物を冷静に判断されるときというのは、もちろんほとんどの場合そうなのかもわかりませんけれど、大事な局面においてその冷静さを欠くということは、大きな何か問題を惹起する場合も考えられるんですね。今回がまさにそうではないかと思うんです。

しかも、先ほど指摘がありましたように、当初、「変形40人学級」ということで、40人学級からもちろんスタートはするんですが、クラスを再分割して「変形40人学級」をやる。これは小学校ではちょっと、中学校や高校のような授業方式ですから無理だろう。校長先生やＰＴＡの方からもいろんな疑問の声が上がる。そうしましたら、その提案した理由が予算審議の中で今度は「学習グループ学級」というふうに名称が変わってくる。こういう変遷があるということを、我々はわかります。

しかし、この本をもし一つの資料として今後、何か40人学級や、これから30人学級、20人学級になるのかわかりませんが、そういうように一つの参考としてもし、これが資料的価値を持つとしたら、「変形40人学級」から予算審議の過程で「学習グループ学級」に変わっていった、また議会の中でどのようなやりとりがあったかというのは、細かい内容はここには記されておりませんから、あくまで予備費に回すことを主張し、教育現場の混乱を回避することを選択をした我々が、悪玉になるんですよ、どうしても。そして、教育長だけが悲劇の主人公として、だれからも認められ、そして善玉としてみずからの立場を保障する、そのあかしとしてこの資料は価値を持つかもかわりません。しかし、すべての議会のやりとりがここに記されているわけじゃありませんし、もちろん書くだけのスペースはないんでしょう。しかし、これをどなたにでも読んでいただきたいということをおっしゃる以上は、ある程度客観的に、だれが見ても問題がないという、それだけの配慮がなくちゃいけないと思うんですね。

しかし、これはどう読みましても、表題が先ほど読みましたように「40人学級騒動記」。40人学級が実現できなかったのは、議会が最終的には十分に支持をしなかったし、理解できなかったからだ、というふうに結論としては、要約すればそういうことに皆、とらえると思うんですね。その辺の配慮も私は現教育長という立場では、なさるのが当然ではなかったかと思うんです。

今その席にいらっしゃって、今でも、いろいろ指摘もありましたが、この出版が当時、まだこの40人学級のやりとりをめぐる熱が冷めないうちに、もう執筆されていたということも含めて、この本の出版については、全く現在まで教育長としては堂々と胸を張って、間違いございません、とおっしゃられるのかどうか、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほどの黒川議員さんからの指摘の面も含めまして、内容的に表現のまずい点、あるいは間違ったとらえ方をしている面、そういう点については、重々おわびしたいと思います。

ただ、私、全体を通してその内容を読んでいただければ、私自身が、どちらかといいますと、都教委を対象にして、何とか都教委に理解してもらいたいという方向で、中心を専ら都教委の方に向けて行動をとっていた。肝心かなめの、今言った父母の不安だとか、あるいは先生の心配だとか、そういう点に対して、十分な形でそういう方々に対する手だてをしなかった。そういうところを逆に、市民を代表する議会のチェック機関ということを通して、この問題の正しい方向づけを議会そのものが結論として出した、というように私自身はとらえているわけでございまして、ですから、その辺の表現等につきましても、末尾の方にその点を含めて私自身、議会制民主主義というもののあり方、そういうものに対する人間の英知、あるいは校長会で、あいさつをする中で行いました、その議会というものの出した結論というものは尊重しなくてはいけないんだということの発言等、そういうようなものを通しながら、内容的には私の当時とっていた行動が、もっと着実に自分の足元、それを見きわめながら行動をとる点に不足があったということの反省も含めて記録してあるわけでございまして、今古賀議員さんがおっしゃったように、議会が結局、この40人学級をつぶしたんだ、というような、そういう形で、正しいのは私だけであって、悪いのはつぶした議会なんだ、というような気持ちはさらさら持っておりませんし、今もそれから、それを執筆しているさなかにも、そういう気持ちで執筆は私自身としては、していないというように思っているわけなんです。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これ以上やりとりしても、何か暗夜を抜け出て、明るい世界にいきなり出るような明快な状態にはならないと思いますが、教育長という立場でこういった本の執筆、また出版をするということであれば、私はもう一つの選択の道があったのではないかというふうに考えます。

それは、こういう、先ほど私が議長にお聞きしたのは、議長が何か判断をして、各議員のもとに郵送するような指示がもしかしたらあったのではないかということも考えられるということで私、お聞きしたわけです。つまり、教育長として発表する場というのは、いろいろあるわけですね。現時点で例えば40人学級のいろいろてんまつを語りたいということであれば、全く何もそれを触れてはいけないということには、もちろんなりません。教育委員会で発行しているいろいろな出版物、印刷物がありますね。そういうものの中にも、例えば連載をしてもいいし、「教育委員会便り」のようなものに何か今後の教育施策の発展のために、こういった経験が生かされれば、ということでお書きになることは十分可能だったと思います。それをあえてこういう商業本の形をとって、しかも現職でですよ、回想録という銘を打ってお出しになる。これはやはり、慎重さを欠いている。

しかも、教育公務員――学校の先生たちもそうですし、教育長も今、公務員としての立場がある。本当のいろいろな訴えたいことがあれば、その地位を離れて書く方が自由奔放に書けるんです。訴えることも私は可能だと思います。いろいろ守秘義務や、また教育長という、またほかの公務員の皆さんであれば、その地位にあって何か書くというのは非常な制約を受けるわけです。本当に「変形40人学級」のてんまつをを後世に残したい、またいろいろな人たちに読んでいただいて何か参考にしてもらいたいという気持ちがあれば、私はその地位を離れて書く方が、自由奔放に、何の制約もないわけですから、ふんだんな資料を使って出すことができると思うんです。

だから、もし、こういうものを世に残すということがあくまで教育長の生涯の目的としてこれから考えられるのであれば、私は、教育長をおやめになって、７月から８月、教育委員会には来ていらっしゃらなかったわけですから、そのときにでも決意を固めて、フリーの立場でさらに原稿に手を入れて、もっと資料的にも、それから表現にも遠慮がない形で堂々と論陣を張って、このてんまつを記録に残されたらよかったのではないかと思うんです。

だから、残ってやるとすれば、教育委員会という一つの枠があるわけですから、教育委員会のいろんな出版物に、ある制限を受けながらも発表する。もし、おれは堂々と、

事細かにこのことはどうしても書いておきたいんだということであれば、もっと制約のない、制限のない自由な環境、雰囲気の中で腕を振るっていただければよかったのではないかと思うんです。非常にそこの選択がまずかったのではないかというふうに私は思います。

特に、もう回答は特に求めませんが、やはりそれぞれ皆、いろんな思いを秘めながら63年の第１回定例会、予備費に関係予算を入れて、一段落した、大変だった、皆疲れたという思いを持ちながら、議会の最終日に向かって残りの一般質問をやっているときに、静養だといってお休みになった教育長が、まさかこれを既に準備しておられたとは、私は想像もしませんでしたね。大変な私は長沢三郎という人は、強い人だなというふうに思いました。今になって問われれば、何か反省したこともちょっとおっしゃるんですが、しかし基本的には、この出版の正当性をやっぱり主張しておられる。

今後、議会はこれに対しては一つのやはり結論を出していくと思いますので、何か言いたいことがございましたら、またつけ加えたいことがございましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、ございませんか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　たびたび議会に御迷惑をかけ、あるいはその私の出版物をめぐって物議を醸す、そういうような状況で、御迷惑をおかけしている点につきましては、重々おわび申し上げたいと思います。

ただ、私自身、率直に言って、40人学級問題を通しての文教行政といいますか、各学校の現場の実態、あるいは校長さんの苦労、そういう状況の問題やなにかも含めまして、この実態というものを広く全国の方々に知っていただける機会をつくりたい、そういう気持ちが執筆の動機の中心にございましたし、それから先ほど申し上げましたように、教育長の任期というその問題の中で、一応４年ごとに区切りがつけられる、そういうような状況の中で、第２期目の教育問題で一番私自身、大きく心を動かされたその問題について、きちっとしたまとめを残し、また将来、新しく教育条件の整備、そういうものが進められていくときの何らかの参考、そういうものに少しでもお役に立つ機会ができるならば、それにこしたことはないと、こんなような気持ちや何かも含めまして、あの原稿全体を記したと。

ですから、一番最後の40人学級のその回想録をめぐってという一番末尾のところでも「今回の問題を通して、東京都教育委員会を初め議会、学校、あるいは教育現場に与えたいろいろな御迷惑について、重ねて陳謝し、この内容を通して教育現場の今現在置か

れているその実態を、少しでも知っていただけるよすがになっていただければ光栄です、幸せです」というような形で締めくくりをつけたような状況でございまして、今古賀議員さんの方から言われましたように、事が特に議会関係のやりとりやなにかが、相当率直に書かれちゃっているというその部分にあるいは、そのために逆に誤解を与える、そういうような文面のつたなさといいますか、あるいは問題の指摘された点、そういう点につきましては、先ほど申し上げましたように、本当に申しわけなかったということを、心からおわびいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　もう質問はいたしませんが、教育長が繰り返し言われるように、教育条件を今後整備していくために何か役に立てば、というようなことをもし動機として今でも本当に思っていらっしゃるのであれば、やはりいろいろな制約がある中で、隔靴掻痒といいますか、靴の下から足をかくような、そういう何かまどろっこしいような状態で書くのではなく、やっぱり実名を挙げ、資料ももっときちんとしたものをそろえて、十分な多くの資料を使って出すのが筋であろうというふうに思います。

これは教育長・長沢三郎奮戦記。しかし、あえなくもいろいろな抵抗に遭ってむなしく討ち死にしたみたいな、そういう悲壮感を持って読む人にとっては非常に満足かもわかりませんね。しかし、事長沢教育長が思っておられるような、果たしてこの本が、その意図どおりの価値を有することができるかというのは、私はちょっと疑問のような気がするんです。

ですから、議会としても、これから教育長のこのアクションを受けて、我々としても対応を決していかなければならないわけでありますが、他人から言われてどうこうという前に、みずから判断することも可能ですので、教育長にきょう、多少やりとりがいろいろ私だけではなく、ほかの議員の方からもございましたので、そういうことを踏まえて、果たして我々が言っていることがむちゃなことなのか、また冷静にお考えをいただきたいと思います。

この件は、以上でとりえあずおしまいにいたしますが、この行政報告の中に、本来なくてはならないのではないかと思われることが、教育委員会に関係していることだと思うんですが、何か重要なことを忘れていらっしゃいませんか。思い当たる節ございませんか。いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　いろいろ問題が山積しておりまして、最近の新聞情報等では、

登校拒否児が5,000人を超したとか、あるいは給食の容器の問題をめぐりまして読売、あるいは毎日新聞等にいろいろ日野市の状況が取り上げられているというようなこと等々、やっぱり前回の議会から今回の議会までの間の問題点であるので、そういう点については入れるべきだったと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この報告を今触れていただいたことは、多といたします。

先般、日野市ではありませんが、浦和市で幼稚園児が、園の不十分な井戸水の管理によって、園児２人が死亡して、30人以上の人が入院をするという事件がございました。このニュースと関連して何か思い当たることはございませんか。なかったらなかったでいいです。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　直接、私今の、幼稚園児が２名死亡して、30名以上入院したと、そういう点と直接的に絡んで日野の中でそういう面での大きな事故、特に夏休み前後にプール事故等あったこと、それに対する手だて等につきましても、ちょっと私自身、先ほど申し上げた、１月ほど教育長を留守にしていた期間の出来事でもございましたけれど、教育長に再度なって話を聞かされ、それなりの手だてを教育次長以下の各指導室の職員等が、懸命に対処された。そういうようなことについては報告も聞いておりますし、またその後も、決算委員会かなにかの際にも、ちょっと、その御父兄の方に対する対応等についても、十分な手だてをとるようにというような御指示もありまして、今もそのための努力を続けているという、そのことをおっしゃっているのか、それ以外にちょっと、事故関係の問題ではないんですけど。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今のお話は、教育長、何かあったような、なかったようなお話で聞いているというようなことで、懸命に対応している。決算委員会で何か話が出たということをおっしゃったんですが、飲み水、小学校、不適切、何か出てきませんか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　百草台小学校におきまして過日、食堂の水の中から鳥の毛に似たものが出てきたという報告がございました。私ども即、現場に飛んでいきまして、そのものを見たわけなんですが、それから対応としましては、日野の保健所にもお願いして来ていただいて、一緒に見ていただきました。で、いろいろ調査していた中で、鳥の毛が確かに入っていることがわかりました。それで水道を全部出したりしまして点検したら、１カ所水道の水の出の悪いところがございました。そしてそこをとめて分解しましたところ、そこにスズメらしきものが１羽出てきたと。こういうようなことで、その日の11時半ごろでしたが、その日の給食は即中止にいたしまして、その他パンとかいろいろのことで対応いたしました。それからもう１日翌日、検査の結果、いろいろのことで給食、要するに実質的には２日休んだと、こういう経過がございました。原因は、高置水槽の一部空気穴から入ったんではないかということで、保健所の方が上に上がったりして、そういう事情がございました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私もそのことをお聞きしたかったわけです。鳥の死骸が水道――飲み水の中に、要するに飲料水として使う水の中に入っていたということです。いろいろ環境問題がやかましく、水にかかわるこういう、浦和市で死亡事故まで起きたときとそんなに時期を前後しないで、日野市でそういう事態が発生した。今まで、これは不可抗力というふうにお考えになっているのか。要するに管理上の手落ちはなかったかということですね。

それから、これは教育委員会内部で処理されたんですか。私どもは全然知らなかったんですね。どこからも聞いておりませんし、今回も行政報告の教育委員会の欄にも生活環境部の欄にも、全く出ておりません。しかし、飲み水、食べ物に関しては、今非常にいろんな問題が指摘されて、我々も敏感になっているときですから、しかるべき報告をされてよかったのではないかと思うんですが、もう一度、管理上のことをお伺いしましたので、いつ――以前には点検したときには、いつのことかわかりませんが、問題なかったのか。今回、定期的な点検なのか。それがわかったのは何月何日か、もう少しほかの皆さんにわかるように説明していただかないと、行政報告にならないと思うんです。新聞などには一切出なかったわけですね。非常によく頑張っておやりになったと思うんですけれど、もう少し事が事だけに、概要をきちんと説明してください。その管理上の時期のこともはっきりして下さい。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　日にちのことにつきましては、ちょっときょう、今ここに手持ちにないんですが、まず管理上の問題ですが、これにつきましては一昨年、この施設の工事をやっております。それで、その取りつけられた空気口のところには一般的には、その空調を入れる部分に網が、小さい網がかかっているわけなんですが、今回、それを見た場合に、網がついていなかった。で、定期的な点検を毎月行っております。

しかし、その点検では、中をあけまして異物や汚物とか、そういうものがないか、それから水を取って残留塩素を検査するとか、そういうような一般的なことをしているわけです。今回は、その羽根が調理場で発見されて初めて気がついたわけなんですが、それが検査してから当然１カ月以内になるわけですけれども、またその日にち等については今、時間は今、11時35分だというふうに思っていますが、日にちちょっと今、定かに覚えていませんので、申しわけありませんが、そういう状況でございました。

そして即、塩素の残留を薬剤師さんにも来ていただき、それから保健所でもはかっていただいて、全部の水道を水を出しまして、たまっている毛がないかどうかの点検と、それから残留塩素が今現在、末端まで0.7ＰＰあるということで、これは一般的な大腸菌には無条件、あり得ないし、それからバクテリア等悪い菌があったとしても、0.7ＰＰ以上ある場合には絶対、生存できないから大丈夫である、というふうなお墨つきを保健所からいただきまして、翌日からでもいいということでしたが、父母等へのお話と、いろいろ連絡をとって安心させるという意味で、１日さらに置いてから給食に入ったと、こういう状況でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　教育委員会はそれなりに十分な対応をされたというふうに一応受けとめますが、父兄に対して、給食が中止になる、それから２日間、水道が使えないという状況があったわけですが、どのように具体的には御説明になったのか、文章をお出しになったか、その内容はどういうものかですね。工事中とかいうことじゃなかったと、鳥が入っていたとちゃんとお書きになったんですか。ちょっとお答えください。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　文章を出しました。この文章につきまして今、手元に持っていないんですけれども、一応内容を確認しまして、まず正直に書いた方がいいんじゃないかということで、発見したその日にはまだ原因がはっきりわかりませんでしたから、問題があるので給食を中止する、ということで当日は話しまして、子供に持たせまして、そして翌日は、こういう理由でということで、鳥が入って出てきたということをお知らせして、報告しました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　本来、起こり得るべくもないことがいろんな場合起こるんで、教育委員会に100％手落ちがあったというふうに思いませんが、今後その管理について、改善されたことはどういうことかですね。今までどおり、ただ網をつけて対応されるのか。今まであった網がなくなっているわけですから、その辺、今後の改善はどのように対応しておられるか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　直ちにそのまず百草台小学校におきましては、用務さんに話ししまして、細かい網のものを上から全体に応急的にまずかぶせました。それからすぐ数日後に教頭会がございましたので、ここで庶務課長より、その対応に点検を、網がないというようなことが起こり得たので、ない所があったら申し出るように、ということで指示をし、そして今後の、そういうことが絶対ないと、ゴキブリでも何でも入れないように、ということで周知をして、点検をさせました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃスズメの死骸が入った水を百草台小学校では、給食や、また生徒の飲料水、どの程度の期間使っていたという結論になるんですか。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　このことにつきましては、保健所の方が３名見えまして、やはり私どもそのことが心配で、いろいろ伺ったわけなんですけれども、スズメはほかのところのパイプよりも太いものですから、日にちは11月14日の水曜日でございました。そして、塩素の残留検査は週１回、それから高置水槽の検査は年１回、それから点検は月１回ということで先ほどお話ししたような状況でやっているわけですけれども、その何日間飲んでいたんであろうということについては、定かには言えない。

ただ、物が新しいという、ピンセットで蛇口のとこかから取り出したスズメの状況を見まして、近日中である、ということだけはわかるということで、それが２日前だったか３日前だったかということまでは、ちょっと判断できないということで、全部のものを取り出して、ほとんどの部分がその水道の蛇口のところにとまっていましたので見たんですが、若干の生臭いにおいはするけれども、腐食しているにおいじゃないというようなことで、入って間もないであろう、という判断でございました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　いろんな水にはにおいや香りがすることがありますから、言われて後から吐き気がするというようなことがあります。まさにそういうことだと思います。

ちょっと発言の訂正があればやっていただきたいんですけれど、教育長は先ほど、決算委員会にこれ報告したようなこと、ちょっとおっしゃったんですね。違いますね。そ

れ、ちょっとはっきりしてください。議会には、全く今回初めてですね。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　決算委員会で指摘を受けましたのは、夏のプール使用事故の問題についての指摘を受けたので、今回の、今のその百草台小学校の水道の問題はきょう初めてでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　百草台小学校の今回の、先月起きたこの事件といいますか、一つの管理責任が問われる不祥事だったと思うんですが、私が恐らくここで聞かなければこのままだれも、そう多くの方が知らずに終わってた思うんですね。文教委員会でも報告は別になかったですし、ございませんし、きょうも別に触れられておりませんし、書かれておりません。事やっぱり口に入るもの、食べ物、飲み物、すべてそうでありますが、やはり１カ月一度、年１回という定期的な検査がおざなりになるということは、あってはいけないことですが、場合によっては、何かが、どこかのシステムが狂っていたからこういうことが起きたということですから、今後、衛生管理の面でこういったことが起きないように、ひとつ十分に気をつけていただきたいと思います。

また、後ほどで結構ですから、父兄に配った説明資料、それから事件の概要$_{33}$事件といいますか、今回のてんまつを簡単で結構ですから、原因、それから対応、それから今後の処置、この点を、今お答えいただいたことで大体いいわけですが、具体的にどういうことをお考えか、ま、会議ぐらいなさったでしょうから、そのことをお願いしておきます。

ここで教育委員のことが今いろいろ話題になっておりますので、教育委員会にこれ報告されたか、最後に、ちょっと聞いておきます。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　教育委員会の始まる前に教育委員さんがお集まりになったところではお話ししているんですけれども、教育委員会へ議題としては出しておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ま、やったようなやらないようなお話で、ごまかされたとは思いませんが、きちんとこういうことは教育委員会の委員の方に報告される。ただ立ち話で、まいりましたよ、こんなことがありましてね、いや大変でした、っていうんじゃだめなんです。ちゃんと書類で報告をして、今後の対応を教育委員会にもきちんと示していく。そうでないと、教育委員さんたちもあんまり緊張しておられないようですから、その点、事務局ですから、しっかりおやりいただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　ただいまの古賀議員からの今の質問で初めて私どもわかったわけでございますが、学校教育部長にちょっと確認の意味でお尋ねしますが、スズメの死骸は高置水槽の中に入っていて、そしてそれが、いわゆるこの、パイプを通ってこの蛇口といいましょうか、出てきたのか、もう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えします。

このことにつきましては、当然、関係者が集まって中を見た結果、それ以外考えられないという、ほかからの入るところがないわけなんですけれども、そういう判断のもとに、この空気抜けに直径３センチぐらいのこういう空気口があるわけなんですが、そこから入ったであろうということで話し合いが行われまして、私どももそうであろうというふうに判断したわけであります。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　この高置水槽、いわる受水槽のこの問題につきまして、ちょっと昔のことで何年だったか忘れましたが、いわゆるこの学校の高置水槽のことについて、議会で取り上げた経緯がございます。もう十何年前になろうかと思いますが、そのときにたしか、私の記憶違いでなければ、今の市民部長が、永瀬市民部長が教育の課長をやっていらっしゃるときに、一緒に私は百草台小学校にこの高置水槽を点検に行っております。そのときに上へ上がって屋上の高置水槽のふたをあけたときに、新しいこの高置水槽の強化プラスチックの中に物すごいごみ状のごみが入っていた経緯がございます。このことを議会に取り上げたことがございました。今、古賀議員の質問でもまた百草台小学校ということでございまして、今関連質問をしたわけでございますが、いわゆるあそこの屋上へなぜ子供たちが上がっていかなけりゃならないのか。あるいは子供ということじゃないかもしれませんが、屋上へ上がって、そしてそこへ高置水槽の中に入れられる。いわゆる管理体制をやはりきちんとしなければ、こういう問題また持ち上がってくるんじゃなかろうか、かように思うわけでございます。

したがって、今いろいろ指摘されておりましたけれども、今後、そういうことが絶対ないようにひとつ、十分注意をされていただきたいと、このように思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　二度あることは三度ありますから、ひとつ気をつけていただきたいと思います。

それからあと２点だけ、これは市長の方にお尋ねをいたします。簡単なことです。

ことしの10月15日の日野市広報に、市長の動き、９月後半というところに出ていることに関してですが、15日、立川相互病院落成記念式典（立川市民会館）に祝辞ということが出ております。これは、御承知のように立川に所在をする共産党の病院ということで有名な病院なんですが、この病院に隣の市の市長が行って祝辞を述べるというのは、どういうことかちょっと私には理解できないんですね。この病院とどういった公的なつながりがあるのか、この点、ひとつ教えてください。

それから、きょう市役所に朝参りましたら、９時45分ぐらいでしたが、もう下の駐車場いっぱいで、車をとめる場所がなかなか見つからない。辛うじてとめることが私はできたわけですが、遠くの方に持っていかれた方もいらっしゃったようです。この間は、一ノ瀬議員も道路にとめていましたら、レッカーで移動されたということで、御本人はぶつぶつ言っておられましたが、やはりいけないことはいけないことで、ちゃんと反則金も保管料も払っておられたということで、来庁者が十分下に車がとめられないという状況があるんですね。職員の方が中には車をとめておられるというような指摘も時々聞きます。今、この市民会館や市の庁舎に来る市民のために確保をされているべき駐車場が、本来、使用することを遠慮すべき人が、使用しているのではないかという指摘が、かなり私どもの耳に入ってくるわけですが、現在は、この点についてはどのような管理をなさっているのか、お尋ねをいたします。

それから、市の職員組合の宣伝カーがいつもとまっています。この来庁者用の駐車場というのは、駐車料ただなんですね。お金一円も要らない駐車場です。１時間とめようと100時間とめても、一円も取られない駐車場です。マイカーで通勤しておられる職員の方は、別に民間で用意されている互助会が仲介する駐車場に月額幾ら、何がしかのお金を、駐車料を払ってとめておられる。ところが、この職員組合の車は、これ市民の来庁者の車と同一視するのはちょっと無理があるような気がするんですが、ただの駐車場にずうっといつもとめておられますね。市民の感覚からすると、来ても満杯だし、車がそういう、本当に市役所に用事があって来た人の車でないのが、四六時中、でんと居座っているのはいかがなものか、ということもよく私、耳にするんですが、この車は車庫証明とかいろんなことあると思うんですが、本籍とか現住所はどうなっているか、この点、

庁舎管理の方の責任者、藤浪部長でも結構ですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の１点のところにお答えをいたします。

日にちは私も正確に記憶をしていないわけでありますが、立川相互病院の落成式があって、祝辞を述べたということは記憶をしております。相互病院という病院が、いわゆる病床制限の中で住民要望が非常に高い。そのことが了承されて、立川市の医師会で増床の同意が得られ、都の当局もそれを認めて数十床の増床が実現したという経過があります。またその運動の中に、日野市からもたしか１万数千名とか聞く署名があったということでございまして、そういう意味で、日野市民が日ごろお世話になっておりますと、こういう立場であります。

当日は、立川市長が来ておられたかどうか、ちょっと正確には言えませんが、少なくも何市かから祝電があったということは事実でございます。別段、私が特別な行動をとったということではなくて、お祝いの言葉を述べた、日野市民にかわって喜びを伝えたと、こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは２点目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

市民駐車場に職員の車が駐車しているんではないかと、こういう御指摘でございます。確かにその傾向はあるかと思いますけれども、果たしてそれが職員のものであるのかどうかというのは、なかなか判断が難しいものがございます。しかしながら、そういった御指摘もございますので、最近では「マイカーの通勤による違法駐車等の自粛等について」ということで文章を、各所属長にあてて出しておりますし、また庁舎管理上、時間の前に庶務課の職員が入り口に行ってチェックをしている。そういう状況で今、対応をしてございます。

それから、職員組合の車がこっちに置いてあるというような御指摘でございます。職員組合の自動車につきましての駐車でございますけれども、この職員組合の性格といいますか、職員組合がいわゆる地方公務員法52条の規定にあります「勤務条件の維持改善を図る目的を持つ団体」であるということで、事務所も庁舎内に許可をしております。その関係もございまして、車両につきましても、関連しているということで、許可をしているのが現状です。なお、駐車に際しましては、地下駐車場などで市民が頻繁に利用する場所には駐車しないように、ということで十分注意をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　まず市長は、立川相互病院落成式典のあいさつ、祝辞を述べているわけですが、市長が、日野市民もお世話になっているし、何か署名がたくさんあって、増床が行われたことに伴う行事に参加するのは当然だ、市長ならそうおっしゃるでしょうし、だから行かれたんだと思うんです。ま、立川の市長が呼ばれて行くということになれば、自分の地域の病院ですからこれもわかるし、何かそれなりに公的な、市長という立場で行くわけですから、公的な何かつながりがなくちゃ、これはおかしいわけです。どんなつながりがあるのかと私お聞きしたら、市民を代表して行ったということで、答えになっているような、なってないような回答なんですが、私はこれ、日野にある病院で何か行事をやるから来てくれ、それで行くというのはわかるんですけれど、多摩川を越えて渋滞をしているところを、隣の病院で幾ら共産党にお世話になっているとはいえ、一個人として市民が参加するのはこれは構わないです。しかし、市長としてよその地域の病院にお祝いに行くっていうのはどういうことかな、と思うんですよ。多分、市長交際費からお祝いも持っていかれたのかもわかりませんし、こういったおつき合いは、私はちょっと疑問に感じます。それだけ申し上げておきます。

こういうのは見落とさないで見ると、いろいろあるんですね。これはこういう議会の場でちゃんと私は自分の考え方を述べておきます。

それから、マイカー等がとめられている。つまり職員の皆さんのですね。そういう不心得な人は、もうだんだんいなくなってきていると信じますし、しかし、まだ徹底しないから職員課ですか、庶務課の方が入り口でチェックをしているということですね。だからきょうも、朝の状態申し上げましたけれど、きょうだけじゃない。近い所に皆とめたいという心理はありますから、どうしても集中するのかもわかりませんが、とめられなくてつい路上に置くということは、あるわけです。それで一ノ瀬さんのような犠牲者が出てしまう。こういうことがたびたび、ほかの方でも同様なことがあります。ですから、１台でも２台でも来庁者が、市民の方が不自由しないように、きちんと駐車場が確保されて、しかもだれから何を言われても、いや、こういうふうにやっております、どうしても御用事のある方は申しわけないけれども、あちらの方にほかに場所がありますから行ってくださいと、こうきちんと説明ができるように、管理体制を徹底をしていただきたいというふうに思います。

それから、職員組合の車ですけれど、これは事務所と同じように、組合活動の一環と

して駐車場は無料な場所を提供している、というふうにおっしゃったんですが、であれば、この場所というふうに決めた方がいいんじゃないですか。三菱銀行の隣にあったり、それから地下駐車場のあっちにあったりこっちにあったりで、入ってきたらあれがとまっていると、よく市民の方言うんですね。宣伝カー、政党所属の議員さんの宣伝カーは大体もうみんなわかっていますからそれはいいんですが、あの車はやはり目立つし、やっぱりどこか場所を提供するならば、決めてあげた方が私はいいと思います。その方が職員組合のためだと思います。なるべく邪魔にならない所に置いてくれということで、置き場所ないじゃないですか。だったら、市民会館の先の郵便局の隣に置くということを決めるか、それとも、それじゃ組合の活動家の人が大変だと、仕事も多いにやってもらっているんだし、あそこまで歩いていくのは疲れるだろうということで、近くがいいというなら、場所を決めるべきです。どうですか、その点。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御指摘につきましては、職員組合と協議いたしまして、場所を指定したいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは何点か質問をさせていただきます。

一つは行政報告の方で、浅川堤防洗掘事件にかんがみ、ということで市長の方から対応策についての御答弁をいただいたわけですが、過日、季節おくれの台風がありまして、仮設の工事自体が問題があったというふうな形で、住民の方から話も聞いているわけですけれども、地元の方からお話を聞きますと、あそこは非常に昔から、大雨が降ったときの堤防決壊危険箇所として非常に問題のある所なんだということで、前々から建設省を通じて――にもかけ合うこともあるし、市の方にもお願いをしてきた経過のある所ですと。とうとうああいうふうな、９月30日のような台風の雨でああいうふうになってしまったと、こういうお話であります。市の方でこれは市長が直接に出かけて、10月11日に京浜工事事務所の方に市長がお出かけになって、その辺のお話をしたところだと思うんですが、建設省の方としても、具体的な細かい回答はなかったかもしれませんが、その辺どういうふうに回答されていらっしゃるのか。

特に私も、そこの箇所の所で、いわゆる霞堤のある部分といいますか、市内の雨水ですね、あれが入ってくる豊田用水というんでしょうか、あそこに入ってくる樋門の部分のことでもお聞きした経緯があります。これはうわさの程度でお聞き願いたいんですが、

京浜工事事務所の方であの当時来たときに、復旧工事のときですが、実は樋門をつくるについては日野市さんの協力が得られないんです、とこういうお話で、私が一般質問でお聞きしているところでは、建設省の方との調整ということで努力をいたしておるところです、こういうお話がありました。私はそのとき、矛盾する話が二つ入ってきたものですから、あれ、日野の方が協力をしないから樋門がつくれないんだ、というふうにも聞いたんで、これはちょっとおかしいなということで、その市民の方にもう少し具体的に聞いてみました。そうしましたら、やはりその辺が抽象的なお話を工事事務所の方の方はされたようですので、どうも日野市の方の御答弁の方が正しいなというふうに帰ってきたわけですけれども、そういうことも含めまして、あそこの堤防箇所がどういうふうになるのか心配をしていますので、もう少し具体的に御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、これは教育長にお尋ねをするのか、図書館のことですけれども、ことしの11月16日にいわゆる日野市の百草図書館が、市立の図書館がようやく完成しまして、地元の方も非常に喜んで、今御利用になっているところだと思います。これは私も文教委員会のときに、図書館長にも再三お聞きしたわけですが、もうその前にも、図書館の利用というのは、むしろ皆さんの一般の方が使いやすいような形ということで、土曜日の午後、また夜間の開館時間ということも一般質問でもさせていただきました。図書館の方では、職員体制とかさまざまなことで研究をしています、という答弁がありました。

で、文教委員会のときにも、やはり私は、この日野市の市立百草図書館について、開館時間をお尋ねしたことがあります。その対応についても何とか工夫をして、例えばパートの方でもお願いをしてできないかということまで詰めた経緯があります。そういうふうな経緯の中で、実は開館時間は火曜日から土曜日の午後１時から５時までである、これはそうだと思います。これは、百草図書館への職員の増を公明党が認めなかったがために、そういうふうな形になったんだという話がありますが、これは事実かどうか、総務部長または図書館をつかさどる担当の方から御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、これは非常に、第３点目なんですが、「40人学級騒動記」ということで長沢教育長が回想録を書かれていますけれども、私もいただいてから何回か読ませていただきまして、教育長はどういうふうなお考えのもとでこれを書かれ、私どもに贈呈をされたのかなということを、何回も考えました。つい最近ですけれども、教育長の議会承認ということで全会一致で承認をされて、もうお仕事につかれているわけですが、私も

再任のときに、さまざまなことがありましたけれども、余り過去のことにとらわれたり、また、人間ですから欠点もありますし、失敗もありますし、失礼なこともあるわけですけれども、そういう中で教育長の「現場の教育のあり方」ということで何とか解決をしなければいけないという情熱でおやりになって、私から見れば、さんざん議論させていただきましたけれども、ちょっとやっぱり暴走しちゃったんではないかな、というふうに思ってきたわけです。で、そういうことに余りこだわっていますと、将来の日野市の教育全般について余りマイナス発想をするということはよくないという気持ちもありまして、これは私のあれですが、将来の明るい、それを財産にしていい展開をしていただきたいなという気持ちで、私も賛成をさせていただいたわけです。

その後、何回か読ませていただきました。私もこういうことをまさか、こういうふうなことでお話をするということは非常に憂うつなことです。特に教育長は、最終的にはお書きになった心情というのは、自分の心情を理解していただきたい、という気持ちで書かれたんではないかというふうに思うんです。

結論すると、いわゆる全体的な一つ一つにとっては、丁寧文で書かれていますが、最終的にはやはり弁明書、私の弁明である、とそういうふうにどうしてもなります。前書きにかえてということで、「忙しくてゆっくり本文に目を通せない方のために」ということで要約をされた形でまとめられておりますが、この短い文を読んだ中でも、かなりいろいろなことについていきさつを知らない方は、誤解を受けると私は思います。

私は、例えば校長会が反対であったというふうなやりとりが書かれていますが、理解が得られなかったということも言われております。現場の校長先生が理解をしなかったということについては、かなり悩んでの上での話であります。教育長は教育についての権力を持っております。一父母とか、一教師の立場で教育長に意見を申し上げるということはできません。やったとすれば、左遷されたり、校長であればどこかへ飛ばされたり、そういう権限を私は実質的に教育長はお持ちだと思います。ですから、また市Ｐ協の関係のお母さん方にしても、これを読まれた方は、ちょっと違うんではないか、というふうに思います。しかし、教育長に会って、これはこうでしたけれど、ということで言う方は私は、ほとんどいないと思います。

ですから我々が言わなきゃならないわけですけれど、一番そこでお聞きしたい第１点は、教育長の今答弁の中にありましたけれども、やはりこういう出版物は、出してはいけないんじゃないか。将来の教育行政のことを展望すると、そういう書物はどうだろか、というふうな御意見があったというふうに伺っていますが、それをあえて反対を押し切っ

て出されたということについて、非常に疑問に思います。特にお聞きしたいのは、各部門に教育長は贈呈をされたと思いますけれども、教育長がおやめになるときに、やめてはいけないよ、教育現場を混乱させることになるよ、というお話がありましたけれども、そういう方は、この本を読まれてどういうふうな御感想を持たれたのか、その辺のお話をお聞きしたいというふうに思います。

それから、教育長の発想が、いわゆる１人の生徒が欠けてしまうかどうかの初めの方で「学校長の憂うつな季節」ということで「学級編制の悩み」というところで、教育長の情熱の部分が書かれているわけですが、この情熱というのは結局、40人学級というのがこの制度の中では無理なんだということで、そこで私はおやめになるのがよかったと思んです。それを変形という形で、私は60人学級とも申し上げましたけれども、そういうふうなことになってあえてそこでやった場合には、まさに教育長が一番初めに「学校長の憂うつな季節」のここの部分の問題が、変形で実施をしたときにはまさにこの問題が、また同じようなことが起きてくるということは、私は教育長としては気づかなければいけなかった部分だと思うんです。その辺、どういうふうにお考えになっているか。

あともう一つは、私も偽名を使われて話をされてます。私の質疑についても、教育長の方は要約をして話をしていただいてますけれども、要するにあれがどうしてまずかったのかということを、かなりいろんな角度から何点かからずうっと理由を説明させてもらっています。ところが、誌面の関係だと思いますが、一部の、まあそれは中心になっているものですが、そのことだけしか指摘をされていない。

一番私は大事なことだと思いますのは、これを読みまして私は、これは誤解――要するに私の目から見れば――これは誤解を生むな。どうして自分の心情をわかってもらえなかったんだろうか、という心情でとる人はとると思うんです。そういう方が多いと思うんです。私の立場からすれば、この「40人学級騒動記」ということに対する反論、またはそれの真実、真相という題で私という立場で編集をして客観的なデータを出して、こういうふうな１冊の本にして市の方にお配りをするようなことになったらどういうことになるかなんですね。

教育長が一番重大な点を見過ごしてますのは、こういうふうな立場でこれをお書きになって、それを出された、むしろ教育長が一番恐れている、一番この、「ゆっくり本文に目を通せない方のために」というところで、12ページのところですが、「だれもが歓迎し、喜んでもらえると思った施策が、複雑に絡んだ政治の世界でもみくちゃになり」と、こういう表現があるわけです。こういう物の見方も、私はできると思います。しかし、私どももいい仕事をしたいですから、要するに変形的なものが導入されたときに、現場の子供たちはどういうふうになるんだろうかという視点から質問した経緯があります。何もこの問題について、政治的にどうだこうだというふうな、おもしろおかしく言う方もいらっしゃるかもしれませんけれども、私どもは、そういうふうな形からこのことについて教育長にお話をさせてもらった行為はみじんもありません。

教育長がここのところで、「政治の世界でもみくちゃになり」というこのことが、実はこの本を客観的な立場、抑えた表現、ということでおしっゃりながら、これを市に、皆さんの、市民の目の届く方のところへ配られたというこの行為が、むしろマスコミの方もおもしろおかしくお書きにはならないと思いますけれども、またこれを政治的な観点で、いい材料だということで偏見と猜疑心の中で宣伝の材料に使うような人はいないと思いますけれども、そういうふうな場を日野のこの市内の中に広げてしまったという事実なんです。恐らく校長会の校長にしても、現場の担当の教師の方にしても、私は言いたいこと随分あると思います。それをおっしゃらないで来ているわけです。

ですから、私は最低限、現場の教育長としてこれからも指揮をとられるという立場であれば、そのことを考えれば、自分の心情とかそういうのをどうして理解してくれないんだろうかという私の情ですね、私情をやはり抑えるべきじゃなかったか。私の情の方が先に行ってしまって、出版をされたというこういうことに私は、結論がなると思うんです。その辺、重々お考えいただきたいというふうに思います。何点か私はお聞きしましたけれども、その点のお話があれば承りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今、夏井議員さんの方から御指摘されている点につきまして、今、私自身考えてみて、確かに読まれる立場の人、立場の人によって、大変問題を投げかけてしまった出版物だったということを反省しております。

ただ、率直に申し上げまして、当時、この議会では、市長選、あるいは市議選、いろいろそういう問題等も当然議会ですから、持っておりましたし、それから40人学級のさなかの状態であったので、非常に激しいいろんな行動がとられていた。確かにこの作品そのものの大枠が仕上がったのは63年の７月、夏休みの終わるころ仕上がったわけでございますけれど、やはり、今この時期にこの問題を出すということが、世間に与えるいろいろな影響というもの、そういうものを心配してくださる方もいたし、それからまた私自身も率直に申して、その方の意見等にも十分耳を傾け、一応２年半ほどの間、問題を抑えておきました。

今回、出したというその状況は、先ほども申し上げましたように、２期目の教育長の仕事が終わった中での一つの２期目の大きな問題点であった、私自身にとっての大きな問題点であった、それについての私のその考え方をまとめてやっぱり発表したい、あるいはそのままあの時点でいろんな角度から問題を指摘し、心配してくださった方々の意見や何かも残しておきたい。そういう問題と、既に来年４月から完全に40人学級がどこの地区、どこの学校でも実施されるんだというその時点がもう来ているというその状況の中で、今言ったような形での執筆をして、今後、こういう問題が起きたときに、やはり現場の教育長あるいは、直接学校経営に当たっている校長さん、あるいは現場の先生、そういうものがどんな形でいろんな苦労をされているかということ等についても、特に行政を扱っていく方々に知っていただきたいという思いも込めながら書き上げたということであって、今逆な面で、立場をかえて問題を夏井議員さんの方から指摘されれば、指摘されることの一つ一つがもっともであり、夏井議員さんが今度、この「40人学級騒動記」のその反論の文章といいますか、そのときはそうじゃなかったんだよ、こうだったんだよ、というような形の執筆をなさって、それをとにかく公にしたというようなことになれば、それこそ本当に大変なことになるということを、自分自身でも反省しながら、お話を聞いた次第でございます。大変御心配かけて申しわけありませんでした。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　第１点目の浅川の洗掘の件につきまして、私の担当の部分をお答えをいたしたいと思います。

夏井議員さんのお話の中にもございましたように、洗掘をしたすぐ上流でございますけれども、霞堤がございます。これは将来、日野市の下水道計画の雨水では、豊田樋管となる予定でございます。この決壊をした堤防の本格的な復旧をするには、この樋管をつくりませんと、上下の整備が完全にできないわけでございまして、今まで市が考えておりました計画は平成５年度に予定をしておりましたけれども、こういう事態でございますので平成３年度、来年度でございますけれども、樋管を建設省に委託をしてつくりたいと。現在、建設省及び私どもの財政当局と協議をしているということでございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　第１点目の防災サイドといたしましてお答え申し上げます。

お尋ねの件といたしましては、20号の豊田におけます洗掘について、具体的にどのような要請をしたのかということでございますが、これにつきましては、仮復旧をいたし

ました段階におきまして、当然、本復旧はいつになるんだろうか、ましてやこの時点では、荒天が次に控えておった経過もありますことですし、私ども防災の立場といたしましては、仮復旧はもとより本復旧ということが非常に気がかりでございます。そういうところから、建設省京浜工事事務所の工務課長に、本復旧はいつするのかというふうな具体的な問いを発したわけでございます。それに対しましての工務課長の答えといたしましては、今年度中、３月末までに、それも渇水期でないとできないので、ちょうど今渇水期になっておるというところで、この時期を利用いたしまして、本年度中に本工事を進めたい、そういう回答でございました。

私ども、その言葉に対しましての受けとめ方といたしましては、手元資料としまして、これちょうど５月に同工事事務所の方から出されました平成２年度の国の河川改修事業計画が手元にございます。

ちょっと読み上げてみますが、浅川のくだりにつきましては、「浅川は、いまだに未改修箇所が多いのに加えて、近年の流域の急激な都市化により、治水安全度は低下してきている。このため、弱小堤の補強、河道の掘削を主体とした改修の促進を図る」。このように総論でうたいまして、「第１項目、堤防かさ上げ及び無堤部対策といたしましてこの浅川の西平山・豊田・川辺地先で築堤、護岸工事を施工する」。このようになっておりますところから、この中において、それも本年度中に行われるという受けとめ方をしております。

また、この浅川におきます日野市域にあります一応危険箇所と言われている箇所数は合計34カ所ございます。その状況でございますが、堤の余裕高の不足が大半でございますが、過去の実績といたしましての洗掘実績箇所、また高水敷幅狭小といったような所が理由といたしまして、このような危険箇所を計上しておる、こういう次第でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほどの御質問は、10月11日に京浜工事事務所へ市長が行って、どのようなことを話したんだ、というような御質問でございます。この点について、お答えさせていただきます。たまたま私、市長の随行で行っておりましたもので、かわって私の方から答弁をさせていただきます。

市長はこの中で、特に浅川は河床が、計画の河床よりも２メーターぐらい埋まっておる。だからこの河床についてのひとつ対策をお願いしたい、という点が１点でございま

す。それから、堤防が非常に計画高までにまだいってない堤防が日野市内にもある。こういう堤防のかさ上げをひとつお願いをしたい。何しろこういう治水に対しては、市民に安全を図るために、早期にこういうものに対しての実施をしていただきたい、ということと、それから最後になりますけれども、今回洗掘されました、80メートルの洗掘された場所については、本復旧を早くやっていただきたい、というお話をしてきました。

その後、京浜工事事務所の方から、所長から電話がございまして、大蔵省とも話しまして、緊急災害復旧費として予算がついたからということで、12月過ぎにはもう設計を間違いなく終わらせて、年が明けましたら１月から３月までの間に、この80メートルに対しての復旧はいたします、ということの電話連絡もございました。

以上です。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館の御質問にお答えを申し上げます。

11月16日にオープンをいたしまして、御質問にございますとおり、火曜日から土曜日まで、午後１時から５時まで開館をいたしております。この日にちと開館時間につきましては、正規の職員が２名と、それから嘱託の職員2.5名によって維持をされているところでございます。

御質問の中で、うわさ話としてというお話でございますけれども、そういううわさ話はまだ私の耳に届いておりませんし……（「新聞を見てくれ」と呼ぶ者あり）うわさ話というお話だったので、そのうわさのお話は、私の耳に届いていません。もし、そのうわさ話が新聞のコピーから出ているとしますと、あの新聞については、私どもに取材に来ておりません。取材に参りますれば、もちろんもう少し慎重に対応しているところでございます。取材の線から外れたところからの記事だと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　浅川の洗掘のことにつきましては、よくわかりました。ぜひ、来年の１月から３月まで、予算がついたということで、立派な工事をしていただきたいというふうに思います。

それから、豊田樋管ということで、あそこの樋門ができるということで、平成５年を３年度ということで早めて対策をとりたいということですが、ぜひ、そういうふうな形で進めていただきたいと思います。

それから、今私も、うわさということでお話をさせていただきましたが、11月25日の赤旗の新聞のこれは市政図書室から出されているものですけれども、26日に各議員のところに配られた資料がございます。その中に、前半の部分は全部はしょりますが、一番最後の方に、非常に楽しい話なんですが、「このマンションの賃借料は月々216万円で、駅前に用地を買収し、建設するよりは割安とのことです。開館時間は、火曜日から土曜日の午後１時から５時まで。これは同図書館への職員増を保守自民党会派と公明党が認めなかったため」ということで、公党の機関紙に載っております。

私どもは、図書館への職員増を認めなかったことは全くありません。記録にもないと思いますし、むしろ文教委員会等で、ぜひ認めて、パートでもいいから認めて、おやりになったらどうか。また、中央図書館でもほかの図書館でも、夜間体制でも組んでやったらいいかということは、本会議でも再三述べておりますし、会議録を見ていただければわかると思います。これは総務部長でも結構ですし、また社会教育部長でも結構ですが、そういう事実のもとで断言したということは、私はないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　事実のもとに断言したか、というようなお話でございますけれども、私どものところに報道機関から取材に参りますときには、会派を特定いたしまして、こういう会派がこういう態度をとったというようなことは、申し上げないようにしております。今の御質問のように、図書館の職員の増については、だめだというようなことをおっしゃったことはございません。また、夜間開放についても、言及されている事実がございました。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　私、この問題を取り上げましたのは、57年に初めて一般質問をさせていただいたときに、議会制民主主義の根本として、各政党政派が争うのはこれやむを得ない。ただ、政治家である前に人間である。人間的な信頼関係を積み重ねていかなければ、議会制民主主義は成り立たないんだ。世界平和もないんだ。したがって、うそをついてはいけない。つくったうそまでついちゃいけない、というふうに私はるる申し上げた経緯があります。

また、共産党さんのお出しになった選挙の近くになってのチラシをまとめまして、本会議で私はさせていただいた経緯もあります。それは、要するに話し合いの政治というのは、民主主義の政治の原点であります。しかし、うそをついてまで相手を攻撃したり、評価を低めたりするようなことがあったならば、スムーズな討論と質疑、説得と理解、そういうふうな場面が土台から崩れてしまうということで、一番初めに、なったときに

申し上げた経緯があります。

特に世界の中でも主義主張が違っても、経済的利害対立があっても、何とか平和を維持しなければいけないということで、今、大きなうねりが具体的に出ている。それがやはり政治の本道だろうということで市長にも質問をさせていただいた経緯があります。

この問題私、取り上げるのは４回目なんですけれども、私はそのときに市長に申し上げたのは、積極的にそういうふうな相互の人間としての、政治家以前の人間としての人間性を疑わせるようなそういうふうなことがあったならば、市長は世界平和を希求する政治家である以上は、ぜひ労をとっていただきたいということを申し上げた経緯があります。

このお話をするのは私は、市長に申し上げるのは３回目なんですけれども、こういうことは非常に不幸なことであります。図書館ができて地域の方が明るいニュースとしてお受け取りになる。そしてその後でこういうふうなことが出てくる。これはもう政治不信につながっていく経緯であります。政治姿勢の混乱のもとになってくるわけであります。こういう経緯を踏まえて、市長はどういう御感想を持たれるか、その辺、御感想を承りたいと思います。

それから、今、これは教育長のお話は私、お聞きしましたけれども、今でもこの本を出されて正しかったなというふうに思っていらっしゃるかどうか、やはりこれでよかったというふうに今でも思っておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問ですからお答えをしなければならないわけでありますが、夏井議員の御指摘の過去の質問趣旨については、それぞれその時点で、議会のそれぞれのお立場があろうと思いますが、なお市民を正しい判断に寄与していただく、このことが大切であると、こういうふうにみずからもわきまえ、また、議場はそういう場所であるというふうに私も信じております。

したがいまして、市政全体に正しく理解をしていただける、こういう日常の姿勢こそ大切である、このように考えておるわけでありまして、それに何かもとる事件があったとするならば、私も適切な対応ということになると、かなり困難かもしれませんが、みずからの信ずるところによって、正常な人間関係のつくれる、こういうことであっていただきたい、そういう努力は必要なときには行いたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

私自身、私としてはとにかく、自分の反省するところは反省しながら、できるだけそういう感情に走らないような方向等も含めながら執筆し、皆さんに読んでいただきたいと。今学校という現場の置かれている状況というものを少しでもわかっていただけたらという思いを込めて書いた内容でございまして、確かに内容的に取り上げれば、部分部分、いろいろ御迷惑をかけた点も多々あったと思いますが、現実としては私自身、今この本を発行したことそのことに対して、今でも正しいと思っているのかというその御質問に対しては、私自身の気持ちとしては、よく今の教育が取り巻かれているその状況というものを一人でも多くの方に知っていただきたいという思いに変わりはなくて、そうとにかく、特別に偏った形であの内容を自分としてまとめたというような気持ちは、正直言って持っておりません。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ただいまの夏井議員の日野市立百草図書館に関する部分の質問に関連して一言質問をいたしておきたいと思います。質問の第１点は、教育委員会担当部長にお願いをいたします。

現在の日野市立百草図書館、それから今後のことについては、詳しくは米沢議員が一般質問で触れますので、そのときに十分に質疑がなされると思います。

１点だけ確認をしておきます。百草図書館は今後、午前10時からの開館、あるいは日曜開館、こういう方向に住民が望むのは目に見えているわけですけれども、そういう状況をつくり出すためには、現在は職員が不足している。ですから職員増が実現すれば、10時から５時までの開館、日曜開館へと拡大していくことができるかどうかという点について、１点確認したいと思います。

それから第２点は、10月25日付の一般紙に、「職員不足で日曜はだめよ」という大きな記事が出ておりました。これは新聞名は言いませんけれど、御存じだと思います。それでその見出しの大きな部分に、「去る３月の市議会で職員の増員案が認められなかったためで」というふうに記述されております。

この新聞記事はどういう取材をされたか、取材は自由でありますし、また、ニュースソースについては守秘義務というのが出版や新聞社にはあるわけでございますので、それのあれこれは問いませんけれども、この記事については、事実として市側は否定もされなければ、新聞社の方でもちろん改訂したこともないんですが、この新聞記事については、ただいまの部長は、今日に至るまで、きょうに至るまでお認めの状態であったか

どうか、これも部長のお目にはとまらなかったかどうか、この点を確認しておきたいと思います。

以上、まず２点について質問いたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館の開館日と、それから開館時間の延長につきましては、嘱託職員あるいは正規職員の現状の体制では、今の時間帯、開館日、日数ですね、これはぎりぎりの線でございます。したがいまして、嘱託にしろ正職員にしろ、増員がなされれば、市民の要望に沿った時間帯、それから開館日の増、こういうことは可能でございます。

それから、「日曜はだめよ」という新聞記事でございますけれども、私、大変申しわけないんですけれど、見ておりません。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　じゃあ続けて今の件についての再質問を行います。

今部長がお答えになりました、増員があればね、時間の拡大ができると――開館時間につきまして――いう答弁でございました。私、図書館の特質からいたしまして、この、簡単にパートだけふえれば、10時から５時まで開館したり、あるいは日曜も開館できるという状態にいくものなのか、あるいは日本図書館協会とかいろんな図書館の基準があると思います。そういう中では、例えば司書を置かなきゃいけないとか、いろんなこともあると思うんですね。そういう中ではやっぱり、正規の職員がふえていくという状態がなければ、パートだけでは、あれだけ大がかりの図書館というものは、この開館時間を延ばしていくというのは、若干技術的にも困難ではないかなと、こういうふうに見ているわけでございます。

そういう点で、今後ふえるべき職員というのは、やっぱり正規の職員、できれば司書の資格を持った職員、こういうものか望ましいのではないかと思いますので、その点を第１点、確認しておきたいと思います。

それから第２点目、10月25日付のある一般紙の記事でございます。これは、御意見を部長に申し上げておきたいと思います。

新聞記事速報というものがありまして、これは市政図書室から各部課長さんなり市会議員さんに、予算を使いましてわざわざ毎朝、市政図書室の図書館員が努力をいたしまして配付しているんですね。この新聞記事速報の大きなところに$_{33}$大きな記事でございますので――出ている。東京では有名な大新聞でございます。この中に、「去る３月の

市議会で職員の増員案が認められなかったために、こういう開館状態になった」と。そして結論としては、「こういう状態残念なので、増員があり次第、サービスを拡大したい」というふうな記事になっているんです。

ですから、こういう重要な記事でございますので、ある新聞の記事はお読みになったようなんですね。これはニュース取材の来なかった新聞社のようだ、というふうにおっしゃいました。ひとつ公務員として、せっかく市役所内部でつくっている貴重な資料は、熟読して、やっぱり市民の声というのも、いろんな新聞がありますので読んでおいていただくことが社会教育を進める上でも、図書館行政を進める上でも、非常に大切なことだというふうに思うんです。どこそこの新聞は必ず読みなさい、ということは私は絶対に申し上げません。市政図書室の資料でございますので、このことについての努力をしていただきたいというふうに思います。

第１点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　正規職員か、それともアルバイトの形の嘱託職員かというお尋ねでございますけれども、正規の職員が主になって、それを補う形で嘱託職員、アルバイトの職員を配しますので、やはり最低限の正規職員は必要でございます。で、百草図書館の規模の場合に、正規職員が当初４人を考えておりましたので、正規職員を４人配置できますれば、この嘱託職員は必要ないわけでございます。そのように、正規職員につきましては、嘱託職員にできない面を受け持ってやっております。

それから、新聞の記事でございますけれども、今後は十分公平に読んでいくように心がけたいと思います。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　現在の日野市立百草図書館の開館状態が、市当局にとっても満足のいくものではない。正規の職員も含め、増員ができればサービスを拡大したい、という答弁をいただきました。そういうことだと思います。今後もだから、議会もまた市民も、そのことに向けていろんな努力が行われるんじゃないかというふうに私は見ております。

次に、議会事務局に確認の意味で質問をしておきます。これはその25日付の新聞に、「３月の市議会で職員の増員案が認められなかったためで」と書いてありますので、これを信じるかどうかは、その新聞社に対する皆さんの考えの上でなされることで、どうこうは申しません。ただ、事実関係だけ確認しておきたいと思います。

去年の９月定例会で、三中の給食調理員でありますとか、百草の図書館の正規職員なども含めて増員提案がありました。これ、議会が反対多数で否決、そしてことし３月、改めて今言いましたような部門も含めての人員増の提案があったわけでございます。これは、この新聞に載っているように、全議員も承知しております。否決されたわけですね。つまり反対が多かったと、こういうことになると思うんですが、市の提案しました原案が否決された際に、今発言があった公明党会派の方も、この増員案には原案に反対をされたと、こういうふうに私、記憶しているんでございますが、事務局の方で人数しかわからない、会派はわからないとおっしゃるかもしれませんけれど、確認をされているはずですので、事務局でその点の、公明党５人ですか、この議員さんは反対に回られたかどうかの……（「４人じゃない、５人だよ」と呼ぶ者あり）５人じゃないかと思うんですけれど、ひとつそのことの確認をお願いします。事務局でわからなければ、議長の方からお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　議会事務局長。

○議会事務局長（落合　豊君）　お答え申し上げます。

賛否のときのいわゆる資料につきましては、現在、手元にそういうものはございません。多分、事務局にもあるかどうか、私も直接自分でとっておりませんのでわかりませんので、正確なお答えができませんので、大変申しわけありませんが、お答えできないということで御勘弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　これは改めて質問しなくても確認する方法がございますので、後ほど事務局でも調べてもらいたいし、私もまた、一定の調査をしたいと思っております。

ただ、この人員増案につきましては、会派の反対賛成の討論が行われました。これは会議録にちゃんと出ております。市政図書室やそのほかにも配付されておりますし、どのような新聞社であれ出版社であれ市民であれ、どの会派が人員増に反対したかは、調べる方法があるわけでございます。そういう点で、日本共産党市議団４名を代表して、日本共産党は、ちゃんと人員増を認める立場、そしてその際、百草図書館なども含めて市民要求を実現するためには、この人員が必要だということで、市の原案を認める討論に参加をいたしております。その中にるる反対される方々に対する反論も述べてありますので、ぜひ、他党批判をされる際は、そういう経過もつぶさに知った上で、お互いしようではないかという意見を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時23分　休憩

午後９時５分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）下村議員。

○８番（下村　功君）　先ほどの竹ノ上武俊議員の質問に対して関連した質問したいと思いますが、許可をお願いします。

○議長（小山良悟君）　先ほどの竹ノ上議員の関連ですか。どうぞ。下村議員。

○８番（下村　功君）　社会教育部長にお聞きいたしますけれど、市政図書室から私のもとに毎日、新聞が届くわけです。皆さんのもとにもかなり行っていると思いますが、あの新聞の切り抜く基準というのがあると思いますけれども、それについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　新聞の切り抜きにつきましては、あの事業を始めるときに、約半月間ほど研修を積みまして、商業紙、それから政党紙、図書館でとっております新聞の中から、日野に関連のある記事を公平に載せまして編集をいたし、それを配付しております。（「公平に載ってない」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　今、公平に出しておるということですが、実はあそこで、市政図書室で幾つの政党機関紙をとっておるのか、それについてもお答え願います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　政党紙と言われるもの４紙を、各２部ずつとっております。（「政党の名前を言え」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　わかりました。

名前については結構なんですが、私は社会新報を、これは週２日間ですが、毎発行ごとに市政図書室に配っております。それで今、日野の記事については公平に載せると申しておりますけれど、実は社会新報にも日野の記事は出ております。しかし、最近の傾

向として見ますと、これはいつのかな、11月４日前後から、赤旗がかなり載るようになった。さらにそこに、これは「日野百草団地に落雷」という記事なんですが、その最後に、「日本共産党の竹ノ上武俊日野市議らが、直ちに復旧するよう、住都公団に申し入れました」と、こういう記事もあるわけです。

それで私、思いますけれども、政党の機関紙というのは、当然ながら政党の宣伝に使うものだ、政党の主張を公にするものであるというふうに考えております。したがって、いわる日刊紙と同一視して見るというのは、ある面では間違いだ、そう思っているわけです。やはり、客観性を欠いたような報道、これは政党の機関紙だからできるわけでありまして、今の日刊紙の中で、そういうことはまず許されないだろうと思っておるわけですから、私は、今後このような政党の機関紙の切り抜きをたとえ客観的だろうと、こういう多くに配付するものに載せるべきではない。社会新報についてもしかりです。載せるべきではない。いかなる政党機関紙のものも載せるべきではないと思いますので、それについて社会教育部長に御答弁をお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　政党紙の扱いにつきましては、以前からいろいろな意見がございまして、今、下村議員さんの御発言のような意見もございます。政党紙の扱いにつきましては、今後検討してみたいと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　関連で少し掘り下げた形で質問をさせていただきます。

先ほど、赤旗の主体性みたいなことで、明らかにこれは政党の広報宣伝のための機関紙であります。これを公費を使ったこのような市政図書室から出されるものに記載するということは、明らかに公共団体として、地方公務員法第36条に違反するのではないかと思います。

先般、私、議事録をひもといていたところ、昨年の第４回の定例会の市議選を２カ月後に控えた時点で、古賀議員の方から、高幡の市立図書館で、共産党の市議の議会報告を配布するに当たって、便宜を図られていた、というふうな質問を古賀議員からした経過が出ておりました。この時点において地方公務員法第36条は、「地方公共団体の行政の公正な運営を確保する見地から、特定の政党や政治団体を支持または反対する政治的行為を禁止します」。このような条文があるわけでありまして、これを指摘された際に、図書館行政を管理している教育委員会の方から陳謝並びに謝罪等があったにもかかわらず、またもこのような市政図書室から公費を使った形で配付されるものに、政党の機関

紙の広報宣伝のための文面を載せるということは、明らかにこの項に違反していると思います。

この点で、今後このような記事は載せないのか、はっきりしていただきたいと思うし、何らかの是正措置をとっていただきたい。再度質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　下村議員の御質問にお答えしましたとおり、同様の御意見もたくさん出ておりますので、早急に検討いたしまして、適正な結論を出したいと思っております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　大分掘り下げた形でやらせていただいておりますけれども、先ほどの、共産党の議員から御発言があったわけでありますけれども、公費を使った市政図書室から出されている記事を、要するに理事者並びに議員が読まないということは、何か違法みたいな発言があったわけでありますけれども、あくまでもイデオロギーの問題は、それぞれの議員がそれぞれの立場で考えているものでありまして、政党政治団体のものに関して義務はないと考えますので、その辺も明らかに明示していただきたい、このように思います。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　１件だけ伺います。

12月１日でしたか、帝人の坂下で起きた事故の様子を教えてください。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

12月１日には、何もなかったわけでございますけれども、11月28日でございますけれども、その前日の27日から雨がずうっと降り続いておりまして、旭が丘四丁目６番地先におきまして、下水道の工事で仮復旧をした部分がございまして、側溝からあふれた水、あるいは降雨によりまして、その仮復旧の部分が少し緩みまして、そこにたまたま消防署の車が通りかかりまして、ちょうどその部分がカーブになっておりまして、上り坂でございます。ちょうど車がほとんど上りに差しかかりまして、後輪にその車体の重量がかかりまして、左後輪をその仮復旧をした部分に落としてしまったという事件がございました。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　たまたま私、あそこをその日通ったんですけれど、所用の関係

で、ちょっと見ただけだったんですけれど、あれは側溝ですか。下水道工事の埋め戻しで、ちゃんと舗装した所じゃないんですか。側溝じゃないはずですよ。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　ただいま申し上げましたのは、下水道工事をいたしまして、仮復旧をいたしました。たまたまその近くに道路の側溝でございますけれども、道路並びにのり地の雨水排水を排除するための側溝がございまして、その側溝からの溢流、それからさっき申し上げましたように、前日の27日から降雨がございまして、それらの原因によりまして、消防自動車が通ったときに、左後輪を落としたと、そういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　あの消防車は、緊急車じゃなかったんですか。

○議長（小山良悟君）　前田雅夫君。

○都市整備部長（前田雅夫君）　報告では、巡回用の消防自動車ということで聞いております。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　それは本当におめでとうございます。緊急車だったとしたら、これ大変なことで、側溝に沿ってすっぽり落ちてましたね。それで消防車だということですぐ次の車が来て、七、八人で大騒ぎしてましたけれど、これは過日、この３月議会でも申し上げたとおり、工事をやったあと後の埋め戻しです。やはりこの春、トラックが後輪をすっぽり落として、出なくなってしまったと。またそれから、埋め戻したあれが緩んで、自動車がハンドルをとられて塀へ突っ込むとか、また中央線の平山大踏切ですか、あのそばに大きな陥没ができてしまったと。そんなときも、今後こういうことがないように、一層よく業者にも指導します、という返答だったんですけれど、たまたま今回のは、消防車でも緊急でなくて見回りだということなので、よかったんですけれど、もしあれが緊急車だったら、車を出すのが先か、火事を消すのが先か、禅問答のような形になると思います。そういったことで、その辺、業者にはどのように指導しているのか、余り再々なので、その辺をひとつお願いします。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　ただいま申し上げました区域は、秋川処理区のうちでございます。平成３年度に100％面整備をするべく、今努力をしているわけでございます。目的は評価されましても、その事業を達成する上での過程で事故を起こしては、これは何にもならないわけでございます。前からも本議会におきまして、事故の防止につきまして御指摘をいただき、それなりの対策を講じているわけでございます。

まず、過去の陥没事故の原因を究明をいたしました。それで、やはり対策といたしましては、工事の監督を強化する以外にないということでございまして、本年度につきましては、まず工事の現場責任者を市役所に集めまして、下水道課長の方から工事施行上の注意を厳しく申し伝えてございます。

さらに、市の職員の工事監督員でございますけれども、かなり時間的に忙しいわけでございますけれども、事故防止が最優先でございますので、できる限り内部の仕事は夜間等に送りまして、現地の監督を強化をするということで行ってまいりました。

今回、この事故がありましたけれども、全体的には、前年度から比較いたしますと、こういう事故は減少してきているということでございます。しかしながら、いずれにしても、事故というのは市民に与えるもの、あるいはそこで作業する作業員の事故防止、こういったことが非常に大事でございますので、一層の事故防止についての努力をする所存でございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　本日は、大変重要な問題が続いておりまして、大変時間もかかっておりますので、さらに私のようなささいな質問といいますか、要望を出すのは大変気が引けるんでございますけれども、どうしても行政に聞いていただきたい、あるいはお願いしたいということであえて質問させていただきます。

現在、大きな社会問題になっておりますごみ問題に関する件でございますけれども、先般の決算報告の中で、地域の子供たちだとか、あるいは自治会が率先して新聞だとか布だとか、そういったものを回収しておりますけれども、この運動に対しての市の奨励金としまして補助金を出しているわけでございますけれども、この話の中では、回収量2,000トン、そしてその奨励費が約1,000万円、その回収したものを焼却した場合に、その回収したことによって節約できる費用が4,200万円である、こんなようなお話があったわけでございますけれども、この地域の運動によりまして、市の方のごみ問題もかなり恩恵を受けていると思うんですね。

それなりに市の方もこれを評価をしていると思うんですが、まず１点お聞きしたいのは、現在、例えば紙とか布につきましては、日野市の場合にはキロ５円というふうに聞いておりますけれども、お伺いしたところでは、八王子だとか、あるいは立川、三鷹あたりでは、８円あるいは10円というような単価を支払っているというふうにも聞いてお

ります。また、一方では稲城市とか、昭島、多摩市では日野と同様、あるいは若干低いというような金額も聞いておるわけでございます。それぞれの市の事情はあるにしましても、日野市の場合の、先般、私がリサイクルセンターを見学をさせていただいたときに、もう能力が足りなくなるのも時間の問題である、というようなお話も聞いておりますので、いずれはこの節約金額をオーバーしてでも市民の方に協力を願わなければならない時期が来るんじゃないかと思うわけでございます。

そういう中で、現在のこのキロ５円に対して、多少でも結構ですので、ふやしていただけないかどうか、こういう要望をするわけでございます。これから平成３年度の予算を検討されると思いますけれども、その中でぜひ生かしていただきたい、こんなふうに思っております。この件について、ぜひ御答弁願いたいと思います。清掃部長、お願いします。

○議長（小山良悟君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答えいたします。

集団回収に対する奨励金でございますけれども、今議員さんがおっしゃいましたように、日野市はアルミ缶が25円、キロ25円ですね、そのほかは全部５円の奨励費を出しております。

ちなみに26市の平均を見ますと、古紙とかまた布、カレット等、これの平均が、平成２年度の平均単価が６円20銭というふうになっております。そしてアルミ缶が11円20銭というような形で、日野市はアルミ缶を除いて平均よりわずかですけれども、下回っております。

この奨励金の問題が、私たち南多摩ブロック、八王子、町田、多摩、稲城、それから日野とあるわけですけれども、この中でも話題になるわけですけれども、今おっしゃいましたように、八王子が８円となっておりまして、多摩と日野とか町田が、同じ同様な金額の奨励金を出しております。そのような関係もありまして、今後、この奨励金の問題については、各市ばらばらでなくて、できればある程度統一した単価を決めて、それによって奨励金を出してくれないかということを、東京都市町村の清掃協議会の中にも幹事を通じて今、協議をしてくれという提案もしているところでございます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、来年の予算に向けて各課は財政の方へ予算の提出も進めてございます。ですけれども、御提案でございますので、関係当局ともこの辺のアップが、少なくともよその市の平均ぐらい上げるかどうかを検討させていただく時間を欲しいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　どうもありがとうございました。

この市民の回収活動につきましては、単なるごみ問題だけじゃなくて、特に小学生の５年生、６年生ぐらいになりますと、自分でメガホン持ちまして町内を歩き回りまして、その中で各家庭に協力を呼びかけて、しかもリヤカーを引いたり、それぞれ荷物を運んだりしているわけでございます。これはこういった子供たちにとりましては、まさに生きた教育活動だと思うんですね。そういう観点からも、多くの子供たちに経験をしていただきたい、とこういう気持ちも持っておりますので、あわせてそういう奨励金をふやす中で、そういう運動にもつなげていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、２点目の質問をさせていただきますけれども、私も議員になってから、日野市内を車で回るケースが非常に多いんですけれども、そういう中で、このごみ回収作業をしているトラックに時々会うんですけれども、細い道の先にトラックがとまってますと、当然通れないわけですね。そういう場合、10メーターぐらい手前にとまりまして、その作業を見ておるわけですけれども、細かいデータとったわけでございませんけれども、その何回かある機会の中では、作業を終わった後にちゃんとあいさつをしていく作業者の方と、それから全く無視して行ってしまう作業者といるわけです。不思議なことに、大体ちゃんとあいさつをしていかれるような方は、車が行った後、きれいになっているんです。で、ろくなあいさつもしないでそのまま人を待たせて行ってしまうような場合には、比較的その道路が散らかっているんですね。明らかにもう、道路の真ん中にアルミ缶が転がっていたり、あるいはごみが散らばっていても、足で横の方へぱっとけ飛ばして片づければまだいい方です。そのままで行ってしまうのを時々見かけるわけでございます。

ひとつこういった作業者の方も、非常に大変だなと思うんですけれども、ひとつそういった点につきましても、指導の方、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　数点、質問させていただきます。

特にきょう、行政報告の中にありました浅川の堤防の件であります。この台風の20号ですか、これによって被害を受けたということで、建設省の方に出向いていったという話であります。今、この浅川周辺、特に八王子の方からも当然入ってくるわけです。こ

の浅川は、集中豪雨とか、それだけでも結構このごろ満水になってしまうケースを多々見るわけですね。そして、そういう形の中ですから、日野の行政の境を見ただけでも、結構この堤防が傷んで、改修工事をしているのが現状であります。

そして今後は、浅川の堤防が２メートルぐらいですか、高くなるという構想が当然これあるわけです。そういう中で、私は、少なくとも、この堤防の件ももっと本格的に建設省とお話し合いを進めていただいて、これらの問題を解決しておくということが必要ではないかなということを感じております。そういう面で、この間、建設省に行ったときには、どの程度まで、この工事をするその場所だけをお願いしてきたのかどうか、このあたりを、要請してきたこの件について説明していただきたいと思います。

第２点は、公共用地を提供してくださる方が出てまいりました。これは大変ありがたいことだと思うんです。そして、今日までは、市立病院、また南部の病院、この件について、いろいろと話し合いをなされてまいりました。この中で地域住民の方々の要望もありまして、その前にはまた、政治的な取引もあったように、このように私は感じておるんですね。

しかしながら、私は日野市の市民の健康を守るという面から見ましたときには、第一に市民の健康管理をする、そして市民サービスに徹するという面から、やはり今後、この病院問題に対しましては、もっと幅広い方々の意見が必要であるということはもう申すまでもありません。しかしながら、この市立病院を任せられるところの三田院長初め病院側の意見が十分生かされなければ、私はいい病院が多分、できないんじゃないかなということを考えているわけです。

先ほど市長の説明ですと、この日野市の中には地域健康保険協ですか、これがございます。これらの考え方を生かしたいという……（「保健協議会」と呼ぶ者あり）地域保健協議会のこれを生かしたいという考え方でありますが、これだけでは私は片手落ちだと思うんですね。やはり市立病院、そして日野市の医師会、こういう方々の意見がしっかりとこの中に、市立病院の建てかえ問題、こういう中に生かされなければ、私はいい病院ができない、こういうふうに思うんです。そういう面で、今後は、こういう、公共用地を出してくださる人が出てきたわけですから、これらを考えながら、より適切なものを考えていただきたいなと、このように思うんです。

そして第３点目は、市民サービスの件であります。

私は、これ９月の定例会でもごみのことで、業者のごみのことで質問しました。で、私のところに何にも言ってこないんです。私も聞く必要ないと思いましたから、この問

題に対しては、毎回、解決つくまで議会でやるつもりでおります。そういう面で、この問題についてどこまで進んでおるのか教えていただきたい。

そしてもう１点は、百草図書館の問題が出てまいりました。私は、この百草図書館も、正職員でないから要するに地域の市民が利用するときの時間に間に合わないというようなことが言われておるようですけれど、私は、市民サービスという面から見たときには、どれをさておいても、まず市民サービスには徹して、この行政側の全精力を傾けて対応するということが、筋じゃないかなと思うんですね。一番必要なことだと私は思うんですが、このあたりどのような形で今後、せっかく5,000億以上もお金をかけてつくったわけですから、これらの施設が有効に生かせられる、また生かすためにはどのように今後努力していかれるかを、ちょっと説明していただきと思います。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

10月11日に京浜工事事務所の所長にお願いに行った内容でございますけれども、先ほどもちょっと回答させていただきましたけれども、まず浅川については、今御指摘のとおり、未改修箇所が多いわけでございます。それでまた、一つの原因といたしますと、流域の区域に、急激に都市化になりまして、中小的な洪水が現在まで出ているわけでございます。そういう中で、治水の安全度が低下をしているというのが現状でございます。こういうために、この対策の一環といたしまして、この弱小堤防の補強の改良、それから河道の掘削を主体としたことを所長にお願いをしてきたという中身でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　浅川の洗掘事件ということし経験をした出来事でありますが、これは将来、日野市のかなり弱点がだんだんとあらわれてきた、一つの現象であるというふうに私は見るべきだと思います。つまり、本来は水田があり山林があり、流域が保水力を大きく持っていたところでありますが、都市化に伴いまして、雨が降りますと一斉に低地へ低地へと水が運ばれる。したがって浅川の機能は、相当都市河川としてこれからの対策が重要である、という考え方を述べてまいっております。

また重ねて建設省とそれから――建設省にも行ってまいりました。それから大蔵省にも、陳情書類をつくって関係市がそれぞれが運動しようということで、行動をいたしております。そういうことで、都市河川ということの一面のオープンスペースとしての開放と、それから護岸や河床に対しましての対策を、建設省自身も大変深刻に考えておら

れますので、これからの大切な治水の課題として努力をしなければならないという見解でございます。

それから質問の第２点、今回、土方英世さんの御協力は、大変将来の日野市の公共事業のために、有益な機会を与えていただいておると思っておりますので、高齢化社会を想定いたしますと、相当、自治体に施設がだんだん必要になってくる。今、厚生省、あるいは東京都の福祉局、将来あるべき地域社会のこの高齢化施設、あるいは高齢化施策、これらのことがだんだんと具体化されつつありまして、私もこの用地のことにつきまして、厚生省に御相談をし、また東京都の福祉局にも相談をする、そういう手順を経て、本来自治体にあるべき将来像を描く。そういうことをだんだんと内容に込めていきながら、将来の施策の見解、あるいは施設の建設、こういうことに計画を着実に進めていくべき課題である、このように考えております。

３点目の質問を、担当者からお答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　３点目のごみの問題についてお答え申し上げます。

確かに４月６日の一般質問の中で天野議員が、業者の植木の枝の問題を収集をせい、という一般質問がございました。それから９月７日の本会議の中でも、３月に質問したんだけれど、まだ実施してないからどうなってるんだ、というような経過がございまして、そのとき、今、業者と鋭意細かい点をお互いに詰めているところだ、というお答えをしているはずでございます。そして10月１日から、業者の日野緑親会の代表の方に来ていただきまして、10月１日から日野市クリーンセンターで、その枝とか草等は市側の約束の中で守っていただきながら、全面受け入れるというお互いの話し合いができまして、現在実施しているところでございますので、よろしく御了承願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館のことについてお答えを申し上げます。

百草図書館につきましては、11月16日にオープンをいたしまして、その日だけで新規の図書館の登録カードがおよそ70枚ほど出ました。これは大変な利用者でございまして、将来的には図書を５万冊置くようになりますので、日野の八つの分館の中でも高幡、日野図書館、この二つの分館に相当するような規模のものになってまいります。

この図書館の業務といたしましては、単に本を貸し出す、それを返してもらう、そういう仕事のほかに、レファレンスですとかリクエストですとか、子供を対象にお話会をするとかそういった面については、どうしても本職の職員が必要でございます。それ以外の補助的な業務にはアルバイトで対応してまいります。開館、オープン以来、まだ日が浅うございますが、この図書館を利用する方々の希望を十分これから聞いてまいりまして、現在の週５日を６日にするとか、あるいは開館時間を午前中から開館するように延長するとか、どういう方向でいくかはこの利用者の方々の希望に沿って一歩一歩ステップを踏んで充実の方向に持っていきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　大変ありがとうございました。

この浅川の堤防の件では、ほぼ了解しました。そういう面で、多分、その浅川の堤防周辺には確かに畑や田んぼが多かったわけですから、確かにくぼい所がたくさんあります。そして水を吸収する、水はけが悪い部分がたくさあると思うんですね。そういう面を改善しながら、そして日野市民が不幸に遭わないためにも、ぜひ建設省等々と協議をしながら、これらの堤防の整備をしていただきたいと、このように要請しておきます。

それで私は、第２番目に質問しましたこの公共用地、これが出てまいりましたから、やはり総合的に、この医療という面で見直すときが来たのではないかなということを質問したわけなんですね。そういう面で、こういう日野市の中の医療行政というものは果たしてどうあるべきなのか、そして、確かに高齢化社会への医療というものがウエートを占めてくると思うんですね。しかしながら、この少なくとも人命を守るという面から見たときには、集中治療室とか、高度の医療を備えたものがまず一番なければならない部分があるわけです。そういう面では、専門家、特に日野市においては市立病院があります。この市立病院の院長初め医師や、中で働いている皆さんが意欲的に取り組めるようなそういう体制をつくってあげるということが、行政側で一番必要なことである、と私はこのように思うわけです。そういう面で、ぜひこういう総合的な面から考えて、そして、この日野市民の意見が生かせられるようなそういう施設をつくることが今後必要じゃないかと、このように思うわけです。どうぞ、こういうようなところをまた参考にしていただければありがたいと思います。

このクリーンセンターの件は、10月１日から始めていただいたということであります。大変ありがとうございました。

そしてまた、百草図書館の件につきましても、この利用する市民の方が、やはり不便であってはならないと思うんですね。そういう面で、ぜひこの市民、利用する側の立場に立って、日野行政側で対応していただきたい、このように要請しておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　もう終わりの方に近づいてまいりましたんてすか、１点だけお伺いをしたいと思います。

去る12月２日付の新聞に、「鈴木知事、精力的に多摩視察」というようなことで新聞の、先ほど以来、いろいろ話題になっておりましたが、ニュースの切り抜きを見たわけですけれども、鈴木知事がみずから局長クラスを供に連れて、この当日野市においでをいただいたというような――まあ、おいでをいただいたかどうか、その状況をこれからお伺いをするんですけれども、大変画期的な出来事であったというふうに私は評価をするところです。それがこの行政報告のもともと議案を送付された時点以降のことですけれども、当然報告があってしかるべきであろうというふうに思っていたものですから、質問をさせていただくわけですけれども、この細かい内容は新聞で見る限りではわかりません。ぜひ、どのような目的でこのように、どの程度のメンバーをそろえて、そしてまた市側はどのように対応をされたのか、まず、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　去る12月１日、都知事が多摩島しょ振興推進本部長、こういう立場で多摩地域を訪れてこられて、関係各市が、都の説明ではございましたが、会場を設け、それぞれの市長、それから議会の議長、副議長、そして市民の団体の代表、当市では15名ほどだったと思いますが、そのような方をお招きになられて、そういういわゆる多摩の振興という立場から都政を視察をされた、こういう行事がございました。

日野市では、会場を特別養護老人ホーム浅川苑でその場を設けました。何時ごろだったですか、２時何分という、２時45分というような時刻だったと思っておりますけれども、日野市に滞在をされた時間は多分、45分ぐらいだったと。このように日程が組まれておりました。

そして、いわゆる本部員である都の局長方が10名ぐらいおられたと思います。そういうことで、日野市においでになられて、我々も大変気を使ってお迎えをし、浅川苑でまず苑の、いわゆる特別養護老人ホームの管理または運営のことにつきまして、若干の御質問をいただき、また幾つかの部屋を、みずからベッドに訪れてお話があった、こういうことがあります。

大変短い時間だったわけですが、その後、苑の会議をする部屋がございますので、その部屋できちんとした席を計画どおりに設定をし、冒頭に知事が短いあいさつをなさいました。それから市側でも、それにこたえるあいさつを市長の指名で行わせていただきました。あと、当市の場合、議会の議長の御配慮でかねがね東京都にお願いをしております、特に九つの項目を挙げて陳情の機会になった、とこんなふうに見ております。各団体からもそれぞれ指名をされて、司会者から指名があって、ある程度の要望、あるいは現状の報告等が行われた、とこういうことでございます。大変短い時間ではございましたが、浅川苑を出発をされて、その後多摩市、稲城市、町田市を訪れられた、とこのように聞いております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　ありがとうございました。

今のお話の中で、概略はつかませていただきましたが、最後の方に、議長の方で何か九つの要望をされたというようなことでございます。もしよろしければ、そこら辺の項目をお話をいただくとともに、当然それはあくまで議長としてのサイドであろうという、議長なり議員の立場といいますか、そういうふうに私の方はとらえます。

各界の代表という形での意見もあったやに推測しますけれども、市長の方はどういったことを要望をされたのか。特に市を預かる市長という立場で、まあ議長の方からの報告とあわせて市長の方がどのような要望を、こういう機会ですから当然いろんなことを要望されたというふうに思うわけですが、それぞれの立場から御発表いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　議長に対する質問につきましては、議会事務局長をして答弁いたさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（落合　豊君）　　ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

知事がおいでになりました12月１日でございますが、当日、私も議長、副議長に随行いたしまして、その席に端の方に出席をさせていただきましたので、私の方からお答えさせいただきます。

都知事との懇談会当日の議会側からの要望事項ということにつきましては、都知事が直接日野においでなるということは大変まれな機会というふうなこともございまして、絶好の機会だろうというふうなお話が議長、副議長の間でなされまして、議長、副議長で協議をなさいまして、ただいま市長の方からお話ありました９項目につきまして、項目を絞りまして知事の方に要望という形でお願いをしていただいたわけでございます。

その９項目を項目だけ申し上げますと、一つとして都立美術館の誘致。二つ目が浅川及び八王子流域下水道処理場の早期建設。三つ目が浅川左岸浅川処理区の事業促進。四つ目が都市計画道路建設の促進。特に都有地代替えの手だてを、というふうなことでございます。５点目がモノレール立川駅南口から日野地区内の建設促進。６点目が市内交通渋滞緩和のための当面の対策。７点目が中小商工業振興対策の充実。８点目が東京都保健医療計画における必要病床数の確保（日野市分）ということでございます。９点目が都営住宅建設の促進とコミュニティ施設の併設。

以上の９点につきまして、項目を議長の方から要望いたしまして、この９点の詳細の内容につきましては、副議長の方から一つ一つ詳細説明を知事の方にしていただいた、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地元の市長といたしましては、日ごろ都に対し、各局を通じ、また直接市長会、あるいは都市町村協議会、このような機会に私も知事と御面談をする機会は年間、数回ございまして、今手元にも配っておりますが、ごく絞った要望事項ということを毎年、申し上げておりました。この中で市に該当するものもかなりあるわけでございまして、私は短いあいさつの時間でございますので、日野市のこのたまたま場所が、浅川のちょうどまだ洪水の後というときでしたから、今回初めて、かなりな堤防の洗掘事件が発生をいたしまして、今先ほど申し上げましたとおり、都市河川が本来の保水機能を失って、いろんな災害の要因を懸念する時代になった。都では、今日は、都の直接の管理ではございませんが、今、治水とそれから都市整備事業、基盤整備事業をやっておりますので、これらにつきまして、日ごろ適切な御指導をいただいておりますというお礼を申し上げました。

これからの対策といたしましては、都政でも同様でありますが、いわゆる住宅問題がかなり重く行政課題になってまいりますので、シルバーピア事業初め、いわゆる都営住宅という、日野市にも13団地あるということも申し上げて、住宅問題にひとつ私どもも御協力をさせていただき、あわせて住民要望におこたえを願う。こういう趣旨のもと、交通――交通といいますか、案内をする、窓を眺めたりしながら、お話をした、こういうことでございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　まず、大変日野市議会としては、九つの要望というようなことで今お話をいただきまして、機を適切にとらえて、それぞれの項目を知事側に要望したというふうに判断をさせていただきますが、今の市長の話ですと、いろいろな機会にやっているし、またきょうも配られたこの平成３年度、こういうような時点で申し上げるというようなことで、特段には今、住宅問題のことを、窓の外を見ながら話をしたという程度のお話でありますが、ま、本当にこういう知事が直接来るというようなことの段階をとらえてみれば、当然、今までいろんな段階で要望するようなことを、議会が出したような少なくとも何点かの項目にわたって、こういう機会にこそ、直接申し上げる。日野市に来ているわけですから。こんなことが少し配慮が足りなかったんじゃないかなというふうに、今のお話を伺って感じるわけです。

たまたま私も知り合いの関係から、何ていいますか、総務局の地域振興課の方で知事との懇談会の発言要旨だけ手に入れました。これを見ますと、確かに小山議長がおっしゃってた項目が述べられ、そして福島副議長がそれぞれの項目にわたって発言をされ、そして文化協会の会長さんですとか、体育協会の会長、青年会議所、こういったメンバー、医師会、福祉協議会、こういったメンバーが発言され、知事がそれに向けて答弁をされた部分、そしてまた局長が答弁した部分等が資料として私も手に入れてございます。これを見ると、本当に市長、市側としての発言なり、ま、あいさつはされたということですけれども、市長のものは載ってない。

そんなところにも疑問を感じて、特に、本当に我々からすれば、知事はまだ次の選挙の問題に触れては直接の発言はありませんけれども、過去の経緯からすれば、自公民というようなそれぞれの推薦を受けてやられた知事ですから、この次も当然そんな形で早急に発言がされるものだというふうに私たちは理解をするところなんですが、事市長は革新という立場で、都政がとるその方向と違った、一部違った方向をとっている立場から、何かそこら辺わざと今回なんかも行政報告をしなかったのかなという感じを受けるわけですね。そんなことから、話題とすれば、市長あたり、ぜひ年齢も近いところで、知事に激励の言葉でも贈ったんじゃないかなというふうに思うところなんですが、そんなことを感じましたんで、一応質問とさせていただきました。

ぜひ、いろんな機会を設けて、東京都とは接触を持つ中に、よりよい市政を進める中に、東京都から相当の補助金とかいろんなものでこちらに向けていただく。全力を注いでもらうように希望いたしまして、質問終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　最後に３番、田原　茂でございます。時間も遅くなって大変恐

縮なんですけれども、最後に１点、確認かたがたお尋ねしたいんですけれども、現在、地下駐車場において、身体障害者用の駐車場がございません。そのために、雨の日などは大変、身体障害者の方が車いすでおりてきて、大変な苦労されて庁舎に入っておられるという、こういう現状があるわけであります。

私も、目の当たりにそういうのを見まして、本当にこの、なぜ市役所に、地下駐に身体障害者用の駐車場がないのか。あんなに庁用車用の、いわゆる庁用車ですか、用の車はあれだけありながら、なぜあそこに１台も地下駐車場にいわゆる身体障害者用の駐車場がないのかというふうに思ってきまして、また現実に、身体障害者の方からも、そういう方からも、一度取り上げて、行政側の姿勢なり、気持ちを聞いていただきたいということもございましたものですからお話をさせていただくわけなんですが、去る10月の下旬ぐらいに、庶務課長に直接私はお話をさせていただきました。

そうしたところ、庶務課長の回答の中に、あそこの防火扉ですか、地下駐から入ってくるドアそのものに構造上の問題があり、またあそこの、確かにあそこのドアのところには、若干段差がありまして、車いす等が若干、入りにくいという現状もあるわけでございますけれども、そういうところで設けにくいというようなお話をちょっと伺ったわけです。庶務課長そのものも、そんなに深くはそこのところの事情を把握されてないようだったものですから、それをきちっと調べられて、今後、対応をお願いしたい。総務部長にもきちっと伝えていただきたい。このような形でお話をさせていただいたわけでございます。

その後総務部長、聞いておられると思いますけれども、まずその辺の、いわゆる地下駐において身体障害者用の駐車場が、私はぜひ必要であろうというふうに思っているわけでございますが、市側の対応というか、今現在のその辺に対する対応はどのように考えておられるのか、その点からお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　身障者の駐車場につきましては、担当課長から聞いております。なお、問題点もあるということも、聞いてございます。庶務課長が御回答したとおり、防火扉になっておりまして、非常に重くございます。階段等も、扉を入っていく方も、身障者に向けての設備になっておりませんので、非常に今、現状としては、改造面も含めて難しい面があるということでございます。しかしなから、利用される身障者の方に対しましても、何らかの手だてができるんではないかということで、庁舎管理の面から、構造上の面から今検討をしているところでございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　ぜひ前向きの検討をお願いをしたいと思います。確かに常時来るということではないですけれど、やはり福祉部関係においては、最低月に１回ぐらいは書類の提出なり、そのようなものがあるわけでありまして、その辺が、いわゆる個々になりますと、やはりいろんな形で市役所に来る用事は、当然これは、結構多くなっている現状でございますので、ぜひその辺のドアのところの段差も含めて、身障者の方が雨の日もきちっと雨にぬれないで利用できるように、また庁用車、私は、身体障害者のためにと言っては何ですけれども、やはり市民本位の市政を貫くという意味においては、庁用車を数台は、いわゆる大村庵の方に移動するということも、これはやはり市側としては対応としてしていかなければならないのではないか。このようにも考え方ておりますので、ぜひ前向きの御検討をお願いしたい思います。

以上であります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、御手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時13分　散会

12月７日　金曜日　（第２日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第33号）

12月７日　金曜日　（第２日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成2年12月7日（金）
午前10時開議

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第1　請願第2－21号　公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情

（建設委員会）

日程第2　請願第2－22号　日野歩道橋（日野本町2－17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願

日程第3　請願第2－26号　中島道路交通禍についての陳情
（取り下げ）　（建設委員会）

日程第4　請願第2－13号　仮称神明4丁目ハイツ建築に関する請願
（議案上程）

日程第5　議案第84号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案第85号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第86号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案第87号　日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案第88号　平成2年度日野市一般会計補正予算について（第3号）

日程第10　議案第89号　平成2年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）

日程第11　議案第90号　平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第12　議案第91号　平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第2号）

日程第13　議案第92号　平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第2号）

日程第14　議案第93号　平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第3号）

日程第15　議案第94号　（仮称）二番橋新設その4工事委託契約の一部変更について

日程第16　議案第95号　不動産の取得について

日程第17　議案第96号　日野市教育委員会委員の任命について

日程第18　議案第98号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第99号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程第　20　議 案　第 100 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　21　議 案　第 101 号　損害賠償の額の決定について

日程第　22　議 案　第 102 号　平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）

日程第　23　議 案　第 103 号　川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結について

（報　告）

日程第　25　報 告　第 11 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本日の会議に付した事件

日程第１から第25まで

午後１時10分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより請願第２－21号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、請願第２－21号、これは総務委員会に付託されたものでございます。件名は、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情でございます。出された方は、八王子市明神町４－11－５、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合八南支部長、古田忠夫さんほか２名でございます。

要旨について一部申し上げますと、公衆浴場は国民の保健衛生の維持向上のため日常生活に不可欠な、かつ代替性のない極めて公共性の高い施設であるということと、特に最近における公衆浴場をとりまく経営環境が悪化し、また土地価格の著しい高騰により固定資産税の負担が重く相続税の支払いのために公衆浴場を転廃業をせざるを得ない事態が多く発生しているということでございます。

これにつきましては、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律があり、その第３条に基づいてこのような陳情を行うということであります。

相続税につきましては、公衆浴場を継続する場合は納税猶予の制度を設けて、20年継続した場合は免除されるようにしてください、ということと、固定資産税については、公衆浴場の事業の用に供する土地・建物に係る、固定資産に係る税額については現行の５分の３軽減を４分の３軽減にしてください、ということでございます。

それから、さらに市議会の意見としてこれを国に要望してください、ということでございます。この件につきましては、９月の17日と11月の13日、総務委員会におきまして慎重に審議をいたしたわけでございます。

その審議の過程と結果について申し上げますと、この委員の中より、周囲の市の状況等はどうなっておるかとか、または、一体、これらのことは非常に重要なことであるので、業者をお呼びしていろいろと話を聞きたいので呼んだらいかがなものか、というようなことが申されたわけでございます。そのような結果、業者を呼びました。

それで、この３業者、これは「日の湯」の高木茂さん、それから「亀の湯」の高庄作さん、「三栄湯」というんてすか、大湊浩栄さんという方が来られたわけでございます。

そこで、皆さんからいろいろと質問等が出ました。毎年この料金等は上げているのかどうか、というようなことの質問もあったようでございますけれども、これは物価統制令がいまだにあるので思い切った値上げ等はできない。平成元年におきましては290円であったのが、２年にわずか20円の値上げがなされて310円ということでございます。現在は、それですから310円であるということでございます。

また、入浴者の推移等については、ということの問い等に対しまして、各お湯屋さんに入る方が１日100名前後というようなことで経営も非常に悪化して、利用客の増を図るためにこれらの場所をコミュニティの場所としてやったらどうか、というようなことも考えているようですけれども、だめだ、ということです。

また、燃料費がどうなのか、というようなことも出されました。また、燃料費につきましては古材とか再生油、さらには重油と古材を交互に燃して節約を図り何とか維持をしている、というようなことがあったのでございます。

その他、多くの質疑がなされたわけでございますけれども、慎重に審議をいたしました結果、全員、本請願を採択ということに決した次第でございます。何分よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　最近、新聞報道等で、いわゆる銭湯、公衆浴場のお湯の温度を変更する、というようなことをちょっと見聞したんですが、今、委員長の報告では、コミュニティの場所としても有効に公衆浴場が今後活用されていくということが望ましい、というようなお話もありましたが、温度の問題については何かお話があったかどうかですね。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　温度の件につきましては、委員会におきましてはそのような審議はなされませんでした。また、業者に対して聞くような方もいらっしゃらなかった、と記憶しております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは東京都の指導によって決まるように、私、聞いた記憶があるんですが、担当課では何か承知しておられるかどうか、もし、お差し支えなければ聞かせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

大変申しわけございませんが、聞き及んでおりません。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－21号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－22号、日野歩道橋（日野本町２－17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願、請願第２－26号、中島道路交通禍についての陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　それでは、請願第２－22号、日野歩道橋（日野本町２－17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願についての御報告をいたします。

請願者は、馬場弘融さんほか589名でありまして、紹介議員は８名であります。平成２年９月７日に受付をされまして、第３回定例会の９月14日に建設委員会に付託されました。

日野歩道橋は、昭和42年、住民要望に基づき設置されたものであります。歩道橋を利用して通学する児童もなく、また時の経過とともにほとんど利用されないために早急に撤去して、かわりに横断歩道の設置を望む請願の内容であります。委員会では９月18日に現地調査を行いまして、２回にわたり慎重に審査を行ってまいりました。説明の中でも、１人でも２人でも渡っている場合は積極的に撤去できない、という警視庁の見解、また、撤去した場合には何らかの対策を考えなければならない、等の説明があり、引き続き意見等におきましては、歩道橋を利用していないため撤去し横断歩道をつくった方

がよいのではないか、また全国的に歩道橋は淘汰されている。議会として採択し警察に提出するぐらいでよいのではないか、等の意見、質疑もありまして、全会一致採択とすべきものと決しましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、請願２－26号であります。

中島道路交通禍についての陳情であります。陳情者は、睦自治会会長、伊藤文夫さんほか17名であります。受付は、平成２年９月10日であります。高幡地区区画整理事業の東側に位置する道路でありまして、通過交通量が増加したために道路の危険性、騒音、振動に悩まされておりまして、住宅地の安全と住環境が保たれるよう要望する陳情であります。第３回定例会の９月14日に建設委員会に付託されまして、９月18日、現地調査を行い、２回にわたりまして慎重に審議を行ってまいりました。

主な質疑といたしましては、何らかの安全対策が必要ではないか、区画整理の中で行うのかどうか等の質問がありまして、答弁といたしましては、契約差金で年内にガードパイプを設置することを検討中である、また、区画整理区域内につきましては区画整理事業で行う、そのほかにつきましては道路管理者で行う、というふうな答弁もありまして、全会一致採択すべきものと決した次第でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。市川資信君。

○26番（市川資信君）　　委員長に質問というより、私、建設委員会のメンバーでありますので、ここで質問するということは、甚だ滑稽な話でございますが、実は、この本請願を審議している最中、ちょっと数日前に請願代表者の方がお見えになりまして、私どもの請願した時点とは多少変更があるやに担当の部局からお知らせがあったんだ、というようなことを聞いたわけです。委員長に質問するんではないんですけれども、担当部局にちょっとお尋ねしていただきたいんです。

と申しますのは、歩道橋を、あるいはポールを設置するについて、当初計画では1.5メートルで設計してあるものが、あの入口の部分について85センチから90センチの部分になる。狭小、狭隘になる、というようなことを知らされた。それでは困るんだけれども、これは一体どうしたらいいでしょう、ということが二、三日前に私のところへ来たわけです。なぜそのような、途中が狭隘にならざるを得ないのか。なにか請願者によりますと地主さんからの要望だ、このようことも言っておりましたんですが、もし、わかりましたら御答弁いただきたいんですが。

○議長（小山良悟君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　今の御質問の点については、まだ私の方に担当の方から報

告が来ておりません。後ほど、またお答えしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　現在、来てないということでしたら、現在は結構です。ちょっと調べた上で、どういう理由で入口の一番肝心な部分が85センチないし90センチになるのか。といいますのは、もしそうなりますとなかなか、雨が降ったとき等左右に――片方きりついていませんから往来する人が非常に狭くなるので、６メートルの道路ですから十分に1.5メートル取れるんじゃなかろうか、と思うんですが、それをちょっと調べた上で御連絡いただきたいと思います。結構です。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第２－22号、日野歩道橋（日野本町２－17先）を撤去し代わりに横断歩道を新設することを求める請願、請願第２－26号、中島道路交通禍についての陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－13号、仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　　平成２年６月19日、建設委員会へ付託されました請願第２－13号、仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願につきましては、11月13日、請願代表者、和井豊氏より請願の取り下げ願いが提出され、全会一致で承認すべきものと決した次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　ただいまの委員長報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第２－13号、仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願の取り下げの件は、承認することに決しました。

これより議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員定数のうち病院部門の職員の定数の特例を改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、日野市職員の休暇の単位を半日から１時間に改めるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　それでは、２議案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

今回の改正は、日野市職員定数のうち、病院部門の職員の定数の特例を改正するお願いをするものでございます。

議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございます。付則の２項の改正になるわけでございますが、この病院部門の職員の定数の特例につきましては、昭和63年第２回の定例会でお認めをいただいております。日野市立病院の医師、助産婦、看護婦を常時充足させるための特例を設けさせていただきました。この特例によりまして現在まで有効に活用させていただきましたが、助産婦、看護婦等

の不足は依然として厳しい状況が続いているのが現状でございますので、「平成３年３月31日まで」という期限を「当分の間」とし、看護婦等の不足が解消されるまでお願いをするものでございます。

続きまして、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これも議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。

新旧対照表でございます。第８条第４項中「半日」とありますのを「１時間」と改めさせていただくものでございます。現在、職員の休暇の単位は、１日または業務に支障のないと認めたときは半日を単位として与える、ということになってございます。今回の改正は国や都の例に倣いまして、この「半日」単位を「時間」単位に改め、遅刻、早退の取り扱いを明確にいたしまして、人事管理の適正化を図るため改正を行うものでございます。

なお、付則で施行期日を平成３年１月１日からとするものでございます。

以上２議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　議案第85号の関係になりますけれども、今、総務部長がおっしゃっておりましたが、遅刻、早退というようなことも今ちょっと出たようですが、どの程度の範囲で検討をされているのか。また一面、一時外出とか、いろいろとり方があろうかと思うんですけれども、今まで半日であったものが１時間という形になってきた場合、極端な例、20日間の休みを１時間ごとでとったときには、毎日１時間遅く出て来る、あるいは１時間早く帰る、ということが可能になってきますね。（「そんなこととんでもない」と呼ぶ者あり）とんでもないことですけれども、大変有能な職員でありますから、そこら辺の計算は十分できる、というふうに判断をするところであります。

そんなことで当然今回の場合、規程ですとか規則、こういったものは特段に添付としてはないわけですから、ぜひ、そこら辺がどの程度検討されているのかな、ということで一応お伺いしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　現在、遅刻、早退の扱いでございますけれども、これにつきましては３回で１日分が休暇ということになります。厳しいペナルティもあるわけでございますけれども、逆に言いますと２回まではこれが余分に認められるということにもなるわけでございます。

したがいまして、こういったものをはっきりとするために、明確にするために今回の時間休暇制度を採用したい、このように考えております。

なお、一時外出の関係でございますけれども、これにつきましては、いずれも必要に応じてとられた措置でございますので、現在これについては現行どおりということになります。したがいまして、また問題があるとすればその時点で検討をいたしたい、このように考えております。

なお、先ほどおっしゃいました１時間、毎日遅れて来る、あるいは１時間早く早退する、そのような事態はまずない、市の職員においては、とりあえずない、と考えておりますので、この時間休暇制度は導入に踏み切ったものでございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　大変おもしろい内容――ここで１時間ということに変わることによっておもしろい現象が、確かに早退、遅刻、こういったものが逆に言えば遅刻とか早退がなくなって、要するに１時間の遅刻が、今までの状態で言えば遅刻ということではなくて１時間の休暇届けを要するに課長は出させる、ということの方が職員にとっては有利になるわけですよね。結局、今までだったら遅刻を３回やれば１日休みになったのが８日間――今までは３回というのは、あくまでタイムカードの整理規程に基づく関係でそういう対応をさせたと思うんですよね。ですから、今、出ませんでしたけれども、タイムカードの整理規程でいろいろの扱いを、遅刻であるとか早退であるとか、そういう形があったんですが、１時間休み、２時間休みというような形で今度整理されてこないといけないわけですから、逆に裏がえせば遅刻や早退がなくなって、あくまで時間単位での対応をする。今の話ですと、一時外出については、これははっきり言えば時間というのは決まっていないわけですから、そのときの業務に支障のない状況の中で管理職の立場でそれを認めていたと思うんですけれども、今後も場合によっては午後１時間だけを休む、ということは可能なわけですから、そういう取り扱いというふうなこと。

それから、物によってはその整理の規程でも、今までは１時間半ということまではあったわけですから、何か整理上の関係だと30分の部分を切り捨てをしたり、30分を超えれば１時間にするし、30分以内であればゼロにしていく、という取り扱いがあったかと思うんですけれども、大変おもしろい現象が起きるな、ということがありますので、ぜひ総務委員会の方で検討していただく題材といいますか、検討内容ということで十分に――せっかく制度をかえるときですから、今後の状況の中で対応するのではなくて、やっぱり行政側がこれを出す以上は、しっかりした考え方に基づいて当然出されてきている

だろう、という判断に私は立っていますので、そんなことのきっかけとして質問させていただきました。

これについての回答は結構です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議案第84号について質問したいと思います。

総務部長のお話で、大変厳しい状況であるということで「当分の間」にしたい、というこんな御説明がございました。厳しい状況とは何なのか、お聞きしたい。

看護婦の慢性的な不足ということは、これは全国的に余りにも有名で、11月９日には実に21年ぶりに増員を求めるストライキが行われたという、こういう経過もございます。人事院勧告で月８回の夜勤、以内ということが昭和40年に出されて、なかなか守られていない。日野でも当然８回ではおさまらない、というような実態も聞いておるわけでございますけれども、看護婦の労働実態が３Ｋというふうな呼ばれ方をしております。総務部長、３Ｋとは何か、御存じでしたら御回答いただきたいんですが、それほどまでに看護婦の労働条件は非常に厳しい。ですから今の厳しい状況というのは、看護婦の労働条件が厳しいから、なかなか人が集まらない。だから充足するのに当分の間この２項を、特例を継続していくのか、その辺をお聞きをしたい、というふうに思います。

それと、日野市の市立病院の看護婦の実態、昨年来、定数の増の要求がありまして、満額的な回答は委員会ではなかったわけでございますけれども、現時点で市立総合病院の看護婦がどの程度不足をしているのか、この辺もあわせてお聞きをしたい、と思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　３Ｋという御質問をいただきましたけれども、まず厳しい、それから汚い、それから、もう一つはあったと思うんですけれども、もちろん労働条件もございますし看護婦の不足ということもございます。両方あわせた意味で厳しいという表現を使わせていただきました。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　厳しい状況とはどういうような内容か、というようなことですが、当市立病院では看護婦の、助産婦も含めました看護婦の状況は、前回63年のときも御説明いたしたわけでございますが、年間10名前後の退職者がおります。この退職の理由はいろいろあるわけでございますが、平均して10名前後やめていくわけでござ

います。

それと、やはり女性の職場ということもありまして、産休といいますか、育休というような、そういうようなことで長期にお休みになる看護婦が、年間10名から20名、平均ですと十五、六名はおります。そうしますと、年度の中で10名が、なおお産で休むというような中では、かなり定足数を下回ってしまい、それとまた臨時で賄うことができない、というようなことから厳しい状況だ、というふうに判断しております。

それから、総務部長の方のお答えだったんですけれども、３Ｋは、きつい、汚い、危険ということでございます。

なお、病院の看護婦の実態でございますが、３年ほど前までのときには定数すら確保できない状態であったわけでございます。しかしながら、その後、いろいろ募集の手をかえ、いろいろ努力いたしまして、現在では定数は何とか維持できておる、というような状況でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

定数は何とか確保できている、ということですけれども、これ、前に看護婦の定数について論議したときに、患者さんの命をあずかる方ですから、私は若干多目に採用すべきである、という、こういう考え方を述べたことがございます。今、事務長の方から、産休とかなんとかで約10名程度が退職する、さらには休まれるという、プラスアルファとして。看護婦不足がどんな形で患者さんに影響してくるのか、こういうことを考えた場合には非常に数と同時に労働条件のことも当然考えていかなければならない、というふうに思います。委員会でまた細かいことを論議させていただきますけれども、厳しい状況はどんなのかな、ということをちょっと知りたかったので質問したわけです。

３Ｋは、今、事務長がおっしゃったように、きつい、汚い、危険、というように言われております。さらには、また新３Ｋとまで言われております。これは働く人がどんどんどんどんいい職場、いい職場環境、こういうものを目指していって、そういう言われ方をしております。

したがいまして、聞くところによりますと今の市立病院、玄関をくぐる前に見ただけで帰っちゃう、というような、こんな老朽化した病院です。何としても立派な病院を建てていただいて、働きやすい職場にすることも大切なことだと思います。

基本的な部分だけ質問させていただきましたので、あとは結構です。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　84号の病院の枠外定数の措置をとって、間もなくその時限が来るということでこの条例改正が出されてきた、と思うんですが、実際にこの病院の定数外条例の適用は、具体的にはどのように行われてきたか、その実態を答弁お願いします。

それから、もう一つは、これは考え方としていろんな意見があると思いますが、職員の定数ということに関してチェックできるのは、市議会のこの場しかないわけです。きのうも百草図書館がオープンしたことに伴って、だれかを悪者に無理やりしようという、そういう宣伝が行われている、ということが指摘されておりましたが、我々は、職員の定数総体を見直しながらふやすべきところはふやしていく。ある部分だけのことを取り上げて、あいつが反対したからけしからん、というふうな、そういうプロパガンダは、私は非常に卑劣なやり方だと思います。

ですから、議会がきちんと定数総体を見ながら、この部門については果たしてふやすのが妥当なのか、ある面では、また削減も可能か、という、そういうチェックをしなきゃいけないわけです。

ということからしますと、病院の現状も、もちろん皆承知をしているわけですので、定数のこの歯止めをはずしてしまうという考え方は、多少議論をしなければいけないのではないかと思います。当分認めるということで、それも一つの方法だとは思いますが、やはりある一定期間はそれを認めるけれども、果たしてどういう実態が推移するか、ということを十分後追いしながら結論を求めていく、ということからすれば、チェックが働かないような形をここで決めてしまうというのはどうかな、という気もしないわけではありません。この点については、どういうふうに理事者の方はお考えか、この点、回答をお願いします。

それから、次の休暇のことについて、今、土方議員の方からも質問がありましたが、国、東京都のやり方に今回あわせる、ということで、一つの大義名分は十分整っているということはわかります。そこで具体的に、例えば、今、土方議員のお話にもありましたが、いろんなことが考えられる。３時30分にちょっと早退をしたい、という場合にはこれからどういう扱いになるのか。この新しい条例が適用されるとどのような適用が行われるか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。そうい方がいらっしゃると思うんですね。

それから、休暇ということですから20日間の中からとっていくわけですが、直接この

条例とは関係ないんですが、この間、たまたま市の職員組合の事務所の前を通りますと10人ぐらい、勤務時間中お昼休みでもない時間に、たくさんあそこに組合の執行委員の人たちが一生懸命何か仕事をやっていましたね。仕事というか詰めて話したりやっていました。こういうのは休暇でもないし、一時外出でもないし、それから、いろんな手続きをとっての職場からの一時的な離脱ということもちょっと考えられないんですが、大体あそこには何人かの人が、いつも専従でもない人が詰めているんですね。こういうことについては何か御承知しておられるかどうか、ちょっと現状の認識を答えてください。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　過去の定数外条例の運用実態ということでございます。

昭和63年の６月に制定いたしまして、その年は年度の途中でございましたので、一応翌年の３月31日まで、つまり63年度のいっぱいの退職者見込みを立てまして、以後５名を採用する必要がある、ということで書類をつくり市長の決裁をいただいております。

しかしながら、実際の採用は、年度の途中でございましたので５名という採用はできませんで、一時的には３名というような運用ができることになりましたが、最終年度の末では、やはり定数を一、二名割るというか、そういうような状態でございました。

それから、平成元年度につきましては７名を定数外ということで一応計画いたしました。それで１年間を通しました結果では、１年間であのときは、ちょうど７名が退職しております。それから、平成２年度につきましては年度の途中でございますが、８名の定数外を一応計画いたしました。それで８名を予定いたしましたが、年度の当初、その８名を採用するだけの人が集まりませんで、増としては４月現在では４名でございまして、その後、その８名に達するまでの追加募集を行って、やっと８名にはなっております。それで、ことしの11月現在での退職者は４名でございますので、８名の定数外について現在４名がやめていますので、４名が今手持ちということになります。

なお、今後、４名またやめる、というような予定が出ておりますので、今年度の定数外の枠は、やはりこれも消化し切れるんではないかと思っております。

それから、もう１点、定数のチェックでございますが、これは定数外をどういうふうに決めるか、ということは内部で決めて、それで市長の決裁をとって、病院内としてはこういう数字だということで承知しているわけですが、その書類がもう少し広く行き渡るようにするか、というのが一つの方法である。

それから、予算で医師の人件費何人分幾ら、それから看護婦、検査技師、事務とかいうような内訳がありますが、その中で看護婦の定数が何名、定数外が何名というようなことで、一応内訳として今出している。それから、予算のときにも額が、必ずしもどういう給料のベースの人が採用されるかわかりませんが、平均的には出せると思いますので、そこでの予算のチェックということがあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　84号の関係でございますけれども、期限を「３月31日」を「当分の間」というふうにお願いをするわけでございますけれども、これにつきましては、現状の中では見通しは全く立っておりません。したがいまして、また逆に期限を切るのもできませんので、こういう形にさせていただいたわけでございます。

それから、85号の関係でございますけれども、８時半から帰った場合は２時間の休暇ということになります。それで、１分、２分の遅刻・早退でも１時間ということにみなすわけでございます。

それから、組合の職員の関係でございますけれども、状況についてはちょっと把握しておりませんけれども、いずれにいたしましても規則等によりまして処理を対応をしていく、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　看護婦等の不足を解消するということで、この定数外条例、63年に議会で認めたわけです。それは、この制度がかなり有効に活用されて、できるだけ定数を確保して今日に至っている、ということはわかります。それから、この制度をそのまま恒久化するということで、ここで「当分の間」ということに変えるということが、果たして適切な選択かどうかはまた別な問題になると思います。

先般、私ども松江の市立病院に行きまして定数の充足等を聞きましたら、不足はしていない、確保をしているということで、その前の年になりますか、小松市に行きまして市立病院をやはり視察しましたが、看護婦の不足はないということで、病院によっては看護婦さんが――どこの病院に行っても看護婦不足は当たり前、というふうなことでも実態はない。給料表もちゃんと分かれておりますし、病院の赤字が１億円になったら、もうすぐに再建検討委員会が組織されて病院の赤字解消にも取り組んでいる、というふうな実態がありまして、日野の場合には６億円赤字が出ても何もしないし、看護婦はどこでも不足だから日野も不足で当たり前みたいな考えでは、また困るわけですので、この枠外の定数を認める、というこの措置は適切ということで我々も認めているわけで、しかし、歯どめを全くなくしてしまう、ということが果たしていいのかどうか、という

ことは、また議論があると思いますので、総務委員会の方での意見の出方を注目していきたいと思います。

それから、この85号については、休暇のとり方がここで変わる、ということについての理由はわかりました。3時30分に午後早退をすれば2時間休暇をとった、ということになるわけですね。これは理解できました。その後の組合の執行部の執行委員に当たる人だと思うんですが、そういった実態を担当課の課長は、自分の職場にいないわけですからわかっておられるわけですよね。しかし、それがあえて言えない、というこの職場の環境も私はどうかなと思いますね。しかも、総務部長はつぶさには御存じないということです。私が、たまたま通ったときだけがそうだ、というふうにはちょっと考えられないんてす。その辺、職員が足りない、足りない、と言って大騒ぎをして、ふやせ、ふやせと言って旗を振る人はたくさんいるけれども、しかし、現に仕事をしない職員の人がそうやって大手を振って、だれも注意をしないで担当部長も知らない、というふうな実態があるということでは、職員の定数増の提案ということをなさる場合には、ちょっとまた理由が希薄になってしまうと思うんですね。

そういった実態、また綱紀の緩みということもあるのではないか思いますので、私から指摘をしておきますので十分チェックをしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　それでは、84号と85号を両方で御質問させていただきたいと思いますが、まず84の方なんですが、年間10名程度の退職者が出る、ということでございます。これは全体の看護婦さんの数との比率で、この程度の退職は世間並みというのか、あるいは、やはり日野の方がほかよりも多いのかどうか、この辺もひとつお伺いをしたい。

それから、先ほど奥住議員からも話がありましたように、当然だれしも思うところですが、命を守る仕事ということからしますと、条例をかえて確保しておくということは非常に大事なことであろうか、というふうに思いますけれども、なかなか――先ほど事務長の方から話がありましたようになかなか集まらない、集まってもやめていく、という悩みが過去から続いているわけなんですが、その中の原因に労働条件的なこと、それから、特に先ほど3Kの話が出ましたが、新しく4Kだ、5Kだなんて言われている中には、給料が安いなんていうのも4K目、あるいは休暇がとれない、とかいうことも5K目だとか、さらに6Kなんていうのも言われておりまして、これは経営者が悪いということ、これが6Kだと言われておりますけれども、その中で給与に関してよく聞かれ

ることで、先ほどちょっと、もう改善をしてきた、というコメントもあったように聞き取りましたけれども、正看と准看の場合も余り給与の差をつけてないんだ、ということで、定着率の悪い原因の一つではないか、というような言われ方も聞いたことがあるんですが、それが今も全く変わらない状況にあるのか、その辺をちょっと、84号を先にお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　まず、退職者の数が一般的かどうか、というようなお尋ねでございますけれども、特に全国的な数値は出ておりませんけれども、視察の関係、あるいは近隣の病院の状況等の情報でございますと、かなりやめていく事態は多いように聞いております。それは20、30とやめる、というようなことも300人、400人の看護婦さんのおる中では、やはりあるようでございます。

それから、逆にほとんどやめない、という病院もあります。それで、やめていく数が多い病院は、どちらかというと若年層といいますか、そういうような看護婦さんが多いところが退職者も多いようでございます。なかなかやめていかない、というところは、どちらかというとその町に定着しておりまして、仕事にも定着しているというようなことで退職者が少ない、というような内容がわかると思います。

それから、集まらないことでございますが、先ほど古賀議員さんからもお話がありましたけれども、地方に行きますと大体看護婦さんは充足しております。それで、地方で募集といいますか、求人に行きましてもなかなか首都圏等には来ない、というのが実態でございます。

ですから、全国的にはそれほど不足してなくても、地域的にバランスが崩れている、というようなことがあるようでございます。私どもも全国的に募集をしてございますけれども、なかなか東京へは出て来ない、ということが多いようです。それから、東京の看護学校の方へ出て来ている地方の看護学生は、資格を取って地方へまた戻るか、あるいは東京の大病院に行って腕を磨く、というようなことが多いようでございます。

それから、やめていく理由は、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり女性の仕事というようなことで結婚退職が一番多い。次が育児といいますか、家事に専念するというようなことが多いようでございます。そのほかに配偶者、だんなさんの転勤の問題ですね、それで異動をする、転居する、というのが3番目に多くなっております。

そのほか、やはり職場の人間関係とか、いろんな条件で不満が出る、というようなことでございます。特に給料につきましては、一般の、公立病院以外の病院は、正看なら

正看という看護婦さんの資格について賃金を決めているところが多いもんですから、25歳の看護婦さんでも40歳の看護婦さんでも同じ給与条件で採用する、というようなことがあります。そうしますと若い方は、民間といいますか、公立病院以外のところへ流れていく、という傾向はあります。公立病院は、どちらかというと年功型の給与体系ですので、なかなか若い人に高い賃金が支払えない、というのが弱点でございます。

それから、正看と准看の給与については同一でございまして、これにつきましては、やはり国家試験の差については、それなりの待遇があっていいんではないか、というような看護婦さんの気持ちは、かなりあるところでございます。

そのような内容でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

最後の部分なんですが、やはり正看と准看の労働条件というのは変えても全くおかしくないと思うんですね。そのための制度、資格であるわけですから、やはり、そういうやめられる理由、集まりにくい理由、それぞれ、今、事務長が言われたとおりといいますか、理解できるわけなんですが、やはり根底には、そういう労働条件的なことというのは無視できない部分があろうか、というふうに思いますので、そういったことはぜひ、これは病院サイドだけで検討できる内容ではないんですが、検討していくべきではないか、というふうに思います。

続いて85号の方、よろしいですか。職員の１時間単位での休暇についてでございますけれども、都なり国が既に実施をしているということと、それから欠勤、早退を結果的には救うようなために１時間、という聞こえ方もするわけなんですが、こういった制度を取り入れることは、働く側にすると非常にいい制度であることは間違いないと思います。

ただ、世の中の半日休暇、これがどれぐらい実施されているか、といいますと、非製造業で半日休暇で25.5％、それから製造業でも30％、それから、これは数との兼ね合いがいろいろありますけれども、全産業で見ても31.7％、と大きく言って３分の１程度しか、まだ半日休暇ですら実施をされてない、という状況でございます。半日休暇を行うに当たっても、特に民間会社なんかで気にするところは、勤務管理の問題が非常に気になるところであるわけです。そうなりますと、１時間というのは便利でいいわけですけれども、勤務管理ということに対して相当神経を使っていかないと、まさに勤務がめちゃくちゃになってしまうという恐れもあると思うんです。

これから細かく検討していただくわけなんですが、こういった面、こういうことをやるから大丈夫なんだ、今まで半日休暇を含めて十分、訓練、トレーニングされているから大丈夫なんだ、とか、あるいは、今、半日休暇を実施しているところでも保有日数全部に半日休暇を適用できる、ということではなくて、例えば６回までは半日休暇を認めますよ、とかいうふうに半日休暇でも回数に制約をして、余り乱用をしないような、そんなことをやっているのが民間での世間一般でございます。

ですから、現在の半日休暇が、役所関係でそういう回数的な制限があるのかどうかもちょっと勉強不足で調べておりませんが、この１時間単位というようなことを採用する場合に、そういったことも検討されているのかどうか、ということもお伺いしたいと思います。

それから、１時間ですから、どこでも１時間というとらえ方もあると思うんですが、例えば昼休みを挟んで間の１時間でもいいのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　お答えをさせていただきます。

この時間休暇制度でございますけれども、国、都は既に実施をしております。都下26市を見ましても既に半数近くがこの制度を導入してございます。今までの半日休暇の制限というのは、特に設けてはございませんけれども、ちょっと年休等の消化状況を申し上げますと、60年では平均16.3日、それから、１人平均でございますけれども、61年は15.8日、62年が16.7日、63年が16.3日、昨年では17.0日でございました。このような状況でございます。

この時間休暇の導入に伴いまして、いろいろな事務手続きがあるわけですけれども、これについては混乱のないようにしてまいりたいと思います。

それから、間の１時間の休暇、というような御質問がございましたけれども、これについては、あくまでも業務に支障のないような範囲で所属長が判断をするということでございますので、これが原則になってございます。したがいまして、そういう場合もあるかとは思いますけれども、あくまでも業務に支障のない範囲ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　じゃあ、もう一回確認をさせていただきますが、途中の１時間

であっても、それが勤務に支障がなければそういう場合も認める考えである、というふうに受けとめましたが、それでいいのかどうか、もう一回確認したいと思います。

それから、回数についても特に、常識的に対応するだろうから回数の制約も考えていない、ということでいいのか、もう一回、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　今まで回数がない、と申し上げましたのは、今まで半日休暇の対応でございます。半日を何日とする、というような規定はございませんでした。

それから、ただいまの確認ということで御質問でございますけれども、場合によってはそういうことも起こり得るだろう、こういうふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　これは、恐らく総務委員会でも大分論議をされると思いますので、ぜひいま私が質問したような内容も含めた観点で詰めて、それから提案していただくことの方がいいんではないかと思います。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　議案の第84号の方について、まず１点お尋ねしますが、これは病院部門の職員定数の特例ということで、前回、特例条項のものを議会の方でも認めたわけですが、その結果、今、病院事務長の方からのお話ですと、この特例条項が非常に有効に機能している、というふうな実態がわかったわけです。

総務部長の方から、「当分の間」という意味が看護婦さんが充足されるまで、というお話もありました。当初提案されたときには、平成３年の３月ぐらいまでには、この看護婦さんの不足についての社会状況が変わってくるであろう、というふうな見通しのもとでこういうふうな期限的なものをつけられた、というふうにも考えられますし、今の状況ですと看護婦さんの不足というのはこれからも長く続くであろう、という予測のもとで「当分の間」というふうに規定をしたようにも理解したわけですけれども、そうしますと、看護婦さんの不足がずっと続く間は、この規定でいきますよ、とこういうふうな理解の仕方でよろしいのかどうか、それが第１点と、それから第２点は、このような特例ですね、「当分の間」というふうな規定の仕方で、病院部門の看護婦さんの対応について設けている市が参考までにあれば教えていただきたい。これが第２点です。

それから、85号の方なんですが、国や都、さらには都下の市の半数が既に実施をしている制度です、というふうなお話がありましたけれども、運用の実態ですが、どういうふうな運用の実態をされているのか、標準的な運用の実例をお話をしていただきたい。

これが85号の第１点です。

それから、第２点は、総務部長のお話ですと遅刻・早退を厳しくするために、というふうに、私は提案説明で聞いたような――提案説明で理解をしたわけですが、そういうふうな理解の仕方ですと、こちらの方で、条文の方で「休暇は１日を単位として与える。ただし任命権者は業務に支障がないと認めるときは１時間を単位として与えることができる」ということなんですけれども、今の沢田議員の方から、その遅刻とか早退の以外の時間帯の中での申請があったときも、それは業務に支障がない場合はいいですよ、とそういうふうな運用もあります、というお話なんですけれども、そうしますと支障がないと認めるときは、ということは、事前にお願いしますよ、というふうに読めるわけですけれども。

そうしますと、この場合の遅刻とかそういうのを厳しくするということは、事前に、きょうは何とかの用事があって出勤の方は９時になりますよ、ということを事前に出して、わかりました、ということで運用されるようにも読めるんですが、その辺はどうなのか……。

早退の方は、今おっしゃったように、これからこういうことがあるので、４時以降からはちょっと出て行きますのでお願いします、ということはわかるんですけれども、その出だしの方がちょっとよくわかりませんので、その辺の説明をしていただきたいと思うんです。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　まず84号の関係でございますけれども、「平成３年３月31日まで」という期限がつけられたわけでございますけれども、63年の第２回の定例会だと思いますけれども、その際に提案した時点では「当分の間」ということで当初お願いをいたしました。いろいろと御議論をいただいた中で期限をつけていただいた、という経過がございます。ここでこの期限が切れますので改めて、まだ解消の見通しが立たない現状でございますので、「当分の間」ということでお願いをしたわけでございます。

それから、85号の関係でございますけれども、これの中の１点目でございますが、各市の運用の具体的な実例ということでございますけれども、申しわけありませんが、その実態については私はまだ掌握してございませんので、また委員会等でも御説明をさせていただきたいと存じます。

それから、遅刻・早退を厳しくするということではございませんで、今まで不明確な

点がございましたので、その点を正すために時間休暇制度を導入したい、というわけでございます。今まで遅刻の場合、例え１分でも１時間の休暇とみなす、ということでございますので、例えば１時間半遅れた場合については２時間の休暇、というふうになるわけでございます。

○議長（小山良悟君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　私の方から84号の方の「当分の間」ということで補足させていただきます。

看護婦さんの不足ということから、そう言ったわけでございますが、いつまで続くかということの御質問ですが、全国的に看護婦不足ということは、６万人不足ということは言われておりますが、先ほどもお話ししましたように、地域的に偏在する形にもなっております。それで、退職者の補充という意味の条例でございますが、退職者が余りないという病院も、この近所にございます。そういう退職者が余りない病院ですと、こういう問題は起きませんし、今度は逆に退職者がありましてもすぐ供給できる、採用できる、というような状態があればまたよろしいわけでございます。近くにも、十分採用ができるというのが、やはりこの東京都下の中にもございます。地域的に看護婦さんがおられる、というところもあるようです。そんな中で、看護婦さんの数が市内にかなり最寄りに来ていただければまた採用の方もやりやすい。そうすれば欠員即採用、というような手続きも踏めるときが来るんではないかと思いますが、それが社会的にどう変わるか、いつごろか、ということはわかりませんので「当分の間」というふうにお願いしておるところでございます。

それから、よその状況でございますけれども、これは、やはり自治体病院で青梅市が看護婦不足で困りまして昭和58年にこういう制度を設けた。それが機能しているということもございましたので、青梅市の状況も参考に63年お願いしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　85号の方なんですが、ちょっと私、聞き間違えているのかもしれませんけれども、厳格な運用――遅刻・早退という言葉で使わせてもらいましたけれども、厳格な運用をするためにも、というお話をさせてもらいましたけれども、一つ明確なお話がなかったのは、業務に支障がないと認めるときは与えることができる、ということですから、私はあらかじめ――どういう場面かは、今、沢田議員の方からあった

話でわかったんですけれども、要するに朝の出だしの方がこの条文からいきますと、例えば、あしたはどこかの病院へ行きますからお願いします、とか、そういうふうな形の例しかちょっと思い当たらないもんですから、今、お話をさせてもらったわけです。その辺、もう少しはっきりお答えしていただきたいと思うんです。

あと、もう一つは、ちょっと私もびっくりしたんですが、国や都の方も、これは実際に今運用してやっております、さらに都下の市の半数も実施をしております、ということなんですね。新しい制度を日野市に導入をする場合には、日野市の中の特色もありますし、市の組織体は生きているもんですから、この新しい制度を導入したときに、他市の方ではうまくいっているけれども、我が日野市ではどうか、ということは、当然導入をされる方はその辺まで考えて導入をされると思うんです。

そうしますと、当然、国の方の段階ではどういうふうな運用の実態なのか、東京都の方ではどういうふうな実態なのか、組織体が全部違いますから。それから、三多摩の市の中でも各市特色がありますから、どうなのかということは、当然私は調べられているというのが、これは当然のことだと思うんですけれども、今、総務部長のお話ですと、その辺の資料というのは、今、これ議会の中ではない、という意味で私は理解をしているわけですが、その辺、当然日野市と似たような市の状況というものは研究をされていると思うんです。その辺、どうなのか。今現在の運用の中では、少しあいまいもことした形で行われているのを、もう少し整理する意味でこの制度を導入いたしました、ということが話にあったんですけれども、ちょっとよくわからないんです。もう少し明確にお話をしていただければありがたいんですが……。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　説明が舌足らずで申しわけございません。

休暇の関係でございますけれども、これは今までもそうでございますけれども、事前に届ける、ということが原則でございます。当日やむを得ない場合については、電話連絡等で事前に連絡する、ということになってございます。これについては変わりはございません。

それから、他市の例ということでございますけれども、当然、担当は職員課になりますけれども、これについては、他市の状況等については現在調査しております。くわしい内容については私がまだ掌握してない、ということでございますので御理解をいただきたいと存じます。

なお、来年の１月１日から施行ということでございますので、早急にその辺は詰めて

いる、という状況でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。内田　勲君

○11番（内田　勲君）　85号についてお伺いします。

この１日１時間の休暇を導入するに当たりましては、いろんな条件といいますか、背景が必要だと思うんですね。先ほどからの説明の中では、いまひとつ理解ができないんですけれども、僕はそういう条件の中では、大事なことは労使関係じゃないかと思うんです。先ほど土方議員が冒頭質問したときに、「こういう制度を導入したときに毎日１時間の休暇をとった場合にどうなんだ」というような心配もちょっと言っていましたけれども、それに対して竹ノ上議員が「そんなことないよ」とそんなようなことを言っていたかのように聞こえたんですけれども、ここに、もう既に大きな差があるんですね。これは、この制度を利用する人たちをどう見るかによって大きな違いが出る、と思うんです。

したがって、まず１点お聞きしたいんですけれども、現在の庁内における労使関係については、部長さん、どのようにお考えになっているんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　時間休暇制度の導入に当たりましては、間違いのないような運用をしてまいりたいと考えております。組合との関係もございますけれども、組合からもこういう時間制度の要求もございましたけれども、今までも申し上げたとおり遅刻・早退とかいうような不明確な面を正確にするということで、むしろ管理上の面での対応を今回考えるわけでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　せっかくお答えをいただいたんですけれども、私の質問にはほとんど該当しない答えで、私が聞きたかったのは、現在、部長さんが、この庁内における労使の関係、日常の行動を含めてどういうふうにお考えになっているか、素晴らしい労使関係と思っているのか、大変弱ったもんだ、というふうに思っているのかをお聞きしたかったわけです。

私、まだ、この庁舎に来てからおつき合いも短いもんですから、詳しいことはわかりませんけれども、この間に見たり聞いたりしている限りでは、労使関係は20年は遅れて

いると思うんです。そういう労使関係の中でこういう制度を導入する場合には、やはり冒頭、土方議員が言っておりましたような心配が出るのは当たり前だと思うんですね。

私も過去に、半日休暇を導入するということでいろんなデーターを調べたことがあるんですけれども、そういう背景に――導入した企業ですといろんな背景がありますけれども、多く言われたのは、社員の方が半日以上働いて用事ができたときに帰る場合に、早退じゃなくて休暇を使うんですね、それから、遅れてしまったときにも、１時間ぐらい遅れてしまった、遅刻にしないで休暇にする、こういう使い方をするケースが多いんですね。要するに、現在、民間では現業の方はともかくとしまして、研究部門であるとか、あるいは事務部門でありますと非常に効率化が進んでおりますから、自分が休んでいたら仕事が進まないんですね。そういうケースが非常に多いもんですから、休暇が１時間単位であろうと半日であろうと、とにかく休暇をとっても自分の仕事をする実態が非常に多いんです。幸か不幸か、そういう実態が多いわけですね。そういう中で経営者として、やはり半日休暇を認めて、半日仕事をして帰る場合には半日休暇をやろうじゃないか、あるいはそういうふうにしてほしい、ということで決まっているケースが多いんです。

そういう中で、この庁内に当てはめたときに果たしてそういう労使関係があるかどうか、と考えたときに、私は当てはまらないと思うんです。提案の中でも東京都とか、あるいは他市でも行われている、という説明がありましたけれども、じゃあ、行われた結果、どういう成果が得られたのか、稼働率が上がったのか、あるいは仕事の効率が上がったとか、そういったような話がされないということは、やっぱり不満があるんです。やはり、いいことは率先してやってもいいと思うんです。

ですから、そういういい面があったら、どんどん導入していただきたいと思うんですが、そういうところに目が行ってないようですから、私、はっきり言って、まだ時期尚早じゃないかと思うんです。もう少しそういった点を調査するなり研究をしまして、こういう制度はぜひ導入していただきたい。これから委員会の中で検討する場合も、そういった角度から十分な検討をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　85号議案につきまして、一言、御質問させていただきます。

先ほど来、部長の答弁の中に、いわゆる国や都が実施をしている、また26市中半分の市が実施をしている、こういうような御答弁が何回か御質問の中でもあったわけでござ

いますが、私、考えるに国や都に比べて、やはり市レベルというか、いわゆる市レベルと国と都、これは同率には考えられない行政体のわけです。まして、いわゆる住民と直接接するのは、これは国や都に比べて、はるかに市町村が多いわけでありまして、そういうふうに考えてくると、やはり、これは部長さんが言われているように26市中半分の市が実施をしている。逆を言えば、まだ半分の市が実施をしてない、というのは、やはり逆にこの辺にも一つの理由が私はあるのではないか、とこのように思っているわけです。

また、特に仕事の内容を見てみましても、市民と直接接しているという中においても、まだまだ担当制というのが多いわけですね。住民の方がなにか聞きに来てもＡという方がいなければわからない。Ａという方はあした出て来る。今週いっぱい休みです。こういった場合に、住民側が今までいろんな形で不便というか、そういった意味での被害というか、そういったものを被っているというのも、一つには事実としてあるように私の経験上からも認識をしているような、そのような私の一つの考えがあるわけですけれども、そのように考えてまいりますと、まして沢田議員の方からも御質問があって、その答弁の中に、いわゆる時間外においての休暇も認められる、そのようなことも明らかになったわけでございますが、そのように、いわゆる小間切れの休暇が可能というか実施というか行われてくると、住民サービスという観点で考えてどうなのか、という、このようなことがやはり我々は住民の代表として、そのようなことを考えざるを得ないわけであります。

その点に対しては、どのように考えておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

職員の休日・休暇等の取り扱いについて、基本的な点については従来と特に変わらないわけでございますが、少なくとも休暇は１日を単位として与える、というのが従来もそうでございますし、今回もその部分を変えていないわけです。ただし、その任命権者が業務に支障がないと認めるときに与える与え方ということで、今まで半日という単位しかございませんで、１時間ということはございませんでした。

確かに、今、御質問者からも話がございましたように、例えば国、都と市町村の場合との行政の実態の違いというのは当然ございまして、私どもは直接市民サービスに携わっているわけでございますので、その点大きな違いがある、というふうに私どもも当然理

解をしております。

ただ実態問題として、例えば従来ですと半日の単位でございましたので、１時間、あるいは１時間半で何かの用件があって、どうしても休まざるを得ない、というふうな場合でも半日ないしは、単位が１時間という単位がございませんので、半日は少なくとも最低は休む、というような形になってこざるを得なかった、ということがございます。

そういったことも総合的に判断しまして、私どもは、例えば、先ほどもいろいろ御質問の中で、毎日１時間、じゃあずっととれるじゃないかとか、あるいは帰りにとれるじゃないか、といろいろなことが確かにございます。それは今までの中でも、例えば、国及び都等の実施の中でもその辺のところが、従来、問題という形で指摘をされて出てきた事例というのは、私どもは聞いていないわけですけれども、そういう実態で、例えば、先ほども総務部長が提案理由のときに御説明したと思いますけれども、今までですと、例えば遅刻・早退の場合の例でいいますと、３回だと１日の休暇扱いにする。２回までは、例えば１時間遅れて来ても１分遅れても、その分は休暇としては、事実上は一切取り扱いをしない、というふうな形で来ていたわけですね。今度の場合は、すべてそういうものが、１分でも２分でも例えば遅刻・早退の場合には必ず１時間の単位で休暇として取り扱いますよ、ということです。

ですから、これは、それぞれ制度が変わった場合に、適用の仕方が変わった場合に一長一短はあろうかと思いますが、全体としては効率的な業務の運営に資する、というふうに私どもは判断をいたしまて、今回お願いをしている次第でございますので、その点については御理解を賜りたい、というふうに思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　私も確かに、かつて職員でありました。その経験でいうと確かに朝１時間、例えば遅刻した、30分遅刻した、それを３日やると１日休みになる。これは不合理ですよね。これほど不合理なことはない。そういった意味ではこの時間休というのは、私は、ある意味では必要だな、という部分も感じるわけですけれども、それがやはりもろ刃の剣といいますか、いわゆる日中の時間を区切って、例えば極端な話が席についている、ついていない、というのが小間切れになる可能性も私は出てくるのではないか、とそれらのことをある意味では心配をするわけであります。

いわゆる先ほどの助役の話ですと、半日であるとか１日休暇であるとか、そういったものを要するに時間休にすることによって明確にするんだ、とこのようなお話があったわけでありますが、いわゆる半日であるとか１日休暇とか、こういうのはある程度時間

がわかるわけです。例えば市民の方が来て担当者がいない、あした出てくる。じゃあ、あした来ればいい、これはわかるわけです。

ところが、私は、時間休になりますと明確に、本当にその日に来たり来なかったりとかすることがないのかどうか、そういう心配も若干するわけでございます。そういった意味では、この時間休そのものについては、私はそれほど反対ではありませんけれども、やはり、もう少し歯どめというか、例えば、夏井議員の方からも質問がありましたけれども、その日に報告で済む、そのような形でなくして、やはり事前にこのような形でのあすは１時間、朝、いろんな形で用事があるから、いわゆる時間休をとりますとか、そのようなある程度の一つの歯どめ的なものは設ける必要があるのではないか、そのためにもう少し検討をされる必要があるのではないか、こういうふうな観点でお話をさせていただいているわけですけれども、そのような検討をしていただきたい。

それについて何かお考えがあれば聞かせてください。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　あくまでも市の行政が、市民サービスがスムーズに進行するということを前提にして考えておりますので、そのことによって業務に重大な支障が及ぶ、というような結果は絶対に招かないように、私どもとしても日常的な管理については心がけていきたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　最後に、確かに職員の待遇というか、そういった面とともにやはり住民サービスということをまた少し突っ込んだ中での総務委員会等での質疑をお願いをしたい。

これで終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　今、85号の方のやりとりを聞いていまして、私も総務委員でございますので意見を述べたいと思います。

審議に当たりまして、今、それぞれの議員さんから質問の出たやりとりについて、具体的にどういう運用をしていくか、という運用の基準をぜひ委員会の中に出していただくように要請をさせていただきたい、これが１点であります。

それから、もう一つは、今ある制度と、それから、この１時間休暇が始まったときに

それぞれがどういう形になるのか、ということで、その辺の絡みも整理して出してほしい。具体的に言えば、先ほど夏井議員さんの方から「病院に行くから何時間休暇をくれ」と、こういうようなことで時間休暇が使われるんじゃないか、という話がありましたけれども、聞くところによれば診療外出というか、それは今も認められている一時外出制度だ、こういうふうに聞いております。したがって、そのことに時間休暇を使う必要はないように思います。

そうなってくると、時間休暇がなぜ必要なのか、ということが大変わかりにくい。それで、もっとほかに言えば、よく職員のお父さん、お母さんが亡くなられて告別式があります。そうすると職員の方々は、つき合いのあった方はその時間帯に行ってお焼香をされる。私は、あれは半日休暇なのかな、と思っていましたけれども、恐らくあれは認められている一時外出制度を使っていると思うんですね。そうなってくると、今度の１時間の休暇というのは何に使うのか、ということになれば、ほとんどいらない。

それで、先ほど田原議員が言われたように、矛盾の最たるものだ、といった１分を３回遅刻・早退すれば１日分の休暇がなくなるんだ、という、大変不合理じゃないか、ということが、ただ幾らか論理的になるだけの話、というふうな理解きりできない。

したがって、そのことも大変重要だと思いますけれども、そういった意味からいくと総務部長が、国もやっています、都もやっています、26市の半分やっています、こんなことをやるのは当然なんです、という市の職員の論理と、私ども議員、あるいは民間の人の論理とはすごい意識のかけ離れがある、というのが実態だと思うんですね。

ですから、その点を埋めるためには、ぜひ総務委員会で、いろんな今あったような質疑について質問をせざるを得ないわけでありますけれども、明快な資料を出していただくように要望をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、新井児童遊園の廃止に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例でございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

別表の第１、児童遊園の部、新井児童遊園の項を削る、でございます。これにつきましては、この児童遊園の場所が万願寺区画整理地内の新井地区センターの隣接地にございます。このたび、街路の築造によりまして児童遊園が二分されます。そのようなことから全くその機能を失いますので、また地主からの返還の申し出もございました。そのようなことから廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話で、この児童遊園がなくなる、というふうにお聞きしたんですが、これにかわるものができるんでしょうか。というのは、地主さんの返還の要望もあって、というお話なんですが、これに似たようなものは、土地をお借りしてやっているところもあります。これはいつも問題になるんですが、将来そこは５年後に返さなきゃいけない、ということを知りながら、その方に土地をお借りしてやっていることもありますので、ちょっとお聞きしたいんですが、特に区画整地内ということですから、これにかわるような児童遊園の場所が確保できているのかどうか、できていなければ、当然区画整理地内のことですから、それに予定されるような場所は、もう既に確保しましたとか、できます、というふうなお答えがあるのではないか、と思ったんですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　現在のところは、これにかわるべき児童遊園ということは検討してございません。

ただ、区画整理事業によりまして、また新たな公園等が設置できるわけでございます。また、その辺、十分検討いたしまして、その地域に児童遊園等必要であれば、また地主さんに協力をお願いしながら設置の方向で考えていきたい、と思っております。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市立幼児教育センターを引き続き存続させるため、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては教育長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育長の方から説明させていただきます。

議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御承知のとおり日野市における幼児の保育に関する調査、育成の充実を図るため日野市立幼児教育センターの設置条例が昭和61年４月、時限条例として成立しました。そし

て、その後、昭和63年12月の第４回定例市議会において日野市立幼児教育センター設置条例の一部が改正され、時限を平成４年、昭和67年３月31日までとして成立し、現在に至っております。

それでは、議案の４ページ、５ページの新旧対照表をお開き願いたいと思います。付則中に「この条例は交付の日から施行し、昭和67年３月31日限りでその効力を失う」となっておりますのを、「この条例は、交付の日から施行する」に改正をお願いするものであります。

幼児教育センターが設置されて５カ年になります。この間、幼児教育センターでは、未来を担う幼児たちの教育、保育環境を的確に把握し、いかに整備するかの課題を設け基礎的な活動、調査、研究活動及び普及活動等各種業務を行ってまいりました。業務の内容につきましては、年次ごとの業務報告書、及び研究調査報告書を出しておりますので、既にごらんいただいていると思います。

今後も一人ひとりの個性の発達にふさわしい保育が実現するため、基礎となる個性形成の研究を進めるとともに乳幼児の実態、保育の実態を把握し、それを基礎とした保育現場、家庭、さらに関係期間と密接に連絡しながら実践的、実証的調査、研究、相談、研修業務、及び家庭内保育の情報提供等、地域に密着した幼児教育センターとして、より一層発展させたいと考えております。課題をもって実施しております幼児教育センターの事業は継続して実施していく必要があり、それに伴う事業の計画等がございます。現在、来年度の予算編成期に当たり時限を１年数カ月残しておりますが、ここで条例付則中の時限をはずしていただくことをお願いいたすものであります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　市長にお尋ねをいたします。

昨日は名古屋議員さんから詳細にわたる質疑がなされました。その質疑の内容は、私たちからも心から賛同できる内容でございまして、非常に意を強くした次第でございます。恐らく、私は、きょうのこの議案上程の日に質疑が出るんじゃないか、と考えておりましたが、名古屋議員さんは「私は文教委員だけれども」と一言お断りをしながら行政報告の中で質疑をしたんです。普通ですと、委員会の付託だから委員会で審議しろ、ぐらいのやじが飛ぶわけでございますが、名古屋議員さんの人柄でございましょうか、何も一言もありませんでした。大変重要な案件を真っ先に名古屋議員さんが質問なさいました。さすが、だてに長く議員をやっていない。私は心から感服をしたところでござ

います。

先日、戦後初と言われる28号台風が日本を襲ってまいりました。まことに季節はずれの台風でございますが、私も、この議案87号は、この台風と同じ大変季節はずれの提案だ、このように考えておるわけでございます。この提案の理由は一体何辺にあるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

昨日、名古屋議員より９月議会の一般質問で行われました幼児教育センター、つまり幼保一元化、この事業は既にまぼろしか、という問い方で、実質破綻をしているのではないか、こういう御指摘があったわけでありました。

私ども幼児教育センターを発足させるに当たり、確かに目指す目標に、幼保一元という言い方で目標を掲げてまいりました。本来、国の制度が二元制でありますので、いろんな国政、あるいは地方行政のレベルで現在の、つまり該当をいたします幼児たち、これの処遇に保育の制度、あるいは幼稚園といわれる幼児教育の制度、戦前からそのまま継承されて、新しい時代に幼児の保育的な処遇に対する二元系列、これを一元化すべきものだ、ということは識者のつとに指摘をされているところであります。

なかなか現実の面では、特に保育園、幼稚園ともに長い歴史がありますのと、それから、経営主体が公立、あるいは私立という形で運営をされてまいりました関係で、なかなかこの子供を――我々が考えますところの処遇をなるべく一本化する、こういうことについて現実には今日まだ到達をし得ていない、こういう状況があります。

日野市の場合、いろいろと御指摘のとおりの紆余曲折もあり、当面の姿として、幼児教育センター、これを条例化し、なるべく実態的にそのような姿が到達できるように、したがって、保育者や父母に対しますいろいろな啓発の活動がなされてまいりました。重松先生というその関係の専門家は、御縁があって日野市にお招きすることができた。こういう条件のもとで、この幼児教育センターの存在の位置があるわけでありまして、今後とも継続、発展をさせたい、という常にその願いを持ち続けておるわけでありまして、今回、御指摘のとおり非常に、あと１年余を残し、なぜこの時期に、ということの御指摘が出ることを、むしろ早く御説明をすべきだった、というふうには思っております。

具体的な我々の責任感といたしまして、来年度の予算編成に臨みつつあります。その予算編成の中で、幼児教育センターのやはり予算を計上する部分がある。その際に経常

費はともかくといたしまして、新規の施策を計上するということになりますと、あと1年しか生命のないこの事業に何をするのか、とこういう御指摘が当然議会から出る。むしろ事前に幼教センターというものの余命を存続をさせて、そして、その中で予算の計上をさせていただく。これこそがむしろ妥当な道だ、というふうに考えておりました。

確かに御指摘の点で、いろいと御疑念をいただく点がある、というふうに思っておりますが、そういう我々の判断に基づいて今回の提案をお願いをする、そういう次第でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　市長の答弁を聞けば聞くほど、ますます、なにかその真意というものがわからなくなってきてしまう私でございますが、期限をほぼ半分近くも残した段階で提案をしてくる極めて異例な提案の仕方、私は、ごく素直に考えれば、恐らくこの一度や二度の議会では、なかなか結論は出ないだろう。何回か委員会で継続審査をして、そして来年の12月ごろに間に合えばちょうどいい、こういうふうに素直に考えれば——いま一つは、市長は、もう既にこの教育センターというものをお荷物と考えておる。今後、教育センターをどうしようともどうにもならない。いろいろと、早く提案をして物議を醸し出して、議会ですったもんだして、そして否決でもしてくれれば一番助かる、こういう一つの市長の一流の政治手法で出して来たんじゃないか、とちょっとうがった考えかもしれませんが、このように私は考えたわけです。

つい先日も、私を初め何人かの方と市長のワンマンぶりといいましょうか、傲慢さ、今まで築き上げた信頼を一度に失うかのような場面に直面をいたしました。恐らく私と同席した方もそのように感じたはずです。

私は市長に、かつてこの句を送ったことがございます。「散りぬべきとき散りてこそ世の中の花も花なり、人も人なり」——戦国乱世の名句は、細川ガラシャの句であります。一度権力の座に座ってしまうと、その強大な権力の座に長いこと座ってしまうと、なかなか大衆の市民の言うこと、声が聞けなくなってしまう、周りの言うこともなかなか聞けなくなってしまう、こういう体質になりがちなんです。

私は、今回のこういう提案の仕方、余りにも強引な施策のやり方は、森田市長自身がぜひ慎んでいただきたい。また、慎んだ方が御自分のためになるんじゃないか、と私は一言つけ加えて、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　名前が出るので、ちょっと質問しにくくなりました。

教育長に伺いたいんですが、ふるさと博物館もそうでしょうし、東京都あたりの教育研究所あたりもどうなのか、いわゆる民間の方が所長をやって、そして、その市の教育機関の一つである幼児教育センターの職員が、その民間の方の指揮監督の中に入る、という例は、ごく当たり前の形なのか、ふるさとの場合は、元職員の方でそれにふさわしい資格なり何なりを持っていらっしゃった方なのかな、というふうに思いますが、今ここで論議されようとしている幼教センターの場合は、元教育委員であられて、現在明星大学の現職の教授ですか、助教授の岸俊彦さんという方が所長なわけですが、その辺は都なりほかの自治体なりで、ごく当たり前に——非常勤の出勤簿があるとか何とか、ちょっと伺ったんですが、その方の指揮監督の中に入って、その命令のもとに働く、ということがごく当たり前なのか、全然おかしいことでも何でもないことなのか、例を挙げていただいて教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　特に教育関係のセンター的役割を果たしておる場所につきましては、例えば都立教育研究所、現在は奥田先生という方が、これは横浜国大の先生ですが、所長さんをやっていらっしゃる。元、これは文部省の方の審議官もやられた方です。

それから、重松先生も確かに東京都の教育研究所の所長をやられた当時、やはり名古屋大学の教授をやられた、というような状況で、特に東京都の都立研究所の所長さんという立場の方ですね。そういう立場の方が、それぞれ、その会では著名人というか非常に名前が通っている方を所長さんにお迎えし、その下の研究機関、あるいは事務機関、そういうところでは直接都の職員が働いている、と、こんなような形で研究所が運営されている、というケースは結構たくさんあります。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　それで、都研の場合はそういう形で、私が伺いたいのは、いわゆる今の御説明だと著名な方を所長にしているということと、仕事の内容と指揮、命令というそこの関係ですが、この日野の幼教センターは研究施設であるわけでもありますし、私の主張で言えば「研究ばかり何十年やっているんだ」ということを申し上げて、「最初に掲げた旗からは破綻しているんだ」ということまで申し上げたわけで、要するに仕事をしなければならない場所なわけですね。所長さんは研究をやっていくための著名な方、地元の明星大学の云々ということで、第4条を見ますと「所属職員を掌握し、指揮監督をしなければならない」ということになっているわけです。

都研なんかの場合も、これと全く同じですか。所長さんは所長さんということで、でんと著名な方を据えて、そして、実際にいろんな仕事をやっていくという場合に、研究だけじゃないわけですから、都研から出されたものが教育行政の中に生かされるときがあるわけですよね。それをうまくやっていくか、やっていかないかというのは、みんな職員のそれであって、所長さんはその成果なり何なりを見ているだけなのか、これはおかしいじゃないか、これは進んでないじゃないか、といった——いわゆる行政的な指揮監督を含めて都研なんかの場合はやっているのか、日野の場合は、これはどうなっていくのかな、ということがちょっと疑問なもんですから、もう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　都立研究所の場合におきましては、所長のもとに次長がおりまして、次長は東京都の幹部職員ということで所長を補佐して毎日毎日の仕事をしている。所長さんの方は、たしか週３日ぐらい都立研究所の方にお見えになって、いわゆる全体会議、あるいは部会、そういうものに参加されながら、それぞれの活動分野ごとの報告等を聞きながら必要の内容に応じてその指示をされる、というような状況で、毎日の管理運営につきましては次長さんが所長を補佐しながらやっている。

日野市の幼児教育センターにいらしていただければ、事務長ですか、現在、青山さんという方が事務長で行っておりますけれども、その方が毎日毎日のセンターの事務的な内容での仕事の処理をしていただいている。そんなような、形の上では言えるんではないか、こんなように思うんです。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　それこそ文教委員ですから、余り細かいことはあれですけれども、そうしますと、仮の話ですけれども、所長のいないセンターですからセンター長でもいいわけですよね。運営規則でも変えるかなにかして、センター長に職員を就任をさせる、所長さんはいらない、こういう構想があっても全くおかしいことでしょうか。

今はこうですから、所長があって事務長がいて、という形ですけれども、仮にの話で仮に、センターというんですからセンター長というのが職員でいて、そしてこれまでの膨大な研究に基づいて幼児教育を推進していく。センター長さん、市の職員が出て、もう所長さんはいらない、という機構になったらどうでしょう。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　研究所という性格からまいりますと行政の一般職ですか、そ

の方がセンター長というふうな形で幼児教育センターの面倒を見る、という形だけではなかなか難しいんではないか、嘱託研究員という形で、現在も同じく明星大学の方から教授の先生、岡田先生とか、それから一昨年まで都立研究所の幼児教育センター部長をやっておられました菊地先生とか、それから、鶴見女子短大の諏訪先生とか、それぞれ幼児教育を専門にされてきた研究専門の方が、嘱託研究員というような形で所長のもとで一緒に仕事を進められている、という状況でございますので、例え非常勤であっても所長は、やはり、そういう研究関係の方が研究所という、あるいは研究センターという名称の中では就任されて、事務的な内容につきましては先ほど申したように事務長とか、次長という形で補佐をする、そういう形が妥当ではないか、こんなように思うんです。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　この幼児教育センターの問題は、ちょうど私どもが４年前に議会に出てきたときに、私どもは審議させていただいた問題であります。そういう面でこの幼児教育センターをつくるという目的に対しまして、その当時のことを思い出しながら今考えておるわけですが、実際にこの幼保一元化の問題に対しては、確かに戦後間もなくは幼稚園はなくて保育園だったと思うんですね。そういう中で幼稚園ができ、——その教育内容が確かに20年も30年も前は違ったわけですね。そして、小学校へ上がるときになりますと、幼稚園から来た子は名前が書けたり字が読めたりするわけですけれども、保育園に預ける子供は長く保育をしていただく関係上、昼寝の時間なんかあって、そして教育内容が違った。そういうところから、この幼保一元化の問題というのは出てきた、と背景は思うんです。

そういう面で、今日では幼稚園でも保育園でもそんなに、まず教育内容は変わらないと思うんです。そういう形の中から時限立法というものをつけて考えて、要するに研究をするという形でやっていただいてきているわけです。このあたりをやはり真剣に、もう少し考えるときが来ておると思うんです。これも、教育というものは幼稚園だけの問題ではないわけです。少なくとも義務教育ぐらいまでは、やはり日野市でしっかりと管理しながら、日野市の子供たちを将来に目を向けて育てていく、ということが必要になってきておる時期だと私は思うんです。

そういう面で、私はあえてこの問題に対して——今回出てまいりました。まだ一年数ヵ月あるにもかかわらず、ここでこの問題が出てきたということは、大変不安に思っておるわけです。確かに、この幼児教育センターから出していただいた資料に目を通しておりますけれども、やはり幼稚園、そして幼児の教育というものは、そんなに今は差はな

いわけです。そして、あの内容を生かしたとしてもその子供が将来にわたって、その子供をずっと20歳ぐらいまで追って、要するに資料をまとめるというなら、それは50年先、100年先に行ったときには生きるかもわかりません。やはり幼児というものは親のもとにいて、そして親が絶えずその子供たちに温かく接している、ということが一番必要なわけです。その代役をしていただいて、その中で、また周りにうるさい人が観察しながらその子供を見たからといって、そんなにその子供に私はいい影響を与えるとは思わないんです。

しかしながら、今日までこうして日野市の財政をこの中に導入して取り組んできたわけですから、これをいきなりやめてしまうというのも、やはり問題があると思うんです。今まで導入したものは、何も意味はないわけです。

そういう面で私は、もっと幅広い面からこの幼児の教育というものも考え、そして日野市の中学校くらいまでの子供たちに、そして父兄に参考になるようなものをつくっていく、ということが一番必要じゃないかな、とこのように思うわけです。

そういう面で、もう一度教育長にお聞きしたいんです。教育長が言われたような、この地域の保育園や幼稚園でこの施設を――この資料を提出しておるそういう問題に対して、地域の保育園、幼稚園がこの幼児教育センターを利用して勉強会をしたり、お互いに資料を提出し合ったり、そういうことをしているのかどうかをまずお聞きしたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　確かに、これは全国的に幼児数が減少しているという状況の中で、地方の小さな町村では幼稚園、保育園の統合というようなことまで起きてきているような状況もあるさなかに、今、天野議員さんの方から御質問のあった幼稚園、あるいは保育園、こういうものがお互いに研究を交流しながらやっているのか――　一応多摩平保育園と、それから第一幼稚園、これは一応実践していく協力園というような形でお願いしておりますので、毎月１回、保育のあり方等をめぐりながら幼稚園の先生、あるいは保育園の先生方も合同会議等を持ちながら、幼児の発達に伴う指導の方法等についてお互いに意見交流等もやっている。

それから、確かに幼稚園、それから保育園、小学校の連携、こういうものも非常に大事なことでありまして、どちらかというと、小学校の先生は幼稚園、保育園の実態というのを知らない。逆に幼稚園、保育園の先生は小学校の状況というと余りよく知らない。今度、小学校にも一、二年に生活科なんて新しい科ができてきて、幼稚園の、あるいは

保育園の園児のそういう発達の状況等を知ったり、あれしながら、やはり提携をしていかなくちゃいけない、というような形で三者懇談会等を持ちながら、そういうような研究等もしていきたい、こんなことも研究している最中でございます。

先ほど、市長の方から来年度の予算の問題と絡めて若干話がございましたけれど、率直に申し上げまして、例えば多摩平の保育園の方には、いわゆるホールというのがないわけなんです。ですから、雨が降ったときには――大体、保育園の中で生活しているわけですから、いいわけなんですけれども、幼稚園の方にはホールがあるという形で、もし幼稚園のホールが空いているときは、逆に多摩平の保育園の園児の方もそのホールを使って、思い切り遊べるような状態をつくってあげられないかとか、あるいは、いろいろ造形砂場といいますか、最近は。そういう大変大きな砂場を幼児というものは好むものですから、幼稚園、保育園の間にあります境のブロックですか、こういうものは特別――隣接しているわけですから、取り払ってもそこに幼稚園児も保育園児も一緒に遊べる造形砂場というふうな大きな砂場をつくってあげて、そういう中でいろいろな体験をふやしていくような予算措置等も、できれば来年度へ向けてやっていきたい、というような考え方等も持っているもんですから、先ほど申し上げましたように、その先の問題等も含めていろいろ考えますと、そこで３カ月後にはこの条例がなくなるんだよ、また、もとの幼稚園は幼稚園、保育園は保育園という形に戻るんだよ、という形の状況ですと、そういう新しい新規的な事業、そういうものにつきましても若干ちゅうちょする面等も出てきますので、その辺もあわせてお願いをしている、そんな次第でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　幼児教育センターを利用しているのは、多摩平周辺の幼稚園と保育園という形なわけですね。それでは、せっかく幼児教育センターをつくって、いろいろ資料を出して保育に対して学んでいるといっても、私は片手落ちじゃないか、こういうふうに思うわけです。

特に、先ほど申し上げましたように子供たちの教育、そして共稼ぎの家庭も実際多いわけですから、そういう面では、子供たちに対して負担を取り除いてあげる、ということが、あるいは行政側から見てそういう面にまで力を注ぐことができるならば必要であるかもわからない。

しかしながら、今の説明を聞いたぐらいで、私はこの幼児教育センターそのものは、やはり考え直すときが来ておる、とこのように思うわけです。私もよく考えてみますと文教委員なものですから、あんまりしつこく言うと怒られちゃうもんですから、そうい

う面で、私も文教委員の中で皆さんともう少し突っ込んだ問題も考えてみたい、と思っておりますもんで、そういう面で、この問題も考え直すときが来ておる、ということを申し述べておきます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　昨日の名古屋議員、また、ただいま黒川議員の、私どもが指摘したいという点については、ほとんど代弁してくださっておりますので、ちょっとその点について補足をさせていただきたいわけでございますが、翻って、この幼保一元ということで発足した当時、私どもは私どもの会派を挙げて、この点についてはきのうも名古屋議員が指摘されましたように、余りにも事が大きい問題でもあります。国、少なくとも府県単位で取り扱うべき問題ではなかろうか、ということを当時指摘したのをきのうのように記憶に生々しく残っております。

そして、これらの研究機関については、それぞれの日本の一流の大学、あるいは一流の学校で、もうそれぞれが長い間研究されたその資料が相当出、その資料に基づいて今日の幼児、あるいは保育の研究現場で実践に反映されておる。その不足をさらに積み重ねてもやっておる。いわゆる日野市が取り扱っている規模なんていうものではない段階で、全国的にこれを展開しておる、という中で、果たして日野市で必要なのかどうか、このように私どもは言った記憶を今も覚えております。

しかし、当時、重松先生が情熱を傾ける日野市の幼児のために自分の一生をささげたい、ということで、私どもはあえて時限立法の中でこれを認めたことも、今記憶しているわけでございます。

今回、重松先生が勇退された。かわって今まで教育委員をされておりました岸先生がそれに取ってかわる、ということでございます。そして加えて、時限立法であったこれらをさらに永続的に運営していくんだ、したがって、これを条例化するので理解を示していただきたい、と市長は先ほど申されたわけでありますが、私は、あえてこの際申し上げておきたいのは、先般、私どもの同僚の古賀議員からも指摘がございましたが、校長先生との懇談会での席上でございましたが、日野市に教育センターを早くつくっていただきたい、このような要望があった、と聞いておりますが、私どもは年に２回、会派あるいは常任委員会で各府県の病院、教育、あるいは厚生施設面等、視察をしてまいる折りに、教育センターにも地方に何回か行く機会がありました。地方の教育センターのその予算のかけ方、また市の行政の取り組み姿勢等は、けた外れであります、余りにも。そういうものがなぜ、この大都市均衡にある日野市がそういうものを受け入れることができないんだろう、なぜ私どもは、この幼保一元などという、私どもに言わせれば――今、日野市にあります教育資料室、校長先生を退任された方々を中心にした、今、黒沢先生がその所長というんでしょうか、長でいらっしゃる所が、あれだけの優秀な人材が集まっているところに、学校の片隅、日陰の部分で細々と――発足当時はクーラーも入っていない。何とかクーラーぐらい入れてくれないか。冬は寒くていられない、もっと暖房を暖めることはできないのか。お茶は自分でくんで自分でお客さんが来たときに差している。そういうふうな、一番肝心なものがそちらの方へ片やられていて、そして、幼保一元を私は決してお粗末にするとか、軽視をするとかじゃなくて、十分にその教育センター内に包含した中で、もっと幅広い研究ができるんではなかろうか、そういった立場から、今回のこの提案に対しては文教委員会でもっと大きな目的を持った中で、この幼保一元、あるいは幼児教育センターというものをその中に包含した形で進めていくような論議をぜひしていただきたい。

このことを申し上げて私の質問を終わります。なにか所見がありましたら承りたい、かように存じます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時30分　休憩

午後４時５分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億3,311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を398億3,899万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま提案をいたしました議案第88号について御説明を申し上げたいと思います。

平成２年度日野市一般会計補正予算第３号でございます。補正額、あるいは歳入歳出の総額につきましては、ただいま市長から提案のとおりでございます。

それでは、２ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第１表の歳入歳出に対する予算の補正でございます。大きなところだけ概要を申し上げたいと思いますが、歳入の部分では、まず款の１の市税でございます。補正をここで１億4,888万お願いするわけでございますが、後ほど説明をさせていただきますが、個人の増収、法人の減収、差し引きによっての補正額でございます。

なお、14の繰越金につきましては、ここで7,408万4,000円を崩させていただく、ということでございます。

なお、歳出につきまして３ページの欄を御説明を申し上げます。

款の８の土木費、項の４の都市計画費でございます。額としては9,660万7,000円でございます。その中の主たるものは土地区画整理事業への繰出金でございます。

それでは、詳細について御説明を申し上げたいと思います。

８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。２の歳入の部分でございます。款の１．市税、項の１．市民税、目では１．個人でございます。個人につきましては、納税者と個人所得の増によるものの伸びでございます。

なお、目の２の法人につきましては企業関係の減収部分で、ここに減額をせざるを得ない、というような状況でございます。

なお、10ページ、11ページ、款の９の国庫支出金、項の１の国庫負担金でございます。目の１の民生費国庫負担金につきましては、ある程度補助金の確定した部分があるわけでございますが、特に歳出に関係する部分をここで12月議会にお願いする、ということでございます。１の民生費の国庫負担金につきましては対象者増によるものでございます。

なお、下欄部分の目の１の民生費の国庫補助金でございます。平成元年度から臨時の措置として生活保護費の事務費としての確定を見ましたので、ここに補正をお願いしたというものでございます。

12ページ、13ページ、目の１の民生費の委託金でございます。説明欄記載のとおり特別対策分としての歳入でございます。なお、下の目の１の民生費都の負担金でございます。説明欄記載のとおり基準単価の改定が行われました。よってここで補正をお願いしたい、ということでございます。

なお、14ページ、15ページ、目の５の土木費委託金、これも最終的に説明欄記載のとおり屋外広告物の許可事務に関係する部分でございます。確定によっての補正でございます。

なお、下欄部分の目の１の繰越金でございます。歳入歳出の関連に伴いまして、ここに7,408万4,000円を開かせていただくものでございます。よって前年度の繰越金、説明欄記載のとおりこれを差し引きまして、実質残として7,979万8,000円という数字になるわけでございます。

なお、16ページ、17ページ、歳出に入らせていただきます。

まず、議会費は人件費でございますが、人件費に関連して、かなりの人件費の補正をお願いするわけでございます。全般的に御説明をさせていただきたいと思います。御承知のとおり、人件費につきましては、平成２年度の１月１日在職する職員に対して当初予算の中で予算計上をさせていただきました。しかし、その後、５回の人事異動等がありまして、多少整理する部分もあるわけでございますが、12月補正に限っては、不足を生じる部分だけに対しての補正をお願いするわけでございます。最後に精査した中で、３月には減額すべきものは減額していくという形で進めていきたい、というふうに思っております。

特にこのページでは略させていただきます。

18ページ、19ページ、目の１の一般管理費でございます。

節の８の報償費につきましては、人員の、当初、当然予算を持っているわけでござい

ますが、その経費の不足による８人分を見込んだ補正をお願いするものでございます。

19の負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄記載のとおり両事業を行うについての、おのおの補助金として支出したい、というものでございます。

なお、20ページ、21ページ、特に上段部分については略させていただきます。

下段部分の目の１の戸籍住民基本台帳費ということで、額は少ないわけでございますが、市民課経費ということで、ここに説明欄記載のとおりでございますが、市長から行政報告を今回行わせていただきました郵便局、特定郵便局を含めまして16カ所にパンフレットを置くスタンドの備品を購入する、ということでございます。来年、４月１日の対応に向かっての準備をしていく、ということでございます。

なお、22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

目の３の精神薄弱者福祉費でございます。20の扶助費につきましては、５人のこれは委託費でございますが、人数が５人ほどふえたということの補正でございます。なお、それ以外は略させていただきます。特に24ページ、25ページは略させていただきます。

26ページ、27ページの中で下欄部分でございますが、目の２のじん芥処理費、12の役務費でございます。160万でございますが、公害測定ということで処理場に関連するダイオキシン類の調査を行いたい、ということでお願いするものでございます。

なお、３のし尿処理費につきまして、節12の役務費でございます。おのおの説明欄記載のとおり東京都の単価を使っております。当初予算当時の計上部分については東京都の単価ということで計上させていただきましたが、ここで東京都が単価改定を行った、ということで不足分を補正するものでございます。

なお、28ページ、29ページにつきましては略させていただきます。

30、31につきましても特にございません。

なお、32ページ、33ページ、目の２の区画整理費につきましては、節が28の繰出金でございます。先ほども申し上げましたが、土地区画整理事業特別会計に8,682万7,000円を繰り出しをしたい、ということでございます。目の６の公園管理費、15の工事請負費につきましては、南平丘陵公園ののり面が台風20号によって多少崩れました。その普及工事をしていきたい、というものでございます。

なお、34ページ、35ページでございます。

目の１の学校管理費でございますが、節の11の需用費、燃料費でございます。主には重油の単価アップによる不足を見込んでの補正をお願いするものでございます。

３の学校保健給食費でございます。節の13の委託料、説明欄記載のとおりでございま

すが、新たに新規の内容として検査項目の増、年齢制限の撤廃等が行われましたので、そのための補正をお願いするものでございます。

なお、次のページ、36ページ、37ページ、同じように項の３の中学校費でございますが、目の１の学校管理費の11番．需用費につきましては小学校同様の燃料費の見込みを立てた中での補正をお願いしたい、というものでございます。

３の学校保健給食費につきましての節の13の委託料、小学校同様教職員に対する循環器の検査費でございます。

なお、38ページ、39ページをお願いしたいと思います。

目の３の文化財保護費、節の13の委託料でございます。390万7,000円ということで埋蔵文化財の発掘調査・整理ということでございます。さきに市長から多摩平四丁目３番地の消防署の移転を西平山にお願いしていた経過があるわけでございますが、ある程度、東京消防庁との話の見通しがつきまして遺跡調査の対応をしていく。東京都につきましては、平成３年これに対する一部予算化もされるという見通しができております。

なお、40ページ、41ページでございます。

目の３の市民グランド費でございます。節の17の公有財産購入費でございますが、説明欄記載のとおりでございます。前年度、補正をお願いした経過はあるわけでございますが、再度ここで御承認いただきまして、ここに補正をお願いしたい、というものでございます。

以上でございます。説明終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　34ページから37ページにわたりまして学校保健給食費の項でございますけれども、この件についてお尋ねをいたします。

予算の中の計上の部分ではございませんけれども、先般の一般紙によりますと、給食器の磁器を導入することによりまして、洗浄機の中から破損品ができた、ということの記事を目に触れたわけでございますけれども、その経緯を教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

新しい食器の強化磁器の導入を計画いたしまして、各学校に使っていただいたわけでございますが、この試行によりまして破損のものが約８％近く生じた、ということでご

ざいます。この破損の主なものは、給食室、要するに生徒の関係のものはわずかでございますが、調理の関係の中でほとんど起きております。その一番大きいものが、洗浄機で洗ったときに、洗浄機から送られて洗われてきたものが受け皿のところにとまる際に割れたケースが一番大きい。それから、あとは１かごを手で運んでいるときに落として割れたケースが一番多いわけでございます。

これは試行ということで、洗浄機がこの食器を洗うのにどの程度適しているか、ということを試すという意味で、そう注意をしないで普通にまずどんどんやってみよう、というようなこともございまして、割れる率は少し多かったんじゃないか、というふうに思っております。

それから、この洗浄機を今後、やはり割れる状況によって、いろいろこの洗浄機の中にも古いもの、新しいものもまたあるわけですけれども、これに合ったものをやはり選んでいかなきゃいけないんじゃないかとか、いろいろ問題が生じております。

そして、この結果をいろいろ、今、アンケートも出てきております。これらをまた協議をいろいろしまして、そして改善の方向に迎えて、一番適したものはどれがいいか、ということで検討する予定になっております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　御説明で理解をするところでございますけれども、新聞の中で一部、食事中の落下などによる破損はなかったということで、取り扱い上の問題が今おっしゃられておりましたけれども、たくさんの数を短時間でこなすわけですから、扱い上のことでは多少のいろんなことは生じてくるんではないか、ということは理解をするわけですけれども、例えば負傷というか、けがをなさったとか、そういったことはおありなんですか。

それから、生徒・児童の扱いの中にも若干個数的には含まれた、というふうな御説明でございますけれども、児童・生徒の中でもそういった問題があったのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　けがの件でございますが、全体の中でけがは１件ございました。これは生徒でなくて給食調理員にございました。この磁器の食器は、割れた場合にはすごく鋭利に割れる、というんでしょうか、角がすごくとがった状態になるということで、その割れたときに手が触れて、ほんの少しなんですけれども、カットバンをつけて後はずっと仕事はできた、という状況ですけれども、そういうけがは一つ。子

供には、そういうけがは一切、全くございませんでした。子供の場合には、落として割れたというケースはございますけれども、けがはございません。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　これは、私自身も一般質問の中とか、いろんな機会を通しまして、ぜひ食器の導入というか促進をお願いしてきた立場から、その時点でも洗浄機の問題ということは、くれぐれもお願いしたい、ということで導入に当たっての配慮というか気配りという、什器備品の中のきちっとした取りそろえるべきものではないか、ということを指摘をさせていただいたこともございます。

そういった中で数的に大変――8.4％という数値ではございますけれども、500個の中での8.4％ですから、大変数字的には大きいんではないかな、というふうに感ずるわけでございますが、そういった中で、今後、取り扱いのものももちろんでございますけれども、やはり、そういうことを後追いではなくて、きちっとすべきところに一つ一つ丁寧に手を打たれて、そして導入を図っていただきたいと思いますし、報道機関のとらえ方によりまして、私も２紙３紙読ませていただいたんですけれども、その中でやっぱりいろんなとらえ方がございまして、そういう中で父兄とか、またそれに携わっている方たちの動揺と申しますか、心の揺れ動く部分というものを、その中でまた、たくさんの期待感を持ってこの食器導入には皆さんが当たっているわけでございますので、その点もぜひ今後の対応の中でお考えになっていただきたいと思います。

また、次年度は、これを予算計上されていくんではないかと思いますけれども、そういった中でどのような点に配慮をされて予算の計上をされるようになさっているかどうか、その辺のお考えというか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

最終的には、このアンケートを集約したり、それから、割れたものの多かった条件等考えまして、食器洗い機につきましては現在できる状況ではあるわけですけれども、この試行的な段階ということで、普段のようにこうすれば割れない、というような意識とか、そういうようなものを意識の中に用いたら、この割れる率はうんと減るんじゃないか、ということが一つあると思います。

しかし、運ぶかごとかそういうものが、まだ、今回考えてみたけれども、適さなかった、またはその皿がぴったり入らないでがたがたするような状況があるとか、いろいろなことがございました。そういうことを反省した中で、また改善していきたい、そうい

うふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　御説明していただきましてわかりましたけれども、１点、洗浄機の中の水槽ですか、そこにお水をいろいろと水量によって軽く受け入れる部分というのもある、というふうに伺っておりますし、その辺の工夫が大事ではないかな、ということも感ずるわけでございますけれども、それと、もう一つは重量の問題ですね。そういったものもありますので、私は以前にも申し上げましたように、きちっと持ち運びが便利になるような、下に運べるような工夫をしていただきたいとか、そういった什器備品をそろえていただきたい、ということをお願いをしているわけでございますので、再度要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　１点、伺います。

19ページになりますけれども、19の負担金補助及び交付金の関係でありますけれども、私、理解するところでは、初めて、新規事業と言えるんではないかな、ということの視点から質問させていただきますけれども、ここには国際平和事業補助金ということで、二つの団体といいますか、ネルソン・マンデラ基金援助事業、チェルノブイリ事故罹災者の救援事業ですか、これにつきまして、内容についてもネルソン・マンデラ――どういう形で活動しているのか、という方向もあるわけでございますけれども、それを抜きまして、根本的に国際平和事業補助金ということが新しくできた、というふうに理解をするんですが、そしてまた、この補助金の支出といいますか、対象、要するに今２項目だけ上げていますけれども、今後、国際平和事業としてどのように補助対象を持っているのか、そして継続性、そういったものがあるのか、例えば、ユネスコ活動であるとかユニセフでありますとか、いろいろ平和に向けた事業というのが数多くあると思います。宗教団体等でも、それを宗教という形ではなくて別のサイドからいろいろの平和事業も行っております。

そんなことで、今我々が承知しているのは、例えば協力隊の補助金でありますとか、沖縄へ行くとか広島へ行くとかというようなその旅費の関係等は承知をしているところですけれども、今回、初めてこの補助金という体系で出てきた。これに向けて、どのような範囲で今考えをしているのか、その点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことにつきまして、説明をさせていただきます。

日野市平和基金条例を制定しているわけでありますが、その中で特に国際的な交流事業ということを、特に議会からも指摘をしていただいた、こういうことがございます。したがって、ごくことしの――最近ということになる、と言ってよいと思いますが、南ア連邦でアパルトヘイトに反対をする運動ということに、他年リーダーとして活躍されたと聞きますネルソン・マンデラ氏が政府の招聘ということで来訪され、その際に国内にも募金局が設けられた、こういうＮＨＫの報道を受けたりしております。

したがいまして、これから国内の運動団体、あるいは日野市民の運動団体と協力をし合って、ある程度の、この倍額程度にはなれば幸いだと思いますけれども、自治体としてやっぱりこういう運動に積極的に協力をする、そういう時代に入ったんではないか、という考え方でございます。

チェルノブイリの場合も同様でございまして、国内に今救援事業ということで、我々が直接知っておりますのは日ソ協会、それらから募金要請をいただいておる、とこういうことでございます。今後、継続的に、という考えは特に持っているわけではありません。こういう、一番災害地、あるいは世界の有名な出来事の罹災等につきまして、自治体としても救援の意思表明をする必要があるのではなかろうか、こういう判断でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今の御説明からすると、基金を積み立てて、それの果実をもって補助金に充てるんだ、というようなとらえ方でいいのかなと思いますけれども、どうも聞いてみると継続性はなし、それから、単に要請があったので協力する方向をもって今回単発でこの補助を出す、こういうふうにとらえてよろしいかと思うんですけれども、こういう運動によって確かに継続性を持たせる必要性は――１回協力したからいいんだ、ということでもいけないと思うし、また、たまたま要請があったから今回この二つだけに出す、ということでありますけれども、ちょっと行政の対応としては、やはりこういった平和ということは、それぞれの立場から考えられることでありますし、もう少し具体的に検討をして、補助金交付要綱なりをつくって、そして、こういう範囲のもので対応していくんだ、という、もう少し根本的な組み立てをしないと、いや、こういう団体から要請があったからするんだ、という、これの場合こうですけれども、もし我々がじゃあ持って行ったときにすぐに対応ができるかどうか、ということになるわけですね。

そこら辺、市長はそういうあれですけれども、それを管轄する総務部長あたりにして、

例えばこれだったら補助金の――今、市では、補助金交付要綱を大体条例の方の例規集に載っているものと、それから要綱の方に載っている、要するに各行事目的ごとに要綱を定めてやっているわけですね。今回、単発だからそのものは設けないんだ、なんていうスタイルではちょっと困るんで、考え方を担当の部長の方からちょっとお答えをいただきたい。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　この二つの補助事業でございますけれども、これにつきましては後援会を予定をしてございます。

最初のネルソン・マンデラ基金につきましては、ＡＮＣ、「アフリカ民族会議東京事務所」というのがございますけれども、ここから、ネルソン・マンデラ氏の来日を契機といたしまして、南アフリカの人種差別、それから、性差別などの人種隔離政策の実情を広く日本国民に知っていただいて、自由で平和な南アフリカをつくるための支援をお願いする、そのための後援会を開催したい。その講演会に対する後援と事業費の一部を補助願いたい、という依頼もございます。

市といたしましては、市民を対象とした講演会でもありますし、全人類の人権擁護、それから国際交流の高揚、世界平和に寄与できる国際平和事業の一環として補助をしていきたい、そういうものでございます。

それから、もう一つはチェルノブイリの関係でございますけれども、これにつきましては、日ソ協会東京都支部連合会からチェルノブイリの原子力発電事故による被災者の医療に対する医薬品、それから、食料品が不足して深刻な状況が続いている。これらの状況を多くの日本国民に知っていただいて、日ソ両国民の有効とチェルノブイリ事故の罹災者救援のための後援会を開催したい。その講演会に対する補助と後援と事業費の一部を補助願いたい、という要請もございます。

日野市といたしましては、やはり市民を対象とした後援会でもございますし、国際的な交流、人道上の問題、日ソ国民の友好につながる、等の理由によりまして、国際平和事業の一環としてこれらの補助を行っていきたい、というものでございます。

なお、補助の交付要綱等につきましては、新たに制定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今、新たにそれぞれの目的とかそういったもの、それから、内容については若干触れていただいてわかりました。

問題は、その要綱をこれから定めるということでありますけれども、一番懸念されるのは、最初に申し上げたとおり範囲が決まっていて出すというならともかくとして、今聞いてみれば要綱も決まっていない。逆に、私たちもかつてはユネスコの活動も進めましたし、ユニセフの関係でもクーポンですとか、いろんなことで、要するに平和に向けたものをやっているわけですね。

たまたま、これ、外国の関係の名前が出てきますけれども、日本だって、私が新潟の山の話を前にしましたけれども、日本アシュラム協会というのは、そのユネスコの関係のつながりで新潟の今でも山を借りているわけですけれども、そういった平和村構想ということで新潟の上越を中心に基盤としているわけですね。

それから、また一方ここでは、この間、前にも話したが、スリランカでいえばアリヤラトネという人のサルボダイヤ運動、こういったものも、その関連ではそのコンタクトを持ったりなにかしているわけですけれども、しからばユネスコあたりがその事業を取り入れて、もし日野市でこの市民会館で我々が企画を組んだときに、じゃあ補助金を出してくれ、こう言ったときにすぐ出てきますかね。そんなことが、根本がなくて、たまたま、この二つの協会あたりの関係で出てきて、これだけに出します――もしこれだったら、私もすぐ請求してユネスコ関係を動かして、日野市民会館を借り切って講演会を持つ、なんていうことは簡単なことなんですよ。余りにもぽっと出てきて、先にこういういろんな平和事業なり市民向けにやるものは、幾ら幾らの補助金を出します、新しい制度として次年度以降やりますから、ぜひそんなことで関係のあるところはどうぞ、というふうなスタイルで補助金を出すならともかく、何かこれ一方的に――この内容について反発をするわけではありませんけれども、行政の対応として、ひとつ、そこら辺、問題があるんじゃないかな、という視点で今質問するわけです。そこら辺の考え方、どうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　確かに御指摘の面もあろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、この事業は全人類の人権擁護、それから、チェルノブイリにつきましては人道上の問題もございます。緊急性もございますので、ここで事業として取り上げたものでございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　人類の問題でありますとか格好よく言うことは簡単なんですよ、言うことは……。だとしたら、それだけのものに対して、行政としてはこういう考え方

で行きます、今回についてはこの二つを挙げました、と、こういう説明ならば我々納得するわけですね。どうも聞いてみたら、いや、これから要綱を定めて、これについては確かに緊急性があるから、今とりあえずは出して行きます――歯どめがないじゃないですか。そこら辺が、やっぱり行政としてはもう少ししっかりしてやってもらいたい。

一応そういうことを申し上げて、この辺については、いずれにしても総務委員会あたりで分割でかかっていくと思いますので、ぜひ、その根本的なところからついて御審議をいただきたい、ということを申し上げて質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私も少し関連するかと思うんですが、ちょっとそのことにもかかわることを質問いたします。

日本も日野市もお金はたくさん余っていますし、あり余るほどの財源を持て余している。何か救援を求められれば、海部首相と森田市長は全く同じで、金は出しましょう、平和という名の金は幾らでも出す。しかし、自分から、みずから――先ほど３Ｋの話がありましたが、危ないところには行きません。お金はおつき合いします。しかし、金儲けもちゃんとこれまで通りやりますよ、そういう考え方がちらほら見えるような気がするんですね。

それで、この国際平和事業補助金というのは、市長のその平和に対する考え方、ときどき私も聞いているわけですが、基本的にはどういう考えに基づいて、まずこの予算提示がなされたのか、市長の基本的な理念をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の一つの制度として、日野市では平和事業基金というのを条例で制定をいたしております。新しく、特に議会の御意見もあって国際的な視野を広げなさい、とこういうことでもございますので、当面の我々のできる範囲といいましょうか、最近のネルソン・マンデラさんが国を訪れられた。また、チェルノブイリの事故に対して国民としても救援に立ち上がろう、こういう時局的な課題でもございますので、今回、金があり余って、ということではありませんけれども、一つの自治体の意思表示としてこういう発言は、情報は発進してもいいんではないか、こういうふうに考えたということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長のそういった考え方をもとに、この二つの補助事業が提案をされてきたわけです。私たちが納めております税金がこれには投入されるわけですか

ら、一体どのような事業か、ということが具体的に説明されなければなりません。今、総務部長の方から、その辺の沿革は触れられたわけですが、この「ネルソン・マンデラ基金」という基金が存在するんですか。その基金に対して50万円日野市が出すのか、それともＡＮＣという「アフリカ民族会議」という組織に出すのか、それともネルソン・マンデラという人個人にこのお金が行くような可能性を持った支出なのか、そこをちょっと説明していただきたいと思います。

それから、ネルソン・マンデラという人、私、全然知らないんですね、どういう人か。どんな方かわからないので、どういう人か、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、チェルノブイリの事故の罹災者の救援事業についても同じですが、これは日ソ協会の東京都の支部が行う事業の講演会、または何か行う事業の一部を補助する、ということでしたが、総務部長の説明の中では、医薬品や食べ物がソ連にはないから、そういったものも何か日野市民で少し面倒を見てやろう、というような、お金持ちのいかにも発想的な発言があったんですが、具体的には、この50万円はどういう使途が考えられるか、その点、教えていただきたいと思います。

それから、私は、チェルノブイリの事故というのはどの程度の原発の規模の事故だったか、ということがわからないですね。もしチェルノブイリの事故に、先ほどの御説明のように困っている人たちを助けたいということであれば、サンフランシスコで大きな災害、地震がありました。このときは全く何かしようという気持ちはなくて、ほかにも同じような大災害、自然災害で、今まで大きな被害が国民の中に生じたケースというのは、我々、テレビやラジオでいやというほど知っているわけです。ここ数年、近年にも幾つもあったと思うんですが、チェルノブイリの死者を上回る災害というのは、たくさんあったんじゃないかと思うんですが、そういうものは一切対象として入って来ないのか、チェルノブイリの事故というものは、概要をどういうふうに市長はとらえておられるか、例えば何人死者が出たとか、どの程度の放射能汚染で今苦しんでいるか、その辺を説明していただきたい。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　何点か御質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、マンデラ基金ということでございますけれども、マンデラ基金は「ＡＮＣ民族

会議」の中に設立をされております。したがいまして、ＡＮＣの事務局に届けられる、というふうに考えてございます。

なお、この50万円の支出でございますけれども、当然、講演会等に対します事業の補助でございますので、ここにかかる経費は当然支出をされます。その残りについてはＡＮＣの事務局に届けられる、というものでございます。

それから、ネルソン氏の人柄については、南アフリカ共和国の黒人解放運動の指導者でございます。トランスケイのテンプ族の酋長の子供として生まれております。ウイットワールテルスラント大学法学部を卒業し、ヨハネスブルグで弁護士を開業いたしました。その後、在学中に「アフリカ人民民族会議ＡＮＣ」に入党、その後、青年同盟を創設、1952年、ＡＮＣトランスワール支部長等になりまして、同年の抗議キャンペーンにより逮捕された。そういうふうな、いろいろの人種差別解放に向けての運動をされまして、何回か、数回にわたっての投獄、逮捕、というようなことが続けられてきております。マンデラ氏の詳細については、この程度で終わらせていただきたいと思います。

それから、チェルノブイリの被害の状況ということでございます。これにつきましては新聞等の情報でございますけれども、約３年前、世界最悪の事態を起こしたソ連のチェルノブイリ原子力発電所の周辺付近で、がん患者が倍増した。同原発から50から90キロ以内に住む子供の半数以上が甲状腺疾患にかかっている。また、がん患者、特に食道がん、口腔がんの患者も倍増している、というようなこと。

それから、ソ連政府の情報では、同原発から半径30キロを越える地域では木がないということですけれども、地元では、ウクライナ当局者は周辺を非汚染区域と汚染地域に分割している、というような状況もございます。

それから事故でございますけれども、事故の瞬間に２人が即死し、被曝などが原因でその後、死者はふえて、７月末現在では28人に上った、ということでございます。それから、周辺には放射能がばらまかれて、現場から30キロ以内の地域から避難した約13万人の住民は、帰宅を許されずに当用の仮設住宅に住むことになった、というような情報も入っております。チェルノブイリの原発の状況、被害状況については、およそ今お話ししたとおりでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは、もう少しお尋ねをいたしますが、ネルソン・マンデラ氏の基金というのは、ＡＮＣという「アフリカ民族会議」の中にある。その基金に50

万円を出す、ということがわかりました。ですから、直接講演会に支出をするということではないわけですね。日野で講演会があるのかどうかわかりませんが、後の使途についても拘束をするんですか。せっかく出すんですから、あれに使う、これに使うという余り、いかにも金を出してやったふうな制限はしない方がいいというふうに思うんですが、その講演会が行われるからこの基金にお金を出す、ということになるんですか。その点、どうでしょう。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　補助金の関係でございますけれども、いわゆる講演会に対する補助という形になってございます。できるだけ講演会についても共済事業というような形で負担を軽くする方法もございますし、この50万という金額の多くが、この民族会議の中の事務局の方に届くような配慮はしたい、と考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それは結構です。

それでは、ネルソン・マンデラという人を支援をするということになると、どういう方か、ということをお聞きしましたら、今、いろんな、弁護士さんだったということもわかりましたし、いろいろ黒人の解放のために長年取り組んできた、そういう運動家だ、ということも今わかったわけですが、いろいろ逮捕されたり、また投獄をされたり、ということを繰り返してきた人のようなんですが、これは政治犯であったということになりますか。いわゆるアムネスティなどの組織が言うところの「良心の囚人」といいますか、そういう人であったということでしょうか。投獄をされるということは、裁判が行われ、また法に触れるということがあって投獄される、ということになるわけですね。その辺、市の方はどのようにこれを判断していらっしゃいますか。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　まず、マンデラ氏が投獄をされたのではないか、ということでございますけれども、これにつきましては、人種差別が非常に厳しいアパルトヘイトというふうなことが、人種差別政策がとられておりました。これに対しまして、これ

に反抗といいますか、戦いを続けてきたというものでございます。

これにつきましては、国連も人種差別撤廃条約、それからアパルトヘイト罪の鎮圧、及び処罰に関する国際条約というものを発効をしてございます。それから、南アフリカ制裁についても国連ではこれを取り上げて措置をとっております。

こういった国連の動きがございますので、世界平和、人権擁護の立場から今回の補助事業に踏み切った、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは市長にお聞きした方がいいかもわかりませんが、要するに黒人の今置かれているアパルトヘイトという、まさに人種隔離政策があって、そこからの解放に長年取り組んできた人ということは、わかります。

ただ、その手段としていわゆる暴力政策に訴えて、その目的を達成するということを認めるかどうか、ということで、また判断は違ってくると思うんですね。このＡＮＣという「アフリカ民族会議」の中には、武闘部門、よく新左翼なんかも公然組織と非公然組織、最近は共産党は、そういうことはなくなっておりますが、非合法部分のようなものをつくって暴力政策、武力闘争ということを行う。目的が正しければ、そういう暴力主義も認めるということで、今回こういうことに結論が出したのかな、ということを感ずるわけですが、私は、このＡＮＣというアフリカ民族会議の本をちょっと見ましたがこのＡＮＣの組織の中には、その人民解放のための攻撃部隊を持つということで、その指導者がネルソン・マンデラ氏だ、というふうに書いてあるんですね。

だから、いかなる目的のためにも暴力や武力は認めない、というのが最近の日本の風潮のような気がするんですね。例え国際的な――今、大問題になっている湾岸危機のような一国が武力で侵略される。それに対抗するために、ある事態が生ずればそれに対抗するために武力も行使するということに対しては、絶対やっちゃいかん、というのが最近の日本の風潮のようですね。あくまで話し合って平和的にやれ、相手が何をやろうと我慢しなきゃだめなんだ。そういう中で武力による問題の解決をも図る、という組織や人に資金を提供したり支援をするということは、その辺をきちんとしておかないと、考え方をまとめておかないと、ちょっと私は問題になるんじゃないかな、というふうに思うんです。

武力で民族を解放する、という人たちもたくさんいますし、現にそういうことが行われました。そういう国では何百万人という人が小船に乗って国を逃げ出す、というふうなことも起きている。だから、ただ人権を守るためということで安易にお金を出すということが、果たして――すぐに結論がこのように出てきたことは、まずいことだとは思いませんが、その辺の考え方を市長からきちんと述べていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの、この平和に関します一つの判断、平和運動に対します判断というのは、今、世界で一番、一応権威として認められる国連という機構があるわけでありまして、国連の機構の場で一定の議決がなされ、その議決に基づいて紛争の当時国に勧告をされる。日本のまた平和に対する意識というのは、やはりそういう根拠によって発展をされるべきもんではないか、というふうに考えております。

私も、その事情に大変詳しいということでは、もちろんございませんが、とにかく日本政府が招聘をして、そして日本に募金事務局を設けて、よろしく頼む、というふうにお帰りになられたその運動の指導者に対して、日本政府と同じ気持ちでできるだけの支援をする、というのは、日本国民としてまともな判断ではなかろうか、こんなふうにお答えができると思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは、日本には大きな政党で、日野市議会では与党第一党ですが、日本社会党という政党があります。ここは一切武力を認めない、非武装中立だ、こういう政党ですね。つまりネルソン・マンデラ氏とは全く相入れない考え方です。人民や民族、民衆を解放するためには、武力闘争、攻撃部隊も持つ、という考え方で、実際それを指導している人に支援をしよう、ということは矛盾するんじゃないですか。目的が正しければいかなる手段も講じることは可能だという、市長はそういう考え方の方、というふうに判断していいんですね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議論のことでお答えするわけではありませんが、全く私は矛盾してないと思います。

国際紛争は武力によらない形で解決をしよう、というのが一番正しいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長は、武力によらないで解決をするということは正しい、と、私も思いますよ。このネルソン・マンデラ氏は、市長が言う正しくない方法をとっている方です。それをどういうふうに考えればいいんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その支援に、国際世論が支援の立場にある、ということが国連の議決になった、というふうに考えてよろしいんではないか、とこのように思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それは、私は市長は矛盾していると思うんですね。この民族を独立させる、または自由や平和のために、この地球上に正当な権利を行使をして自分たちの国や、またそういう祖国をつくろう、という運動はたくさんありますね。そういう中で、例えばガンジーのように一切非暴力を主張して、それを実行した人もいます。しかし、このマンデラ氏というのはそうじゃない、というふうに判断せざるを得ないんですね。この「アフリカ民族会議」が出している本にそう書いてあるんですから……。

だから、時と場合によっては武力を行使する、武闘闘争や暴力主義に訴えることも市長は認める、という立場に立つわけですよね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　認めるという立場に立つ、ということではございません。私は、世界の世論が民族の平和運動の解決を期待をして、そして国連が決議によって勧告をする。そうして、我が国でも政府がこのマンデラ氏を招聘されて、招かれて、そして総理自身も会われて日本もできるだけの支援をする、そういう判断があった、というふうに考えておりますし、国民として、特に日本に期待をして来られた方に一定の激励をする、ということは、むしろあっていいんではないか、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　政治的な物理力ですね、各国は、そういう正当な権利を行使するために軍事組織を持っているわけです。しかし、市長のおっしゃる平和的な考え方、理念というのは――一切そういうものを認めないという人たちもたくさんいますし、当然そういうものは固有の権利としてある、という人もいるわけです。市長は絶対的に暴力を否定するわけじゃないわけですね。絶対的な暴力否定主義者ですか、市長は……。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、絶対的な戦争反対論者であります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　戦争反対はわかるわけですけれどもね。矛盾をしている、ということは市長自身おわかりになると思うんですが、その辺のところをきちんと、やっぱり整理をして本来こういうものは提出すべきですね。私は、その辺のことをある程度きちんとお答えになるかと思ったんですけれども、やっぱり矛盾のままだと思います。

このネルソン・マンデラという人は、つい先般、1962年に逮捕された、というふうに今総務部長はおっしゃったんですが、その後、長い間、投獄生活をしてきているわけですが、釈放されて、まず最初に彼があいさつに行ったのは、南アフリカの共産党に行ったそうですね。ですから、私は、南アフリカの黒人解放運動がアパルトヘイトというこの鉄鎖を断ち切って解放されたとしても、今度は逆に共産主義という貧困に、また再び陥る、というようなことがあってはいけない、というふうに考えるわけです。自分の国で起きた事故、チェルノブイリの事故でもみずからの国民を救うことができない、食べ物もない、というような国になったんでは元も子もないわけです。

ですから、その辺のところが整理されて本来は提出されるべきだ、というふうに私は思うわけですが、議論が今後行われるならば、その委員会等の議論に期待をしたいと思います。

市長は、このチェルノブイリの事故のことなんですが、先ほど28名の死亡がこの事故によって確認されている、というお話でしたが、28にとどまらず何百人という死者を出したような国際的な災害は、ほかにたくさんあると思うんです。そういうほかの事故に対しても同じような考え方で臨まれるつもりか、お金持ちの市の市長さんですから、その辺どのようにお考えになっているか、その点をもう一つお尋ねをいたします。

それから、民族の解放とか黒人の解放ということは、これはもう絶対達成しなければならないことですし、不当に独立が阻害をされたり阻止されている状況は、何としてもやっぱり早く解決をする、というのが世界人類のやはり共通の価値観でなくちゃいけない、と思うんですね。

ということであれば、例えば、ノーベル賞を受賞したダライラマというチベットの独立運動をやっている人がいます。こういうチベットの独立運動の組織や指導者に対して、これはもうずっと以前から、ネルソン・マンデラ氏が長く運動に取り組んだのと同じように、中国に侵略をされて、今、祖国がなくなっているわけです。こういうことに対しては、何かお考えが少しでも及んでいるのかどうか。

また、ソ連によって今は独立が奪われている。独立運動の火が、今、燎原の火のように燃えさかっていると思いますが、バルト三国の国々、この国の人達も早くソ連から独立をしたい、回復をしたい、ということで、国際的な世論もこれについているように思います。

こういうことには、ノーベル賞が送られたり、またバルト三国の独立運動にも多くの

国が支援をしようとしているときに、これらについては全く念頭にもないのかどうか、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面の国内の世論に沿い得ること、ということで、この二つの事業に注目をしている、とこういう発想でございます。

御指摘のようなことについては、まだ十分な知識を持ち得ておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　世論というのは、ある面では非常に私は正しいと思いますけれども、ある場合には、やはり全体を客観的に判断する場合には、必ずしもそのことが絶対的な価値を持つとは限らないと思うんですね。市長がその平和運動に取り組むということで平和事業基金を設ける、ということであれば、国際的な、さまざまなこういう民族解放、民族独立の運動というようなものも庁内で少しぐらいは調べて、どういう、この地球上にまだ問題が残されているか、たまたま世論がそういうことを、なにか新聞でも大きく書かれているし載っているからやりましょう、ということでいいんですか。事業基金をつくってやる以上は、もう少し客観的な目を日野市自体が、市長自身が持つように努力すべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これから、いろいろな情報を伺いながら勉強していきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ほかの地域での大きな自然災害等による、その国がとても自力では被害を回復することもできない、というような事件や事故というのは、たくさんあると思うんですけれどもね。この、チェルノブイリが選ばれるということはわからないではないんですよ。しかし、ほかの、先ほど申しましたように大地震で大きな被害が出ているところもある。そういうものも、やっぱり客観的にとらえるべきじゃないですか。平和運動と同じだと思うんですけれども、この点はいかがですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これから勉強したいと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私がお尋ねしようと思ったのもこの19ページのネルソン・マンデラとチェルノブイリ市です。もう私が質問する以上のことを聞いてくれたんで、これ

以上質問することはないんですが、一、二、漏れたところといいますか、感じたところをちょっとお聞きさせていただきます。

まず、このネルソン・マンデラの人種差別撤廃運動については、これは日本のような１億１単位の人種で、その上に島国であるということで、知識の上では非常に理解ができるわけですけれど、じゃあ、総論は賛成であっても実際に各論に入ったときに、それでは、地球は一つの国だ、人種の差別はない。さあ、我が娘にも息子にも南ローデシアに行ってらっしゃい、アフリカでも行ってらっしゃい。また、いい恋人を探して来い、となかなか言えないところに各国の、一国の中に住んでいる人種のそれぞれの苦しみだろうと思うんです。

私は、今、古賀議員の質問を聞いていて感じたことは、私が若いときに読んだ本で、アメリカの黒人でポールロブソンという方が、この方はニューヨーク大の教授で、やっぱり黒人解放運動の先頭に立ってやっていた方で、大変立派な本で、私、感激したことを今思い出したわけでございます。

そこで、今土方議員、古賀議員のやりとりを聞いておって感じたことで、市長並びに総務部長は、人道上の問題であるとか、あるいはまた、要綱を至急つくってこれらに対応したいとか、いろいろな答弁をされたわけでございますが、やはり私が一番大切だと思いますのは、まず、このチェルノブイリにしましても、先般のＮＨＫでその悲惨な、わゆる30キロ四方の罹災の現状を生々しく放映されたのを見まして、日本の調査団、また医師団が行って、それに、いわゆる世界で初めて経験した広島、長崎という貴重な医療実績を持って向こうの救援活動をするんだ、というようなことが放映されました。

それにつけても、私は、今回のこの議案に対して、今、古賀議員も事細かに質問をしたわけですけれども、また、土方議員も言ったんですが、確かにユニセフとか、あるいはユネスコ、あるいは官民諸団体、何十とあると思うんですが、私が、今ロータリークラブで、現在なおかつやっているのは、日本のロータリークラブで４億円集めよう、それは何に使うかというと、まず、まだ、東南アジア、インド、フィリピン、あるいはニュージーランド、あの辺からずっと、ライとポリオ、撲滅できなくて何万という人が毎年亡くなっているんだ、もう先進国では考えられない。地球上からライ患者とかポリオは消えたんじゃないか、と思っているものが現存しておる、というのがその姿ですね。１人ロータリアン４万円ですか、今、約日本で100万人ですか、４億円になるんだということで、１人４万円ずつ出してくれということで、これは年間ですけれどもね、毎月4,000円ずつ出してやっている。また、片方のアフリカでは、それこそマンデラさんのアフ

リカでは食糧危機で、中心地はエチオピアですけれども、エチオピアを中心としたところで子供たちが、食糧危機のために何十万という方が亡くなっているというんですね、人が……。

そういうときに——もちろんチェルノブイリも大切ですし、マンデラさんの黒人解放運動も私は理解できるんですけれども、こういったもの、いわゆる国際平和協力基金からこれを運用するんだ、ということになりますと、これは今後ますます——今、国際的視野に立つ、という市長の態度表明があったわけです。非常に結構だと思うんです。これらをまず、きちっとした整備をしなければならない。今後、こういうことを一たん始めた以上……。

私が一番聞きたいのは、これを制度もなしに急いで要綱か規則かなにかをつくる、ということだそうですけれども、法的に触れないのかどうか、そこら辺の見解をきちっと、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　法的に補助金はどうか、ということでございますけれども、自治体が直接寄附等をする場合、いろいろ制約がございます。憲法上の問題もございますし、地方自治法の関係もあるわけでございます。

したがいまして、市が直接の負担金ということはできませんけれども、その事業に対します補助ということは、何ら法的に抵触しない、とこのように考えております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　法に抵触しない、ということを総務部長がはっきりおっしゃっていただいたので、私はそう信じますけれども、これは、もう一度よく調査、研究した上で、きちっとした対応をしていただきたい、かように存じます。

これ以上、質問いたしませんが、私は、やはりこれも、それこそ１カ月ほど前のＮＨＫのニュースを見ておりましたら、サンフランシスコで韓国の方が、果物屋さんなんですけれどもお店を開いたら、黒人が寄ってたかって「イエローヤンキー」と言っているんですね、韓国人のことを。日本人のことも同じ言葉を言うのかどうかは知りません。夜、その店があくと黒人が寄ってきて、その店に向かって石を投げる。サンフランシスコ警察が幾ら制止しようと思っても制止し切れない。それで、お客さんももちろん入って来られない。そういうふうにしている姿を見ました。ああ、黒人の方々も自分たちがそれほど差別されていて苦しんでいるのに、アジアの人が行って事業を興したら、「おれたちの職を取るな、おれたちのお金を持っていくな」と言って石を投げつけて、お店

が開店できない状態に追い込まれている、という姿を見たわけであります。

だから、人種というものは難しいもんだな、ということをつくづく考えさせられました。ぜひ、これを運営するに当たって、ネルソン・マンデラさんの趣旨もよくわかりますんで、ひとつ、そこら辺も十分に理解した上で運営をしていただきたい、とかように思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は歳入全般及び歳出のうち、議会費、総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,374万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億4,609万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算の御説明を申し上げます。

ただいま上程ございましたとおり、歳入歳出とも1,374万5,000円の追加でございます。

それでは、６ページ、７ページから御説明申し上げます。６ページ、７ページ、歳入でございます。歳入は繰越金でございます。前年度の繰越金が２億2,914万ございましたけれども、今回の歳出の補正に充当するために1,374万5,000円を開かせていただく、ということでございます。

次に、８ページ、９ページからでございますが、ここから歳出でございます。保険給付費の項の療養諸費でございます。目で退職被保険者等療養費、274万円の補正でございますが、これは当初予算で前年度の10％増を計上したわけでございますけれども、10月までの実績が、これをはるかに上回っているということで、本年度、不足を生ずる可能性が出てきました。補正をお願いするということでございます。

次に、下欄の保険給付費の高額療養費でございます。これも同じく退職被保険者の分でございますが、同じ事由でもって858万5,000円を補正をお願いしたい、このようなことでございます。

10ページ、11ページでございます。２の保険給付費の葬祭費でございますが、これも当初、360件の想定で計上させていただきましたけれども、この数を104件ばかり上回りそうである、ということで不足分をお願いする次第でございます。

下欄の老人保健拠出金でございます。目の１．老人保健医療費拠出金、２．老人保健事務費拠出金、これは、それぞれ支払基金の方で平成２年度の額の確定がございましたので、その額に沿って補正をさせていただく、ということになります。

次に12ページ、13ページでございます。共同事業拠出金でございます。高額医療費共同事業医療費拠出金、22万9,000円でございます。これにつきましても、国保の連合会から平成２年度の拠出金の負担額が確定しましたのでお願いしたい、このように思います。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について。

本議案は、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億8,765万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億7,952万2,000円とするものであります。

議案第91号、本議案は平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ３億3,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億1,180万7,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）から御説明を申し上げます。

15ページでございます。この内容につきましては、ただいま市長が御説明をしたとおりでございます。詳細につきまして、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

まず20、21ページ、歳入でございます。

まず、一般会計の繰入金でございますが、高幡土地区画整理事業でございます。これは減額になっておりますけれども、繰越金を全額開きましたので、この記載額を減額したものでございます。それから、豊田南区画整理事業の繰入金でございますが、記載のとおりでございます。それから繰越金でございますが、節１に管理費がございますが、この件を除きまして万願寺、高幡、豊田南の繰越金を全額開いたわけでございます。

次が22、23ページでございます。諸収入でございますが、これは万願寺区画整理事業

保留地の処分金の減額でございます。これは他の収入、すなわち繰越金等がございましたので、当初計上した金額をこの説明欄のとおり減額をする、ということでございます。したがって、処分面積等についても減少する、ということになるわけでございます。

以上が歳入でございます。

次が24、25ページ、歳出でございます。

まず、万願寺区画整理費でございますが、これは説明欄のとおり、当初予算で１億77万7,000円の予算計上をしたわけでございますけれども、延長の増加、それから埋め戻しをする土が発生土から山砂に変わったとか、その他の理由がございまして、この金額の増加になったわけでございます

それから、高幡区画整理費でございます。まず、説明欄にございます14節の使用料及び賃借料でございます。これは面積の増が主なものでございます。

次は、19節の負担金、補助及び交付金でございます。これは、当初計画をしておりましたのは、通常の、いわゆる水道管でございましたけれども、内容を一部変更をいたしまして、配水管とか、あるいは導水管に事業の内容を変更いたしました。そのために、この金額の増になるわけでございます。

それから、次が26、27ページでございます。豊田南区画整理費でございます。

まず、14節の使用料及び賃借料でございますが、これは造成用の土の置き場が増加してまいりましたので、いわゆる借用面積の増加に伴うものでございます。

次が、17節の公有財産購入費でございます。これは、区画整理の事業用地ということで取得をしているわけでございますが、今回、面積にいたしまして1060平方メートルを用地買収の予定をしております。その金額でございますが、当初予算で３億円を計上しておりまして、今回、１億670万円を追加をいたしまして、土地開発公社から特別会計で買う、というものでございます。

以上が、区画整理事業特別会計でございます。

次が議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）でございます。この予算につきましては、１条のほかに第２条で地方債の補正も予定をしております。

それでは、事項別明細書で御説明を申し上げます。

まず、36、37ページでございます。歳入でございますが、内容といたしましては市債を全部見ております。この市債につきましては、いわゆる工事費に対する借入金になるわけでございますが、今回の補正の内容は、工事を行うときに水道とか、あるいはガス

管の移設等、こういった補償料があるわけでございますが、この補償料が大幅にふえまして、この補償料を起債で充てる、ということでふえたのが主な原因でございます。

次は歳出でございますが、38、39ページでございます。総務費につきましては記載のとおりでございます。管きょ管理費でございますが、この修繕料でございますが、この修繕料は、浅川の上田樋管でございますが、新井橋の上流、浅川左岸でございますが、樋管がございます。この巻き上げ機が、いわゆる有事にうまく作動をしない、動かない、ということでございまして、部品等を交換する経費でございます。

それから、次が40、41ページでございます。

管きょ建設費でございます。13節の委託料の中で減額している分につきましては、執行残、あるいは不要になった経費でございます。この中で、２行目に浅川処理区管きょ埋設の7,094万3,000円がございます。これは浅川中央幹線、すなわち処理場から万願寺の区画整理の区域の3･3･2号線を通って、いわゆる上流に行くわけですが、この万願寺区画整理区域内を２カ年でまず考えておりました。今回の補正はこれを１カ年で行うということと、あと一つは工法ですが、推進工法からシールドに切りかえをいたしました。このために、この金額がふえたわけでございます。これは、新都市建設公社に委託をするものでございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、これは平山苑の自治会の一部でございますが、地形の関係で八王子市域に汚水を流すわけでございます。八王子市域内の八王子の建設費の一部を負担をする、というものでございます。これは、科目存置に1,000円なっておりましたので、今回の計上は3,000円でございますが、予算額としては4,000円になります。

それから22節、補償、補塡及び賠償金でございますが、これは、先ほど少し申し上げましたけれども、汚水管の埋設に伴いまして地下埋設物の移転の増加がございまして、今回補正をするというものでございます。

次が42、43ページでございます。都市下水路の工事費の補正でございますが、これは神明上都市下水路でございます。現在、工事をやっておりますが、この工事の施行に際しまして警察及び地元住民との協議、あるいはこの工法がメッセル工法という特殊な工法をとっておりますので、この事業を進める中で事業費の増加が生まれた、ということでございます。主なものは、いわゆる仮設の歩道をつくったり、あるいは各民家の出入口を桟橋でつなぐとか、あるいは安全対策の費用等が含まれております。

それから、次が公債費でございますが、この公債費の増額の理由は、平成元年度に起

こしました起債が、元年度、若干金利が上がってきております。したがって、当初予算で組みました金利が低かったもんですから今回不足を生じた、ということでございます。当初5.1%で予算を計上したんですが、政府債でも5.4から6.2%に上がりまして、この差をこの補正で見る、ということでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　22ページの保留地処分金、万願寺の区画整理事業保留地処分金、この４億4,300万、もう一度、ちょっと説明をお願いします。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　当初予算の計上では、単価を30万円、面積にいたしまして9057平方メートルの予算計上をいたしました。それで今回の補正の中でもおわかりのように、20、21ページの繰越金でございますが、当初予算では、この繰越金を5,100万円計上してございます。この万願寺につきましては、繰越金が５億4,208万7,000円あったわけでございます。

したがって、この当初予算で開かなかった分４億9,108万7,000円を予算に見たわけでございますので、歳出の予算がふえませんので当然この保留地処分金を減額をする、とそういうことになるわけでございます。面積にいたしましすと約1470平方メートルの減になる、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第92号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第93号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第92号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,545万3,000円とするものであります。

議案第93号、本議案は平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億3,823万8,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　それでは、議案第92号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）についての御説明を申し上げます。

ただいま市長から提案のありましたように、345万3,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、50ページ、51ページをお開き願いたいと思います。都支出金のうち委託金、１目、水道事業委託金を345万3,000円を追加、増額いたすものでございます。

次に歳出でございます。52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。

ここに掲げましたように、まず歳出のうち１目の浄水費、これは給料の一部、異動がございます。これは10月25日付で浄水場の統合を行いまして、職員の異動を行いました。それに伴うものでございます。浄水場職員が４名減員されました。それに伴う給料、手当等を減額いたします。そして、２目の配水費の方の職員が２名増加いたしましたので、それに伴う給料、諸手当を増額をいたすものでございます。それが２節、３節、４節でございます。

それから、15節の工事請負費、1,600万の減額でございますけれども、先ほど区画整

理事業の方でも説明がありましたが、高幡の区画整理事業の進展に伴いまして、そちらに振り替えるものでございます。これは、大坂上の配水費を1,600万円、高幡の区画整理事業の方の工事費に振り替える、ということでございます。

それから、３目の給水費でございますけれども、そのうちの11節の需用費は、被服費、これは職員１名分でございます。

それから、13節の委託料でございますけれども、これに加えまして量水器の引替。それから、隔測装置の設置等は、高幡の区画整理事業に関連するものでございます。

５目の関係でございますけれども、22節の補償、補塡及び賠償金でございますが、これは、職員による交通事故が多摩平の二丁目でございまして、若干の医療費を含めて44万円の賠償金を支払うものでございます。水道施設上の事故に伴う賠償金の97万1,000円につきましては、多摩平三丁目で平成２年の10月にダンプが、路上に落盤があってそこに落ちた事故でございますが、これに伴う市の責任としての賠償金でございます。

次に、54、55ページでございます。１目の水道改良費、15節の工事請負費でございますが、先ほど申しましたように1,488万3,000円につきましては――失礼いたしました。先ほど高幡と申しましたが、万願寺です。これはちょっと間違えました。万願寺の区画整理事業の単価アップに伴うものに、こちらに振り向ける、ということになっております。これに伴う工事アップ分が、1,488万3,000円ということでございました。

よしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、議案第93号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第３号を御説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

一番最後の68ページ、69ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、今回の補正は医療費支給費でございます。当初予算におきましては前年度の15％増を見込んでおりましたが、10月末現在の執行状況を見てみますと不足額が生じる恐れがございます。492万円の補正をお願いするものでございます。

戻りまして、64ページ、65ページでございます。歳入でございますが、目の１、医療費交付金でございます。支払基金からの交付金でございます。これにつきましては、歳出に対しますところの負担割合70％の計上でございます。

次に、国庫支出金でございます。医療費の負担金でございます。これにつきましては、歳出に対する20％の負担ということでございます。

66ページ、67ページでございます。都の支出金でございます。民生費の都の負担金でございます。これにつきましては、歳出に対します５％。その下の欄でございますが、繰入金でございます。一般会計からの繰入金、これにつきましても歳出に対します５％ということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第92号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第93号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第94号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第94号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、建設省関東地方建設局長と締結しております（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の、契約金額を変更するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第94号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、契約金額を変更するものであります。１ページの内容をごらんになっていただきたいと思います。平成２年の10月の１日に建設省関東地方建設局長、松延正義と（仮称）二番橋新設その４の工事を契約をいたしました。契約金額は１億1,888万6,000円を１億7,197万2,000円に変更するものでございます。変更の理由は、建設省よりこと

しの８月に、その４工事の受託契約金１億7,197万2,000円の通知がございました。この時点で、市の予算の残額が１億1,900万円のために、予算より5,300万の不足額があったために、この件について建設省と協議した結果、建設省の方では工期等の問題がありますもので、市の予算の残額で一応契約を結び、不足の額については、市で予算措置が終わってから契約の変更ですることに協議の中でいたしました。

そこで、不足額の5,846万9,000円を９月の議会で補正予算を御承認をいただいたわけでございます。契約の変更をこれで、今提案をいたした、という次第でございます。

なお、建設省では10月の１日の契約した分については、既に工事の発注が終わっております。今回の契約の変更部分については、建設省の予定では工期的な関係がございまして、12月中に受託契約を、変更の契約を結びまして工事の発注をする、ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第94号、（仮称）二番橋新設その４工事委託契約の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第95号、不動産の取得の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第95号、不動産の取得について提案理由を申し上げます。

本議案は、仮称平山緑地用地として、日野市平山六丁目12番20外２筆、7774.56平方

メートルの土地を取得いたしたく、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第95号、不動産の取得につきまして御説明申し上げます。

議案書の１ページでございますけれども、取得の目的といたしましては、（仮称）平山緑地用地であります。所在地につきましては、２ページに案内図、３ページに位置図がございますけれども、京王線平山城址公園駅から南の方向へ約400メートルの地点でございます。地番は、平山六丁目12番20外２筆、地目は雑種地と山林でございます。地積は7774.56平方メートル、その取得価格は５億3,533万5,374円でございます。この相手方は、日野市神明一丁目12番地の１、日野市役所内日野市土地開発公社、常務理事、大貫松雄でございます。

取得する土地の状況でございますが、３ページにその位置図がございますので、ごらんいただきたいと存じます。周辺は住宅地域で、当該地の北側及び東側には山林がつながっておりまして、これと一帯で緑地を形成してございます。この土地の西側には市道、K69の１、幅員１メートル80、旧七生167号線でございます。南側には、K69の３、幅員１メートル80、これは丸山２号線でございますけれども。

そして、本敷地内を二分する東西に市道、K69の２、幅員91センチメートル、旧柚木１号線でございますけれども、この道路が存在し、日野市土地開発公社が買収するに当たりましては民地境界立ち合いを平成元年12月22日に行い、関連する道路の境界確定を平成２年１月17日に行い、この買収面積を確定いたしました。したがいまして、この図面の斜線で示されている土地のうち北側が1843.49平方メートル、南側が5931.07平方メートルで、合計が先ほど申し上げました7774.56平方メートルとなります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　内容についてのことではありませんので御安心をいただきたいと思いますが、今まで、この表示の関係ですが、ほとんど、今度平山緑地ということで、仮称ではありますけれども、通常、今まで二番橋等、あるいは浅川公会堂等についてもすべて（仮称）何々ということでありますが、今後は一切括弧を除いて仮称の関係が出

てくるのかどうか、その点だけ、見づらい関係、その他のことがありますので、一応お伺いだけしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　大変失礼しました。括弧が落ちております。御了承いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは、土地開発公社が購入したのは、いつか、またその利用目的、それから買収先はどうなっているか、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　公社が取得いたしましたのは、平成２年１月11日でございます。買収した相手方でございますけれども、平山の人でございます。地元の大沢矩治さんでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　公社が土地を購入する場合には、市長の方から購入目的が示されるわけですが、その回答がありませんでした。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　失礼しました。買収の目的ですけれども、ここに目的ということで平山緑地用地ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは何か手を加える、今後そうした計画があるかどうか、このまま自然な状態で管理が可能かどうか、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問にお答えします。

このほかに緑地をもう取得している場所もございますもんで、将来は都市計画決定を取りまして、事業認可を取り、この中に散策路的なものを整備していきたい、という考えを持っています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　土地開発公社の事業実績を見ればわかるのかもわかりませんが、土地開発公社が購入した金額は幾らかおわかりになりますか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　土地開発公社が購入いたしました金額は、５億3,003万5,024円でございます。これに事務費の１％を乗せた金額が市への売却金額になります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第95号、不動産の取得の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第96号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第96号、日野市教育委員会委員の任命について。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に住所　日野市大字日野1229番地の３、氏名　古谷洋太さん、生年月日　昭和２年１月９日と御記入くださいますようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　関連事項でもかまいませんか。

97号にもう１件、教育委員任命というのがあったわけですが、これには直接関係ないんですが、関連事項ということで御意見を申し上げたいと思います。

教育については、だれしも非常に大事だということで、再三再四この議場の中でも論議をされてきておりますけれども、97号の方のもう一人の方については今回取り下げたということで、どうも聞きますと、いろいろ調整に時間を要している、ということでございます。

これは４年間の任期ということで、何月何日にはもうこの任期が切れる、ということは明確になっているにもかかわらず、再三、空白時間ができてきているというのは、こ

の１年間の中にも何度かあったような記憶をしております。大事な教育に関しての任命事項でもありますし、人事に絡む問題というのは非常に難しいことは、十分承知はしますけれども、このあたりについて、市長としてはどのように受けとめておられるのか、もし御意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田議員に申し上げます。質疑は終結いたしまして意見のところに入っておりますので、意見として表明していただきたいと思います。よろしゅうございますか、意見として受けとめさせていただきます。

ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第96号、日野市教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第98号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第98号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第５条に規定する期末手当の額の乗率を、３月期、100分の50、６月期、100分の210に改めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　議案第98号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと存じます。

第５条の期末手当の条項でございます。５条の第１項は基準日の改正でございます。今まで６月の15日、12月の15日となっておりましたけれども、これを３月１日、６月１日、及び12月１日とするものでございます。２項におきまして率の改正でございます。３月に支給する場合が100分の50、それから６月の支給が100分の200を210にするもので

す。それから、12月につきましては変更ございません。基準日のその額に乗じた額に、基準日以前の３カ月以内、あるいは12月１日現在、あるときは６カ月以内になりますけれども、左の欄にございます在職期間の区分に応じて、その割合を乗じた額となるものでございます。

それから、付則でございますけれども、施行の期日は、平成２年12月１日からの適用でございます。

なお、経過措置といたしまして、12月期に支給する期末手当に限りまして６カ月とあるのを５カ月と16日と読みかえるものでございます。これにつきましては、６カ月に満たない。現行でいきますと、新しい条例でいきますと期日に満ちませんので、この経過措置をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第98号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第99号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第99号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について。

本議案は、日野市長等の給与に関する条例第４条第３項に規定する期末手当の額のうち６月期の乗率を100分の210に改めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第99号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

４ページをお開きいただきたいと存じます。

新旧対照表でございますけれども、第４条の３項の改正でございます。３月、12月は変更ございませんで、６月期の100分の190を100分の210に改めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第99号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第100号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条第２項に規定する期末手当の額の乗率を、３月期、100分の55、６月期、100分の160、12月期、100分の200に改めるとともに、平成２年度12月期における期末手当の額の乗率の特例を定めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第100号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

お手元の議案書、４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。16条の期末手当の改正でございます。３月期を今まで100分の50でございましたけれども、これを100分の55、６月期につきましては100分の135を100分の160、12月期におきましては100分の195を100分の200と改めるものでございます。

なお、その前の付則、２ページ、３ページでございますが、付則をごらんいただきたいと存じます。付則の２でございますけれども、平成２年度12月期におきます期末手当に限りまして、100分の200を100分の203と改めさせてもらうものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第100号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第101号、損害賠償の額の決定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第101号、損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例第５条の規定に基づき、損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは議案第101号について御説明申し上げます。

本議案は、昭和57年11月９日に日野市立病院で死亡いたしました国立市北三丁目22番地、曽我部マサさん、当時75歳の遺族であります夫の曽我部繁人、子の曽我部芳子、並びに有坂弘子の３名が原告となり、昭和62年１月12日に日野市に対して提起されました金額924万円の損害賠償請求訴訟事件の和解による損害賠償額の額の決定をお願いするものでございます。

相手方につきましては議案書のとおり３名でございまして、和解による損害賠償の額は500万でございます。

なお、裁判所の和解調書の内容分を３ページ、４ページに添付してございます。訴えの内容は、骨折の治療手術に当たりまして患者の体の状態を十分把握していなかったのではないか、というようなものでございます。裁判は３年10カ月にわたりまして、東京地方裁判所で22回の口頭弁論が行われ今回の和解となったものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第101号、損害賠償の額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第102号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第102号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に569万9,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を30億8,424万1,000円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは、議案第102号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正でございまして、補正額は569万9,000円でございます。内容につきましては４ページ、５ページをお開き願います。

今回の補正は、ただいま101号議案でお願いいたしました病院に係わる損害賠償の額の補正額でございます。損害賠償の金額といたしましては500万、それから弁護士の謝礼が70万ということで総額570万の支出になりますが、科目存置が1,000円ございますので569万9,000円という補正額をさせていただいております。

まず収入でございますが、569万9,000円の補正につきましては、これは特別利益ということで保険会社の方から入ってくるものでございます。

それから、支出の項目ですが、まず報償費といたしまして弁護士の謝礼、これは弁護士の報酬規定に基づくものでございます。70万の補正をお願いするものです。それから、損害賠償金として500万の額にするために499万9,000円を追加するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第102号、平成２年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号、川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第103号、川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

随意交渉による見積もり合わせの結果、２億3,587万円で大成プレハブ株式会社に決定いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第103号、川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結につきまして御説明いたします。

契約金額でございますが、２億3,587万円、契約方法は随意契約、工期でございますが、契約の翌日から平成３年９月17日まで、契約の相手方でございますが、東京都品川区西五反田七丁目23番１号、大成プレハブ株式会社取締役社長　幡川宏邦でございます。

次のページに入札の状況が記載してございます。現場説明を平成２年11月15日、入札を平成２年11月30日に執行いたしました。入札の結果でございますが、入札を２回執行いたしましたが、いずれも予定価格に入らないため最低価格の入札者、大成プレハブ株式会社と随意交渉の結果、決定をしたものでございます。

工事の概要でございますが、工事場所は日野市宮399－５番地。工事内容でございますが、本体建物はＰＣづくり３階建１棟、全24戸、１種の公営住宅24戸でございます。建築面積は532.961平方メートル、延床面積は1438.56平方メートルでございます。付帯建物といたしましては、自転車置き場がございます。

４ページに配置図、それから５ページには各階の平面図、６ページが住戸の平面図、７ページが外観図となってございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○26番（市川資信君）　契約とかなにかには、私、質問するつもりは全然ないんですが、市営住宅、都営住宅、公団住宅もそうでございますけれども、現実に、市営住宅がやはり建ってみれば車を乗られるんですね。これを見ると自転車施設はあるんですけれども、現実問題としして、やはり、これからは自転車置き場だけじゃなくて駐車場の確保ということも必要ではなかろうか、と思うんですが、例えば、ひばりが丘ですか、七生中のちょっと手前の、あそこも建てかえて現実に素晴らしい街区と住宅ができたんですけれども、駐車場がないために一部河川敷を利用した駐車場で、その占用に関して住民の間でもトラブルが起きておる、というような声も聞いておりますし、今後も、これから市営住宅というものの建てかえ等は日野市もあるわけで、その辺の見解というんでしょうか、どのようなとらえ方をしておるのか、ちょっと考え方があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　この川原付団地につきましては、既に３棟建ってございま

す。配置図をごらんいただければおわかりかと思いますが、１号棟、２号棟、それから４号棟の間の３号棟ということでございます。

駐車場につきましても検討はいたしましたけれども、既に計画が24戸ということで定められておりますし、この住宅につきましては、従来の方針どおり駐車場は考えてございません。

なお、今後、市営住宅とはいえ車社会の現状でございますので、できれば有効な駐車場も考えてはございますけれども、今後も建てかえの工事が始まる計画があるわけでございますけれども、駐車場の――限られた面積でございますので駐車場の確保をいたしますと、いわゆる改築の基準に達しませんので、若干、駐車場の確保については難しい面がございます。

今後、新しい場所を求めて市営住宅を増設する場合には検討を、できるだけ取り入れる方法で考えてみたい、とは考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　川原付市営住宅は既に３棟ですか、既存のものがあって、ここで４棟目だと思うんですが、現状ですら、もう、恐らく市営住宅の方々の車であろう、というものがあそこに随分路上駐車しているわけですね。今度また24戸追加されれば、さらにそれに加わった路上駐車というものがふえてくる。

今、まだ万願寺区画整理等の中で空き地等があるので、それほど問題にはならないかもしれませんが、いずれ完成の暁には、いろんな面で、また問題点が浮き彫りになってくるであろう。やはり市の行う事業でありますので、こういうことは、そういった問題を、ある視点からとらえればぜいたくと思えるかもしれないけれども、今日の日本の社会、現状の車社会というものを勘案すれば、やはりその辺も考えざるを得ない時代に来ているんじゃなかろうか、と思いますので、今後の検討課題に入れておいていただきたい、ということを要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私も同じような質問になってしまったんですが、まず、今後、駐車場のできないところにこういう公共の施設というのは、なかなかつくるのに、いろいろ付帯意見がついてくるんじゃないか、とこのように思うんですね。

そういう面で、今後、こういう所得の制限があって、多分車を持っている人は対象にはならないんじゃないかな、というような気がするんですけれども、そういう面でこれ

からは、もし、こういう形で市営住宅をつくる場合には、まず、これは３階ですけれども、もう少し上に伸ばす方法を考えて、そして駐車場をつくる、というようなことも考える必要があるんじゃないか、このように思うんです。そのあたりをちょっと説明していただければ……。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も先日、広報紙上に、公営駐車場の必要について市民にお諮りをする意味で記事を載せさせていただいております。

今日の、まだ公営住宅法の中に駐車場要件というものが込められてはありませんけれども、現実に市民生活、特に市営住宅の入居対象者になる階層の方々も、車なくては仕事ができない、生活にならない、という状況もございます。したがって、現時点では確かに矛盾があると思っております。別に、近隣になるべく農家の土地を借りるなどして斡旋を今まで努力をしてはおりますけれども、状況によっては、今後は有料駐車場を公営するということも必要だ、というふうに考えております。

今後の社会生活の矛盾を解く意味でも積極的に方策を検討し、実現を期していきたい、このように考えておりますことをお答えしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第103号、川原付団地市営住宅建替建築工事（４期工事）請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告をいたします。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告をいたします。

２件ございます。２ページ、３ページに１件目の専決処分書が載ってございます。

事故名でございますが、日野市豊田三丁目14番地の２先路上の事故でございます。和解の相手方は、東京都日野市豊田四丁目24番地の11、有限会社　増島商店、代表取締役増島昇さん。続きまして、事故発生状況でございますが、平成２年８月31日、午後１時30分ごろでございますが、公園緑政課職員が運転する庁用車が市立豊田公園内にあります水飲場の修理をするため、日野市豊田三丁目14番地の２の先の道路わきに停車をいたしました。その際、後方をよく確認しないまま運転席側のドアをあけたため、後方より接近してきた相手方車両の左ドアの前部に庁用車の右ドアが接触し、双方の車両のドアに損傷を与えたものでございます。損害賠償額は８万4,840円でございます。

なお、過失割合は、市が10割ということでございます。なお、市の車両の損害額は３万3,063円でございますが、これについては保険から支払われるもので、共済会から入るものでございます。

次の４ページでございますが、もう１件は、事故名でございますが、日野市多摩平一丁目10番地先路上の事故。和解の相手方は、東京都八王子市暁町二丁目12番地の18、大谷荘、光永陽介さんでございます。事故の発生状況でございますが、平成２年10月10日午後４時15分ごろ、公園緑政課職員が運転する庁用車が、多摩平一丁目10番地先路上の左側へ停車いたしました。その際、後方をよく確認しないまま運転席側のドアをあけたため、後方より接近してきた自転車に接触いたしまして、自転車が横転して負傷したものでございます。損害賠償額は3,150円でございます。それらは病院の初診料、検査料

でございます。

なお、自転車、それから庁用車については被害はございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　特別にお許しをいただきました。議事進行の形で、質疑ができなかったので意見に近い状態なんですが、特に毎回専決処分の事故の関係が、毎回と言っていいほど出てきているかと思います。

特に今回の場合、ほとんど状況が同じ、要するに道路に停車をして後方の確認をしないまま運転席のドアをあけた。二つが、ほとんど８月と10月ということで接近もしていますし、全く同じ形態の事故であります。過去に、いろいろここで意見なり質疑をしている中でも特段に運転管理者なり、それからそれぞれの課の管理の立場から指導はしている、というような話でありますけれども、８月に当然、事故があって職員に向けてもそういった指導をしたと思います。にもかかわらず、またすぐ10月にこういった事故が起きている。自分たちは事故を起こそうということじゃなく、たまたま事故というのは起きるわけですけれども、特段に管理的立場、あるいはまた、そういう心がけ、職員に指導を徹底をしていただくように要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は、12月10日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後６時43分　散会

12月10日　月曜日　（第３日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第34号）

12月10日　月曜日　（第３日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成2年12月10日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時9分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、今年も違法な給与制度「通し号俸制」の是正を怠った市長の責任についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　それでは一般質問をさせていただきます。

給与制度の問題を長く取り上げてきておりますが、これは職員の勤務意欲をいかに引き出すかということにかかわりを持つ、重要な課題であると思うからであります。

再三指摘をいたしておりますように、市議会でも昭和58年の6月議会で退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議、また近いところでは昭和62年の12月議会、一部職務給が導入される折りにも、市議会は速やかに係長職以下への職務給導入を議決、可決をいたしております。

こういった議会の意思があるにもかかわらず、また日野市行財政調査会の指摘にもあるとおり、職員のこの給与制度の是正については、喫緊の課題ということで、議会を問わず今までも地方公務員法の定めに従う、いわゆる職務給と民間準拠の原則に基づく職務給導入を強く求めてきているわけでありますが、今日までこの違法状態は解消するに至っておりません。

さらに市長自身もみずから通し号俸制の廃止を約束をしております。給与の改定計画はそれに当たるわけですが、通し号俸制を廃止をするとはっきりと示しておきながら、これまた作業が一向に進んでいないのが現状であるわけです。

そこで私はさきの議会でまず医療職、医療機関、日野の場合には市立病院に当たるわけでありますが、この市立病院でまず職務給の導入、また給料表の改定を行ってはどうか、つまり是正を求めて具体的な提案を行いました。具体的には医療職を3本の給料表に分ける。現在は市立病院の医師については一般の行政職とは別に給料表が完成をいたしておりますので、残りは薬剤士、医療技術職員、これを一つの給料表にまとめる。またもう一つはいわゆる国家試験等をパスし、一定の資格を持った人たちを一つの給料表にまとめる。つまり保健婦、助産婦、看護婦等を一つの給料表で評価をしていくということが、現実的に第1歩として給与是正については可能ではないかということで提言を行いました。

議案上程のときにも申し上げましたが、昨年平成元年の８月に、小松市の市立病院を視察をいたしました。このとき病院担当者から、いろいろ小松市の市立病院の現状を説明を受けたわけでありますが、看護婦等の不足が深刻であるということは、まあ全国的には確かに言えるわけでありますが、小松市の病院では看護婦の不足はない。またことし参りました松江市の市立病院でも同様の返答がございました。それ以前に私は大都市とも言える大阪近郊の宝塚市の市立病院も視察を行いましたが、この宝塚市の市立病院でも、看護婦の不足はないということでありました。

これらの病院、私どもが回ったところは、ごく限られた地域になるのかもわかりませんが、いずれも日野とは全く違う給料表を、この医療職については適用いたしております。つまり市が一つの案として持っております給料表の到達すべき目標、こういったものを現実に実行しているわけであります。まず、いかに勤務意欲を引き出すかということを申し上げましたが、正しくその職員の持っている能力を評価し、また責任と仕事の内容に応じた評価を給与の面で行っていくということは当然のことだと思います。こういったことを実行し、初めてその上でどうしても看護婦さんが集まらないということであれば、ほかの対策もおのずから出てこようというものであります。しかしまず根本のこういった評価をないがしろにして、ただ看護婦不足だけを嘆くのは、私は十分な努力がなされていないというふうに言わざるを得ないのであります。

今まで行われてまいりましたこの通し号俸という給料は、どなたでも基本的には同じ評価を行うということですので、いってみれば社会主義的手法に基づく評価ということになるのかもわかりません。高度に発達をした自由主義、資本主義のこの我が国で、今もって役所だけが職員の勤務評価をこの社会主義的手法によって行っているということは、甚だ不可解であります。ある程度の、民間では当然行われている経営の方針である競争原理を導入するとか、実績や、またその人の持っている責任に応じて、人事や給与を評価をしていく、そういった制度を導入するということは当然であります。

また費用と効果のバランスも同時に考えていかなければならないわけでありますので、こういった、今後市立病院が取り組む課題は多いと思いますが、このような観点に立ってぜひ給与制度の面で、まず市立病院における先行しての着手をお願いできればと思うわけであります。

具体的には先ほど申しましたように、給料表を幾つに分けるかということについては、技術的な面もあるかもわかりません。しかしまずその検討を進めるところからぜひ始めていただくことが最善の策ではないかと思うわけです。

さきの６月議会では組合がうんと言わないから、この給与の改正案は出せないという市長の答弁もありました。しかしながら助役は、私のこの提案に対して、このように答弁を行っております。「特に医療職の問題では現実的な問題も起こっておりますので、――これはいわゆる看護婦さんの不足のことだと思います。起こっておりますので、そういった面に向けての改善策を取る必要というのは、私どもも痛感をしておるところでございますので、その辺のところにつきましてはさらに内部で詰めて、まず現実できる可能性の強いところから手をつけ、改善に向かって進んでいく」こういう答弁が行われております。つまり非常に看護婦不足という慢性的な市立病院の問題を抱えて、言われることはわからないでもないという答弁だったと思います。

そこで９月議会からそれほど時間は経過をしていないわけでありますが、何せ看護婦さんが足りないということを10年一日の如く言うだけでは芸がないと思いますので、何らかの検討が進められているのであれば、その内容をお話しいただきたいと思いますし、実際に私は至急この問題、検討に値するというふうに考えて御提案をしておりますので、現時点でのお考えをお聞きをしたいと思います。その上で改めて再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

給与制度の問題については今までにでもいろいろ御論議をいただいておりまして、いろいろまた御意見も私どもも伺っております。私どもとしても、この給与制度の改善について努力をしているところでございますけども、この給与制度というのはなかなか生活に密接に関係する問題でございますので、十分に調整をした上でないと、なかなか実行に踏み切れないという面が確かにございます。

ただいま御質問ございました職員給与制度の中でいろいろ改善すべき点の一つとして、この医療職の問題が確かにございます。前にも概要について答弁しているわけでございますけれども、私どもとして確かに現実的な解決策を見出さなければならない立場に現在来ておりますので、この辺についてはこの最近の組合との話し合いの中でも、そういった問題については常に提起をしておりまして、行政の内部でもそのための準備は進めております。これは組合との話し合いの結果によりますので、今どちらが先でどちらが後だというようなことはすぐには申し上げられませんが、少なくとも問題意識としては私どもも十分にその点については把握をいたしておりますので、できるだけ早くそういったことが実現できるようにこれからも努力をしてまいりたいというふうに考えておりま

す。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　まあ相変わらずの答弁で、ピンと伝わってこないんですが、もちろん先ほど申しましたように市議会ではとっくに昭和58年にも、全職員の通し号俸制はいわゆる違法な給与制度ですから、これを至急改めなさいという議決をして、もう何年も時間が経過をしているわけです。その後、市議会では改めて係長職員以下の職務給導入も速やかに行えという議決もしている。そういう中で組合が反対をする、組合が合意をしないから、給与是正が行えないということは、理由としていつも言われているわけです。であればせめて医療職の市立病院に勤務するそういう専門の勉強をして、資格を有する人について、まず別途給料表をつくり、責任やその方の能力を評価するということから始めたらどうですかという、私の提言はそう無理、無茶な話ではないというふうに思うんです。具体的に組合にそういうお話をなさったかどうか、もう一度そこをお答えいただきたいと思いますし、市長の方には昭和61年に通し号俸制を廃止をするということを給与改定計画の中で、はっきり市長自身が約束をしているわけです。これは一向に進んでいない。進展がないということで、この点については市長はどのように現状をお考えになっているか、もう一度現時点での所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　組合の方にはこの給与改善についての、私どもの考え方については、さまざまな段階で話を示して、検討の材料として提供しております。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　課題にしておることはもう言うまでもないことでありますが、組合は組合の立場というものもあるわけでありますので、合意に向かっての理解を双方が進めるということでなければいけないとこう思っております。

医療職の専門性について、給与の体系を分けるということも意味はあると思いますが、やっぱり全体のこの給与の受ける側の組織ということになりますと、なかなかそれもどのように理解されるものであるか、我々のまだつかみがたいところもあります。今後の新しい１年間でも期して、そのことを集中的に検討を進め、適切な方向を取っていくという考え方で望みたいと、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長からでも助役からでも結構なんですが、私が話をしております、提言しております、その医療職についてまず給料表の改定を行ったらどうかということについては、検討に値するというふうにお考えなのか。やっぱり全体を一度に、一挙に解決したいから具体的にそういう提言は組合にまだ行われていないのか、もう少しはっきりとお答えいただきたいんですが。どうですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　職員の給与制度の問題につきましては、既に俸給表１、いわゆる行政職の部分に関しては、係長相当職の問題が一つございます。係長職のですね、問題が一つございますし、今御指摘いただいております医療職の問題もございます。このような問題については、私どもは組合の方にも提起をして、私どもの考え方も示しております。したがいまして十分にその問題の所在を私どもも理解をしておりますので、鋭意話し合いが詰まるように、私どもの方も努力してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それはわかるんですが、まずそれでは医療職から手をつけようということをお考えになることは、できないのかということを私お聞きしているんです。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　そういう考え方も、私どもも当然、私どものこの考え方を進めていく上で一つの考慮の範囲には当然入れています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は看護婦さんだけではなくて、先ほど申しました慢性的に不足をしております助産婦，保健婦、こういった人たちについても、当然国家試験を受けて、それなりの専門的な知識を持って仕事をしているわけですから、それに見合う評価をきちんと行う。これはまず人を集め、採用していく、こちら側がまずやっておかなければならない前提条件であると思うんですね。しかしそれが日野の場合にはできていない。それでいたずらに定数外条例を設けたり、あちこちに人を出して、人集めということでまあ苦慮をしておられる。こういった苦慮を繰り返すならまずそういった工夫といいますか、みずから何かできることは何かということをもう少し詰めて、早急に手を打っていただきたいと思うわけであります。

先般、日本看護協会という看護婦さんの組織がありますが、ここが200万人以上の署名を集めて、准看護婦制度を廃止してもらいたいという、国会へ請願書を出しております。一時的に看護婦不足を補うために、戦後この准看護婦というシステムが導入をされているわけですが、やはり正味３年間の看護学校で学んだ医療専門職としての、看護婦

さんの地位をきちんと確立をして、また十分な能力や経験、知識を持った人を医療現場に派遣していくということからすれば、当然のことだと思います。

先般、新聞でも報道されましたが、准看護学校を卒業した若い看護婦さん、夢を抱いて、そういった仕事にこれからつこうという人が医療現場で、胃潰瘍で入院している男性に、牛乳を点滴して、それを血管にまあ牛乳を入れたわけですから、当然死亡に至ってしまったわけですが、ベッドに絶食という札が書いてあったから、牛乳を飲ませてはいけないと思って、血管から入れたというんですね。こういうことが現実に起きております。

また生まれた直後の赤ちゃんを熱湯に入浴をさせて、これまた死亡させたという事件がついこの間ありました。この人も准看護で病院で働いている生徒さんだったんですが、ゴム手袋をしていたために、熱いかぬるいか、全くその温度の感覚がなかったということで、医療現場では非常にこういったいろいろな報告を聞いたり、我々が日常接するニュースを見聞きするだけでも、背筋が寒くなるような事件が起きているわけです。ですから少しでもやはり安定をして、その職場になじみ、そして先ほどから申しておりますように、意欲を持って働いていただく看護婦さんを安定して確保するということがどうしても大切です。

直接は関係ありませんが、先般本会議で即決されました医療の市立病院での係争事件について和解ができたということで、詳しい内容は私どももこの本会議場の報告を聞いただけでありますが、だれにどういう責任があったかということはわかりませんが、やはり万全の態勢を持って市民や患者さんに対していく。相対していく、こういう姿勢をぜひ持っていただきたいと思うんです。そのためにもこの給与の面で市がきちんとそれなりの能力、資格を持った人を処遇していく。これは当然のことだと思うんです。このことをまずほかの職務給の導入が他の職員の人については、組合がいるからできないというのであれば、まずこういった医療現場からでも始めていただきたい。こういうふうに考えるわけです。単なる医師のお手伝いということではなくて、やはり医療の専門家として市立病院の仕事の一翼を担ってもらう。そういった考え方が必要だと思います。看護婦さんだけには限らないと思いますが、市に働く職員の皆さんがそれぞれ自分の力に応じて、きちんと評価がされるような、そういった給与制度の是正に取り組んでいただきたいと思って、毎回この問題取り上げているわけですが、市長に最後にお尋ねをいたしますが、市長は昭和61年に通し号俸制を廃止をするということを、改定計画の中で明らかにしたということは何回も申し上げております。森田市長はいつまでにこの給与

制度、通し号俸を職務給の給料表に改めるという目標を置いておられるか、具体的にいつごろこの仕事を完成させたい、そのようにお考えになっているか、この点を最後にお答えをいただきたい。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　懸案にして、交渉の課題に供していることは、現状助役からも答弁をしているとおりでありまして、いろいろ論議のまだ一致できない部分もありますし、努めていわゆる給与体系そのものと、それから御指摘の医療職に対する人材確保ということも考えあわせ、先ほどお答えもいたしましたが、ここ１年ぐらいをめどに到達できる努力をしてみたい、とこのように考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ここ１年ぐらいという、今、市長のお話もありました。これを市長はよく約束を守ってくれたと、私がこの場で市長とまたこの給与制度について議論をする際、また質問をする際にそうした評価も私もぜひ市長に対してたまにはしたいと思っておりますので、ぜひ約束の実行をお願いしておきます。以上です。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の１、今年も違法な給与制度「通し号俸制」の是正を怠った市長の責任についての質問を終わります。

一般質問１の２、市内小・中学校に連絡用のファクシミリを設置せよの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　高度情報化社会と言われて久しいわけです。我々になじみのなかったパソコンやワープロ、またファクシミリというものが、お茶の間にもどんどん進出をして、子供たちも含めて、まあ家庭の必需品とまでは行きませんが、ビジネスに携わるサラリーマンやＯＬの人にとっては、高度な情報機器も全く身近なものになってまいりました。

市議会では前の議会事務局長の時代に、昭和63年、６月に全市議会議員の自宅に、また事務所にファクシミリを設置をいたしました。それまでは市議会と各30人の議員との連絡は、電話連絡や、郵便物等による通知、連絡で、まあ前近代的といっては何ですが、まあ相変わらずの方法を取ってきたわけであります。しかしこのファクシミリの導入によって、そういったことは全く一変一新をいたしました。最初は説明書を片手に使い方に難行苦行をいたしましたが、今ではどなたもこのファクシミリの便利さ、ありがたさというものを、当然のように享受しているわけであります。

この私の経験からいたしましても、各市内の小・中学校と教育委員会との間にもこう

いったシステムを至急導入すべきではないかという、そういった結論に私なりに考えが及びました。

聞くところによりますと、現在市内の小・中学校と教育委員会は、電話で連絡のやり取りをしているということであります。継送電話という名称がついておりますが、教育委員会から何校か代表校に電話を入れ、あとは昔からやっている電報ゲームじゃありませんが、同じ内容を伝え、相手はそれを復唱して次の人に回していく。こういう方法を取っているそうであります。事故が起きたり、台風が接近をしたりするときなどに使われているわけでありますが、早いときには30分前後で連絡が一周するそうでありますが、たまたまうっかりした、連絡がつかないということで、何時間も時間が経過する場合もあるそうであります。

そういったことを一挙に解決する方法がこのファクシミリの導入だというふうに思います。間違いがない。速やかに文書が送達できる。こういったことを考えれば、早い、確実ということを当然連絡の際にはだれしも考えるわけでありますので、そういったことが無条件に達成できる、効果が期待できるこのファクシミリの導入をぜひ図っていただきたいというふうに考えるわけであります。

そこで具体的にお尋ねをいたしますが、私が申しましたとおり、現在の各学校との連絡は具体的にはどのような方法を取っておられるか、もう一度確認の意味でお尋ねをいたします。またファクシミリの導入については、市教育委員会としてどのように現在お考えになっているか。私は速やかな導入が行われて当然だと思います。そういった立場から２点お尋ねをいたしますので、答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。今質問者のおっしゃるとおり、情報化の時代ということで、至るところにファクシミリが普及しているところでございます。また小・中学校の校長先生方からもそういう要請が出ている状況でございます。今、市役所では一般的に使うファクシミリが、庶務課に一つという状態でございましたが、ことしから３台ほどふえて各階に１台ずつ置かれるようになりました。また他市の状況では設置していないところがほとんどでございます。しかし今おっしゃるように、今現在は電話の連絡、または交換便１日かかりますけど、翌日になりますが、交換便と、この二つを使って連絡を行ってるところでございますが、両親で言葉の話すことができない両方の御父兄が、両親が話せない人も最近出てきたりしていることがございます。こういうようなことも考えあわせまして、導入をしていくべきであるというふうには考えております。

今現在私ども検討を始めていますが、中学校の電話回線が今３本、小学校が２本ずつというような状況の中で、これらをどのように使えるか、また別に設けなきゃいけないかというようなことも一応調べております。また機種も安いものは10万円から、高いものは100万円ほどの範囲があるわけですが、こういうものもどの程度のものがいいかとか、現在調べております。いずれにしましてもこれらのことに対して、できるだけ早く導入できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは別に対立がある問題ではないと思いますが、予算もそんなには多額を要しないんですね。既存の電話回線が１本でないということももうはっきりしておりますから、電話がまず各家庭にも引かれているのと同じように小学校・中学校の電話回線を使い、しかも機種もほどほどのものであれば十分その用を足すと思いますので、そういったことを考えれば、さほど多額の予算は必要としない。ということであれば、ぜひ来年度からでも実行していただきたいと思うんですが、教育委員会として予算要求をしていかれる項目になっているのかどうかですね。その点、平成３年度の予算がつけられる可能性があるかどうか、そういった努力をぜひしていただきたいと思っておりますが、その点をお尋ねをいたします。

それから一つ我々は先にファクシミリを使って、初めてわかったことでありますが、実際当初は余りこれが役に立たなかったわけです。機械に十分慣れていなかったということもまずあるわけですが、留守のまずおうちが多い。市議会の皆さんは大変忙しい方が多いようで、送ろうと思って事務局から文書を入れても、相手不在でこれが送達できないということが再三繰り返しありました。

そこでＦ網というシステムを採用したんですね。ファクシミリのＦを取って、Ｆ網、Ｆの網と書くんですが、これだと相手が留守でも、また夜間でも、ファックスを送ることができる。受信側はベルで起こされることもなく、自動的に機械から文書がおとなしく出てくるだけなんですね。これを採用しまして初めてこの議会で導入したファクシミリというのはその効果を十二分に発揮するようになりました。ですからせっかく導入される際には、我々も使ってみて初めてこれがわかったわけですので、こういったこともぜひ参考にしていただきたいと思います。契約料は800円、何十万もするわけじゃありませんし、それに付加する使用料というのも、40枚まで送っても月額100円ということで、多額のこれまた経費を必要とするものでもありません。こういうＦ網の、Ｆネット

の利点というものも私どもいやというほど今度わかりましたので、検討される際にはぜひ参考にしていただきたいと思いますし、これだと一度に、同時に数カ所、最大100カ所へファックスが送れるということで、大変便利なシステムであります。このこともあわせて申し上げておきたいと思いますが、現在検討中であるということを踏まえて、来年度からの実施はどうなのか、その点についてだけ再答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　現在、今おっしゃられましたようないろいろの機械のことについても、それから中学の方については先にどうかとかというようなことを今検討している最中でございます。来年度即できるということは、ここでちょっと回答はできませんが、できるだけ努力したいと思います。

回線につきましてはそのままで、たしか費用がかかりません。またこの使用料につきましても電話の使用料でそのまま使えるということ。ただ若干電話よりもこの送る時間がやや長くなるということで、若干それがふえるんじゃないかと。それからあとはペーパー代といいますか、印刷機の問題、それから一番のもとであります備品費が一番最初の問題となります。これらのことを考えて、また結論を出していきたいというように思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　できるだけ一生懸命取り組んで、実現を図りたいという趣旨の答弁で、私はそれを是といたします。平成元年度の決算でも、お金が６億円日野の場合には繰り越しで残る。積み重なった黒字はもう150億ほど銀行にも残っているということで、教育委員会が独自の予算を持っていない。つまり市長部局の方にお願いをして、予算をつけるということになるわけでありますので、そういった面の――まあ手続きはあろうかと思いますが、お金がない、財政力の弱い自治体じゃありません。先般の新聞にも出ておりましたように、法人、市民税、ここで若干陰りは出ておりますが、それでも日野の場合には全国で５本の指に入る程度の潤沢な税収が日野の場合には確保されているということですので、義務教育現場の教育環境を充実させるということで、決して無理な予算要望ではないと思いますので、市長の方の理解をお願いをしておきます。以上です。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の２、市内小・中学校に連絡用のファクシミリを設置せよの質問を終わります。

一般質問１の３、職員海外研修に関する助役答弁の疑義についての通告質問者、古賀

俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　ことし初めて職員の海外研修ということが、この日野市で実施されました。この海外研修のやり方については、私は注文をしておきました。海外視察の研修の結果が市政に生かせる、そういった観点からぜひ今後は実行してもらいたいということで、一般職員の人についても門戸を開くようにお願いをしたわけです。このことはきょうは特に議論はいたしませんが、部長さん方について海外視察をやっていただくということはもちろん結構ですが、やはり何かテーマを設けて、役職についてない方でも、そういう意欲と能力があり、しかもこいつはぜひ海外の事情を学ばせてやろうという人があれば、この海外視察の制度をぜひ生かして、ただ御苦労様でしたという形で、職員の方に行っていただく褒賞的な意味じゃなくて、今後制度の面ではぜひ改めて市長の方には取り組んでいただきたいと思うわけです。

先般武蔵野市の市長に会いまして、私の市ではことしから海外視察を始めたんですということで、日野市の内容を話しましたら、武蔵野の土屋市長は全く日野とは違うんですね。もちろん部長さん方からも選ぶし、課長さんから、それから係長さん、一般の職員の方からも選んで派遣をしているということです。まず行きたい人に手を挙げさせるわけです。そしてどういう目的で行きたいか聞くわけです。そしてその研修の内容、また市の行政目的、そういうものから照らし、その人の視察目的を是とすれば、大体10人以内、まあ10人前後で実施するということで、もう何回もやっているそうです。そういうことが当然行われてもいいんじゃないかと思うんです。

私はこういう目的で、例えば今、駐車場の問題、非常に議論になっておりますが、外国では一体自治体は駐車場を経営したりするようなことはあるのだろうか。都市問題として、各自治体は駐車場問題をどういうふうに取り組んでいるか。こういうことも実際に見てくることは必要だと思います。行ってやっぱりわかるということもあるわけでありますので、ぜひこの海外研修、市税を使って、税金を使って行くわけでありますので、そういった考え方に基づく行政視察をぜひ実施していただきたいと、まあ思うわけです。そのことはきょうは特にこれ以上は触れません。お願いをしておきます。

ことしの８月15日から25日までの10日間、東欧諸国を幹部職員の方３名が視察を行いました。このときの参加費用、この参加費用について当初募集をした段階では、このツアーを計画しております社会教育センターのパンフレット等には、55万7,000円と、どのパンフレットを見ても書かれております。ところが実際に支払った額は、57万7,000円、各自２万円の開きがあります。トータル３人ですから６万円違ってきている。つま

り増額になっているということで、その理由を私は助役にさきの議会でお尋ねをいたしました。

そのとき助役は何とお答えになったかということがきょうのテーマであります。砂川助役は私のこの問に対して、このようにお答えになりました。読んでみます。「海外研修の問題で私が申し上げました金額との間に若干違いがあるということで御指摘がございましたけれども、確かに初めの募集の基点では、55万7,000円でございました。ところが実際には、その後為替レートの変動、その他があったということで、２万円の追加が行われましたので、当初の負担金は57万7,000円という形で執行しております」。こうお答えになったわけです。これは速記録ですので間違いがないと思います。

で、私はそのとき、為替レートの変動があった、なるほど、そういうこともあったのかということで、それ以上は何も質問いたしませんでした。質問が終わってみますと、よく考えてみました。為替レートというのは、ＮＨＫのテレビでもそうですが、ほかの民放でも円とドルの交換比率等は毎回、毎日変わっているわけです。この為替レートが変わったごとに旅行費用を算出して、旅行代金を決めるということになると、これはいつの時点でその為替レートを特定するか、ちょっと後になってふしぎな気がしてきたんです。その場では別に思わなかったんですけど、質問が終わってそういうふうに感じました。

そこで私はどこにどなたに聞いていいかよくわかりませんので、いろいろ調べてみましたら、旅行業をやっている民間団体のいわゆる業界団体というものがあります。社団法人日本旅行業協会、それから社団法人全国旅行業協会、こういうのがございます。ここの事務局の方に聞いてみました。そうしましたら、結論を先に申し上げますと、為替レートの変更を理由に、旅行費用を増減するということはないというふうにおっしゃったんですね。ああ、これはやっぱり私の素朴な疑問はやっぱり当たっていたなあと思いまして、いろいろその根拠を聞いてみました。そうしましたら、旅行業法という法律があるということに行き着きました。昔は旅行斡旋業法と言ったんですが、昭和46年に旅行業法というふうに改正をされております。これは旅行業を営む者の業務の適正な運営を確保するとか、それからその組織する団体の適正な活動を促進する。旅行業に関する取り引きの公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る、こういう目的でつくられている法律です。この法律に旅行業者はちゃんと資格者を置いて、旅行者と、その旅行業を実施する人の間で、旅行業約款というものを結んで旅行に行くということになっているという規定がございました。

ことし市議会を代表して海外視察に行かれた方も、この契約を行って行っているわけです。この旅行業約款というものは、運輸省が定めました「標準旅行業約款」というものがありまして、標準とありますが、全部旅行業者はこれに従って、各お店の前に掲示してあるわけです。この中に旅行業者とのトラブルが起きないように、いろんな定めが書かれております。「旅行代金の額の変更」というのが、この旅行業法の第12条に書かれております。これは読むと長くなるんですが、簡単に申し上げますと、変更をする場合には、運送機関などの運賃料金の増額により、旅行代金を変更する場合、それは可能だというんです。しかもそれは旅行の開始の前、16日前までに旅行者に通知しなさいと、そうしなければ増額はできない。こういうふうに書かれております。その理由というのは、今申しましたように交通機関の運賃の増減が起きたとき、その範囲でならばできますよというふうに書かれております。つまりこの法律が根拠になっており、しかもその旅行業の約款、これを根拠に考えれば、為替レートの変動を理由に旅行代金、費用の変更をすることは——これ以外はできないわけです。それはいけないんですよということを教えていただいたんです。だからよくその資格者がいなければ旅行業者にはなれないわけですが、その業者を登録する際、資格者を置く際には、その資格者はいろんな試験を受けるわけです。その試験問題なんかもよくこういうのは出るそうです。だからこれは旅行業を営む人にとっては常識ですよというようなことも言われたわけです。

こういうことに私は結論が至ったわけですが、ということになると、助役がこの２万円は為替レートの変動があったから、増額をして相手に支払ったということは、あってはいけないし、払ってもいけないし、請求してもいけないものに助役は応じたのか、そこがわからなくなるわけです。この点について助役の方から——担当の方がほかにいらっしゃれば結構ですが、私によく理解できるように、市の職員の方が初めてやった海外視察ですので、市民に疑念を持たれるようなことがあってはいけませんし、社会教育センターのツアーに参加しておりますので、社会教育センターに何か疑いがかかってもいけないわけですので、もう一度答弁の機会をここで持っていただいて、改めての説明をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　前回、９月の議会のときに、この職員の海外研修の問題について御質問がございまして、ただいま御指摘をいただきましたような答弁をしております。それで確かに当初このツアーが企画をされましたときの経費は55万7,000円ということで、その後１人頭２万円の追加請求があって、その追加をしたということで、まあ私の

方で為替レートの変更によるということで、御説明を申し上げました。

今旅行業法との関係で、るる御説明を受けたわけですが、私どもの方ではその時点で、本人の方に企画をしました業者の方から請求があって、その分についてまあ負担をしたということで、こちらの方に連絡がございましたので、当時非常に円の為替レートの変動が確かにあったということは、私どもも承知はしていたわけですが、そんなことで、そうなるとそれが旅費といいますか、航空運賃その他に関係をしてくるんだろうということで、それについては負担をするのが当然だということで、まあ負担をしましたので、請求がその為替の変動によるということでございましたので、そのとおり私の方としては説明をしたわけでございます。

それについて何か私どもの方で検討の不十分な点があったどうか、あったとすればまた改めて検討してみないといけなくなるかもしれませんが、少なくともその時点では私どもはそれについて疑問を持ちませんでした。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　知らずに犯したということであれば、その間違いは、ある時は過失として許されるかもわかりません。ただ旅行業者が間に入っているわけですね。旅行業者はこのことを知らないはずはないんですよ。こういう知識がなければ、旅行業者になることはできないわけです。だから潜りの業者とか、そういう資格者を置かない場合にはこういうことが起こるかもわかりませんが、きちんと旅行業約款にも書かれていることで、私が先ほど申し上げましたとおり、旅行業者でつくっている業界団体、社団法人の日本旅行業協会、もう一つあるんですね。社団法人の全国旅行業協会。この事務局の方のお話では、為替レートが変更になったから、運賃を変えるというのはちょっと理解できないというお話です。詳しく文書を見なければ、何とも言えないけれども、しかしそれは旅行業者はそういう理由で費用を増額するということは、法律にも触れるし、あり得ないというふうにお話しなさっているんです。

ですからその辺のところを市の方にもまた十分な知識がなかったのかどうかわかりません。初めて市が実施をした旅行視察ですので、そういった専門知識がなかったということで許されるかもわかりませんが、法律はそうなっているんです。

そこでどういういきさつで市の方に請求したかということをちょっと見てみますと、助役は日野社会教育センター館長岩崎勝二さんから来た請求書に従って、多分私は払ったんだろうと思うんです。この岩崎さんが詐欺をしたとも思わないんですが、この岩崎さんの請求書というのを見ますと、確かに６万円、２万円×３人分ということで、東欧

諸国研修負担金増額分（為替レート変更による）とはっきり書いてあります。として、上記のとおり請求する、として６万円の金額が載っております。市長あてにこの文書はことしの７月27日に来ております。これを受けて、旅行業者の方に日野市は支払ったんではないかというふうに推測されるわけですが、この請求書にもはっきり為替レート変更によるというふうに書かれておりますので、素直な助役は、これをまさに素直に受け取って、「あ、６万円足りないんだ、為替変動があったからその差額を払おう」ということで、お支払いになったのかもわかりませんが、先ほど申しましたとおり、交通機関が公示している運賃、きちんと役所に届け出をするわけですから、その運賃に変更があった場合には、金額の増減ができる。ふやす場合には、16日前までに相手に、旅行者に通知をしなさい。まあ減る場合には別に通知しなくてもいいというふうになっておりますが、そういう規定があるわけです。これしかできないんですね。運賃の増額、減額。旅行業約款はそうなっているわけです。今回の職員の視察についても、これは株式会社、富士国際旅行社、社会教育センターが使っている取り扱い業者ですが、この旅行の条件というところにも、これは同じことが書かれております。つまり運輸省が告示をしておる標準旅行業約款はそのまま、多少わかりやすく表現は変えてありますが、同趣旨の内容が書かれております。ですから為替レートが変わったからということでもし６万円を市が払ったとすれば、これは支払いの必要のないお金を、市は出したということになるわけです。

私はこの旅行費用のことについてお尋ねをするということで通告をしていたんですが、特に旅行業法とか、こういった面の検討は助役や総務部長の方はなさらなかったのですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいま、御質問の中にもございましたように、このツアーについての募集のパンフレットの中の旅行条件というところにも、この旅行は1990年３月10日現在の基準で計算されていると、当初、利用運輸機関の適用すべき運賃料金が増減額されるときは、その範囲内で旅行代金は増減額するときがありますと明示をされておりましたので（「だから運賃なんです」と呼ぶ者あり）それでその為替変動による云々という形で、一応社会教育センターを経由して、請求がございましたので、それについては当然そういうことが起こると、これ臨時便でこの企画がされていると聞いておりましたので、当然運賃に影響をしているんではないかというふうに、私どもその時点では判断をしたということでございます。

今、旅行業法を事前に検討したかということでございますが、大変申しわけないんですが、旅行業法についてはまだ検討しておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は推測や、また不確かな資料をもとにお聞きしているのではなくて、万が一私の今解釈していることや、表現している、お話ししていることに間違いがないとは言えないんです。しかし少なくともこの旅行業の約款とか、それからその解説書を見ますと、はっきりと為替レートの変動を理由に、旅行費用の変更は認められないということで、これはこの資格を取る場合にはよく試験に出る問題だそうです。だから旅行業者がこれを知らずに、この為替が変わったから、変動が行われたから費用を少し、不足分を補ってくださいということは、現実は考えられないことなんです。そういうように私は聞きました。ですから市の方でも、助役答弁ということでお聞きをするということを通告いたしておりましたし、職員課の方にもこの費用のことについてお聞きをするからということで、お話をしていたんですが、そこまではお調べにならなかったということですけど、今後どうなさるおつもりですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　私の方で、旅行期間が１日、初めの公示されていた期間より短縮をしたということで、その辺の事情についてお伺いがあるのかなというふうに私どもで考えておりまして、ちょっと旅行業法云々について細かく検討することを、事前にしておりませんでした。しかしいずれにしましてもこの点については、今そういう御疑問がある以上、私どもとしてもきちっと解明はしたいと今思っております。

予算の支出、その他につきましては、私どもの方としては予算の範囲内ということで、この海外研修の要綱は定めておるわけでございますが、この額について言いますと、60万円以内ということで、負担をするということで臨んでまいりました。今回の場合、その２万円の問題がございましたけども、55万、60万円の範囲内で納まって、実際問題としてはそのほかにもいろいろ渡航手続き料とか、送料とか、いろいろ本質的に個人で負担しなければ、だれでも負担しなければならないような経費もございまして、実際にはオプショナルツアーとか、その他の個人負担分を別にしても60万円以上参加者の職員は負担をしていたというようなこともございます。そういうような経緯でやってきているわけですが、ただ今おっしゃられた当初ツアーを企画した側が、為替レートの変動を理由に、増額をすることが困難だという御指摘でございますので、その点については私ども二つとも早急に解明してみたいというふうに考えています。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは予算の範囲内に納まったからいいという問題じゃないわけですよ。全然、それは全く別の話ですね。本来増額の根拠にならないことを理由に、しかも旅行業法や、旅行業約款に決められている運賃や、それから公示されている輸送機関の料金が変わった場合にのみ、変更ができる。それ以外はできない。だからよく勘違いされるのは、為替レートの変動というようなことの理由があるけれども、それにはくれぐれも気をつけてくださいよということで、旅行業者になるための資格を受ける人によく出る問題だということです。だから私もこの点はほぼもう間違いないと、専門家の方にも聞きましたし、こういう根拠も教えていただきましたから、ぜひ早急に調査をしていただきたいと思います。

先ほども申しましたとおり、為替レートの変更によるということを理由に挙げて社会教育センターから森田市長に請求が来て、それに従って２万円余計に払ったということですので、金額の大小ではなくて、本来違法な形で請求されたものを、市が知らずにうっかり払ったのであれば、これは当然返還請求しなければなりません。まだ決算までは少し時間がありますが、そんなに難しい問題じゃないと思うんです。始めたばっかりの視察ですので、以後こういう――業者が全く私は悪いとは思いませんが、うっかりミスもそれは仕事の中にあるかもわかりません。どちらがうっかりだったかわかりませんが、私の指摘はほぼ間違ってないという自信を持ってきょうは取り上げておりますので、ぜひ解明をお約束いただきましたので、早い機会にきちんと市民の前に真相を説明して、この問題に決着をつけていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって１の３、職員海外研修に関する助役答弁の疑義についての質問を終わります。

一般質問２の１、市民要求に応えた図書館行政をの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　市民要求に応えた図書館行政をと題して、一般質問を行います。

新設の百草図書館のオープンを報じた「赤旗」に対して、夏井議員から名指しの中傷攻撃が行われましたので、一言反論をしておきます。

夏井議員の発言は、いろいろ言っておりますけれども、要するに日本共産党と「赤旗」はつくったうそまでついて攻撃をしている、まあこういう発言であります。聞き捨てならない発言でありますので、この機会にはっきりと反論をしておきたいと思います。私

は事実経過を簡単に振り返って確認しながら、うそではないということを明らかにしておきたいと思います。

まず、このビラでありますが、「東京新聞」に報道されたその日に私が手書きで作成したビラであります。つまり翌日17日に配布したビラであります。ここではこういうふうに私は書きました。「新設の百草図書館を日曜休館においこんだ自・公などへ市民から怒りの声　職員の適正配置を妨害」こういう見出しであります。内容を簡単ですので紹介しておきます。これは事実経過に基づいての内容であります。もちろん「赤旗」の報道もそうであります。「26日『東京新聞』に、11月16日からオープンする『市立百草図書館』が職員不足のため、利用者が平日の３倍もある日曜日は休館しなければならない、と報じられました。

市民本位の民主的な施策をすすめる為に、職員の適正配置は必要不可欠な条件です。多数を頼んで“職員の適正配置”を否決した自民・公明などの議員にたいして「市民の願いを踏みにじった」と強い怒りの声が拡がっています。

３月定例市議会で、森田市長は百草図書館の司書や幼稚園教諭、保健センターの理学療法士や市立病院の看護婦、さらに学校給食調理員など38名の職員の適正配置（増員）を提案しましたが、自民党・公明党などの議員が否決。森田市長の公約実現にむけての実績づくりはさせない、と露骨な妨害に出てきたものです。

市民の切実な要求に応えて、積極的に市民のいのちとくらしを守る施策を進めるための“職員の適正配置”にあえて反対した自民・公明などの各派議員に、これからの市政を語る資格があるでしょうか？

日野市の職員数は、38名を加えても、三多摩26市中少ない方から９番目という人員で、行政水準の向上に内部努力が続けられてきました。

市民の要求と期待に応えて設置された新設図書館が、駅前という便利な所にありながら、職員不足から“平日しか開館できない”市民不在の状態に追い込んだ自民・公明などの議員らの責任は重大です。（「自民・公明だけじゃないじゃないか」と呼ぶ者あり）

市民サービス向上に全力　日本共産党市議団は、市民本位の民主的な施策の前進と市民サービス向上めざして、みなさんとともに運動を進めながら全力をつくす決意です」というのが、このビラの内容であります。

さらにさかのぼって言えば、３月議会が終わった直後、これは４月号ですけども、議員団ニュースでも、その結果、経過が市民の前に明らかにされてきたところであります。

それでは３月議会、この定数条例の一部改正が、本会議の場ではどうだったのかということを簡単に触れておきたいと思います。まず総務委員長の谷議員から、議案第６号日野市職員定数条例の一部を改正する条例の委員会の審査報告がされております。そしてるる報告をされ、採決の結果は原案に対して賛成少数でございました。少数により、原案は否決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。そしてその後賛成意見として福島議員と竹ノ上議員が発言をしております。そこで竹ノ上議員は、この38名の職員定数条例の一部改正の内容がどういうものかを簡単に触れております。竹ノ上議員はこういうように言っております。「38名という数字になっているわけでございます。その中身を全部は例を挙げませんけれども、一部具体的に列記したいと思います。例えば三中の学校給食開始、これは給食調理員という専門職が２名増員しなければならない。これは差し迫った課題でございます。また百草園図書館開設、ここに司書を２名配置するという人員増の提案でございます。また市立病院においては、夜間の看護婦の勤務条件の今の大変な厳しさ、これを今厚生省が指導している水準に取り戻す。しかも入院患者、外来患者に行き届いた看護ができる。そのために最低な看護婦さんの増員要求となっております。」以下、幼稚園の教諭や生活・保健センターへの職員の配置、公民館、博物館などなどの職員の適正配置がこの議案の内容として触れられているわけであります。そしてこういうふうに委員会の状況が簡潔に触れられております。

「本日休憩がございまして、休憩の前は継続３名、可決１名、否決の方３名というあんばいでございましたが、休憩後否決がふえまして、総務委員長報告のとおりになったわけでございます。」私はこの場であえて総務委員会の中での、どの議員が否決に回ったかは触れないでおきたいと思います。つまり３月の議会の最終日で、多数をもって否決をされた。これは事実でありますし、そのことが改めて10月26日の「東京新聞」に報道され、「赤旗」でも報道をされたわけであります。こういう事実経過があった。したがって「東京新聞」も「赤旗」の報道もうそではないということをはっきりさせておきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）提案された議案に対して、市民の信託にこたえる立場、市民の要求と期待にこたえる立場から、みずからの判断で態度を決定する、賛成、反対のそれぞれの立場から、相手を事実に基づいて批判をしながら、みずからの主張を押し出していく。これは当然であります。これこそ議会制民主主義、民主的政治を進める原点であろうと確信をいたしております。このことで一言反論をしておきます。

具体的な質問に入ります。市民要求にこたえた図書館行政と題して、以下質問をいた

します。社会教育、平成元年度事業総覧に、日野市の図書館行政について触れられております。「日野市立図書館は、日野市民の図書館であり、市民の図書、その他の資料に対する要求を公的に保障する機関で、健康保険制度が体の健康における社会保障であるように、精神や教養の面での社会保障が図書館であるということができます。さらに市立図書館は、市民がどこに住んでいても、図書館サービスが受けられるよう、全域にわたるサービス網を形成しております」ということで、積極的に日野市の図書館行政が、進められていることがここでも触れられております。

かなり制約された職員数のもとで、最大限条件を生かして取り組まれている日野市の図書館行政、その前進を大いに評価をし、その労苦を多としたいと思うわけでありますけれども、最初に質問する点は、現在の日野市の図書館行政は、全国的に見て、どういう評価ができるのか。近隣市との比較ではどうかという点、１点伺っておきたいと思います。この社会教育の小冊子の資料によりますと、登録者１人当たりの貸し出し冊数、それから市民１人当たりの貸し出し冊数が年々少しずつ数値として下がってきております。この点についての日野市の図書館行政が、客観的に見てどういう評価がされるであろうか。当事者としてどのように認識されているかを１点伺いたいと思います。

それから２点目は平山図書館が依然として午後からの開館になっております。前々から午前中からの開館が求められているわけでありますけれども、これについての今後の取り組みはいかがでしょうか。伺いたいと思います。

それから３点目は新設の百草図書館の日曜開館、午前中の開館など、市民の要求にどうこたえていくのか、せっかく開設された図書館が日曜日はだめ、午前中はだめというような状況は放置しておけない重要な問題であります。それに向けての具体的な取り組みが企画されていましたら、御回答いただきたいと思います。

それから４点目は今後の地域図書館の増設計画、この時点でどういう構想が示されるか、でき得る範囲で結構ですけれども、お答えいただきたいと思います。

それから５点目、これも過去から何人かの議員も発言をし、市民からも要求が出されております、夜間の図書館の開館であります。これも要求としては非常に強いものがあります。職員の配置等考えますと、これも一朝一夕にはいかない課題であろうかと思いますけれども、しかしいつまでも困難を先に立てて、実施を先送りするということもできない課題ではないかと思います。この点についても、今日の時点で示し得る計画なり企画なりありましたら、お答えをいただきたいと思います。以上５点質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　ただいまの５点の御質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

第１点目の日野市立図書館の全国的な評価でございますけれども、昭和40年に日野の図書館が開設をされました。その開設以来一貫いたしまして、全国の市町村立図書館のあり方の方向性と申しましょうか、行き方の一つの模範となっております。すなわちこの図書館におきます活動と申しますのは、中央館、分館、そして御質問の中にもございましたように、移動図書館が有機的に結ばれております。市内のどこに住んでいても、図書館サービスが受けられる。こういうサービスシステムとして運営されてまいりました。この点が全国的に大変大きく評価をされている点でございます。

図書館におきましては、資料の提供、貸し出し事務でございますが、提供でございますとか、そのほかの図書館サービスにつきまして、貸し出しサービスの中に移動図書館車方式というのを取りまして、最初に中央館を市の真ん中にドンと建てるのではなくて、移動図書館車によりまして市内全域くまなくこの貸し出しサービスをやっていく。そういった基本的なサービスをもとに行ってまいりました。この結果貸し出し冊数に限って申し上げますと、当時の図書館の常識を破るような非常に多くの貸し出し冊数があったのでございます。その後に移動図書館車の後に分館設置、それから中央館開館、こういうような段階を踏みまして、市図書館のシステムの充実に努めてまいりました。

現在この貸し出し冊数とか、それからそのほか数字の上で比較できるようなものについて、貸し出し冊数というのがございますけれど、この貸し出し冊数などを見てみますと、全国でトップというところには行っておりませんけれども、全体的には上位の実績を残しております。全国で図書館行政と申しますと、日野へ行ってまず見てみようと、そういう方が多くやってまいりまして、特に市政図書室の運営につきましては、全国の図書館でも余り例のないユニークな運営である、このような評価もございます。

それから２番目の近隣図書館との比較でございますけれども、現在東京都すべての市区町村に図書館が設置されております。それぞれ各自治体とも活発な運営がされております。特に市町村の図書館につきましては、それぞれ独自の活動のほかに都立の図書館とか、あるいはほかの自治体との図書館との連携を図りながら、その活動を盛んにしておるところでございます。ただし単純にこう数を比較するということになりますと、人口規模、予算規模、あるいは地理的な条件、施設の配置、そういったようなサービス内容などが、それぞれ異なっておりますので、一概に比較はできないのでございますけれども、日野市と人口規模がそれほど違わない小平市、あるいは三鷹市などと比べてみま

しても、余り大きな差がない。ただし全体の水準から申し上げると、日野の水準は大変高い水準になっている。このように申し上げて問題はないかと思います。

なお現在図書館長の会がございまして、この館長会で図書館実績を数字でこう比較できるような方法はないだろうか。統計データについてどういう条件のもとで比較をすれば客観的な比較ができるか、まあそういうことについて検討を加えているそうでございます。例えば登録者の数でございますと、毎年登録者のカードの枚数でもって、簡単に数が出ますけれども、この登録者の数を１年限りでまたゼロに戻して翌年始めるところと、そうでなくて、そのまま続けてしまうようなところもあって、なかなかこう一概に比較はできないというような現状もございます。ただし先ほど申し上げましたとおり、決して低い水準ではなくて、高い水準が維持できている。このようにお答えを申し上げておきたいと思います。

それから平山と百草の時間の問題でございます。平山図書館の午前中の開館、それから新設されました百草図書館の日曜の開館、それから午前中の開館、こういった市民要求がございますけれども、この市民要求をどのように実現するかというお答えを二つまとめてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問の中にもございましたように、百草の図書館の開館時間は午後１時から５時でございます。また平山図書館は土曜日と月曜日、それから百草の図書館については日曜日と月曜日、休館をしておりまして、週５日の開館でございます。また第５点目の御質問と関係してまいりますけれども、夜間の開館はいずれの図書館も実施していないのが、現状でございます。市民からの要望も大変強いものがございますので、この時間の延長という問題、それから休館日を少なくするという問題、これは今後の図書館運営の大きな課題となっております。現在、日野市立図書館につきましては、職員が館長以下40名おります。定数上は41名でございますが、１名欠員でございまして、現在40名。それに開館時間に対応いたしまして、嘱託職員を雇用しております。これらの正規職員と嘱託職員、この組み合わせによりまして、中央館、八つの分館、２台の移動図書館車、これらの手段を通じまして、図書館サービスを行っているわけでございます。

サービス業務は個人貸し出し、団体貸し出し、それからリクエストサービスなどございますが、年間の個人の貸し出し冊数は、元年度におきまして84万冊余でございまして、延べ利用者は26万7,004人を数えております。それから団体貸し出しにつきましては100の団体に約４万冊のサービスをしております。リクエストサービスが２万5,000件、そのほかレファレンス処理件数は4,600件ほどございました。これらのサービスのほかに、

障害者サービス、あるいは学校訪問、お話し会など、児童向けのサービスも行っております。

先ほども申し上げましたけれども、市内すべての図書館が一つのシステムとして、効率よく機能するように事務の統一化、省力化に努めてまいりますことは、時間の延長、休館日の数を減らす。あるい夜間の開館をするということで、まず第一に取り上げなければならない視点でございます。職員の配置にしましても、カウンター業務、このカウンター業務につきましては、ローテーションを組むなどしております。あちらの分館で急に休みが出た場合には中央館から職員を派遣するというような方法を取りまして、弾力的に現行の態勢で努めておりますけれども、今以上に時間をふやす、あるいは休館日を減らす、こういう方法で考えるには、どうしても現在の態勢がぎりぎりの対応となっておりますので、人員をふやすという問題が出てまいります。この問題につきましては、大変難しい問題でございまして、具体的にいつから夜間開館ができるのか、それから休館の日数を減らすのか、こういうようなことについては具体的にいつからということは、今の場合ちょっと申し上げられませんが、全般的な図書館業務の見直し、それから職員配置等検討の上、御質問の趣旨に沿う方向で努力したいと考えております。

この業務の見直しでございますけれども、具体的にそれじゃどんなところを見ていくのか、こういうことになります。まず一つは団体貸し出し、これについてもう一度見直しをしてみたいと思います。それから二つ目については、百草の図書館ができまして、あの地域にとめておりました百草・落川地域の移動図書館車の駐車場が、６カ所ほど減るわけでございますけれども、こういう事実と、それから移動図書館車全般の問題について、現在のレベルを落とさない方向で、職員配置を検討してまいりたいと思います。平山の図書館、それから百草の図書館、夜間の図書館開館、これについてまとめてお答えを申し上げました。

それから今後の地域図書館の増設計画でございますけれども、今のところ具体的な分館設置の計画はございません。しかしながら現在の図書館のシステムの中で、もう十分である、こういうような考えは取っておりません。で、今後の施設計画といたしましては、分館設置の請願が採択されている地域、それから昭和60年度の図書館調査結果という結果がございますけれども、この二つの事柄を念頭に置きながら、現在の図書館の配置及びその規模などを検討して、より効率的な図書館サービス網の充実に努めたいと考えております。全市的な地域の文化施設、地域コミュニティー施設、そういった構想などとの整合性を図りながら、施設計画を検討してまいりたいと存じております。以上で

す。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。これは職員の配置など――部長だけではちょっと答弁し切れないところも感じられます。再質問で市長の方からも答弁があればいただきたいと思いますが、今の答弁で午前中の開館、あるいは日曜日の開館、つまり休館日を減らすという、それから時間を延長するなど、いずれも現在の職員配置ではギリギリという状況が今答弁で明らかにされましたけれども、しかし業務の見直しということで、一つは団体の貸し出しについて検討をするということ、二つには百草・落川地域などで百草の図書館の開設に伴って、移動図書館の駐車場所といいますか、6カ所が減るということから来る職員の配置の検討、二つの見直しが示されましたけれども、それだけではちょっと市民の期待、市民の要求にはこたえ切れないのではないかというのを私は率直に思うんですが、その点はいかがでしょうか。必ずしも――もちろん正職員による配置が理想ではありますけれども、それに補ういろいろなやり方は検討できるだろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。再質問いたします。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　再質問にお答えいたします。

見直しの具体的な観点といたしまして二つほど挙げさせていただきましたけれども、この見直しで果たしてどの程度の余力が生み出せるか、その余力については、余り大きいものではないのではないか、このように考えております。一挙に5時の閉館を7時までとか、8時までとか、2時間も3時間も延長できるようなものが極めて難しいと思っております。せいぜい1時間程度の延長に終わるのではないかと思っておりますけれども、まあこのサービスの充実については、段階的に一段一段、こうステップを上っていくことが大事でございますので、最初は小さな効果しか生まれなくても、ただいま申し上げたような点で見直しをして、市民要望に沿う方法につなげてまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長から一言御答弁あればいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現状この職員の定数枠ということが一番の考慮の範囲ということになってまいりますなど、これから――まあかねて我々の庁内の行政改革ということに当たるわけでありますが、委託をして、外に出して、職員を配置転換を行う。その

具体的な例といたしましては、例えば多摩平の支所のこの本庁統合でありますとか、下水道処理場の委託でありますとか、いろいろ工夫をしながら、定数枠の与えられた条件の中で、しかも可能なサービスを充実をしていくという考え方も大切だと思っております。議会の定数枠の議論ということも当然理解するわけでありますし、内部努力もしなければならない、こういうことが大切な要素でもあるというふうに考えております。

それでこれからいわゆる余暇時代という社会教育的サービスが、極めて市民要求に高まってくるものと考えられますので、図書館行政におきましても充実をより図ることにあわせ、例えばまあ日野市の特色と、図書館行政の特色と言われております市政図書室等につきましては、今後日野市公文書館というような考え方を持って、場所の新設拡大を図る必要があろう、とこのようにも考えております。

地域図書館につきましては、これからできるだけサービスを――住民の利用される側の方の立場も考えますが、また一方に行政サービスの一つの地域社会としての限度もあるということもありますので、お互いの市民自治の中で、知恵を出し合って、そして解決を図っていくべき重要な時期に来ていると、こんなふうにも考えております。

しかし物理的な意味もありますから、人なしでサービスができるということも成り立ちませんから、やっぱり必要な人は積極的に設置するということが、問題解決の重要な順序であることは間違いないと考えております。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に要望意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

せっかく待ちに待った百草の図書館、開館されてみれば午後だけの開館、そして日曜日は閉館、こういう状態でがっかりしたという声を直接耳にしました。こういう状況では、本当に待ちに待った図書館の開館という点で、私たちの要求にこたえたものになってないということで、既に署名運動が始まっているやに聞いております。積極的に市民運動にこたえる、そういう立場から、今るる部長、市長からも答弁ありました。さらに市民本位の民主的な図書館行政を積極的に進めていくという立場から、鋭意検討、努力されるように強く要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって2の1、市民要求に応えた図書館行政をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午後１時９分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

午後、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

一般質問２の２、教育における父母負担の軽減についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　教育における父母負担の軽減について質問をいたします。

この問題については、私は56年９月と12月議会で一般質問を行ってまいりました。ひさしぶりにまた質問をさせていただきます。

義務教育における授業料以外の教育費の父母負担が相当な額に達しております。文部省による昭和63年度、保護者が支出した教育費調査では、小学校の場合年間18万8,262円、中学校の場合23万2,430円となっております。

御承知のように憲法では、国民の教育権を明確に保障しています。第26条で「①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と明記されています。さらに教育基本法第３条では憲法のこの規定を受けて「すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないのであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」と定めております。義務教育における保護者負担が年々増大する中で、事実上経済的理由による教育の差別がますます拡大さているだけに、教育基本法第３条の規定は、とりわけ重要な意義を持つものとなっております。私のきょうの質問は、移動教室、修学旅行への補助金に絞って行いたいと思います。

最初に小・中学校の移動教室、修学旅行の実施状況、そしてそれに伴うそれぞれの父母負担の現状はどうなっているのか、１点お伺いをいたします。

さらに２点目として移動教室、修学旅行に対する補助に関して、これまでの経過について確認する意味合いで、お尋ねをいたします。昭和54年度から小学校５年の移動教室、中学校２年の移動教室の補助金が打ち切られております。そして56年度まで小学校、中学校の移動教室、修学旅行に対する補助金は、ともに2,500円でありました。その後57年度では小学校4,000円、中学校8,000円と大幅に増額をされております。しかしその後の経過をたどってみますと59年度は、小学校4,500円、中学校9,000円、平成元年は小学校4,500円、中学校9,500円、平成２年で小学校4,500円、中学校１万円。こういう――年度をたどってみますと、推移をいたしております。つまり57年度から今日までわずか小学校の場合500円のアップにとどまっている。中学校は8,000円から１万円ということで、2,000円のアップであります。それぞれ年度を追って補助金の額を今お示ししましたけれども、間違いがあれば御指摘いただきたいと思います。

それから３点目の質問は、こういう各年度の移動教室、並びに修学旅行に対する補助金の推移があるわけでありますけれども、来年度予算でこの補助金を増額できないかどうか。これから予算の編成作業が進められるわけでありますけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。以上とりあえず３点お伺いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　ただいまの３点の質問にお答えいたします。

小学校、中学校の移動教室、並びに修学旅行の実施状況でございますが、小学校の５年生の移動教室につきましては、市内20校がそれぞれ独自に計画して実施しているところです。平成元年度につきましては三浦半島が15校、箱根、真鶴が２校、静岡県美保が２校、千葉県勝浦が１校と、こういうような状況で１泊２日で実施しております。

小学校６年生のお尋ねのこの日光移動教室でございますが、これは20校が連合で実施して、４班に分かれて２泊３日で行っています。

中学校の移動教室につきましては小学校と同様、各校のそれぞれの場所で日程等を決めて実施しておるところでございますが、内容もスキー場とか富士山麓とか、蓼科高原等さまざまでございます。中学３年の修学旅行は、８校全校が京都、奈良方面へ２泊３日で実施しているところでございます。

５年生の移動教室については１人、9,000円から１万8,000円かかりますが、これは全額父母の負担となっております。日光の移動教室につきましては、約、１人が２万3,000円ほどかかりますが、１人当たり今おっしゃられましたように5,000円の補助を行っているところでございます。

中学生の移動教室につきましては、補助は行っていません。修学旅行の方に１人経費

が４万5,000円から５万円ぐらいかかっておりますが、１人１万円の補助をしているのが現状でございます。

これらの補助金が過去どのように推移してきたかということでございますが、既におっしゃられましたように57年で小学校の日光移動の方が4,000円、それで中学の方が8,000円。それから３年目の59年に６年生の方につきましては500円上がって、4,500円でずうっと63年まで来ております。平成元年、２年が500円上がって、5,000円ずつという経緯ではございます。

それから中学の方につきましては、8,000円からスタートいたしまして、59年で1,000円アップして9,000円、それがやはりずうっと続きまして、63年で500円アップしまして、昨年まで9,500円、そして平成２年から１万円と、こういう推移で来ております。

それから来年度の予算で補助金が増額できないかという御質問でございますが、今予算編成の時期で私ども財政当局といろいろヒアリングをしたり、お願いをしたりしているところでございます。ここ２年ほどアップがしてないという状況を踏まえて、中学の方へ重点を置きまして、何とか増額できないかというようなことで、検討を進めているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　再質問をいたします。

予算の編成という点ではこの後の答弁は企画財政部長にちょっとお尋ねするようになるかと思います。今答弁がありましたように、小学校の５年、１泊２日の移動教室は全額父母負担になっている。それから６年については２万3,000円が経費としてかかっていますけども、これが5,000円の補助金ということで、保護者負担もそれぞれ相当な額になっています。中学校もさらに額が、支出が大きいだけに、相当な負担になっております。そこでお伺いしたいと思いますが、それぞれ違ったあれこれの施策について、毎年補助金が支出されています。それぞれの事業の内容はもちろん違うわけでありますが、それぞれ物価の上昇等、経済的な変動、推移に合わせた形で増額が図られています。私が疑問に思うのは、特に冒頭触れましたように、本来義務教育は無償とするという国の責任で負担すべきものが、実際はそうではなくて、地方自治体や、あるいは直接に保護者に負担がより多くかかってきているという実態があります。そこで自治体として可能な限り、保護者負担を軽減しようということから、あれこれの施策が取られてきているわけですが、あれこれある各種補助金の支出の中で、私は特にこの義務教育での保護者の負担に対しては、とりわけ力を入れて助成をしていく必要があるんではないかというふうに思っております。

ところがこれから申し上げますが、あれこれの補助金の各年度の推移と比較して、余りにも小・中学校の移動教室、あるいは修学旅行に対する助成というのが、ほかとの比較ではちょっと力の入れ方が弱いのではないかというふうに感じております。幾つか挙げつらえばキリがありませんが、幾つか比較する意味で挙げてみたいと思います。例えば私立幼稚園に対する補助金、57年度は３歳児に対してわずか1,000円でありましたが、平成２年度では６倍の6,000円になっております。それから４歳児、５歳児に対して57年度は4,000円の補助金でありました。今日では倍の8,000円になっております。

それぞれ団体などの事業でもそうですけれども、例えば農業祭りなどに対する補助金は、57年度は80万が今日では230万。商工会も700万から1,000万。産業祭り80万から230万ということで、それぞれ物価の変動等に比例した形で必要な増額を行っております。

先ほど触れましたように小学校、中学校の移動教室、修学旅行に対する補助金も若干アップはされておりますけれども、ほかの各種補助金の増額との比較では、ちょっと力の入れ方が弱いかなあというふうに思うんです。私は前に、つまり56年の９月、12月の議会、９月の一般質問で時間切れで終わりましたので、続けて12月でも取り上げたわけですが、そのときには近隣市の状況など、かなり詳しい資料を整えて、質問をいたしました。そこでも強調しましたけれども、もう少し教育委員会もそうでありますし、財政当局も目的意識的に、そして実情に沿った形で、補助金の増額を図る必要があるんじゃないか、こういうふうに過去に指摘してきた経過があります。それにこたえて、先ほど紹介しましたように大幅にアップされた一時期がありました。その後がちょっと増額のテンポが落ちている現状があります。この辺について企画財政部長として、どのように御意見をお持ちなのか伺いたいと思います。積極的にひとつ目を向けて、実情を踏まえて増額を図ってほしいというふうに私は思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えしたいと思います。

今、補助金の幾つかの事例を挙げて57年以降、平成２年の今日までの状況、それに関連して義務教育に関する保護者負担との内容の質問でございます。平成３年度の予算編成期に当たって、現状既に各部署の要求は、財政の方にすべて提出されております。現在その精査をしている事務的な状況でございます。今、質問の要旨の中にありましたとおり、確かにいろんな補助金等の増額もなされた部分があるわけでございますが、これ

は絶対的な財政フレームの中で、やはりより有効に予算編成に当たるという原則論に立って編成をしているわけでございます。御指摘の部分の、質問者からの意見は十分理解できるところでございますが、我々も平成３年度の当初予算の編成に当たって、このような面、部署の要求の内容を把握しながら、できるだけ積極的な努力と、また最終の査定を理事者との相談の中に詰めていきたいというふうに、現在考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　同じことで市長から答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育における父母負担の軽減は、一時努力をし、それを継続する形で今日に及んでおりますが、また社会情勢の変化もありますので、十分真剣な討議をしてみたいという考えでおります。

家庭側の世論ということもありますし、それをよく把握をした教育委員会の資料等の精査ということも大切だと思っておりますし、理念といたしまして、なるべく差別のない、子供が平等に勉強のできる条件整備は、これは当然のことでもございますので、課題として十分状況判断を的確にしたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に要望、意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

御承知のように私費負担の軽減ということで、市としてこれまで修学旅行、あるいは移動教室に対する助成、補助だけではなくて、入学祝い品とか、卒業記念品、あるいは通学費補助、給食に対する一定の補助などなど、努力をしてきているわけでありますけれども、前にも私は指摘をいたしました。地方財政危機に見舞われた当時、あれこれを見直しをするということで、財政的な対策ということで、幾つかの施策が打ち切られたりしてまいりました。その後、財政的な若干の好転の中で、補助金の増額も図られてきたわけでありますけれども、先ほど指摘したように各種補助金の年度別の推移を見ましても、それぞれ物価の変動、経済動向に沿った形で必要な増額が図られてきております。小・中学校の移動教室、修学旅行へも、そういう立場からの見直し、是正が行われてはきておりますが、比較してみて増額率といいますか、という点ではちょっとテンポが遅い。結果的に少し力が抜けていたやに受け取らざるを得ません。そういう点では先ほど触れましたように、年々、交通費等物価の上昇によって、保護者の負担が相当多額なものになってきております。これは単にこの修学旅行、あるいは移動教室の負担増だけではありません。冒頭文部省の調査資料で紹介いたしましたように、大変な負担増になっております。そういう状況を踏まえて、ひとつ来年度の、以降の予算編成の中で、十分こうした実態を見極めた上で、適切な補助金の増額等図っていただきますように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって２の２、教育における父母負担の軽減についての質問を終わります。

一般質問３の１、みんなで祝える「市の表彰」にするための通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　一般質問を行い、その一般質問によってその後の市政にいささかでもその成果があらわれればうれしいものです。しかし何の成果もなく、一生懸命主張した結果がマイナスとなってあらわれたら、質問した本人にとっては穏やかではありません。残念でなりません。

例えば1975年４月から発足した難病福祉手当は、最初月額3,000円でした。これを近隣の市では5,000円になっているから2,000円アップして5,000円にしてほしいと主張した。その後3,000円が2,000円に減額されてしまったとしたら、質問者はがっかりです。もちろん、実際は森田市長の決断ですぐに5,000円に引き上げられたので喜んだのですが、マイナスになったとしたら尋常ではいられないと思います。

実は私の一般質問で、これに似たことがあったのです。その、私の一般質問というのは、きょうからちょうど３年前、1987年12月10日のものでした。「表彰条例を再検討せよ」と題した質問で、現行の日野市表彰条例と表彰条例施行規則を批判し、さらにいいものにするための提言を行いました。再表彰を考えるべきだ、中小企業の経営者が表彰されて、農業経営者が表彰されないのはおかしい。市立の小・中学校の教員だった市民も表彰していいのではないか。都や国で活躍した日野市民も表彰すべきだ。表彰の年齢制限とその男女格差はおかしい。その他市長が認めるものといった弾力条項をつくるべきだなどの質問、提起を行いました。多くの点で、今後検討するという答弁がなされ、市長も「一ノ瀬議員の趣旨もよくわかるわけでございますので、御指摘の点も十分判断を加えまして、一歩でもいい内容に今後とも努めていきたい」と答えていました。

ところが３年たった今、何一つ私の主張に沿った改善がなされませんでした。３年前から変えられたのはただ一つ、私の主張から見て、マイナスの方向のものだったのです。

私から見て明らかに改悪されたものは、市の職員への表彰であります。３年前、私は市の職員の表彰に触れました。社会福祉功労で、私立保育園の保母が20年で表彰されることになっているが、市立保育園の保母は特に定められておらず、強いて言うなら市職員として、それも条件づきでの25年ということでありますと主張し、私立保育園などの保母が20年で表彰されるのに、市立保育園の保母は25年なのか、それはなぜなのかと質問し、言外に市の職員である保育園の保母の表彰条件の引き上げを要請したのでした。このほか、一般病院に勤務する看護婦は25年で無条件での表彰だが、市立総合病院の看護婦はそうでないのはなぜかの質問をしました。そして長い間市の職員として、市民のために活動された人が市役所をやめられたとき、市として表彰するのは当然だと思います、特に下積みで苦労し続けた人にこそ、その感が強いのです、と発言いたしました。

以上のように市の職員への表彰の強化を主張しました。ところが私の主張を聞き入れるどころか、全く前進しないというだけではなく、後退するというマイナスの成果が悲しいことに実現してしまったのです。市の職員であった人の表彰をやめたというううわさを聞きましたが、まさかそんなことをと思い、ことし11月３日を待ちました。果たして表彰式の当日、この３月、市を定年でやめられた山崎　彰さんも大貫松雄さんも、村山巳世治さんも、いずれも豊田の出身ですけれども、表彰者リストには載っていませんでした。

３年前、私の質問に答えたときの総務部長だった山崎　彰さんは、我々公務員は市民に奉仕する精神であると、私の主張に消極的ではありましたが、まさか３年後の表彰を自分がもらえなくなるとはつゆ思わなかったと思います。かくして私の、市の職員の表彰がもっと配慮されてしかるべきだという主張は、マイナスの成果となってあらわれました。保母さんで言うなら、私立対市立が20年対25年だったのを、20年対20年にすべきだという私の主張が、25年が50年でも100年でももらえなくなり、20対25が、20対無限大になってしまったということになりました。私にとってふんまんやる方なしというものです。

早速私はこれでいいのかと調査を始めました。東京25市のすべての市の職員への表彰の実態を調べました。他市がどうであっても、節を曲げるような森田市長ではないということは、十分承知はしていましたけれども、そうせざるを得なかったのです。他のすべての市が職員を大切にし、その職務を評価し、当然のこととして職員を表彰の対象としているのに対し、ただひとり日野市だけが職員をボイコットしている、職員を一人として表彰しないという事実がもし判明したとしたら、黙っているべきではないと思った

からです。議会事務局に調査を依頼しました。正確には小山議長に調査依頼書を提出いたしました。

事務局の増田主査が奮闘してくれて、表彰条例、職員表彰規則など、全市のものをそろえてもらいました。これがその25市の調査資料です。日野市の1979年、昭和54年までの旧条例も入っています。

この資料をもとに、各市の職員に対する表彰の状況を調べました。加えて八王子市の庶務課へ電話をしたり、議会図書室で各市の例規集を見たりしました。私の調査の結果、おおよそ次のようなことが判明いたしました。まず第１に若干の相違はあっても25市すべてで職員の表彰が決められている。表彰のないのは日野市だけである。２番目として、日野市では11年前までは、規則ではなく、条例によって３クラスに分けられていた表彰のうちの最高の表彰、功労表彰というものですが、最高の表彰を職員は受けていた。３番目として、多摩市では25年勤続した職員の自治功労表彰が条例で定められ、ほかに職員表彰規則によって勤続10年、勤続20年、勤続30年の節目で表彰される。４番目として、立川市は15年勤続で表彰され、これに加えて20年以上勤務したものに自治功労賞が考えられており、これがいずれも条例で定められている。町田市もこれとほぼ同じであり、国立、国分寺も類似したものになっています。５番目として、青梅市では条例で職員表彰として、市長などと同列に列記され、25年以上在職が、一般職職員の条件になっている。ほかに20年以上勤続勤務の職員に感謝状贈呈が実施されている。６点目として、府中市でも条例で、市長と同じように15年以上の職員が表彰されるようになっている。これと同じような市が田無市、昭島市、小金井市、小平市、稲城市、清瀬市、東久留米市、調布市である。７点目として、八王子市は職員表彰規則によって勤続15年と30年での表彰などが決められ、条例による一般表彰の道も開かれている。これと類似したものは武蔵野、三鷹、東村山、保谷、福生、東大和、狛江、武蔵村山、秋川の各市である。以上がおおよその調査の結論です。

第１点を繰り返しますが、三多摩26市、職員に対しての表彰がないのは日野市だけであるというものです。

1979年、日野市表彰条例が全面改正されました。抜本的に改正されたその考え方の大きな点は次の二つだと思います。一つは全市民的に対象を拡大し、市政関係者だけでなく、真面目に働くひたむきに活動する市民に広げたこと。もう一つは、広く一般市民から表彰の候補者を推薦してもらうこと。この二つが挙げられると私は理解しています。その一の対象拡大について考えるとき、勤労者ということで限定すれば、それまで市職

員だっただけのものを、中小企業者、そこで働く労働者などにまで広げたということです。

店を25年やっていれば、市から表彰されるんだって。そこで25年働いたので表彰だってようと、多くの批判があったところです。しかし私はこれも価値ある施策だと思っています。だからといって、もともと最優先されて表彰されていた市政発展のために、長年働いた人を外すことは絶対にあってはならなことです。これを本末転倒と言っては言い過ぎでしょうか。

大きな改正の考え方その２の、市民からの推薦制度の導入についても触れておきます。これは森田市長の自慢の施策だと思いますが、私もいいことだと思っています。毎年６月ごろ、表彰候補者を推薦してくださいと、表彰条例と施行規則をつけて、私たちに推薦依頼状が送られてきます。７月いっぱいに提出してくださいと、ことしも送られてきました。送られてきた日野市表彰条例施行規則には、地方自治功労、職員25年以上とちゃんと書いてありました。1990年11月３日の表彰式に向けて、多くの市民の推薦活動から始まるこの90年表彰の作業は開始されたのです。

試合を開始してから途中でのルールの改正はあり得ないことです。草野球でそんなことがあったとしても、少なくとも試合参加者にはそのことを連絡しなければならないでしょう。私もことしの表彰作業レースの一参加者ですから、職員の表彰をやめたということを聞いて、そんなことがあるはずはないと思ったのです。よくよく調べてみましたら、試合途中でルールを変えてしまい、それを試合参加者に知らせてなかったのです。これではろくな試合ができないのは当然です。この試合の最終回、11月３日は藤浪総務部長の的確な司会ぶりが目立っただけで、私たち議員が胸に花をつけている中で、代表してあいさつする小山議長の何もつけていない姿に象徴されていた表彰式の行事でした。試合途中というのは８月の14日、ルールの変えたところというのは、施行規則の地方自治功労の職員の部分で、これが全部削除されていたのです。規則が変えられたというのに、職員自身大いに関係のあることだというのに、ほとんどの職員が知らないのにも驚きました。試合途中で黙ってルールを変えたということは、試合参加者、すなわち推薦を依頼した市民に対して、失礼千万なことだと思います。一般市民は、表彰に職員を推薦することはないから、規則を変えても関係ないなどということは決して許されることではありません。

ここで1979年にさかのぼって反省が出てきます。それまで職員の表彰は条例にはっきりとのっとっていました。第３条の功労表彰の第４項で市の職員として満25年以上勤務、

特に業績があったものとありました。ところが1979年、全面改正された条例は、地方自治功労として区分が示されているだけになっています。あとは議会に関係なく、市長が決められる規則にゆだねられるようになってしまいました。11年前の総務委員会の審議のときに、条例と規則の関係が論じられなかったと記憶しています。何で条例にこのことを含ませなかったと悔やまれます。

先ほど申し上げましたように、常識的には全く不当ですが、文字どおり市長のみによって合法的に表彰の重要部分が改悪されてしまったのです。この意味でも表彰条例は早急に改正する必要があると私は考えたところです。このままにしておくと、地方自治功労は市長だけでいい。市議会議員も表彰しないと、市長によって表彰制度を変えることもできるのです。このことは、日野市長だけができるようです。三多摩25市の市長はだれもできる権限を持っていないと思います。なぜなら、25市の表彰条例には恐らくすべて市議会議員の表彰が定められていると思いますが、日野市だけが条例ではなく、規則の中で不安な姿をしているからです。

先ほども申し上げましたが、職員にとって重大関心事である表彰条例施行規則が改悪されたことを、ほとんど知らなかった。議員も知らず、一般市民も知るよしもなかったと思います。今回の場合、職員に知られると騒がれるから特に内密にやったように私には感じますが、表彰に限らず一般の規則の改正の場合、だれにもわかるようにするべきだと思います。そっと例規集に差しかえておいて、澄ましているのは、意地悪に思えてならないのです。以上申し上げた市の職員の表彰について質問いたします。

質問１、市の職員の表彰をことしから中止したのは、なぜなのか。

質問２、ことし８月に施行規則を改正した点に、落ち度はなかったのか。

質問３、施行規則を改正したとき――これは表彰には限りませんが、それを周知させるにどのような方法が取られているか。

質問４、今後職員の表彰を復活する考えはないか。

質問５、表彰を復活させるとしたら、当然ことし落とされた人も含むべきだと思うが、どうか。

質問６、必要な表彰内容を施行規則ではなく、条例で決めておくことはできないのか。以上６点を質問しますが、さらに市の職員の表彰について述べておきたいと思います。

市長は３年前の私の質問に対して、こう答えています。「全体の奉仕者である市の職員を表彰することを、私は疑問に思っている。地域社会で一市民として頑張っておられる方を厚くしたい。」市長の回りくどい言い方を整理すると、こう言われています。公

務員の全体の奉仕者論、教師聖職論などに私たちは反対ですが、あえて言えば奉仕者であるという市の職員だからこそ、表彰だけでもまず第１にすべきではないでしょうか。条例改正で目的の文章を変えてはいますが、「市民の生活と文化の向上」は、市政そのものが目的としているものであり、この目的のために市に雇われ、これを職業として生涯を貫いて頑張ってきた職員こそ、表彰に値すると私は思います。

国の叙勲でも、その人の職業をよりどころに表彰される人が大部分であります。地域社会の一市民を厚くする考えはいいと思いますが、職員を薄くする理由は全くないと思います。また条例改正のとき、職員より一市民の方を厚くするのが改正の趣旨だという説明は全く聞いていません。

次に職員の表彰以外の表彰制度について若干触れ、４点ばかり質問させていただきます。きょうから３年前の私の質問に「検討する」「１歩でもいい内容に努める」と言っておきながら、何の前進もないということは先ほど申し上げました。このとき、私の主張したものを重ねて二つだけ質問し、新規に二つの質問をさせていただきます。

まず前回検討を約束した再度の表彰についてであります。再表彰はいかに検討されたかの質問であります。前回の主張を、会議録でそのまま読み上げてみます。「私が指摘したいものは、議決を要する表彰条例そのものだけではなく、議決を要しない施行規則の方にも多くあります。

表彰条例そのものの中では、第４条『再表彰』に問題を感ずるところであります。この点をまずただしたいと思います。分厚いノートをいつも携帯し、勤勉で知られた前議長の高橋道夫さん、来年３月になれば元議長となるはずでありますが、この高橋道夫さんが議長をやめられても、表彰されませんでした。長い間議員を勤められた村議会議員、町議会議員、市議会議員を勤められ、最後には市長と対等の市議会議長を勤められた方が、議員としての表彰を受けないというのは、驚くべきことであります。

高橋前議長は、かつて農業関係で表彰されたから、２度と表彰しないというのだそうですが、この何年も前の表彰状を穴のあくほど見詰めても、そこに誇りある市議会議員の文字を読むことはできないと思います。この高橋道夫さんと一緒に議会から離れた藤林理一郎さんもかつて消防関係で表彰されたので、議員としての表彰は、受けられなかったと聞きます。このようなケースを見たとき、再表彰を禁じている、一部を除いて禁じている表彰条例第４条は断じて再検討すべきだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）」中略いたしまして、「森田市長は今まで表彰を受けたことはないようであります。これがもし何らかの表彰をすでに受けていたとしたら、日野市での『空前絶後』の名市長も、

市長をやったということでの表彰がないということであります。この点をぜひ検討していただきたい。」また再質問でこのようにも発言しています。「それから再表彰について、平等であるという立場でもって、再表彰はやらないんだというようなお答えでしたけれども、そういうことであるんだとしたら、表彰状の内容を従来のものから、変えなければいけないのではないか。日野市民の名において　表彰しますということでその具体的な内容は触れるべきではないと思います。例えば先ほど例に出しました高橋道夫前議長の場合、農業用水での表彰だと聞いておりますけれども、それに対して表彰しますということが、表彰状に書かれてあるわけです。それがもし、高橋前議長がそういう表彰を受けなかったとしたら、今度の場合、市議会議長という名前は載らないでしょうけれども、日野市議会議員ということで、長年御苦労様でした、ありがとうございましたという内容のものが、載るはずですから、どう考えたって後者の方がよく思うのは人情だと思うし、前議長も不満だと思うわけであります。繰り返しますけれども、平等ということで再表彰をしないということだったら、市議会議員としてももちろん書かない。農業用水という言葉も入れない。ただ、ただ市民としてあなたの功績に対して表彰します。それだったらわかりますけれども、またそんな表彰状なんてないと思います。したがって、私が先ほど主張したように、これは検討すべきだと思います。」以上が、３年前の私の発言です。

先月になりますが、11月３日の表彰式でのこと、この３月議員をやめられた石坂勝雄さんが客席から、泰　正一さんや後輩の中山基昭さんや川島　博さんの地方自治功労の表彰を見上げていました。議長まで経験した市議会議員ということでは、石坂勝雄さんも３年前に申し上げました高橋道夫さんと同様です。石坂勝雄さんはかつて遺族会の役員で表彰されてしまったので、今回は表彰されなかったということです。

他市の状況を見ますと、既に表彰を受けたものであっても、さらにその事由が生じたときは重ねて表彰することができるというような１条が、多くの市の条例に入っています。ほとんどの市が再表彰を認めています。

ここでこういうケースこそ再表彰が絶対に必要であるということを申し上げ、それをやらなかったのは、市の怠慢ではないかと主張したいものがあります。石坂勝雄元議長のケースの場合がそれで、石坂さんの遺族会役員としての表彰は、昭和54年までの旧条例による一般表彰だったのです。そのとき、功労表彰であったなら別ですが、一般表彰だったので、表彰の恩典が全く違うのです。かつての表彰を足かせにして議長経験者をこのように不当に扱うのは全くもってけしからんと言わざるを得ません。けさお聞きし

たところによると、藤林議員も全く同じケースだということです。確かめてはいませんが、高橋道夫さんもそうなのかもしれません。

次に表彰の事前の公表はできないかということで質問いたします。毎年、毎年11月３日当日、会場に行かなければだれが表彰されるのかわかりません。もちろん表彰される当人はわかっているのですが、私たちはそれを知らない。したがって直前にお会いしても、「おめでとう」も言えないのであります。市議会議員だから知っているだろうに、お祝いも言ってくれないと思うかもしれません。少なくとも11月１日付「広報　ひの」には表彰者を掲載し、みんなで当日の表彰をお祝いをするのが望ましいと思います。11月15日の広報で初めて知るのでは、祝電もお祝いの電話も価値が大きく後退したものになっています。以上表彰の事前の公表はできないかの質問です。

各市の表彰条例を調べてみましたら、私道の寄付をしたものへの表彰がありました。私道が故に、強い要望がありながら、今なお舗装されていない道路もあります。私道の寄付を奨励するために、考えるべき施策であると思いました。施行規則で善行の中の寄付した者に入れることができると思いますが、今までこのケースはあったか。あったとしたらどの程度あったか。今までなかったとしたら、今後どう考えるかを質問いたします。

最後に農業経営者と中小企業経営者の比較であります。中小企業功労の中で、中小企業経営者は25年で表彰されますが、農業経営者は50年やっても、80年やっても表彰されることにはなっておりません。この点をどう考えるかを質問いたします。これも３年前に指摘したものですが、このときの総務部長の答弁は「規則をよく見れば農業者も表彰されるようになっている」ということでした。しかし幾ら考えても幾らよく見ても、一般農業経営者が表彰されるように出てこないのであります。そして現実に中小企業経営者は表彰されていますが、農業経営者は表彰されていないと思います。農業経営者も中小企業経営者と同じように表彰すべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上で質問を終わりますが、市の職員の表彰以外の表彰についての質問を繰り返しますと質問７、再度の表彰は検討されたか。

質問８、表彰の事前の公表はできないか。

質問９、善行表彰の中で、 100万円以上の寄付への表彰の中に、 私道の寄付は入れてないのか。

質問10、農林水産功労で、中小企業功労の中小企業経営者25年表彰に相当するものはないのか。

以上、10問へのお答えをよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず第１点の市の職員の表彰をやめたのはなぜかという御質問でございます。市の職員の表彰につきましては、市民と同時に今まで行っておりました。しかしながら公務員は全体の奉仕者と、市民のために働く責務を持ってございます。いわば市民、市の発展に尽くすのを仕事をしているわけでございますので、当然であるというように考えてございます。

そして別の規則を定めまして実施するのが望ましいということで、規則の改正を行いました。また他市の状況を見ますと、ただいま一ノ瀬議員さんがいろいろ調査したと同じでございますけども、同じ条例を適用して別の日に表彰を行っているのが７市ございますし、また別に規則を制定して、表彰を行っているのが８市等ございます。市の場合も新しい別の規則を制定をしてございます。

それからことし８月に規則を改正した点に落ち度はないかという御質問でございます。規則の改正につきましては、所定の決裁を受けて、市役所、本庁、それから七生支所に設置してあります掲示板に、日野市公告式条例に基づきまして、掲示をして公告をしてございます。

それから表彰に限らず規則を変えた場合の手続きでございますけども、条例、規則等の制定、それから改正がされますと、担当課より庶務課に公告依頼が参ります。庶務課では所定の決裁を受けまして、日野市公告式条例の規定に基づきまして、先ほど言いましたとおり本庁、それから七生支所の前に設置されております掲示場に掲示して、公告をいたしております。

今後職員を表彰する考えはないかという御質問でございます。先ほどお答えいたしましたけども、職員の表彰につきましては、規則を定めまして、実施に向けて準備を進めております。

それから５点目になりますが、表彰するとしたら、ことしされなかった人も含むべきだという御質問でございます。これにつきましては、定年で退職した職員に対しまして行うべく準備を進めているところでございます。

それから６点目でございますが、必要な表彰内容、規則ではなく、条例で決めておくことはできないかということでございますけども、職員の表彰につきましては、東京都初め別に規定を定めております市の状況を見ますと、これは規則または規程で行ってお

ります。規則によることで問題は特にないと考えてございます。

それから７点目になりますけども、市の職員の表彰以外のことの御質問でございます。再度の表彰の件でございます。条例によりますと発明、研究功労、及び特許に関するものにつきましては、再表彰の規定がございます。また26市の再表彰の状況を見ますと、13市にその規定がございます。当市におきましては、どの分野で表彰されましても、すべて日野市表彰条例に基づく同一の功労者である。重い、軽いというものはないというふうに考えてございます。

それから８点目になりますが、表彰の事前発表はできないかという御質問でございます。発表につきましては、表彰審査会に諮りまして、決定された被表彰者には、市の関係所属長を通じまして推薦者に対しまして、９月中旬ごろ連絡をいたしてございます。なお、表彰者本人につきましては、10月上旬に市から直接通知をしてございます。御質問の広報での発表でございますけども、辞退者が出ることもありますので、式典終了後の11月15日号に発表をしております。今後につきましては辞退者の確認方法などを検討いたしたいと思います。

それから善行表彰の中で、100万円以上の中には私道の寄付というものはないかという御質問でございます。物件の寄付でありましても金額に換算して、１件100万円以上であれば、対象になります。なおこれは事例でございますけども、私道の寄付につきましては、今該当はございません。

それから10点目、最後でありますけども、農林水産功労で中小企業功労、中小企業経営者25年に相当するものはないかという御質問でございますが、農林水産経営者につきましては、中小企業経営者25年以上に相当するものはございませんけども、農芸、林業、畜産、水産業、産業等の改良に15年以上尽力された方には対象となるという項目がございます。農業経営者につきましては、この条項が適用されるんではないかと、このように考えております。以上です。

○総務部長（藤浪竜徳君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　市の職員の表彰については、今検討中であるというようなお答えをいただいたと思います。今の部長の答弁ではなく、職員から聞いたところによると、職員課で検討中だということのようです。一般の表彰は庶務課が担当であるけれども、市の職員の表彰は職員課が担当だというふうに聞いています。

私の主張しているのは、まずは昨年までのようにすべきだと言っているのですから、市の職員だった人への表彰ですから、職員課でやるというのではなく、やっぱり庶務課

である、庶務課で担当する表彰条例にのっとってやってほしい、やるべきだと思うのです。職員課の担当で、表彰をいつ、どこでやるのか知りませんが、市民会館大ホールで大勢の来賓や市民の前で、受賞したいと思うのは当たり前だと思います。

表彰は公平であるべきですし、同じ要件を備えている市民が一方は表彰され、他方は表彰されないというのではまずいはずです。不公平がまずいというのは、同じ時間で言うだけではなく、限られた範囲ならなおさらのこと時間が違っても、不公平な表彰はまずいと思います。市の職員として25年以上勤めた人が退職したとき、昨年は表彰した、ことしは表彰しないというのは職員にとって不公平だということです。なにしろこの不公平は職員が亡くなるときまで、死んだときまでまとわりつくのですから。この死亡の際における弔詞及び弔意金の贈呈という受賞者に対する特別待遇が大きな魅力であると思います。自分の生涯をかけた職場である日野市役所から、市長が来て自分の霊前に弔詞を述べてくれる。市役所に勤めていてよかったと思うかもしれません。逆にそれがないとき、市長の弔辞がないと、成仏できないかもしれません。職員課で職員の勤続表彰を考えるのはいいと思いますが、ただし多くの市でそうであるように、それとは別に条例による表彰、表彰条例で昨年までのように職員の表彰される道を残しておかなければならないのだと思います。

職員を充実した形で表彰することにより、あるいは将来表彰することを決めておくことにより、まさに職員の士気高揚を図り、もって行政効率の向上に資するとなります。将来表彰をすることを決めておいて、それを急に中止するのは、職員に対する裏切りであるとも思うんです。職員の表彰を考えるとき、特殊な職員には、優遇した表彰を行ってもいいと思います。３年前私が主張したように、労働精勤功労に示されている苦労の割りに、とかく人目につかない領域の業務、危険度の高い業務、一般に人の好まない業務、これが市にあるとしたら、優遇すべきものだと思います。また市立保育園の保母とか、市立病院の看護婦なども一般の職員よりも優遇されてよいものだと思います。

実は私は高血圧のためにたまには市立病院に行きます。つい先日11時に行って、４時間待ちました。この待ち時間が有効に使えないので不満に思ったところですが、私を診てくれた土方医長は３時半まで、朝から昼飯も食わずに、ずうっと診察をしていることを知って不満に思うのをやめました。看護婦もそうだが、病院の医師は大変だとつくづく思いました。市立病院の医師も、市の職員だから今表彰がないわけですが、市民が命を預ける医師である市の職員こそ、短期間で表彰しても市民は歓迎こそすれ、文句は言わないと思います。立派な市立病院にするためにもまず必要でしょう。全体の奉仕者だ

から表彰をしないと言っても、市民のひんしゅくを買うだけだと思います。

職員は全体の奉仕者だから全市的な表彰はできない。一部の奉仕者だったらなぜいいのかと言いたいところです。職員独自の表彰をするとしても、それが実現しないうちになぜ従来の表彰をやめたのか、全く理解できません。実現した後でやめるべきだったのを、それもできなかったのはなぜなのか。

職員を表彰させないために施行規則を変えたのですか。ことし３月に役所を退職した方など、当然11月３日の表彰を楽しみにしていたと思いますが、その方々にあなたは表彰をしませんよという長い間の友情にかられての連絡はしたのでしょうか。

そのほか再度の表彰、私道の寄付、中小企業などまだまだ聞きたいことはいっぱいありますけれども、ここで再質問として三つだけを取り上げたいと思います。職員課担当の職員表彰に加えて従来のような庶務課担当の表彰、これは職員課庶務課ということで表現してますけれども、お酌み取りいただきたいわけでありますけれども、そういうような表彰を併用しなければ、多くの矛盾は解決できないと思います。今考えられている表彰だけではなく、従来やっていた表彰も併用しなければ、職員への表彰の矛盾は解決できないと私は思いますが、そうしたことについてどう考えるかを、重ねて質問したいと思います。

２番目に急に表彰されなくなった方へ、その旨連絡したかどうか、この点もこの際質問しておきたいと思います。

３番目で、幾ら職員を冷遇するにしても、今検討中の職員表彰が実現した後で、従来の表彰から職員をボイコットすべきではなかったのか。そうすべきだったのに、そうしなかったのはなぜなのか。以上３点もう一度お答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　第１点目になりますけども、庶務課担当、これは市民を対象にした事務になりますけども、それから職員課、市を退職された職員を対象とすることで２課があるわけでございます。これについても併用は考えられないかという御質問でございます。これについては、今のところはそういう考えございませんけども、新しい規則によりましてスタートをしたいと、このように考えてございます。

それから急に――２番目の御質問ですけれども、市の職員で今回の対象と考えられた方がございます。当然期待していた方もあろうかと思いますけども、この表彰につきましては、今までもそうでございますけども、規定によりますと、市の職員につきましては当然優秀な職員が対象になるわけでございます。25年以上たって職員を退職したとい

たしましても、その前提といたしましては――ちょっと項目が出てきませんけども、当然市の職員として市民生活と文化の向上に寄与した者が対象になるわけでございます。ここで退職された方はすべて、あるいは期待があったかもわかりませんけども、特に連絡はしてございません。

それから３点目については、ちょっと再度もう一回……。

○副議長（福島敏雄君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　申しわけありません。質問の仕方が悪かったのだと反省しています。

今、職員を表彰するということを考えているという、先ほどの部長のお答えでしたけれども、考えて、新しい職員の表彰の規則をつくる、単につくってあと表彰しないということに私は反対ですけれども、それは百歩譲ってそれを認めたとしても、表彰の制度をつくった上で、従来の表彰をやめるべきではなかったのか。それだって遅くないはずです。やめちゃって、ことしの11月３日はだれも表彰しないということを例え１回でもつくっておいて、後から準備するというのでは、全くおかしいのではないか。そういうふうにしたのはどうしてなのだという質問なんですけども、まあお答えにくいと思いますから、結構です。後で市長にその辺をお答えいただきたいと思います。

ここで職員に対する表彰以外で幾つか申し上げましたけれども、いずれもさきの部長答弁については、不満であります。それぞれ真剣に検討していただきたいと思うのでありますけれども、一つだけ再表彰についてここで伺っておきたいと思います。名前をたびたび出して申しわけございませんけれども、石坂勝雄さんのケースです。かつて遺族会役員として表彰されたということで、市議会議員をやめても表彰されなかった。藤林議員も同じであります。このままにしておくと、前に表彰されてしまったので、非常にマイナスの面が出てくるということ。先ほど申し上げまして、おわかりと思うのですけども、恩典の内容を特に示さなかった。後で職員ということで申し上げましたけれども、大きな差があるんですよね。何でも言うことではないので、言いたくはないのですけども、理解してもらうためにあえて申し上げます。石坂勝雄さんや、藤林議員がもし亡くなられたときです。その事実はもう何十年も先のことだと思いますけれども、そういうときにです。私が死んだときには、恐らく弔意金と時の市長が来て、弔辞を読んでもらえるはずです。ところがお二方のような場合にはそれがないということです。そういうことをどう思うか。あ、その点は確かにうかつだった。これから真剣に再検討しますという答えだったらそれで結構ですけども、先ほどのお答えにはそれがなかった。したがっ

てその点だけを再び質問させていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

再表彰の件でございますけども、ただいま御質問でございますけども、不幸な場合になった場合ですけども、当然市長の弔辞等はあるわけでございます。自治功労の、まあないかわかりませんけども、功労を受けておりますので、市長の弔辞等はあるということになります。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　今、部長が答弁したことはどういう条例でどういう規則でされるのですか。表彰条例には、あるいは施行規則にはそういうことは載っていないと思いますけども。したがって私はそういうものを変えるべきだ。再表彰すべきだと言っているのですけども、どういうところによるんでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　失礼いたしました。付則の第４項で規定がございます。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　そうだとしたら私不勉強なんですけども、現実に、そういう表彰者が不満を持っていますので、そう申し上げたので、今後私も調査して、また主張したいときには主張していきたいと思います。

独自の表彰だけでなく、多くの市で行われているように、昨年まであった表彰条例によって、長年市役所に勤務した前職員を表彰するために、市長の再考を促したいところです。ぜひ職員を表彰するための表彰条例をもとのように実質的にもとのように復活してほしいと思います。そのためにぜひまた検討していただきたいことを強く要望いたします。

最後に、私が今まで批判した今回の市のやり方、市長のやり方をみずからどう思うか、間違っていないと思っているのか、それとも反省しているのか、部長が答えられなかった部分も含めて、市長に伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　表彰行為ということは、社会の進歩のために一定の意義を持つことも事実でありますし、それからまあ制度をつくるにとっては、とにかく我々の立場としては市民の皆さんに、なるほどということで納得をされる、そういう表彰結果のあらわれることが、一番妥当な扱い方であるというふうに考えるわけでありまして、54

年の時点で日野市表彰条例を改正しておりますが、そのときの趣旨はとかく自治功労が優先をして、そして一般の市民生活、文化、こういう面のいわゆる評価がその表彰の行為の中にあらわされていない、そこで一番の表彰のポイントを、条例に示しておりますとおり、市民の生活と文化の向上に、特に功労があったものの事績をたたえることにより、市民の福祉増進に資することを目的とする。こういう目的にもなっているとおり、市民生活という生活者のレベルで物を考え、また推薦もしていただく、そういう仕組みにつくり直したということであります。そして表彰条例そのものがなかなか完璧であるというところには、これから多くの議論を行ったり、それから改正手順を行ったりして、少しでもいいものに仕上げていくという性格のいわゆる表彰行為である、このようにも、都度お答えをしてまいっておるわけであります。

一ノ瀬議員が過去において質問をされたこともよく記憶をしておりますが、我々の行政というのは、いわゆる市役所という市民生活を守ることを一番目標として、法律や規則に準じながら、まあサービスという言い方もありますけど、いわゆる奉仕をしていくというところに、地方公務員の本務がある、このように認識をするわけでありまして、市民の生活者としての立場を優先をし、行政の立場にある者は一歩退いて、そうして謙虚に事を考える。これが一番納得される、いうなれば地方自治の基礎になるんではなかろうか、このように考えます。したがいまして、職員を表彰するということも、不当だというふうには考えませんけど、市民に優先をして、行政職員を表彰するということにあってはならないということを最も強く感じるわけでありまして、数におきましても表彰者は30名とか40名とかいう、そういうことでありますし、また市の職員がその中の大半を占めるというようなことになったんでは、表彰という行為そのものが市民側から見て批判されるんではなかろうかということも感じないわけではありません。そして市民の中には、企業に勤められて、そして長期にわたって間接的には社会に奉仕をされる、そういう形にもなっておりますし、企業は企業で、それぞれの表彰形式が整っておるというふうに解釈をいたしましたら、一番社会の仕組みの上で表彰にとかく外れる立場といいましょうか、目が遠い立場の方、それらがつまり職人さんでも結構だと思いますし、何か一義に一生をかけてやってこられたと、まあ農業者もそう言える方も少なくないと思いますし、まあそういう意味で農業者の表彰があったり、商店経営の方の表彰があり得る。またそこに勤めておられる（「時間がない、簡単に」と呼ぶ者あり）はい、まあそういう意味で日野市の表彰条例の精神が組み立てられておるということだけを了解しておいていただきたいと思います。

そこで職員は一般の社会で、例えば企業は企業で表彰規定がある。このように我々の行政の組織の中でも別の規定を設けて、そうしてその衝を明らかにするということで、取り組むのが妥当ではなかろうか、とこんなふうに考えておるわけでありまして、なるべく市民にもよくわかっていただけるふうな、そういう手立てを取りたい、こう考えております。細かく議論に入るところも一々その理由が理解できないということではありませんが、なるべくどなたが考えてもまさに納得できる、こういう状態をつくることこそ、そのまた表彰の権威でもあり、表彰の意義でもある、このように考えるところであります。

例に出されました、例えばことし該当した方がもう該当の機会はないのかと、こういうふうに問われておる面もあるわけでありますが、なるべくことしももっと早い時期に職員の、職員顕彰ということで規定を今進めておりますが、一，二カ月早めたら、別段の矛盾はなかったと、こういうふうにも言えると思っております。ですから不公平があってももちろんいけませんし、私は定年退職をされるということが、これは人生のやっぱり一つの大きな完成といいましょうか、一生とにかくその道に尽くされたということですから、定年退職を機会に、その職員の全部の人を該当させると、こういう規定の内容にすれば一番妥当性があるんではなかろうか、とこのように考えております。一つ一つお答えをすればよろしいわけですが――再表彰のことは確かに御指摘のこともありますので、どれが優先する、優先しないということではないと思っておりますけど、年齢基準をなるべく遅くするというようなことも、そういうことも含めてということがございましたが、再表彰の規定はなるべく積極的に検討してみたいと、こう思っております。

総務部長からかなり的確にお答えをしたというふうに言えると思っておりますので、御意見は尊重しながら、一番妥当性のある内容につくり上げていくということが、表彰条例にかなうことではなかろうかとこのように思っております。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　二，三カ月早くすればよかったというようなことは、市長の反省だというふうに受けとめたいと思います。今後ぜひ私の主張したことも入れていただいて検討していただきたいと思いますけれども、市長の職員表彰に対する考え方には大部分において私は反対でありますことを表明いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の１、みんなで祝える「市の表彰」にするための質問を終わります。

一般質問３の２、豊田南区画整理の早期の完成を願っての通告質問者、一ノ瀬　隆君

の質問を許します。

○18番（一ノ瀬　隆君）　豊田の北側は「日本一のニュータウン多摩平」から出発して整備されているのに、南側は駅のすぐ近くでも吸い込み処理による排水があるなど、未開の状況であります。この大きな格差を是正し、豊田駅を中心として立派な町をつくっていくためには、区画整理がどうしても必要であるとして、豊田南区画整理が緒につきました。森田市政の大きな決断の一つであると思います。私は1976年、昭和51年第２回定例会で、「豊田南口地域の整備、開発を急げ」の一般質問を行い、区画整理の決断を促しました。このときの私の質問へのやじを思い出します。「できるわけないじゃないか」野党席から聞こえた大きな不規則発言でした。そして1982年第３回定例会には「豊田地域区画整理を住民の理解のもとに」と題した質問をしました。質問１、質問２と質問58まで豊田南の区画整理全般にわたって数多く質問し、詳細に問題を提起しましたので、御記憶の方もおありかもしれません。58問、すべて回答してくれた方は、今は亡き結城都市整備部長でありました。

このたび仮換地案の供覧が行われましたが、これを機会に若干の質問をしておきたいと思います。仮換地の案が指定された段階で、数多くの要望、要求、相談などが出されています。これらを詳細に取り上げたいとは思っていますが、今回は特に今聞いておきたいもの、主張しておきたいものに限って四つだけ質問させていただきます。

豊田南区画整理の仮換地案の供覧が終わった時期と思いますので、この供覧の状況と、要望書の提出の状況についてまず御報告願います。供覧に来た人の数、提出された要望書の数、要望書の主な内容などをお教えいただきたいと思います。そしてこれらの要望にはどのように答えたか、あるいは答える方針なのかも質問いたします。

次に豊田南区画整理とともに、駅前再開発事業が叫ばれて久しいのでありますが、この区画整理が１歩進展した中で、再開発事業はいかに考えられたか。今後どんな方針かを質問いたします。区画整理とともに再開発事業もぜひ早期に市民の期待にこたえるものを完成してほしいと強く望みますので、前向きの答弁を期待いたします。

続いて中央線との立体交差についてどう考えているかを質問しておきます。鉄道と道路との平面交差する踏切はこれからの町づくりには不要です。中央線が立川まで複々線になれば、みんな立体交差になるに違いない。中央線が日野橋を渡ってからも、ずうっと立体交差で来るわけでありますが、東豊田三、四丁目の堀の内踏切で初めて平面交差になることになります。続く黒川踏切、豊田駅西踏切は豊田南区画整理の境界にあるものです。区画整理という絶好のチャンスにこれらの立体化を考えることは必要なことだ

と思います。これより以西は西平山区画整理で解決してもらうとして、近代的な都市をつくるために、立体交差をいかに考えていくかをお示しいただきたい。区画整理の範囲から外れますが、堀の内踏切についてもあわせてお示しください。中央線の電車区間で踏切のあるのは日野市だけだと将来言われないために、この質問を取り上げました。

最後に二小の敷地についてであります。多くの関係者から要請されていました狭い二小の校庭の拡張は仮換地案ができた現在、どうなったか、今後どうなっていくかをお答えいただきたいと思います。以上4点、質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。残り時間が11分ですので、その範囲に納まるように答弁をお願いいたします。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

第1点目の仮換地の供覧の結果の状況でございます。権利者数が1,329名でございます。供覧に来た人が912名、これは1人の方が何回かに回数で来ておりますので、延べにしますと1,405名ということになります。この実数で率を出しますと、68.6%の方が見に来たということでございます。この912人のほかには共有者で代表の方が来たり、あるいは第一豊田荘、あるいは第二豊田荘の方が比較的来なかったということが、来なかった理由の主なものでございます。

要望書の数でございますが、266通でございます。内容につきましては、現在分析、調査をいたしまして、処理方針を市がある程度定めまして、審議会の意見を聞き、要望として取り入れることのできるものにつきましては、換地設計の変更をこれから行うということでございます。この作業につきましては、5ないし6カ月要する予定でございます。

それから第2点目の駅前再開発事業でございますが、この件につきましては、前から申し上げておりますが、一番理想的には仮換地の前に再開発事業をある程度かためて、換地設計をすれば一番いいわけでございますが、なかなか権利者の御理解が得られなかったということで、区画整理事業を最優先にいたしまして、今回換地の発表をしたということでございます。換地の納まりがつき次第、権利者には再開発、あるいは共同ビル化の必要性を申し上げまして、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

それから3点目の中央線との立体交差でございますが、市内の幹線道路につきましては、当然のことながら立体交差を考えております。御指摘のございました駅の西側の八王子街道踏切、それから東側の黒川踏切、さらにその東の堀の内踏切でございますが、これは現状の平面交差を考えております。

それから4点目の二小の敷地の問題でございますが、第二小学校の現在のいわゆる区画整理法で扱っております基準地積でございます。これが1万819平方メートルでございます。減歩率が10%で、換地後の面積が9,812平方メートルでございます。これに保留地を4,196、学校用地として配置しまして、合計面積が1万4,008平方メートルでございます。この面積の増でございますけれども、この1万4,008平方メートルを確保するにつきましては、小学校としての機能の問題、それから区画整理の換地の基本原則でございますところの照応の原則、それから学区内の今後の児童増、それからあと一つは西平山の区画整理を進めておりますけれども、小学校用地を1校予定しております。そういうものをいろいろ考えまして、これだけの努力をしたということでございます。

さらにこの保留地の4,000平米でございますけれども、これは当然一般会計の中で、区画整理事業から買い取るということでございます。一般財源か、あるいは起債等特定財源にいたしましても、かなりこの面積でも大きな財政負担を負うことになるということでございます。面積の拡張にいたしましては、今申し上げましたように非常に課題が大きいわけでございますので、大変難しい問題であるというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

この立体化というのは全く考えてないことのようですけども、やっぱりこの際将来に向けて区画整理という機会に何らかの検討をしておくことが絶対に必要であると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ここでこの豊田南区画整理の完成時期をずばり何年の予定かということをお示しいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　本区画整理事業につきましては昭和61年8月19日に認可を取りまして、事業期間を昭和61年から平成5年度と7カ年で考えております。今回換地を発表した時点を見ましても、およそ4年を経ております。事業の延長はせざるを得ないというふうに考えておりますが、この完了を現在いつということはちょっと今の段階では申し上げられない。いずれにいたしましても、換地が順調に行き、権利者の協力を得まして、早急に仕上げたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　あと4分になりました。最後に市長から再開発、立体交差、

二小の敷地などについてコメントをいただければ幸いです。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南口の駅前再開発は手順を経て取り組むべきだというふうに考えております。その際に一番――組合施行に行政が参画をするという形が適当ではないかという考えであります。

都市計画道路の立体交差ということは、望ましいことでありますが、これはまた別の法基準、あるいは行政手順ということがありますので、区画整理の中では今回特に用いてないということでありますが、まあ駅前北口に持っております市の南側との関係アクセスの、アクセス用地と言っております。これは生かしていきたいとこう考えております。

二小は納まるところに納まると私は思っております。（「名答弁」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　簡潔なコメントありがとうございました。

仮換地の案の供覧が終わった時期に、今回は簡単に質問をさせていただきました。時間の関係上用意したものも割愛したことになります。あとは次の機会に譲ることにしたいと思います。

既存の住宅が数多くある地域に取り組んだ初めての日野市の区画整理を成功させ、一刻も早い完成を願いつつ、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって３の２、豊田南区画整理の早期の完成を願っての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩をいたします。

午後３時３分　休憩

午後３時33分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、日野市をより一層活性化させる為に、商工関係に関する予算をさらに充実せよの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは通告に従いまして、質問させていただきたいと思いま

す。

最初に、一番目に日野市をより一層活性化させるために、商工関係に関する予算をさらに充実せよという内容でございます。これは産業振興のためにも、より十分なる予算をつけるべきであるという観点でございます。そこで平成元年度の歳入、歳出につきましては、既に９月の議会で確認をされているところでございます。この確認内容を細かく見まして、大変驚いたというか、改めて関心を引いた部分がございます。それがいわゆる商工関係に対する予算という、あるいは決算ということでございます。

改めて申し上げるまでもないわけですけれども、平成元年度の歳入合計が401億、その中の占める市税の額が247億、この比率からしますと、62％弱というところでございます。そしてまたその市税の中身でございますが、市民税、固定資産税等々、いろいろございますけれども、その中の市民税の部分が158億、そして固定資産税がおおよそ66億ということでございまして、またこの市民税、固定資産税の個々の内容――個々の内容というのは個人分と法人分に分けてのことでございますが、市民税の中の122億が個人、そして法人が約36億でございます。固定資産税66億の中の個人分が29億に対して、法人分が36億ということでございまして、これらを合計していきますと、個人税分の合計が152億、法人関係がおよそ72億と。さらにこれの中には都市計画税の法人的なものは含まれておりませんので、もろもろ入れるとおおよそ400億の歳入に対して、80億前後が法人の分野から歳入という形で占めているんではないかというふうに思います。

一方歳出関係でございますが、これは395億でございます。そしてこの395億の中で、では商工関係にどの程度の予算が使われたかといいますと、実績として１億5,288万円、率にしまして0.4％という数値でございます。全体に占める商工関係予算、これは先ほども言いましたように、産業振興に充てたといいますか、内容でございますが、余りにも少な過ぎるんではないのかなあというのが実感でございます。道路整備、あるいは下水道整備もすべて産業振興にかかわるものといってしまえばまあ言えなくはないわけでございますけれども、ただ純粋にそういったことにかかわりを持つものという数字を集計したのは、先ほど申し上げた内容でございます。

また一方視点を変えまして日野市が三多摩26市と比べてどういう位置づけにあるかということとの兼ね合いも非常に大事なことだと思いますので、これも改めて申し上げる部分ではないかと思いますが、例えば面積で言いますと、27.53平方キロで、これは26市の中の第５位に位置づけいたしています。また人口、世帯とも16万2,000、あるいは世帯が６万2,000世帯ということで、いずれも第６位に位置しております。そしてそう

いった背景の中で、工業出荷額でございますが、これは63年度の出荷額でございますが、おおよそ7,436億ということで、26市の中では第３位に当たります。これ第１は断トツの府中で、２位、３位については八王子と日野がほとんど同じレベルで２位、３位を分けあっているという実態でございまして、人口比その他、もろもろの比較をしたときに、日野市がいかに大きな出荷額を出しているかということが理解できるかと思います。それから商業販売額でございますが、これも2,000億強でございまして、これは26市の中の第12位ということが63年度の場合に示されております。

こういったことを見てきますと市としての規模でございますが、面積なり人口、世帯とどの部分を取っても、三多摩26市の中では堂々たる位置づけにあるということが言えるかと思います。そしてまた商工業生産額におきましても、あわせて9,500億にも達しまして、極めて恵まれた背景、環境に位置づけしているということが言えるんではないかと思います。ではその背景なり環境に対して、十分なる配慮なり、あるいは行政的な施策が施されているかということになりますと、私の感覚なり、またこれまでいろいろな人からの声を総合しますと、いささか疑問を感じずにはいられないわけでございます。

私自身もこういう分野で分けますと、商工業関係にかかわりを持つということになるわけでございますが、だからといって、そういう立場にあるからということではなくて、テーマとしても掲げましたように、日野市のより活性化を考えたときに、この産業振興のための予算づけということは、最重要の位置づけにあるのではないかというふうに思うわけでございます。すなわち産業の振興のために、いかに行政としてアシストするか、サポートするかということで、今後のまた将来に向けての日野市の発展なり、活性化につながるというふうに考えます。あるいはそういうふうに考えるべきではないかというように思うわけでございます。そのことを念頭に置いていただいて、二つの視点からの具体的な質問に答えていただきたいというふうに思います。

まず１点は、歳入全体の中の市税割合は、他市と比べてどのような水準にあるかということでございます。これは、この水準が何番目だということだけではなくて、非常に恵まれた状態にあるというようなとらえ方をしているのかどうかといったことも含めて、伺いたいと思います。

それからまた市税に占める法人関係税の水準に対しての印象といいますか、感想といいますか、これをどのようなとらえ方をされているかということ。それからさらに歳出全体に占める商工関係費に対する印象、あるいは感想についても、まあ私自身は非常に少な過ぎるのではないかというような提起をしたわけでございますが、このあたりについてどういうような受けとめをされているかということもお伺いをしたいというように思います。それから数値につきましては、私が調べ得た範囲での数値でございますので、若干の違いがあろうかと思いますので、もし正しい数値がありましたら、その辺も含めて御説明いただければ幸いでございます。

それから２項目目には、市の活性化には市内の産業振興は不可欠だというふうに思うわけでございますが、具体的な振興のための計画、あるいは対応策等があればあわせてお伺いをしたい、以上２点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それではただいまの質問の１点目，歳入全体に関係する部分を私の方から御説明申し上げたいと思います。

まず１点目の関係につきましては、歳入全体の中の市税割合、他市と比べてというような水準でございます。26市全体を比較するわけにいきませんので、近隣５市で説明していきたいというふうに思います。内容的には、ただいま議員さんから平成元年度の決算の状況が話されました。平成２年度の当初予算との比較の中で、近隣５市の歳入全体の中の市税の割合をちょっと比べてみたいと思います。

これはあくまでも近隣５市につきましては、八王子、立川、町田、多摩、稲城、それに対して日野というような形で御説明をしたいと思いますが、前段の部分では歳入総額に対しましての市税の割合でございます。八王子市が55.8％、立川が43.4％、町田が67.5％、多摩市が58.9、稲城が38.1ということで、当市が66.0というような状況でございます。５市の平均をしますと、55.2というようなパーセントが出るわけでございますが、日野市は当然66でございますので、10.8ポイント程度上回っているわけでございます。こういった環境の中では、歳入総額から市税対比を見ますと、財政的には、今質問者の方からもありましたとおり、かなり恵まれた環境にあるというふうに理解しております。

２点目の問題でございます。２点目につきましては、市税に占める法人関係税についてと、市税の全体的な中での法人関係税の水準はどうかということだろうというふうに理解しております。先ほどの、同じような比で、パーセントだけ申し上げたいと思います。八王子が12.4％、立川が24.8、町田が10.5、多摩が9.5、稲城が10.7、日野市は15.7というようなパーセントに当たるわけでございます。５市の平均は13.4ということで、これについても日野市が2.3ポイントぐらい上回っているというような状況でございます。当然この中では、近隣５市の中でも最高、最低では2.6倍程度の差があるわけでございますが、特に市税に当たる法人関係税については、日野市が特に突出しているとい

うような状況ではないというようなふうに思っております。６市の中では、立川市が、次いで立川市に次いで２番目というような中での、法人市民税の状況でございます。

過去の状況をちょっと振り返って申し上げますと、昭和59年度にはちょうど額的にも43億というような状況があったわけでございます。当時の43億を総額から市税に占める割合を考えますと、22.1％というような比率に値するものでございます。平成元年度では、先ほど申し上げました15.7ということでございますが、59年が最高時には22.1というような実態でございます。しかし立川市に次いで２番目ということでございますので、やはり企業関係、あるいは法人の税収についてはかなり当市の歳入は潤っているというふうに理解しております。

３番目につきましては、歳出全体に占める商工関係費に対する問題でございます。今、質問者の中にもお話がありましたが、平成２年度の当初予算を５市で比較してみますと、平均1.2というような状況にあるわけでございますが、平成元年度の決算でも日野市は0.4、平成２年度におきましてもちょうど0.4というような数字でございます。５市平均の３分の１にも至ってないような実情は御指摘のとおりでございます。しかしこの実態を見ますと、各市の、５市の大きな要因としては、特に商工費予算額の総額の中で、八王子、町田、この２市だけをちょっと参考に申し上げますが、予算総額に対しまして預託金の額が非常に多いということで、予算総額の預託金の額が八王子においては84％、町田では70.6ということでございます。日野市においては54.2というような部分がありますが、ただこれだけが大きな要因ではないということも一概に言えるわけでございますが、いずれにしても全体の数値の中では0.4というような実情であるというような状況でございます。そういう中では今後一層の、予算総額の中での配慮が必要であろうというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは企画財政部長の答弁に続きまして、お答え申し上げます。

今、財政部長の方からお答えいたしましたとおり、日野市は0.4という構成比でございます。これは近隣５市と比較いたしまして、多摩、稲城と同水準にございます。内容的には商工費全体に占めます政策経費の割合は、やはり財政部長の方から申し上げましたとおり、数値的に区々にわたっている点がございます。政策的経費の中でも、政策費、あるいは預託金の構成で明示されましたとおり、区々にわたっております。このように差異の生じます要素といたしましては、人口、あるいは商工事業者数の多寡、あるいは

行政面積の大小、さらには交通機関等含めました環境的な面などございます。各市特色を持っているという言い方も、あるいは一面としてできるかというふうに思いますが、いずれにいたしましても当市といたしましては、数値の上で低位にございます。

第４点目の御質問等に移らせていただくわけでございますが、そういう中で現在市の産業振興策で、現在実施いたしておりますものを御紹介申し上げますれば、事業資金の融資制度、融資斡旋制度、第２といたしまして小規模事業者に対する利子補給、３点といたしましては、装飾街路灯の設置費の補助、同じく４点といたしまして街路灯の電気料の補助、５点目といたしまして商工会に対します運営費の補助、第６点といたしまして同じく商工会に対し、小規模事業者育成補助などがございます。

そこで現在活性化を図るということにおきまして、実施に向けて鋭意検討を進めているものがございます。事業資金、融資斡旋制度のパソコンによります処理システム、あるいは商店会が催しますイベントに対する補助制度などがあるわけでございますが、当面これら改善を図るなどしながら、活性化を図っていきたい、とそのように考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今の具体的数値で、近隣他市との比較をしていただいたわけでございますが、比較状況については理解をいたしました。いずれにしても、同レベルのところもありますけれども、総じて言えることは、やはり日野市の場合は非常に恵まれた環境下の中での行政が行われているということは間違いないことではないかと思います。

そこで最後の部分の、今後の産業振興に向けての具体的な施策に関連することでございますけれども、先ほどは生産額といいますすか、そういった面で申し上げたわけですけれども、商工業に直接かかわりを持つ人の数につきましても、おおよそ２万7,000人、これは工業関係が１万7,000、商業関係がおよそ１万でございます。当然これに関係する家族等々含めますと、この数字の２倍、あるいは３倍という数字になるんだろうと思います。ただ産業振興策だからといって、商工業にかかわる人のために特別何かをすべきであるということでは決してないというふうに私は思っております。また関係することは何かと、直接のかかわりにだけこだわる必要もないというふうに思います。今、生活環境部長の方から極めて密接な関係あるもののみを幾つか答弁していただいたわけでございますが、余りそういった方面だけではなくて、もっと広い範囲でその関係というものを見ていいんではないかなあというふうに思います。ただ一つだけ、そうは言いな

がらも一つだけこだわりたいたところがございまして、例えば役所の中における直接商工関係にかかわりを持つ人でございますが、これは当然ながら生活環境部であり、そして産業経済課であり、商工観光係というのがあるかと思いますが、こういったところではないかというふうに思うわけですが、これはスタッフ３人というふうに伺っております。果たして３人で商業、工業、観光をサポートして、また年間１兆円にも近い生産額、あるいは80億円前後の納税者の面倒といいますか、面倒を見るといいますか、行政対策といいますか、そういうことが本当に現在の配置状態の中でできているのかと。で、これをちょっとお伺いをしたいんですが。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お尋ねの件につきまして、確かに現在商工、観光行政に携わります職員は、課長補佐を入れまして、直接的には３名でございます。そういう意味から申し上げますると、決して十分な体制とは言えないことは確かでございます。しかしこれからの体制というものを考えてまいります中で、基本的にそれがどうしていくか。現在、行政の中で全体的に人員不足を来している現状の中で、いかにそれを解決していくかという点におきまして、とりあえず先ほども――とりあえずという形でお答えしておるわけでございますが、パソコンによります電算化によっての現在業務の見直し、改善を端緒といたしまして、今後しかるべく体制を整えていきたいと、そのように考えておる次第でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ぜひ今の答弁に期待をしたいところなんですが、私自身が感じるところの産業振興に向けてのサポートとしてどんなことがあるか、あるいはこういうふうにとらえてもいいんではないかというようなことについて、一、二触れさせていただきたいと思います。これは考え方なり、とらえ方の問題によっていろいろ違ってくる面もあろうかと思います。また私が申し上げるのは、結果としては単に商工業関係者だけの問題ではなくて、結果として市民全部の方にも必ず効果が出てくること。それを商工関係で多大な歳入があるわけですから、それで補ってはどうかという観点で、二，三申し上げておきたいと思います。

例えば勤労者用の住宅の確保、これも今までいろんな方からも要望が出されております。これだけ勤労者の多い町でありますので、そういった意味では市営住宅なり、あるいは都営住宅等々のより確保といったことも、これは産業振興のためにも大事な施策の一つではないかというふうに思います。

それからスポーツ、文化施設の充実ということでございます。これは９月議会で、私は健康増進という面から、施設充実についての要望をいたしました。産業振興のかかわりでも、充実ということが非常に大切なことではないのかなあと。よくこの商工関係に従事している人たちから聞かれる言葉として、野球場一つない、あるいは体育館も十分なものがない。日野市では一体何に重点を置いているんだ。おれたちが一生懸命税金を稼ぎ出してて、どうなっているんだというような声が方々から聞かれているのは、これは十分市長初めとした理事者側も耳にしていることではないかなあというふうに思います。そういった声にこたえるためにも、もっともっとこれは声にこたえるということは、結果として商工関係の活性化なり、あるいは市の活力になっていくんではないかなあというように思うわけでございます。

それから保育園なり、あるいは学童クラブの充実、こういったこともその域の一つに入るんではないかなあと思います。現在は福祉行政ということで扱われているわけですが、これは間違いなく大きな分野から言えばまさに福祉行政の一つだろうというふうに思いますが、これも産業振興という面でとらえてもおかしくない問題でございます。

それからさらにバス路線の充実ということでございます。これは先ほど工業生産においては、26市においても２位、あるいは３位という位置づけ。しかし一方では、商業関係の売り上げは若干規模に比べて見劣りがするわけでございますが、これはやはり人の動きという意味では、バス路線の問題が非常に影響を及ぼしているんではないかなあと思います。足の確保、利便性というものをよくすることによって、結果として産業振興にも極めて大きな価値が出てくるんではないかということでございます。

現在バスの運行に市が補助している金額は、およそ1,700万円というふうに伺っております。しかしその金額に対して一方では、乗る人が少ないのにもったいないとか、あるいは限られた地域だけにというような言い方をする部分も、一部あるようでございますけれども、しかし現在運行されている、例えば高幡不動駅から平山城址公園駅間のバスの時間でございますが、これは１時間10分、70分に１回の割合でございます。これでは利用したいと思っても、とてもこう辛抱強く待てる状況ではないんではないのか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）まあ一部の人のためにとか、利用者が少ないのにというようなとらえ方をしてしまうと、何かもったいないようなという言い方になりますけれども、市の行政サービスというのは、サービスをやればやるほどお金もかかるのは当然ですし、また一つ一つそういう一部の人というとらえ方をしますと、どんなサービスもすべて一部分の人の対応ということになるんだろうと思います。

こういったことを考えますと、先ほど数字を挙げて申し上げましたように、商工関係では、日野市は他市にも誇る大きな、大きな財源があるわけでございますので、そういう面でぜひもっともっと有効な使い方をしていいんではないのかなあというように思っております。特にこのバス路線の絡みで言いますと、例え1,700万が倍になっても、5,000万円になったとしても、そのことによって日野市が活性化をする。またそれが将来に向けての大きな種になるんだということであるならば、十分検討していく価値があるんではないかというように思っております。以上、産業振興のための対応事例として、幾つか挙げたわけでございますが、いずれもこれら挙げた問題というのは、市民全部の人たちにとっても極めて貢献できる、あるいは期待のしている部分ではないかと思います。日野市という大変恵まれた産業基盤を持った都市の特徴を生かして、そして行政を行っていただきたいというふうに思うわけでございますが、全体の疑問といいますか、要望に対しまして市長からのお考えがあればお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の指摘されるものは、我々が日常考えておることに符合することと思っております。ただ日野市の今日の発展経過におきまして、いわゆる産業経済行政ということに関しましては微力であるといいましょうか、まだ本格的な取り組みまで至ってないというふうに受けとめております。

農村社会が、急速に都市化という変化を遂げつつある今日の情勢でありますので、いわゆる勤労者の方々を一般市民と同じ対象に見定めまして、ハードな面では御承知のとおり今将来に向かっての、都市基盤の整備を進めておる。それからこれまで人口に伴って、待ったなしの福祉でありますとか、教育でありますとか、そういうことにはかなり力を注いだわけでありますけど、これからいわゆる余暇時代に向かって、特に勤労者を対象とする文化施策、あるいはスポーツ、レクリエーションの施策が社会的に重要になってきたと、こういうことも今まで申し上げておるとおりであります。八王子市、あるいは町田市、これはもう１世紀、２世紀の過去の物資の集散地としての、いわゆる経済基盤を持っている町でもあります。多少そのあたりに差がある。それから日野市には幸いに御指摘のとおり、いわゆる大企業、つまり外に向かって、つまり海外、あるいは国内に向かって、いろんな社会が必要とする資材を生産をされている。生産工業が大変な、日野市の、いわゆる生産力の大部分を占めておるということになるわけでありますし、一方のいわゆる小規模事業者と言われる階層は、市民生活に対しまして物の供給、生活

資材の供給とか、いわゆる当面的なものが主流になっておる。そこに大きな差がある。したがって地元の産業奨励を大企業に対してどうこうという手段はなかなか難しいわけでありますけど、やっぱり基盤整備、特に従業員の方の師弟がきちんと教育におきまして、あるいは児童福祉におきまして守られている。あるいは遊び場、公園とか自然環境とかということで人間性を養うに十分な環境がある。こういうことにつきましてはすべて均てん的に行政サービスだけではないわけでありますけど、公平には行き渡っているというふうに認めていただきたい、とこう考えております。

結論といたしまして、今指摘されました財政力でありますとか、あるいは生産に対します行政投資の関係でありますとか、こういうことも一つの指標になることはもう言うまでもありませんので、これから――まあ地元のいわゆる経済産業の行政、対象はどうしても中小企業という範疇に入ると思っておりますけど、一定の態勢を整えながら、いわゆる地域社会としての活性化のこともありますし、なるべくならば地元の消費を地元で間に合う、こういう状況をつくり出す必要があろうと思っております。御指摘のことに、これからむしろ積極的に取り組む時期になっておることだけはお答えできると思っております。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。私、今申し上げたように、決してある特定の大企業なり、あるいは産業にかかわりをしている人だけのための施策ということではなくて、一般住民、みんなを含めたことに結果的にはなるんで、そういう意味でぜひより注力をしていただきたいということを言っているつもりでございます。

最後に市長は、緑と文化の市民都市を目指して、日野市基本計画というものを出しておられます。その基本目標として五つの柱があるわけでございますが、その第４項の中に、「活気ある産業と豊かな消費の町」という項目を掲げておられます。産業そのものは、数値が示すように極めて活気があるというふうに思われます。しかし大事なことはその行政と産業間の間にもみなぎる活気が必要ではないのかなあというふうに思います。働き出した税金といいますか、そういったものがやっぱり実になっているということが感じられるような、そんな政策をぜひ期待をしたいなあというふうに思います。この基本計画に沿った立派な町づくりがあるわけでございますんで、そのためにも、そして産業振興にも通じるような予算組みをして、これをぜひ実現をしていただきたいということを申し上げまして、一番目の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって４の１、日野市をより一層活性化させる為に、商工関係に関する予算をさらに充実せよの質問を終わります。

一般質問４の２、老人（70歳以上）入院見舞金の給付方法および制度の一部改善をの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　　それでは２点目の質問をさせていただきます。

70歳以上の入院見舞金の制度がございます。この制度は先輩議員の皆さんが、まさに熱心な論議の結果、でき上がってきた立派な制度の一つであるというふうに伺っておりまして、敬意を表する次第でございます。そして制度発足から２年ほど経過をしたというふうにも伺っております。

平成元年度のこの制度実績といいますか、請求された数が926件、給付金といっていいのか、見舞金といっていいのかですが、およそ2,000万弱、1,961万円というふうに伺っております。制度としましても相当浸透しているんだなあということを思いますし、また多くの御老人に大変喜ばれているというふうにも伺っているところでございます。このすばらしい制度を、まあ大変おこがましいわけでありますけれども、もっと市民本位のものとしていくために、いま一歩改善をして利用者の声に沿って、さらに喜んでいただける制度にしてはどうかということで、今回取り上げさせていただきました。

制度の詳細については、ことしの９月15日の「広報　ひの」の「敬老の日　特集号」で改めて紹介をされていました。この内容は申し上げるまでもないわけでございますが、日数に応じまして5,000円から最高５万円まで七つのランク分けがされておりまして、なかなか充実した制度だなあという感じがいたします。ただその請求条件といいますか、給付条件なり、その方法と、それから対象範囲に関しまして、若干の疑問、あるいは市民からの要望の声もございますので、そのあたりについてお伺いをしたいと思うわけでございます。

請求条件でございますけれども、一つは退院のとき、それから入院してから151日以上のときということになっております。これはせっかく七つのランクに分けられているわけですから、どの時点でもその条件を満たしたときに請求できるといいますか、支払いできるというか、そういうことに改善できないかどうかということでございます。

それから２点目に請求方法でございまして、これにはわざわざ括弧して、（郵便局の使用はだめ）だと、こういうようになっております。いろいろ制約事項があるとは思いますけれども、このあたりを何とかできないものかどうか。それとあわせまして当然途中での給付が条件になってきますと、本人が取りに行けない場合も生じてくる。まあ家

族が行けばいいということもあるかもしれませんが、やはり本人が直接ほしいなというようなときもあろうかと思います。そういったときに、振込方式といったものが取れないのかどうか。あるいは郵送システムができないのかどうかというようなこと、こんなことについてどんなお考えを持っているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから３点目に、入院見舞金制度の年齢範囲は70歳以上ということで、これは当然制度そのものの健康管理手当との兼ね合いがあるわけでございますけれども、この見舞金の部分だけについて、例えば65歳以上にも適用できないかどうか。当然費用が2,000円、老人健康管理手当は１万4,000円のうちの2,000円が、この見舞金制度の方に回されているわけですから、それに充当する分の2,000円というのは必要になってくるわけですが、65歳以上で、任意で2,000円を払い込めば、同じ扱いができるというようなそんな方法が検討できないのかどうか。以上についてまずお伺いをしたいというように思います。

○副議長（福島敏雄君）　　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　御質問にお答えしたいと思います。

まず第１点目の請求条件は、退院のとき、あるいは入院から151日以上のときということになっております。入院日数に応じた給付制度に改善できないかという御質問でございます。現行制度の中では入院日数、７日以上を最低の請求日数の条件といたしまして、入院の日数に応じまして、5,000円から５万円の７段階の給付をしておるのが現状でございます。請求のできる期日につきましては今申し上げましたとおり、退院のとき、あるいは入院日数が151日以上になったとき等になっております。なお、入院日数が７日以上になった場合には、入院の途中でも入院日数に応じた請求ができないかということでございます。これらの現行の規則を改正することによって可能でございます。ただ請求するにはやはりそのつど入院の日数が確認できる書類が必要となってまいります。医療機関によりましては、いわゆる入院の精算の時期が例えば10日締切とか、15日、20日締切とか、いろいろあるようでございます。そのように聞いているところでございますが、いずれにしても入院途中での、入院のかかった領収書、あるいは証明書等が必要になってまいりますので、請求者についてもかなりの負担がかかってくるんではないかというふうにも、考えるわけでございます。

それから２点目の請求の方法についてでございます。郵便局の使用はどうであるか、あるいは振り込み方式は取れないか、郵送のシステムは取れないかという御質問でござ

います。この最初の郵便局の使用につきましては、これは自治法の規定によりまして、市では金融機関を指定して、市の公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせることができるということになっております。また口座振替の方法によりましても、法に基づきましてできることになっておりますが、郵便局の場合には銀行と金融機関との、いわゆる民間金融機関との相互間で結ばれておりますところの為替の取り引き契約、こういうものに加入していないということで、郵便局の振り込みはできない、制度上できないということでございます。収納事務のみではよろしいんじゃないかというふうに考えております。制度的にちょっと現段階では難しい面があるということでございます。

それから振り込み制度、あるいは郵送システムでございますが、請求書等につきましては、申請に応じまして実際市役所の窓口、あるいは郵送によりまして受理しております。しかし見舞金の支給に当たりましては、基本的には本人自身のお手元に確実に届けるというのが一番ベターな方法ではないかと考えております。実態といたしましては、本人の指定する方法、口座振り込み、または直接窓口での支給方法を取らせていただいております。郵送方式にいたしますと、やはり現金書留ということになろうかと思います。郵送料金の問題、あるいは今申し上げましたとおり、請求者以外の者が受理してしまうというようなケースも考えられるわけでございます。そのようなことから、できれば現行の、現在の方式にとどめさせていただきたいというふうに考えております。なお口座振込の指定をされている方は、ほとんど100％に近い方、実際窓口に取りに来られる方は月１件あるかないかというようなのが現状でございます。

それから最後でございますが、入院見舞金制度の年齢の範囲を65歳まで引き下げまして、2,000円の有料の任意加入方式はどうかということでございます。この入院見舞金は70歳以上の方の、いわゆる相互扶助を目的とした全員加入を原則としております。制度的には会費2,000円とする任意加入でありますが、相互扶助の精神、目的が理解されまして、結果的には全員加入となっております。今まで若干のトラブルがございましたが、制度発足来２年目を迎えまして、順調に事業が執行されているところでございます。会費の納入に当たりましては、御指摘のとおり健康管理手当の支給にあわせまして、納入してもらっております。そういうようなことから全員加入ということが実態でございます。御指摘のように年齢の引き下げ、会費2,000円の有料任意加入という方式の制度を取り入れた場合には、現在加入している70歳以上の方々、こういう方々の制度への見解が非常に不明確になりまして、相互扶助を目的といたしまして、全員加入しているこの原則が損なわれるようなことも考えられます。

いずれにいたしましても、年齢の引き下げ、あるいは制度の拡大、充実につきましては、これら制度の定着を見ながら検討を加えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

若干再質問をさせていただきたいと思いますが、基本的にはこの項目については要望的な形で問題提起をさせていただくということでございますが、まず最初の請求条件にかかわる問題ですが、入院をしている人の立場ということになったりしますと、あるいは見舞金という性格からしますと、退院をしてからいただくというよりも、やはり入院中にいただくということの方が、見舞金としての価値といいますか、はるかに感謝がよく伝わるんではないのかなあと、市がこんなことまでやってくれているという意味でですね、感謝の意が強く持たれるんではないのかなあ。あるいは入院中の人自身の励みにもなるんではないかなあというふうに思うわけです。

事務手続きのことを考えますと確かに煩雑的な部分が出てくることはくるわけですけれども、やはりこの目的に沿い、そしてそのことによって対象者であります御老人が喜ぶということを考えるならば、多少の事務煩雑化なり、問題等があったとしても、努力可能の範囲ではないかなあというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただけないだろうかなあというふうに思います。

それから２項目の郵便局にかかわる問題でございますけれども、確かに為替取り引き契約との兼ね合いということで難しいということは理解できるわけでございますが、しかし今回の議会の中でも、市民課事務の一部郵便局への代行ということで、一歩前進をしているわけですから、この辺は法の制約に触れてはもちろんいけないわけでございますけれども、何と言いましても銀行の数よりも郵便局の方が身近にある金融機関ということになろうかと思いますので、そういった面でも検討してみる価値はあるんではないのかなあというふうに思います。

それからあわせまして郵送システムでございますけれども、これは請求者以外の者が受理することもあり得るという心配、これはあるかもしれませんが、そこまで家族を疑っているわけじゃないでしょうけども、その必要もないんではないのかなあと、そしてまた入院中の人に郵送するということですから、間違いなくもう本人に届くわけでして、そのあたり郵送料の問題ありますけれども、これもサービスの範疇でできればなお問題ないんではないのかなあということも思いますので、ぜひ御検討をしていただきたいな

あということでございます。

それから最後の年齢範囲の関係でございます。現在、65歳以上の人がおおよそ８％ぐらい、人数にしまして１万3,000人ぐらいになろうかと思います。70歳以上の人の数が市民全体の0.5％ですから、およそ8,000人程度が見込まれるかと思います。そうしますと、65歳から69歳までの人というのが、およそ5,000人前後になろうかと思います。で、先ほどこの高齢者福祉条例との兼ね合いで、その全員加入の問題が難しくなるというような言われ方をしたわけですが、１万4,000円の健康管理手当の中から2,000円を別建てにした管理をしているということですから、そうなりますとその2,000円の扱いにあわせて65歳以上の人を、この入院見舞金という扱い方をすれば、その70歳以上の制度まで侵すような話にはならないんではないのかなあというふうに思うわけです。

こういったことも含めまして、ぜひ今後積極的に検討をしていただきたいということを申し上げまして、今回は要望的な感じでこの問題を取り上げさせていただきましたので、ひとつよろしく御検討のほどをお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって４の２、老人（70歳以上）入院見舞金の給付方法及び制度の一部改善をの質問を終わります。

一般質問５の１、より豊かな女性の未来にむけて（パート・サテライトの設置について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　通告に従いまして、より豊かな女性の未来にむけて（パート・サテライトの設置について）質問をさせていただきます。

労働省は12月２日、平成２年度版の婦人労働の実情であります「婦人労働白書」を発表いたしました。好景気によるところの人手不足で、女性の職場進出に拍車がかかり、平成元年の女性の雇用者は1,749万人で、前年に比べますと79万人もふえております。史上最高の伸びとなりましたが、特に中高年齢層のパート労働での伸びが大きく、15歳以上の女性人口に占める雇用者の割合は34.2％と、初めて３分の１を超えました。元年の女性雇用者は、前年比79万人、4.7％増で、増加数、率とも男性の61万人、2.1％増を上回っております。この結果雇用者総数に占める女性の割合も、過去最高だった前年より0.6ポイント上昇し、37.4％に達しました。年齢別に見ましても、20歳から24歳が292万人と最も多いわけですけれども、40歳から44歳が238万人、45歳から49歳で、225万人の順であります。前年に比べますと40歳から49歳層が38万人、50歳から64歳層が15万人とふえ続け、中高年齢層の伸びが著しく、労働省では１、パートなどの再就職の増加、

２、団塊の世代が40歳層に移行してきたためと分析をしております。

人手不足を反映して急増しているパート労働者のうち、数が正確に把握できる非農林業の短時間雇用者は602万人で、７割強の432万人が女性であります。農林業の方と、休業中の方を除くと、女性の雇用者の４人に１人がパート労働者であると言われております。

労働省が作成をいたしましたパート・タイム労働対策要綱において、パートタイマーとはそのものの１日、１週、または１カ月の所定労働時間が当該事業所において、業種の業務に従事する通常の労働者を言いますと定義づけております。一般労働者との関連においても、身分的な区分を意味するのではなく、短時間就労という勤務の形態を意味するものであります。働く時間が短いというだけで、そのほかのことはすべて一般労働者と同じであり、雇用労働者として労基法などの労働保護に関する法律の適用を受けることができますが、働く側にも使用する側にも、お互いの認識が薄い面があります。今や基幹的な労働力として欠かせない存在になっているパートタイマーですが、一般に労働条件や待遇の面では不利な立場に置かれている実情ではないかと考えます。　私も先日、パートタイマーで働くＦさんから市民相談を受けましたが、Ｆさんは昭和62年９月に労働基準法が改正され、昭和63年４月より施行されておりますパートタイマーにも在職期間によって、年次有給休暇が比例付与され、年休を使えることを知りませんでした。好きなときに、好きなだけ働くのがパートだから、労働基準法は適用されないと思い込んでいたようです。

また就業理由についても、生活費の補てん、不時のための貯蓄、学費、教育費に充てるなどの経済的理由と、家にこもっていたくない、能力や技術を生かしたいなど、家庭、主婦層の人生サイクル、生活パターンの変化、あるいは高齢化社会等の到来によって等の理由がいろいろと考えられてきております。さらに雇用する企業の側からは仕事の内容がパートタイマーで間に合うこと、人件費が安く、雇用調整が容易であるなどを挙げています。このように需要とニーズの一致したところに今後もその傾向は一層顕著にあらわれることは周知のとおりです。

現在、こうした状況下に的確に対応するために、昭和56年度からパート・バンクを設置し、一定の成果を上げられてきておるようですが、現行のパート・バンクの設置基準は、中心都市の人口が20万人以上のところとなっております。現在、東京都の中には、４カ所設置されており、都下ですと立川職安の管轄で立川バンクがあります。労働省は、平成２年度でありますが、ことしからパート・バンクの設置されていない都市に、パー

ト・サテライトを設置されました。パート・サテライトは人口が10万人以上のところを対象として、既にパート・バンクが設置されている都市、及び設置計画なる都市を除いて、今年度15カ所設置される予定であります。さらに平成３年度には、20カ所設置するよう考えているようです。

またパート・バンクについては、既に設置の52カ所に加えて、ことしは５カ所設置され、３年度には10カ所の設置を見通しております。日野市の人口からいたしますと、人口10万人以上、20万未満の都市に設置されますパート・バンクのミニ版とも言われますパート・サテライトの設置を、ぜひ職業安定所を、また国へ申し出ていただき、誘致をしていただきたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

次に急速に進む高齢化社会の到来により、老後生活の不安が高まり、定年後も就業を希望する人がふえております。正社員として雇用されることは困難なので、パートでもよいから就業したいと考える人がふえつつあります。したがって将来パートという就労形態は、主婦層だけに限らず、高齢者の有力な就労形態となってきます。こうした観点から市民と事業所を対象に高齢者の就労実態調査を実施していただきたくお伺いいたします。

さらには市内の事業主を対象に、奨励金か助成金の制定をしていただけないでしょうか。御見解をお伺いいたします。以上、３点について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御質問の点につきまして、お答えいたします。

今、御質問の中で言われましたとおり、大変パートタイム雇用が増大する傾向にありまして、このような中でパート・タイム希望者に対する情報の提供、職業相談、職業紹介、さらには求人等に対する雇用管理指導等、パート・タイム雇用に関しましての総合的なサービスが社会的に求められております。

御存じのとおり、このような状況の中で労働省が、今お話にありました昭和56年、パートタイム雇用の需給が集中している大都市で、パート・タイム雇用にかかわる職業相談、あるいは職業紹介等専門に取り扱う機関といたしまして、パート・バンクを設置しておるわけでございます。さらに大都市のみならず各地区におけるパート・タイム雇用に対処するため、大都市でのパート・バンクの設置とあわせまして、中規模都市に平成２年度よりパート・サテライトを設置しておるのは、お話のあったとおりでございます。これらは労働省の設置計画に基づきまして設置しているのが実情でございます。全国的に

も150カ所というふうに聞き及んでおるわけでございますが、そういう中でこの計画に乗ることが非常に困難な実情にございます。一応の規模に従いまして適合するから設置してほしいと申し出ましても、なかなかそのようにいかない面があるわけでございます。しかし御趣旨に沿いまして私どもといたしましては結果はともかく、関係筋の方へ働きかけをしてまいりたい、そのように考えております。

職業紹介等に関する行政は、御存じのとおり国が管轄しておりますので、市が行える範囲は大変限られたものでございます。今後とも当市におきましては、当面八王子、あるいは立川の両職業安定所、立川のパート・バンク、また調布のパート・サテライトと連携した中で、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に雇用促進の奨励金ということでございますが、勤労者の多くは定年退職という生活環境の変化が待ち受けておるわけでございますが、定年退職後も仕事を持つことは経済的安定、健康維持、そして生きがいを見出せることになり、高齢者雇用の促進は重要な問題として認識しているところでございます。労働省の調査によりますれば、55歳から69歳までの高齢者の就業者は男性で70％以上、女性で40％となっているそうでございます。先ほどもお話あったとおりでございますが、そして未就業者のうち、就業を希望する人は、男性で50％、女性で30％と高い就業意欲を示しております。しかしながら高年齢者に対します求人は絶対数が少なく、職種も限定されており、東京都におきましても60歳以上の求人１人に対して、就職希望者が３人ないし５人という状況にあると聞いているところでございます。

高年齢者雇用の安定を図るため、国で高年齢者等の雇用の安定等に関する法律を定めており、その対策を講じておるところでございます。その法律によりますと、60歳定年の法制化、あるいは高年齢者の再就職の促進、また事業主による再就職の援助、高年齢者雇用安定センターの開設、またシルバー人材センターの設置、あるいは国の援助等、以上の内容によりまして、定年退職者やその他の高年齢退職者の職業生活の充実、そして福祉の増進を図っています。

また高年齢者を雇用した場合、事業主への国の援助制度は高年齢者多数雇用奨励金、また特定求職者雇用開発助成金、あるいはその定年退職予定者等再就職援助促進助成金、四点目といたしまして高年齢者職場改善資金、最後に継続雇用制度導入奨励金などでございます。雇用に関します業務は国が所管しており、特に高年齢者雇用促進につきましては、その制度の範囲が拡大されております。市行政の段階でどのような分野でどのように対策ができるかを含めまして、研究課題とさせていただきたいと考えておる次第で

ございます。

次に実態調査の実施でございますが、これにつきましては現在近い将来におきまして実施すべく鋭意準備を進めておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

今、御答弁いただいたわけでございますけれども、その中で八王子市では職業安定所ございますし、立川市には立川の職安と、それに兼ねてまたパート・バンクが設置されております。今お話がありましたように、調布市では今年度でしょうか、パート・サテライトを職安から指定という形でしょうか、また行政の働きかけもあったんではないかと思いますけれども、相互の理解のもとに設置をされたんではないかと感ずるわけでございますけれども、ぜひ新しい趣向でございますけれども、日野市におかれましても、こういった新しい国の制度を先取りをしていただけるような、そんな施策を近い将来きちっと位置づけというか、お考えになっていただきたいと思います。このパート・サテライトを設置いたしますと、国というか、職安から職業相談員もきちっと１名ないし２名は配置していただくという制度でございますので、そういったものをぜひクリアしていただいて、近い将来、この近年５カ年の計画の中で、全国で150カ所を予定しているようでございますので、できないということではなくて、今御答弁いただきましたように研究課題の中でしっかりとした位置づけをしていただければと思います。

日野市の実施基本計画の中で、私、以前にパートで働く婦人が生き生きと働き続けるためにということで、以前一般質問させていただきました。その中で労働相談の年２回の設置でございましたけれども、月１回から週何回かというふうに、年次計画を建てられて推進をしていただきたいということでお願いもしてきたわけでございますけれども、現在、月１回まで労働相談が開かれるようになりまして、平成４年度には週３回というふうに、この日野市実施基本計画の中では計画を折り込んでいただいているわけでございますけれども、そういった中でぜひ労働相談は、労働上の問題の相談だけでございますけれども、そのほかにこのパート・サテライトというものは、職業相談とか、職業の受理及び職業紹介とか、求人の受理及び相談というふうに、もう少しまた開かれてきますので、ぜひその辺の整合性も持たせていただきまして、今後の検討の中に含めていただきたいと思いますが、その辺もお伺いしたいと思います。

それからもう１点、今シルバー人材センター等を初め、いろいろと日野市の中で行われている施策の位置づけの中から御説明をいただきましたけれども、私が今お願いして

いるのは、そういったものではなくって、市内の事業者に対する中小企業者といいますでしょうか、そういった方々が高齢者の雇用を促進した場合には助成金と申しますか、奨励金をつけていただけないかという質問でございます。これは一つの例に、まあ位置づけられるかどうかわかりませんけれども、一つの施策といたしまして、日野市障害者雇用促進援助事業実施要綱というものがございます。障害者に関しましては、中小企業、また事業者、市内の400幾つかの事業者に月に３万円でしたかしら、何がしの補助金を出しているわけでございますから、ぜひ高齢者にも求人というか、求職、就業の非常に厳しい状況に置かれる方々でございますし、さりとてといって高齢者の中で長生きをして、いつまでも元気で働いていただけるというものに対する一つの制度というものを実施していただければと考えた次第でございます。この点について市長さんはいかがお考えでございますでしょうか。パート・サテライトとそれから高齢者雇用促進のための奨励金と申しますか、助成金の制度について制定していただけないかどうか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会が進行するに伴い、いろんな社会事業と申しましょうか、新しい発想が必要だということは、もう言うまでもないと思っておりますので、御提案のパートタイマーの雇用先、あるいはパートタイマーの相談所に位置づけられるようなそういう施策を、むしろ誘致しないかと、こういう御提案でございますので、当局に御相談もし、条件が整えば声を挙げてお願いをしてみたいと、こんなふうに伺ったところです。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

これが設置されましたところによりますと、大体１日に30名から50名の方が相談なり、いろいろとこう持ちかけていって利用されているようでございます。非常に利用率というか、高い比率でございますので、ぜひ今後の施策の中で対応していただければと思いますので、どうぞ前向きな御検討をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって５の１、より豊かな女性の未来にむけて（パート・サテライトの設置について）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問５の２、火葬場の改築および市民葬斎場の建設促進についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　続きまして火葬場の改築および市民葬斎場の建設促進について、質問をさせていただきます。

人類起源のこの方、生ある者は必ず滅するとの言葉どおり、生死を繰り返してきました。この厳粛な事実は経験的にはどなたも知っていたかと思います。人が亡くなられるという現象に対して、他の残された人たちが弔いの儀式を行うようになったのは、かなり後のことと伝えられています。

日本では上古、土葬が行われていたようですが、次第に火葬が伝えられてきたと言われています。初めは高貴な人たちの間で行われ、10世紀以降には広く民間の風習として広まってきたようです。

さて、日野市営火葬場は、昭和39年、３月31日に公設民営という経営管理形態の中で設置をされてきましたことは、認識をするところであります。日野市民を初め、多くの方が利用されておられることも御存じのとおりでございます。この間建物の老朽化、炉の損傷等もあり、その都度手を加えられておられることも理解するところでありますが、ここで私はさらに整備充実をしていただきたく、数点にわたり質問をさせていただきます。

第１点といたしまして、一つ門塀のブロックの損傷が目立ち、美観を損ねておりますので、塗装直しと申しましょうか、化粧直しをしていただけないでしょうか。二つ、火葬室と炉前ホールに、クーラーを設置していただけないでしょうか。特にことしの夏は異常とも言われる猛暑でありましたので、会葬者の方も、作業をされる方たちも大変だったようです。私もこのときに伺って感じたことでございます。三つ目といたしまして、現在、園庭に砂利が敷かれておりますが、火葬室から待合室へ移られるときに、女性の方はハイヒール等の靴を履いていますので、靴のかかとが砂利の中に入って、足元が大変歩きにくくなっています。部分的でもよいと思いますので、舗装していただければと思います。４として、待合室の和室等の箇所で、部屋に上がるぬれ縁のところが高く、大変滑りやすくなっておりますので、工夫をしていただけないでしょうか。五つ、委託業者の事務所、控え室の改修等、会葬する方の運転手の控え室の設置等もお願いしたい

と思います。さらに何かの工夫で、煙突の地中化についてできないでしょうか。何か名案がないかと考えたわけでございますが、以上６点についての整備をお願いできればとお伺いいたします。

次の質問といたしまして、火葬場の現状と問題点について教えていただきたいと思います。

第３点目といたしましては、今後建物の老朽化が続き、建てかえの時期もあろうかと思いますが、改築計画について教えていただきたいと思います。

第４点目といたしまして、市民葬斎場の建築促進についての考え方をお伺いいたします。過日の日本経済新聞に報じられておりましたが、手狭で自宅葬儀が減るという見出しで出ておりました。都内の冠婚葬祭互助会が13年前より、３年ごとに調査をして、今回で５回目ということでありますが、東京、神奈川、埼玉、千葉の400世帯を対象にアンケート調査を行っております。その結果、自宅での葬儀は43.6％、前回より20.2％も減少しているといっております。特に都内においては37.7％で、他の３県は52.9％でございますけれども、それに比べて大きく落ち込んでいるとのことです。同互助会ではこのような現況はアパートやマンション暮らしの家庭が急増して、自宅を会場に利用できなくなっているためと、年々規模が拡大して、会葬者がふえてきており、葬儀の費用も平均354万44円と前回比10.8％増であるとのことです。これは寺院や斎場等利用される費用も含まれていると思われますけれども、こういったケースが急増しているということでございます。だれもが直面する問題でございます。団地等の場合は集会場等の施設が利用できますが、宿泊等はできない状況でございます。また地域によっては地区センター等の利用申し込みが多い状況でございますが、この利用も現状では不可能でございます。

自宅で葬儀のできない市民の方にとって、葬祭の場所が必ずしも十分に求められる現状ではありませんので、ぜひ市民葬斎場の建設を考えていただきたくお考えをお伺いいたします。現実の問題として避けられない切実な課題でございますので、ぜひ基本計画の中にも今後含めていただけたらと思い、御所見をお尋ねしたいと思います。以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは順次お答え申し上げたいと思います。

火葬場におきます６点の修繕でございます。これらにつきましては逐次実施していく手立てになっております。なお煙突の地下式につきましては、構造的にちょっと施行が

困難な状況であるということを申し添えたいと思います。

現在の火葬場は大変古い時代に設置されたものでございまして、現行建築基準法以前に建設いたしまして、その後何回かの改修等を経て、現在に至っておるわけでございますが、そういう次第でこの基準法に適合した建物とはなっておらないというところが、大変大きな課題となっておるところでございます。

改修計画ということにつきましては、今申し上げましたような実情でございますので、大変厳しい状況に置かれているということを申し上げなければならないと思います。しかし現実は施設の老朽が大変目立って苦慮しておるところでございます。主管部局といたしましては、早急に条件をクリアしまして、解決を図っていきたいと考えておるところでございます。

最後に葬斎場のことでございますが、最近とみに申されるとおり、住宅事情、あるいは生活様式の変化から、自宅での葬式ができにくい状況になっておりまして、またこのような状況とあいまって、隣近所との交際が少ない状況では、迷惑をかけるより、多少の費用がかかっても、自宅以外での葬儀を希望すると、こういう人もふえております。葬儀や儀式に利用できる葬斎場、中でも使用料の低廉な公営葬斎場を望む声が多く寄せられる状況にあるわけでございます。市内には民間の葬斎場4軒あるというものの、この問題は行政にとりまして見過ごしにできない課題となってきておるところでございます。用地を含めまして、多くの問題を抱えておるわけでございますが、基礎調査にかかっていきたい、そのように考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ただいま改築というか、現状の問題点についてお伺いしたわけでございますけれども、改築に当たって都市計画法――建築基準法の適合となっていないとおっしゃられましたが、これはどこに適合するんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　これは基準法の第51条でございます。51条を見まする と、次のようなことになっております。「卸売市場、火葬場、又は屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならない」というくだりがございます。建築基準法の第51条でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ちょっと私の理解があれだと思いますけれども、私、自分で勉強した中で、またいろいろとお伺いさせていただきたいと思いますけれども、私「日野市史」をずうっと議員になってから読んでまいりまして、その中で火葬場の経緯というものも市史の中に若干触れられておりまして、そこを読んだときに随分古い歴史があるんだなあということも感じまして、桑田村という全く私なんかのわからない旧桑田村の所有で、疫病による死者の火葬場として、それを使用されていまして、ずうっとその経過の中で日野町との合併があり、そしていろいろとその当時は土葬であったようでありますけれども、伝染病がこうはやってまいりまして、それは土葬では無理ではないかということで、火葬をするようになったということ。そういったこうずうっと市史を読んでいく中で、経過がわかってきまして、そういった中で昭和39年に市でそこの場を委託という形で受け継いだわけでございまして、その間の昭和、今年度まで幾度となく改修というか、手を加えられてまいりまして、その期間にずうっと、あそこはちょうど多摩平団地ができるときの状況等もかんがみまして、墓地というんですか、それが移設をされてきて、それと付随をして、火葬場もできてきたんではないかというふうに理解をしたわけですけれども、そういった中でその後いろいろと住宅の専用地域が第１種専用地域に用途地域が変わってきたわけでございますけれども、その変わってきた時点で、用途地域の変更はなされたのかなというのを一つ感じました。

それからもう一つはあそこにこう本当に――火葬場がありますので、近隣の住民の方たちはそのことを含んで日野市に、そこに居を構えたのかどうかということもちょっと素朴な疑問というか、私の疑問として浮かんだわけでございますけれども、用途地域の変更をすべきではなかったかなというのを感ずるんですけど、その辺は（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）建築課の方に伺った方がいいんでしょうか。それとも生活環境部の部長さんの方でよろしいんでしょうか。ちょっとお尋ねの仕方があれですけれども、どちらかわかる範囲での御回答というか、お願いできればと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　私の方からお答えをいたします。

火葬場につきましては、都市計画法に基づきまして、位置の決定が必要でございます。ですから多摩平のあの地域は、豊田土地区画整理事業と称しまして、区画整理をし、用途地域をその当時改正をしているわけでございます。ですからその当時、都市計画法に基づきまして位置の指定がしてあればよかったわけでございますけれども、どういう理由があったのかわかりませんが、位置の指定がしてなかったというのが、現時点での火

葬場の改修なり、建てかえができない、そういうことだろうと思います。今、私ども急なちょっと質問でございましたので――あと用途地域との問題もあるわけなんですが、仮に現在その都市計画法の位置の指定をする場合、用途地域が第１種住居専用地域でできるかどうか、まあその辺のちょっと問題がありますけれども、現時点で私が知っている範囲内は以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

今、基準法の適合となっていないとこう伺ったものですから、用途地域の変更さえされていれば、じゃあ今後あそこはもう老朽化してくることは目に見えておりますし、現状といたしましても、利用状況としても昭和60年には575、ずうっと来ましてちょうど昨年は631名の方が火葬をされて――火葬というか、御利用されているわけなんですね。それで今議会の議案の上程のときには、市民部長さんからは条例によります第５条の６の国保条例を引かれまして、非保険者が死亡されたときにその者の葬祭を行う者に対して、葬祭費が３万円支給をされるという、で、亡くなられる方がふえておりますので、それも高齢者社会の中での一つのことではないかというふうに指摘をされておりまして、補正予算を計上というか、議案上程をされてきているわけなんです。こういった中で、これからますます利用者というものがふえていく中で、今後この改築を私たちとしてはどのように市民の皆さんに御説明をさせていただいたらいいか。また私も実際会葬者となって、御一緒するときもございますし、実際列席の場合と待合室で、少々のことではございますけれども、お茶の接待なり何なり皆さんと御一緒にお手伝いをさせていただくとか、そういった何回かあそこに伺わせていただく中で、この町というか、この住宅の中にこれだけの施設があるというのは、どういう経緯なんだろうなあということが、私のこの質問のきっかけになりました。

そういった中で今後利用状況がだんだんふえてまいりますし、そういった中で昭和何年でしょうか、南多摩斎場に加入をされまして、市長さんはそのときの行政報告の中で、「現状の火葬場は当分の間現状のまま使用に供していく、こういう考え方でございます。六，七年たちますと、例えば炉の改造、あるいはその機能をオーバーすることも考えられますので、将来の日野市の安定のために、この南多摩斎場組合に現在加盟していこうというものでございます。」と、こういうふうなことで行政の御報告がございまして、採択をされて、そして南多摩斎場組合に加盟をされているところですけれども、そういった中で、地の利的なものが、皆さん大変ではないかなあと思います。私、南部に住んでおりますから、近隣市と言えば距離的には私の方が近いんですけれど、実際じゃあ北の方の方たちが行く場合にはどうだろうかということも含んで考えてみたわけでございますけれども、そういった中で、この用途地域の変更ということが一番改築計画の中では問題となってくるんではないかと思いますけれども、例えばその基準法の中からいきますと、都市計画審議会に諮ったりとか、いろいろとこう手立てを踏んで行かなければならないと思いますが、今後そういったことに対してどのような手立てというか、ことを考えていかれるか、その辺をちょっとわかっていらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在の日野市火葬場は、都市整備部長もお答えの中にある程度触れておりましたが、多摩平区画整理事業の中で、古い慣例に基づいた現在位置をそのまま取り扱ったという、そういうことであります。そして加えて別な場所にあった墓地を隣接の土地に改葬した。ですから当時は周辺には特に今のような人家はなかったわけでありますが、その後宅地が分譲されてだんだん家が建って、住宅の中に位置する今日の状況になったと、こういう経過でありまして、都市計画的な手法を行うべき時点があったと思いますが、多分地積が狭いとか、あるいは住宅地に密接しているとかいうようなことで、表向きには１種住専地域に包含されてしまったと、こういうことだろうと推測をしております。日野市の一つの自治体としての本来持つべき火葬場でありますとか、あるいは葬斎場ということにつきまして、確かに弱い点があるというふうには感じております。そこで一つの緊急避難と申しましょうか、将来の――市民に説明のできる利用の可能な場所を確保しなければならないという積極的な考え方に立ちまして、たまたま南多摩４市で組合を設けております南多摩斎場組合に加入を認めてもらいました。それによって日野市が、市内にはありませんが、固有のそういう火葬場は持ち得たと、こういうことにはなっておりますが、市内に何とか――今までの慣例もございますし、現在の火葬場をできるだけ法的にも可能ならしめる地位がほしい、そして地積等も十分ではありませんが、伴っておりますいろいろな改善を施して、そうして用途が存続をできる状態は維持しなければならないという状況にあるのが現在の日野市の火葬場の使命と性格というふうに言えると思っております。できるだけの改善をしなければなりませんが、法的な建築基準法でありますとか、あるいは都市計画法という手法もなかなかクリアしがたいという一面の弱点を持っているということはまさにまた現実の問題でもあるわけであります。

地元で――後から来られた立場ということもありましょうから、積極的に反対運動はあり得ないわけでありますが、何かきっかけがあるとそういうことだって出ないとも限りませんので、十分礼を尽くし、また用途にも落ち度のないように維持管理をしていかなければならない、こういう立場にあるというふうに受けとめております。したがいまして、なるべく現在地で可能な限りの改善を施すということについては、御指摘のとおりでありますし、またそのような努力も一層施していく考えでございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今、51条に基づきまして質問させていただいたわけでございますが、51条の中で上段の部分だけ環境部長はお読みになったのかなあって、私はちょっと聞き漏れたのかもしれませんが、その辺もし失礼なことがあったらお許しいただきたいと思いますが、ただし書きがその後に出ているんですね。そのただし書きが「特定の行政庁が都市計画地方審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築をし、もしくは増築する場合においてはこの限りではない」というふうにうたってあるわけでございますけれども、このただし書きについて建築課の方と申しますか、都市計画審議会の方ではこういったことが諮られたんでしょうか。

それからもう一つはその建築課の方ではこういったものに対して、検討されたことがおありかどうか教えていただきたいと思います。（「うっかりやっちゃったんだよ、知らないで」と呼ぶ者あり）

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　先ほど私が答弁したことにもちろん関係してますし、また少し不足をしていましたので、私から御説明申し上げます。

現在の火葬場は建築基準法上は不適格建物と、既存不適格と、そういう形になっております。これは建築基準法が制定されたときに既にあった施設で、法律上はそこに建物として存在できない、建築できない施設と、そういうことでございます。したがって現在の施設は都市計画法上の問題と、それから建築基準法上の問題があるということでございます。ただいまの宮沢議員さんからただし書きの適用というのがございましたけども、ただし書きの適用にいたしましても、都市計画法の位置の決定にいたしましても、これは付近住民の同意なくしてはできないというのが大前提でございます。もし都市計画法ないしは、ただいまの建築上法のその但し書きでやるということになりますと、今の施設の拡張から始まって、抜本的な計画を立てなければできないというふうに私ども

考えている次第でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

第１種専用住宅地域でございますので、住民の理解を得られるということが最大の課題ではないかと思いますし、ぜひこのことに関しましては都市計画審議会等でも審議はなされてきていると思いますけれども、引き続いて御検討なり、主管課でも結構でございますので、考えていただくなり、改築計画として――現在地がどうなのかということもございますけれども、含めて御検討していただきたいと思います。

先ほど火葬場の整備についてということで、６項目にわたりまして細かいことでございますけれども、女性の小さな視点からというか、細やかな視点からお願いをしたところでございますので、市民の皆さん、会葬者の皆様や委託業者の方や主管課の事務を取られる方たちとか、そういった方々皆さんが気持ちよくお仕事をしていただき、利用していただけるということで、ぜひ――今の御答弁ですと、随時実施していく手立てになっていますということでございますが、一つ一つやるんではなくて、次年度予算でぜひこの６点については予算の計上をしていただいて、整備の充実、促進を図っていただきたいと思います。このことはお願いしておきたいと思います。

最後に葬斎場の件でございますけれども、これもいろいろと課題があるかと思いますけれども、これにつきまして先ほど調査研究費を計上していただけるような御答弁をいただいたんでしょうか。再度お伺いいたします。ちょっとその御検討があるかどうか教えていただけませんか。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

これは具体的には費用をということではございません。私の方は基本的に調査に入ってみたいと、そのようなことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私、先般広域大和斎場に行ってまいりました。すばらしい斎場ができているんです。本当に焼かれるならこういうところでという気持ちというか、率直な表現というか、あれですけれども、思ったというか、感じた次第でございます。パンフレットもいただいてまいりまして、すごいんですというか、内容がすばらしいんですね。無煙、無臭、無公害ということなんですね。ですからいろいろと不規則発言と申しますか、場

内から聞こえてくるようでございますが、一度ぜひ皆さんも御見学にいただけると、南多摩斎場もいいけれど、これもいいなというふうになりますので、またその時節はぜひ厚生委員会でも御視察をしていただければと思います。

それは余談でございますけれども、自動操作回路による燃焼操業ですか、それから熱交換機による排気ガス余熱の燃焼用空気としての再利用もされて、省エネルギー化もされているということで、近代的なとてもすばらしい建物でございます。こういったことも将来の計画の中では、また御見学なり研究なり、調査なりしていただけるんではないかと思いますので、一言含んでいただければと思いまして、お話というか、感想、感じたことを申し述べさせていただきました。

人生には本当に生老病死というのは必ずあるわけでありますし、そのときどきに自分自身の人生をどう生き切っていくかということが大事ではないかというふうに考えます。有名であっても、無名であっても、人間として人生をどう生き、どう死していくか、またどう生死を克服していくかということが、このこと自体が万人が避けて通れない課題の道であり、終焉の厳粛な儀式の場所であることを感じますし、また葬式は単なる形式ではなく、故人が今生あって、苦楽さまざまな未来を開く境目であり、残されたものが心を込めて故人を慕う大事な儀式であります。荘厳にして威厳のある場所としてふさわしい日野市民葬斎場を建設していただけるよう要望というか、提案をさせていただきまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって５の２、火葬場の改築および市民葬斎場の建設促進についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時27分　散会

12月11日　火曜日　（第４日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第35号）

12月11日　火曜日　（第４日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成2年12月11日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、大和田運動場の防犯灯新設（未利用の広場の利用は）の通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（高橋徳次君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大和田運動広場の防犯灯の新設と、その未利用地について質問させていただきます。これは前にも一度、ほかの件で質問したことがございます。前のお話でおわかりと思いますけれど、この大和田運動広場というのは、現在、場所は日野市と八王子の行政境にある場所でございます。現在、日野市が八王子市から借りて使っておりますけれども、この中にはゲートボール場が2面と、それから少年野球場が1面と、未利用地が少しございます。最初は運動広場としてということでつくったんですけれど、この地域は、もともと所有者は建設省、行政区域は八王子市、それで利用させていただいているのは日野市でございます。

そういった中で、これは八王子市の中でも、八王子市の浅川を飛び越えて北野分になっていたんですけれど、その後、八王子の市民の方からの要請で、浅川を飛び越えて北野に置いておくというのは何かと不便だということで、その後、八王子市の大和田町に編入されてきている場所です。当初は、これ1万平米あったんですけれど、その後建設省がそこへ築堤をしましたので、現在は6,000平米の広場となっています。

この建設にかかりましたのが昭和44年です。日野市議会へ八王子から借りて子供たちのグラウンドをつくってほしいということで、あの地域にはそういった広場が全然なかったもんですから、たまたまこの地域には耕作者が18名ぐらいいました。半分以上はその耕作者の方が戦前から耕作していた。残り半分はその周辺のごみ捨て場になっていたというような状態の場所でした。その当時、八王子はこの地域は全然眼中になかったようなんですけれども、今のうちに何とか確保できないかということで、この運動に着手したのは、日野市で自治会単位の少年野球が初めてできたときに私どもの自治会で出場して、練習場がないために田んぼで練習した。ところが初めて出場して優勝したというような経過がございまして、それでは何とか子供たちのためにも広場をつくってやろう。それには八王子分でもあそこが理想的な場所だということで目をつけて、先ほど申し上

げたとおり議会の方へ請願を出したんですけれども、たまたまその当時、日野市では市営プールの隣の駒形公園ですか、これがちょうど同じような状態のところだったものですから、離作料の問題で大分議会の中でももめていたという話を聞いておりました。そういうさなかで起こしたものですから、なかなかこれが進みませんでした。それで、建設省の大丸だとか、また八王子市の方へも、結局自治会の方で動いて１年、２年という歳月をかけて運動してまいりました。

ところが、もう一つ問題は、例の18名ばかりの方の離作料です。この問題もあったということで、この問題も駒形と同じような形だったものですから、莫大な離作料を耕作者の方から提示されてきた。そういう中で、それを突っ張るとなかなかできないというようなことで、耕作者の方は１年以上かかってやっと説得して、ほとんど感謝状とごくわずかの慰労金で放棄していただいた。

それで、その方は片づいたのですけれど、今度は八王子市の方がなかなか日野市とうまくいかない。日野市の方も行政の方からは動いてもらえない。八王子市の方も行くたんびに、どうも日野は余り好かんというようなことで、大分その当時、３カ所ぐらい八王子市と日野で対立していた問題がありました。

そういった中で、今度はそこへ多摩ニュータウンと八王子の北野、長沼へ行く水道管、これは、当初は今できています16号のバイパス、浅川の、中央線の鉄橋と八高線の鉄橋の間ですが、そこへ16号のバイパスの橋をかける。それに抱かせるという予定で、直径1,000ミリの利根分水が入ってくるということになっていたんですけれど、そのバイパスの架橋が大幅におくれるということで、北野ないしはニュータウンの方ではそれを待っていられないというようなことで、東京都の水道局、八王子の水道局、それから日野市の水道局、それと自治会とで話し合って、１年ぐらい話し合っていました。もちろん住民の方は、日野には何の益もない利根分水です。しかも最初は八王子の中を真っすぐ甲州街道から行くはずだったのが、90度曲がって日野へ来る。しかもその道は1.8メートルの細い道へ直径1,000ミリの送水管を送るということで、その周辺の住民の方は猛反対しました。それで５者で何回となく話し合って、ようやくこちらの方から最終的な条件を出して話がついたんですけれど、その後の質問にもつながってくるところがあるんですけれど、この送水管がグラウンドの真下を通って、しかもグラウンドの真ん中で立ち上がって浅川を越えていくというようなことで困るということでしたんですけれど、いずれにしても、ようやくそれらの問題を４年かかってやっと解決させました。そのときには都の方に対しては、２メーター弱の道路は４メーターに拡幅して舗装して側溝を

つけてほしいということと、またもう一つは、たまたまあの地域の簡易水道がもう全部だめになってしまって、水道部の方へ市の水道の導入をお願いしたんですけれど、水量が足らなくて、下へおろすと上の旭が丘がだめになるというような状態だったものですから、それでは、要するに工事を認めるかわりに、まず３者で協力して、もうほとんど下話はできているんですから、あとは３者で協力してつくってほしい。それと同時に、日野は利根分水が必要になった時点では、日野にも素直に渡してほしい、分けてほしいというような条件を出して、ようやくでき上がったいきさつがございます。

そういういきさつを踏まえて、これ、たしかでき上がったのは昭和、私もはっきり覚えてなかったんですけれど、昭和50年ごろだったと思います。これの落成式には森田市長さんにも出席していただいた経過がありますので、50年ごろだったと思いますけれど、一応かなり広い、１万平米近い広さのあれが確保できて非常によかったんですけれど。

この周辺は、南側はもちろん浅川。それから周囲には余り人家もなく、また通り抜けの車もない。ただ、そのグラウンドへ入ってくる道が両脇にあるだけで、環境的には非常に安全でいい場所なんです。それで最近、利根分水の水道管の関係で築堤も早まりました。ちょっと狭くはなりましたけれど、早まったということで非常に場所的にはいい場所だったんですけれど、ただ、何分ともここには人家が少なくて、また小さい木を当時植えたのが、今はもう相当大きくなっています。ですからこれはもう夜は真っ暗ということで、ここへ中学生、高校生等が夜集まってくる。最初のうちは四輪車とか二輪車とかを乗り入れて走り回って騒音をまき散らしていたということで、これはお願いして両方の出入り口へ車どめをつけてもらった関係で、これは解決したんですけれど、それがなくなったと思ったら今度は中学生や高校生の一部がそこへ夜、遊びに来てシンナーを吸ったり、また周辺の器物を壊したりということの繰り返しが続いています。つい先だってもパトカーが来まして、男女三、四人の高校生らしきものが手錠をかけられて連れていかれたというようなことがございます。

そういった中で、とにかく暗いところをもう少し明るくしなければ非常に青少年の非行化の防止のためにもうまくないんじゃないかということで、市の方にも何度かお話ししたんですけれど、そのままになっていました。ですから、本来これは窓口で折衝すべきことかもしれませんけれども、なかなからちがあきませんので、それで仕方がないから自治会でつけようということで業者の方にお願いして、つけ始めたんですけれど、道具だけ、柱や何かは持ってきたんですけれど、その後そのままになってしまってなかなかやってくれないということで問い合わせたら、たまたまほかの工事で高いところから

落ちて背骨を傷めて動けない。当分はだめだろうというようなことです。児童課の方がときたま見回れると思います。また、公園緑政課の方も行かれると思いますけれど、今、自治会でつくった倉庫のわきに２本の鉄柱が置いてあります。それがそのときに使うべく用意した柱です。

そこで、ついこの前も自治会の中で、これはとにかく何とかしないとうまくないんじゃないか。もう金網はずたずた、バックネットは新しいのをつければすぐ切られてしまう。また今度は、真ん中に立っている水道管、これは最初は金網だけで囲うだけだったんですけれど、それを乗り越えて、その塔の階段を上り下りするということで、今度は金網の上部を中へ曲げたんです。曲げたところが、今度は下の方を切って入ってしまうというような状況でいます。それで３年ほど前ですか、この新しい水道管がどういうわけか取りつけ部分から、つなぎ目の部分からですか、ものすごい勢いで漏水したんです。直径１メートルの管でして、浅川を渡るときにはそれが２本に分けられていますけれど、このすごい水圧ではねていたこともあります。そういった意味で、ふだんはやはりこの水道管の立ち上がり塔の影の部分が、やはり金網が破られてしまっているというような状態で、この際、何としてでも自治会の中でもつけて、とにかく余り子供たちに危険がないように、また非行の関係も排除するようにという、それにはもう少し暗いところを明るくしなければならないだろうということで、幸い自治会の三役の中に多摩電工という会社がありますけれど、旭が丘の会社です。そこの課長がたまたま三役にいましたので、市の方でだめなら多摩電工で寄付してもいいんじゃないかな、という話は出ました。しかし、公共施設ですので、ぜひ何とかして市の力で暗い箇所を明るくしていただきたい。

と同時に、利根分水の関係で、その塔のところにも行政なり、あるいはまた水道部なりの方から都の水道部の方へ話して、そこにも照明をつけてもらえないかということです。

と同時に、この場所は非常に細長い場所なので、今、公園と児童遊園地と少年野球場と、そのわきにゲートボール場、そのわきにまだ雑草の地があるんですけれど、これは一度、雑草をはいていただいて、砂でも敷いて、またここも利用できればというふうに考えています。

そういったことで、街灯と未利用地の整理、まずこの２点に対してお答えをお願いします。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問にお答えいたします。

ただいま御質問のございました大和田の運動広場でございますが、これにつきましては、行政区域外に設置する公の施設というようなことで、八王子市との協議、あるいは耕作者に対する離作料の問題、あるいは水道橋の問題、また地元の設置についての御努力、これらについては十分経緯について認識しているところでございます。

この運動広場につきましては、非常に環境的にも恵まれております。御指摘のように、最近、特殊な子供たちがここに集まってシンナー遊びとか、そういうようなことをしているということも聞いております。そのようなことで、非行化の防止につきましては、これは当然、行政もそうでございますが、それに増してやはり家庭の目、あるいは地域の目が必要ではないかというふうに考えております。早急に警察と協議いたしまして、果たして防犯灯の設置によってそのような非行化が防げるんであれば、設置の方向で検討していきたいというふうに考えております。

また、水道橋の管理につきましては、早速東京都の多摩水道本部の方へ御連絡していきたいというふうに考えております。

また、この広場は、東西にですか、南北といいますか、非常に細長くて、面積的には6,536平米。そのうち5,664平米が建設省というようなことでございます。そのために全体をその防犯灯でカバーするということは、ちょっと無理ではないかと考えております。もし防犯灯によって効果があらわれるんであれば、できれば現在、壊れたトイレ、あるいは市の方で設置しているトイレ、ベンチ等、また子供の遊び場となっている若干の遊具が置いてありますが、その辺を明るくしていきたいというふうには考えております。

一番下流の方にございます未利用地といいますか、現状では未利用地になってございますけれども、たまたま地形的に非常に不正規でございますので、どうしても人の足が入らないというようなことで、一度は砂をまいて除草等もしたんですけれども、やはり人が入らないことによって、かなりまた砂の下から草が生えてきているというような状況でございますので、これらについてもこれから整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。

この大和田運動広場、これは建設省から許可を受ける場合には、大和田運動広場という名称で受けております。しかし、今管理してもらっているのは児童課と公園緑政課で

管理してもらって、自治会としても480世帯のうちの全世帯で毎年２回、夏場に半ば強制的に除草させないと、たちまちに草になってしまうということで除草させているんですけれど、なかなかこれが夏の暑い盛りです。皆さん、口の方はとてもよく動くんですけれど手がなかなか動かない。それで草の生えている先を見てはため息をつくというような状態の中でやっていますけれど、自治会としてはできるだけのことはやっているつもりです。そういったことで、ぜひ照明の方を――また現地をよく見ていただいて照明の方をお願いしたいと思います。また、東京都の水道局の方へお願いする場合にも、そのさきに申し上げた今までの経過、これもよく御理解願うようにして、何とか努力していただきたい。このように考えています。そういったことで、窓口でなかなからちが明かなかったもんですから、この一般質問の中へあえて取り入れた次第です。どうか、とにかく早急にこの対応を要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって６の１、大和田運動場の防犯灯新設（未利用の広場の利用は）の質問を終わります。

一般質問６の２、西平山五丁目の中央線ぞいの新規道路の危険防止の通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○17番（高橋徳次君）　それでは、２番目の西平山五丁目の中央線ぞいの新規道路の危険防止について。これも前にちょっと申し上げましたけれど、ここで、なぜ再度取り上げたかと申しますと、ここは仮称西豊田駅ができるすぐ隣でございます。それで、去年からこの線路沿いにずっと、中込踏切ですね、この線路沿いからずっとグリーンベルト、帝人の方、それから下を抜けて帝人の坂道の方へ６メーターの道路が新設されました。これは非常にこの地域にとっては喜ばしいことですけれど、なぜ前にちょっと申し上げたことを再度申し上げるかと申しますと、まず、ここに今度は八十五、六世帯入るワンルームマンションを今建設中です。もちろんワンルームマンションですから、男子――独身の男の子の住むところだと思うんですけれど、入る人はほとんど車を所有してくるんじゃないかという気がするんです。ここは駅の問題が起きておりますけれど、この場所は非常に、豊田を出て八王子へ向かって中央線の鉄橋のそばです、蛇行していまして、戦前はここはそれこそ自殺の名所で、１カ月に二、三回は必ず自殺があったという、勾配があってＳ字型に曲がっているので、それでとうとう戦前、近所の方が中込大踏切のそばに慰霊塔を建てたというようないきさつがありました。私たちも子供のころ、よく電車が警笛を鳴らす。それが急の警笛ですから「これはあった」と思って行くと必ず人身事故が起きているということです。

その後、豊田団地ができてからは人身事故はほとんどなくなったんですけれど、今度は逆に車の大きな事故が何回となく、中込踏切というのがあるんですけれど、両方の踏切で起きています。一度なんかは完全に車が巻き込まれてしまって、上下線が半日以上にわたって不通になってしまった。また、消防車が３台、パトカーが四、五台、それから取材のヘリコプターが二、三台というような大きな騒ぎもございました。また、かわうそうなのは、新聞配達の少年が、見通しが悪いもんですから、下り電車が行ったからいいだろうと思って入ったら、今度はそこへ上り電車が入ってきてはねられたというような事故もございました。こういうような危険な場所なんです。

そこへ今度は６メーター道路がつながって、まして今度はそのマンションへ85人の若い方たちが入る。今現在はまだ通行どめになっています。しかし、もう間もなくこれは解除をされると思いますけれど、解除された場合、どうしてもこの道を通るのが、私どもにとっては豊田駅へ行く一番最短距離になる。ところが、その頂上が、前にも申し上げましたとおりＴ字型になっていて、そのＴ字の真下は切り割りで線路になっている。そこで片っ方の坂が急なもんですから、私もきのうちょっと通ってみたんですけれど、坂の頂上へ行くと、前から来る車が全然見えないで、見えるのは自分の車のボンネットだけというような場所です。それで、そこにガードレールがつくってありますけれど、転落防止用の、しかしこのガードレールももう腐っています。普通の道路でしたら、ガードレールを破っても田んぼへ落ちたとか何とかということになるんでしょうけれど、この場合はガードレールを破ると、もう線路へ落ちる以外にないんです。これまた大きな事故につながっていくことは間違いないと思うんです。

それで新しい道を通ってみると、一応カーブミラーがあります。しかし、このカーブミラーの視覚が非常に見づらいというような中で、この道は早急に何とかもっとしっかりしたもので対応していただかないとまずいと思うんです。それでＴ字型の一方を一時停止にしても、またこの一時停止を果たして守る人がいるかどうか。まして坂の方を一時停止にするということは、初心者の方や女の方には、そこからの急発進はまた危険が伴うんじゃないかなという気がするんです。

そういった状態にありますので、この点に関して、前にも言ってありますので、その後どのような対応がとられたか。また、考え方でいられるか。お願いします。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えを申し上げます。

御質問の場所は、市道Ｈ－15号線です。旧の名前で申しますと西平山１号線でござい

ます。御質問のとおり、ことしの７月にこの道路整備の工事は完了しております。現在、安全対策上の規制の標識の設置がまだできていないために、この道路はまだ一般には開放しておりません。現在、交通管理者において、この件について調整、準備中でございます。

見通しといたしますと、平成３年３月末を目標としております。今現在、道路管理者の方といたしましては、街路灯、反射鏡、視線誘導灯、それからガードレール等を設置するようなことを検討中でございます。いずれにしても、御指摘のとおりこの道路については安全確保というのが一番大事なことでございますので、この点について今後努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　この道路は、ちょうど山を切り割って下を中央線が通っているという、高台のところでＴ字路になっているんです。ですから、ちょっと強く衝突したり何かすれば、必ず運転を誤って下の線路へ転落する可能性が非常に強い場所です。ましてこれから開通すれば車の通る台数はふえていくし、独身寮の方たちはまだ若いですから、あるいはスピードも出すでしょうし、そこで一時停止の白線を坂の方へ引いてしまうと今度は女性の方や初心者が大変だ。引くとすれば反対の方。反対の方へ引いてもなかなか、反射鏡ですか、それから白線の一時停止、これはなかなか守られないということがございます。

そういった中で、幸いというか、その頂上の一番危ないところがちょうど５メートルぐらいのあきがあるんです。ですから、かなりの防護柵ができると思うんです。普通のガードレールですと、万一、長雨や何かの場合、地盤が緩んでドスンとぶつかってガードレールを倒して飛び込むという危険性があるんで、普通のガードレールではちょっと完全とは言い切れないんじゃないかなと、こういう気がするんですけれど、その点はまた関係の建設部内で十分現場も把握していただいて、とにかくこの道の安全を確認してから通すようにしていただきたい。このように要望して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって６の２、西平山五丁目の中央線ぞいの新規道路の危険防止の質問を終わります。

一般質問６の３、西平山五丁目から四丁目八王子との行政区域の変更の考えはの通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○17番（高橋徳次君）　それでは、西平山五丁目から西平山四丁目へかけての八王子と

の行政区の変更について、質問をさせていただきます。

これは、やはりこの場所は、さきに申し上げました大和田運動広場、それからその先は、そっくり全部八王子分です。今は八王子の大和田町になっております。

もう一つは中央線の、今のは中央線の鉄橋の上です。それから四丁目の方は中央線からすぐ下流の方です。浅川を飛び越えて左岸の方に、昔は八王子が町村合併する以前は四丁目の方と、五丁目の方もそうです。柚木村の北野ということになっていたのが、今度は八王子の合併で八王子の北野町。その後、五丁目の方だけは八王子の大和田町に編入されているということです。

また、グラウンドだけではなくて、両方とも今八王子の市民の方が十数軒ずつ住んでおります。まして四丁目の下流の方は今盛んに宅地の造成が行われていて、ふえるということです。それで、ここで住まわれる方たちは、最初は皆さんが日野分と思われてこられたようです。ところが粗大ごみ、生ごみ、くみ取り、こういったものがしばらく来なかったというような中で、一時、日野の方で便宜的に助けてやったといういきさつがあるようです。その後、最近は週に１回ずつ八王子の方で回ってくるようですけれど、これがまた、ここのところが道路が狭いもんですから、八王子から来て長沼橋の方へ曲がっていかないと、途中でまたＵターンはできないというようなところなんですけれど、一番困るのは子供さん。中学生はいいですけれど、小学生です。これがどうしても日野の学校を目の前に見て、旭が丘小学校を目の前に見て、八王子のムラウチ電気の先の大和田小学校へ通う。また、四丁目に住んでいられる方は長沼橋を渡って長沼の小学校に通っておられる。それで、それらのお子さんはどうしても日野へ通いたいという希望を強く持っておられます。

そこで、ちょっとこの問題について、最初申し上げました大和田の運動場を八王子市から借りるときに、いっそのこと行政区域の変更もしたらという話も出たんですけれど、これは手続上なかなか簡単にはいかないということで、難しい問題も同時に抱え込むというのも余りうまくないということで、運動場の方へ重点的に動いてきたんですけれど、まず都市整備部長に聞きたいんですけれど、技術的に区域の変更ということは難しいことなんですか。その点、伺います。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方からお答えさせていただきたいと思います。

今、御質問の要旨の中にありました四丁目、五丁目の問題、この地域につきましては、確かに居住者がいるわけでございます。ただ、五丁目の中の運動広場の関係につきまし

ては、日野市の居住者の方が利用しているという実情もよく理解しているわけでございますが、当然、この八王子の行政区の中には居住者がいるということにおきましては、行政区域内で不便を感じる問題も、かなり利便性の問題等を考慮する問題があろうかと思います。しかし、あくまでも当該地が八王子市であるということでありますので、自治法上の協議も必要でございますので、居住者がやはりその考え方を居住地域の自治体に申し入れた中での、関係市との協議ということになるわけでございます。よって、その２カ所の四丁目、五丁目につきましての居住者の意向を積極的に当該地の八王子市に、やはり調整する必要があるというふうに考えております。

ただ、五丁目の関係の運動広場の利用につきましては、私の方も今後の問題としては考えなければならない問題かと思いますが、大変この行政区の変更につきましては難しい問題であるというふうに、私自身は理解しております。当然、この行政区の変更に基づきましての交付税の算定基準の問題、いろいろ行政に対する条件があるわけでございます。その辺をまず居住者の利便性、あるいは要望を踏まえた中での八王子当局との申し入れがあれば協議を進めていきたいというふうに、現状考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　一朝一夕にいかないようなんですけれど、この問題についてちょっと心配したのは、これは八王子の行政区の場所ですので、この話し合いの最終的な煮詰めのときに、八王子で利用をする場合には同等に使わせてもらいたいという、これは文章にはしてありませんけれど、約束事が入っているわけです。

そういった中で、八王子は上にやはり河川敷に持っているんですけれど、そこは非常に道路と接していますので、いろいろな催しをする場合、車で来るからいろいろ問題が起きてくるというようなことで、こちらを貸してくれというふうに、よく来るんですけれど、たまたま先だっても「運動会をやるんだからぜひ貸してくれ」ということで、たまたま私も呼ばれて伺ったんですけれど、そのときに八王子の議員の方が３名ばかり見えていました。それとの話を聞いていたら「とにかく八王子にこれだけのよい場所があるんだから何とかして日野から返してもらえ。それが議員さん方の仕事だろう」なんというようなことを話し合っていたんで、こちらとしてももちろん「ああそうですか」と言って、おいそれと返せるものではないんですけれど、そこへ住まわれる方の不便さ、また浅川を飛び越えてこちらに少しばかりあるという、またグラウンドの件や何か考えていただいて、でき得ることなら行政区の変更をしていただければと思います。

それと、もう１点、これも前にちょっと聞いたんですけれど、以前、四丁目の方の八王子分、この方を日野の方で集めて何か話し合いをされた。恐らく区画整理に絡んでのことじゃないかと思うんです。この四丁目のこの場所は、将来20号線のバイパス的な3･3･2ですか、前、1･3･4といいましたね。これがここの場所で曲がって新しく橋がかけられて、八王子分の北野の卸し売りセンター前の広場へつながっていくというような場所なんです。このとき都市整備部で話し合われたのは、やはり区画整理へ絡んでのことのように受け取りましたんですけれど、そのときの雰囲気をちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

御指摘の場所は浅川左岸、中央線の下流でございます。西平山四丁目に接した八王子の市域でございます。ごく概要を申し上げますと、面積が約1.9ヘクタールございまして、そのうち民地が0.9ヘクタール、それから河川敷といいますか、建設省用地が１ヘクタールございます。

所有形態でございますが、地主さんといたしましては、これは昭和63年の時点でございますけれども、日野市に在住の方が７名、八王子市の在住が１名、そのほか調布市在住が１名ということでございました。この土地につきましては、御承知のように、日野市が西平山の土地区画整理を進めてまいりまして、その当然、隣接地になるわけでございますので、市の区画整理事業に合わせて、この1.9ヘクタールのまちづくりをしますと、双方が非常に有効な土地利用ができるということで、日野市の方から八王子市の方に協議をしたわけでございます。

八王子市の方は、御承知のように飛び地でございまして、非常に面積も狭いということで余り積極的ではなく、日野市の方で地主さんも日野市在住が多いので、まちづくりについて何らかの指導をしていただけないかというような話もございまして、本来なら八王子市がやることではございますけれども、日野市の方から関係権利者を集めまして、日野市の計画、それからあわせてまちづくりをすればこういうことになるということで、いろいろ話をしたわけでございます。

結論的には、組合施行でお願いをしたわけでございますけれども、その事業化につきましては、まとまらなかったということでございます。

したがって、現在は一部、開発行為等で宅地化が進んでいる、そういう状況でございます。

○議長（小山良悟君）　　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　　どうもありがとうございました。

いずれにしましても、この行政区の変更、これは非常に難しいことだと思います。物事というのは、難しければ難しいほどやりがいがあるという希望を出していただいて、何とか努力して今後進んでいただきたいと思います。だめでしたら、そのうちまたやらせていただきますから。

これで終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって６の３、西平山五丁目から四丁目八王子との行政区域の変更の考えはの質問を終わります。

一般質問７の１、市長の政治姿勢を問うの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（福島敏雄君）　　それでは、市長の政治姿勢を問うということで一般質問をさせていただきたいと思います。

私は副議長ということでございまして、副議長の任務が何たるかというのは承知をしているつもりでありますけれども、今議会では一般質問をさせていただきたいと思います。

私が議員になって、もう９年になろうとしているわけでありますけれども、議員として年月を重ねるごとに、森田市長の偉大さということについては感心する度合いが深まってきております。特に、緑と清流を取り戻そうということと、憲法を市政に生かそう、こういう二つのスローガンを基本に置きましての行政施策の展開、さらには実践、こういった面では大変評価をする面が大きくて、先進的役割を果たしているものが数多くあると思います。

特に緑地信託制度、あるいは環境緑化基金の設立、こういったことによります緑の保全、保存。さらには、最近、建設をいたしました市街地への公設による特別養護老人ホームの建設、こういったようなものは代表的な事例だと思います。

さらに、私が森田市長を尊敬をするというもう一つの大きな柱は、市長の座右の銘といいますか、生活信条といいますか、市長の行動の本当の基礎になっている言葉に「私心がなければ恐いものなし」というのがあります。私は、森田市長が５回にわたって市民の信任を得られたというのは、この「私心がなければ恐いものなし」という、この言葉を文字どおり実践した清潔で公平で公正、こういったような政治市政があったればこそだというふうに考えているところであります。

私が、こうした多くのこの問題において市長の政治市政を評価するわけでありますけれども、最近、課題になっております市立総合病院の建設の問題、さらには浅川公会堂にかかわる建設の問題、そして幼児教育センターの継続というふうな三つのこの内容につきましては、多少、市長の考えていることと違うふうに私自身が考えていることが多いものですから、きょうはその３点を中心に、市長のお考えをもう少し聞きたいということで質問をさせていただくわけでございます。

まず１点目に、市立総合病院の建てかえについて市長の見解をお聞きしたいわけですけれども、一つは、私はこの質問の背景といたしましては、市立病院の建設にはもっと市民、職員、全体の英知を結集すべきではないかというところに疑問を持っておりますので、質問をさせていただくわけでございます。

１点目は、11月１日付広報ひのにおきまして、「まちをつくる市長室から」ということでは、今まで議会に示していない内容をも含めて直接市民に構想を示していると思います。

私は、市民に情報を早く知らせるということは、この市長の仕事として悪いことではないというふうに思っておりますが、この中で、特に議会筋には新規に適地を求めて一点集中の解決をはかれとの意見もありますが、今日の土地事情のもとで、適地を確保できる見通しはなく、また、巨額の二重投資は財政負担の上で不可能と判断しなければなりません、こういうふうにきめつけておられます。

私は、今まで前段で申し上げましたとおり、森田市長が歩んできたいろんな仕事ぶりについて評価をしてみますと、市長の言われる二眼レフ構想が間違いないのだなというふうには思いますけれども、こういうふうなおっしゃり方というのは、私は、何といいますか、市民への情報提供という、そういうふうに名をかりた、この議会への挑戦といってはちょっとオーバーかもしれませんけれど、そういうような受けとめ方をしたわけであります。私自身は、市長自身もこの中で言われておりますけれども、現実的かつ可能性のある最善の方策として二眼レフ構想しかないんだ、こういうふうに言われているように思います。

それで、私自身もこの病院についていろいろ検討をしている方々の中で、この二眼レフ構想をベストであるというのは、そういう方はいらっしゃらないと思いますし、ベターだというふうにお考えになってやられる方も、ほとんどいないのではないかというふうに考えております。市長が言うように、現実的に今古くなっている市立病院を新しくする。南部に病院が欲しいという市民の要望にこたえるためには、その可能性として二眼

レフしかないのではないかと、こういうふうにおっしゃって、それをこれから推し進めようとされているんだなというふうに感じているわけであります。

私は、やはりそうだとすれば、ここにも書かれておりますけれども、事業費100億程度を見込むという大事業でありますから、もっとベストに近いベターを追求するということがあっていいのではないか。実現可能なことを考えたからそれでやろうよという市長構想のもとに、そのまま行くというのではなくて、そういう構想について、もっとベストを追求するという姿勢があってよろしいのではないか、というふうに考えるわけであります。

したがいまして、質問の１点目といたしましては、市長は、議会、市民との合意形成について、市長の二眼レフ構想というものを、これは一つのたたき台という話はされてはきておりますけれども、もう少し本当の意味のたたき台というふうにして議論を展開させるというふうに、私は必要性を感じておりますけれども、市長の御見解を承りたいと思います。

その理由は二つありまして、この二眼レフ構想に不安を抱く一つは、日野市立総合病院の現状の問題点をしっかり把握した上で、市立病院が果たすべき役割と機能、具備すべき設備等が検討された上で、市長の言う二眼レフ構想が提案されていない、というふうに私自身は考えるからであります。

言いかえれば、市立総合病院建設はなぜ必要なのかという原点が、議論の中からやや希薄になっていると思うわけであります。市長は「議会は一点集中の解決を図れというが」ということで、一点集中があくまでもねらいであるように言われておりますけれども、一点集中でないと現状の改善につながらないのではないかということを、私自身は考えているものでございます。

その１例を挙げますと、過去の夏井議員の一般質問で、夜間の急患のことが論議されたことがありました。今、市立病院で夜間の急患に対しまして、当時のやりとりで年間2,000件超えているものが対応できなくて断っている、ということが明らかにされたと思います。私の家でも１カ月ほど前、３歳になる孫が高い熱を出して市立病院に電話したら「きょうは診られません」こういう話でありました。断る理由は何かということになりますと、病院側の説明では、その病院の規模が小さいがために先生の数が少ない。したがって、宿直する先生も少なくなる。そうすると専門医が少ないということで、専門以外の、専門医が宿直している以外の病気の人はお断りだということだから、夜間の診療のお断りの件数がふえているんだと、こういうふうに言われております。

私はやはり市立病院の役割としていろいろあると思いますけれども、夜間の救急対策について、このことに市民に安心感を与える。このことは、新しく病院を建てる上で大変重要な要素だと思います。お金はいっぱいあると思います。そのことが二眼レフ構想で果たして解決されるのかといえば、私は「解決できない」こういうふうに言わざるを得ないわけであります。

したがいまして、市立、要するに総合病院の建設に当たって、私も２年間、病院等対策委員会の中で議論をさせていただきましたけれども、まず市立総合病院はどういう役割を果たすべきなのかという、その役割を幾つかきちっとしっかりさせて、その役割を果たせるための病院はどういう形なものなのかということが、議論をされてこなければならないというふうに思うわけでありまして、そういうことからいくと、市長の提案される二眼レフ構想はまさに私といたしましては、その市立総合病院の役割を果たし切れない。ここに大きな不安があるわけでして、このことについて市長の御見解を伺いたいと思うわけであります。

二つ目の大きな不安。むしろこの方が不安なのかもしれませんけれども、建設費あるいは運営費、設備費、こういったような見通しは、果たしてどの程度検討されて、この二眼レフ構想ができてきたのかということであります。へたをすると、二つの赤字の病院をつくることになり、一般財源から毎年多額の負担をすることにならないかということであります。市長は、一点集中が多額の二重投資というふうに、広報ひのできめつけられました。私は250床と200床に分けて建設する方が、むしろ建設費、設備費、後日のその後の運営費を考えれば、このことの方が二重投資になるのではないかというふうに判断をするわけでございます。したがいまして、この３点について市長の御見解を賜りたいと思います。

それから質問の２点目は、浅川公会堂に関します文化施設の建設について、基本的な考えをお聞きしたいと思います。

市長は、浅川公会堂建設に当たりまして、中ホールの必要性を説いておられます。私も中ホールが日野市の施設として必要だということは十分理解をいたしますし、必要だと思います。市民会館の大ホール1,100、そして小ホール200、それから現在、七生公会堂が300席です。その中間として600席程度の中ホールを市民の文化施設として持ちたいということについては、積極的にこれは支持し、つくることについて賛成でございます。

しかし、その中ホールの場所を万願寺区画整理地内にしたいという市長構想には異論があるわけであります。市民施設であるからには、市民の声を聞く必要があったと思い

ますし、もし聞かなくて行政が主体的に案をつくる場合でも、市内へのバランスのとれた配置計画が論議され、計画されるべきだと思います。日野市の市街地形成の歴史、将来のまちづくりの方向を考えましても、日野駅を中心とした日野ゾーン、高幡駅を中心とした高幡ゾーン、豊田駅、西豊田駅を中心とした豊田平山ゾーンが、それぞれバランスよく発展すべきだというふうに考えるわけであります。

そうしたことを考えれば、市民ホールとして位置づけする中ホールをどこに設置したらいいかということになれば、市民会館のある日野ゾーン、七生公会堂のある高幡ゾーン、残っているのは豊田平山ゾーン、ここに市民施設としての中ホールを建てるというのが、これがやっぱりバランスのいい配置になるし、そういうふうに考えるべきではないかというふうに思いますので、それについての御見解を賜りたいと思います。

それから、中ホールについての質問の２点目は、中ホールをつくるなら立派な中ホールを建設しようと私は考えたいと思います。昭和60年だと思います。「住むことが喜びであり誇りであるまちを」という、こういう学者の皆さんの提言、日野市のまちづくりの提言の書物が出されました。細かい内容はともかくといたしまして、私は、この「住むことが喜びであり誇りであるまちをつくろう」という言葉が大好きであります。まちづくりの基本に据えるということについては、市長もよくこの言葉を使われますので、同感ではなかろうかと思います。

１例を挙げますと、来年４月には「つり橋のあるまち」、こういうことがキャッチフレーズとして使えるわけであります。要するに、このごみごみとしたまちの中に自然があって、そこにつり橋があり、日野市の説明をするときに、浅川につり橋があるよと、こういう何というんでしょうか、住むことも楽しいし、そういうことが言えるという誇りの持てるまちをつくろう、こういう意味だと思います。

そこで私は、同じ600席の市民ホールをつくるんであるならば「日本一の600席の中ホールをつくってみませんか」こういうことを市長に提案をしたいと思うわけであります。これからは生涯教育の時代だ、生涯教育を考える時代だといわれております。あるところで聞きましたら、生涯教育とは１人１芸を持つ、こういうことだと。簡単に言えば。そういう話を聞いたこともあります。日野市民が地区センター、あるいは福祉センター、あるいは公民館という、その地元、自宅の周辺でいろいろ習ったこと、そういったようなことを複合文化施設のホールというようなところでおさらいをして、それで日本一の中ホールで発表する。これがやはり私も民謡などをやって舞台に立つと、大変、何かいい感じがするものであります。結局そうしたことが生きる喜びという一つになろうと思

います。それで日本一という折り紙のつく中ホールであるとすれば、東北の方に「バッハホール」というのがあるそうですけれども、一流のそういう芸術家の皆さん方が進んで利用をしにやってくる。それで、日野の市民が居ながらにして一流の芸術と接することができる。こういうふうにも展開をしていくと、私は思うわけであります。

したがいまして、市長も「住むことが喜びであり誇りであるまちを」という言葉をよく使われるわけでありますので、私自身、今度、行政報告の中でも議論になりました浅川公会堂の、懇談会の皆さん方の議論を束縛するようなことになっては恐縮だと思いますけれども、そうでなくて、私自身、気持ちとしてやっぱり立派な中ホールは、豊田、平山地区の区画整理の中に、本当に日野市民が誇れる中ホールをつくっていくという必要があると思うんです。

それで、これのたたき台、懇談会へのたたき台を見せていただきましたらば、このまま行ったとして大変私は残念だと思いますのは、ホールが600席前後とするというその下に、楽屋、最小限でいいと書いてある。これは、格好だけホールができて、最小限の楽屋のところにはいい芸術もないし、私たちの民謡の会にしても、服を着がえたり、多少三味線を持ったり、尺八を持ったり、そこで舞台に出る前に声を出して練習したりというのがあるわけです。それは最小限でいい、こう言われますと、何か中ホールというもののイメージというか、これが大変残念な姿がもう想像できちゃう。七生公会堂が、音響効果がよろしいけれども余り発表会に使われない一つの大きな要員が、楽屋がないということであります。

したがって、私は同じつくるんであれば、中ホールということであれば、もっと文化協会、中ホールを使うであろう民謡だとか詩吟だとかいっぱいあると思いますけれど、そういったようなところの要望を入れてつくらないと、せっかくつくってもおかしな格好になりますよ、という感じがいたします。それで、文化協会に加盟するそういった舞踊ですとか、吟詠ですとか、民謡ですとか、そういったところでは、大ホールじゃどうも使い切れない。二、三百席じゃちょっと足りない。600ぐらいがいいなというのは非常にあります、これは。したがって、中ホールという市長の発想は大きくこれは支持をさせていただきますけれど、つくるならもっといいものをつくってほしいという感じについて、市長の御見解を賜りたいと思います。

質問の三つ目は、やっぱり公民館と複合文化施設の計画を早く煮詰めなくてはいけないんではないか、ということでございます。私は昭和58年に、中学校区単位に複合文化施設の建設を、というふうにお願いをした一般質問をしております。昭和62年にできた

日野市基本計画には、そうした方針が載せられているわけでありますけれども、まだ複合文化施設とはどんなものかという議論が煮詰まっていないような気がいたします。この概念を早く詰めていかなきゃいけないんではないか。私自身は、やはりそこには、その地域の幼児からお年寄りまでが必要とするいろんな施設が最低限そこにあるというのを複合文化施設としたい、という要望をそのときに言わせてもらっております。ここでは細かい話は抜きにいたしますけれども、そういったものをどうしていくかということが必要になっているんだと思うんです。

浅川公会堂がなかなか議論がぶつかっちゃってうまくほぐれないというのは、私はやはり市長は「中ホールだ。市民施設としての中ホールだ」と言いながら、あ、そこに用地があるからそこにつくろうかという発想で来ちゃった。それから地元の方としてみれば「あ、これはそこなんだから地元の必要な複合文化施設にしてもらいたいよ」とこう来ちゃっている。それから、公民館の方々は、日野市の中には、あの中央公民館とあと幾つかの公民館が必要だよという、そういうのがあるわけです。「あ、ではあそこは公民館を建設してもらえばちょうどいいよ」と、こうなると思う。したがって、この浅川公会堂の懇談会に諮問をしてもらうことになっておりますけれども、大変重要なテーマを掲げられた審議になると思います。日野市の文化施設はいかにあるべきかというのを、この浅川の懇談会でやるということになると思う。市民施設としての中ホールはどうするか。それから公民館というのは、日野市の公民館の配置計画はどうする。複合文化施設というのはどういう概念で、どういうふうにつくっていくのかということの中で、それを整理して、ではあの万願寺にはどういうものをつくるのか、というふうになっていくわけですから、これは大変な事業になると思います。

したがって、森田市長にお願いするのは、そこの整理を早くしないと、なかなか、意見がぶつかり合っちゃってうまくいかないという感じがいたします。私は先ほど、中ホールはそういった整理の仕方で、豊田の方に立派なものを、日本一のものを建てるという気構えでもっていっちゃう。あと、あそこへ残ったのは公民館機能と複合文化施設機能を残すべきじゃないのかという、私はそういう考えであります。それについて市長の御見解を伺いたいと思います。

3点目は、これも行政報告で議論になりましたけれど、幼児教育センターの今までの成果と、ではこれからあの幼児教育センターは何をするのかと言うことについて、お聞きをしたいと思います。

私にも平和基金条例のときに紹介をしたんですけれど、あのときは1歳と2歳の孫だったですけれども、3歳と5歳になりました。この孫たちの成長の過程を見るのは大変興味深いですし、楽しみであります。上の子がことしから私立幼稚園に入園したわけでありますけれども、これを契機に友達の輪がぐっと広がる。さらには最近では、女の子二人ですけれども、兄弟げんかをしても何となくそれぞれが思いやっているなという、そういった心の感じがわかるときがあります。幼児機能、人間形成に対する、何といいますか、大事だなというのがよくわかります。そういった意味では、私自身は娘一人っ子ということで、兄弟げんかもさせたことがないというようなことで、これはまずかったのかなというような感じもしたり、私自身は7人兄弟の末っ子で当然、貧乏だったですから幼稚園にも行かなかった。幼児期でそんなに温かく育てられたという感じはない。私自身だけでなくて、私と同世代の人は、とてもそんなことよりもっと厳しい生活が待っていた。農家の人なんかは特に放っぽり離しにされていたというようなことでありますけれど、みんなそれとなく立派に成長をしているなという感じも持っております。

それから、この間、11月17日に、日野一中を昭和30年に卒業した、当時5クラスありまして300人を超える学年だったですけれど、学年会をやりましたら110人程度が集まりました。35年ぶりということになるわけであります。そのときに「昔と変わらないな」というのと、「いやあ、あのときのあのいたずら坊主がおめえか」というような、ものすごく変わったなという感じとあるわけでございまして、こんなことを言うのは、人間の形成というものの中に、やっぱり幼児期が大事だなというのがよくわかりますけれど、その後、幾つかの人生の岐路というか、きっかけというか、そういうものもあって、成長して一生を送るんだなという感じがいたします。

そういう意味で、幼児教育というのはどういうものであればいいのかというのは、私自身もよくわからない。まして幼児教育センターというものが果たすべき役割、これについては私自身不勉強であります。よくわからなかったわけで、今回4冊ばかり報告書をいただきましたので、熟読とまではいきませんけれど目を通してみたんですが、重松先生の三つ子の魂の重要さ、あるいは幼稚園と保育園の交流、あるいは幼児、そういった教育と小学校との連携強化の必要性とかいうのが書かれておりました。その中でも、私立幼稚園の協力がなかなか得られないとかいうようなことも理解をできたわけでありますけれども、私がこれを読んで感じましたのは、この報告書が大変すごく研究した「内容はこうですよ」というのは、なにかわかるような気がするんですけれども、幼児教育のためにこれから何をしなくちゃいけないのか。この幼児教育のために行政は環境整備として何をしなくちゃいけないのか。それから、幼児をうまく育てるために親とし

てはどういうところに留意したらいいのかというようなことを、ほとんど提言してくれていないというふうに感じるわけであります。

私はやはり、地方自治体がそうした幼児教育センターというものを設置する一つのねらいは何かといえば、私はそういう、そこに住んでいる方々に具体的な考えを示唆するというか、それから行政にはまちづくりに対するいろんなことを展開してもらうとか、そういうものが必要なんではないかという感じがしているわけであります。

幼児教育センターというものが、そういう果たして今まで役割を果たしてきているのかということについては、私自身は大変疑問に感じております。したがって、ここでの質問は、本当に幼児教育センターとしては、幼児教育のためにこういう立派な仕事をしてきました、さらに、これから延長するに当たってはこういうことをするんです、ということが書かれた書物が欲しいわけであります。あの４冊、５冊を一生懸命読んでもそういうことが書いてないわけですから、それはやはり必要だと思います。ぜひそのことについて、ここで市長の、なぜ必要なのかということについての御見解をお聞きをしたいと思います。

以上であります。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に、政治姿勢を問うという御趣旨が込められておる意味が、多少わかりました。

私は、自分が内面的には政治姿勢というものはあるものだとは思っておりますけれど、私の気持ちといたしましては、行政に対する基本市政ということで、短い表現ではありますけれど、一つの、憲法で一番正しく地方自治の中で運営をすることに努力をしたいということと、それから、とかく人間社会の成長が経済の発展に大きな目を向いて、人間性の面に目がなかなか届かない。こういうことを地方自治の中で本当にいいまちをつくるには一番大切な事柄ではないか、というふうなことを感じながら、そして自然を大切にすることがやっぱり人間性の一番もとになるという発想で、少々大き過ぎる行政テーマを掲げさせていただいておるということであります。

御質問の、日野市の行政が当面しております市立病院の改築に伴う全市域とカバーの問題、そのことをたまたま11月１日の広報に、まちをつくる欄で一つの意見表明をさせていただき、市民の批判をいただくという気持ちでありました。内容といたしましては、当この市議会で、あるいは関係する場所で、関係する場所と申しますのは、地域保健協議会というような場所で申し上げてきておりますことをほとんど、一応順序を整理しな

がら短い記事にした、こういう気持ちでありました。

日野市が市立病院を持ったということは、まちの発展、当時の状況を見ますと、住民がふえても医療機関がない。応急にこたえなければならないというところから、20床という小規模な病院として多摩平の地に事業が始まったということでありまして、一たびそういう公的な病院を自治体として持つということになりますと、ますますよくしていくという目標のみが絶えず掲げられて、自治体が病院を必ずしも持たなくてもいいということには、振りかえることは不可能だというふうに思います。

八王子市は、これは古い歴史のあるまちですけれど、長い間の歴史の中で人口がふえ、一定の都市形成がされておりますから、それに伴って日本の医療にふさわしいといいますか、風土にかなった形で、民間その他の医療機関が需要に応じて、需要を満たす形で整ってきて、したがって、歴史の古い市では必ずしも医療に不自由がなかったということがあったかもしれません。

日野市の場合は事情を異にするわけでありまして、とりわけ日野市の南部という地域で医療に非常に欠けている。医療施設が希薄であるということは、もう住民のどなたも日常生活の中で感じておられるところでありまして、何らかの方法で医療の一次診療の形は、なるべく民営という形で整うことが必要でありますけれど、今日になると民営というわけにはなかなかまいりません。当初、用地を提供して誘致をしよう、というふうにお答えをしたこともあります。それを一歩進めて、公設をして医療体系をどのように整えていくかということまで考えないと、別の方法はちょっと探せなくなってしまったという感じもいたしております。市立病院の、持ったからにはよくしなきゃならない。これを持続するということは、まず建てかえということから条件を拡大をして、そうして内容の整備、あるいは増床ということもやらなければならない、とこういうことになってくると思います。

日野市という自治体が、面積としてそう大きい自治体でもありませんので、なるべく中心部に近いところに、しかも便利のいいところに目指す形を保ちながら位置づける。要するに場所を変えてということになりますが、今までいろいろと工夫をしてみましたが、場所の確保ということは、つまり１点集中で場所の確保をするということは非常に困難だという、現在の状況では結論であります。

それで、南部の医療施設あるいは市の公的病院、いつまで、よほど先になっていいということには私はむしろなってはいけないと思っておりまして、一定のめどをつけて、いろんな住民の御理解、それから特に議会の合意をしていただくという手順は、極めて

その事業を遂行する上で重要なことでありますので、そういう形を目指しながら一定の方向づけをしていこうというふうに考えざるを得ないわけであります。したがって、二眼レフ構想ということを思い立ち、特に御指摘の救急体制につきましては、できるだけ整えていかなければならない。こういうことはあわせ考えておるつもりであります。

そして、二重投資という言い方が妥当であるかどうか。二つつくる方が二重投資ではないかといわれることにも異論を差し挟むものではありませんが、現在、一番困難なのは用地の確保。しかも用地は相当固定的な投資を要するわけでありますから、現在の市持ちの範囲で事を考えるというのが順序ではなかろうか。これが高幡では区画整理事業で市有地をまとめさせていただく。それから、従来ある多摩平は本院的な役割として現在地に手順を経て、つまり診療機能を日野市として休むことなく建てかえていく。こういう順序こそ取り得る、ベストということにはいろんな評価があろうと思いますけれど、よりベターな、可能性のある順序ではなかろうか。こういう考え方でございます。必要な住民、それから地元医師会、それから関係の方々になるべく合意をしていただくという手順が、今後の課題として残っておるわけでありますが、医師会では過去の経過のこともありますので、南部に医療施設をつくることについては十分了解がいただけると、このように考えております。

時間のこともありますので、また２回目の質問がありましたらお答えをするといたしまして、ちょっと順序でお答えをさせていただきます。

浅川公会堂につきましては、御指摘のとおりの考え方もある得るというふうには思っておりますけれど、物にはやっぱり順序が伴う必要がありますので、幸いに用地を確保し得た。したがいまして、市民から常々聞かされております市民会館の大ホール、それから七生公会堂の小ホール、その次には中間的なものが一番ふさわしいといいますか、住民要望にこたえる順序であろうと、このような、どちらかというとまちづくりの大きな進行の中の一つの手順だというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

これから浅川左岸、つまり元日野市側という地域には、御承知のとおり、東京バイパスという八王子につながる一番幹線になる交通路が開けるわけでありますから、それに列した形で位置を決めていく。今回の豊田南区画整理事業の中の、また豊田にも必要な複合文化施設の場所として、小学校の西のところに三千数百平米という程度の予定地を想定をしておる。こういうことでありまして、西平山でも地域に文化施設をという強い要請をいただいておりますので、区画整理の換地の中で必ずそういう用地設定はいたしますというふうに、地元にもお答えをしておるような次第であります。

日野、高幡、豊田という関係でバランスをとるということも、これも大きく意味のあることでありますし、高幡というのは特に程久保という、また一つの南北幹線を共に、その関係の位置にあるところでありますので、むしろ高幡というのがおのずからの順序だというふうに御理解をいただけるんではなかろうか。このように思っております。ゾーン的なネットワーク構想は、もう御説のことに何ら異論を持つものではありません。全体的にはそういう考え方が今後のまちづくりにふさわしいということには異論のないところであります。

よく私も申し上げておるわけですが、自治体は、これは非常に息の長い悠久の仕事でありますから、一次の状態が将来を固定化するということも余り考えなくてもいいというふうに思いますし、この時期に一番可能な方法と、それから一つのシェアとして考え得る範囲で、そのときそのときの市民自治の姿を実現をしていく。そういうことでまちの形成というものはおのずからできていくものではなかろうか。こう思っております。合意の手続のことはいろいろこれから努力をするということは、もう当然だと思っております。

第３点の幼児教育センター、確かに先般も触れましたとおり、幼児教育センターは重松先生を日野市がお迎えしたことに伴って、幼保の一元化という言葉がございましたが、幼保という、いわゆる日野市内の子供、幼稚園、保育園という形の長い歴史はあるわけでありますけれど、なるべくこれを一体的な職務のできる、そういう可能性を、地方自治体ならば追求し得るということにおきまして、幼児教育センターの発足をさせていただきました。研究に余り偏り過ぎて実践が伴っていないということは、もう御指摘のとおりだと思っております。自治体の仕事でありますから、そう研究ということが目標ではないわけでありまして、研究の背景のある、その形で実践ができる。また、その方式についての提案をいただくというのが、本来の我々の期待をいたします幼児教育センターの性格でもあるわけでありますので、そのような将来の方針をとらせていただきたい。このように考えております。

大変欠落していることも多いし、それから内容のこもった御質問で、回答が不十分だということはよく承知しておりますけれど、一応お答えにさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

私の方からは、多少、意見を述べさせていただきまして、この質問を終わりにさせていただきたいと思います。

１点目の市立総合病院、さらには２点目の浅川公会堂、そして３点目の幼児教育センターにも共通して言えるのかもしれませんけれども、私は市長構想と、それを支える市職員のバックアップ体制、このところに多少つながりが薄いという感じをずっと持っております。

市長は、今も答弁がありましたように、行政というのはそのときどきの市民自治で決めていくんだという、この政治姿勢の、何か基本をお持ちのような感じがいたします。したがって、市長選挙で４年間に公約したことは、その４年間に片づけりゃいいんだ。私は、今まで８年間の間、長期計画の必要性をずっと訴えてきましたけれども、その辺で市長とかみ合わない部分がかなりある。今回もそれぞれずっと見ていくと、市長のお考えの中に、その短期的に、自分が市長の間にやってしまわなければいけないんだという、このことが出ております。それで、その市長構想と、それをバックアップするところの市民自治、この市民自治というのは、言いかえれば請願みたいなような気がいたします、市長の場合。ですから市長構想があって、それを支える請願、請願が先か市長構想が先かはよくわかりませんけれど、それがうまく合わさって「これが市民の今時点の要望です。行政が最大限可能とする政策はこれです。それでやっていけばいいんだ」というのが、今の市長答弁のいわゆる政治姿勢の基本のような感じがいたします。私はそれを、そういうこともあるのかなと思いますけれど、私自身は、やはりもっとそのことであるならベストを追求して、もう少し長い目で見て、日野市のため、日野市民のために、何の、どういうことなのかという発想がそこにあっても、私はいいのではないかという感じがいたします。

したがって、今、それぞれ問題を三つ提起させていただきましたけれども、市長構想に余りこだわるんではなくて、市長が構想を出したら、その構想は本当にチェックしていただく。この構想はこれでいいかなというのは、やっぱり職員が検証するというか、そういうことが私は必要なんじゃないか。それで、それは市民の請願とミートしているから行っちまえ、というような感じが、それぞれのこの三つのテーマで見えるわけですけれど、そこに私は不安を感じておりますので、そのときどきの市民自治というのは、選挙で選ばれた市長と、それと市民の請願、このことを余り重要視――大変、大先輩の市長に申しわけないんですけれども――最近、重要視し過ぎているんではないかという感じがいたしますので、物事の本質というか、この千何百人いる日野市の職員、あるいは一般の市民の皆さんのそのほかの皆さんのお考えというか、みんながどう思っているのかというようなこともぜひ配慮をしていただいた上で、いろいろ政策決定に臨んでいただきたいということを申し上げまして、きょうは一方的に持論を展開するような形になって、私はこれでもいいと思いますので、質問をさせていただきました。

ありがとうございました。終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって７の１、市長の政治姿勢を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時８分　休憩

午後１時25分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、平和基金の運用目的を拡大せよの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（高橋　徹君）　それでは、質問をさせていただきます。この質問のお答えは森田市長からいたたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、地球上の全人類が、特に国家を代表する人々が、争いのない平和な環境をつくるべく日々そのための努力を続けていることは、私たち多くの知るところであります。平和とは、読んで字のごとく平かに和する。でこぼこがあってはならないわけであります。また、聖徳太子は５箇条の誓文の中で「和をもって尊し」と述べているように、和とは目標達成に向かってできるだけ上手に人心を一つにし進めていく、人間が考えた一手段であろうと思います。そして、今、21世紀に向かって日本人の平和に対する考え、取り組む姿勢も年ごとに前進が図られております。

当日野市におきましても平和基金を設け、その果実等を啓発事業や国際交流事業に注ぎ込み、あわせて行政上の大きな課題の一つであります地域の国際化の施策も前進が図られていることは、私も市民の１人としてよく理解できるところであります。

そこで、最初の質問でありますけれども、今、日野市は青少年の国際交流事業に対して、平成２年度の予算でも、１年度から比べまして予算のレベルアップを図り、青少年海外派遣に400万円を予算化をしておるわけであります。この予算といいますのは、財団法人世界青少年交流協会、この会が主催をしていますところに、日野市内の18歳以上

から35歳までの方を対象として、世界各国に行かれる方に１人20万円を限度として派遣費用の半額を負担している。このようなところであります。

しかし、この18歳から35歳――18歳といいますと高校３年生が一番年齢的には低い対象者となっているわけでありますけれども、この皆さんが行って２週間ないし15日前後の日程で行かれるわけでありますけれども、帰ってこられた後、聞く言葉に「私にとっては毎日がすばらしかったとか楽しかったとかいうよりも、とても貴重な体験でした」このような内容を、一口で言いあらわしますと、言葉をもって皆さん言われているわけです。初めて自分の生まれ育った国以外に行って肌で感じるもの、見るもの、そしてそこでもらう世界の人たちとの友情づくり、これはまさしく平和というものに対する一つの大きなステップであろうかと思います。

しかし、あわせまして、今、日野市では、中学校の授業に平成２年度から外国人の英語教師を招いて、そして担任の、また日本人の英語の先生と一緒に授業を進めているわけであります。授業を進めている中で、終わりましても生徒さんとその外国からの先生とがいろんな雑談とか話の中で、大変に授業を楽しく受けられるという、好評を博しているわけであります。何とかこの中学生という15歳ぐらいまでの、年齢を少し下げることによって、若ければ若いほど、また心の中に飛び込んでくる大きな刺激というものが、18歳とは違ってあるんではないかというふうに感じるわけであります。

この中学生に対するそのような予算組みというものをもって、海外での体験的な生活を１週間でも10日でもつくってあげることができないか、ということが１点であります。

２点目としまして、ただ単に行かれるというよりも、今、社会には三つの教育がありまして、家庭教育、学校教育、社会教育というふうに言われておりまして、これは日野の行政の中でもいろいろな名称のセンターをつくったりして、幼児教育もそうですけれども、あるわけですけれども、その中に一つまた新たにつけ足して、ふるさと教育。日野のまちに生まれ育って、そして日野のまちの中で義務教育を受けている学生が自分のまちをよく知って、そして興味を持ち、まちを好きになって、そして自分のまちにも市長の言われるところの「住むことが喜びであり誇りあるまち」。そんな日本人としての自覚と日本の文化と、あわせて日野の文化、そういうものを行えるような社会教育、ふるさと教育、センターというようなものが将来、施策の中に取り入れることができるならば、そこでいろいろな日野のまちについて知ることもできるし、学校で教えていただけないような、そういうものをもって、それで日野からいろいろな国へ行き、また今レッドランズと姉妹都市を結んでいますけれども、レッドランズに出かけていく。そしてその中で音楽とかスポーツとか、先日も東西のベルリンの壁がなくなりまして、そこで日本からの青少年がオーケストラで行き、向こうの方と一緒に演奏会を開催した。そういうようなことを私はマスコミを通じて知ったわけですけれども、日野のまちだからこそできるような施策づくりのために、センターをぜひつくることを心がけていただきたいわけであります。

その２点につきまして、市長の所見をいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問にお答えをしながら、提言についての所見を述べさせていただきたいと思います。

本来、日野市は平和事業の基金ということを条例で定めまして、基金の１億円を管理し、その活用を図るという行政項目があるわけであります。いわゆる平和行事としての諸活動にいろいろな市民の要望、それから国際化の時代に向かっての取り組みについて、毎年、平和事業市民会議というふうなものも設けて、意見を聞く機会をなるべく広げなければならないというふうに考えております。

今、海外派遣事業の、青少年を海外に派遣する事業の年齢を下げて、中学生もその対象に加える行事を考えたらどうかという御提言でございますので、確かに今日、いわゆる青少年の時期に何らかに海外に触れる機会を体験をするということは、その人のいろんな社会を見る目、あるいは育つ人生に大変な影響があるということは、もう言うまでもないと思いますので、どういうふうに人を選び――人を選ぶといいましょうか、そういった要望を受けとめ、どういう方法でそれを実現に展開させるか。引率の問題とか、あるいは行き先の生活管理の問題とか、若干の検討は必要だと思っております。御提言の、中学生に幅をひろげてということにつきましては検討をさせていただきたい。こう考えます。

それから、同じく青少年の育成の課題として、自分たちのまちをよく知り、また愛情を持つ。そして私は、地域の教育力というような言葉を時々使わせていただくわけでありますが、地域の教育力というのは、まさに青少年を対象といたします社会のそういった雰囲気をつくる、風土をつくる、こういうことでなければいけないと思っております。まさにまた文化というものは、おのずからそういうことで教育効果を発揮するというふうに考えますので、これまたいろいろな御提言を聞きながら、一番成果を上げるにはどういう方法があるかということを教育委員会でも討議をしていただき、我々もまたそれの協議も図っていきたい。こう思っております。

今、センターをという名前が用いられておりますが、センターというのは施設であるのか、あるいはそういうことを目標とする仕組みであるのか、このこともまだ伺ってみなければならないわけですが、考え方としては同感でございますというふうに、お答えをしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　ありがとうございました。

中学生に対して、年齢を今よりは下げて検討をしたい、また検討する、ということでございますので、ぜひこれは前向きに対処をいただきたいと思います。

また、２番目の、センターという名称ということでありますけれども、私の申し上げていますのは、その建物をつくって、その中で何々をやるというようなことは、これもできればいいと思いますけれども、なかなか当初の段階ではそこまではいかないと思いますので、行政の中において、そのような考えをぜひ教育関係において随所に盛り込んでいただき、そしてそれが中学生レベルにおいても十二分に理解をしていただき、そしてその次の段階として、そのような生徒が、または義務教育の中で十二分に海外の研修に参加をできるような、段階的な体制づくりをぜひ進めていただきたいと思うわけであります。

やはり世界の人たちが仲よくこの地球上で暮らしていくということは、その地域の国際化、それもまた当然なくてはならないわけでありまして、そのような輪が世界に広がることによって、日野がますます国際化ということに対して市民の今以上の関心と目が向けられていくことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって８の１、平和基金の運用目的を拡大せよの質問を終わります。

次に、一般質問８の２、地方分権とまちづくりについて問うの通告質問者、高橋徹君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げます。

一般質問９の１、堀之内地区のまちづくりについて問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（土方尚功君）　　それでは、通告に従いまして一般質問を進めてまいりたいと思います。

今回、特段に堀之内の地域のまちづくりというようなことで質問を繰り広げさせていただきますけれども、大変、日野も新しいまちづくりというようなことで区画整理が順次進んできてまいりますし、万願寺、これについてもまだ１期、これから２期ということで、まだ３期、４期、５期というようなことで、大変区域的には広いわけですし、時間もかかるなというふうには思っているところですが、また片や堀之内からそして西平山、こういったところで事業が順次進んでいく見通しでもあります。そして東町や、あるいは高幡、高幡も今進んでいるわけですけれども、それ以外に組合施行で落川方面、南平、また四谷から東光寺にかけて順次計画が進められるところですけれども、今回取り上げました堀之内の地域、大変、黒川段丘といいますか、あれから続いて堀之内の緑と、そしてまた南の面には浅川ということで、自然に大変多い場所といいますか、地域的にはそういうことで住みやすいところである。また、水田がずっと開けていたというようなことからあるわけですけれども、市の基本的な都市計画街路といいますか、3･3･2号線、あるいは3･3･4号線との関連、こういったもの。それと、下水道をとってみれば浅川の中央幹線、非常に重要なポイントを占める場所であります。この地域が堀之内から豊田にかける間のところが、全然まちづくりの計画といいますか、そういった方向性が打ち出されていない面があるわけなんで、ぜひ今回取り上げて、それぞれの事業がスムースに進捗する方向が見出せればいいなという視点で、質問をさせていただきたいと思っております。

そういう中、大変今の高橋　徹さんにしても、短い時間の中に質問を終わらせたようでございますけれども、私の方も極力余り時間をかけない中でやっていきたいと思います。そういう中で、単刀直入にという方向づけでいきたいと思います。

まず、今申し上げたとおり、都市計画道路3･3･2号線の実現の方向性はどこら辺に見出しているか。特に3･3･2の一部、当然、都道までの買収が今進んできていることと、それから今後に向けて3･3･4号線との関連も徐々に話が始まったというような状況は、ある程度は承知しているんですが、それ以降、重要な3･3･2の豊田へ抜ける方向の面はどのような考え方で見出せていけるのかということ。当然、土地区画整理事業を推進をして、まちづくりを進めていく方向というのがあるかと思いますけれども、日野市、市の方の施行によるような考え方によるものか。あるいは、組合施行でお願いをしていくんだというような方向であるのか。そこら辺の方向性について、ある程度ありましたら御回答をお願いしたい。

あわせて、当然その3･3･2号線に埋設を考えております浅川中央幹線の敷設については、当然それとの関連が起きるわけですけれども、そちらの面ではどのような考え方に

基づいているのか。場合によっては暫定管渠の必要性というようなことが出てこようかと思いますけれども、そういった点を含めて御回答をいただきたいと思います。

駒形公園の整備計画ということで、この地域の中にあるわけですけれども、私の方も別の委員会等で総体の考え方等は十分伺っておりますけれども、それの進捗といいますか、建設省の協議等もあろうかと思います。どういった点で協議がされ、あるいはそこに問題点等が出され、またそれらに向けての解決方法等がされているか。この点について、お伺いをしたいと思います。

それから現状の状況でありますけれども、二、三お伺いいたします。

一つは交通の対策ということで、大変この地域はもともとの６尺道路といいますか、1.8メーター前後の道路しかないわけですけれども、特段に、まず１点としては、市民プールから市役所へ抜ける道路であります。途中が堀之内の研修所のちょっと北側から日野のゴルフ練習場の間は拡幅がされていいわけですけれども、吹上へ抜ける一部分と、堀之内の研修所からプールへ抜ける部分、ここは大変地元の人も朝はその道路からなかなか出られない。市役所通りだというようなことで、市の職員が大変通っているというようなことを地元の人も言って、時間をずらして中を、それから出かける。こんなことの自衛策をとっているんだというようなことがあります。この辺の拡幅とあわせて、外の関係、考え方によれば大変研修所から東へ、研修所の南側で都道とは平行に近いような形で、例えば多摩の自動車練習場といいますか、あそこへ抜けるような農道の部分、こんなものの拡幅もすれば、そういった点も解消されるかと思いますし、また、もう１本、中間から上田のこども広場へ抜ける道路、あるいは一番中心となります郵便局から研修所まで出る道路、こんなことが幾つか、堀之内の方で例をとればあります。

豊田の方も、まだ例のあの水路に沿った道路等が都道以外では中心に東西に抜ける道路、それしかないわけでありますので、こんなことで現状の交通対策といいますか、現状の認識とあわせて今後どのように現道の整備といいますか、そこら辺の方向性があるか。

そしてもう一つは、堀之内の緑道が黒川の公園の方からずっと延びてきていまして、今、堀之内のあのガソリンスタンドのところへとまっています。その先の問題は、神社との係争といいますか、争いの解決も見たわけですけれども、あれを浅川の堤防口まで延ばすような計画があるかないか。そこら辺について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、都市整備部の関係につきまして、お答えをいたします。

まず、堀之内を中心にいたしますところのまちづくりの関係でございますが、この件につきましては、平成２年度に予算計上をいたしまして「川辺堀之内及びその周辺地区まちづくり調査」と題しまして、現在、委託調査をしております。調査の内容は、面積が62ヘクタールでございます。これは、地域で申し上げますと、まず北側は吹上の土地区画整理の境から始まりまして、その東にまいりまして神明上の区画整理の境。それから万願寺の都市計画決定がなされているその区域。それからさらに東にまいりまして川崎街道、南が浅川、西側が豊田南の区画整理の境。一番橋通りでございます。この区域を現在、調査をしているということでございます。

調査の内容といたしましては、区画整理で言われるところのＡ調査と、それからＢ調査の一部を含むようになっております。Ａ調査といいますのは、ごく基本的な基礎調査が主なものでございまして、Ｂ調査といいますのは、具体的にまちづくりの手法をどういう手法でやったらいいかという、そういうところまで踏み込んだものになるわけでございます。こういう調査が平成２年度に完了するということでございます。

一方、御質問の中にもございましたけれども、この堀之内の地区には、都市計画道路3･3･2号線と3･3･4号線が通過をしております。

まず、3･3･2号線でございますけれども、これは万願寺土地区画整理の区域の西側の境で現在とまっておるわけでございますけれども、この境から川崎街道まで延長にいたしまして340メーターございます。この区間につきましては、現在、建設省が直接買収で用地買収に入っております。

それから、川崎街道から以西でございますが、市役所の南側の神明上の区画整理の境まで、これが550メーターございます。通称「日野バイパス」と称しております。この550メーターにつきましては、現在、建設省が現況及び用地測量に入っている段階でございます。その次の作業といいますのは、用地買収に入るということになるわけでございます。

それから3･3･2号線は、川崎街道の西側から、いわゆる3･3･4と分岐をして堀之内、豊田の南、西平山を通りまして八王子に接続されるものでございますけれども、西の方からちょっと申し上げますと、豊田南の区画整理で、この道路につきましては1,400メーター延長ございまして、さらには西平山が1,600メートルございます。合計いたしますと約3,000メーターあるわけでございますが、この区間につきましては、区画整理事業の中で用地をあけるということになっております。

そうしますと、残るのが、いわゆる堀之内の3・3・2号線と3・3・4号線の分岐点から一番橋通り、要するに豊田南の区画整理の境まででございますが、この間が約1,100メートルございます。この1,100メートルでございますが、冒頭申し上げましたように、まちづくりの今調査をしておりまして、その調査結果を見て、この道路をどういう方法でつくるかは固めていきたいというふうに考えております。

また、調査の内容につきましては、途中ではございますけれども、市の現在抱えております事業量、将来を見越した中でのまた財政負担の問題、こういうことを考えますと、市施行でこの区域を区画整理を行い、基盤整備をするということは非常に大変だろう。できる限り組合施行を誘導するような、そういう考えで現在のところおります。

それから、下水道の関係でございますけれども、下水道の浅川中央幹線は御承知のように、都市計画道路3・3・2号線の地下に入るわけでございます。先ほど申し上げましたように、3・3・4号線から分岐する、いわゆる堀之内、豊田を通る区間につきましては、堀之内分の1,100については、埋設のいわゆるスペースがまだ見通しがつかないわけでございます。平成元年度、平成２年度にわたりまして、いろいろ検討をしてまいりました。まだ完全に確定したわけではございませんけれども、一応方向としては、将来的にはやはり3・3・2号線に浅川中央幹線を計画どおり埋設をする。

ただ、これだけにこだわりますと、豊田南あるいは西平山の汚水が浅川処理場で受けることができませんので、この1,100メートルにつきましては、暫定管を既存の道路に埋設をする。そういう方法を検討しております。比較的財政負担も余り大きくならずに当面の問題は処理できるというふうに考えておりまして、この辺につきましては、事業認可を浅川左岸、現在805ヘクタールまでございますので、平成３年度に事業認可をとる段階で明確にいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の２点目でございますけれど、駒形公園の改築に伴いまして建設省と協議の中で問題点等があるかどうか、ということでございます。お答えを申し上げます。

駒形公園の改築についての基本計画については、現在、河川管理者である建設省と協議中でございます。既に全体的の構造の配置については、打ち合わせ済みになっております。

問題点といたしますと、今出ているのは堤防の護岸工事費の負担割合という点が１点

と、それから公園の整備計画の区域内に今ある不法占用で１カ所あるわけですけれど、その会社の移転の問題。それからなお、東京都の施設でございますけれども、日野工区という事務所がございます。この移転先の問題と、こういう点の三つの問題が今問題点として残って、それを協議中であるということでございます。

２点目の、堀之内地内の現道の整備についてという御質問でございます。これについてお答えを申し上げます。

区画整理などで困難な地域については、道路整備計画を立てて今現在、担当課では順次整備をしていくという基本的な考え方で今行っているわけでございます。この堀之内地区においても、このような考え方で現在進めております。先日も、11月29日でございますけれども、市道Ｄ－78－７号線でございます。これ、場所は研修所の北側の方の位置にあるところでございますけれども、そこの道路の拡幅の説明会を行いました。基本的には地権者の方々に賛同を得られました。ここで、この賛同を得られた場所については、まず調査設計に入ろうということで、ここで入るところでございます。

今後の堀之内地内の道路整備については、地権者とよく話し合いをしまして、その理解と協力を得ながら、この地域の整備を進めていきたいという考えでおります。

４点目になりますけれど、堀之内の緑道の件でございます。この件についてお答えを申し上げます。この緑道計画は、全延長が513メートルでございます。整備は昭和61年から62年にかけまして東豊田一丁目、場所から申しますと第一住宅から都道までの間です。これを２カ年で施行をいたしました。延長は363メートルでございます。残りが150メートル残っているわけでございます。これは都道から浅川の堤防までのところでございますけれど、延長にいたしますと先ほど申した150メートルございます。この整備計画については、平成３年から平成４年、２カ年で整備をするという計画になっています。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれ回答いただきまして、ありがとうございました。

特段にこちらの地域に向けた調査ということで、まちづくりの調査も行われているということであります。Ａ調査、Ｂ調査の一部ということでありますけれども、ぜひまちづくり、それからまたこちらの関係に合わせて用地を開いていく。あるいは、それに伴って下水管を埋設をしていく。状況によって、今、暫定の管渠の敷設というようなこともありましたけれども、総合的な動き方が出てきたかなという感じを今の回答の中で得ているわけです。ぜひ、どうも状況が今最近あそこで虫食いといいますか、スプロール化

といいますか、個々に開発をしているわけで、できるだけ早い時点で方向性を見出しておいて、極力地権者の方でも事情がそれぞれあって宅地化をしなければいけない現状があるわけですけれども、そういった総合的なまちづくりとしての指導体制を早い時点で組んでいただきたいと思うのが今の気持ちでありますので、ぜひそこら辺を頑張っていただきたいと思います。

特に、あそこに住んでいる方も、今建設部長の方から、地権者の皆さんの理解を、というようなことがありました。大分方向が、今のままではいかんというような気運というのは相当あるわけなんで、ぜひそこら辺、行政側も一生懸命地域に足を運んでいただいて話し合いを進めて、それらの事業がうまくいくようにぜひお願いをしたいところであります。

そういう中で、ひとつ市長に、１点だけ伺っておきたいと思いますが、大変その区画整理で事業量がふえている。これは全市的にその対応をせざるを得ないということがあるわけですけれども、我々、今見ていますと、都市整備部長という形で包含をされ、形としては区画整理の関係は参事がいるわけですけれども、これからの体制、まだ早くたって20年やそこいらまではずっとびっちりとした事業遂行をしていかなきゃいけない。場合によってはもっとこれがどんどんほかの地域へ広がっていって、やっぱり区画整理という一面は相当対応をしていかなければいけない。こんな一面があるんで、組織体制の確立といいますか、課から部制なりをひいてその対応を図るべきだろうというふうに思うわけですけれども、市長はそこら辺どのようにお考えでいるか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、日野市には都市基盤の整備事業という大事業に、しかもその大量な内容の仕事に取り組んでおりますので、執行体制は極めて大切だということは、もう言うまでもありません。一番機能できる方法を考えて、なるべく近いときに実現を図っていきたい。こう考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　できるだけ、現実に迫っている問題でありますので、そういう体制をとっていただいて、仮にこの堀之内に組合施行等があったとしても、技術的な指導、そういったものがない限りは、なかなか地元の人も動けないであろうというふうに推察をするところですから、極力そういった技術指導もでき、また行政側としても補助金関係等の対応、組合施行の場合には一定のものがあるわけですけれども、よりそういった中で手だてをして早い時点でまちづくりを進めていただきたいと思います。

先ほど建設部長の方でありました、建設省との例の築堤の関係等も、先ほども第三次の東京都の長期計画の資料を手元に持っているわけですけれども、そういう中にも、都としての補助体制というようなことも出ております。建設省だけに限らず東京都もそういった浸水的な堤防の建設に向けてもあるわけですから、そういったところも力、手を延ばしていただいて、極力、市の税金の少ない中で対応してもらうというふうに方向づけをお願いをしておきたいと思います。

それから、基本的な形ではこういうことでお答えをいただいたわけですけれども、午前中に、特に福島議員も言っておりました。物には順序というような形のものもあります。ぜひ今回の方向づけをして、浅川公会堂の問題もあります。これはこれとして、私の方も今後向いていきますけれども、病院の問題なんかにしても、私とすれば一極集中、二眼レフ構想なんていうのは、もうはなから賛成ができないわけですけれども、そんな中に、私なんかに言わせれば、まちづくりの堀之内あたりに本当にもうこれから必要の施設なんだという理解をしてもらって用地をあけていく。それでそこへすれば、道路もどんどん整備できれば、東西８キロ程度、南北で６キロ程度の小さい小ぢんまりとした、本当に行政としてはやりやすい範囲ですから、本当にどこかへ一極すれば、交通の整備が整いさえすれば、それこそどっちであろうと――西であろうと東であろうと南であろうと、それほど問題に、それが交通状態が対応できれば、何ら遠いということはないわけですから。そんなことからすれば、私なんかはもうこの堀之内の地域にぜひそんな構想を打ち出して、市の施行あたりでやってほしいということがあります。それぞれ違いますから、また別の機会にそんなことも市長と話し合いをしてみたい。こんなふうには思っております。ぜひ、先ほどの市長と、それから職員、それから市民、こういった関連の中、よりよいまちづくりのためには十分討議をいただいて方向性を出して、それから事業を進める。こんなことにぜひ行政の手だてを向けてほしいというような要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって９の１、堀之内地区のまちづくりについて問うの質問を終わります。

一般質問10の１、西平山区画整理事業は住民負担を極力軽減し、自然環境との調和のとれた町づくりを望むの通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

去る10月５日、西平山地区区画整理対策協議会主催の「地元議員を囲む集い」が開かれました。私もお招きを受け、参加をさせていただいたわけでありますが、急な知らせにもかかわらず各自治会から58名もの地元住民が参加をし、川北地区センターはあふれんばかりの熱気に包まれたのでありました。区画整理に対する関心の高さを改めて実感をした次第であります。

その集会で、住民の方々から活発な意見や質問が出されたわけでありますが、その底流にあるものは、市側の区画整理事業の進め方そのものに対する疑問と不満の声でありました。幾つか紹介させていただきますと、「市は住民にかつてどんなまちにしたいのか。何の呼びかけもないではないか。」また、「意見を言えばまざまざと聞きあきた態度をとるのはけしからん。」「市はしばしば市民との対話というが、市民が参加して案を練ったことはない。また、取り上げたこともない。」「市民との話し合いは本音で話し合ってほしい。」「区画整理は実際、私たちの財産の損失である。だから重大な関心事である。しかし、市は本当のことは隠していることが多いのではないか」等々でありました。本来、区画整理事業とは、住民参加のもとに行政と住民が一体となってよりよいまちづくりを目指すというのが、その本旨でなければならないと考えます。

1962年、高度経済成長政策下に策定された全国総合開発計画や、田中角栄の列島改造論が全国に激しい地域開発をもたらし、地域の環境破壊、公害問題が発生したのであります。また、大都市への人、物、金の集中が進み、公害のスプロール状の市街地の拡大、都市の内部では土地の高度利用が進み、環境問題が発生したのであります。工場公害、マンション公害をもたらす開発や、土地区画整理事業等の開発事業に対する住民運動が各地で展開され、そうした中で住民参加のまちづくり、住民生活本位のまちづくりが主張されてきたところであります。

しかしながら、既に住民が生活を営み、街が形成されているところに区画整理事業か実施されようとするとき、居住地としての環境整備を目的とした住民にとっての住みよいまちづくりと、行政側が描くいわゆるまちが一致するのかが問題となり、区画整理事業に対する住民の反対や疑義が生まれてくるのであります。

都市計画決定段階では、どのような街づくりを進めるかの十分な議論のないまま都市計画決定され、あとは事業実施が目的化される。このような道筋が今までの区画整理事業の実態ではなかったかとも思うのであります。今こそ私は、市レベルで意思決定された都市計画であっても、地区レベルの住民の意思決定の頭ごなしには実施できないという大原則を貫くべきであるということを訴えたいのであります。

そこで、西平山地区区画整理事業について、地区住民側がこれほどまでに不信感を募らせてしまった背景も踏まえて、住民側との十分な話し合いができているのかどうか。交渉の経過も明らかにしながら、今後どのように住民の意見を聞き、反映させようとしているのか。今後の事業の見込みも含めて御説明いただきたいと思います。

次に、平均減歩率が28％とのことですが、まず、この根拠を示されたい。

また、参考に、万願寺地区、高幡地区及び豊田南地区の平均減歩率をお教えいただきたい。

また、今の計画ですと、市道平山７号と近接して都市計画道路7･5･1号線が走るようですが、既設道路を有効に利用するという意味では、かなりむだがあるように思われるのですが、7･5･1号線を見直しをするとか、整合性を持った活用はできないものかどうか、お尋ねいたします。

次に、清算金の問題であります。10年後の固定資産税、相続税の相場を見て決めるとのことですが、住民にとってはこれほど不安に思うことはありません。区画整理により地価は上がっても、居住者にとっては意味がなく、それによる固定資産税等の税の上昇だけがはね返ってくる。ましてその上昇した税の相場によって清算金が取られるのでは、踏んだりけったりである。したがって、この清算金については住民側の納得のできる形で話し合って、また住民側の了解のもとに処理をすべきである。

さらに具体的に、100平米以下の宅地、生活困窮者、老齢者、母子世帯などは清算金を免除すべきであると思うのですが、この点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、環境保全の立場からお伺いしたいと思います。

区画整理が完成することによって、一見、整然とした街づくりがなされる。しかし反面、従来の３本の域内幹線道路が、一挙に通過道路を含む９本の幹線道路ができてしまう。車の交通量は飛躍的に増加することが予想される。これによって種々の車公害はアセスをはるかに超えることは、各地の事例が示すところであります。しかも４万平米の公園はできても、53万平米の農耕地はすべて宅地化され、緑とオープンスペースの大部分が失われてしまう。日野市のスローガンである自然と人の暮らしが調和する豊かなまちづくりとは、ほど遠いと言わざるを得ないのであります。したがって、車の交通量の増大に備え、幹線道路の構造、標識を整備し、特に子供とお年寄りの交通事故防止には万全を期していただきたいとともに、幹線道路の騒音、振動、排気ガス等の道路公害を

緩和するため万全の処置をとっていただきたいと思うのであります。この点についてはいかがお考えでしょうか。

さらに、自然保護のため、宅地造成に不向きな場所を活用して市民農園の設置をしてはどうか。ちなみに、市民農園法が明年度、国で立法化するようであります。この点についてもお伺いをしたいと思います。

以上、大枠５点についての質問となりました。順を追って明快なる御答弁をお願いするものであります。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

まず、１点目の区画整理を行う上の市の姿勢でございますが、これは今、御質問の中にもございましたように、市民がお持ちする貴重な財産をベースにいたしまして、まちづくりをするわけでございますので、権利者の皆さんの意見を十分聞き、また市の考えも理解をしてもらうというのが大原則でございます。

それで、事業を進める上で、事業の進める段階ごとにいろいろ市から説明をいたしまして、御理解をいただいているわけでございますけれども、まず区画整理を行う場合には、二つの大きなステップがあるわけでございます。これは最初の手続でございますけれども、一つは、都市計画法に基づくところの都市計画決定。これは区画整理事業をどの団体、いわゆる市施行か組合施行かということになるんですが、この地区では市施行で行う。区域は、この区域である。その中にある主な都市施設は、都市施設といいますのは道路、公園、駅広場等を言っておりますけれども、どういう計画で進めるか。そういうものが第一段階にあるわけでございます。

第二段階は、この都市計画決定を受けまして事業認可をとる。その事業の内容によりまして事業化を進めていくということになりまして、現在、西平山は第一段階の都市計画決定をとる準備を今まで進めてきたということでございます。

それで、まず、この地域でございますけれども、過去に東京都が都営住宅をつくる。地域の権利者の皆さんから一定の割合で土地を東京都に売っていただいて、区画整理をし、集合換地をして都営住宅をつくる。そういう目的で調査費等をつぎ込んだわけでございますけれども、東京都の財政事情の中で事業の進捗が図れなかった。いわゆるとんざしてしまったということでございます。

その次には、住宅都市整備公団が、やはり考え方は同じでございますけれども、いま少し東京都よりレベルといいますか、取得面積を下げた中で事業化ができないかということで、いろいろ調査しましたが、公団の計画どおりの用地取得ができないということで、この公団による事業化も進めることができなかった。

それで昭和62年10月でございますけれども、地域の方から「市施行で区画整理ができないだろうか」という話がございまして、市が市施行という方向づけで説明会に入りました。この説明会につきましては、全体の説明会が４回。それから、あと地元から要請等がありまして出向きまして話し合いをしたのが17回ございます。この全体会議あるいは個別の話し合いの中で、区画整理の理解をお願いをしてきたということでございます。

この地域につきましては、東京都の環境影響浄化条例に該当いたしますので、いわゆるアセスの調査等も経まして、本年の12月６日でございますが、都市計画決定がなされたという経過でございます。これからは事業認可をとるべく作業に入るわけでございますので、区画街路の問題等も細かく説明をして、また説明会も、全体の説明会あるいは各地区ごとの説明会、それから地元の要請、こういった機会をつくりまして事業の内容の理解を図っていきたいというふうに考えております。

２点目の減歩率の問題でございますが、現在、計画段階で28％という数字を出しております。この内容につきましては、公共減歩率が26.5％、保留地減歩が1.5％ということでございます。現在、日野市が行っております市施行の区域の減歩率の数字でございますが、万願寺につきましては24.55、高幡が25.81、豊田南が27.08％でございます。

第３点目は、減歩率のいわゆる引き下げでございますけれども、この件につきましては、私どもも権利者の皆さんの負担が軽くなるということは、これはもう結構なことでございますので、今後いろいろ検討いたしまして、できる限り低くなるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

第４点目の市道平山７号線と都市計画道路7･5･1号線との整合性の問題でございます。平山７号線と申しますのは、滝合橋から北に参りまして住宅供給公社の平山住宅の西側の南北道路でございます。それと、今回予定しております、この道路に平行して西側に7･5･1号線というものを計画しております。この道路の２本できることの整合性でございますけれども、これは、この地域の今後の土地利用のあり方でございますけれども、生活必需品等を中心としたショッピング街を計画をしております。したがって、片方が住宅団地、片方が一般の市街地ということでございまして、片側だけの土地利用が促進をされ、片側は住宅地ということで、永久に土地利用がなされるということでございます。

あと一つは、道路の取りつけが北の部分で技術的になかなか難しい部分があるという

ことで、7・5・1号線を７号線の西側に配したということでございます。今後のこの辺の交通の問題等の心配が指摘されるわけでございますけれども、十分、安全対策あるいは規制、誘導等を図りまして、そういう問題が生じないように今後検討、努力をするつもりでございます。

５点目は、清算金の件でございます。この清算金の件につきましては、事業が終了する時点になりませんと何とも言えないわけでございます。ただ、過去の日野市が行いました市施行の清算金の実態をまず見ていただく以外にはないわけでございまして、一番新しく清算をしたというのは、かなりの年数はたっておりますけれども、この市役所がございます神明上の土地区画整理事業でございます。この区域につきましては、政策的にかなり清算金を引き下げをしておりまして、経済的に特に、何といいますか、経済力の弱いといいますか、そういうところにしわ寄せがいかないような、そういう配慮をしたということでございます。今後も、仮に西平山が区画整理が進み、清算段階になりますと、そのときの情勢の中で政策的な判断をするということではないか、というふうに考えております。

６点目の問題でございますが、これは将来の問題になりますが、まちづくりができまして付近の住民が安全に生活できるような、そういう配慮の要請だと思います。道路のつくり方、交通安全施設、信号の問題、こういったものを今後、十分検討して安全対策を講じたい。

それから２点目の市民農園の件でございますが、この市民農園法といいますか、その法律の問題も出ましたけれども、私もその法律の内容をまだよく承知はしておりませんけれども、この西平山にはまだ良好な農地がたくさんあるわけでございます。市の方から権利者の方にいろいろお願いをする形で、できる限り農耕地として存続できるような、そういう努力をしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

まず１点目ですけれども、いわゆる都市計画決定の段階であるということでございます。今後さらにまた事業認可等をとっていく中で、やはりこういったものが法的な手続をされたものにすぎないというふうな指摘も有るわけでありまして、やはり本音で市民の意向をくみ取りながら、またその中で、先日の集会の中でも出た意見の中に、専門的な用語を使い過ぎる。したがって、何を言っているかわからないままに事業が進んでいってしまっているというか、はっきり言って理解できないままに進んでいってしまってい

るんでないかという、このような御意見も数名の方々から出たわけでありまして、やはり今後きめ細かな市民との対話というか、また市民の納得のいくような御説明というか、そういったものを心がけていただきたい。このように思っております。「計画には時間をかけ、工事は短期間に」こういう原則があるというふうに私は聞いております。これらの原則を貫いて、どうか住民側と膝詰めの理解を得られるような、そのような話し合いを今後も進めていただきたい。このように御要望をさせていただきたいと思います。

２番目の減歩率についてでございますが、この減歩率につきましては後ほど再質問をさせていただきますので、次に進めさせていただきます。

３点目、４点目を含めて、いわゆる市道平山７号線と7・5・1号線との整合性ということでの、商店街のモール化というようなお話のように私は承っているわけでございますけれども、あそこの市道平山７号線は、現在でも北野街道に抜ける抜け道というか、そんな形で現在でも交通量は結構多くなっております。また、現在計画されております都市計画道路3・4・15号線ですか、これがまたできますと、やはりここからもこの市道平山７号線に抜ける車が、私は今よりもさらに多くなってくるのではないかいう、このように危惧をするわけでございます。

そのように考えますと、この市道平山７号線と平行して、いわゆる7・5・1号線をつくる意味というものが、先ほどの部長の御説明の中にも、私は少し無理があるのではないかというか、その必要性がちょっと疑問視をせざるを得ない。このように思うわけでございます。これは住民側も全く同じ意見でありまして、この点についても先日の集会でもそのような御意見の方が結構いらっしゃったわけでございますけれども、そのような中で、やはり住民側からすれば、そのような道路を一つでも二つでも減らすということが、一つには減歩率を減らすという意味にも通じてまいりますので、そのような観点からも、この平山７号線と7・5・1号線については再度の御検討をお願いをしておきたいと思います。

次の清算金についてですが、最近の例を示していただいて、そのように私は住民側にも説明をなさっていらっしゃるわけですけれども、やはりそれではまだまだ住民側は納得をしないわけです。そのような説明とともに、この基礎となるのは固定資産税等の、その10年後または15年後の固定資産税の評価額がその基礎になってくるということになるわけですから、また現実に大変な清算金を神明上の区画整理でも取られたという方も実際にはいらっしゃるという、そのようなお話も聞いておるわけで、これについては明確に、明快な事例というか、または協定書等を住民側とも結ぶような形でできないのか

どうか。特に私は先ほど申し上げたような、いわゆる生活困窮者であるとか、高齢者であるとか、母子生活者、母子家庭の方であるとか、いわゆるそのような方々についても明確に清算金は免除する。このように私は一つの取り決め的なところを結ぶべきでないか。このように思っているわけでございますので、そのような観点でも、今後さらなる検討をお願いをしたいと思います。

5点目です。私の言った中での5点目ですけれども、環境保全という立場でありますけれども、これは将来のバイパスになるわけでございますので、20号のバイパスができるということでございますので、やはり周辺住民にとっては、これは大きな被害を被るということになるわけでございますので、しっかりした対応をお願いをしたいというふうに要望をさせていただきます。

また、それに伴って、現在の日野市でも農穣な農耕地が今、西平山に残されている。そのような、いわゆる自然と一体となったそのような農園を、担当部局というか、市全体の中での横の連携も密にしていただきながら、何とか公設でそのようなものがこの区画整理を機にできるように、ひとつ前向きな検討をお願いしたいというふうに要望させていただきます。

それでは、2点目の減歩率についての点なんですけれども、この点について何点か再質問をさせていただきます。

西平山区画整理事業が、先ほどの部長の説明にもあったとおり、今までの区画整理事業の中で一番高い減歩率というふうになっているわけでございます。その理由というのが、いわゆる公共減歩が一番また高いということもありますけれども、公共用地が今まで少ないがために公共用地を生み出す率が一番高いと見ていいわけであります。まして公共用地の減歩面積比率を見てみますと、国道となる3・3・2号線を含んだ6本の都市計画道路が、何と合わせて54.8%を占めているわけです。残りの45.2%が、いわゆる生活道路、公園、水路ということになっておるわけでございます。これではまるで都市計画道路をつくるための区画整理事業といわれても仕方ありません。住民側からすれば、28%のこの平均減歩率を到底認めるわけにはいかないのは、私はある意味では当然なことであろうというふうに思います。そこで、この減歩率を何とか下げるために、何点か提案を含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、この6本の幹線道路用地のほぼ2分の1を占める、いわゆる3・3・2号線の道路用地6万平米を、直接買収方式にしたらどうか。

第2点目に、200平米以下はノー減歩にできないか。60坪以下は小規模宅地として固

定資産税の減免措置がとられているわけであります。これは快適な生活のできる限界であるというふうに言われております。ちなみに最近の近隣市における実例としては、府中市で50坪、横浜の港北ニュータウンでは80坪以下はノー減歩、このようなことで実際に行っている実例がございます。

第3点目は、200平米以上の宅地は、200平米までは基礎控除を設けたらどうか、ということでございます。これも他市に実例がありまして、埼玉県の蕨市では100坪以下は30坪を、茨城県の牛久町では100坪までの土地については50坪を控除して減歩している例があるわけであります。この基礎控除の考え方と申しますのは、一つには、なぜこのような基礎控除という考え方が出てくるかというと、今、市で行っております減歩の緩和処置、この緩和処置の実は矛盾があるわけであります。その矛盾や欠点を補うためにぜひ必要だということで、この基礎控除方式が考えられてきたわけでございます。すなわち、今130平米から330平米まで順次緩和を行うとのことですが、細かく見ていきますと、例えば減歩率が20%で250平米の人は減歩緩和40%ですから、換地面積は220平米となります。しかし、260平米の人は換地面積は218.4と、もとの面積は多いのにもかかわらず換地面積では何と1.6平米減ってしまうという、この矛盾があるわけでございます。同じように290平米と300平米を比較すると、何と3.6平米、約1坪減ってしまう。このような実は矛盾が、この減歩の緩和処置にはあるわけであります。このことを市の方としては知っているかどうか、それはわかりませんけれども、このような矛盾を一つには解消するためにも、この基礎控除方式というものがやはり考え出されて、また必要だというふうに私も思うし、実際に行っているところもあるわけでありますので、この点についても市の方として実施に向けての検討をお願いしたいという意味で、お考えをお聞きしたい。このように思います。

この3点について、よろしく御答弁のほどお願いします。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　まず1点目の、都市計画道路3・3・2号線の直接買収でございますが、区画整理事業を行う場合に、公共減歩と保留地減歩という言い方をしております。公共減歩といいますのは、もう言うまでもなく道路、公園、水路、駅広、そういった公共用地でございます。

保留地減歩といいますのは、道路あるいは水路、公園の築造、それから家の移転の経費に充てる費用でございます。この都市計画道路を除けば減歩が下がるということは、理論的にはあり得ないことでございます。

要するに、この3･3･2号線につきましては、土地代金としてこの事業に入ってくるわけでございます。ですから、これが保留地処分金で入ってくるか、都市計画道路の用地として国から入ってくるかの相違だけでございますので、直接買収をいたしましても、この保留地減歩には影響がない。そういうことになるわけでございます。

それから２点及び３点目でございますが、これは減歩されるということは、保留地減歩の負担を市が肩代わりをするということに、理論的にはなるわけでございます。現在、西平山の事業費を、まだ概算でございますけれども、299億と踏んでおります。この中で国庫補助金、いわゆる国の支出金が138億。それから都の補助金、都の支出金と考えていただいて結構であります。72億円。市費が57億円。それから保留地処分金が32億円でございます。

市の負担は、この57億のほかに、先ほどございましたけれども、小宅地の減歩緩和用地ということで先買いをし、減歩緩和用地に充てるわけでございますので、その財政負担が約50億と考えておるわけで、合計いたしますと、この西平山の区画整理には現在107億の一般財源をつぎ込むということになるわけでございます。したがって、今後、この減歩緩和ということで、この財政負担をしていくということになりますと、市政全体の問題から検討していかないと、その決断はできなくなるということでございます。

いずれにいたしましても、できる限り事業費の節約でありますとか、いろいろ国及び都の支出金を獲得するとか、そういう努力をして減歩緩和には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

第１点目からですけれども、第１点目の減歩率の引き下げをいかにするかということでの、直接買収方式がどうかという、こういう私の質問の中で、答弁で部長がおっしゃった、ルールの中で言えばそのようなことになると思います。これについてはまた再々質問になりますが、させていただきますので、次の第２点目及び第３点目の私の質問に対する御答弁ですが、いわゆる市の方の先行取得用地ですが、土地の先買いが追いつかないということでしょうか、があるということの中での可能性ということでの御答弁だったわけでございますが、市の都合もそのとおりでございましょうけれども、住民側の立場というものを最終的に私は考えるべきであるというふうに、当然のことながら思っております。

そのように考えていきますと、この先買いが追いつかないということでの一つの理論というか、それでもってノー減歩というか、それができないということについては、極端な話が、それほどこの事業がおくれても仕方ないと思うんですが、やはり基本的には土地が買えるまで事業を多少おくらせるぐらいの腹づもりが私は必要なのではないかというふうにも思うわけであります。先ほど申し上げたように「計画は時間をかけて、工事は短期間に」というこの原則を、こういう場面でも私はどうか貫いていただきたい。このように思っているわけでございます。

さて、先ほどのいわゆる直接買収をしてもというルールの中では変わらないという、こういう御答弁の中での再々質問をさせていただきます。

それはルールの中でいけば、それは直接買収をしても保留地減歩がふえるだけで、平均減歩率そのものは変更がない。それはわかります。これはしかし、あくまでも幹線道路のすべて、住民負担の原則を貫く限り減歩率は変わらない。こういう一つの大原則のもとに御答弁がなされていると思うわけであります。「区画整理は減歩から」という、このようなことがよく言われるわけでございますが、それもよくわかるのでありますが、この西平山の場合は地域性を考えるべきであります。日野市の中でも一番取り残されてきた地域であります。また、日野市のチベットといわれるゆえんも、そこにあるわけであります。まして公共用地の減歩面積比率の半分を幹線道路に占められているということは、何らかの私は救済措置を講ずるのは当然なことであると、声を大にして訴えたいのであります。

そこで質問ですが、先ほどの国道用地の件です。国から138億ですか、補助金が出るわけです。さらに、この金額に市が上乗せをしていただけないかどうか。つまり、道路については公費負担を導入していただきたいということであります。そうすれば減歩率も大幅に下がるでありましょう。このような形で、市はこの西平山地域の方々に私は報いるべきであると、このように思うわけであります。これは先ほど部長の方からも話がありましたけれども、市全体の事業または全体の枠組みの中で考えていかなければならない。このような御答弁でもありましたので、この点については部長もお考えがあればもう一度御答弁いただいても結構ですけれども、その後に市長にも御答弁をいただきたい。このように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　先ほど減歩の件で申し上げましたけれども、28％のうち公共減歩26.5、保留地減歩1.5。要するに公共減歩が高く、公共減歩の中でいわゆる3･

3・2号線の用地代が入ってくるということで、保留地減歩が1.5という低い数字になるということでございます。

要は、ではこの1.5をどれだけ減らせるかということにもなるわけでございます。理論的には、この1.5を市が持てば保留地減歩は全部なくなるということになりますけれども、ただ、実際に区画整理を行う場合に、換地計画の段階で、保留地が全くないような状態で換地が行えるかというと、まず技術的に今不可能といえるわけでございます。そうしますと、公共減歩を減らすということになるわけでございますが、この地域が住宅地、宅地が少なく、いわゆる農耕地が多いということになりますれば、道路用地を少なくすることによって公共減歩が減るということになるわけでございます。

道路用地が減るということは、一つの街区の面積が多くなる。あるいは、今まで敷地延長であった宅地が、市が今やろうとしている区画整理は６メーター道路に原則的には面するように、敷地延長の宅地もなるわけでございますけれども、そういう敷地延長の宅地はそのまま敷地延長で残すとか、要するにそういう形の区画整理になってしまう。それから農地の場合には街区を大きく取りまして、将来その宅地化をする場合には自分ないしは共同でまた再街路を自分で入れなきゃならないと、そういうようになるわけでございます。そういう努力も若干は必要でございますけれども、それを行き過ぎると区画整理の意味もなさなくなるわけでございます。いろいろのことを考えまして、市の方も今後、その減歩の減少に努めていくということでございます。

3・3・2号線を直接買収でという声が非常に強いんですが、これは豊田南の区画整理の中でも3・3・2号線を国に直接買収をしてほしい、そういう話もございました。これは3・3・2号線の用地として用地提供ができるということであれば、これは市が先買いをするなど、いろいろ方法があるわけでございます。そういう形で市の方は行いましょう。ただ、しかしながら、区画整理を行う区域の中で、よほどの家庭の事情がない限りは大幅な土地の譲渡というのはないわけでございます。要するに遺産相続か何かでどうしても相続税を払うために売却したいというようなことがありますけれども、それ以上に積極的に損をするということは非常に少ない。要するに直接買収で買うということは、なかなか実際問題としてはなかなか難しいという、そういう面もあるわけでございます。くどいようですが、直接買収を、直接売りたいということがあれば、市の方も積極的にそれには対応するという気持ちでおります。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西平山区画整理という、これから取り組む同じく基盤整備事

業なんですが、区画整理のいろいろな手法の中に、おのずから法の定める原則があるわけでありまして、もちろん公平で公正で一番喜ばれる手法で行うということは、もう言うまでもないことでありまして、その地域の減歩率そのものに内容的な理解がまたできていないという状態のことは、言うなれば地域に事業をおろすという意味では、未熟な状況である。もっともっと説明をわかりよくして、今後も徹底的に区画整理手法の意味と、それから効果というものを理解をしていただくということが前提になるわけでありまして、市内で既に幾つかの市施行の区画整理事業も行われておりますし、また組合施行の事業もあったわけでありまして、最初の段階、いわゆる減歩というのを、取られるという感覚では成り立たないのが区画整理でありまして、減歩はお互いが協力し合うということで初めて理解ができる。そういう性格のものであります。

そして、その中にいわゆる環境整備をするための公共減歩、それから経費を生み出すための保留地減歩、これを公共保留地合算減歩ということで、平均減歩率が出てくるわけでありまして、それもまた平均減歩率でありますから、どこも平等にその減歩率をかけるといった性質のものでもありません。居住者の方に減歩率を仮に何らかの方法で下げるかといいますと、結局は小宅地の緩和ということで、市が別に市有地を持って、市有地は換地を求めないということで細かく分ける、こういうことになりました。

区画整理の理論から見ますと、その過不足を清算をするというのが清算金でありまして、計算的に得をした立場になる人には徴収をし、それから受益と言ってはちょっとおかしいんですが、計算上、益をした立場の方には清算金の徴収交付という言葉が用いられておりまして、そういう理解をだんだんと進めていただきながら「なるほど」というふうになっていくのが、今までの区画整理の実例であります。区画整理間のまた公平ということも、これも大切な事柄であります。

日野市は、これまで幾つもの区画整理事業を施行してきた歴史がございますので、大多数の市民の方には基本的に大きな意味での御理解がある。そして各論の部分で、個々に詰めていく問題がある。こういうことで事業が実施し得てきておるわけでありまして、区画整理が、つまり被害者をつくるんだという意識では本来成り立たないわけでありまして、区画整理を全部が受益者であるということで初めて実施ができる。こういう性格の仕事でございますので、時間がかかりますからなかなか先のことを個々に明確に「あなたはかくなります」という言い方はできないわけでありますけれど、そのまた期間の中で、おのずからの、無理のある方には無理のないように、そして比較的農地という形で土地をお持ちの方にはどうしても負担側になっていただかなければならない。こうい

うことであろうと思っております。道路等の公共施設が多いから減歩率が高くなる。そのことが弱い立場の小宅地の方には不利になる。こういう論理はあり得ないわけでありまして、そのあたりのところをひとつよく納得をしていてただくということを、これからも努力をしていかなければなりません。

要するに、保留地減歩はその一つの経費を生み出す部分の割合ではありますけれど、なお市がなるべく先買いの用地を多く持つことによって、いろいろな公共事業が成り立つということにもなりますし、また公共事業が完成しない、成り立たない事業では意味がないということになりますので、そのあたりのところを、ひとつ前後を大きく御判断をいただきまして理解をしていただく。こういう努力をまだまだ行う必要があるなということが、西平山区画整理事業の現実だというふうに考えております。

これまで私も説明等に出向いた際、総論では特別の異論はなかったと思っております。各論の段階で、特にまだ区画整理の説明が未熟であるために、ちょっと論外の論がまだされておるんじゃなかろうかというふうに思っております。失礼があってもなりませんが、ある意味では区画整理事業は自問自問をしていただかないと、説明だけでは納得できない部分もあるということも日ごろの経験の中から感じるわけでありました。多少時間はかかるにいたしましても、日野市の将来にわたっていいまちであるために、また地域の方々にいい環境をつくって快適性、利便性を完成させるためには、やはり区画整理事業でお願いをする。こういうことにならざるを得ないと思っております。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。

部長のお話の中で、今後、何らかの手だて等を講じながら、極力減歩率の引き下げに努めるというところは、大変評価をさせていただきながら、ぜひその方向で努力をしていただきたい。このように強くお願いをする次第でございます。

ただ、市長の答弁の中で、やはり私は、そうはいっても住民側はそのようなことまで原則論を訴えたとしても、私は住民側は到底納得し得ないのではないかというふうに、今の住民側の空気を察しますと、少なくとも今の段階ではかなりの、市というよりも市長の考え方との間に、私はかなりの隔たりがあるのではないか。このように思わざるを得ないわけであります。

話を変えまして、話は若干古くなって大変恐縮ではございますが、参考のために申し述べさせていただきます。

昭和38年から昭和48年にかけて、いわゆる平山台区画整理事業が行われました。工業

団地の関係や用途地域の関係で大変住民側ともめたと記録が残っております。そのために居住者同盟が結成されて、現森田市長みずからも一住民として先頭に立って闘ったと伝え聞いております。その闘いが効を奏して、当時古谷町長と覚書なるものを交わしたということでございます。その内容は、現森田市長を先頭とする居住者同盟の主張をほとんど飲み、平均減歩率24.7％を100坪以下の規制宅地について12.6％の減歩率にするというようなものの内容を勝ち取ったというような、まことに輝かしいものであったようであります。減歩の仕方も、家族数とか建物の大きさなどを考慮に入れた大変ユニークなものであり、当時、古谷方式といわれたそうであります。町側は大変な譲歩をしたために、当時の金額にして１億2,000万円ほどの負担をしたというものであります。私は、時代は変わったとしても、状況はこの西平山と非常によく似ていると思うのであります。市長もかつては住民側の代表として闘ったという経験をお持ちなのですから、住民側の心はよくわかると思います。どうか市長の英断を強く望むものであります。

最後に、市長の再度の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平山台区画整理の話が出ました。平山台区画整理というのは、当時の町政から地域全体の何割かという広大な部分を工業地域にして町の発展を図ろう、こういう施策でありましたし、施策そのものがどうこうじゃありませんが、我々地元に住んでおりました人間は、工業団地に追われる形で物が考えられているという受けとめ方がありました。つまり、学校は一つも予定されていない。学校といいましても小・中学校、その他公共施設のことも何一つ内容にない。こういうことで、将来の都市としての環境が成り立つだろうかというところが疑問の出発点だったように思います。

つまり、欲しない市街地をつくるために区画整理方式というものは、これは直してもらわなきゃいけないというのが運動持論だったということでありまして、結果、工業団地と共存のできる、そういう結論になったということでありますし、区画整理そのものが住民にもかなり配慮があったということも当然であったと思っておりますが、いわゆる住民としての立場、居住者としての立場、地権者としての立場、いろいろな意味でその意味はよく理解できるわけでありまして、結論としますと、全部が受益者になり得た。こういう理解でございますから、成功といえるものではなかろうかと思っております。そのような勉強の経過もいただきながら、各区画整理事業に対しましても日野市独自の方式をそれぞれ行ってまいったと思っております。

西平山におきましても、当然そういう考え方で臨むということには変化はないと思っ

ておりますので、できるだけの施策を行う。そしてまた、十分な説明をなお行っていくということについては、全くそのつもりでおりますということです。

○議長（小山良悟君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。

今、市長の方から当時の平山台区画整理事業の思い出を語りながら、住民にも配慮があった、また独自の方式でやったそのものを、またこの西平山の区画整理事業でも踏襲をしていく。このように答弁をしていただいたわけであります。私は先ほど来から申し上げているように、やはり全体の半分以上を道路用地としてこの西平山の区画整理事業は行っていくわけでありますので、やはりそこら辺のところを十二分に考慮に入れながら、新たな日野市独自方式というものを生み出しながら、住民負担の軽減を極力図っていく西平山の区画整理事業をどうか推進をしていただきたいということを強くお訴えさせていただきながら、私は質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって10の1、西平山区画整理事業は住民負担を極力軽減し、自然環境との調和のとれた町づくりを望むの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時12分　休憩

午後3時50分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、酸性雨調査を市民参加で実施せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　　それでは質問を行わせていただきます。

酸性雨調査を市民参加で実施せよという質問でございますが、日野市におきましては「緑と清流を取り戻そう」、これは森田喜美男市長が就任されて以来ずっとこの事業に取り組んできた、大変評価できる私は中身だというふうに思います。日野市は緑も多いですし、また水も大変よく保全されているということで。

また緑の問題では、多摩平団地の中に入りますと非常に緑の多い団地ということで、駅を下りた方々から「多摩平は緑が多くていいですね」というふうに言われております。

今ごろはもうイチョウの黄色の葉が大分散り始めまして、先週の日曜日ごろは団地の中をカメラを持って写真を写すという、こういう姿もございましたが、私はそういう中で、私どもが住んでおります229号棟から247号棟の一角の中、このところにあります松の木、この松の木は秋深くなりまして、12月の冬を迎える時期になりますと、いつもこもが巻かれまして松を保全する。こういう仕事がもう三十数年続いているわけでございます。朝早くはたくさんのいろんな種類の鳥が飛んでまいりまして、声が聞こえます。最近はカラスが大変多くなってちょっと困っている部分もありますけれども、コウモリなどもおうちの中に入ってくるということで、退治をしてほしいなどという、こういう要望なんかもあるわけですけれども、このようにやっぱり緑がありますと鳥も飛んでまいりますし、私はそういう意味で大変大事な木だというふうに思っております。

ところが、この松の木が茶色に変わってきて、この変化が最近見られまして、特に120本ある松のうち既に枯れてしまって20本が木の根を少し残して切られてしまうという、こういう事態が起きてきております。木そのものが全部枯れてしまったのと、あるいはまだ根が残っているのもあるんですけれども、こういうのを見ますと、私は酸性雨のせいかしらというふうな、そういう関係があるのかしらという、そういう疑問を思うわけでございまいす。特に植物などが一番この雨の中では被害があるわけですから、そういう意味で私はぜひ市の中においても問題提起として、酸性雨の問題を取り上げてみたわけでございます。

もう100年も前、足尾銅山にありましたこの酸性雨の被害、これはもう皆様も御存じだというふうに思います。銅山からの鉱石処理に関連して鉱毒が出始めて、そして農業も漁業も被害が広がり、ここではもう仕事ができなくなったということで、精練所から出てくる酸性の粉塵や酸性雨によって、周囲の山がもうはげ山になって、100年たっても、今でさえもう木が生えないという、こういうことになって、わずかに汚染に強いというアカシアの木だけが生えているということで、私はやはり100年たってもこれだけのこういう大きな被害を起こした企業の責任が問われるべきではないか、というふうに思います。

また、近年では群馬県の安中市の東邦亜鉛安中精練所によります酸性雨の被害でも、この近くの丘陵地で杉の林や松などが被害を受けて、足尾銅山と同じように裸の山になっている。こういうふうに言われております。安中精練所が操業を開始して8年後に、もう既に1945年には梅、樫、楢、そういうものが枯れてしまうという、こういうことで、その後、杉や檜、松などが枯れて、私はこういう意味で、まず植物が被害を受けて、そ

してその後人間にも影響が出てくるという、こういうことをぜひしっかりと見ていかなければならないというふうに思います。松などは外から見た場合には全然枯れていないように思いますけれども、中の方では非常に影響を受けているという、こういうことです。朝顔の葉っぱがよく調査に、汚染物質を吸っているということで調査がやられますけれども、朝顔は表から見ればすぐに色が変わる。また、粉をふいたような跡があるということでわかるわけですけれども、松とかこういう問題については、なかなか目に見えない中で枯れているという、こういうことです。

それで、酸性雨というものがどういうものかというふうになるわけでございますけれども、これはやはり工場や自動車などで消費される化石燃料から排出される硫黄酸化物、そして窒素酸化物が大気中の雨や雪に溶けて降ってくるもの。それで霧になったものを酸性密度といいます。これが、酸性雨ができる二つの原因があるわけですけれども、この一つが大気中に漂っている汚染物質が水滴の核になって雨となって降る。そしてもう一つは、雨になる途中で酸性物質を水滴の中に取り込むときにできるということで、降り始めるほど雨の酸性度が強いということで、そして小さな水滴ほど酸性が強いということでございます。

雨水の酸性の度合いをＰＨとあらわされておりますけれども、このＰＨもゼロから14までの数字であらわされておりまして、７というところが中性でありまして、こういう点では本当に皆様も御存じだというふうに思いますが、私たちはこのことによって、私たちが今健康であるかどうかということを目安にする。こういうことにできるのではないかというふうに思います。

最近、建物の影響などが大変あらわれてきておりまして、都市のビルのほとんどがコンクリートや鉄筋などによってつくられておりますので、コンクリートはアルカリ性であるために酸性化した雨によって傷みが早く、傷んでしまう。腐敗も促進される。こういうことをよく新聞報道などでも私どもは知るわけです。また、大気汚染の深刻な四日市市の学校の校舎の窓ガラス、この鉄枠も腐食が激しくなって、ほかの学校よりも傷みが早いというふうに、こういうふうに言われております。

私どもはこういう中で、人体に及ぼす影響、このことを見ますと、植物ですと、植物が生きていかれなくなるというわけですけれども、人体の中では、新聞報道などにもよりまして知るところでございますが、1971年９月23日に東京の代々木の駅付近で、霧雨によって十数人が強い目の刺激を受けた。こういうこともありますし、1973年６月には、山梨県や静岡県で霧雨が降って、のどへの刺激、目の痛み、こういうことが訴えられ、

またキュウリやナスにも影響が出たということも聞いております。一番多いのが1974年７月３日の栃木県を中心にして茨城、埼玉、群馬のこの広い地域で、午後２時あたりから住民の方が目の訴えをされて、そして３万人を超える方が被害を受けたという、こういう報告も受けております。

私どもはそういう点で、この酸性雨の問題は大変人体にも、また植物にも影響を与え、水俣病でも有明海の魚を食べた猫が狂い死にをしたということから、公害の発見もされますし、これは人間がつくる、こういうものですから、ぜひ自然環境の中で、動物も植物も影響が真っ先に出て、その後、私ども人間が被害を受けるわけでございますので、ぜひ私は、日野市においても市民と一緒にこの調査をやって、そして企業の公害責任、こういうものももちろんあるわけですので、そういう点などがどこから来ているのか。こういう発生源などもしっかりと調べていく必要があるというふうに思います。

昔は、お芝居などにも春雨じゃ濡れて行こう」などというすてきな言葉もありましたけれども、今はそんなことを言ったらもう体に悪いという、こういう言葉もありますので、皆さんも一緒にこの問題を考えていきたいというふうに思っております。

最初にこのことについて質問を行います。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　御質問の点、今るる御説明がございました。確かに現在、酸性雨の現状といたしましては、自動車あるいは工場から排泄されます硫黄酸化物、あるいは窒素酸化物、これらによって生じておるわけでございますが、その被害といたしまして、今、例に取られました目に対する刺激ということもございますが、そのほかには有害金属の流出を招くもとでもございます。また、栄養点の支障でございますが、欠乏、あるいは樹木等が冒されますので鑑賞能力の低下といった環境破壊、ひいては人体への影響というふうになってくるわけでございます。

ただ、今お話にありましたとおり、発生源の突きとめということでございまして、大まかに一般論として先ほど申し上げたような工場の石炭、あるいは石油の燃焼によりますことが原因ということではございますが、これは実際に日野市なら日野市で調査いたしまして、降ってきた酸性雨がこのところから出たというふうには、なかなかつかみ難いところでございます。どうしてもよそ様で出たものが気流に乗ってくるという形態もございます。北欧関係におきましても、工場から排出されたものがめぐりめぐってドイツのシュバルツバルトですか、が冒されているということもございますし、いたします。

いずれにいたしましても、これらに対します市民あるいは国民、言わば人類の個人個

人がこれら環境に対します保全ということでの認識を持たなければならないことだということは、言うまでもないわけでございます。市民参加ということでございますが、一つの環境保全運動、あるいはその環境保全に対する認識を持つということにおいては、大変有効なる手法だと思います。私どもも今後、その点につきまして検討をしてみたいというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

この調査は、先ほど部長が言われましたように、どこから発生したかというのをつかむのは難しいと思います。空を流れて世界じゅうから日本にも来ますし、日本の風も雨も飛んでいくわけですから。

しかし、ここでしっかりと我々がどういうふうになっているかという状況を、この日野市の今の状況を調べることは、私は必要だというふうに思います。今、回答としては余り具体的じゃないですね。環境保全運動として認識を持った上で有効である。これはまあそうだと思うんですけれども、今後その点で検討していくということですけれども、何ら具体的な回答という形で出ておりません。

この問題は、先ほど言いましたように、100年昔から出ていることですけれども、ようやくここの数年、皆さんの口にも上るようになりましたし、政府の方でもやる状況にもなってきております。これはやはり住民の運動、そしてまた1970年代に革新自治体が次々と誕生し、その中で条例を独自につくって、こういう企業が発生するこういう公害に対してもしっかりとした住民の立場に立った、こういう政策がとられてきて、そしてそれを政府も負わざるを得ないという、こういう状況の中で今この問題が今日まで引き継がれているわけでございます。

1989年、昨年の８月14日に環境庁の調査をいたしました。そしてその調査結果を発表をしております。全国で29の地点で実施されまして、札幌や仙台、それから工場などが活発に動いている大きな都市と、それから比較的静かな田園都市と、こういうふうな組み合わせで、東京でも江東区とか武蔵野市でも行って、このデータが出ておりますが、武蔵野は4.4から4.8ということで、非常に酸性雨は強かったという、こういう結果が出てきております。江東区も4.8から5.5。かなり長崎でも仙台でも、札幌、青森、弘前、こういう形で全部、数字が5.6以下の雨が酸性雨ですので、そこに関係した自治体の名前が資料として出されておりますが、私どもぜひ日野市においても、この調査を独自で

やっていただきたいというふうに思います。それで、各自治体でやった調査もございますけれども、随分たくさんの市がやっております。やはり植物の影響、また天候に関する影響、こういうことからそれぞれやっているというふうに思いますが、50以上の自治体が酸性雨とその生物影響ということで調査をやっておりますので、私はぜひこの調査をやって、そしてその結果を市の広報を通じ、市民に訴えていく。特に日野市は今消費者運動なども非常に活発になってきておりますし、女性の方たちは子供たちの食べ物の問題、もちろん夫もそうですけれども、健康に本当にこの世の中で過ごしていただきたいということで、健康管理なども注意しておりますけれども、そういう点では、この酸性雨の問題はそのこととも関係することでございますので、私はぜひやっていただきたいというふうに思います。

府中市でも12月１日から市民とペアで酸性雨調査ということで毎日新聞に報道されて、皆様のところにもお配りされているというふうに思いますけれども、４カ月間、市民の手で雨のＰＨを測定するということで、基礎データを集め、地球規模の環境問題を市民レベルで考える足がかりにする。こういうことでございます。小学校５年生から75歳の方までということで、私はこういうことを本当に日野市の中においてやれないわけがないわけです。私ども婦人団体でも大気汚染の問題、毎年やっております。交差点のところに小さなカプセルを１日24時間置いて、またそれを取りに行って、またそれが戻ってきて、この地域はどうでしたということが、私どもの手に戻ってまいります。ことしも、つい今やっている最中でございますけれども、そういう点で、私は日野市において、特に「緑と清流を取り戻そう」ということで、ある程度本当にいいところまでいって、この緑が破壊されていく、そういうことを黙って見るわけにはいかないというふうに思います。そういう点では、やっていただきたいわけでございますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近、この地球規模の公害問題が、ごみの社会問題あるいは人の生活、あるいは健康の問題ということと関連をいたしまして、大きくマスコミ等で取り上げられております。酸性雨のことも同様でありまして、近ごろ自治体でもその調査に取り組む。多分、市民運動や婦人団体との協力によって行われることだと思っております。

割合簡単な調査システムもあるようでございますので、それらをどういう――何といいましょうか、整えながら市民運動に問いかけ、そしてまたあるいは学校の生徒にも学

校を通じて勉強してもらう手段としての一つの勉強課題というようなことで取り組むべき重要な課題ではあるというふうに、認識をしているところであります。今まで調査システムということを計画するに当たりましては、ある程度の時間も必要と思いますので、できるだけ積極的な目標を立てて取り組んでいきたい。このように考えます。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

市長の方から、積極的にやっていきたいという、こういう答弁もございまして、学校の方の協力も得ながらということでございますので、教育長の方から、もし市の方でそういう要請がありましたら、学校の方としても先生方、子供たちの協力を得てやっていただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

教育委員会の方も、現在、環境読本の作成委員会というものをつくりまして、環境教育の充実、この問題につきましては、新しく新年度から子供たちにその面についての副読本をお渡しし、市の方と協力しながら自分たちの周りの環境というものについて、十分理解を深めていくような手だてをとっていきたい。こう考えております。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　お二人の理事者の方から大変結構な答弁をいただきまして、ぜひこれは、私はやはり地球環境のこの問題は、みんな人類生きている上ではどなたも取り組まなければならない。こういうことだというふうに思っております。そして今のこの環境破壊は、人間がつくり出したものであり、また人間はこれを人間の力で変えていかなければならないというふうに思っております。

ケニアでは「地球を大切にしなさい。それは親からもらったものではなく、子供たちから借りているものだから」という、こういうことわざがあるということを私は聞いておりまして、テレビだったと思いますが、この言葉を聞きましたし、また本で読みました。

そのとき、ふと、ああこれはケニアのことだけれども、日本ではこれと同じような言葉があるというふうに思ったのが、「青い空は青いままで子供らにつたえたい」という、詩人の小森香子さんが核兵器廃絶を願う気持ちから、広島・長崎を歌ったこの歌の最初のところが、こういう言葉でございました。小森香子さんは、日野の母親大会にも２回お見えになりまして、参加した女性の方たちに、とっても感銘の深い講演をなさって、

それだけにこの「青い空は青いままで子供らにつたえたい」という、この日本のこの言葉を私はやはり今生きている私たちが子供たちに、世界の子供たちと一緒に残していかなければならない。これが私たちの務めだというふうに思っております。

革新自治体の中で、先ほども言いましたように、公害発生の運動、そしてこれを規制する運動、こういうことから、いい環境になってきておりますけれども、でも政府の方が大企業とか財界の要求を入れて、二酸化窒素の環境基準を緩和して、公害健康被害補償法を改悪して、もう一切新たな公害患者は認めない。こういうことを決定をしております。そして政府の方の予算を見ましても、地球環境の保全に関係するかのような、肩書はそういうふうになっておりますけれども、その予算の３分の２近くが原子力関連予算ということで組まれている。こういうことです。

私は、そういう意味で、もし本当に国の方が積極的でなく、こういう消極的な態度であれば、私たち自身が、この住んでいるこの自治体でそれぞれ運動を起こして、そしてまたその結果を知らせていく。それが大きく政府を動かす力にもなる、というふうに思っております。かけがえのないたった１回しか生きていないこの人間の命と、そしてまた動物も植物も同じ、こういう立場で、生きているものが安心して住んでいける、この地球のこのまちを私たち自身がみんなと一緒につくっていく。そういうために、ぜひ私はこの酸性雨の問題は大きな公害、またいろいろ複合汚染、こういうものがある中では、大事な問題だというふうに思いますので、ぜひ積極的な努力をお願いいたしまして、この問題について質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって11の１、酸性雨調査を市民参加で実施せよの質問を終わります。

一般質問11の２、市民斎場と納骨堂の建設をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　　引き続きまして、市民斎場と納骨堂の建設をということで質問させていただきます。

ことしもあと数日で１年も終わりますけれども、年賀状の準備でお忙しい御家庭も多いかと思います。そういう中で「ことしは年賀欠礼させていただきます」という、こういうおはがきが届きますと、あらあ、またあの方も亡くなったのという思いで、悲しい思いをするわけでございますけれども、私の周辺でも、ことしは一緒にいろいろと地域の中で活動したり、またその中で自治会活動、教育活動、スポーツとか、地域の中でいろいろと運動にかかわっていた方たちが突然お亡くなりになる。こういう悲しいことも

たくさんございました。

この１年間でも約600人の方がお亡くなりになるという、こういうことが統計ひのにも出ておりますし、団地の場合ですと葬儀が優先されまして、集会場をお借りしていても優先で利用できるわけでございますけれども、一般の家庭では、アパートに住んでいる方とか、あるいは市内に四つ葬祭場がございますけれども、なかなかそこまで、金額の問題やらいろんなことがあるために葬儀場を利用できない、こういうことがあるというふうに思います。

そういう点では、日野市民としてここに生きて、そしてお亡くなりになった暁には、私はやはりお金があるとかないとか、こういうことにかかわらず一生を市民葬祭場で葬儀ができるような、こういう斎場を日野市としてもつくっていくべきではないかというふうに思います。

もう一つは、納骨堂についてでございますが、今お墓を買うにしても非常に高い金額です。また、霊園などもありますけれども、東京都の霊園はもういっぱいで入れない。募集も中止ということ。あるいは民間もありますけれども、民間の霊園もかなりの金額となっている中では、市内に納骨堂があって、これがマンション形式であっても私は構わないと思いますが、私の友人も「もうお墓を買うのもなかなか買えないから、私が死んだら灰にして海に流して」なんていうことを冗談におっしゃいますけれども、灰を流すことは法律上だめですし、またそんなことはとても遺族としても私はできないことだというふうに思います。

お葬式が済むと真っ先に思うのが、このお骨をどこに納めようかというのが、多くの方々の家族の方たちの気持ちです。遠くのふるさとに持っていく方、また親のところに入れてもらう方とか、この質問をするに当たりまして、いろいろな方の御意見を聞いてまいりました。そういう中では、やっぱり市民斎場と納骨堂は必要ですねということを、随分たくさんの方からおっしゃられました。

てすから、ぜひ私はこのことを、いろいろと制約があることは私存じております。用途地域の問題とか、土地の問題とか、いろいろ困難な状況はありますけれども、でも今までも困難な状況を切り開いて今日の革新市政の前進があるわけですから、私は用地の問題でも、例えば老人アパートの問題と違いますけれども、市の方が訴えれば老人アパートを二棟建てられるとか、また土方さんという方が土地を提供してくれるとか、やっぱりこちらが積極的に皆さんに訴えれば、私は斎場でも納骨堂でも道は開けるのではないかというふうに思うんです。これは市民のためですから。その点では、私はぜひお願い

したいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御質問の点でございます。

まず、市民斎場でございますが、昨日、宮沢先生からも御質問ちょうだいしたところでございます。大変その住宅事情によりまして、最近では自宅からの葬儀ということが非常に難しい状況になっておるのは、今、御質問者からのお話にありましたとおりでございます。そういう中で、自宅以外での葬儀を希望する人も大変ふえておりまして、葬儀や儀式に利用できる葬祭場、中でもその使用料金の低廉な公営葬祭場を望む声も多くございます。

現在、市内には御存じのとおり民間としまして４件ございまして、大体、基本使用料金といいましょうか、18万というのはおよその相場でございます。そういう中で、祭壇その他になりますと莫大な金額にのぼってくる一面もございます。昨日もお答え申し上げましたとおり、これは市として、やはり見過ごしにできないものというとらえ方をしております。

また、納骨堂につきましても、現在、墓地を持つということは大変難しい状況でございます。そういう中で、葬祭場、墓地のこの問題も、やはり見過ごしにできない、取り組まねばならない時期が来ておるものと承知しております。逐次、精力的に検討を進めていきたいというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

昨日の宮沢議員の質問にも、用地を含めて基礎調査にかかりたいということでございましたが、具体的にはどのようなことをやろうというふうにお考えですか。もう一日たちました。きのうの質問の後、どんなふうに考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　具体的にということになりますと、大変、きのうも御説明申し上げましたとおり、あらゆる取り巻く環境が難しい状況にございます。私どもも速やかにこれが処理できれば大変ありがたいのでございますが、何はともあれ、とりあえず昨日の話に戻しまして、火葬場の待合い棟の改築に当たりましても、都市整備部長からお話がありましたとおり、都市計画法上あるいは建築基準法上の制約もございま

す。51条でただし書きがございますが、その辺であるいは可能性ありやということでおりますので、当面はその辺を突破口といたしまして、都市計画法上の条件を満たす。そういう中での改築ということを考えていきたいし、その改築に合わせまして、あるいはこの葬祭場ということの解決策が生まれはしないだろうかというふうに考えているところでございます。

また、別にこれらの施設を求めるといたしますれば、当然にそういった都市計画法上の条件を備えたところにおいての用地の見出しということになるわけでございまして、これにつきましては、大変、今、ただでさえも用地取得の難しい時期でございますので、今ここでどのようにということは申し上げられませんが、大まかには突破口としまして現在の火葬場というものの改築に手がかりを得たいというふうなことで、内部的にはそれに重きをとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

都営の納骨堂が七つぐらいありますけれども、ここも使用料は１年間で２万1,000円。市内のあるお寺にお預けして１年間見て、お預かりしてもらいますと３万円ということで、なかなか大変だなというふうに思います。

日野にもお墓がありますけれども、このお墓にちょっと触れさせていただきますと、この使用に関しては、使用者が住所不明になって５年を経過したときには、これがまた市の方に返還するというふうになると思いますが、そういう状況がありますかしら。そういうことをちょっとお尋ねしたいと思います。

やはり私はこの問題を解決するのは、土地が問題だというふうに思います。ぜひ土地の確保の点についても、市民の方にも訴えて、これから高齢化社会を迎えて、行き先どうなるかしらと不安に思っていらっしゃる方も多いんです。老人アパートができるということを聞いて、本当に喜んでいらっしゃる方が多いんですけれども、やっぱり安心して暮らして、そしてここで、日野市で一生を終わりたいという方が多い。「日野はやっぱりいいわね」ということを、私は本当に多くの方から言われまして、行政にかかわる１人としてはとてもうれしく思うわけですけれども、やはり都営の墓地はもう満員。民間は金額が高くてなかなか買えない。墓地だけでも面積が3.3平米で120万から265万。これは３年ほど前の統計ですけれども、お墓だけでも50万というのは安い方です。130万。こういうことですし、ですからやはり今「団地にいて狭いところで、また死んでもロッカー型の小さなマンション」なんて言われるんですけれども、お墓よりは、なければ私はこういう納骨堂の中で終わっても、私はいいというふうに思っております。ぜひこの点について、もう一度生活環境部長の方から答弁をいただきまして、それから市長に最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　市営墓地の状況について、お話し申し上げます。

今、何といいましょうか、使用者の放置といいましょうか、そういうことでの空きということでございますが、現在におきましては、そのような事態はございません。皆さん、きちんと使用料を納めて、御自分の墓所といたしましてよく管理なさっておる状況にございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　昨日も、自治体として本来整えておくべき火葬場、あるいは斎場、墓地、この種の御質問もいただきました。期せずしてお二人の方から御提案をいただくということで、この重要性をより深刻に考えなきゃならない。こう思っておるところであります。

日野市は、町政時代から、墓地は公営墓地を持って、狭い面積でありますけれど、持ったわけであります。それから、不十分といわれるかもしれませんが、火葬場も現在では最小限間に合うという程度で、それぞれの機能を持っているわけであります。とりわけ人生の一番最終段階の最も厳粛で、しかも人の、人間としての礼にかなった処遇のできる、そういう条件をつくるということは、極めてまた重要なことだというふうに認識をしております。

多少、何か考えなければならないということで思い当たることもないわけじゃありませんが、また、今、公表できるという段階でもございません。十分その必要性を認識する中で、日野市あるいは日野市の行政として全うしなきゃならないことに取り組んで、何か打開の方法を考えたい。このように考えております。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

なかなかすぐには私はできないというふうに思いますけれども、やっぱり用地の確保の点では、市民の皆様への訴えだとか、用途地域の変更の問題なんかいろいろあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから要望といたしましては、日曜日にたまたまお葬式がぶつかりまして「どこか葬儀屋さんはないですか」という相談を受けたこともございます。市民葬が――市民葬儀ができるということで窓口に電話をしたんですけれども、窓口では日曜日だったということで「わからない」ということがございました。ですから、ぜひ日曜日というのはそういうときにもお葬式もありますし、またお誕生ということもありますので、日曜日の窓口のところでもきちっと対応ができるような、そういう状況をつくってたいというふうに思います。

やはり私ども、この日野市を本当に好きで、私もこの日野市で命を全うしていきたい。そういうふうに思っております。やっぱりみんなでつくってきた、この日野市でございますので、ぜひ市民の皆さんの要望が、私がこの質問をするに当たり、いろんな方たちの御意見を聞きますと、やはり市民葬祭場と納骨堂、これはいいわね。１年間の預かるだけの納骨堂でなくて、永代のこういう納骨堂にしていただきたいという、こういう意見もございましたので、ぜひ積極的な取り組みをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の２、市民斎場と納骨堂の建設をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10十分より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時36分　散会

12月12日　水曜日　（第５日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第36号）

12月12日　水曜日　（第５日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成2年12月12日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時9分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、日野市の防災体制についての通告質問者、下村　功君の質問を許します。

〔8番議員　登壇〕

○8番（下村　功君）　きのうから前線の通過に伴って、大分雨と風が激しかったようですけれど、千葉県の方では、竜巻によってかなりの家屋損傷とけが人も出たようでございます。ことしは、台風のまた当たり年でございまして、今まで日本に上陸した、この本土に上陸した台風は、六つを数えている。特に台風28号は、11月30日に日本に上陸したわけですが、これは観測史上初めて、このような遅い台風だと、上陸したのが遅いということが、新聞にも載っております。

テレビや新聞でこうした台風や地震や、さまざまな災害の被害、とりわけ人的な損害と申しますか、死者や行方不明者などの報道を聞くにつけまして、人が宇宙に飛び出していくこの科学技術の進歩の中にあっても、自然災害というものについては、その発生を人為的にはなかなか制御できないということへの無力感も感じるところでございます。

火災など、ある程度は人為的に防げるものはありますけれども、先ほど申しましたような台風や地震といった自然災害というものは、まず個々人が日常的な備えをしていく、そして万が一のときの被害を物的にも人的にも極力被害を少なくする。できればゼロにすることはもちろん当然のことでございますが、しかし、やはりこのような都市という共同社会にいて、防災というものに対する自治体の役割といったものは、非常に大切なものであるというふうに思います。

緑や清流に囲まれて、美しい自然環境を持つこの日野市ですから、それに加えてやはり、防災面からも市民が安心して暮らせるまちづくりが大切ではないかというふうに思います。

日野市でも再三議会で質問に上っております地域防災行政無線――同報無線と言うようですが、が設備されようとしていますけれども、防災にはこうした情報機能、これは日野市防災会議条例ですか、そこで地域防災計画として位置づけられているようですけ

れども、それともう一つ、万が一起きてしまった場合の救援救護、これも日野市災害対策本部条例、これにさまざまな機構が明記されておりますが、こうした二つの体制の確立が、やはりポイントではないかと思います。

しかし、マンション等大きな建物が次第にその数を増していくこの日野市の中で、地域防災計画なり、災害対策本部の機能なりが、その実態に合わせて効果的な救援救護体制、また情報連絡体制、指示体制といったものがとられるように、絶えず見直されていかなければならないということも、言うまでもないことだと思っております。

そこで日野市の防災体制について何点かお伺いいたしたいと思います。

１点目に、まず地域防災計画についてですけれども、同報無線が、先ほど申しました地域防災行政無線が設備されれば、それに伴い計画の見直しということになるのでありましょうけれども、現在の状態の中では、災害の発生を市民にどう伝達し、また発生の可能性も含めてですけれども、そうしたものをどう伝達し、もし、市民に避難の必要がある場合は、どういうメカニズム、システムで指示をしていくのか、それについて具体的にお示し願いたいと思います。

２番目として、いざ起こってしまった場合、災害が発生してしまった場合の被災者の救援救護活動というものは、災害対策基本法で市町村の責務とされておるようですが、どのような救援体制が組まれているのか。また、平素から具体的な災害の発生を想定した訓練を、これも実態に合わせた形で実施しているのか、また、その頻度等についてお伺いいたします。

第３点といたしまして、地域防災計画に基づく避難場所というのが、定められていると思いますが、日常的にはどのような手段によって市民への周知徹底を図っておられるのか。また、そうした避難場所というものには、トイレや飲料水が十分確保される必要があると思いますけれども、そうした設備が整っているのかどうか、それをお聞かせ願います。

最後の４点目ですが、東京都は、昭和48年度及び、昭和50年度から53年度までに、災害時の初期消火と飲料水の確保を図る目的で、三角バケツというものを配布したそうですが、私も一度もお目にかかってはいないわけですが、日野市において、その三角バケツの配布状況と、その後、現在どう設置されているのかの状況について、お示しいただきたいと思います。

以上、４点について御質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

まず、災害情報、避難情報等の市民への伝達ということでございます。

申されるとおり、災害時において、いかに正確に、迅速に情報を把握して、市民にいち早くお伝えするかということは、だれもがこれ、一番重要なこととして御承知になられているところでございます。現在、市といたしまして、災害時におきます情報連絡を確保するのための手段といたしましては、第１点としては、公営情報を市に受け取るということにおきましては、東京都と各自治体との間に防災行政無線電話を設置しておりまして、これによりまして情報収集を図る体制にございます。

一方、市内への情報伝達につきましては、受け取りました情報を含めまして、移動系の防災行政無線83局から幼稚園、あるいは保育園、小・中学校、あるいは行政各機関、消防団といった所へいたしておりまして、それを受けて、市民への今度は情報伝達といたしましては、市の広報車、あるいは消防団の所有する消防車等によりまして、行っておるのが実情でございます。

加えまして、先ほどもお話が出ましたとおり、防災情報センター設置によりまして、地域防災情報の受信、発信の体制を強化する中で、固定系、いわば同報無線によります市民への情報伝達を現在整備すべく取り組んでおるところでございます。

次に、被災者の救援体制でございますが、これにつきましては、いざというときには、消防署、また日野市医師会、あるいは日野保健所等の協力をを得ての応急救護体制をとってございます。これは日野市立総合病院を中核として、災害時の救援体制をとるということになっておるわけでございます。また、こういった訓練でございますが、毎年「防災の日」周辺におきまして、年１回でございますが、地域を定めまして順次、各地域、防災訓練をとり行う中で、各機関の訓練、並びに住民の方々の避難訓練等も行われておる状況でございます。

次に、避難場所への市民への周知ということでございますが、避難場所案内板の設置ということで、50カ所の避難所があるわけでございますが、それらに対しまして48カ所案内板を設置しております。また、避難場所の地図、それを標示しました地図を作成して配布しておるところでございます。これにつきましては57年、たしか作成いたしまして、この地図を逐次配布しておるところでございますが、ここへ来まして、来年度には新たに作成し直して、配布したいということでの予定を持っておるところでございます。

そのほか、災害時の「避難の心得」というパンフレットが作成してございまして、これらは従来から災害あるいは消防ということでの講習会、あるいは防災訓練というよう

なイベントにおきまして、参加者に配布しているほか、公共施設の窓口においての配布ということをしておるわけでございます。

最後に、水の関係でございます。（「トイレの設置。飲料水の確保。三角バケツ」と呼ぶ者あり）三角バケツについてでございますが、三角バケツにつきましては、現在市としては、設置を取り入れておりません。

また、飲料水の関係といたしましては、現在、防災計画では給水可能量として多摩平給水場ほか４カ所が指定されておりまして、貯水量としては１万1,120リッター確保してございます。これは飲料水の基準として１人１日３リッターと想定いたしまして23日分の該当という状況でございます。そのほかには、小・中学校等の受水槽を利用するという形態のものも想定してございまして、これにつきましては、2,946立方以上を確保する状況にございます。輸送する手段としましては、給水車２台、あるいは容器20リッター入りのものを150個等用意してございまして、飲料水に対する一応の備えをしてございます。

それから、トイレにつきましては、現在避難所が先ほど申し上げましたとおり、小・中学校等の施設でございますので、一応トイレ施設があるということで、現在はそれらを利用するということではおりますが、実際には水洗トイレでございますので、いざというときには、限られた利用しかありません。したがいまして、今後、備蓄倉庫備品の一環といたしまして、移動式トイレ等設置していく考えでおるところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

いろいろ体制を整えておられることはわかるんですが、正直言って、例えば、その避難場所の地図を配布したのが昭和57年だと。今から８年も前に配布されているようですが、その後に移ってきた新住民は、全くそういう、どこに避難していいかわからない。かなりこの点においては、期間的に長過ぎたんではないかというふうに思っております。やはり、広報等でしつこいくらいにそうした避難場所については、市民に周知徹底を図るのが行政の役割ではないかと思いますので、来年出されるということですが、ぜひともその点についてはお願いしたいと思います。

それから、訓練も年１回ということですが、これはかなりの規模で行われるということで、いたし方ないかと思いますが、私が心配しますのは、災害というもの、特に地震などにおいては、突発的に起こるものについては、夜間も起こるということです。昼間

においては日野市の職員等は、本庁ないし出先に詰めておるからよいということになるでしょうが、夜間に起こった場合の職員の動員体制、さらには、必要な場所に出向いていくときに巻き込まれるという二次災害も当然想定されるわけですが、そういうことへの対策といったものは、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、食糧の確保の問題、これについてはどうなっているのか。23日間の飲料水の確保についてはわかりましたが、食糧等はどう確保なさるおつもりなのか、それについてもお伺いしたいと思います。

次に、トイレの問題ですが、避難場所が50カ所あると。トイレじゃなくてその前にですね、避難場所が50カ所あるということで、48カ所に誘導標示があるようですが、私、こうざっと見渡して、目が悪いのかもしれませんが、余り見当たらないなというふうに思っています。もっと市民にわかりやすい避難場所の明示といったものが必要じゃないかと、そういうふうに思いますので、この点についても、どう思われるか、御検討の方法についてお伺いしたいと思います。

それから、トイレの問題ですが、避難場所については当然だと思いますけれども、それ以外の公園についても、多分、市民は、いざとなったら避難するんではないかなというふうに思います。しかし、日野市の公園は、意外にトイレが少ないですね。この辺、何か日野市は公園にトイレをつけないことを建前としているのかどうか、ぜひ私はつけていただきたいと思うんですが、その辺についてもお答え願いたいと思います。

それから三角バケツについては、これは先ほど申しましたように、災害時の初期消火と飲料水の確保を図るということで、東京都が財政負担をして配布した。日野市でも多分、配布した経緯があると思うんですが、現在使われてないということなんですけれども、昨年も何かデータによると11件、初期消火にはこの三角バケツが役立ってたということも聞いております。三角バケツを現在使っていないというのであれば、各家庭の消火器具、消火方法、また飲料水の確保といった問題について、その代替案としてどういうものを考え、また市民に提供しているのか、それについてお答え願います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　再質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　まず第１点目の、市の職員の動員でございます。

防災計画に基づきます動員の手だてがあるわけでございますが、防災対策本部を設けての非常招集、これにつきましては、各その状況によりまして、それぞれ動員の範囲が定められているところでございます。また通常、その防災対策本部が設置するに至らな

い程度の状況下におきまして、具体的には先般の台風襲来というようなそういった状況の中では、それの前の段階といたしましての体制で、およそ職員を招集する形態をとっております。まず、そういう襲来が参りまして、あるいは市民サイドからの要請等が入ってまいりますと、直ちに技術部門としての対応をとる状況にございますし、公害防災といたしましては、全職員当たりましての各連絡等、行っておるという状況にございます。

また、夜間の現場での二次災害ということにつきましては、職員サイドとしましては技術部以外については、これはあくまで支援の範囲においてしておりますので、現場そのものへの立ち入りということは控えておりまして、ほとんど消防署あるいは消防団、水害等につきましてはそういったところで行っております。

それから、食糧確保につきましてでございますが、これにつきましては、備蓄倉庫を整備しつつあるところでございます。小・中学校、幼稚園、保育所と、先ほど申し上げました避難所へ１基ずつ設置するということで年次計画を立てて設置しておることろですが、現在これは10カ所設置し終わったところでございます。その中に食糧、乾パンというもの、また毛布、つるはし、スコップ、懐中電灯、あるいは飲料水――ミネラルウォーターですが、そういったものは一応この備蓄倉庫へ格納しておるという状況にございます。今後におきましても、引き続き、この計画に従いまして設置していく手だてになっておるところでございます。

それから、避難所の案内でございます。現在、48カ所を設けているというものの、なかなか人目についてないという実態があるやにお聞きいたしますが、この点につきましても、やはり物の役に立つということでなければならないわけでございますので、逐次、早急に検討を進め、対処していきたいというふうに考えます。

それから、三角バケツ絡みにつきましては、特に現段階では、各個人の対応策ということについては、やはり市民の方々の側で対応していっていただきたい、このような考えでございまして、特にそれの代替えといいましょうか、ということは現段階では考えてない状況でございます。

なお、総体的にやはりこの防災体制というものは、重要なことでございますので、各方面にわたって再検討し、対応を練っていきたいというふうには考えます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

防災上でなくて、この公園のトイレについては以前から、一般質問にも出ておりまして、今担当課の方では、年次計画を立てまして、公園の利用者に対してのトイレということで、今進めている段階でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　細かくありがとうございます。

夜間におきます体制についてはわかりましたけれども、なるべく救援に向かう、ないしは現場で作業される職員等の安全についても、ぜひとも確保していただきたい、考えていただきたいというふうに思います。

それから、食糧等の確保、備蓄倉庫を今10カ所まで設備されているということですが、これについても、いつ災害が起こるかわからないわけですから、ぜひとも避難場所等においての食糧等の確保を急いでいただきたいと思います。

それから、避難所への誘導標示ですが、これについても、幾つつけても多過ぎるということはないと思います。目立たないんでは、たとえ50カ所程度つけてあっても、何も用はなさないわけですから、これについても急いで検討をお願いしたいと思います。

それから、トイレについても、防災上の観点も持って、ぜひとも設置方、お願いしたいというふうにお願いしておきます。

最後に、防災対策という観点について、市長から全般についてのお考え、ないし今後の対応といったものについて、お聞きしたいと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自然災害の防災ということになりますと、大変広範でありますし、時間のこと、それから昼夜のこと、場所のこと、いろいろ状況が複雑でありますから、完全を期したいという考えはだんだんと詰めていかなければなりませんが、ごく常識的にあり得る状況を判断をしながら、対応しておるというのが現状であります。

法規の上では、各自治体に常時、防災会議というものを持って、そして年次的に内容の改正を正確に図りつつ、体制づくりをしておる。それから災害が発生しますと、防災本部を、地区組長がその本部長になって、地元の消防署、警察を幕僚的立場になっていただき、行政的な活動が始まる、こういう仕組みであります。

それから縦の関係で言うと、国から発信される。東京都がそれを受信する。そしてまた東京都は、各自治体に発信をする。自治体はそれを受けて、また内部の公共施設、あるいは市民に伝達を図る、こういう一応の仕組みにはなっております。

私どもは、市民に防災という意識、いつも私、申しておりますが、防災というのは行

政用語ですよと。市民の皆さんは、自分の身を守る、つまり避難ということで御判断をください。そして「防災の日」という設定もございますので、広報でアドバイスをしたり、それからパンフをつくって配布をしたり、いろいろな活動をやっておるわけでありまして、その発生時には、もう何といっいても自分で、とにかくけがをしないように、そしてまた身を守っていただく。日野市の合言葉では、「防災は、避難、気配り、命第一」というふうにお願いをしております。そのようなことをパンフ等で配布をしておるという状況であります。

それから、水のこととか食糧のことも御質問がありましたが、医療とか薬品のこともまた、当然でありまして、市民の皆さんには私は、災害が起きて数時間たったら、救援活動が始まります。行政側の救援活動が始まります。したがって、発生時の瞬間は、これは自分でひとつ、ぜひ身を守ってください。その後、一応の避難場所が指定してあります。日野市の避難場所は大体学校を使おうということでありまして、学校区の範囲で避難場所は学校だ、というふうにごく常識的に記憶をしておいていただく。それから、発生をしたから、避難場所にすぐ走るというようなことではないわけでありまして、一次避難は現在地でやっていただく。つまり初期消火などをやっていただく。それから二次避難が、ごく近隣に声をかける範囲で状況判断をしながら、二次避難のことを、必要があれば考えていただく。いわゆる数時間たって、そして災害状況によって、いろいろな対応が始まるわけでありますが、避難場所というのは、つまりその第三次避難場所ですよ。医療を要すること、あるいは炊き出しを要したり、給水とかそういう第三次避難という場所で、学校であれば水もありますし、それから救急医療の場所を開くこともできますし、通信手段もある。一番学校が適当だろうと、このように思っております。炊さんもできます。

それから、その食糧のことですが、今日のこの情報の発達した、そしてまた交通の発達した状況ですから、全国が一斉にだめになるということは、これは大変なことなんですけれど、度合いによって、各地域の状況も違う。したがって、救援活動は、私は、関東大震災のときのような状況ではなくて、かなり状況判断のできる、したがってテレビを、携帯テレビを持っていただく。それから夜間のこともありますので、携帯用のランプを用意しておいていただく。ラジオで大体の情勢がわかると思います。あと細かい地域の中の指導、状況伝達は、同報無線という方法もありますし、できれば将来は、電気が切れるということを想定するとかなり困るわけですが、ＣＡＴＶなどの設備が整えば、それなりのまた手段もあり得ると思っております。地元の建設業者には、建設協和会と

いうのをつくってもらって、中級の土木工事等につきましては、市の指令に基づいて、後払いで対応していただく、ということもできております。

それから食糧も、市内の食料品店に、食糧、あるいは米――米といいますかね、米屋さんやおそば屋さんや食料店には、契約をいたしまして、災害時には供出をしていただく。あとの決済はいたしますと、こういうことになっております。

それから、地域社会で得られる範囲のことは、それなりの手は打ってあるというふうにお考えいただいて結構だと思っております。全体の災害時の情報連絡、あるいは緊急対応、それから市民に対する避難誘導といいますか、避難に対しての対応、一応できておると思っておりますし、なおそれを綿密に仕上げていくということが大切なことだというふうに考えております。

したがいまして、何か三角バケツが云々ということも言われておりますけれど、これは初期消火、あるいは水の一時貯有と、蓄えということの材料で、しまい込まれたらちっとも役に立ちません。したがって、目の前にいつでも使える状態で置くと。これはバケツであろうと、何であろうと、十分対応できる、こういうふうに言えると思っております。

部分的なことも、まあトイレのことも大切ですが、学校では十分トイレは対応できると、このように思っております。常時、あらゆる想定をし、神経を配って、行政的対応をするということは言うまでもありませんので、そのような配置は、今日なりのことはやっておりますけれど、なお今後とも一層、緻密にやっていくと、この必要性は感じております。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　市長より、大変自信を持った防災対策についてのお答えをいただきましたので、避難、気配り、命第一ということでありますから、安心していたいと思いますけれども、やはり、いつ何どきどんなことが起きるかわからないということで、考えれば大変不安になることも多いわけですから、細やかな対策をぜひともとっていただきたいということと、今の先ほど申しましたように、マンション等がだんだん建ってきて、人口がだんだん縦の変化といいますか、縦に積み重なってくるような形になってきたわけですので、そうしたことへの対処ということも、ぜひとも考えていっていただきたいと、そういうことを切にお願いいたします。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって12の１、日野市の防災体制についての質問を終

わります。

一般質問12の２、消費生活展についての通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○８番（下村　功君）　次に、日野市の消費生活展について、幾つかお伺いしたいと思います。

御存じのように、消費生活展は、一昨年の生活保健センターのオープニングフェスティバルに端を発しまして、多くの団体が参加した消費者の一大祭典になったわけですが、その前は、日野消連の方々が、毎年、独自に単独で行ってこられたようです。私も、このオープニングフェスティバルから若干のかかわりを持つようになりましたので、毎年出かけていって、主体的にもやっておるわけですけれども、参加の消費者の団体、日野市の方々は、大変意識が高いというふうに言われてもいますし、実際によく勉強もなさっているし、実践もされているということで、そういうことがこの消費生活展によくあらわれているというふうに思っています。

この消費生活展の展示というものを私なりに大別してみますと、低農薬や無農薬といった農産物、無添加食品といったものを紹介する食というのがまずある。それから合成洗剤追放などを訴えております水、それから古紙の再利用や、空き缶、空き瓶の分別などを進めております廃棄物、そして核や、NO_2、CO_2といったものの大気汚染を扱った大気の四つに大体分けられるように思っています。

こうした食、水、廃棄物、大気といったものは、本市議会でもよく取り上げられるわけで、生活環境という側面からも、市民が比較的注目している諸問題ではないかというふうに思っております。しかし、一昔前というと語弊がありますが、つい先ごろまでの消費者運動では、たしか物価、家計、節約といったような言葉がよく使われておったように思いますけれども、これが先ほど言いましたように、食、水、廃棄物、大気といったものに変わってくるというところには、時代の流れというものがあるのかどうか、その辺も非常に考えるところでございます。

いずれにせよ、消費者展、消費生活展である以上、どのような団体も参加できるというシステムをつくって画期的にやっていかなければならないと思っていますけれども、この点について、過去３回の――過去３回といいますとオープニングフェスティバル以降ということになりますが、消費生活展の参加団体の数をつかんでおられれば、お示しいただきたいと思います。また、どのような基準で参加団体を募っているのか。これは実行委員会の自主的な運営という形をとっておるようですが、最初のきっかけとなるのは、多分、生活課の方で消費者団体に呼びかけていく、そうした形をとっておると思いますんで、その辺の参加団体を募る基準、それと方法も合わせてお示しいただきたいと思います。

次に、消費生活展には、参加団体に所属している人だけではなくて、その他の人々も、多くの市民がそれに、その成果を見ていただくということも、必要があると思います。消費生活展が行われることのそうした事前の市民へのアピール、それがどう実施されたのかということと、オープニングフェスティバル以降３回の来場者の数について、やはりお示しいただきたいと思います。また、展示された内容についても、何らかの形で事後に、市民に広報したのかどうか、それについてもお伺いいたします。

また、消費生活展自体は、参加団体による自主的運営であろうかと思いますけれども、その提議された問題点については、行政としても真摯に受けとめるべきではないかと思っております。

そこで、ここに御列席の各部長さんは、消費生活展をごらんになったのかどうかについても、お伺いしておきたいと思います。

これは、例えば学校給食の問題、それから清流の問題、そういうさまざまなことが消費生活展の中で提議されてきております。また、廃棄物の問題ももちろんあります。そうしたものを、やはり市の行政としての部長さんたちが、どう受けとめておられるのか、それをどう行政に反映していこうとしておられるのか、ということが大切だと思いますので、それについてもお答えいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

参加団体をどういう基準で募っているかということからお話し上げたいと思います。消費生活展は、市内で消費活動を行っております団体グループが実行委員会を構成いたしまして事業主体となって、自由な討議の中で消費者展の目的、あるいはそのテーマを定めておるところでございます。その目的を掲げて、さらに広く参加団体を募っておるというのが、参加団体を募る実態でございます。したがって行政は、市民団体がみずからの発意により、主体的に活動できるよう支援する立場におります。

したがいまして、参加基準ということでございますが、参加基準ということでは第１点としましては、市内で消費活動を行っております団体グループ、ということでございます。第２点としては、消費生活展のテーマでともに参画できる団体グループ、ということが言えるかと思います。

過去３回の参加団体の数でございますけれども、お話ありました生活・保健センター落成の行われました年でございます。オープニングフェスティバル実行委員会と日野市が主催になりまして実施したものでございます。このときの参加団体は、20団体でございました。それから次の年でございますが、19団体の参加でございます。それらの事業推進の形態でございますが、最初のときは市の補助金によって事業化いたしまして、消費生活展実行委員会主催で市の執行へという形になったわけでございます。それで90年、ことしでございますが、23団体の参加を得て実施しております。

それから、展示された概要といいましょうか、内容についての広報啓発ということでございますが、消費生活展のＰＲにつきましては、日刊紙を初めタウン誌という新聞への掲載、市の広報版、公共施設を利用してのポスターの掲示、あるいはチラシの配布、こういう形でございます。また、行政関係者、あるいは地域組織への案内状の郵送等も、考えられる方法すべてを一応行っておるというのが実情でございます。

次に、来場者の関係でございますが、オープンしましたオープニングフェスティバルとして実施したときでございますが、これにつきましては、来場者の数は、残念ながら記憶しておりません。次の２年目でございます。89年でございますが、このときには、およそ1,500名、ことしにつきましては、1,600名前後の御来場があったというふうに推定しております。

また、消費生活展終了後の啓発でございますが、これにつきましては基本的には、広報におきまして全内容とはいきませんが、一応概略、お知らせしておる、こういうことでございます。しかし、消費生活展の内容を、より多くの人々に伝える意味で、参加団体の制作いたしましたそのパネル、展示品の多くは、そのまま生活・保健センターで展示を続けております。また参加団体によっては、市庁舎のロビーに展示するケースも見受けられます。それに加えまして参加団体の制作しましたパネルは、その終了後もあらゆる機会に活用できるように、保管リストを作成の上、保管し、申し出によりまして各団体に利用していただいておるというのが実情でございます。

最後に、展示内容を関係各位ではどう理解しているかということでございますが、今年度の消費生活展にあたりまして、実行委員会から市庁舎で行われているリサイクル努力についての現状に――そう題しましての現状についての要望がございます。生活課が中心になり、ごみの減量、リサイクル、水の再利用をまとめました「今、市庁舎では」と題しての冊子を作成し、来館者に配布することができました。これも関係各課の全面的な協力によるものでございます。また、実行委員会の呼びかけに、市職員も多数、来

館しておりまして、消費生活展への関心と理解を得ていると考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。

この問題といいますか、消費生活展そのものは、消費者団体そのものの自主的な運営にある程度はゆだねられているということで、細々生活環境部長にどうこう言うということではないわけですが、やはり意外に町中では、消費生活展が知られていないといったようにも思っております。単純に先ほど、来場者数をお示しいただきましたけれど、開催日数や展示方法に違いがあるということで、単純には比較できないとは思います。しかしやはり、まだまだ事前の広報活動というのが不足しているのではないかというふうに感じていますし、また事後の広報活動についても、まだまだ不足しているなと私は思っております。

と申しますのは、先ほど日刊紙というふうに言われましたが、当日取材に来た日刊紙が毎日新聞だけだといふうにお聞きしております。それで、これは朝日新聞だったか、読売新聞だったかちょっと忘れましたけれど、消費生活展の行われた次の日の地方版には、町田市で行われた消費生活展が大々的に５段抜きで載っておりましたが、日野市についての記載は全然なかったということです。後で聞きますと、町田市の展示と日野市の展示が、いい悪いということは全然、優劣つけがたいわけですが、日野市の方が参加団体の数においてはまさっておるということなんで、もう少しその辺、日野市側でも考慮して、広報紙等への掲載を進めるべきではなかったかなというふうに思っております。

それから、今回、１週間前、あれは10月21日ですか、保健祭りが開催されておりますね。生活・保健センターで。これは同じ生活環境部の所管の中なわけですが、１週間違いで保健祭りと消費生活展が同じ場所で行われるといったことについて、やはりできれば消費生活展と同時開催という形で、あの生活・保健センターをもっと有効に利用してはどうかと思います。この点についても、ぜひとも御検討をいただきたいと思っております。

それから、部長さんが、どの部長さんが消費生活展を見にいったかということを強制できるわけではありませんから、それについては別に細々お聞きするつもりはございませんが、生活環境部長さんだけの所管ではないということは重々、あらかじめ皆さんよく御承知のことだと思っております。しかし、非常に展示を見るということ、ないしは

あそこで説明を聞くということは、自分の職域においても非常にためになることではないかというふうに思いますので、各部長さんが来年から、競って参加されるよう、これもお願いを申し上げます。また、市長にもそうしたムードづくりをぜひともお願いしておきたいと思います。

それから、関連してですけれども、一つだけ私、気がついたことがあるんですが、生活・保健センター１階のロビーに、消費者相談コーナーが設けられております。間仕切りが天井まで取れていないために、消費者相談コーナーの中で話し合われている声、また外のロビーでいろいろ話し合う声が相互に聞こえてしまうようですが、相談コーナーではかなりプライベートなことも話し合われているというふうに聞いておりますので、きちんとした間仕切りをするか、それができないということであるなら、別のワンルームの使用ということについても、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

それから、最後に市長にお聞きしておきたい、お伺いしたいのですが、消費生活展には毎年、原発問題が展示されておるわけです。原発をめぐる問題というのは、同じ反原発を一口に言ってもさまざまな考え方があるわけですが、その辺について、ぜひとも市長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上、２点についてお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　まず、ＰＲの点でございます。一応考えられるすべはしているつもりでございますが、もちろんお話のとおり、まだまだ知られてないという実態もございます。数では幾らという、参加者の数を申し上げてはおりますが、実際にその数値の参加者しか得られない。開催する側といたしましては、より一人でも多くの方に御参加いただき、内容的にも御理解をちょうだいし、そういう方向での市民生活を営むというふうに持っていってほしいわけでございまして、おっしゃられるとおり、広報活動については、十分意を注いでいきたいというふうに思います。まして町田市の行事の新聞記事の話もありました。大変私どもも残念に思っておるところですが、これは新聞社のことでございますので、どうしようもないことですが、新聞社に対するＰＲといいましょうか、その辺も、新聞紙上に載せるということも、大変啓発効果のあることでございますので、その辺についても、意を注いでいきたいというふうに考えます。

それから、第２点目の保健祭りの同時開催、私どもの部署では、いろいろイベントの多い部署でございます。この事例はもちろんのこと、ほかにつきましても、いろいろやはり同時開催することによって、より以上の効果が生めるというみなしのできるものというのはございます。十分この点についても、私ども、今後配慮していきたいというふうに考えます。

それから、最後の相談コーナーでございます。おっしゃられますとおり、現在、パネルといいましょうか、仕切りによりましてコーナーを設けているわけですが、生活・保健センター設置の段階から、そういった相談室の設置ということが含まれてればよかったんでございますが、後に付加された機能でございまして、どうしてもああいう形にならざるを得なかった点がございます。２階以上の高みでの相談よりも、やはり一番利用しやすいということにおきましては、とかく出入り口に近い所ということでございまして、あのような状況がございます。おっしゃられますとおり、プライバシーの点を考えますと、あれでよしということにはならないわけでございます。しかし、全館エアーコンディショナーを整えております集中型の構造でございますので、やはり天井まで仕切りますと、その辺のコンディションが崩れてくるといいますか、途絶してしまいますものですから、一概に封じ切れない部分もございます。そこで、通常においてはなるべく相談をしているときには、相談コーナー近くでの行動というものは避けるような工夫をしたり、あるいは相談コーナーの中でバックミュージックを流すというようなことで消音効果を図っておるという工夫は一応してございます。おっしゃられることはごもっともでございまして、今後、いろいろできる限りの検討を進めまして対処していってみたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今の、部長が答弁しておりますけれど、消費者相談でプライバシーにかかわる相談事が周辺に漏れるというようなことは、本来あってはならないことですから、そういう必要のある場合には、特に別室を使うとか何とか、すぐやれる方法があると思います。何か壁をしなきゃ、工夫をしなきゃできないなんていうことはないと思ってますから、そのことは早速、対応いたします。

それから、原子力発電について、思想調査に近いことを求められる感じがいたします。原子力発電は、今、人類が到達をしております文明を支える材料としてのエネルギーにも役立っているわけであります。またその文明を破壊をする力も持っておると。大変矛盾をしたエネルギーの取り出す手段だと言わざるを得ません。そして、その原子力発電から発生をしたいわゆる死の灰と言われる物質が、原子爆弾のまた材料にもなる。大変

な破壊力を持った原爆の材料になるということでありますが、願わくは、そういう手段によらない形でエネルギーの、人類の文明を維持するエネルギーの確保ができる、これを早く開発されることが最も望ましいわけであります。しかし、今日、その手段がまだ開発し得ていないわけでありますから、比較的学術的に進んで、手段の一つではありましょうけれど、あの原子力発電が行われていると。そのあたりを、その大きな矛盾を人類がどのように判断をするかというのが、今日のまた重要な課題だということになっておると思います。

したがいまして、市長はどう考えるかと言われるならば、現実も尊重しなきゃなりませんし、またそういう破壊、人類の文明を滅殺するような手段が用いられている。特にそのいわゆる生じた灰の置き場に困っている。東北の人里離れた所にも皆、人が住んでおるわけですから、そういう所へ汚染や、それから危険が伴うということは、住民の判断に任せてあるという形ではありますけれど、全体としては、理解される状況ではない。こういうことの矛盾の現実は知っておると。その解決はどうすべきかという私には、それだけの頭はありません。それだけお答えしておきます。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君。

○8番（下村　功君）　　ありがとうございました。

反原発問題については、いろいろ日常、新聞紙上でも騒がれておりますし、核兵器との、また反原発との関係とかいろいろ問題もあるようですので、そういう点において市長にちょっと、その見解をお聞きしたわけでございます。

先ほどから申しておりますように、話は戻りますけれど、消費生活展というもの、市民のというか、消費者団体の自主的運営によって、毎年行われておるということで、一つでも多くの参加団体が運営に参加し、そして一人でも多くの市民が消費生活展を見ていただく、また生活・保健センターに来ていただくということも、非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひともそういう企画を立てやすいような条件整備というものを市側でも考えていただきたいというふうにお願いして、この質問について終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって12の２、消費生活展についての質問を終わります。

一般質問13の１、スポーツ振興に関連し、体育協会への補助金・委託費等についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○4番（小川友一君）　　それでは何点か質問をさせていただきます。

現在、日野市の体育協会には21団体が登録され、それぞれの種目ごとに活発な活動をしているわけであります。スポーツを趣味としてとらえる人、また個人の体力の増強とか健康維持のためにスポーツに興ずる人、またスポーツを専門的な分野からとらえ、技術や技能の追求のためにスポーツを愛している人、それぞれの人の考え方で、また見地に立って、異なってくるわけであります。

ここ数年前より、「働き過ぎの日本人」などと世界の国々より指摘され、また今日の社会状況の変化の中で、週休２日制の一部導入などによって、余暇を趣味やスポーツに時間をとる人たちがふえてきている昨今でございます。そのような状況の中で、先般、私のところに１通の手紙をいただきました。この質問に関連の手紙でございますので、ちょっと御披露をさせていただきたいと思います。

このたび、第３回全国スポーツレクリェーション和歌山大会に東京代表として平成２年10月13日より16日まで、ラージボール卓球大会に参加しました。参加選手は、日野市卓球連盟より選抜された選手たちで、この大会に出場するため、昨年、東京都代表選手権大会で、日野は準優勝となり、優勝した目黒区が第２回の四国松山大会に出場し、ことし、今年第３回和歌山大会に我が日野が出場することに東京都より連絡がありました。その際、個人負担金が１人当たり３万5,000円が必要だということで、皆さんで行こうか、やめようかと協議されたそうでございます。その協議の結果、二度とないチャンスなので、選手たちも皆さんで行くとのことで参加しました。全国44チームが白浜ホテルに集まり、夕食はお互いに交流の場として話し合いをしました。たまたま参加費用の件を聞いたところ、ほとんどのチームが個人負担なしとのことでした。県と市が半分ずつ負担していただいたそうであります。我が東京は、都が半分、あとは個人負担をして大会に参加したということでございます。その話を他県の方にしたら、大変驚いていた、このようなお手紙をいただきました。

試合の結果は、第４グループで我が日野の町の代表が優勝されたということであります。もう１枚の用紙に、その際にかかった費用の明細が記されているわけであります。

私は、このお手紙をいただいた際、私もどちらかというとスポーツが大好きでございまして、以前、若いときに、何種目かの競技で全国大会に参加した経過があるわけであります。その際、スポーツの種類によっては、一つの団体に属さないと、そしてその団体で勝ち抜いて初めて全国大会に行けるという経過の中で、私もスポーツを愛してきたわけであります。私ごとで大変恐縮なんですけれども、今までそのような際に、団体の

代表ということで個人負担をして全国大会に参加をした経過が、今まで私自身なかったもので、この手紙をいただいて、大変驚いたわけであります。天下の日野市の代表として全国大会に出場するのに自己負担をしてまで行くのか、私の見解が誤っているかもしれませんけれども、私個人の考えとしては、市を代表して全国大会に行くときぐらい、日野市である程度の助成を考えるべきではないか、このように思います。

先般、私も、体育課の方にその状況をお伺いに行ってまいりました。なかなか種目も多いし、競技の種類によっては難しい状況なので、大変苦慮している、このようなお考えを伺ったわけでありますけれども、26市の中の現在の補助金、委託費等の状況を調べてみましたところ、大体、一番補助並びに委託を出している市は府中市であります。金額として2,399万8,000円を支出しております。一番それに支出をしてない町は田無市でありまして、102万1,000円だそうでございます。我がまちの日野市は、26市の中で９番目、842万4,000円ということで、決して他市と比べて低いとかそういうふうな関係ではなくて、このような全国的な大会にはひとつ何らかの形で是正策を講じていただいて、日野の代表として行く選手たちが、日野の代表だということでプライドを持って戦えるよう、何らかの是正措置を講じていただきたいと思います。その辺で、担当部局の方の今後の対策並びに是正策等をお知らせ願いたい。このように思います。

○副議長（福島敏雄君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今年度予算におきます日野市体育協会関係の予算は、総額で842万4,000円ございます。この内訳を見てみますと、補助金に160万円、それから委託料に682万4,000円、合わせまして842万4,000円でございまして、これが対前年対比で23万2,000円ほどふえております。この予算の裏づけといたしまして、延べ参加人員560名を中央大会へ派遣をいたします。この中央大会というのは都民大会でございますとか、それとか都下市町村大会、さらに都民スポーツレクリェーション大会、こういうような大会がございますけれども、その大会への派遣費用が組んでございます。こういうことによりまして、スポーツ振興に果たす役割は大変大きいものがございます。

今、御質問の中にございました白浜の実例でございますけれども、種目はラージボール卓球という種目でございまして、都大会におきまして優秀な成績をおさめた日野市のチームが和歌山県白浜に参りまして、４泊５日の日程でこの全国大会に参加をいたしたわけでございます。このときの報告によりますと、全体の費用が67万400円かかっております。そのうち、東京都は50％の34万7,680円を負担をしております。市の体協からお祝金なども含めまして、派遣費のやりくりによりまして、この都の負担分に上乗せをした金額が４万2,720円ということになりますので、個人で御負担された額が28万円になります。で、これを公費で負担した分、それから個人で負担をした分、この比率で見ますと、東京都並びに市から公費で負担した分が約58％、それから個人で御負担になった分が42％という数字でございます。

御質問の中には、全額公費で負担をしている例が多いというお話でございます。確かにそのとおりでございます。日野市の代表として地方大会で優秀な成績を上げ、そして市の栄誉をひっ提げまして全国大会に出て御活躍するわけでございますから、私どもも、なるべくこの公費の負担分を多く、そして私費の負担分を逐次減らしていく方向でなければいけない、事務局としてもこのような認識でおります。

多少、言いわけめいたお答えになりますが、このラージボール卓球につきましては、年度の途中で急に参加しないかというお話がございまして、十分な旅費の積算がないままに派遣をしたものでございます。今後につきましては、そういった長期の見通しを早目に把握をいたしまして、公費負担分を多くする、こういう方向で努力をしてまいりたいと思います。

御指摘になりました各市の体協への補助金、委託費でございますけれども、26市に比べまして９番目でございます。人口１人当たりに割り返しますと、100円が少し欠けているような金額でございます。これをさらに増額いたしまして、全国大会派遣の選手が安心して出場でき、優秀な成績をおさめられるように事務局といたしましても努力をしてまいりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　大変御理解ある御答弁をいただきました。これからこの卓球大会だけではなくて、サッカーや野球やいろんな分野で、日野市を代表して全国大会に出場するようなケースも多々あると思いますので、今御回答いただいたような形で、そのスポーツを愛する人たちが安心して大会に参加できるように努力をしていただきたい、このように思いまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって13の１、スポーツ振興に関連し、体育協会への補助金・委託費等についての質問を終わります。

一般質問13の２、地域開発事業は基本コンセプトを明確にし、企画室の新設について問うの通告質問者、小川友一君の質問を許します。

○４番（小川友一君）　先般の６月議会で、日野市のまちづくりの基本的な方針並びに

市長の考え等について、総体的な見地に立って質問をさせていただきました。市長のソフト行政への意欲は感じられたわけでありますが、ハードの部分では、いま一つ消極的な感を強くしたわけであります。

現在、我が日野のまちでは、区画整理事業による地域開発事業が実施または実施計画され、将来に向けて大きく変貌し、多くの人から指摘されている基盤整備のおくれ等が着々と進展していく過渡期であることは、だれもが認めるところであります。このような状況の中で、前回の質問に関連し、何点か質問をさせていただきたいと思います。その事業を進めるためについての行政の手法についてであります。

１点目は、東町の区画整理事業の計画地内にある国有地の３万4,500平米のその後の国との交渉経過並びに進捗状況、及び総合体育館建設に向けての市の基本計画、進みぐあいを再度お聞かせ願いたいと思います。

２点目に、同地区内にある都有地１万4,000平米の件であります。東京都と協議を進めていくとの先般の御回答をいただいてあるわけでありますが、あわせて、この東京都の話ぐあい等もお聞かせ願いたいと思います。

この２点は、先般の６月議会の関連のお答えということでよろしくお願いいたします。

さて、今回の質問の本題であります。さまざまな地域開発事業を進めるに当たり、基本コンセプトを明確にして事業に取り組まなければ、よりよいまちづくりができないということは、だれもが理解するところであります。また、現在の中央集中の税体制のもと、しっかりした基本構想を持ち、国及び東京都の助成を受けられるような事業を計画することが、市政の長としての責務であると考えます。

私たち日野市民は、日野市民であると同時に都税、国税を市税対比でおおよそ55対45の割合で納めている東京都民であり、また日本国民であるわけであります。

このような観点に立ち、基本コンセプトの策定の件であります。先般の質問の中に、都市整備部長のお答えで、「日野市の基本コンセプトは、日野市市民憲章である」、このような御回答をいただいてあるわけでありますが、日野市全体の基本コンセプト、そしてまた、今計画されている事業ごとの部分、そしてまた、現在計画が全然なされていない地域について、今後の構想等を、もう少し詳細に御説明をいただきたいと同時に、現在、このコンセプトはどのセクションで策定しているのか、あわせて御回答をいただきたいと思います。

２点目に、現在実施及び実施計画のある区画整理事業の手法の基本であります公有地、いわゆる先買いの件でありますが、行政の中でどの部署でどんな手法で先買いを行って

いるのか、また、その成果はどの程度なのか。あわせて、一つの区画整理事業をするに当たり、公有地が十分な確保がされているのか、その点をあわせて御回答いただきたい。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の、前回の質問に関連しての進捗状況というようなことについての御説明を申し上げたいと思います。

東町区画整理地域内の国有地の問題でございます。面積につきましては、総体の3.4ヘクタールが国有地ということでございます。この用地を含んでの東町区画整理地域内ということに現状、範囲を決めているわけでございますが、その後の国有地の進捗状況につきましては、２ヘクタールを緑地、残り分について体育館構想を持っているわけでございます。現在、国とその用地の買収に関係しての交渉等を進めておりますが、当然、これはあくまでも一定の区画整理地域内の決定等があるわけでございます。現在、国とは緑地の関係を当面進めながら、その後の体育館用地、残り残地についての使用方法を協議しているところでございます。なかなかまだ区画整理との関連もありますので、いつかというような提示はできないのが状況でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

まず、１点目の中の都有地、これは都営住宅用地を指しているんではないかと思いますが、約１万4,000平方メートルあるということでございます。これは、現在東京都が将来建てかえをするという予定になっておりまして、空き家になったものはそのまま入居させないでおると、そういう状況でございます。この土地利用につきましては、区画整理の細かい計画の中で十分検討いたしまして、東京都の方にいろいろ要請をしていきたいというふうに考えております。

それから、大きな問題として２番目でございますが、そのうちの、市が例えば大きなプロジェクトを区画整理を含めて行う場合の基本コンセプト、そういうことでございますが、これは御承知のように、日野市には基本構想があり、その基本構想を受けまして、基本計画を策定しております。さらにその基本計画を計画的に遂行するために、実施をするために実施計画を策定をしております。当然この計画の中で大きな事業が位置づけられ、実施されるということでございます。

それから、２点目の先買いの件でございますけれども、区画整理事業の例で申し上げ

ますと、まず区画整理の事業を進める上で、減歩緩和用地としてどれだけ必要か。それからさらには、まあこれは理想的なことになるわけでございますが、公共施設を整備する上でどの程度の用地が必要か。合わせますと当然、先買いに必要な面積が出るわけでございます。これらの数値につきましては、都市整備部及び区画整理の中で固めていくわけでございます。

それで、この先買いの実現でございますが、説明会でありますとか、あるいは関係の団体、これは農協等でございますけれども、情報の提供、それからさらには、この用地取得につきましては、所管といたしまして総務部用地課が行っております。こういった所に情報が集中をしてまいりますので、この積極的な用地の提供者を探すと同時に、そういう情報をもとにしまして用地の先買いをしているということでございます。

この個人の用地を取得するというほかに、この区域内にある例えば都有地でありますとか国有地、こういったものも取得できれば、区画整理事業の推進が非常に円滑にいくわけでございますので、そういう努力もしていると。例えば、万願寺第二でいいますと、中央自動車道のそばに国有地がございます。こういったものを事業用地として取得できないか、大蔵の方にも交渉をするとか、あるいは東町の中で申し上げますと、ただいま企画財政部長から申し上げました留保地が約3.4ヘクタール、これが区画整理で換地をいたしますと公園に約２ヘクタール、それからあと体育館予定地として約1.3ヘクタールぐらいになるわけでございます。こういったものを計画的に取得することによりまして、先買いと同じような効果を持つということで、そういった手法も含めて努力をしているということでございます。

確保がどの程度行っているかということでございますが、万願寺につきましては、もう事業も折り返しを過ぎておりまして、これは十分先買いが行われたと。今進めております高幡につきましても、先買いは一応、かなり到達をしております。高幡については、さらに公共用地として確保できるようなそういう用地の確保もできている。豊田南につきましては、減歩緩和用地におおよそ必要な用地確保が可能になってきたという状況でございます。西平山につきましては、先日も申し上げましたけれども、本年の12月６日付で都市計画決定をし、これから事業認可をとるわけでございまして、事業認可をとるまでいろいろ市の方も努力をいたしまして先買いをし、事業に支障がないように務めてまいりたいと、そういう状況でございます。その他の地域につきましては、これから事業認可、計画決定等をとるわけでございますので、各方面の御理解なり、御協力をいただきまして、用地確保に務めていきたいというふに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　部分的に御回答いただきました。

今、私の手元に東町の土地区画整理事業について、私、たまたま地元なもので、この資料を持っております。その中で４番目に、この事業（区画整理事業）を進めて実現が予定している主な公共施設、このような部分がございます。これを見ますと、道路とか下水道とか公園とか、児童公園、地区公園、こういうふうなものが公共施設として実現する施設だ、というふうなことが書いてあるわけであります。私は、この程度の施設をつくるのであれば、組合施行の区画整理事業でもできることであって、市が市施行として行う事業としては余りにもお粗末ではないか、こんな感を強くするわけであります。

引き続きまして、基本コンセプトの件でありますけれども、いわゆるまちづくりのテーマということでここに明記されているわけでありますが、「緑と水につつまれた、うるおいと健康のまち」とこう記されているわけであります。

先般、この説明会に私もちょっと出席させていただいていたわけであります。そのとき、日野市の方の説明の中に、水と緑は、これは多摩川だ。そして自然と触れ合いのできるスポーツのまち、これは市民の森・スポーツ公園だ。このような御説明をなされていたわけでありますけれども、基本的にこの基本コンセプトというものは、この事業によってできるものを、どういうふうなまちづくりにしようかということが、このまちづくりのテーマであって、現在多摩川も、もう今あるわけでありますし、市民の森・スポーツ公園も、もう現在できているわけであります。そうしますと、この区画整理事業によってできる公共施設は、どんなものだろうと疑問を感じたところであります。

私は常日ごろから、皆さんも高齢化社会を迎えて」、こういうふうな言葉がよく耳にされます。そのような状況で、今現在、日野市がどのような施策を具体的にとっているのかというふうな感を感じたときに、先般、ちょっと資料をひもといていました。そうしましたら、東京都でこんな要綱がちょっと載っておりました。これからの高齢化社会を迎えるに当たって、高齢化社会対応型まちづくりをこのようにつくったらいいのではないか、というふうな構想をちょっと見てみました。新市街地での、また既成市街地での総合的なまちづくりというふうな形で、その地域の特殊性を十分に生かした施策がとられているように拝見しました。

これからの開発事業は、将来に向けての新しい日野の創造をしていくために、もう少し事業に対しての工夫が必要だ、このように思うわけでありますけれども、再度、その辺で御答弁等ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　再質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　区画整理を行うときには、必ず現状の調査等からスタートするわけでございます。専門的な言葉になりますけれども、Ａ調査、Ｂ調査を踏まえまして区画整理の事業計画を立てるということでございます。

このＡ調査について、若干申し上げますと、この中には、まず二つございまして、一つは調査環境評価という項目がございます。この中で広域的な条件調査でありますとか、あるいは地域の実態調査、あるいは市街地の環境評価、こういったものをまず調査し、またベースにするわけでございます。こういったものを踏まえまして、いわゆる区画整理の基本構想を立てるわけでございます。この基本構想には、基本方針とそれから人口及び諸施策の配置構想、実現方策の検討ということになるわけでございます。これらの基本構想を固めるには、当然のことながら日野市の基本構想なり、基本計画を踏まえて、事業を固めていくということになるわけでございます。

それで、例えば東町で申し上げますと、その地域の生活環境、あるいは業務なり商業の発展をどうするか。それから市全体から見て、この東町地域をどう整備開発をするか、保全をするか、そういうことになるわけでございます。

また、一方、御質問にございましたように、高齢化社会を想定をしたまちづくりというお話もございました。教育の中で生涯教育という言葉が前から叫ばれ、また現在もさらに重要視されておりますけれども、まちづくりもまさに、赤ちゃんからお年寄りまで、そういったものを考慮いたしまして、生活しやすいまちづくりをしなきゃいけないというふうに基本的には考えております。事業の中でそういう点を踏まえて、施設計画等いろいろ考えていきたいといふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　今、部長より御回答いただきました。先般、我が会派の土方議員からも御指摘があったように思います。基本的に今、日野のまちでは、さまざまな地区で区画整理や、地域開発事業が計画されているわけでありまして、もう少しこの事業に対する執行体制をもう一度確立し直す時期ではないか、このような指摘が昨日、行われました。市長さんの御回答を聞いておりましたら、大変前向きな御回答で、執行体制は大変大切であるので、これから考えていく、というふうな御回答をきのう、耳にしました。現実的に今、所轄の都市計画部で執行体制――私はこの質問の本題にさせていただきました企画室というものは、あくまでも仮称でございますけれども――執行体制を進めていく中で、何らかの形で一つの事業に対するセクションを置いていただきたい、

このような提言をさせていただきたいと思って、この質問を取り上げさせていただいたわけでありますが、その点、関連の部長さんはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　都市整備という仕事の中には、ある意味では将来の日野市の基盤整備を行うということで、企画的な業務も当然含まれているわけでございます。若干、私見になりますけれども、国の財政が厳しくなり、行財政改革が叫ばれたわけでございます。この中で私ども仲間が集まりまして、将来に危惧したことは一つございます。

これは、今企画という話が出ましたけれども、やはりまちづくり、これはソフト、ハードを含めまして将来計画なり、将来構想を踏まえて現時点で実施しなきゃならないということは、もう当然のことでございます。それを考えたときに、いろいろ財政の効率化とか、いろいろそういうものは十分承知はしておりますけれども、いわゆる計画、企画部門の縮小といいますか、後退なり停滞というのは、将来の市の発展にかなり大きな影響を及ぼすんではないか、そういう結論でございます。そうは言いましても、今の社会経済情勢を考えますと、潤沢な執行体制を持つということは許されないわけでございまして、将来にわたりましてそういう禍根が残らないようなものを現体制の中で、現精力の中で知恵を絞ってやっていきたい、そういう感じを持っている次第でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　小川友一君。

○４番（小川友一君）　　ちょっと不満でありますけれども、執行体制の強化、体制を整え直して、私が今述べさせていただいたような将来計画を持てるようなまちづくりに取り組んでいただきたい。部長からのお話もありましたけれども、これからのハード行政は、ソフトの部分としっかりと組み合わせながら計画をしていかないと、市長の大変好きなソフトの部分が、何となく不合理で使いにくいものができてしまうのではないか。せっかく施設をつくっても、市民から利用されなかったり、利用しにくいものができ上がることも予想されますので、もう少しコンセプト並びに執行体制の強化に努めていただきたい、このように思います。

引き続きまして、用地の先買いの件であります。今私が述べさせていただいたようないろいろなさまざまな公共施設、事業に基づいてでき上がる複合施設等の建設に当たっては、どうしても減歩だけではこのような事業は、多分できないと思うわけであります。当然、先買い用地、公有地を持った形で事業に取り組まなければ、私が今まで言ったよ

うなものができ上がってこない状況の中で、先般、日野市で先買いをしている状況の中で、国土法という一つの法律が現在あるわけでありますけれども、この国土法というものは、あくまでも地方自治体が中心に、その地方自治体の中で取引される不動産の価格を調整していく法律であると、私は考えているわけでありますけれども、先般、こんな実例が私のところに、耳に入ったわけでありますが、日野市に仲介業者が、国土法の申請を売主さんと買主さんの名前を明記して出した。そうしましたらたまたまその場所が、ちょうど区画整理事業地で日野市でも大変欲しい土地だったそうであります。そうしましたところ、市の職員の方がその業者に、この土地は公共事業として大変いい土地であるから、日野市の方に譲っていただけないか、こんなお話をしたそうであります。その業者の方も、公共事業のためになるのでは、ということで、一生懸命奔走して、日野市の方に買い上げていただいた、このような経過があったそうでございます。

私は、この件についてでありますけれども、公共事業を進めるために日野市が行った行為であることに対しては、何の不満もないわけでありますけれども、それでは、ではその土地を買いたいとして日野市に国土法申請した方の身になった場合、どうでしょう。この土地が何らかの活用で欲しいということで日野市に出した。そうしたら、いつの間にか日野市に買われちゃった。何か買いたい人にとっては、不満が残っていくのではないか、こういうふうに思うわけでありますけれども、先般、私の顧問弁護士さんにこの件を相談させていただきました。いや、公共事業の優先、また公共事業としての必要性の度合いにもよるけれども、これは一つには、行政サイドの国土法という法律を乱用しているのではないか、こんなような弁護士さんのお話であったわけでありますけれども、当然公共事業の優先、また事業に協力するというふうな形では、私はこの問題に対しては強くは触れたくないわけでありますけれども、その辺、行政サイドの見解等をちょっとお聞かせ願えればと思っております。

あわせて事実関係等も、御回答いただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問でございますけれども、事例についてはちょっと聞いておりませんけれども、あくまでも過去にはそういった例はございます。その場合には、やはり買主それから売主の了解を得た上での取引というふうに聞いております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　この問題は、今回の主たる質問ではございませんので、後日改めて私もゆっくり相談して、また改めた形で質問をさせていただきたい、このように思います。

今、公有地、要するに先買いの問題でありますけれども、さまざまなそのような問題がこれから先起きないために、またこれから先いろんな事業を、複合施設をつくっていくようなことにするためには、どうしても公有地、先買い用地が必要なことは皆さんわかっているわけでありますので、私はこのように考えたのであります。市の職員の方が一生懸命地主さんのところへ、この土地を日野市に売っていただけないかということで多分歩いていると思うわけでありますけれども、そういうふうなものは専門家、プロフェッショナル、いわゆる不動産の業界の方に委託して、何らかの委託する経費を払ってこの用地の買収に協力していただいたらば、よりよい情報が得られて、もっとすっきりした形で公有地の確保ができるのではないか。私も以前、何年か前に取引主任者の資格を取った経過もあります。

今まで日野市では、日野市で買収する際に、業者には手数料は払っていなかったようでありますし、なかなかいいものが出れば、業者の人はどうしても手数料、お金になる所へ持っていくし、また日野市で手数料でも払っていただく、また何らかの形で一つの要綱をつくって、その業者に利益を与えるようであれば、業者の人も多分、これは日野市に持っていって買っていただこう、こういうようなことで情報の世界で生きている業者の方は一生懸命、いい土地を持ってくるのではないか。このように私自身で感じたわけであります。

そんなことを感じていた際に、ちょっとその業界の人とお会いしましたら、ことしの6月に東京都宅地建物取引協会（社団法人）南多摩支部の支部長が森田市長さんあてに、「これからの公共用地買収にかかわる仲介手数料の支払いについて」という陳情書を何か市長さんの方にお出しした、このようなお話を聞きました。もしよかったら、そのコピーをいただけないかということで、このコピーが私の手元にあるわけでありますけれども、そうしましたらその添付書類の中に、足立区の土地開発公社と足立区の多分地域の東京都宅地建物取引協会の支部長さんと、一つの要綱をまとめて締結されている経過もあるわけであります。こんなことを加味して、将来の日野市のまちづくりをよりよいものにするために、公有地の確保に努力していただきたいと思うし、またこういうふうな業界の方ともしっかりタッグを組んで、官民一体となった地域の開発事業に取り組んでいただきたいと思うわけであります。

最後に、この業界から出されている要望書に対して、市長さんの御回答をいただきたい、このように思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　公共用地の取得の仕方で、これまでは地主さんというのが日野市の場合は大多数の場合、従来の農業をしておられた方という事情もありますし、事前の公共用地取得に今まで業界の方の手を煩わせたということは、表向きにはなかったわけであります。先般、そのような要綱があるというお話も承知しておりますので、今は検討中という状況であります。なかなか今日、土地の取引ということは非常に困難でもありますが、専門家の意見ということも、価格の設定等には仕組みもできております。東京都その他の公共団体でも、業者にある程度依頼をしたり、また業者の情報が取引の動機になったというようなことも十分あり得るだろうと思っておりますので、そのあたりのところを十分検討してみたいと、このように考えます。

○副議長（福島敏雄君）　小川友一君。

○4番（小川友一君）　どうもありがとうございました。

日野市のまちづくりの全般のベースとなる部分で今回質問をさせていただきました。私は、ことしの２月に市議選にチャレンジした際に、日野のまちの基盤整備の改革を訴え続けて市政に上がってきた一人でございますので、どちらかというとハードの部分でこれからもやっていきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって13の２、地域開発事業は基本コンセプトを明確にし、企画室の新設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時７分　休憩

午後１時18分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、浅川公共施設建設計画についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは１問目の質問について、特に市長からお話を受けたい

と思います。

いわゆるこの浅川公会堂の建設につきましては、過去に旗野議員からも一般質問がありましたし、また文教委員会でかなり質疑もされましたし、今般の行政報告の中でもかなり各議員の方より質疑がなされまして、実態もかなり明らかになったところであります。私があえてここでまた一般質問として提起しておりますのは、昨日の福島敏雄議員からもお話がありましたが、この事業計画がかなり幅の広い層の方から支持をされている計画なのかどうかということについて、多くの疑問点があります。私も何回か質疑をさせていただきましたし、答弁もいただきましたが、内容についても大きな不安があります。市立病院につきましては、約100億という金額の大事業というお話もありますが、この計画も42億の事業ということで、かなり事業としては大きい事業の一つに入るかと思います。

それで、現在この建設計画につきましても、予算上では設計費も計上されておりまして、来年の３月までの執行ということを見ますと、かなり現在の時点では重要な時期に差しかかっているのではないかということで質問させていただくわけであります。

現在までのところ、この施設がどうして必要なのかということを、市の方から説明を受けまして、合理的な根拠を何かということを質問をさせていただきましたが、はっきりいたしておりません。一つは、600席の中規模ホールを願う市民層の存在があるという指摘がありますが、この中身についても明確ではないと思います。さらに、これは前回の文教委員会のときのお話ですが、社会教育委員会の答申の中にも過去に、中規模程度のものが必要であるという根拠があります、という根拠が挙げられております。さらにこれは、決算委員会の中での市長の答弁でありますが、市の長期計画、実施計画の中で、特に強い市民要望があれば、それを十分に市の中に取り入れる柔軟性が必要ではないか。既に決まった計画をそのまま転がしていくということだけではなく、そのときどきの状況に合わせて、柔軟な市の政策を展開していくのも重要な一視点である、というお話がありました。

それ以上の具体的なお話がないところであります。今回、なぜあそこの地域に中規模ホールの施設が必要なのか。特に600前後のものが必要なのか、この点のお話を承りたいと思います。

これは請願で採択されましたけれども、600席のホールにこだわらないでやってほしいという請願か採択されたわけでありますが、過日の助役のお話によりましても、大規模ホール、いわゆる市民会館の1,100ホール、さらに七生公会堂、市民会館の小ホール

の中規模程度のものは基本的な骨格としては維持しているんだ、という答弁がなされております。そうしますと、やはり600から700という線が出てくるわけでありますので、なぜそこまでして固守をされるのか、その合理的な根拠をつぶさに提示をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる万願寺区画整理事業に幸いに市の公共施設用地に使える適地があるということが一つの動機になるわけでありますが、その提案は昨年、議会の承諾を得て用地を確保してあるわけであります。したがって、用地を確保したらその次には施設をつくると、こういう段階に進むのが普通でありますから、私どもの頭の中では、もう用地を確保し、その用地を何に使うかと。複合文化施設に使いたいという考えです、ということはもう、順を追って説明をしてきたというふうに考えております。

また、複合文化施設がなぜ必要かということにつきましては、これもいわゆる、余暇時代を迎え、市民に日常的に生活の中で文化やスポーツやレクリェーションのそういう場所とそれから機会を提供すると。それによって市民自身で大いに文化活動、スポーツ活動、あるいはレクリェーション活動していただく必要のあるそういう時代であるという認識は、どなたも私は異論のないところだと思っております。

したがって、大きな区画整理事業を行い、一つの南西のシンボルとして、特に万願寺区画整理地域は、日野市の東西の、あるいは南北の一つの要衝にも当たる場所でありますので、極めて私は位置としても適当だろう、このように感じております。

それで昨年、いろんな形で市の既設の、いわゆる地区センターから始まって市民会館までの関係施設のネットワーク化ということも点検をいたしまして、今後、中規模施設を何カ所かつくっていく順序に入るというふうにもお答えをしておりますし、それが区画整理の一つの完成のモニュメント、一様のモニュメントという位置づけも、別の意味ではできるんではなかろうか、というふうに申し上げたと思っております。　この庁舎のわきにあります市民会館のできます際にも、いろいろ御意見がありました。もっと大きく1,500規模ぐらいにやれという御意見もありましたし、それから私どもは、1,000席をひとつ標準として考えたい、このように説明をさせていただきまして、地形の、あるいは地積の活用ということの一つの限度といたしまして現在の建物が一応できて、いろんな意味でお役に立っていると、こういうふうに認めております。日野市が今まで、町制合併以来、だんだんと人口もふえ、都市化の中で近代、今日を迎えておるわけであり

まして、南部の公共施設につきまして、かつて七生公会堂、あるいは図書館、それに市民体育館、これらを南部地域に対します当面の公共施設ということで一つのバランスをとってきたということも、お話をさせていただきました。

また、この事業を組む順序といたしまして、やっぱり用地がまず先に立つわけでありますから、そのまず用地を確保し、いわゆる複合文化施設の今後に対する考え方といたしまして、中規模ホールというものを市民の方々のいろんな活動の場として必要だというふうにも言われておりますので、そこで中規模ホールということが思い立ってのまた一つの目標になるというふうに考えております。日野市が考えます中規模ホールといいますと、既存のものの中間のホールと。したがって、今までも申し上げておりますとおり、600を中心とするプラスマイナスの範囲ではなかろうか、ということでありまして、何か大変唐突なことを持ち出して、それに執着しているというふうにとられておるとすれば、私どもの説明の至らない点でありまして、突然出せば唐突ということになりますし、バランスが崩れれば奇異ということで、チェックを受けるのは大いに結構でございますけれど、全くそういう考え方の一定の経過を経た路線の上にあるということでありますので、根拠というのはそういうことである、というふうにお答えをいたします。

それから、市民の多数から支持されているかということは、これは要望があるということは、支持されるということでよろしいんではないかと思っております。

そのことが何かまちづくりに大きく不安を与える。今、42億という金額のことを言われておりますけれど、金額のことはまだ積算をいたしておりません。なるべく経費を財源の能力の範囲にとどめて、そして内容のいいものをつくっていくということは当たり前のことでありますから、そのように考えたいと思っております。

伴う、つまり一機能一施設ということは、なかなか無理でありますので、いわゆる複合目的とか多目的とかいう形で公共施設のことを考えるということにも御理解がいただけるものと、このように思っております。まあ、十分でないかもしれませんが、細かく問われるんでありましたら、お答えをしていきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話は、従来説明を受けてきた範囲を超えないわけです。もう少し内容について、何回もお聞きしているところですが、それについて私は、答弁不能ではないかというふうに思っております。特にこの件につきましては、事業を進めるに当たりましては、結局、議会の予算承認という場が出てまいります。その前の段階で、どの辺まで理解が届くかということで質問させていただいているわけですので、そ

の中身についての疑義についてもう少しお話を承りたいと思います。

この設計費の予算計上のときには、議会で承認をされているということでありますが、その議会の承認の中では、今まさに市長がおっしゃったように、生涯学習の観点、それから複合施設の観点ということが、一つの大きな柱になっております。この議会承認の中で600席か700席かということについては、議会の中でも議論は全くされておりませんし、計画の中身についても、これからであるということで、議論の俎上にはのっておりません。で、過日の請願の全会一致、採択された内容は、要するに生涯学習のために、また複合施設として600から700席のまさに固定いすのホールというものが必要なんだろうかという大きな疑問の中から出された請願でありました。私もその観点から見ますと、なぜ初めに600とか700とか、さらには固定いすというふうな言葉が先にあるのか、その辺が非常に疑問でありました。

さらにお尋ねしますが、ですから議会の承認があったからというのは、その計画の中身についてまで、議会はどうぞ、おやんなさいと。600から700でおやんなさいというふうなことについてまでの承認ではなかったというふうに思います。

それから、今市長の方からも、用地取得に際しての名目ということで、これは使用実績の中にも明示、明言されているところでありますが、生涯学習のための施設をつくるための用地取得ということであります。そうしますと、生涯学習のための施設、さらには複合施設というふうな考え方から立つと、なぜそれが600席のホールになってくるのか、なぜそういうふうになるのか、その過程が欠落をいたしております。今までの部長の方、助役からも何らその点については説明がなされておりません。これをもう少し具体的にお話をしていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども申し述べましたが、日野市で既設の施設のことを標準にとりながら、一つのまた中央ということで考えます場合には、既設のものの規模や能力のやっぱり真ん中どころというのが、私は自然に推理されるものだというふうに思っておりまして、その数に単純計算をすれば、そういう数字が出るわけでありまして、そのあたりが標準だろうということでありますから、何回も言いますように、理由が、なお市民により使いいいということがもちろん大切でありますから、プラスマイナスは当然のことだというふうにお答えをしております。

また、土地の用途や、それから建築基準法の制限もございますから、一方には駐車場

のことも合わせ考えなければなりません。そういうことで、設計の上でそれは無理だということであるならば、また当然それなりの、無理でない方法を考えなければならないわけでありますから、何か根拠、根拠というふうにおっしゃられる御質問には何回もお答えしておりますとおり、そういう考え方で成り立たせておるということでありますから、なおそれにあくまでも固執をしてということは、伴っておりません。できることはやっぱりやらなきゃなりませんので、私どもの考えるのが、つまり600という数で問われるからお答えをしておるということでありまして、そのことは物理的に、いわゆる建築法規の上でクリアできるかどうか、このこととまた合わせ考えなければならない。なるべくならば駐車場も広くとりたい、こういうことも合わせ考え、これがこれからの調査に入る内容だと、このように思っております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長も、中規模の程度のものが日野市の全体的な文化活動の中では必要ではないかという、むしろ自明の理ではないかというお話のように聞こえるんですが、特にその点で問題にいたしますのは、これは過日の行政報告の中で、浅川公会堂建設計画の素案ということで資料配布をされたところでありますが、この中の２ページのところでも、ホールということで「600席前後」というふうに書かれた内容になっております。そうしますと、いわゆる公民館を利用されている方々のさまざまな団体の中で、いわゆる生涯学習を踏まえての複合施設の展開ということを理念的に持ってくれば、600という考え方は固守をしないでそれにふさわしいもので展開をしてほしい、という請願でありました。

これは、特に600席にこだわらないで、という附帯意見もつけて、さらに全会一致で採択をされたところでありますが、それが、これは名古屋先生の言葉ではありませんが、議会は議会としてどうぞおやりなさいと、我々はこの道を行きます、というふうな態度のように見えるわけであります。何もこの案について市長の失政を追及して、こうだああだというふうな議論ではなくて、これからの話ですので、その辺、十分意見を取り入れていただきたい。

取り入れる作業が庁内においての、庁内の検討委員会の過程の中でも、それは十分になされてきたのであろうかということが、非常に疑問であります。特に問題になりますのは、これは前回の文教委員会でも明らかになったところでありますが、いわゆる600のものを固守してここに建物を建てた場合には、いわゆる複合施設の呈をなさないんではないかという有力な意見があります。で、この点についての、そうではないんだとい

う明示がありません。その辺を、これは非常に出しにくいのかもしれませんが、600でとるとほかの複合的な用をなさないという、それはなすんだというですね、根拠を特に示していただきたい。複合的な要素を加味して、さまざまな年齢層の方、それからさまざまな文化活動されている方の利用がなされないということであれば、これは複合的な意味をなしませんし、わざわざ生涯学習という言葉をつけた意味もなしません。ですから、これをとることによって、複合的な形態をなすんであろうかということを、なすのだということの理由をここでお話をしていただきたい。特に市では建築設計部を持っておりますから、また従来の建物も手がけてきておりますので、あそこの地域でそのような公共施設を持った場合には、ほかの機能的なものはどうだということは、私は予測が十分つくと思います。この辺が従来、明確な答弁がなされておりませんので、この点を特にお聞きをしたいと思います。

さらに、私は申し上げておりますが、あそこの地域は、長期的に見ればどうかという、長期的に考えてほしいという議論もあるわけですが、現在のあの交通の便の問題、それから人口の流れの問題、それから現在市民会館が使われている現状、使っている方の文化団体の層、さまざまな角度からいいますと、私は市民会館が大は小を兼ねるということで、600から700人の方の観客席であれば、市民会館の大ホールで十分機能し得るということを提示しております。その辺についての明確な答弁もありません。この点、どのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、これは社会教育部長になると思いますが、庁内においてこの建物についての検討をされる委員会がつくられて、委員長として仕事をされてきたわけですが、特に文教委員会の中でも名古屋委員の方から600というのを、要するに可動式のような形で複合施設というふうな機能を強化できるかどうかということも、案として示されているところでありますので、その辺を御答弁は、これは部長の方からいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げますけれど、１機能１施設ということは、場所のこともありますし、経費のこともありますので、そこで複合的に役立つ機能を持つ、そういうものを思い立つわけでありまして、その複合という意味のその度合いとか割合というのは、いろいろあると思っておりますけれど、これからの市民生活、市民の文化活動の場を提供するという意味では、人口規模のこともあります。各階層のそれぞれの活動の十分間に合うという状態に達成することが最終目標だと言ってよいと思います。

そういうことの発想でこの事業に取り組んでおるわけでありますから、何か既に大きな骨格を決めてということではありませんが、先般、楽屋がなるべく小さくとか書いてあったとかいって、御指摘がありました。楽屋機能ということも大切だと思いますから、なるべく小さくでない方がいいに決まっておりますけれど、全体の容積率等の中でバランスをとって、しかも複合的に役立つ、そういうことが一番目指すところでありまして、かねて申し上げておりますけれど、市内にそのような施設をだんだん普及させることによって、将来の生涯学習時代に対応できるハードな施設と、それから中身の豊なメニューの提供だ、というふうに申し上げておるところでございまして、私自身も、この内部構造につきましては、これから調査段階に入るということもありますが、駐車場をなるべく潤沢にとらなきゃならないということ、それから容積率が決まっておるわけですから、それをいかに有効に構造を考えるかということになると思っておりますから、それから先のところは建設なり、それから事業を組む部局に預けたい、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　委員会のお尋ねでございますけれども、文化スポーツ行政推進本部の事務局長を兼任してやっております。今までにこの推進委員会は、本部会を３回、それから幹事会を２回、並びに小委員会を３回ほど繰り返してまいりました。御質問のように、600席の客席の問題、それから駐車場の問題、この二つが大きな問題でございまして、600席の客席を固定式にするか可動式にするか、駐車場を敷地の中にとるか、それとも敷地の外に考えるか、こういうことによって、600席のホール以外の占めるスペースがかなり違ってまいります。もちろん、こういう面につきましても、それぞれのケースで考えられるように、建築家の方にお願いをしているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の市長のお話でも、まだよくわからないわけです。600席のホールが必要だということが、現状の時点で言えると。長期的には言えるというお話であります。またメニューも豊富に用意をしておいた方がいいというお話であります。私もメニューを多く用意をしておくということは、それは賛成ですけれども、この大きな金額をどういう市民全体の中で投入をしていくかという重要な要素が絡んでおります。人によっては、何も600席のホールをつくることはない。市民会館で十分ではないか。市民会館が果たせない理由というのは何だろうか。なぜ第２市民会館までつくる必要が

あるのか、という議論に対しては、私は説明ができません。600人、700人の方が、生涯学習ということでお集いになって、そこで行事を催される。これは十分可能ですし、何も600のぎりぎりの所にそれをつくって、生涯学習の複合施設でございます、といっても、私は市民の方に合理的な説明が全くできません。長期的には――ということは、30年、50年、100年後という意味なのかもしれませんが、そのときには、それは有効な形として市民の方に利用していただきます、というふうに私が話をしても、市民の方も納得をしないと思うんです。

で、今市長の方で、市民の要望があるのは、これは当然でありますと。市民の要望があるから多数だということには、私はならないと思うんですが、さまざまな市民要望の中で、どのようにそれを整合させていくかという重要な過程があるわけですが、今回のこの計画の中身については、なぜ600のホールが生涯学習の複合施設なのかということの説明がなされていないということと、それについての、もしも必要ならば、大規模のいわゆる市民会館を利用されている利用者層の問題、七生公会堂、市民会館の小ホールを利用されている方の問題の中で、なぜ700規模のものがあそこの地域に必要なのか。その辺の調査、またさまざまな角度からの検討、検証、アンケート調査がなされていないというふうに思います。

この市民会館が建てられましたときには、もう全会こぞって、建てなければいけないということでやってきた経緯があります。この中身については、少々議論が、市長のお話のとおりあったわけですが、それにしても、もうグローバルな意思として、それがあったわけであります。また、過日開園をしております浅川苑の特養ホームにつきましても、ぜひ日野の市内の中につくらなければいけないということがありました。この機構については、私は異論を持っておりますが、それをつくらなければいけないということは、あったわけであります。今回のこの中身については、ぜひあそこに600から700のホールをつくらなければいけないというものは、私は声として上がってきていないというふうに見ております。

ですから、この問題は、これからも大きな問題として私は尾を引くと思いますが、なぜここでこれを急がれるのか。複合的な施設として可能性があるのかないのかも明確ではありません。今のお話ですと、用途地域の問題、駐車場を外に置くのか、内に置くのかという問題、さまざまに絡んでいて、かなり浮動的な要素があるということですけれども、ここに600前後とするということは、それを優先させてやっていくというふうに、要するに議会の意思を無視をして、進めていくというふうにしか読めないわけでありま

す。ですから、それはそれなりの合理的な理由を、職員定数の増のときではありませんが、ふんだんな資料を提供して、私は提示すべきではないかというふうに思います。

また、急遽、これは出てきた問題ではないというお話ですが、事実の経過は、生涯学習、複合施設という観点から見れば、これは長期計画の中にもあります。しかし、その中で具体的な構想として、あの地域に必要であるというふうなことにはならなかったはずですし、また実施計画の用途、土地取得につきましても、その辺の指摘はなかったというふうに私は記憶をいたしております。今の市長のお話ですと、十分、中規模ホールが必要だということを口を酸っぱいほどにして説明しているではないか、というふうに言われているようでありますが、先ほども何回も申し上げたとおり、なぜ600が必要なのかということが、説明をされていない。私は思います。その裏づけになる大と小と真ん中がだから必要ですというのは、これは感覚的にはわかりますが、それが実際、四十数億のお金を投入をして、現在のこの時点で、あの地域につくる必要性というのは、合理的な理由はどこまであるのかということが、私にははっきりいたしておりません。

ですから、先日の福島敏雄議員からもお話があったとおり、あそこの場所でなくて違う場所に、という構想、さらには、楽屋が最小限で使われるということは機能的に無理だ、というふうな議論も出ているほどであります。実際、楽屋を最小限にいたしますと、これは実際に使われている方、今の市民会館もそうでありますが、ふんだんにそれに付随する機能的なものを設けないと、この600的なものも十分に市民の方から利用が無理だという声も上がっているほどであります。これについての検証も私はなされていないというふうに思います。その辺を含めて、市長のお話を承りたい。

特に私は、単に欠点を指摘をして、だからこうだというふうな議論ではありませんで、これは来年の予算委員会の中で、当然また、この議論が出てくるわけであります。そうであれば、やはり今ここで、ああ、なるほどと、私の方の意見が間違っていた、というふうな説得の材料を既に私は提示されるのが当然であろうと思います。今の説明だけでは、一市民の方に対して、先ほど申し上げた疑問点、指摘に対しては、市長が市民の要望ということで建てました。それ以上私どもは、ありませんというふうな答えしかできないわけであります。既に市民会館の利用率、かなりこれはほかの市町村から比べますと、担当の方の努力もありまして、かなり利用率を高めておりますが、しかし、それだからといって、生涯学習、複合的なものの集まりとして、あの1,100のホールをこれからも使うことは、私は十分に可能な時間もありますし、可能なところでもあると思います。そういう点を含めて、市長のお話を承りたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これ以上加える説明と申しましょうか、私の頭の中にはないわけでありますけれど、なお描いておりますのは、日野市のあらゆる公共施設、集会における市民施設等をこれからフルにいろんな形で使っていただく。そのまたこの浅川公会堂の場合も、一拠点になる。こういう将来像を描きながら、これからの地域社会の市民がみずから文化やスポーツやレクリエーションに活躍をされる、そういう条件づくりをしようということでありますので、その科学的な席数を決める根拠というふうなことは、なかなかとりがたい思います。やっぱり一般論になるかもしれませんけれど、全体の将来像を把握しながら、一つ一つの事業を遂行していくことではなかろうかと思っておるわけでありまして、たまたま区画整理が半ばを終え、用地の確保ができ、しかも日野市の東の方に当たる大切な地域でもありますし、将来はまた御承知のとおりの浅川左岸のバイパス道路もできると。そのバイパス道路に並べて３カ所ぐらいを設けるというのが、今まで申しております、あとは豊田、西平山になるでしょうということでありまして、今までの事業は用地の確保こそ、一つの事業の可能性を決定するというふうにも言えると思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいものだと思っております。

ただまあ、もっともっと市民の意識を調べればいいということでありましたら、それなりの手だてもやっていきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　今、市長の方から、市民の方の声もさらに聞く作業も進めていきたいということでありますが、ぜひお願いをしたいと思います。

科学的な検証として、市民のニーズをどういうふうにとらえるかということは難しい問題だというお話でありますが、過去の日野の大きな行政の展開を見ていきますと、その前のアンケート調査ですとか、市民相談から上がってきている問題ですとか、さまざまな調査事項の中から日野市で必要なもの、日野市で特に住んでよかったと思われるものは何ですかとか、これから何が不足をしていますか、というふうな問いかけの中でも、かなり市民要望というものが浮かび上がっております。その中で、市の行政も大枠としては進んでいるんではないかというふうに理解をいたしておりますが、今回の事業については、私はその辺、疑問を持っている一人であります。

市長のお話がありましたが、さらに市民の方の声を聞いていくという作業を引き続き続行していただきたいというふうにお願いをして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって14の１、浅川公共施設建設計画についての質問

を終わります。

一般質問14の２、下水道事業の今後についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　　この問題につきましては、私は過去に、やはり一般質問で３回ほど質問をさせていただきました。受益者負担の制度についても論拠をさせていただきました。これは日野の悲願ということで総意を挙げて進められている問題でありますが、ごく最近の展開とすれば、特に浅川地域ですね、浅川区域、一番大きく残っております。この地域の問題をどうするかということが、過去にも議論をされたところであります。これは事業認可をとる作業を現在進めて、来年には、どの地域には何年ごろ、というふうな具体的な作業がされた上で発表になるかなということで楽しみにしている問題であります。

最近、広報にございましたけれども、下水道課の事業として、公共下水道計画を変更する。日野市公共下水道事業をより早く進めるために「従来の計画を変更した」とあります。この辺についての資料については、関係する方の縦覧を供します、ということで、出ております。特に、この従来の計画変更につきましては、都計審への資料の提供等も含めまして、かなり具体的な問題として展開をされているようであります。特に、「より早く進めるために」という非常に魅力のある言葉も出ております。そうしますと、これは予測ですから、そうなりますというふうな答弁は、なかなかできないところだと思いますが、そうしますと、平成13年の完成目標としますと、大体平成10年ぐらいの展開になっていくのかなと思うところでありますが、それを含めまして、この最近の下水道計画の中身についての展開についてのお話を承りたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

下水道の推進につきましては、現在、南多摩処理区につきましては、ほぼ完了しております。

秋川処理区につきましては、八王子処理場及び浅川処理場が平成３年度ぐらいに完成し、平成４年度に供用開始をするということで、この処理場の供用開始に間に合うよう、準備が進んでいる。ほぼ秋川処理区につきましては、この供用開始と同時に接続が可能になる、という状況でございます。

それで浅川処理区でございますけれども、806ヘクタールでございますが、これは浅

川の右岸、それから万願寺土地区画整理の区域でございます。区画整理の区域は、事業に合わせるということになるわけでございますが、浅川右岸でございますけれども、これは、この地域につきましては、平成５年度までに仕上げたいということで今努力をしております。

そうしますと残るのが浅川処理区の805ヘクタールでございます。これは浅川左岸でございまして、今、この事業化に向けての準備をしているということでございます。この805ヘクタールを早期に完成ということになりますと、何らかの手だてをしなければ、事業がはかどらないわけでございます。

今回の都市計画決定の変更で二つあるわけでございますが、そのうちの一つでございますが、浅川処理場から万願寺を通りまして都市計画道路3･3･8号線というのがございまして、この道路に従来の計画ですと公共下水道として、いわゆる市施行として多摩川中央幹線をつくるということになっております。この多摩川中央幹線を、処理場から中央線の西側でございますが、中央線に沿いまして3･4･17号線、これは立川日野駅線と称しまして、20メーターの都市計画道路がございます。一部、四ツ谷前の区画整理で今事業化を進めておるわけでございますが、この処理場からこの都市計画道路まで3,300メートルでございますが、これを公共下水道の多摩川中央幹線から都が施行いたします流域幹線に格上げをするということでございます。この流域幹線につきましては、日野幹線という名称をつけて、東京都が施行するということでございます。これが大きな変更の内容でございます。

この格上げによりまして、従来、公共下水道で日野市が面整備を行うということになりますと、処理場の近くから、いわゆる下流から面整備をしなきゃいけない、そういうことになるわけでございますが、流域幹線に格上げをすることによりまして、その幹線にいわゆる排除する。その周辺、いわゆる極端に言いますと、この流域幹線が栄町でとまるわけでございますけれども、その栄町の面的整備も早急に着手できるということでございます。この事業認可につきましては、現在準備をしておりまして、平成３年度に都市計画法及び下水道法の認可を得る予定でございます。

それから、浅川中央幹線でございますけれども、これは昨日の土方議員さんの御質問にもございましたけれども、計画といたしましては、早急に豊田南及び西平山の地域の汚水を排除できるよう、万願寺の区画整理の境からいわゆる上流に向かいまして、現在の計画では平成４年度ごろから着手をし、一部、暫定管等を考えまして、豊田南へ接続するよう努力をしているということでございます。これらの計画が順調に進みますと、当

初、下水道計画を平成13年100％完了ということで進めてまいりましたが、大体２年ないし３年、要するに平成10年ごろの100％完了ということで事業が進むということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、部長から、多摩川中央幹線の日野幹線ということで、いわゆる格上げをして、市施行の幹線から格上げをして、というお話でありました。そうしますと、今、浅川処理場から下水の工事の進め方として、下流から上流へというふうな束縛されたような手法は事実上、なくなったということでございますが、利点としては、格上げをすることによって、これは市の努力が多くあったことだと思いますけれども、これによる時期の新しい、短縮をされるということもあるんでしょうが、それ以外の具体的な利点といいますか、長所といいますか、そういう点についてお話を承りたい。特に、費用が、私の記憶ですけれども、前の結城部長にお尋ねしたときに、700から800億ぐらい、事業計画としてはかかりますという中で、起債の問題等含めて、受益者負担の導入の執行を含めてお話があったところですが、この辺、どういうふうな展開になるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　いわゆる日野幹線として格上げのメリットでございますが、これは一つは、東京都が施行するわけでございまして、東京都の視点で見ますと、逆に東京都は、東京都自身が財政負担を余分にまず負うということになります。しかしながら、多摩川水系の下水道の早期いわゆる完了といいますか、促進ができることによりまして、多摩川水域の水質の向上といいますか、そういうものがあるわけでございます。

それから日野市で見てみますと、一つは先ほど申し上げました、市の公共下水道の早期完成でございます。それから２点目は、東京都が行うことによりまして、市の財政負担が軽くなるということでございます。多摩川中央幹線として日野市が施行した場合、あるいはまた、それから東京都が日野幹線として、流域幹線として建設した場合の建設費の相違でございますけれども、おおよそ４億円ぐらいというふうに見ております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　もう１点落としてましたのでお尋ねをしたいんですが、都計審に提出をされた資料を見ますと、排水区が何カ所か細かく分けられたような形に見えるんですが、そうしますと、これは何回か本会議の答弁をいただいているかと思いますけ

れども、来年あたり、この地域では平成何年ごろに供用開始の見通しになりますよというふうな、多少幅があると思いますけれども、具体的な発表が私、なされるというふうに期待をしておりますが、そのように理解をしてよろしいでしょうか。それ１点、お尋ねしておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　ちょっとお答えの前に、一つ答弁落としたんですが、事業を進める上で、従来は、面整備につきましては、日野市が直接、業者に委託、請負で出しまして、工事を進めていたわけでございますが、今年度から、浅川処理区の一部につきましては、財団法人東京都新都市建設公社に工事の委託をいたしまして、事業の進捗を図っているということでございます。今後、来年度とります805ヘクタールの事業認可区域につきましても、公社委託の拡大を図りながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今御質問ございました都市計画決定の変更の件でございますが、まず、今回の変更の中で、汚水の排除面積の基準が、今までは20ヘクタールでございましたものを、100ヘクタールということになりましたので、この幹線の本数なり、距離が減ったということでございます。これはいわゆる事業計画の変更の際に、都市計画の管渠となってない場合には、補助金等については従来どおりでございますけれども、わざわざ変更しなくて、事務的といいますか、事業が割合しやすく進められるという変更でございます。

それから、この805ヘクタールの将来のいわゆる地域別の年次計画ということでございますが、かなり概略になるということと、実際に工事を計画した場合に、いろいろ隘路が出てくるわけでございます。これが場合によれば、１年、２年おくれるようなこともあり得るわけでございますけれども、そういう条件設定の中で、ある程度の今後の計画は提示できるというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　平成４年度中に浅川処理場の一部が稼働されるということで、期待が高まっているところであります。公社委託を、というお話もありますが、新都市建設公社につきましても、事務量の増大によって、市町村の仕事が十分にこれからなされるかどうか不安であると。その体制についても十分配慮されたい、というふうな市長会の要望もございますけれども、ぜひ、この下水道事業につきましては、さまざまな問題があると思いますけれども、市民の期待に沿うべく、年度を早めるというふうなお話

も、広報にも展開されているところでありますので、ぜひその期待に沿うように努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって14の２、下水道事業の今後についての質問を終わります。

一般質問14の３、商店街におけるゴミ収集の将来の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題を取り上げます理由は、直接のきっかけになりましたのは、豊田の北口に商店街がございますけれども、その辺の地域のごみ収集の問題、それから地域の住民の方との問題、ということで問題が浮かび上がってきております。市もかなり苦労されまして、警告板を立てたり、またマナーについての指導もあったり、それから周辺の整備についても仕事を進めているところであります。

最終的にはそれを捨てられる市民の方の問題である。モラルの問題であるというふうに帰着をするわけですが、特にここで問題になりましたのは――問題と私は思いましたのは、この商店街にお勤めの方が、またさらに事業主の方が、日野市外にお住まいになっている方もいらっしゃいます。特に、駅周辺では、新しいビルも建ち、その中に飲食店を経営する方も入ってまいっております。当然、ごみ質の問題として、特に夏はひどいわけですが、腐敗が進みます。飲食関係のお仕事をされている方のごみの問題につきましては、この商店街だけではとどまらないと思いますけれども、特に弊害的に起きている状況があります。また、ここで働いている方と事業主との関係ということも帰着するわけですが、どうしても乱雑な捨て方になってしまう傾向があるようであります。これが駅をおりて日野は臭いというふうな指摘もされるところで、一つの要因かなというふうに思っているところでありますが、現在、この商店街におけるごみ収集におきましても、通常の家庭への収集と同じような収集体制がとられているというふうに私は思っているわけです。

このような状況をやはりこれからもですね、日野市は駅を、中核駅を何カ所か抱えているわけですが、私は豊田の北口の現状しか知らないわけですけれども、ほかの地域の現状の類似性はどうなのか、そこで指摘される問題点としてどういうふうに清掃部では把握をされているのか、その将来の解決に向かって、どのように現在作業を進められているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答え申し上げます。

今、夏井議員から、駅前の商店街の現状と問題点を指摘されました。確かにそのとおりでございまして、対策にいろいろ苦慮しながら現在まで来ているのが現状でございます。特に豊田の北口の所が一番目につく問題点でございます。そこで清掃部としては、今後は、駅前の繁華街のごみは、商店街と居住者のものを区別してごみの収集をする必要があるんではないかと。現在は、飲食店とそれから居住者が一緒のボックスに入れておるんで、いろいろ問題が起きているわけです。

そこで、まだ具体的な検討に入っているわけではございませんけれども、清掃部で今早急に考えていきたいということは、豊田駅の周辺、それから日野駅の周辺、それから高幡駅の周辺の商店街のごみは、できれば毎日、各戸収集で収集する方法が一番ベターであろうと思っております。これは東京都の繁華街については毎日、早朝やっておりますし、立川の繁華街についてもやっいるということを聞きます。そういう対応も、もう日野市もそろそろ考えて、できるだけ早い時期に実施していく必要があるんではないかと。それでなかったら、駅前の問題は、清掃部やら地元の人たちが一生懸命対策を練ってくれても、なかなか問題の解決にならんと思っておりますので、各戸収集、毎日収集に向けて検討させていただきたいと思っています。

これは今まで、大概の飲食店なりお店が、毎日の出す量が10キロ以下ということで無料でなっておりますから、今後、商店街と、また地元の人たちと話し合いで、毎日収集となると無料でいいのか、また有料でとるべきかという問題等、またそれから、収集コースの変更もしなきゃいけませんし、それから業者の問題等もありますので、その辺も早急に詰めて、このごみ問題を解決、特に駅前の繁華街について解決していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　今、部長から、この対策については、考えているところだということで、具体的な内容もお話をいただいたわけですが、少し詰めさせていただきますと、そうしますと清掃部の方では、何年後にこうだということはまだ調査段階といいますか、情報段階ということで言えないけれども、東京都、また立川等に見るように、実際にこれを展開している所があるということを踏まえると、日野市もこれをやろうということを前提にして今走っておられるのか。そうではなくて、ちょっと答えにくい答弁

かもしれませんが、そうではなくて、さまざまの問題点もあり、他市の状況も見、今のお話のとおり、有料、無料というお話もありますが、もう少しその辺を研究した上でないと、これを取り入れるということについての改良決定はできない、というふうにおとりしていいのかどうかを、お聞きしたいんです。特にその理由をお聞きしますのは、このような現在の収集形態の中の商店街におけるごみ現状を、どのぐらい、それに補完するようなことをしながら、辛抱すればいいのか、ということもありますので、その点、答えにくいかと思いますが、御答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答えいたします。

この件につきましては、ガイドラインですか、本当の大枠については、一応理事者の方にも申し上げて、早急の研究課題にさせてくださいということは申し添えておりますから、その観点からいえば、今御答弁申し上げたことを、何年も先に引き延ばして、ああだ、こうだと言っている時期ではないだろうと思っております。できれば来年の半ばあたりまでには地元の方、また関係者とも現実にお会いして、詰めていきたいと思っておるのが、清掃部の今の考え方でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって14の３、商店街におけるゴミ収集の将来の質問を終わります。

一般質問15の１、市内マンション建設について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（藤林理一郎君）　　それでは、今議長さんから一般質問のお許しをいただきましたので、市内マンション建設について問う、という題名で質問させていただきます。

現在、日野市内をめぐりまして、民間企業、特に民間企業のマンション経営事業が経過されておりますのが、たくさんの地域で建設されております。地域住民の方たちにしてみますと、非常に迷惑というようなことでございます。このことをこのままに手をこまねいていると、いつの間にか、という間に、高層化ビルの建設が行われているということでございます。そうしますと、このままにしておいてますと、一番地域にいたしま

して迷惑になってくるのが、非常にその地域にしてみますと、望ましくない将来が生まれてくるというようなことでございます。

そこで私は、この件につきまして一般質問をさせていただきました。長年住んでいる静かなまちの中で、住宅の中で、このようなマンションが建設されてまいりますと、静かに長年住んだまちが、非常におびただしく、またその、静かに暮らそうというような形で住んでたところが、このようなことになって、影響がすごく出てまいっている地域がたくさんございます。そこで、この私たちが住んでいる日野台一丁目から五丁目についてのことで一つ、この問題のマンションについて市長さんにお尋ねするわけでございますけれども、昨年の12月ですか、の定例市議会で、皆さん方によって請願が出されたのが採決、皆さんによっていただきまして、そして議会の方でいろいろとこの問題につきましては取り組んでいただいてまいりました。ところが、そのマンションが、今にも査定をというようなことになっております。

そこで私は、この行政の中にございます要綱でございますけれども、この要綱につきまして、後日また触れさせていただきますけれども、非常に緩やかな要綱のように私自体は考えているわけでございますけれども、これは皆さん方が、議員の方、そしてまた市長、部課長、関係職員の方たちが一生懸命になって取り組んでまいりまして、そしてつくられたことでございますから、これを強いて私は、非難するとかそういうことではございません。その要綱についても、もう少し厳しくしていただけたらよろしいんじゃないかなというような考え方から、この質問に取り組んできたわけでございますけれども、今、日野台一丁目に、過日議会の中に請願が、マンション反対の請願がなされております。ここでまだ審議はしておりませんけれども、当然これ審議がなされると思いますけれども、こういうようなところから、非常に地域の人たちにしてみますと、悲観な思いで請願なり、そしてまた地域の方たちが反対に取り組んでおられることでございます。

そして、私どもの地域にも、２カ所ばかり実はマンションができるということで、やっぱりこれも、地域の方たち、また自治会の有力者、またはこの地域から選出されておられる議員の方たちにおいても、その建設に反対の取り組み方をしていただいているわけでございますけれども、そういうことから、私はいつも感じてはいるんですが、いつでしたかな、あれは日野台四丁目の北側にございます、今石川町ですか、石川町の所に、長谷工さんが建設された６階建てのマンションがございます。このマンションにつきましても、地域住民が非常に煩わしいというようなことから、反対運動が起こされ、これ

は昨年だったと思います。にもかかわらず、その地域住民の話も聞かず、また行政の方はどうなっているか、後でまた聞きますけれども、実は、この問題についても、非常に地域の住民の方たちが反対されまして、そして途中で反対をやめたというんですか、そういうところに市の行政の方から、何か建て主の方から話し合いがなされておっただろうと私は思うんですけれど。そのようなですね、途中でいつも反対運動をやめてしまう、続かない、というようなことから、これは私、市長さんとも何回かお会いしましたけれども、そのときに市長さんが、こういうことを言われましたですね。住民は、住民の考えがあって反対している。だから、一生懸命になってこの反対を、途中でやめずに続けてもらいたい、という市長からの言葉を２度ばかり私は聞いております。そういう、市長が自信を持った話を私にされるものですから、私の方も安心をして……。ところが、けさほども見てまいりましたけれども、実は入居が始まって、もう何軒か入っているというようなことも聞かされました。

そこで私、市長さんの言ってることと、そして私が考えてたことと、全然違った、というようなことから、実は私、この問題について市長さんにお聞きするわけでございますけれども、実はこのマンションの経営をなさっている長谷工さんと、それから市側の方と、どのようなやりとりがあったのか、それともやりとりがなくして、要綱等を無視して、そして長谷工さんが建設を完了し、入居させているのか、その辺のところがちょっと私、疑問がございますので、先にこの１点だけちょっと、お尋ねさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　掌握している限りのあらましの経過からお答えをいたしたいと思います。

日野台五丁目に面します八王子の行政区域、道路１本が境界になっております。そしてたまたま八王子行政区域に、長谷工の施工による長銀マンションというのが建設に伴って、市に協議があったように記憶しております。本来、八王子市が建築確認行政をやっているわけであります。業者の期待は、日野市の管理いたします、つまり行政境のその道路の側溝か、あるいは雨水管を排水路に使わせてほしいと、こういうことだったわけであります。たまたまその建物に対しましては、日野市側の、つまり日野台五丁目の一番面する方々の範囲、地域から反対が出され、市にもその情報が伝えられ、行政指導をやってほしいということでありましたので、日野市民の側を守る気持ちで対応しておりました。ところが、突然、反対側が今度は、和解ができたということに持ち込まれまして、少々、戸惑いをしたと、こういう経過がございます。この和解はどうも、何といい

ましょうか、補償金という性格のものではないかもしれませんが、多少そういうことに近い状況があったということを、間接に聞いております。

行政をてこにして反対をしながら、そういう和解になるということは、まことに困ることでございますから、そういうことがないようにあってほしいという考えは持っているわけでありまして、我々の指導要綱は、これは建築業者という特定少数の相手でありますから、市民側の支持があれば、かなりの機能ができるわけでありますが、条例ではございませんので、法的な係争になると敗訴する場合があります。したがいまして、反対運動のできる際には、反対は途中で挫折しないようにしてくださいと。理由のわからない和解は、せっかく行政がその気で何ですね、非常に厳しく責任を問われる。市民感情でなるべくならば、我々も市民の生活をお守りしたい、こういうことで、なし得る限度を少々超えても、やる場合があるわけであります、とこんなことを申し上げました。そういうことです。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今、市長さんが答弁していただきましたけれども、これは何ですね。私が聞いたのと、変わってはいないように今答弁していただきました。これはそうしますと、長谷工さんが独自で排水、それから水道の問題は、八王子の行政の中に許可を得て、そして入居させているというふうに私は考えるんですが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あの建物は、要するに日野市の管理する道に面して工事をすることにもなります。それから、たまたま以前に、空き地になったときの以前には、何か工場があったようでありまして、八王子水道が水の供給をやっていた、こういうことでありまして、つまり日野市は、建設企業ももちろんでありますが、将来日野市民でない、つまり納税をされる方でない立場の方に水を供給したり、それから排水の便宜を図ったりというわけにはまいりませんので、結論といたしましては、八王子との行政間の協議によりまして、日野市の道路占用は認めます。しかし、日野市の雨水管とか、道路側溝に放流することは認めません。したがって、自前で排水の装置は八王子の管につなぐ。その管につなぐまで日野市の道路を占用するということは、申請に基づいて許可をした。こういうことになっておりますから、八王子側の行政当局と協議をしながら、常軌に対応したということであります。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今、答弁の中で、あくまでも日野市は、道路の許可はしたけ

れども、あとの水道、それから汚水の終末処理ですか、こういうことについては一切許可してないということの答弁でございます。これは私も、市長さんは、そのように、言われたとおりに実行されたということなんですけれども、非常に私、立派だと思います。あくまでもこれから先、いろいろな地域でマンションが経営されると思います。だから、そのような考え方でひとつ取り組んで、絶対に行政側と、それから建て主側が懇ろにならないような方法で、その解決をしていただくように、ぜひ私の方からお願いしたいということでございます。

次に戻りますけれども、日野台の今問題になっているモリタ興産の跡地でございますけれども、非常にこの地域は、道路が狭くて、そして込み合っている地域でございます。ただし、ここは準工業地帯になっておりますので、その辺のところが行政の方でどのような形で指導していくのか、これもひとつ、市長さんの方から聞きたいと思いますが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の承知している範囲のお答えで、より細部にわたりましては、質問によって、担当の方からお答えをさせていただきます。

日野台一丁目のかつて10年ぐらい前に、建築反対の運動のあった工場がございました。モリタ興産という工場だったわけです。今回、その用地が企業の土地処分によって、たまたま長谷工の所有するところとなった。長谷工からまだ日野市に建築の開発協議は出てないと思っておりますけれど、地元で早くその状況を承知されて、現場へ行きますと、たくさんのマンション建設反対という意思表示の立て看板が立てられてあります。聞くところによりますと、日野市はとても怖くて事業ができないということで、やめたというふうに聞きましたけれど、果たしてどうであるか、それは何とも言えません。しかし、合法的に出るものを、余り法規以上のことも難しいわけでありますから、そのあたりがいわゆる協議という形で行政指導になるべく沿っていただくということになるわけでありまして、今たまたま日野台五丁目の相面します八王子行政区域と、いわゆる長銀マンションというんでしょうか、それは完成をして、既に入居始まっておるようであります。日野市は日野市として、市民を守り、また行政を守るという立場で一応、対応したというふうに考えておりますが、一丁目の今のマンションの場合は、これは日野市内のことですから、よその行政境とは全く内容を異にいたします。したがいまして、どういうこれから計画が協議として持ち出されるか、これからの課題だということになるように思います。

ただ、道路が狭かったり、排水の手段がなかなか困難だろうと思います。御承知のと

おり、８月から指導要綱の内容を若干改訂をいたしまして、個人住宅、いわゆるワンルームマンションと言われますマンションの場合にも、戸数に、なるべく戸数要件の２分の１程度は駐車場を設けてください。そういうことを特につけました。それから一般生活と、入居者が住めば、これは市民ですから、その排水の面倒は見ないなんていうことはできませんが、路上の雨水を排除いたしますいわゆる側溝は、これはマンションの排水には向かない。したがって、別途の手段を使っていただく。こういうことになろうと思っております。たまたま既設の汚水管があるというようなことの場合には、それを使うことも、これは機能的に他に支障がなければ認めなければならないというのが、行政側の今の解釈であります。

あくまで誤解をしないでいただきたいと思っておりますけれど、これは指導要綱は、むしろ法規をオーバーする部分で協議をするという形で、なるべく周辺の住民の側に立った、あるいは市の行政のまちづくりにかなう、そういう意味でお願いをするわけでありまして、幸いに日野市では、開発指導要綱を破られたという実績はいまだかつてないわけでありまして、それなりの内容の整ったところで今後も対応していきたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　この日野台一丁目の地域につきまして、48年のころから大体７カ所のマンションが完成し、そして入居がされているわけですね。一つの部屋もあいていないというようなことで経営されているわけなんですけれども、そこで問題になったのは、日野台ハイツですね。これが約５年間も話し合いが持たれたというふうに聞いております。それから東洋建設さん、元の小笠原機械工業の跡地ですか、ここの跡にいる東洋建設の、今は名前がどうなっているかわかりませんけれども、これにつきましても、その地域の者から随分いろいろな反対運動がなされて、そしてこれが指導要綱に伴って協定を結ばれたと思いますけれど、最後に。

ま、こういうこともあるし、それから全然反対運動も起こらない所もあって、その辺のところなんですが、やっぱり反対運動が起きて、住民は地域の有志、それからその地域から選出されている議員の方たちに、その住民から反対運動の先頭に立たされて、立たされるというよりも立ってですね、反対運動に参加すると。そうなって最後に、とことんまで反対するつもりでいてたやつが、いつの間にかその反対運動が消えてしまった、ということが、幾つも私どもは聞いております。その辺のところの指導要綱にかなったものが整ってすれば、当然これは許可するべきだと思います。

先ほど、生活の何ですね――皆さんから雑排水なんかが流れ出すその側溝、これは共同的なものには使わさない、というふうに市長は常にそうはおっしゃってますけれど、この地域におきましても、ほとんどが一つの側溝に流しているということでございます。ですから、このことをＡ、Ｂ、Ｃに分かれてその地域によっては、それをあくまでも何していくということで、市長がこれから先まだ考えていくのか、その辺のところをもう一度、聞かせていただきたいと思いますが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろあれですね、住民側から、マンション等の高層建築が地域にできるということはいろいろな違和感のあることでもありますし、とりわけワンルームマンションの場合は、今まで形成されております地域のコミュニティーが破壊されるとか、あるいはごみの処理のことだとか、車の駐車のことなどで、何か心配が伴って出るようでありまして、その際に、その建物に対します建て主とのいろいろな折衝が地元で行われ、一方には、市の行政指導を求めてこられるという事例が多いわけでありまして、その市民の側が主張される理由も、理解はしなきゃいけませんが、法規以上のことを指摘されても、なかなか市の権限には、いわゆる建て主の方を説得するという根拠にはなり得ないということで、市民生活を守りたい行政の側と、それから事業を遂行したい建て主側との意思衝突が生まれるわけであります。

その際の一つのチェックする手段として、例えば、下水道の整っていない状況の中で、道路側溝に放流するということは、これは市の放流許可を要する、そういう仕組みになっておりますので、その権限を用いてといいましょうか、放流を認めることはできませんが、というふうなことを言って、ある程度規制をすると。そのことを藤林議員さんは、既に道路側溝に放流しているのがある、ということで、その矛盾を問われているようでありますが、そういう手段がなかなかじゃ抵抗の材料にならないんだ、というふうにも伺ったわけでありまして、ケースケースということにならざるを得ないわけでありますけれども、その道路側溝がまたどういう荷重の状況にあるかと。機能的に無理であるということならば、それなりのまた指導の方法があろうかと思っております。市内に土地をもって開発を予定している企業にも、なるべく公共下水道が供用できる段階で設計を進めていただくようにしてほしい、というようなので協力していただいているのもあるわけでありまして、段階をつけてと言われますが、段階がつけられるかどうか、ちょっと内部検討もしておきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　じゃ一丁目への問題につきましてはこれで終わらせていただきます。

次に、私たちが住んでいる日野台二丁目のことでございますけれども、「エトワール日野建設及び、その建物の管理に関する協定書」という、これはこういうのが私、けさほど、反対運動の方から実はいただいてきたんですが、これが、その反対運動の方たちに聞いてみますと、まあ第一番に問題になっているのが、この地域では駐車場ですね。それから管理者を置くということと、騒音、それから風紀、ごみ、電波障害、排水の施設の問題、それから窓に目隠しのことをするように、というような反対同盟の方から建て主の方に実は何回か話し合いが持たれて、そして最終的にこういうようなものを作成してきたんじゃないかと、こういうふうに私は理解しているんですけれど……。

そこで、この問題について１回市長さんのところに、私と反対同盟の地域の住民何人かと市長さんにお話に行って、大体、地域住民が建て主と話し合った結果、どういう協定する段階にこぎつけましたということで、市長さんのところにこういう結果になりましたということを私、申し上げに行ったことがあったと思います。そのときに、市長さんが言われたことが、ここまで反対をしてきたにもかかわらず、このところで協定なんか結ぶということは、それは地域の住民の方はそれでいいでしょう。地域は地域の方でおやりなさい。結構ですよと。行政側は行政側の何がありますから、という言葉を聞きまして、そしてその責任、同伴になっていた地域の住民の方が、市長さんがなぜ、ああいう言葉を出したのかな、ということで、そのままになって、地域住民が、どうも考え切れない、ということで、そして帰ってから、私どものところに何人か参りまして、非常に私も困ったわけです。それは、市長さんが言われるのは当然だと思います。ですから、それはそれとして私はいいと思うんですか、もう少し、地域住民の方たちに納得していただけるような話し方をしていただければ、私ももちろん何だし、地域住民の方、そしてここにおられる議員さんで地元から奥住議員、そしてこれに携わっている夏井議員がおられるわけですね。こういう議員さんたちも、今どのように解決していいのか、ということで悩んでおられると思うんですよ。ですから、あの言葉の後、市長さんに、地域住民の方たちがどのように話し合いが、行政が、また市長と話し合いがなされているのか、私の方、それっきりになっておりますので、ほかの議員さんたちもそれっきりになっていると思います。ですから何らかの話し合いが持たれておられると思います。持たれておられるなら、どのようになったのか、それ一つ、聞かせていただければよろしいんじゃないかなと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野台二丁目のエトワールですか……（「そうです」と呼ぶ者あり）その建築協議の場合の質問だと思いますが、周辺の方が我々の想像以上に強い姿勢で反対を主張され、私どもも、どのようにそれでその意思を行政という立場で守ってさしあげることができるだろうかということで、かなり悩んでおりました。そうしたところ、そのリーダーの方も、これまでの私どもの認識と打って変わって、いわゆる常識的な範囲でお話をされる状況に認めましたので、少々驚いたという感じはあります。

結論としましては、市のいわゆる行政指導、指導要綱に基づきまして対応することになる、それが残っているということでありまして、市は市で、といいますのはそういう意味です。今お願いをしておりますのは、結局、結果において戸数を減らすということになるかもしれませんが、駐車場要件をなるべく満たしていただく。それから排水については、何かいい方法があるか検討します、ということで、内部の指導要綱に基づいたいわゆる協議の提起をしていると、こう思っております。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今言われたのは、この商栄さんの方は、この協定書を見ますと、あらゆる地域に対して、反対者の意見等を酌み取りまして、そして協定書を結ぶ段階に来たというんですが、そのときに、もう一度繰り返しますけれども、市長さんがああいう態度だったから、住民側の方も不安定、そして我々もどうしようもない、という。そして、あの地域で考えてみますと、放流の問題が市長はいつも言われているようにネックになっていると思うんですが、この問題も、何ら生活する人たちに何にも、全然関係しない場所になっておるわけですね。

例えば申し上げますと、日野台五丁目、四丁目からあの道路にヒューム管が入っておりまして、それは直結にその管に結びつけられる仕組みになって――私たちは思って理解しているわけなんですけれども、その辺のところ、私、これ以上どうこう申し上げませんけれども、行政側と商栄商事と話し合っていただきまして、できれば、一日も早くこの協定書にサインできるような方法をひとつ考えていただけたらどうかな。これも私、申し上げますと、あの地域住民がある程度話し合いを重ねて、そしてその思ったことが全部これに、協定書に載っけて、そしてお互いに納得がいった、というところでこういうものが出てきたと思うんです。だからこの辺のところをもう少し、行政の方で煮詰めていただけたらよろしいんじゃないかなと思うんですが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる地元でトラブルが、トラブルとするところがなくなったということであれば、あとは残るのは、いわゆる指導要綱の条項だけということになりますので、それらもまたクリアできれば、当然協定が成立すると、そういうことになるはずであります。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　これ以上申し上げても、行政側の方もいろいろ何があるようでございますから、最後に申し上げておきますけれども、住民のために、それから行政のために、できましたら厳しい要綱がもう一度ですね、見直していただけるような方法、これには市長とそれから関係部課長、職員の方と一緒になって見直しをしていただけたらよろしいんじゃないかなと、こういうふうに考えます。要望しておきます。

この件につきましては、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって15の１、市内マンション建設について問うの質問を終わります。

一般質問15の２、町名地番表示について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○15番（藤林理一郎君）　表題につきましての一般質問をさせていただきます。

町名地番整備施行が行われましたのは昭和40年、多摩平地域が最初に町名地番として行われた、ということで聞かせていただいております。その中で私は、町名がつくられてもう26年目に入ろうとしております。そういう中から、その表示板とそれから、その地域の自治会と申し上げますか、その町内地番ですね、それの掲示が古くなって、そしてまた紛失されてなくなっているというような所も、この市内に大分あるように見かけます。

そこで私、この質問をさせていただいたわけなんですが、日野市の面積は、2,711ヘクタールというふうに聞いてますね。その中で、施行済みは1,721、64％ですか、それから、まだ未行の所が99ヘクタール、36％、これは未改になっていますね。こういうところから私、考えますのに、まだ施行されていない町名地番の、百草、百草台、落川、下田、宮、高幡、高幡台、三沢、上田、旧日野、万願寺、万願荘、新井と、大体13地域がまだ未行というような形で、なされていないということでございます。こういうところをできるだけ早くしていただきまして、そしてこの町名地番、そして一般の方が新しい方入ってきても、それからほかから来ても、すぐにわかるような町名を、できましたらやっていただけたらよろしいんじゃないかなと、こういうふうに考えます。

私たちの住んでいるところは、43年に町名地番整備を行っております。こういうところも、もう今まで電柱に長細い町名地番が入っておりましたけれども、この表示板も、ほとんどといっていいくらい、なくなっております。それは、なくなっているのはなぜかと申し上げますと、ここで電柱が、木の電柱を今度は鉄骨っていうんですか、そういうものに変わったために、この表示がなくなっているということでございます。ですから、外部から参りました方が、聞き歩いて、非常にわかりにくいということで、私のところに実は尋ねて参ります。本当に煩わしいときもございます。これはだれしもおんなじことだと思いますが、そういうような中から、表示板につきましても、少し来年度の予算にでも計上していただきまして、できるだけ早く、ついている所もございますけれども、なくなっている所につけていただけるような方法をしていただけないか、ということで、そのことについて市長さん、ひとつお考えを……。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、電柱などに張ってございますのが、街区表示板でございます。御指摘のように、大分傷んだり、それからなくなっているものもございますので、現在、４カ年計画を立てまして、更新をする予定でございます。平成２年度には多摩平、旭が丘、大坂上、西平山五丁目、富士町、さくら町、この区域で約1,300枚必要でございまして、今作業をしているところでございます。３年度以降、順を追いまして更新をする予定でございます。

それから、案内板でございますけれども、市内に83カ所設置してございます。これも大分傷んでおりますので、本年度でございますけれども、18基新しくする予定でございます。既に発注をいたしまして、工事を施行中でございます。さらにまだ傷んだ部分が約10基ほどございまして、これは予算さえ決まれば、平成３年度に施行したいというふうに考えております。４年度以降につきましても、状況を見ながら、対応をいたしたいと考えているところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今、部長さんの答弁で、83カ所のうち18基ですか、これを今年度の何でやっていただけるということですね。そしてその後が、その後の分がいつごろになりますか。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

新しく建て直しの必要があるのが、平成２年度につきまして18基施行いたしまして、まだそのほかに約10基ございます。その10基につきましては、平成３年度に施行したいということで予算のお願いをしている、そういう状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　　そうしますと、今何ですか、電柱になくなっている地域のこのあて表示っていうんですか、街区表示というんですかな、これは即やるというようなことできないんでしょうか。そのことについて。

○副議長（福島敏雄君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　ただいまお答えいたしましたように、街区表示板につきましては、４地区に分けまして４カ年計画で実施をしたいという考えでございます。平成２年度につきましては、中央線と国道20号線に挟まれた地域、町名で申し上げますと多摩平、旭が丘、大坂上、西平山五丁目、富士町、さくら町、約この地域で1,300枚必要でございまして、現在作業をしているということでございます。そのほかにつきましては、年次を追いまして更新をしていくということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　　ありがとうございました。

私が思ってたことよりも、幾らかおくれてやるという、２年間によってやっていただけるという回答が得られましたものですから、これ以上どうこう申し上げても、どうにもならないことだと思います。予算の関係もございますから。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって15の２、町名地番表示について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時27分　休憩

午後４時２分　再開

○副議長（福島敏雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、教育委員会に望むことの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　　教育委員会に望むことということで一般質問を行いたいと思います。

昭和23年の７月に、教育委員会法が施行されました。現在の教育委員会制度を発足させた最初の法律であったわけでございます。この教育委員会法が国会に提案された際、提案者の森戸文部大臣は、次のように説明しております。

最後に、教育の本質的使命と。したがって、その運営の特殊性にかんがみまして、教育は不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自由性を保つように制度的保障を必要といたします。教育委員会は原則として、都道府県または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長のもとに属しないのでありまして、直接国民にのみ責任を負って行われるべき教育の使命を保障する制度を確立するに至りました、と説明したわけでございます。

これは、教育委員会を語る際、いろんなところに資料として抜粋されておりますので、私たちも何回か目にする機会があったわけでありますし、今改めて私も、この文を読み返しまして、教育委員会制度発足のその目的としたところは、実に見事に説明されてあったわけでございます。

そして、その教育委員会法の第１条には、「この法律は、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」とうたったわけであります。

これは既に現存ではない法律でありますから、資料としてしか我々は目にすることはできないわけでありますが、教育委員会の設置の目的が、鮮やかに述べられていると言われているわけでございます。

この教育委員会法の第１条は、教育基本法の第10条、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである」という点と、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」という教育基本法第10条の精神を受け継いで立法されたと言われているわけであります。私が申し上げるまでもなく、教育長は、これらのことについては十分御承知のことと思います。

そして、この教育委員会法の精神は、三つの原則をとらえていると言われております。一つは、教育行政の民主化をうたったものであり、二つ目には、教育行政の地方分権を

うたい、三つ目に、教育行政の自主性の確保をうたったものと言われております。この三原則は、文部省が昭和27年に発行いたしました「教育委員会設置の手引」の中にも明確に述べられているものでありますし、教育委員会のすべてのことに触れる際、この設置の目的とするこの手引の中の教育委員会の三原則が、これもまたいろんな資料に引用されているわけであります。この文部省がつくりました「教育委員会設置の手引」の中に、教育行政の民主化をうたった部分がありますが、次のように述べております。

「国民主権を原理とする憲法の精神にのっとる教育基本法は、教育は直接に国民に責任を負って行われるべきものであることを規定しているが、この法律の基本理念を、まず第一に教育に従って教育行政の民主化を主とするものであって、教育行政の主体を国民に置こうとするものである」と。当時、文部省はこういうことを述べて、国民を指導されたわけであります。まことにその趣旨も明確になっていたわけであります。

教育行政の地方分権は、どういう述べ方をしているかといいますと、「民主政治を原理とする憲法は、その有力なてことして地方自治を強力に培うものであるが、教育委員会より国民に誓って、その民主的運用を促進するためには、教育行政権の地方移譲を図らなければならない。これによって、過去の行き過ぎた中央集権制に基づく画一性、形式性が是正され、地方の実情に即した教育行政の樹立、運営が期待されるものである」と、こういうふうに述べているわけであります。

教育行政の自主性という点では、教育は、理想の人間像と社会像を目標として営まれ、しかも今日の努力が直ちにあすの成果となることを期待できないところに、教育のもう一つの特質を見るのである。このように、教育を早急な要求や、慌ただしい期待をかけ、またそのような意図のもとにこれを営もうとすることは適当でない。したがって、教育行政もまた、教育のこの特質に尽くした運営がなされるべきであって、目前の功を目当てに、そのときその都度の都合によって営まれるべきではない。ここに教育行政の安定性、一貫性が要求せられてくる。こういうふうに文部省が述べておるわけでございます。

私も、こうした資料などを、この一般質問を行うに当たって、再度拝見し、そしていろいろと考えさせられたわけでありますけれど、教育委員会の発足は、まさに憲法にうたわれる国民主権を原理とする教育基本法をもとに、教育行政の民主化、教育行政の地方分譲、教育行政の自主性の確保ということを三つの原則に発足させ、また教育もそういう方向に目標とした、ということを明らかにしたのではなかったかと思うわけであります。中央集権的な画一性といったものを排して、本当に国民に責任を負う教育の民主化というものを目指した意気込みというものが私は感じられるわけであります。

その後、昭和31年６月には、現行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行されまして、大きくその意図するところが、時の政府権力者によって変えられるということが危惧され、大論争が行われてきたわけでありますが、今日に至るまで、私は当初意図いたしました教育委員会の発足の精神というのは、たとえ現行法であったとしても、生かされるべきものではないんだろうか、ということを考えてまいってきたわけであります。

そこで具体的な質問に入る前に、この点についての教育長の考えをまず伺っておきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、板垣議員さんの方から御質問のありました教育委員会法、この教育委員会法が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という形で変わっておりまして、その法律に基づいて現在日野の教育行政が進められていると。ただ、日野の教育行政を進めていく中で、やはりその一番基本になるところの憲法並びに教育基本法というものにつきましては、現在も厳然として存在しておりまして、それに沿った形の中で、この「地方教育行政の組織並びに運営に関する法律」を取り扱っていると、そういうような状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　教育長からは、極めて事務的な答弁としか思えないような御説明があったわけでありますけれど、私も教育の専門家ではもちろんないわけでございまして、教育行政に関することなどについて、これら一般質問を通じまして見識の深い教育長にいろいろと教えていただこうという、そういう気持ちもあるものですから、ぜひとも教える立場で、ひとつお考えなどをお示ししていただきたいと思うわけでございます。

さて、私が今申し上げましたような教育行政の民主化、そして地方分権、教育の自主性の確保ということは、今日に至るまでも教育の大原則だと思うわけでございます。それゆえに教育委員会の教育行政が、今教育長が申されましたように、憲法や教育基本法をもとに日野の教育行政が行われているということであるならばなお、この教育委員会の設置と、その目的とした民主的な、そして地方の分権、自主性を確保して教育行政、教育委員会の運営を行っていくことが大切だと私は思う次第でございます。そのことが、具体的な教育行政の中にどう生かされていくかということにもなってくるわけでありま

すから、その基本点を踏まえるならば、私は、現教育委員会のさまざまな教育行政の分野に、もう少しいろいろと御検討いただけるものがあるんではないかと、こう考えておる次第でございます。

一つは、９月の議会にも私は質問に少し触れました。質問を行ったときに少し触れたんでありますが、教育委員会の活動といいますか、会議といいますか、定例会の資料、昨年度分１年間、拝見させていただいたわけでございますが、確かに定例会は、会議規則に決められたように、毎月１回、定期的に行われておるわけでございます。議題も明示され、恐らく活発な論議が展開されて、それぞれ結論が出されていることだと、想像するものであります。そして、誤りのない見識ある結論とともに、今日の日野の教育行政が推進されていると考えるわけでございます。

しかるに、市民との関係でどう考えていくか、という点で、私もいろいろ関係者の方々の御意見、住民の方の御意見なども伺いつつ、次のようなことなどにも考えを及んでまいってきているわけでございます。それは、恐らく毎回、定例の教育委員会の会議というのは、もちろん事務当局からの準備された議題に基づいて会議は進められていくんだろうと思います。その会議で論議されることに、日野教育行政全般にわたって、教育委員会が目くばせをする、ということが十分行えるんだろうかということなどに、一つは気になったわけであります。

例えば、昨年の公民館の設置運動、請願に基づくさまざまな論議もありました。そして、公民館増設の問題なども論議されたという経過などもあるわけでありますけれど、議題として準備されないような問題を、教育委員会で論議するという場というのは、どういうところでそれが行われるのだろうか、という疑問を持ったわけであります。例えば非公式の協議会とか、あるいは懇談会とか、その他の方法で議題にされたもの以外の教育行政にかかわるものなどについての、例えば論議をしたいというある教育委員からの御意見などがあった場合、どういう方法でそれが行われるのだろうかということに、一つは疑問を持ったといいますか、実際は行われるんだろう、ということがあったわけであります。例えば協議会というようなことを開催して、そこで定例会に報告される以外の議題などについてのいろんな意見の交換などが行われるかどうか、あれ実際行われているんだろうか、ということなどがあるわけであります。それを具体的な質問の第１点として伺いたいと思います。

二つ目に、定例会はいつも昼間といいますか、午前中行われたり、午後から行われたり、というようなことがあるようでありますが、現在、週休２日制ということで、土曜

日の休日も、かなりお勤めの人がふえてきてまいっているわけでありますが、しかし、まだまだ社会全体が週休２日制に至るというところまでは来てないわけであります。そこで、夜の定例会、あるいは協議会というようなものが、実際、行われてこなかったようであります。昨年１年間は。しかし、そういうことなどを頭に入れて、市民の方などの傍聴などができやすいような条件をつくって開催するということなどは、教育委員会としては論議されたことがあるのかどうか、２点目として伺っておきたいと思います。

それから、３点目でありますけれど、市民との対話、あるいは懇談、こういうのが教育委員会としてはどう展開されているか。私は教育行政だけではなく、もちろん市の行政全般にわたっても同じことが言えると思うんでありますが、教育委員会としては、直接市民との対話や意見交換などを行う機会を持っているかどうか。例えば、市Ｐ協が１年に１回、教育行政懇談会というのを開催しております。教育長も御出席されますし、教育委員長も御出席されて、いろいろとそこで質疑あるいは意見交換等ございます。また教育委員会側からも説明があります。これは承知しておるんでありますけれど、教育委員会側からの働きかけ、提起によって、こうした対話を行う機会が持たれてきたのかどうか、３点目として伺いたいと思います。

さて、４点目でありますけれど、教育委員会も傍聴者が、人数は少数であるかもしれませんけれど、おられるようであります。教育委員会の会議室は、そう広くはないところで行われているようでありますけれど、傍聴者の不自由などは、ないのかどうかという点と、もう一つは、委員会の会議で論議される議題の資料を傍聴者の求めなどがあった場合は、配付しているかどうか。議題の列挙されたいわゆる議案書の日程表などは、当然配付されていることではないかと思うんでありますけれど、なおよく、その資料等も含めた配付などが行われているのかどうか、という点を伺っておきたいと思います。

５点目に、教育委員会も請願を押しつけることはできるんですね。請願の提出があったのかどうか。昨年１年間でもよろしいですし、今日までのものでもよろしいわけですが、請願の提出状況をお聞かせしていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　まず第１点目の、協議会、あるいは懇談会と、こういう性格の問題につきましては、教育委員会規則の中には、全く掲げられていない内容でございます。教育委員会規則の中では、定例会及び臨時会という、それだけが正式の教育委員会の会議として提起されているということで、臨時会というのはこれは、年に三、四回ですね。緊急の場合、例えば人事案件その他、どうしても早急に定例会に間に合わない

状況の中で決めて、とにかく提出しなくてはならないと。そのような緊急性のある場合に、臨時会を招集して、持つと。ですから、教育委員会の会議というのは、あくまでも定例会と臨時会、これが委員会規則の中に決められている会議の内容でございます。

今、お話の出ました協議会とか懇談会とかというようなものは、特にその規則の中には触れられておりませんけれど、教育委員さん方の意思統一を図るために、教育委員会のもろもろの行事、例えば、よく教育委員さん全員そろって学校訪問等も行われます。あるいは教育委員会連合会の研修会等で一緒になる機会等もございます。そういうような状況の中で、随時、教育委員さん方のいろいろ教育にかかわる問題についての意思統一を図るために、随時持っておるわけでございまして、正式の今申し上げました、委員会規則に定められております会議とは、性格が異なった問題でございます。ですから、その中で決めた問題が、そのまんま結局、議決されるとか、あるいは承認されるとか、そういうような性格のものとは性格が違っております。

それから、２番目の土曜日の休日がふえてきているから、土曜日とか夜間に持って、もっと市民の方々が参加できるような機会を設けたらどうか、という御質問でございますけれど、現在定例会というのは、第２木曜日の午後というように決められております。ただ、今月もそうですが、議会月のある月は、議会の行事と重なりますので、議会のある月だけは土曜日の午前10時からということで、これは委員長の権限によって、定例会の日を変更して、土曜日の午前10時から教育委員会を持っている、そういうような状況でございます。

それから、夜間に教育委員会を持つことがあるのかと。何か特別の問題でもあれば別なんですけれど、これは職員の超過勤務その他ですね、勤務の問題等も当然出てきますので、特別の状況がない限りは、夜間に特に教育委員会を開くというようなことは、日野市では取り扱っておりません。

それから、３番目の市民との対話、あるいは懇談、こういうものについてはどうかと。今、市Ｐ協との行政懇談会のお話が出ましたけれど、市民との対話集会につきましては、市民からの要望があれば、いつでもこれに対応する、そういうような体制はとっております。一番頻繁に持たれましたのが、昭和58年から59年当時にかけまして、当時の中学校の状況というものが、これはもう全国的な問題だったわけですけれど、非常に大きく校内暴力とか、非行問題が取り上げられまして、中学校教育が大きく揺れた時代がございました。その時点では、各中学校区ごとに夜間６時から９時ごろまで、教育委員さん全員出かけていき、その地域の父母の方、自治会の方、あるいは子供会の方、その他学

校の教職員、そういう方々とじかに教育問題について話を持つ、そういうような機会を何回もとったことを覚えております。それから昨年度、この学習指導要領の改訂、これに対しまして、学習指導要領の白紙撤回という形で、これも各地区、相当いろんな形であったわけですけれど、それについての要請、これを十数名の当時、傍聴者ですね、教育委員会の傍聴者の方々が、教育委員会の会議が終えたあと、教育委員さんとの話し合いというような形で、委員会終了後二、三回、そういう関係で十数名の傍聴者の方と問題点の話をした、そういうような状況がございまして、いわゆる何かこう、教育にかかわる大きな問題が取り上げられた際、どちらかというと、そういう市民の方、あるいは傍聴者の方、そういう方々と話を持つ、そういうような機会を開いているというような状況でございます。

それから、傍聴者に資料の配付とか、その他そういうような便宜を図っているのかと。確かにですね、毎回、教育委員会の際に、２ないし３名の傍聴者の方がお見えになります。多いときには、先ほど申し上げましたように、十数名の方がお見えになることもございますけれども、全く教育委員会が開かれたときに、傍聴者ゼロということはございませんので、いつでも常時、その一席といいますか、傍聴者の方々の席というのを、10人程度は入れるような形で用意してございます。

傍聴者の方々に対しての資料配付の件でございますけれど、これは議会と全く同じようなことで、直接傍聴者の方に、教育委員会の委員さんにお渡しする議案書と同じようなものをお渡しするというような形のことは、とっておりません。ただ、終わった後、非常に熱心な方が、資料として要求される場合、そういう場合には、その申し出に応じまして、差し支えない範囲で提供していると。やはり、一応教育委員会としての議案書ですから、その中で、資料部分で差し支えないものについては教育委員会が終わった後、申し出に応じて、差し支えない範囲でのその提供をしていると、そんなような状況でございます。

それから、最後に請願、教育委員会に対する請願というものの取り扱い、これは当然議会に対する請願と同じように教育委員会に対しても、請願を出すことは可能でございます。かって幼児教育の問題等で、相当数の署名を添えた請願が教育委員長あてに提出され、第七幼稚園をつくるかつくらないかというような問題等も含めながら、大変熱心に教育委員会の中でもその請願に沿った形での審議等が行われたということにつきましては、そういうような請願を受け付ける、そういう姿勢はいつも持っております。いずれにいたしましても、教育委員会自体、開かれた教育委員会という姿勢、これは今後と

も持ち続けていきたいと、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現行の教育委員会の開催状況その他、詳しく今、教育長から説明がありまして、私もよくわかったわけでありますが、教育委員会の会議は、会議規則でも決められていると。確かにそのとおりで、定例会と臨時会ということになっておりますね。その他協議会、懇談会等々の規定はないからやらないんだ、ということじゃないかと思うんです。教育長のおっしゃることは。会議規則ですから、例えば国会で法律がいろいろ改正されなければ、その会議規則も変えられないんだ、ということでもないと思うんです。もし仮に、教育委員会、教育委員の方々の全員の御意見などもあって、会議規則に規定されなければ、一切そのほかできないということであるならば、もう少しその辺を弾力性を持たせるような会議規則の改正なども含めて検討しようではないかということになれば、私は十分可能なんじゃないかと思うんです。

ですから、会議規則は確かにおっしゃるとおりなんですが、定例会で示される議題のほかに、いろいろと日野教育行政全般にわたって意見交換をする、協議をするというようなことなどは、私はもっとあっていいんじゃないかというふうに考えておりますから、このようなことも伺ったわけなんです。

例えば、議会は全員協議会というのがありますね。議会と教育委員会はそっくり同じだというふうな比較するわけじゃありませんけれど、そういうようなことであるとか、それから、つい最近でありますけれど、文教委員会の委員と日野の小・中学校校長会の役員の方と懇談を持つということなどで、教育問題での意見、いろいろな意見交換も行ったこともございます。これは既に４回も続けられているということなどもあるわけですが、議会も、理事者から示された議題だけを論議する場、本会議、あるいは委員会だけで、あとは一切何もしないということではやっぱりないわけですから、私は、会議規則の運用や、あるいはまず協議会、あるいは懇談会等が行えるようなものは、十分やっぱりそれらの運用の中でできるんではないかというふうに思うわけであります。

しかし、規則は規則だから、絶対にできないんだということであれば、その規則の改定等も含めた御検討というところまでいかなければ、そういった論議も行ってみてもいいんではないかと思うんです。

中野区の教育委員会は、いわゆる中野は準公選が実施されている所でもありますから、若干この教育委員会の、いわゆる教育委員会活動というものについての認識が、ちょっと違うのかもしれないんですね。しかし、教育委員会の設置そのものは同じ法律に基づ

いて行われているわけでありますから、基本的には私は違ってないんじゃないかと思うんですが、しかし、そういう中でも、定例会、臨時会というのが昨年度の例で申し上げますと、定例会は12回ですね。これは月１回ですからいいんですが、臨時会が９回開かれております。合計して21回開かれているんですが、協議会が、協議会と名のつく教育委員会の会議は42日も開かれているんです。このとき議題になっております内容を見ますと、非常に細かく、いろんな教育の各分野のものを議題にして、協議会を開いて論議をしているということが、最近私も、知ることができたんです。

例えば、ある小学校のブラスバンド発表会の参加について、というようなことなども議題にしまして、論議をしているんですね。それから区民の区民連絡会の対話集会の出席などについても、論議するというようなことなどいろいろありまして、教育委員会にかかわるすべての問題を教育委員会のこの協議の場で、教育委員さんのすべてのやっぱり認識にするということで、いろいろと論議をされているんじゃないかと思うんです。それと区民との直接対話、懇談というものが行われておりまして、毎月第４週の協議会と夜の教育委員会、これ、昨年２回開催したそうですけれど、ここで傍聴者の発言を認めているということがあります。そして対話集会というのも行っているということがわかりました。

傍聴者はどのくらい来られるかといいますと、昨年度で傍聴者数742人だそうです。大変な数の区民が教育委員会の開催状況を見守っているということになっているわけです。

それから、傍聴者に資料配付というのも、やっぱり行われているんだそうですね。これはどの程度までの資料か、詳しくは私はそこまでは聞かなかったんですが、資料は配付されているということですので、傍聴者の便宜を図るという点では、相当教育委員会側、気を使って傍聴者にいろいろと資料なども配付している。協議会あるいは定例会などの論議をより理解しやすいようにされているということじゃないかと思うんです。

実に驚くべき協議会の開催回数と傍聴者の数ということに、私もこの資料を拝見いたしまして、知ることができたわけでありますけれど、１年間の各教育委員さんのいろんな活動など、あるいはさまざまな団体や集会などへ出席されたことなどもすべて記録されているということなどもございます。何よりも教育委員会の開かれる会議室が、たくさんの傍聴者が来られても十分傍聴でき、筆記もできるという、そういうところをやっぱり設定して会議を開いているということも、特徴の一つだと思います。もちろん、定例会、そして協議会の開催される以前には、開催のお知らせを区民にされているという

ことは、当然あるわけでございます。

私、先ほど、傍聴者の発言を認めているかどうかということについて聞き漏らしてしまったんですけれど、これは現在日野では、恐らくやられてないんじゃないかと思うんです。つい最近の伺った話によりますと、三鷹の教育委員会が、傍聴者の発言を認めたというニュースを、私も見ることができたんですが、一たん休憩して、そして傍聴者の発言なども聞いた上で、再度委員会を再開して、議事を進めるというやり方をとったそうなんですが、これは最近までそういうことがなかったものを、三鷹の教育委員会はあえてそれを行ったということなどが、ニュースとして伝わっているわけですね。それぞれ実際の委員会の運営の中で、私は今申し上げたようなことは、十分でき得る範囲内のものではないかというふうに考えているわけでございます。中野の場合は、協議会その他について、あるいは会議規則で決めているかもしれません。そうしたことなどを今後、資料を取り寄せていただいて、大いに研究していただきたいと思うわけでございます。そのことが何よりも、やっぱり住民の意見を直接反映させるという機会だということだと、私は思うんです。

かつて最初に引用いたしました昭和23年にできました教育委員会法、この趣旨は何といっても、民意を教育行政に反映させるということろに大きな柱だったんではないかと思うんです。それは公選制という方法を取り入れたことによって裏づけされているわけでありますけれど、住民の意思、住民の教育に対する考えというものを教育委員会が直接それを聞く、あるいはそういう意見と教育委員会側の意見を互いに交換し合って、よりよい教育行政が進むようにするという、そういう機会を多くやっぱりつくっているということじゃないかと思うんです。私は、日野の教育行政の中で、そういう機会をもっともっと多くつくっていくということが、今求められているんではないかというふうに思うんです。教育長の教育行政手腕は、私は大変それなりに、これまでの教育行政の実績を踏まえて、評価はするものの、教育長一人で教育行政を進めているわけではもちろんないと思います。各教育委員の十分な論議を進める上でも、住民のさまざまな教育に対する意見の反映できる条件を、今後大いに御検討いただけるものではないかと、そういう余地のある問題ではないかというふうに私は考えるわけでございます。ぜひとも、それらの点を今後の教育長の教育行政を進める上で、ぜひとも留意していただきたいと思います。

先ほど教育長が、教育委員会のさまざまな地域での教育懇談会への出席などの話もありました。確かにそういう点での活動はよくされていると思います。例えば61年８月１

日の広報で、七生中学校区の教育を語る会実行委員会で、いろいろと論議があった、というようなことなども、紹介されております。それから62年３月１日付のこれ広報で、「地域で教育委員と教育を語る会」という御案内も出されておりますし、このように、これは二中学区でありました。63年３月１日には、これも教育を語る会の開催のお知らせ、四中学区の地域の父母の方々が、やはり意見交換をされて、熱心に教育問題についての論議が行われているわけでございまして、そういう点での各教育委員を初め、教育委員会のそれなりの熱心な教育活動というものが行われているということは、私も十分承知をしているつもりでございます。その上に立ってなお一層、今申し上げましたようなことなど御考慮に入れまして、今後の教育行政推進に当たっていただきたいと思います。

以上をもって、質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の１、教育委員会に望むことの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問16の２、バス路線計画の進捗状況についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　質問を行ってまいりたいと思います。

今議会の行政報告でも質疑がございまして、今、日野市で検討を進めておりますバス路線の新設等につきまして、それなりの御報告がございまして、おおよそのことはわかったわけでございますが、少し具体的に、どの程度までの検討が進められているかについて私なりに質問を行ってまいりいたと思います。

従来からいろいろと要望なども行われてまいりましたし、市側もその住民の要望にこたえまして、検討が行われてまいりました。日野駅、日野台、豊田の駅を結ぶ一つのコースのバス路線、もう一つは、高幡不動駅から聖蹟桜ケ丘駅に抜けるコースのバス路線、もう一つは、市民会館の前に停車するバスの時刻の延長ということがいろいろと要望されてまいってきたと思います。市民会館というのは、すなわち市役所前ということでもいいわけですが、この三つの路線の実施方、細かい路線のことなど含めまして検討が具

体化していれば、そういう点も説明していただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

3路線についての御質問をいただきました。既に過去バス路線の計画につきましては、あらゆる角度から各委員さんの意見、あるいは御質問をいただいているわけでございます。この路線につきましても、十分御承知のとおり、市内バス交通対策特別委員会の不便地域の指摘を受けまして、その中でいかに解消するかというような問題の中での課題でございます。61年以降、答申がなされ、かなり長期にわたっているわけでございますが、市としてはいろんな手法を考え、京王との交渉に当たりました。その間、（仮称）日野市環境バス公社の設立研究会というような形の中での経緯もあるわけでございます。そういう状況を踏まえて、今、3路線についての内容を具体的に御説明を申し上げたいと思います。

まず1点目の日野駅、日野台、豊田駅の路線の問題でございます。これは当然、京王サイドの中では、自主運行は無理だという前提の中で、一定の負担を行政がするということで、補助方式というような協議の路線をしてきた経過でございます。現在、なお補助負担の額の提示の問題、あわせて具体的な路線の問題を含んで京王とのある程度見通しをつけておりますので、今後、新年度に向かっての早急な対応をしていくという考え方でございます。

なお、高幡不動駅、三沢台、聖蹟桜ケ丘駅の路線でございます。これは当初より京王帝都の方が、自主運行方式でやるということでございます。それにつきましては、もちろん変わってないわけでございますが、当時の計画につきましては、関係自治会、七生自治会に提案し御相談も申し上げた経過があるわけでございます。一部一自治会で、どうしてもその路線についてはなかなか、環境破壊、あるいは環境問題があるということで、この経路は無理だというような状況があったわけでございます。その後、市としては、京王と路線の変更をいたしまして、主要道路の変更程度でございます。そういう中で一定の協議が成立しております。

ただ、現在、二つの路線ともバス路線の運行の認可を受けるための停留所の問題、あるいは幾つかの課題を抱えております。道路管理者でやるべき問題、あるいは京王帝都でそれに対しましての、警察あるいは陸運局との協議の問題、これについての最終的な協議を現在続けております。できるだけ早い時期に実現する方向で現在詰めている段階でございます。

なお、最後の1点でございますが、市民会館前の時間延長の問題でございます。この問題につきましても、大変担当としては苦慮しているところでございますが、京王との協議の中でも何回か行っております。しかし、大変市民会館の利用者、公演時間の日数等の問題、これは当然、市民会館を利用する人のために、何とか延長すべきだという考え方の中で協議を進めておりますが、現状の中ではなかなかそういった公演日数との問題等がありまして困難な状況で、具体化されていないのが実情でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野台を回る日野駅から豊田に向かうコース、それから高幡不動から聖蹟桜ケ丘へ向かうコース、後者の方は一部主要道路の変更等で、京王帝都の自主運行はほぼ成立するという見通しのようであります。これはぜひ、実現を図っていただきたいと思うわけでありますが、日野台のコースというのは、例えば日野の駅から甲州街道をずっと日野坂を上りまして八王子工業団地に抜ける方向へ向かうわけでしょう。コースはどういう方に走るのか、その辺のことも恐らく検討されていると思うんですが、今そこまで説明すると、この計画は破産してしまうというわけでもないでしょう。大体どんな方向に走るのか。それから高幡と聖蹟桜ケ丘のこのコースも、どこの道路を走るのかぐらいはおっしゃっていただきたいと思うんです。

それから、もちろん許認可等の関係や、停留所の設置箇所などいろいろ細かい点など検討されていると思うんですが、例えば日野台回りのコースであれば、何カ所ぐらい停留所を今考えているのかということ、それから高幡不動、聖蹟桜ケ丘のコースは、大体何カ所の停留所になるかということですね。それから始発から終わりの時刻の終バスは大体何時ごろを想定しているのか。で、運行の本数ですね、1時間に3本とか、あるいは1本とか2本とか、あるいはもっと多いかもしれませんけれど、時間帯によってはいろいろとあると思うんですが、大体平均どのぐらいの本数になるのかというようなことを、現在の時点で説明できる範囲で、ひとつ御説明いただきたいと思います。

それから、行政報告ではたしか、来年度から何とか実施したいというような意味の説明資料があったと思うんですが、今、部長は、できるだけ早い時期ということで説明がありました。早く話がついて運行できるということになれば1月からでも運行するということになるか。いや、新年度になるだろうと。いや、新年度ももう少し5月になるか6月になるか——というような見通しなどがもしわかって、4月からちゃんと発車できるようになる、ということになるかどうか。その辺のところも、ひとつ、もう少し詳し

く説明していただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再度の質問にお答えしたいと思います。

もう少し具体的にということでございます。私の方も協議した中でのわかる範囲でお答えしていきたいと思いますが、まず１点目の日野駅から日野台、豊田駅というような御質問の趣旨でございましたので、そういう趣旨で申し上げました。日野駅から日野坂をちょうど途中で右に折れまして、日野台方面に向かって、できれば東光寺に――右が東光寺側、左が日野台、ちょうど八王子の境界境でございます。そこを抜けまして日野台のバイパスと申し上げましょうか、主要道路、大通りに出ていくと。境界境を通りましての主要道路に出て真っすぐ直線で豊田へ向かうと、そういうような方法で、日野の住民の利便を図るというような考え方の財政負担でございますので、日野としては、そういう方向で考えております。

しかし、問題なのは、そのちょうど日野台に上がった東光寺の反対側の、境界の所の反対、左側に入った所でございますが、その境界の道路の問題が非常にネックであると。できれば私の方は、住宅に面した日野側を通りたいということで、その提示をしているということでございます。もちろん、今質問者の中に、主要道路八王子回りということであれば、割合簡単に京王はやる方向にあるわけでございます。できるだけ私の方は、市民のために財政負担をするという目的の中で、近い所を通ってもらうということで協議を進めているということでございます。

なお、停留所等につきましては、ある程度の数字は提示しておりますが、なかなか陸運局との調整がつきません。道路の問題、坂の高低の問題、希望は希望でありますが、まだ具体的に発表する時期等ではないと思いますので、これにつきましては差し控えさせていただきたいというふうに思います。

時間等につきましても、ある程度財政負担する中では、40分間隔ということでの財政提示を求めているところでございます。できれば40分程度で往復折り返しというような日野台路線を考えているということでございます。なお、始発、終発のその時刻表につきましても、まだ具体的なところまで至ってないということで、できるだけやはり利用者を考えた中での朝の時間、夜の時間、市内循環バス等を含めましての状況を勘案した中で考えている、というふうにお答えしておきます。

なお、２点目の同じような御質問でございますが、高幡不動から聖蹟桜ケ丘駅の問題でございます。高幡不動から出ましてちょうど四つ角に出た所で左折をし、川崎街道を

三沢に向かいまして、三沢のスタンドの所から三沢台小学校の隣接する主要道路、その坂を上がりまして百草団地の裏側、ちょうど西武信販でしょうかね、日本信販の開発したちょうど真ん中のメーン通りがあります。そこを通りまして百草に向かい、百草から多摩市に入っていくということの折り返しでございます。その中間、百草地域の道路の中での多少の幾つかの問題を抱えておるということでございます。できるだけこの問題につきましても、具体的な停留所等につきましても、ある程度基本的に市の方の提示数と、京王側の考え方とも一致しておりますが、そこを停留所にする場合には、ある程度改善する部分がかなり求められております。緑地を一部削るとか、そういう状況がありますので、これについても、幾つというふうには申し上げにくい部分がございます。

同じように時間帯につきましても、できるだけ市民の利便を図る考え方で一定の時間を定めていきたいということで、ただ、これにつきましては、あくまでも京王の自主路線でございますので、なかなか私の方の希望どおりの時間でいくかどうかは、ひとつの課題であろうというふうに思います。

なお、２点目の中で、新年度から、あるいは来年１月からというようなお話もありました。これにつきましては、私の方も新年度の予算編成に当たって、財政負担の提示もあった中での検討を要するために、新年度に向かってできるだけ予算化をしていきたいという気持ちは持っております。しかし、今の状況で、財政負担をする日野台から豊田に、日野駅から豊田に関係する路線の部分で、これからの協議の進む状態との改善問題を含んでやっていくわけでございますので、予算化を当初にしながら、できるだけ早い時期に実施していきたいという気持ちで現在進めております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市側の考え、かなりわかってまいりました。いわゆる日野台コースというのは、今私が質問した中で、主要道路ということじゃなくて、バスが使用する道路という意味で私は申し上げたんで、ちょっと私の言い方まずかったかもしれませんが、使用する道路はどういう道路になるかということになるわけですが、今の御説明ですと、要するに日野駅から日野台の方向に向かって東光寺におりていく反対側の、左折して日野台の二丁目から四丁目の方に向かっていくということですね。その道路は、日野自動車の西側じゃなくて、北西の方向ですかね。北西の塀と、それからこばと保育園に面している道路ということですね、要するに。これは新しい道路の名称で言いますと、市道幹線１・15号線というんだそうですね。建設部長が９月議会で報告された新しい名

称でこういうふうになっているようなんですが、この道路を通って都道に出ますと、その角に、向こう側の角に花王石鹸の工場の倉庫がありますけれど、その手前の信号を左折して豊田の駅に真っすぐ向かうと、こういう路線のことを想定していろいろと御検討されているということでありますから、ぜひこういうコースで実現を図っていただきたいと思います。

それから、40分間隔で走らせたいということをおっしゃいましたけれど、これは日野駅から豊田まで行くのが往復で40分かかるというんじゃなくて、大体40分間隔で発車させたいと、こういう意味ですね。１時間に１本、40分間隔で運行したいということの計画であるということですから、これもわかりました。

最後に、これは説明ができるのかどうかわかりませんけれど、京王側から提起されている補助金の金額というのは、市が負担できる範囲内のものなのかどうか、はっきりしませんけれど、どの程度の財政負担を提起されているんですか。この段階でまだ説明ができないということなのか。説明しても構わないということであれば、ひとつ教えていただきたいと思うんです。そのことだけ１点。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えします。

今、お話をちょっと触れましたが、新年度予算の対応をするために、現在京王からは、財政負担の提示がありません。それは、一つは路線がまだ不確定であるということが前提でございますので、そういった部分を合わせて財政負担の提示と協議を進めているということでございます。現状では、まだございません。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　使用するバスというのは、今走っておりますミニバスでしょうか。それでよろしければ、そういうことで。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ミニバスでございます。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。鋭意検討を進めて、ぜひとも新年度からこの二つの路線が実施されますように強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これもって16の２、バス路線計画の進捗状況についての質問を終わります。

一般質問16の３、大坂上四丁目の新都市建設公社用地（1,800㎡）暫定利用についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　この問題についても、過去に議会で一般質問で取り上げまして、市側に要望してまいってきたところでございました。しかし、なかなか市側の考えと住民の考え、一致するところまで至っていないようでございまして、特に市側からの積極的な働きなどによって、この用地が暫定的なものにしろ、住民に開放されるということが今日までないわけでございます。依然として金網で周囲を囲まれて、外部から入れないように新都市建設公社で管理されているわけでございます。

こういう状態がもう十数年続いてまいってきているのではないかと思いますが、こういう用地を目の前にいたしまして住民の方々が、ここを何とか利用できる方法はないのだろうか、という思いをするのは、私はむしろ、自然なことではないかと思うんです。ですからこそ、いろいろな機会で、この用地の開放ということを、市が新都市建設公社に要望してきたという経過をたどっているわけでございます。住民の要望も、そんな大それたことではないと思うんです。非常にささやかな要求ではないかと思うわけでございまして、用途をどのように新都市建設公社が考えているかは明らかではありませんが、暫定的な次の用途が決まるまで住民に開放してほしいという、こういうものであったわけでございます。

しかし、なかなか思うようにこの願いがかなえられないという経過をたどりましたので、住民の方々御自身で所有者である新都市建設公社に出向いて、そして公社側の開放に応じてもよいという、こういう回答をことしの１月に引き出すことができたわけでございます。

60年の第４回定例議会でこの問題を私、実は一般質問で取り上げまして、市側の考え等ただしたわけでありますが、やはりそれ以前に、住民の方々が新都市建設公社に出向きまして、市から協議があれば、それらの要件についての話し合いを行ってもいいという、こういう対応を引き出していたわけですね。その後、特に市側がこうした動きを行ったという話も聞かなかったわけでありますし、また住民自身も、その後、特に目立った動きというのはなかったと思います。

昨年の12月でありますけれど、市長に関係住民の方々が、この用地の暫定開放について要望を行ってまいりました。市長もその際、それに応ずる表明があったわけでございまして、続いてこの１月に、住民の公社との話し合いで、開放してもいい、市側とも話し合いましょうと、こういう態度を引き出して、そのことも市側には伝えてあったわけ

でございます。

こういう経過をたどってまいりまして、恐らく市の方も何とかしてやろうという考えのもとで、公社側とも折衝があったんではないかと思います。そして、約１年近く経過してまいってきているわけでありますけれど、残念ながら今日に至るまで、この用地の暫定開放という見通しは、まだ私どもには、住民には知らされてはいないわけでございます。

そこで、具体的に伺いたいわけでありますけれど、この用地を市も住民の意向を十分酌んで、公社とも話し合って、それなりに暫定開放に少しでも役立つような動きをしていただきたいというふうに、私もあえてこの一般質問を取り上げたわけです。その点について、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方からお答えしたいと思います。

大坂上四丁目の新都市建設公社が持っている面積1,800の用地の暫定利用だというふうに理解しております。確かに過去の経緯としては、担当部等を通しまして、あの地域の遊び場の、というような話も十分承知しているわけでございます。その後、議会等のいろんな質問の状況を踏まえながら、市といたしましては、新都市建設公社のかなりの用地が日野市内の神明上を中心として点在する部分があるわけでございます。これにつきましては、一つの公共住宅の政策の中で、できるだけ早く新都市は住宅政策を求める意味での活用、あるいは何か対策を、というようなことの要請をした経緯がございます。

よって、そういう中での当時の経過の中では、新都市の中でも既に、その市内に持っている新都市建設公社の用地についての検討を始めていると。もちろんこれは、新都市の中での関係部局での一つの検討委員会を設置した中の検討をしているということでございます。よって、その結論は、現状の中では、この大久保の用地については住宅建設をする方向である程度煮詰まっている、というような状況があるわけでございます。よって、今、質問の趣旨も、十分理解できるわけでございますが、市が要請してきた経過もございますので、現状ではここに暫定的にも借りるということにつきましては、なかなか困難であろうというふうに考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市側が住宅建設を新都市建設公社に申し入れたということでございますが、これは何年も前から、市が公社に、そういう住宅建設を行いなさいという申し入れを行ってきているということであれば、私も理解できるんですよ。ところが、その住宅建設を申し入れたというのは、住民の方から暫定開放を言われて、その件で公社と話し合うというのか、まあそういう話はしなかったのかもしれませんけれど、その後に住宅建設を申し入れたと、こういう経過をたどっているんじゃないんですか。住民が入れる前に、何年も前から繰り返し、繰り返し、市が「住宅建設を行いなさい」と公社に申し入れを行ってきているんだということなのか。その時間的なところはどうなんでしょうか。そこをはっきりしていただきたいと思うんです。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　時間的な申し入れの時期ということになるわけでございますが、新都市建設公社でも、内部の検討委員会の中では、既に協議していた経過があるという前提があるわけでございます。私の方の申し入れにつきましては、確かにずれがあるかもわかりませんが、やはりここで最近の状況としての住宅政策の問題の課題が大きな問題としてクローズアップした、そういった経緯もあろうかと思います。もちろん新都市が建てるということであるかどうかということにつきましては、十分私の方も把握しておりませんが、その申し入れについては、多少のずれがあるということでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　多少のずれが申し入れの時期にあったということでありますが、ことしの１月に住民の方々が新都市建設公社に出向いて、この用地の開放を申し入れた際に、当面する住宅建設が予定されているから、開放には応じられない、ということは一言も言ってないんです。むしろ、当面は利用する目的はないから、協議によっては開放してもよろしいですよと、こういうふうに応じてくれたわけですね。だからこそ、日野市にもぜひとも住民の立場で、そういう方向で協議をしてほしい、こういう申し入れを行ったんだろうと思うんです。また事実、そういうことで申し入れを行ったわけです。その後、いろいろ市の方でも検討されたんだろうと思いますが、住宅局、新都市建設公社に出向いて、住宅建設を申し入れたり、行ったということに、今、時期のずれがあるというのは、そういうことを部長は意味したことを説明したんではないかと思います。

そうしますと、市側の考え、もちろんあるわけでありましょうが、住民のこれまでの要望ということについての市側の対応が、住宅建設を行えというふうに申し入れをしたということであるならば、そういうことをやっぱり言わなければいけないんじゃないで

しょうか。我々は話を聞いて、市長にもそうした申し入れを行ったということであるなば、それなりの期待感を持つわけです。そのときも、市側は住宅建設を公社に申し入れますから、皆さんのそうした申し出は、ちょっと難しいんじゃないでしょうか。こういう話もなかったわけですよ。当初からそういう話があれば、また住民側の認識の状況も変わるわけですけれども、そういう話がなくて、むしろ住民側の申し入れを受けて、公社との協議に応ずるという対応であるならば、どうしてそういうふうに住宅建設を行えというふうに変わったのか、ということなど含めて、私は住民に十分その辺のところを説明してこそ、市側の住民に対する対応の仕方ではないかと思うんです。そういうものが全くなくて、市は住宅建設の申し入れを行った。だからあの用地は開放できないということを、相当の時間がたってから明らかにするということは、私はちょっと理解できない、という気持ちを持っているわけであります。

少なくとも主権者は住民だという考えのもとで市政を進めているものであるならば、やはり住民に対する説明や対応をちゃんと行っていただくということが、私は必要だと思うんです。

さらにお伺いいたしますけれど、過去に公社の用地を市が借りて使用したということはありますか。企画財政部長、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

私が記憶している部分としては、自分自身で担当した経過がありますので、ちょうど神明上の中央線のそばだと思いますが、学童クラブ施設に借りたという経過があるというふうに記憶しております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長に伺っておきたいんですが、今私が質問した事柄について部長からも詳しく報告、説明がありました。経過なども市長も承知されていることと思います。住宅建設申し入れにかかわって市長の政策的な選択も恐らく働いたんだろうと思いますけれど、その辺も含めてこの問題についての対応のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　残り時間８分でございます。答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この市役所の所在いたします神明上区画整理事業、市施行で行った事業でありますが、その際に、今名前の出ております新都市建設公社が用地を先

買いをいたしまして、区画整理を広くするという意味もありましょうし、それから所管をしますいわゆる都市整備事業、各市にもわたるわけでありますが、土地の交換でありますとか、あるいは協力でありますとか、日野市の場合でもいろいろと相互の協力をしてもらっておるわけでありまして、いわゆる御指摘の当該地、大坂上四丁目の新都市建設公社の社有地1,800メートルという部分は、この当該公社の所有ということで区画整理の中で換地をされ、現在の当該地、今の場所にさくをして管理されておる。この状況を付近の方から見ると、地主はどこだかはっきりしなくても、何とかその周辺の役に立ってもらえないだろうか、こういう発想の出ることは別段、奇異でもなく、あり得ることだと思います。

そして、かねてその話を聞いておりまして、この新都市建設公社はこれまで、用地の処分については非常に慎重であったという感じがいたします。現在私も、その新都市の評議員をしておりますけれど、関係市のかかわります範囲で所有しておる土地は、処分する際には、１件ずつ評議会、理事会に諮って決定をしていると。当然といえば当然であります。まさに公社というところの所有する土地ですから、管理が厳選に行われているということは当然であります。

そういうことで、今御質問に、市内で新都市から公共事業のために借りたことがあるか、という質問でございますが、第七小学校区の学童クラブの場所に、全く困り抜いてといいましょうか、暫定的に借りて、借用期間を決めて借りました。その際にも、期限が来ると非常に催促をされまして苦労したことがありましたが、とうとう返還をするということで、一応の処理をいたしました。この場所確かに、タイミングの多少のずれがあるというふうに思っておりまして、その点では、今まで推進の役をしてこられた板垣議員にも地元にも、説明が不十分だったなという感じは持っております。また、時ちょうどというべきかどうか、市内に勤労者住宅を、ということが、我々もだんだんと要望という形、あるいは政策という形で考えてまいる時期に達しました。言うなれば、そこの場所が二つの暫定利用と、あるいは恒久利用の対象になって、そしていろいろと御不満をかけておるという感じがしております。

○副議長（福島敏雄君）　市長、残り３分です。

○市長（森田喜美男君）　そういう経過でございますから、私どもは暫定使用というこれからの期間のこともありますけれど、やはり住宅政策に、この当該公社に日野市内で所有するものは積極的に対応してくれということを言って申し立てておりますので、そのあたりの調整はしてみなきゃならない、こういうふうに受けとめておるところであり

ます。

○副議長（福島敏雄君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　住民も私も、住宅政策については何の異論もないところなんです。大いにつくっていただければ、それはそれで非常によろしいことではないかと思うんですが、あくまでも住民がこれまでお願いしてきた、要望してきた点は、暫定的にあそこを開放できないかということについての市側の努力を期待したわけであります。

説明が不十分だったという市長の発言などもございました。確かに説明という点は、民主主義にもかかわる問題だと私はこの点で強く感じているわけであります。そして、なお余地があるかどうか、これはまだまだ検討していかなければならないわけでありますが、十分住民側の意向を酌んだ対応というものが、この公社の用地の問題だけではなくて、行政全般に求められることは言うまでもないことであります。少なくとも行政の主人公は住民にこそあるという考えを持つならば、手続上の民主主義はしっかりと踏んでいくということが、私は革新市政の本道だろうというふうに思うわけであります。

今後、なおこうした点で、我々も努力いたしますけれど、市側の対応に強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって16の３、大坂上四丁目の新都市建設公社用地（1,800㎡）暫定利用についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時32分　散会

12月13日　木曜日　（第６日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第37号）

12月13日　木曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫畔子君

議事日程

平成2年12月13日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問17の1、自己啓発のために生涯教育体系の整備をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回のテーマ、自己啓発のために生涯教育体系の整備をという、ちょっと大きなタイトルでございますけども、これまでも何人かの方が生涯教育についてはいろいろと御質問等をされてまいりました。教育委員会あるいは市長部局の行政全般の方々が年々努力されて、そういった学習の場の整備を充実されていることも重々承知をしております。したがいまして、ずぶの素人の私が教育についてあれこれ言う気持ちは毛頭ございません。現状、若干見、またそれを感じていることを申し上げ、何点か質問をしていきたい、このように考えます。

御案内のように今世の中が、精神的な豊かさを求めていろいろと、あれやこれや模索しながら自分なりの価値感を見出そうと、真剣に対処していることは周知のとおりでございます。年々、新しい価値感を生み出そうという、またそのために行政側も新しいメニューをそろえながら、どうぞ学習をしてくださいという、こういう展開がされてるわけでございますけども、毎年教育委員会が「社会教育」という事業総覧を発行しております。この中で昨年の元年度の事業総覧の体育課の報告があるわけですけども、この中で生涯教育というのがいつごろから叫ばれてきたのかということが書かれております。それによると、20年前注目されてきたという。それで一般的に聞かれるようになったのが、15年前であるという、こういうことが体育課の基本方針の中にるる述べられております。随分前から生涯教育が叫ばれてきているんだなあということを、ここで改めて知ったわけでございますけども、この中では第2回の定例会で私どもの内田議員が、生涯教育について質問したときに、担当部長の方からなぜ今生涯教育なのか、そのために教育委員会、あるいは行政も含めて、トータルでこんなことをしております。側面、あるいは後方からバックアップをしていますよと、こういう説明も受けているわけでございますけども、今なぜ生涯教育が必要なのかということを私なりに整理をいたしますと、社会の変化が年々激しくなってきている。とりわけいろんな今言われ方がしている国際化

であるとか、高度情報化であるとか、あるいは本当の豊かさの時代を求めている。さらには高齢化社会の到来であるとか、こういうことも言われている。それが自分たちの生活の領域まで及んできている。したがって私ども１人ひとりが自分たちの考えでもって、自分らしい生き方を選択していく必要性が生まれてきておるわけでございます。したがいましてその力は何かというと、まあ学習以外にない。そのために行政に何とかひとつ教育の場を整備をしていただきたいということが、私はこの生涯教育の根本的な考え方の一つではないかなあと、こんなふうに受けとめているところでございます。

しからば現状はどうかというふうに見ますと、これまで教育委員会、あるいは市長部局が懸命に御努力をされまして、いろんな学習の場が整備されていることは高く評価をしておるところでございます。行政が提供するもの、これはかなり充実をしてきていると思うんですけども、地域社会でもって自主的に行うものもございます。そういったことを整理すると、見るとか聞くとか、あるいは行くとか、遊ぶとか、こういうことを全部整理しますと、文化活動、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、読書、コミュニティー活動、ボランティア活動、消費者活動等々幅広く展開をされているわけでございます。その年齢層も幼児からお年寄りまで、広範囲にわたっている。ただ今、行政側のいろんなそういう後押しが年々改善をされて、充実をされているということを申し上げましたけども、個々に見てくると、果たして市民にとって十分学習しやすい環境が整備されているかといえば、私は“ＮＯ”と言わざるを得ないんじゃないかなあというふうに思います。もちろんこういった社会環境の流れを取りまして、昨年、文化・スポーツ行政推進本部が発足いたしました。さらにことしの１月１日には教育委員会が次長制から学校教育部と社会教育部の二つに分かれた。大変結構なことだと思います。そういうふうに組織、機構がきちっと改革をされましたので、さらに私は期待を込めて今回、こういった質問を取り上げているところでございます。

今、市民にとって学習しやすい場であるかという点で“ＮＯ”というふうに答えたのは、例えば生涯教育に対する公的な面の援助、これを整理すると、学習するための施設などの整備をするという物的な側面、専門的職員やボランティアなどを配置するといった人的な側面、学習機会を提供したり、団体活動を援助するといった事業の側面、さらには広報日野を発行をしておりますけれども、こういったものをタイムリーに配布したり、あるいは学習相談に応じるといった情報提供の側面、この辺が大別されるんではないかなあというふうに思います。

それで部分的にまだ市民要望にこたえられていない部分というのは、例えば公共施設

にとっても、整備のおくれがあるとか、あるいはいろいろと今議会でも言われました公会堂の問題、この立地条件、さらには交通の利便性、こういった問題がある。片や学習機会の提供ということで整理をいたしますと、教育の場所、あるいはこういう学習の場を与えてくれるんですけども、その場所であるとか、時間帯であるとか、期間であるとか、いろいろと受講者側からの要望がまだ反映をされていない部分が多々ある。今、勉強してて、こういうことをひとつ何とか改善してほしいということを言いますと、それは今年度はもう予算がないから，来年度以降に反映いたしましょうという、こういうことはわからないわけじゃないんですけども、受講者にとってみれば、もう少し勉強したい。もうちょっと期間を延長してほしいという、こういう講座もあるわけです。できれば大したお金のかからない講座であれば、タイムリーに、その辺をケースバイケースでもってやっていただくのも、これも一つ公的のサービスではないかなあと、こんなふうに思うわけでございます。

自由時間がふえて、あるいは先ほど申し上げましたように、精神的な豊かさを求める市民が多くなっている。自己啓発のために学習の意欲は本当に今高まっている。こういうことを考えますと、環境の整備はもう急務であるというふうに考えるわけでございます。

平成元年度のこの社会教育の事業総覧の中で、社会教育課が基本方針を出されている。この基本方針は昨年と全く同じなんですけども、重点施策として青少年教育の振興ということをうたっています。今、生涯教育が26市を見ると、そういう体系整備をやっているところは１市もない。それなりに場所なり、教育の場は提供するんですけども、体系的に整備をしているところはない。青少年のこの教育の振興に関連して、私はこれ大変いい重点施策だなあというふうに思っているわけですけども、なぜかといいますと、高齢化社会の到来とはいっても、日野市の人口というのはまだまだそこまで行き着いていない。年齢別にちょっと見ますと、これは生活課からいただいた資料ですけども、一番年齢構成で高いのが20代です。これが19.2％という、こういう数字になっている。30代と20代あわせますともう３分の１になる。

ことしの１月１日現在の日野市の平均年齢が35.1歳、非常に若い。勉強ざかりということはないですけども、勉強とか、あるいは働く、そういう面では大変年齢的には一番いい時期ではないかなあ、こういう市の実態もありますので、ぜひその体系を整備していただいて、これから次代を担う子供たちのためにも、立派なものを残しておくべきではないかなあと、こんな感じがするわけでございます。

この生涯学習については、いろんな方がいろんなところで、いろんなことを言われておりますけども、教育長からいただいた「新しい教育のうねり　第２集」この中にもかなり細かく書いてあります。これだけ読めば私はもう教育委員会にお任せして、私がここでしゃしゃり出て、どうのこうの言う必要はないわけですけども、若干これを読ませていただいて、今回の一般質問とちょっと絡みあわせて述べてみたいと思うんですが、私は先ほど一生懸命やっているんだけども、なかなか整備が行き届いていない。かなり欠落している部分がある、ということ言いました。教育長もそれは十分承知をしておりまして、こういうことが書いてあるんですね。「今、日野市の教育行政を考えるとき、学校教育においては、学校長以下教職員組織が充実し、日常の教育活動が展開されている。」学校教育の方は大丈夫だろう。「しかし学校教育と対した際、社会教育施設の陣容は図書館行政を除いては極めて貧困である」と、こういうことを述べております。先ほど公的援助という面で、専門的職員や、ボランティアなどの配置するといった人的な側面、こういうこともひとつ充実をしてほしいというふうに思っているわけですけども、これも文化・スポーツ行政を推進する市長の積極性を支持しつつ、施設づくりとあわせて専門的施設要員の充実こそが、社会教育活動を成功させる決め手であることを強く訴えていきたい。こういうふうに言われております。

さらに元年度の事業総覧の冒頭で、社会教育充実のためにということで、行政改革の嵐のあおりを受けて、社会教育分野への人的配置まで萎縮することはないよう、教育に対する人件費は事業費的性格を持つものであることを訴え続けていきたいと思いますというふうに、かなり昭和63年度のこの事業総覧のときに、生涯教育の時代を迎えてという教育長のこのあいさつ文からしますと、１年でかなり考え方が変わってきております。それは時代がそのように変わってきたということを教育長も顕著に認めて、こういうふうに書かれていると私は理解をするわけでございますけども、それらを踏まえながら７点について、質問をしていきたいというふうに思います。

まず１点は現在実施しているいろんな講習会等々があるわけでございますけども、その社会教育の内容について教えていただきたい。

それから二つ目は内容を、教育委員会、行政も含めてですけども、行政側から企画立案し、実施しているものと、市民サイドの要望によって実現したもの、これがどんなふうに分類をするとなっているのか。その比率。

それから三つ目は、そういった教育の内容、一番新しい予算、決算額でお示しをいただきたい。

４点目は、いろいろと問題点あるんでしょうけども、現状の問題点等があったら、何点かお聞きをしたい。代表例だけで結構です。

五つ目は市民サイドから、現在緊急的なものを含めて、要望等が出されているかどうか。

それから六つ目は、差し当たって今すぐにでも実施したい教育内容等があったら、お聞きをしたい。

それから最後にこういった現在の社会環境等踏まえながら、生涯教育体系の整備をお願いしたいわけでございますけども、教育委員会としてどのように考えているのか。できれば計画等があったら、お聞きをしたい。以上７点について御答弁を願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　１点目の、現在実施している講習会等、社会教育の内容についての御質問からお答えをしてまいります。

社会教育部２課、３館で取り組んでいる講座、講習会等の事業は、年間を通しまして、それぞれ対象別に幼児から高齢者まで、幅広い対象に多岐多様にわたりまして、展開をされております。具体的な内容の概略についてお答えを申し上げますと、まず社会教育課関係でございますが、学級講座のところでは、寿大学、これは高齢者を対象にした大学でございます。さらに健康体操教室、家庭教育学級、青年講座、市民講座、手話講習会がございます。そのほかに大きく分類をいたしましてリーダー講習研修会といたしまして、ＰＴＡの研修、それから少年団体育成者の講習会、ジュニアリーダーの講習会、さらにジュニアリーダーの上級の講習会、そういった事業がございます。

体育課につきましては、健康体操教室ほか10教室の初心者向けの各種教室を開講いたしております。初心者アーチェリー教室でございますとか、中高年の体操教室、それから大極拳、母と子の体操教室、水泳教室、アーチェリー教室、体操教室、スキー教室、ボーリング教室などが初心者向けの教室でございます。さらにスポーツ指導者講習会ほか七つの講習会を、南平体育館におきまして実施をいたしました。個人利用者に対する実技指導員派遣を行っております。

それから図書館につきましては、16ミリ映写機の操作講習会がございます。16ミリフィルムを借りに行った場合にこの講習会を受けておりませんと、貸してもらえません。そういうことで市内の企業にも呼びかけまして、操作の講習会を行っております。それから講演会、大人のためのお話し会、対面朗読者の勉強会などが図書館の事業でございま

す。

さらに公民館へ参りますと、障害者の青年学級、それから障害児少年学級を初めといたしまして、青年部門では演劇入門、ハングル語教室、アウトドア入門、仕事を語ろう、こういうような青年向けの講座を開設いたしております。

高齢者向けには、話し方教室、それから一般向けには公民館講座、御婦人には婦人講座、街づくり講座、こういうような事業がございまして、そのほかに趣味、それから生活実技、こういう面の講座もたくさん用意されております。年間を通しまして33本の学級、講座、講習会、こういったものが公民館で組み込まれております。

さらに博物館におきましては、バードウォッチングでございますとか、自然観察会、館の中にとどまらないで外へ出て行う、そういう勉強の機会をつくっております。

２点目の内容の決定でございますけれども、教育委員会が企画立案するのか、それとも市民側でやるのかというお尋ねでございます。こういった学級とか講座、講習会、大別して三つに分類できると思います。一つは教育委員会が単独で企画立案するスタイル、二つ目が教育委員会とそれから市民が共同で企画をし、運営に当たるという方式、それから三つ目はもうまるきり市民側の単独企画であると、このように３種類がございます。

で、社会教育は、市民の主体的、それから自発的な心がなければ成り立たないものでございます。そういうことから教育委員会が一方的につくりまして、これを市民に提供する、こういう形よりも、教育委員会と市民が共に協議をいたしまして、一つの講座、学級をつくり上げていく、こういう方が遙かに理想に近いわけでございます。そういうようなことを私ども社会教育部の職員は認識をしております。この比率でございますけれども、一つ一つ具体的に申し上げますと、社会教育課で行っております寿大学、この寿大学は年間を通しまして、前期、後期と二つに分けて行っております。広報委員会ですとか、それから運営委員会ですとか、委員会の活動を取り入れまして、お年寄りの意向を酌みながら、教育委員会が企画立案をしていく。

それから家庭教育学級が市内20校の小学校、それから８校の中学校、ＰＴＡまたはＰＴＡにかわる団体に委託方式で行っております。この家庭教育学級はそれぞれ地域の課題を踏まえて、その課題を解決するための学級でございます。したがいまして教育委員会側ではもうできる限り最低の条件をお示しするだけで、あとはすべてＰＴＡ、それにかわる団体に、内容の立案をお任せしております。

それから手話講習会、手話講習会につきましては、手話サークルに委託をして、組み立てております。それからジュニアリーダー講習会でございますが、上級講習会と同様

にこれは青少年委員会、子供会連合会に、日子連と申します子供会連合会、そういった方たちと協議をいたしまして、ともに企画立案をしております。

それから体育課におきましても、初心者教室につきましては市民からの要望に沿って教育委員会が企画立案をしております。さらにシニア向けの講習会についても、市民サイドの要望と、それからスポーツ人口の動向などを勘案しながら、教育委員会側で企画立案をしております。

さらに公民館でございますけれども、公民館につきましても同様の考え方で、障害者青年学級、障害児少年学級、それから青年講座、公民館講座、環境セミナー、料理教室、こういったものにつきましては、公民館利用者団体と公民館側と協議をいたしまして、双方でつくり上げております。

で、はっきりしたその比率でございますけれども、これなかなか難しいんでございます。社会教育課について申し上げますと、市民の企画立案事業、これは４件ございます。それから市教委が企画立案した事業、これが行事とか大会を含めまして、14ございます。それから公民館でございますけれども、公民館側が企画をいたしました講座、行事、これは24事業ございます。市民と共同しまして企画をいたしました講座、行事は９事業でございます。したがいまして双方で協議をしながらつくり上げていくという数は、まだ教育委員会側で企画立案する数の半分に満たないわけですけれども、最初に申し上げたとおり、できるだけ市民の声を反映した講座、学級を目指してまいりたいと思っております。

それから３番目の御質問で、内容を最新の予算、決算額で教えてほしい、まあこういう御質問でございます。予算、決算につきましては、元年度の決算、それから予算につきましては、平成２年度の当初予算で比べてみました。社会教育費、体育費を合計いたしました。項で申しますと、社会教育費になりますけれども、これの平成元年度の決算額が13億6,863万円でございます。平成２年度の当初予算額について見ますと、11億8,379万7,000円でございます。したがいましてこの予算額と前年度の決算額を比較をいたしますと、社会教育費で１億1,638万4,000円のマイナスになってます。体育費についても同じように6,845万円のマイナスになっております。このマイナス要因についてははっきりした理由がございます。社会教育費を目別にさらに分解をいたしまして見てみますと、文化財保護費が元年度よりも今年度は約１億減っておりますけれども、この１億分につきましては、高速道路下に元年度に建設いたしました文化財の資料整理室、これの建設代金がなくなったことが理由でございます。

それから博物館費については４,500万、これも減っておりますけれども、元年度には常設の展示経費が盛られておりました。それが２年度にはなくなっているわけでございます。それから公民館につきましても、3,000万円の減でございますけれども、元年度、公民館については5,300万ほどかけまして、改修工事を行っております。この分が減じたわけでございます。同じことは体育費でも申し上げられます。体育総務費でも1,300万、市民プール費でも2,300万、市民グラウンド費で2,100万、体育館費で960万、それぞれ少なくなっております。体育総務費の減は、今年度はナイターの建設がないためでございます。それから市民プール費は、市民プールに大型の浄化機を備えつけましたけれども、それがなくなったためでございます。それから市民グラウンドの減につきましては、昨年度管理棟の建設がございました。その分とでございます。体育館費につきましては、アリーナの照明工事、まあこのようにそれぞれはっきりした理由がございます。

それではこういったハードの面の予算だけ少なくなったのか、一方のその学級講座の方の費用はどうかと申しますと、ハードの面のマイナス分をカバーして、学級講座の費用はふえております。例えば社会教育課の学級講座で申し上げますと、学級講座の主たる経費は報償費でございます。元年度決算が639万でございますけれども、平成２年度は678万になります。同じようにリーダー講習・研修会につきましては、元年度決算188万が、今年度は253万にふえております。このように体育課におきましても同じことが申し上げられまして、体育総務費のスポーツ教室につきましても、２年度予算は、元年度決算よりも20万ほどふえております。さらに指導者養成講習会、これにつきましてもふえております。プール監視員の講習会につきましても、軒並みふえております。図書館につきましても、同じことが申し上げられます。講演会の予算、それから対面朗読者の勉強会、これの報償費は増額になっております。さらに公民館におきましても婦人講座、婦人学習グループの援助、一般講習会等、学級講座の費用はふえております。

このように単純に前年度の決算額と、今年度の当初予算を比べますと、数字の上では減っておりますけれども、その減った理由はハードの面の工事がなかったこと、しかしそれを上回るその他の費用はふえているということが申し上げられると思います。

それから御質問の第４点目ですけれども、現状の問題点などがあったら、お聞きしたいということでございます。社会教育の問題点につきましては、ジュニアリーダーの講習会というのをやっております。これは小・中学生、さらに高校生、こういった子供たちの中から、地域の子供会活動のリーダー的役割を果たす子供を養成する講座であります。このジュニアリーダー講習会も非常に出席率がよくて、多くの子供さんが熱心に通ってきます。申し込みのあった子供の９割以上が皆勤賞のような出席率のよさで、それぞれ終了証をもらうわけですけれども、せっかくこの講習会で得た知識、技能が実際には地域の子供会活動にそれほど大きく利用されていない、こういう問題がございます。これは私ども考えるのに、親御さんの考えが随分影響しているんじゃないか。また最近の受験競争、これも大きく影響しているんではないか、このように考えておりますけれども、地域活動への結びつきが非常に弱いという。それからリーダーの全般的な不足、これも大きな問題点でございます。スポーツ、体育の面では体育指導員が、さらに社会教育の面では青少年委員さんが、それぞれグループワーカーとか、体育実技の簡単な指導、こういう面について活動を願っておりますけれども、こういった方たちが全般的に不足をしている。今後学校の週休２日制などが定着をいたしますと、こういったリーダーの不足が、社会教育面におけるリーダーの不足が大きくなってくるんではないか。

さらに学級とか講座、御婦人を対象にいたしました学級講座につきましては、女性の職場進出が大変多くなりまして、なかなか学級講座に集まっていらっしゃらない。人集めが大変だ、こういう問題点もございます。社会教育の面で勝負は内容ということで一生懸命知恵を絞って学級をつくりましても、ふたをあけてみますと、満足するようなたくさんの人が集まっていただけない。こういう悩みがございます。

さらに各単Ｐに委託をしております家庭教育学級、これにつきましても運営をする方たちの数が大変少なくて、運営上支障を来すような問題も起きております。さらに行政側の問題といたしましては、成人向けの学級講座をつくっても、やはりこれは参加する人が少ないという問題点がございます。男子成人層へのアプローチはいかにあるべきか、これも大きな問題点でございます。

さらに市民要望が非常に高まってまいります。その要望を満たすためには、現有の職員体制では大変無理がある。現在もうぎりぎりのところに来ているということも問題点でございます。公民館につきましても、あの建物が25年前の建物でございます。元年度は大きな改修工事を施しましたけれども、構造的に見まして、ロビー、それから障害者エレベーターの設置、こういうことがもう物理的にできないような状況でございます。展示スペース、資料室なども教育機関としては当然備えておかなければならないものが確保できない、こういう問題点もございますし、公民館職員の現有４名という体制、これで全市的な市民の学習・文化活動要求に対応するには、限界がある。このような問題点もございます。

それから御質問の５点目でございますけれども、市民サイドから現在要望などが出さ

れているかということでございますけれども、４番のお答えの中で申し上げましたけれども、家庭教育学級などで、進んでその学級の運営に携わる方が非常に少ない。学級と名がつく以上、これはある一定期間を通して、そこで学んでいただかなければならないわけです。教育委員会側は、できるだけ注文を少なくということで、学級ですから最低３回はやってくださいと、その程度の注文しかつけないんですけれども、この３回も非常に運営に携わる人にとっては重荷になる。なぜ重荷になるのかというと、時間が生み出せないということなんですね。やり方がわからないというわけじゃないんです。学級をつくるにはこうしなさいというような講習会は、あらかじめ運営に携わる方に行っておりますが、行っておりますので、そのやり方がわからないんじゃなくて、なかなかその学級に出る時間がつくれない。そういうようなことから３回をもっと減らせないかとか、こういうような要望が出ております。３回をもっと減らすということになりますと、２回か１回になってしまいまして、これはもう学級でなくて、講演会になってしまうわけです。

それからジュニアリーダーの講習会、これに参加したリーダーの名簿を、各単位子供会に配ってほしい。こういう要望が日子連から出ております。それからどの学級とか講座の終了者からも出ておりますけれども、講習会、あるいは学級終了後の同好会をつくる、こういうような要望などもよく出される要望でございます。

さらに図書館における要望でございますけれども、本来の図書館業務のほかに、講座、講演会を図書館独自で実施せよ、こういうような要望が出ております。それからさらに公民館での要望でございますけれども、利用者の中に南部地区に分館的な施設がほしい。こういう要望が出されております。

それから６番目でございますけれども、差し当たって今すぐにでも実施したい教育内容などあるかということでございます。生涯学習の体系が整備されますと、この体系の中で、二つの大きな核になるものがそれぞれの機関が連携し合うこと、そして二つ目が市民に情報を提供できるような、そういう体制をつくること、この二つが私は大きな核になろうかと思います。情報提供の第１歩といたしまして、現在社会教育部で行っております２課・３館の学級講座、講習会、そういったような計画を一覧表にまとめまして、また学習の総合カタログでございますけれども、そういうようなものをつくって、市民の皆さんにお配りをしてみたい。これはできたら来年度手をつけてみたい、このような考えでおります。

最後のお尋ねでございますが、７番目、市民一人ひとりの生涯学習を支援いたす立場

から、何と申しましても生涯学習推進基本構想のようなものをまとめる必要がございます。ぜひまとめたいという考えを持っておりますけれども、これは言うにやすく、行うは大変難しい、私は市の基本構想にも匹敵するような大きな仕事だと思っております。この中でもって生涯学習推進の考え方、さらに生涯学習推進の方向、そして生涯学習推進の環境づくり、この三つに視点をまとめて論議をしていく必要があろうかと思います。推進の環境づくりの中では、体制をどのように整備していくかとか、学習機会の提供の問題でありますとか、それから学習の拠点づくり、学習情報の提供と、学習相談の整備、さらに指導者の養成、こういったような五つの面に向けて充実の方向をまとめていかなければならないと考えております。以上７点についてお答えを申し上げました。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。大変詳細に御回答いただきまして、よくわかりました。答弁を聞いてまして、教育をする立場とそれを受ける学習をする立場との、若干その差があるような気がいたします。市民の方でも余りわがままを言わずにもう少し協力もする必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

何点か再質問させていただきます。４点目の現状の問題点ということで指導員、いわゆるリーダー不足、特にこれからの社会教育活動の中で、リーダーの確保は当然必要なんでしょうけども、これが、不足が深刻であるという、この辺をどんなふうにそれでは考えていくのかという、こういったこと。

それからジュニアリーダーですけども、これ日子連でやって、なかなか地域に反映されてないというのは、私なりに考えますと、子供会というのは小学校だけで終わってしまう子供会が日野市の中に多いんですね。五十何団体もあるわけですけども、ほとんど６年で終わっちゃう。ジュニアリーダーになる子が大概６年生なんですね。そうすると自分がジュニアリーダーとして受講して、今度は中学に行っちゃうともう子供会関係ないですから、自分だけのもので終わってしまう。毎年そういう繰り返し。この辺に問題があるんじゃないかなあと。まあ一部には中学生までもっている、例えばあそこの豊田の黒川子供会みたいなところありますけども、あれは本当の例外中の例外でありまして、あそこのまねをしろといっても、なかなか難しい面がございますので、すばらしいあそこは子供会ですけども、あの辺はきちっと反映はされているんですけども、一般的にはそういった理由があるんじゃないかなあと。したがいましてリーダーの講習会の層を５年にするのか４年にするのか、若干下げたところでやれば、この辺は解決できるんじゃないかなあと、私なりに感じます。このリーダー不足をどうするか、この解決方法をど

のように考えているか、これをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それから、それぞれ回答いただきまして理解をいたしましたけども、教育委員会がいわゆる実施をしている講座と、それから市民団体が進んでやる、そういった比率を今見て、パーセンテージ的にはまだちょっとこれ計算してないんですけども、どうも市民団体がやるのが4件ということですから、非常に少ない。4分の1か、5分の1ぐらいしかないという、こんな感じになってます。

今、市民が――そういう講座は非常に少ないんですけども、かなりいろんなことを教育委員会の方に、まあ社会教育課の方が主になるんでしょうけども、いろいろと注文をつけているという、例えば図書館でもって講演会を開いてくれとか、あるいは公民館、もっとこうつくってくれとか、いろいろある。それで要望ですから実現するしないは別にして、努力をしていただければ結構だと思うんですけども、私が一番知りたかったのは、体系を整備していただきたいということ。それは余り難しく、それぞれ各層にわたってやれといっても非常に難しいですから、ほぼ社会教育の場合には成人層が中心になると思います。しかし小学生も中学生も入っているわけですね、その社会教育部門には。先ほど言ったようなそういう子供会の問題、あるいは少年野球のこと、これは全部もう地域でやってますし、先日いただいた平成2年12月のこの「まどべ」、地域に根差した教育ということで、この中にも巻頭論文ということで、都立教育研究所教科研究部長の篠田信司さんという方が、地域に根差した学校教育ということで、るる書かれている。この中に、学校は決してオールマイティーではないんだと、何でもかんでも注文つけられちゃ困りますよということを言っているんですね。ですから地域の人々もそれなりに責任を負っていただきたいという、負っているんですよ、今地域でも。いろんなスポーツ団体があって、ほとんどお父さん方が中心になって面倒見ている。これはやっておりますから、まあ成人じゃなくて、そういう子供も社会教育、いわゆる教育は学校で受ける、あるいは家庭で受けても、しつけですね、そういうものやっているにしても、生活の場というのは地域ですから、子供も。ですからそういう面では多くの大人の方が青少年の健全育成のためにいろいろと尽力されているということ。したがいましてかなりの幅があります。年齢層に。これをどう体系づけていくかということは大変難しい仕事だと思いますし、今部長もおっしゃられたように、基本構想的なものをまとめたいけども、これは大事業なんで、大変難しいなあということもわかります。

私、体系的にというのは、クエスチョンの6でもってお答えいただきました、総合カタログ的なものをつくってみたいという、これぜひつくっていただきたいと思うんです

ね。市民がそういう講座を広報とか何かで、なかなかこう見落としてしまって、関心のある方はよく見てますけども、ほとんどの方が見てない。

さらに潜在的な方がいるんですね。何かしたいんだけども、どうしたらいいのかなあという、そういう学習したい方もいっぱいおります。そういう方の言ってみれば吸い上げをどうするか、それにはそういう学習総合カタログ的なものがあれば、何かに参加をしたいし、勉強もしたいという、こういうものが私はまずスタートじゃないかなあというふうに思いますし、ただいまの回答大変結構だと思いますので、来年度から実施したいということですから，ぜひこれはやっていただきたいというふうに思います。

その生涯教育の基本的なイメージ、これを今部長いろいろとお話をされましたけども、どんなふうに今絵を書いて、これを基本構想としてまとめたいのか、もしお考えがあったら、お聞きをしたいというふうに思います。よく市長が「よき市民として育っていただくために」ということをおっしゃられます。私もよき市民として、行政側にも協力しなけりゃいけないし、市民として何を行政側にすればいいのか、こういうお手伝い的なこともありますから、それも一つ生涯教育の中の重要な点でございますから、このイメージが、基本的なイメージがどんなふうに書かれているのか、考え方があったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

先ほど私、都下26市の中で、まだ生涯教育についてのそういったものを、体系的なものをまとめた市はどこもないというふうに申し上げましたけども、ことしの10月の21日の読売新聞に、「多摩市懇談会の報告書」というタイトルで、生涯学習に援助という記事が載っております。これは生涯学習のあるべき姿を話し合ってきた、多摩市生涯学習推進市民懇談会が活動報告書をまとめた。これを市の方ではたたき台にするのか、これを参考にするのかわかりませんけども、この報告書をもとに、来年多摩地区では初めて、生涯学習推進計画を作成したいというふうに言っているという、こういう記事がありました。議会事務局の方にお願いをいたしまして、その資料も多摩市から取り寄せていただいたわけでございますけども、中身はなかなかすばらしいことが書かれております。当然社会教育課の方でも承知のことと思いますけども、ひとつこの辺も参考にしながら、ぜひ日野市独自の体系整備をお願いをしたいと思います。きょうはこうしてほしい、ああしてほしいという質問もありますけども、要はこれから日野市の生涯教育をどう整備をしていくのかということがポイントですから、今、2点ばかり再質問いたしましたけども、その辺の御回答をいただきたいということと、若干教育長に御質問したいんですが、この新しい教育のうねりの中で、かなり社会教育の重要性がうたっています。ほと

んどの方がこれは読んでいると思うんですけども、これからの生涯教育ということが大変重要であるということが言われておりますし、ただ助役不在が長く続いたんで、基本的対応の機構整備がおくれているという、こういうこともあります。まあどの辺がおくれているのかわかりませんけども、実際には助役が誕生して、昨年文化・スポーツ行政推進本部ができて、まあ坂本部長がその幹事長でございますけども、助役が中心となって、この辺の、いわゆる生涯教育をですね、一つの部としてというよりも、局としてまとめていくような答弁もいただいてますから、教育長が言われる、助役がいなかったからこういった機構整備がおくれたということ、何でそういうことが言われるのか、考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから行政改革のもとでもって、人員増の困難はわかると、しかし生涯学習教育を推進していくためには、どうしても専門職が必要だということ。これをなくして社会教育はないというようなことが言われてますので、私は内容的に教育委員会が主催しているものと、市民が要求したものと、どう比率的にあるんだ、こういうことをお聞きしたわけでございます。今の部長の答弁でもって、人材不足、特にリーダー不足が深刻であるということをお聞きしまして、ここら辺の考え方もあわせてお聞きをしたいというふうに思います。以上、大きく分けて２点についてお願いします。

○議長（小山良悟君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　奥住議員さんの方から、大変詳細にわたりまして生涯学習体系の今後のあり方について御質問がございました。確かにおっしゃるように、例えばリーダー不足というような問題、ジュニアリーダーの講習会を行っても、小学校を卒業していくとそこで途絶えてしまう。何とか子供会等とも連携を取りながら、中学校、高校とリーダーを養成していく形での継続的な方向性というものをつくれないか。確かに受験体制下で、なかなか中学、高校までこういう形での社会活動に参加していただくということは困難な現状はありますけれど、何かその中で克服できる道も探していかなくてはいけないんではないかと、こんなように考えております。特に人材バンクと申しますか、そういう形の、日野市内にも非常にすぐれた特技、あるいは特性、そういうものをお持ちになっている方々もいらっしゃる。そういうものがある程度社会教育の中で、人材登録されて、いわゆる人材バンク的な形で必要に応じて、それらの方々と連携を取りながら、必要な箇所には民間講師として派遣していっていただけるような、そういう制度もやはり必要なんではないだろうか。また施設面からいきますと、確かに現有の公共施設、これをどんなようにネットワーク的に結びつけて、有効な利用を図っていくか、こういうことがやっぱり決め手になっていくんではないか。その中で、先ほど申し上げましたように、例えば公民館関係の問題等につきましても、先ほど社会教育部長が話がございましたように、公民館関係の職員が４名というような存在である。せめて私自身としては、各中学校区当たり１名ぐらいは社会教育主事の資格を持ち、専門的にその地域の社会教育活動を掘り起こすような専門的な人材、そういうものが張りつきながら対応していっていただけたらというところから、大変行革の中で困難な実態があることは十分存じながら、あえて教育活動の面におけるところの人件費という問題、これは事業費と密接不可分な関係を持っているんだということを強調したかったわけでございます。

それから助役不在の状況が長く続いた中でというような表現、これ等につきましても教育委員会関係の事業、これは生活課の事業とか、あるいは福祉との関係とか、非常に密接な関係を持っている、今回初めて文化・スポーツ推進本部というものができて、いわゆる横断的な形でそういう状況の問題を取り上げていただけるような方向づけができたということ、このことはやっぱりこれから先の生涯学習を大きく展開していく上には、何としてでも必要なポイントではなかったのかとこのように感じて、そういうような形のまとめを書いたわけでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　リーダー不足の点についての再質問にお答えを申し上げます。

リーダー不足にどのように対処していくのかということでございますけれども、社会教育面では教えられる者と教える者、これがいわゆる相互教育ということで呼ばれておりますので、学校教育のように教師対生徒というようなはっきりした関係ではなくて、教えたり、教えられたり、そういう関係でございます。その関係を地でいっているのが、文化協会でございまして、毎年文化協会では１度講演会を催します。この講演会の講師にだれをするかということにつきましては、各連盟から推薦を受けたその道のお考えの深い人、そういう方を講師に仕立てて、講演をお願いをしている。そういうことから考えまして団体とか市民の皆さんから、あの人はこういう特技を持っている。そういう情報をいただいて、社会教育の方でその方の名簿をつくっていく。そういう具体的な方法しかないんじゃないかと思っております。

それからジュニアリーダーのリーダーでございますが、子供が受験をするから、もう子供会活動なんかやめて、しっかり勉強しなさいって、そういうお母さんの考え方に子供はこうなびいてしまう。したがって、これは私の願いですけれども、高校とか中学の

受験のときに、成績表の５、４、３でなくて、日野市教育委員会が発行いたしましたジュニアリーダーの終了証があれば、オール５と同じような成績の扱いにする学校があってもいいんじゃないか、そのようなことも考えております。

生涯教育の考え方の根底には、この学歴打破ということが大きな意味を占めております。受験体制、偏差値教育、そういうところから一歩踏み出した新しい教育の方向を探っていかなければならないと思います。

それから体系的な作業でございますけれども、教育体系の一本化につきましては、人生80年時代が来まして、そのうち小学校から大学まで行ったといたしましても、16年間、80年の人生の20％が学校教育でございます。残りの80％が生涯学習の面でございますから、この使い方によってこれからの人間は随分大きな差が出てくるかと思います。市民の皆さん一人ひとりが生涯学習に没頭できるような、そういう環境づくりを基調にした教育体系の一本化を目指してまいりたいと思ってます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

よくわかりました。ぜひ、大変難しい事業でございますけども、日野市の基本計画にのっとって、ひとつ御尽力をしていただきたいというふうに思います。社会教育分野の需要、年々高まってきておりますし、機は熟しているというもう状態でございます。先ほど申し上げましたように、日野市はまだまだ若い市でございますから、年齢的にも、せひ早くそういった体系整備をしていただいて、日野市独自の生涯教育を実践していっていただきたい。またいくべきであるというふうに思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって17の１、自己啓発のために生涯教育体系の整備をの質問を終わります。

一般質問18の１、地球にやさしいエコロジーの街づくりを求めての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

地球を取り巻く環境の問題は温暖化、酸性雨、熱帯雨林の破壊、砂漠化、廃棄物などの対策が大変急務となっているところであります。１国だけでは解決できぬ問題でもありますし、地球益、人類益の観点に立ったグローバルな取り組みが必要であると専門家の指摘も受けているところであります。

ようやく厚生省の生活環境審議会での答申がまとまりまして、この答申を受けまして、通産省が再資源化促進法案、環境庁も仮称リサイクル法案の提出をそれぞれ検討され、通常国会に改正案の提出をされるようであります。また環境問題の動きが高まりつつあるところであります。

既にごみ問題、またリサイクル社会の構築、転換等について取り上げてまいりましたが、今回は日野市の目指す都市像、緑と文化の市民都市におきまして、文化につきましては行政の文化化ということで２度ほど質問をさせていただいておりますので、今回緑について取り上げていきたいと思うんです。今までも緑については何度か触れてまいりましたが、今回特にその緑につきましても、地球環境の問題の高まる中でありますので、我々の住んでいく日野市のできる範疇内での地球環境汚染に対して、また子孫に美しい緑の地球を、また美しい日野市を残すために、未来への責任を果たすという思いを持って、一般質問をさせていただきます。

最近季節外れの台風の28号や、雷雨、また千葉県にありました竜巻等がありまして、大変気象報道で用いられております数十年ぶりの、また観測史上初めてといった形容詞的な部分については大変驚かなくなってきているぐらい、近年の気候の変化には大変異常さが多くなってきていることは、周知の事実であります。

化石燃料の燃焼など、産業活動に伴う排出物は、自然のリサイクルを大きく狂わせてしまっているところであります。酸性雨につきましては、西ドイツの黒い森のモミ、トウヒなどの針葉樹の大半が枯死したり、スウェーデンの4,000を超える湖沼が死の湖と化すなど、東欧諸国の森林破壊が数々報告されております。

また日本におきましても、環境庁の調査等で明らかになっていますように、各地で欧米並みのＰＨ４ないし５程度の酸性雨が降っていることが確認をされております。酸性雨が生態系に及ぼす影響は長期の酸性雨によりまして、湖沼などへ酸性化を進め、魚などの生物が生息できず、死の湖となってしまう。また森林の枯死を招き、アルミニウムなどの金属をも溶かしてしまう。またコンクリートの中性化を起こすなど、環境破壊、または人体までにも及んでいると言われているところであります。

まず質問の１点といたしましては、小・中学校等の公共施設におきます酸性雨つらの件でありますが、このような酸性雨つららが現在市内の小・中学校及び公共施設にできているのかどうか、もし御調査等の状況がありましたら、まずその辺について御報告をお願いいたします。

権威ある国連レベルの専門家グループによります気候変更に関する政府間パネルの部

会におきまして、21世紀末には地球の平均気温は約３度上昇する、また海面は65センチ上昇するというような予測が出ているところであります。予防策を取りませんと潜在的には破壊的な変化が起きる可能性があるともあわせて報告されております。気温３度上昇が、今後100年間だけで、地球が過去１万年かけて温まってきた以上の中で気温の変化が起こってくるわけであります。農業生産への影響ははかり知れません。また海面の上昇によりましては、極地的に水没する地域も出てくるなど、地球全体の様相が一変する可能性もあると言えます。

世界各国は温暖化への主因とされております二酸化炭素の規制など、本格的な対応も迫られておりまして、日本政府におきましても地球温暖化防止行動計画を決定しつつあります。国民１人当たりの排出量を2000年以降、概ね90年レベルまで安定化させる。また排出総量も今後の技術開発などで90年レベルまで安定化させるように努めるという２段階の考え方であります。また二酸化炭素吸収源対策といたしましては、国内の森林、都市の緑の保全、整備等、地球規模の森林の保全、造成への積極的な取り組みということであります。またその環境庁の大都市圏におきます環境資源の保全創造に関する懇談会におきまして、熱汚染という視点からの報告によりますと、大都市では自然の生態系が本来持つ自立性、安定性、循環性が失われていると指摘されております。都市化とは、緑地がビルや住宅に変わりまして、道路もアスファルト舗装となり、水を通さない不透水型となっているところであります。この結果によりまして、蒸発による気候の和らげる、水の持つ動きが低下するなど、また人口熱が大量に放出されることによりまして、ヒートアイランド現象が発生している。このような変化への対応した都市改造を今後構築する必要があろうかと思います。特にこの場合、緑の効果を見直す必要が大変重要になってきておるところであります。

そこで質問の２点目としましては、建設省の緑のマスタープランにおきまして、市街化地域の緑被率の目標を30％以上と設定し、21世紀初頭までに達成しようと呼びかけているところであります。緑の環境基準の緑視率、緑被率、自然度率の目標を定めて、緑の保護、保全、緑化を進めていくべきなことは当然であります。現在日野市ではこのような目標もありませんので、この緑視率、緑被率、また自然度率について明確な目標を定め、数々の事業がこの方向の中で総合的に関連しながら進めていける施策と考え方についてのお考えをお伺いいたします。

第３点目としましては、東京都は多摩動物公園の南に隣接します自然林を一大野鳥公園、バード・サンクチュアリ、鳥の聖域とする構想を新聞発表されているところであります。日野市の緑地の保全、利用で骨格的な緑地であります日野緑地、多摩動物園を中心とした近隣緑地域の保全、それから百草園の樹林、段丘の樹林等の保全の取得についてであります。なかなか取得につきましては難しいことも種々存じているんですけど、この取得する計画というか、取得はいつまで、どういうような方向で取得をしていくんだという見通しについてのお考えをお伺いいたします。

第４点目といたしましては、日野市におきます緑化促進は、骨格的緑地の取得、それから緑地信託の活用、また区画整理事業におきましての地区公園、児童公園におきます緑の増加が中心となっているところであります。今後の生け垣を初め、個人の緑化促進の視点という観点から、モデル事業としての区画整理事業内に、政策として保留地を区画、集合化を図り、緑化協定を結び、緑豊かな住環境のモデルをつくったらどうかと、このモデルによりまして、多くの土地をお持ちの方は、これを参考にし、生け垣を初め、緑の増加に努められるようなモデルというものの考え方について、お伺いいたします。

第５点目としまして、緑の増加を目指す誘導的な役割は、当然公共施設になってまいります。現在公共施設の生け垣の促進を行っているところでありますが、またその中心的な役割を果たしているのが、小・中学校であります。自然豊かな学習環境づくり、また学校の森という観点の中から、児童・生徒が自然と触れ合うことのできる緑豊かな学習環境をつくり、自然学習に適した学校緑化を図りながら、周辺地域への緑の核としての学校を位置づけていく。そして市内の企業へのさらなる協力の促進、またこの緑の核としての学校を中心とした周辺の緑化推進を図っていくということが、大変必要ではないかと考えている次第であります。その意味からも、学校の森という核づくりについてのお考えをお伺いいたします。

それから第６点目としましては、自然の生態系に見られます水の循環が失われているところであります。都市化によりまして、山林などはビルや住宅などに変わり、道路もアスファルト化していく。水を通さない不透性型に変化しているところであります。このために雨水は地下へ浸透せず、一気に河川に流れ込んでいく。このために先ほど申しましたヒートアイランド現象が加速されていると言われているところであります。

本来水の持ったさまざまな働きが都市化によって阻害されているところであります。浸透性舗装の促進、及び公共施設を初めとする企業、個人の建物の施設の雨水の浸透の促進などが、この水の循環システムの保全のために、さらに必要性が出てきております。それと同時に地下水の保全、保護を図りながら、本来水の持つさまざまな働きを取り戻していくことが、水の循環等の立場から考えますと大変必要になってまいります。この

辺についてのお考えをお伺いします。

第７点目としまして、緑と水と生態系のネットワークという観点であります。多摩丘陵などの骨格的緑地、多摩川、浅川、また公共施設の緑、企業、個人等の緑を結ぶネットワークでございます。野鳥を中心とした生態系のネットワークづくりができますと、大変緑と生態系が調和された街づくりに変わっていくかと思いますので、この緑と水と生態系のネットワークということについてお伺いいたします。

その８点目としましては、日野市の公園整備につきましては、児童公園のリフレッシュと区画整理事業によります公園の設置が中心となっておるところであります。1981年の国連提唱によります「国際障害者年」を契機としまして、障害者を対象とした都市施設整備が唱えられているところであります。公園の新設、並びに改造におきましては、健常者とともに体の不自由な、また視覚の不自由な人も、四季を通じて楽しめるような花や樹木の香り、また音の風景、風、雨、水の音や動物、また鳥、昆虫の鳴き声など、自然の音を五感――視覚、聴覚、臭覚、味覚、触覚のすべてをトータル的に総合して、体全体で自然をまた緑を動物と昆虫も体験をできるような公園づくりということが、今後大きな課題になろうかと思いますので、この辺の考えについてお伺いいたします。

質問９点目としましては、南平駅東側に位置します南平第１自転車の駐輪場でございます。これはたしか昭和58年当時、放置自転車対策場に設置された駐輪場でございます。通学、通勤の動線ルートより外れていたために、使用状況が極めて低い地域であります。また他の目的に活用したらとの地域住民の声もあるわけであります。特にこの南平駅周辺は公園や緑地もなく、住環境が悪化の一途をたどっているため、緑もあります児童公園的な活用として再生し、地域に活用できないかという観点であります。

第10点目の質問としましては、平山六丁目の平山城址公園に隣接します雑木林、約3.1ヘクタールが京王帝都電鉄より、日野市へ寄付されたわけであります。また今定例議会におきまして上程されております、議案第95号の仮称平山緑地用地として、開発公社より7,774.56平米の用地の取得予定であります。またこのような部分も含めまして、この山林、また自然公園を設置していくお考えがあるようであります。今後のこの施策の具体化計画の中で、この土地に隣接します市道Ｋの69の１号線、幅員1.82メーターの一部と、市道Ｋの69の３号線、幅員同じく1.82メーターで、ここに位置します道路は、幅員が狭隘のため、通常の生活の中に大変不便も感じておりますし、またこの将来的な山林の管理という面からも、この狭隘の道路を拡幅し、また安全対策も取れることが必要となってくるのではないかと思われます。現在も約３メーター前後の高低差があるため

に、この安全対策をしながら、場合によれば、壁面緑化という観点から、擁壁ができた場合は、この擁壁を露出するのではなく、壁面緑化をしながら、この山林とこの高低差がある壁面とが調和しながら地域の中で、また安全として、道路としても利用できるような施策を講じていただくよう、お考えをお伺いすることでございます。以上、10点につきましての答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　学校教育部にかかわりのある点についての御回答を申し上げます。

まず一番最初の小・中学校で酸性雨等によるつららが出ているかという件でございます。建築基準法の12条に基づきまして、特殊建築物等の定期検査ということを３年に１回実施しております。この中で危険のある箇所の指摘等を行っていただいております。現在この中で酸性雨によるつららということについての報告は、出てきておりません。新聞で私も酸性雨が都庁もというようなことで、以前に出ていたのを見ましたが、こういう具体的な報告では出てきておりません。

それから緑のマスタープランのお話の２番目の件でございますが、学校ではどのようにということで、これは学校を建設する際に既に学校の全体に緑を配置するということで、これは計画をされまして、市の緑をふやしていくという市の方針に合致する学校が、各学校につくられております。さらに植樹をして、緑化に努めているところでございます。

それから４番の分については、直接学校のかかわりはないと思いますが、学校の方でも公園緑政課の方に協力をしながら、学校の生け垣、フェンスのかわりに緑化をというようなことも改良に考えているところでございます。

それから小・中学校ですね、地域での核となる、緑の学校というようなことで、学校の森というようなことでお話がございました。日野は大変恵まれておりまして、この多摩丘陵の方にある学校につきましては特にこれは学校の敷地の中に、一部山林をも含めて持っているというような状況で、また旭が丘にしてもしかり、東光寺の方の小学校にしてもしかり、大変学校の周辺が緑に囲まれているという状況になってます。これをさらに活用しながら、生かしながら守っていきたいというふうに思っております。

それから全体的な問題といたしまして、小・中学校でのかかわりでございますが、理科の教科の中で、実は日野で扱っている「新しい科学」という理科の本の中で、生徒全体にこの緑に関心、自然環境に関心を持たせるというような教育が行われております。

中学の３年生の本でございますけれども、自然環境の汚染と破壊という中で、この緑を大切にするということを教えております。ちょっと読ませていただきますと「きれいな水や空気はかつては自然そのものが自由に供給してくれるものであり、適度な水分や養分を含んだ土とともに、地球上の豊かな命を支えるものであった。しかし急速な工業化や都市化に伴って、このような生きるために最低限必要な自然の環境さえも広い範囲にわたって汚染され、破壊されている。」そしてこの中で、写真、絵の中で、太陽からの光合成に基づきまして酸素がつくられ、そして呼吸をされて、二酸化炭素になっていると。そして一方この石油や石炭を燃すことによって、この現象によって二酸化炭素とか窒素酸化物、こういうようなものが――またススなどが出てるというようなことを教えて、それから大気や水の汚染のことについてもまた書かれております。そして石油や石炭の燃焼によって生じる二酸化硫黄や、窒素酸化物が雨水に溶け、酸性の強い雨となって降り、ところによっては森林が破壊され始めたり、生物の住めない死の湖が出現している現象が見られる。先ほど議員さんがおっしゃったような具体的な名前ではないけど、そういうことを示した本でですね、関心を持っていただいて、生徒全員にこういう気持ちを植えさせていくというような教育がなされてます。以上です。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の10点のうち、７点についてお答えを申し上げます。

まず御質問の２点目でございます。緑被率についての考え方でございます。お答えを申し上げます。日野市は緑に関する行政の先進都市として、緑化推進基本計画に基づきまして多くの施策を実施してきているわけでございます。その中の一つとして、昭和52年に緑の環境である植生調査をいたしております。それから13年、都市化が急ピッチで進行してきており、植生的な変化の状況を明らかにするために、今後の緑の環境をよりよい姿で保全し続けるために、平成元年度に日野の植生を再調査いたしました。さらに今後の――変化をしてきているので緑の実態調査を実施しまして、緑の基本計画の策定をする中で、これらの問題について、緑化推進委員会というものが設置されておりまして、この中の御意見を伺いながら、緑被率を定めて、緑の質を、それらの関連について今後行政を進めていきたいという考えを持っております。

それから３点目の緑地保全と取得計画の見通しという御質問でございます。この点についてお答え申し上げます。緑地の保全と取得計画については、日野市の基本計画の中で実施計画を策定して、事業化を今現在しているところでございます。保全については、緑地の買収と緑地信託等の条例に基づく方法で進めてきております。取得についての状

況を申し上げますと、昭和52年度から、平成元年度までで９年間で、都市緑地の買収状況は、面積にいたしますと約9.5ヘクタールでございます。これを買収費にいたしますと、約50億7,000万円の買収をしてきているという実績がございます。

今後の問題でございますけども、平成２年度から平成５年度までの計画では、買収費約14億7,400万円を投入をいたしまして、日野緑地及び緑地信託等についての買収等の申し入れが出てくれば、これに対して対応していきたいという考えを持っております。

それから６番目の親水空間の浄化と保全というふうに御質問をまとめさせていただきましたけども、これについてお答えを申し上げます。今水路・清流課の中で、東京都の市町村活性事業として、平成元年度から２カ年計画で、ふるさとの水辺活用事業を実施をしているところでございます。この事業の内容でございますけども、日野市の基本計画にもとづく清流、それから親水事業の施設を進める上の判断の基礎資料をつくろうということになっているわけでございます。水資源に関する調査とか、また住民からの情報の提供により、その地域環境づくりを推進をするということがこの大きな事業の目的でございます。これを具体的に申し上げますと、市内の水環境についての基礎的なデータを集めるために、観測の井戸、それから湧水量の調査等を定期的に実施をいたしまして、地下水の循環等の解明をいたしまして、地下水の耐久的な保全と、それから有効的な利用の展開をしていくというものでございます。雨水の循環については、都市施設はもとより、各家庭の雨水ますの透水化、まあ穴をあけて、浸透させるという意味でございますけど、こういうものについては積極的に取り組んでいくという、今計画でおります。

それから緑の方でございますけども、この緑の、水の循環については、大雨が降って、緑の中の下の土壌が雨水を吸収して、河川に流れるということがパターンになっているわけでございますけど、こういうものの中で水量を調整いたしまして、それから地下水に浸透させる能力を持っておる中で、緑の面については今後こういう役目の中で確保もしていく必要があるだろうというように考えております。この水循環に対しては、今現在非常に問題になっており、我々もこの大切さを認識しているところでございます。今後この関係についても、積極的に進めていきたいという考えを持っております。

それから７番目の緑のネットワークについてということでございます。お答えを申し上げます。緑のネットワークについては、市では昭和57年度にこの緑のネットワークを作成したわけでございます。この日野市の緑のマスタープランの中で、この詳細については報告がされておりますけども、現時点では若干見直す部分もありますもので、今後

このネットワークについては検討していきたいというように考えております。

それから８番の公園についてでございますけれど、この件についてお答えを申し上げます。日野市の基本計画の中で、既設の児童公園を今現在、児童公園を街角公園という形の中で整備をしております。これは毎年１カ所ずつ実施をしております。この整備に対しては地元利用者の意見を取り入れ、また利用面での改良にとどまらず、周辺の景観上の配慮とか、それから環境にマッチした個性あるものにするということで、今改良をしているところでございます。それから一般的に公園の設計については、日野市の福祉の町づくりの整備基準に基づきまして、設計も取り入れております。

御指摘の点でございますけども、確かに私たちも先ほどのお話の中で、今後公園の整備の中には取り入れていく必要が一番大きいんではなかろうかなあというように、思っておるわけでございますけど、この一方に対して、こういう利用する方々の人たちのまた意見も取り入れまして、御指摘の問題については今後研究課題として進めていきたいというように思っております。

それから９点目の南平駅の北第１駐車場の活用についてという御質問でございます。ここの駐輪場については河川敷の一部、面積にいたしますと約526平米を建設省より占用を受けまして、昭和57年の３月に設置をしたわけでございます。収容能力を申し上げますと自転車、バイク等を含めまして332台でございまして、それからこの駐輪場から南平の駅までの距離でございますけども、228メーターという地点に、この駐輪場があるわけでございます。この当駅の南平の駅についての自転車利用についての、この利便性を図るために、この駐輪場はほかの駐輪場と比較しますと、かなり劣っているということでございます。利用率を申し上げますと、１％を切っているというような状態でございます。幸いにもこの南平駅については南側についても、北側の一部についても、土地所有者の理解と協力を得まして、駅周辺には駐輪場の確保ができていることでございまして、こういう面を考慮いたしまして、御質問のような件については、ほかの目的、駐輪場じゃなくて、ほかの目的として有効に利用を図れるように、今後各種の制約条件とか、そういうものを調査いたしまして、公共の目的の活用ができるように、前向きに検討をしていきたいというように考えております。

それから10点目の、平山六丁目の緑地の今後の計画ということでございます。道路の拡幅も含まれております。これについてお答えを申し上げます。この場所については、既に京王電鉄株式会社より寄付を受けたところでござい、またその他に緑地を含めて、周辺の山林についても土地所有者の同意を得て、今後は都市緑地として都市計画決定を

取り、またその後に事業認可を受けてここの面整備をするという考え方でおります。

御指摘の中にも出てきておりますけども、この際の構造的な問題でございますけども、法面についてはできるだけ緑化をするということを基本的に考えております。それから擁壁等についての構造についても、今現在行ってます、つたのようなもので壁面緑化をしたいという考えも持っております。

それから拡幅道路についての件でございますけども、この公園と一体となっての中で、こういう拡幅問題を整備していきたいという考えでおります。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　４点目の緑化協定に関する件につきまして、お答えをいたします。

まず緑化協定でございますけれども、これは緑化の推進の一つの手段といたしまして、都市緑地保全法というのがございます。この中に緑化協定が結べるように法的な裏づけがあるということでございます。これは大体１街区を最小の規模といたしまして、権利者100％の同意を持ちまして、協定を結び、まあ日野市で言えば市長に届け出をする、まあ市長がその公告をする。それで法的な裏づけができましても拘束力も発生をする、そういうものでございます。

一方、これに準じたものといたしまして、日野市では地区計画というものを進めております。特には区画整理をしたところにおきまして、地区計画を導入いたしまして、建物の用途制限とか、あるいは建築物の敷地面積の最低限度の面積、それから壁面の位置の制限、これは境界から何メートル、何十センチにセットバックをするという、そういう制限。それから垣、これはくねでございますけれども、もしくは柵の構造物の制限、これはブロック塀とか、万年塀を極力避けまして、生け垣を奨励すると、そういうものでございます。したがって緑化協定は緑だけの問題でございますけれども、総合的に地区計画で町づくりを指導をしているということでございます。

まあ議員さんからの御提案は区画整理の中の保留地を集合いたしまして、緑化協定を結び、モデル化したらどうかということでございます。まあ保留地を１街区まとめるというのは、なかなか難しいわけでございます。発想といたしましては非常に評価できると思いますけれども、今後検討の課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それぞれ答弁ありがとうございました。じゃあ順次再質問をさ

せていただきます。

まず第１点目の酸性つらら等の件でございますが、先ほど答弁した方からも話がありましたように、東京都の第１庁舎と議会棟を結ぶ連絡路に、十数本の酸性つららがあるということを新聞報道でもされているところであります。新聞は酸性つららは、皆さんも既に御承知のように、アルカリのコンクリートが酸性雨によりまして、中性化いたしまして、成分の石灰質が溶け出して生じるものであります。ほとんど鐘乳洞のつららと同じメカニズムになっているところでありますが、鐘乳洞は３センチ伸びるのに約200年かかる。酸性雨は約10年で15センチも伸びてしまうということであります。特にこの酸性雨によりまして、建築物の耐用年数が非常に短くなってしまうということが考えられます。特にその外壁の剝離とか、そのパラペット部分の落下等の心配性も今後出ていく可能性はありますので、今後特に公共施設の中でも古い建物、また学校施設も古い校舎等につきましては、十分こういう観点も含んで、３年間の１回の法的に従った建物調査の中におきましても十分認識をしながら、これを確認をし、またこのことによりまして、北九州等でもいろんな事故が起きておりますので、それが酸性雨だけではなく、まあいろんな公害的な部分も含んだ中での問題等のような報道もされておりますので、十分これを含んだ中で調査をし、こういう事故等が起きないように考慮していただきたいということをひとつ要望しておきます。

２点目の問題ですけど、非常にこれは森田市政におきましては、確かに非常に緑についての積極的な対応については非常に評価もできるなあという気がします。ただその中で、それだけ緑に対していろんな角度から、いろんな施策も持ちながらやっている割りには、総合として、トータルとしてどれだけ緑を日野市としては緑化していくんだ、また緑をどうやって保全していくんだという全体観が非常に今までなかったのが残念だなあという気がするんですね。ですからこれから、この緑被率について、日野市の場合はどれだけ緑被率を設ければいいんだ。その中で特に純粋なる緑をどのぐらいにしていくんだ、そしてまたそれと同時に緑視率というんですね。人間の目から見た、人間の目の視野に入る緑の量によって、実際の緑よりも、非常に緑豊かに感ずるという観点の緑視率なんですね。ですからこういう観点も少し研究していただきたいなあということであります。それと同時にこの緑につきましては、非常に今、日本が排出する炭酸ガスの総量が約9.3億トンあると言われております。そして日本の緑なので、この炭酸ガスが吸収されていくの、約６億トンだ。全体の３分の２は日本の国内で対応できてますけど、残りの３分の１は、もう日本では、日本の緑では対応できてないんだと、これはもう諸

外国の緑に依存している状況であるということであります。

で、やっぱりでき得るかぎり我々が住んでいる市内の中から発生する炭酸ガス等の、またいろんな汚染物質についても、この市内の中で極力緑によって汚染源を食いとめていけるような、そういうような方向の緑の保全ということもあわせて考えていただきたいということであります。

現在、100ヘクタールの森林で、約１万人の人間が必要な酸素をつくり出すと言われているわけです。これからこう算出しますと、10メートルのケヤキ１本で、人間１人分の生命維持する必要な酸素が供給されると言われております。

生け垣50メートルで、人間１人分なんだと、また灌木１株はスズメ１羽分の生命を長らえていくだけの酸素供給源というようなことも言われておるところでありますので、そうするとどうしても今までの緑地保全という観点は、我々人間が住んでいくためには緑が潤いとか、そういう観点の緑の保全、保護という観点は余りにも強かったわけですけど、もう少し視点を変えてやはり我々人間が生活を営むために、酸素を吸収し、炭酸ガス出したり、そういうふうな部分も含んで、またいろんな自動車の廃棄等々ありますので、それも極力、我が市の中である程度吸収し、それをまた汚染物質も食いとめるという発想を持った緑の増加、またそういう観点も今後あわせて考えていく必要があるんじゃないかという観点から、この緑視率だけではなくて、緑視率も当然両面から今後の調査、研究の中でも、また将来的な基本計画の中でも、十分対応していただきたいということであります。これについてのお考えを――なかなか担当が厳しければ市長の方からでも結構だと思います。

それと３点目の骨格的に緑地の取得なんですけど、確かに今ほどの答弁の中では、平成元年度までには総額で50億円という緑に関する山林等を買収した、今後平成２年から５年までは約14億を予定しているんだという答弁がありましたけど、なかなか今の土地高騰の中で、またなかなか緑地を取得しようということが非常に実際は難しくなってきているんですね。今、日野市は他市に先駆けて信託条例というものを制定して、今現在10人の方がそれの対象になって行っていると。今後対象にできる件数としては約100件前後あるんじゃないかと。で、常時担当課では地主さんにお願いをしているところでありますけど、まだ１年ということもありますし、認識の面とかいろんな部分がありまして、今後さらに努力していくんだというようなお考えがあっているところでございますが、まだ取得ということがまだ具体的な事例としてはないんではないかと思います。今後、取得という部分の中におきましては、ひとつのこれから大きな課題になってくるの

かなあと思うんですね。ですからこれを今度どういうような施策を設けながら、これの——せっかく条例化をし、その協力していただくものを日野市が購入できやすいような条件整備ということも今後の中で考えていきながら、じゃ、大枠として、じゃあいつまで日野市としてはこれだけの緑地をまた購入していくんだという大枠の目標をもう少し具体的に明確にする必要があろうかと思うんですね。やはり明確な目標なきところには、やはり施策は二の次になってしまいますし、交渉そのものも限界が出てきますので、もう少し具体的な目標年次を、例えば20年でこれだけやるんだとか、10年単位で考えるとか、5年単位で考えるとか、一つの方向を見出しながら、特にこの平成4年以降に考えていきます基本計画の中には、明確な位置づけをしていただきたい。それと同時に具体的な取得しやすいような方策も検討していただきたいと思うんです。特に今後市内におきます区画整理事業が積極的に今、日野市は取り入れて今やっておりますので、何かこの区画整理事業の保留地も何か上手に活用し、今後区画整理事業を行うところはなかなか難しい部分もありますけど、積極的に先行取得を行いまして、この緑地保全のためにその一部を、保留地を何か活用しながら、うまく緑地を持っている方にも理解を示しながらできるような方策があれば、その辺もあわせて今後検討していただきたいと思うわけです。その辺の考えもお伺いしたいところであります。

それから4点目の緑化協定の件でございますが、緑化協定というのも、100%の地主の了解という非常に厳しい限定がありますので、なかなか現実には進みにくいという大きなネックがあるわけです。今区画整理事業におきましては、地区計画の中で、十分に皆さんに理解をしていただきながら、その地区計画を制定しまして、その中で生け垣ということの促進を今図っております。ただこの生け垣につきましては、たしか1メーターまではブロック塀等を設置してもよいというような、非常にこう生け垣という観点がもう少し全面的に生け垣になった方が、随分緑視率の面からも違うなあという気がするんですね。ですから何かこのもっとモデル的に、そういう一つの生け垣が、その一つに実施街区ができますと、非常に緑に対する緑視率から見ますと、緑が多いなあ、確かに少ない緑であっても、非常に緑が感覚的に受ける影響は大変大きいものがありますので、何か他の方法でも結構ですから、モデル的な部分も何かできましたら、それを通して市民の多くの方に理解と協力が得られるような方向を見出していただければ、なかなかこういう緑化ということも総論では賛成だと、でも各論になりますと、ある程度の限定された敷地の中に生け垣をするということは非常に大変な部分もわかりますので、それを超えてブロック塀よりもはるかに生け垣をした方がやっぱりいいんだという、そういう

感覚もわかっていただける部分が出てこようかと思いますので、何かそのような方向も見出しながら、流れをつくっていただきたいなあということであります。

それから学校の森という5点目なんですけど、確かに都内等から見ますと、日野市はまだまだ緑的には恵まれております。しかしながら今までの日野市の緑のマスタープランとか、また日野市の区画整理事業のいろんな基本的な考え方等を見ましても、どうも公園とか、こういう骨格的な部分についての緑ということについては、ある程度考え、積極的に導入していこうという考えは持っているんですけど、じゃあ我々が住んでいるこの町の中に、緑をどう点在をしながら、そしてまたそれをどうネットワーク化していく、その辺がどうももう少しトータル的に深めていく必要があるのかなあという気がするんです。

その地域の中に緑というものを深めていくためには、どうしてもその核となる公共施設が積極的に緑化を推進しませんと、なかなか協力等にしましても、なかなか難しさが出てきます。この学校の緑化ということは、先ほど答弁にありましたように、生け垣等順次進めているところでございますが、どうも生け垣だけでは森という雰囲気になりませんし、それに効果は、従来以上のブロック塀等よりも効果は出てきますけど、やはりこの学校の敷地の状況等にあわせて、またそこに多少余裕があるなり、また緑化することも可能な学校につきましては、もっと踏み込んで、地域の森なり、またちょっとしたそこに樹木が密集というか、ある程度量的にもあって、そこで子供たちが触れ合うことによって、そういう自然というものとの感覚が養ってくるんではないかと、特に小さい児童のときから自然に親しみ、触れ合うことが、自然に対する理解、また先ほど学校の教科書を通じて公害問題等についての答弁いただきましたから、やはり小さいときからそういう感覚を養うためには、身近な学校という一つの場におきまして、緑がある、自然がある、そして触れ合う、そしてその四季の織りなす状況を自然の中に当たり前として、当然としてその幼い児童の脳裏に焼き込むことが、今後将来的な環境問題には大きなウエートが行くことは間違いないことでありますので、そういう意味ではこの学校を含んだ公共施設の緑化促進については、全力的に取り組んでいただきたいということでありますので、またこれを通して企業、個人の緑化も進めていただきたいと思うんです。それで企業につきましても随分協力をしていただきまして、緑化を推進している企業もあります。

で、今後の方向の中ではこの、特に企業におきましても、個人におきましても、その敷地をある程度緑化をしていくことによりまして、その緑化した敷地を一般市民に365

日開放しなくても、ある程度特定の日にちを設けて開放していただいて地域の中で、そこでいろんな催し物を行ったり、また地域の緑がない中で、緑を活用することがある程度深まっていくようなことがありましたら、その敷地におきましてボーナス的に、場合によれば一部都市計画税の税率を引き下げるとか、何かそういう部分も含めながら、企業の緑地を保全ということも、積極的に対応していただければいいのかなあという気がするんですね。それと同時に最近言われていることは、企業のモラルというか、非常に今、特に欧米の中では厳しく今指摘もされつつあるところがあるんですね。地球環境に対して、その企業が積極的に対応している企業なのか、それとも環境を破壊する動きをしているのかということも、それによってその企業の商品を買わない運動とか、その辺が非常に最近欧米では高まっていくと。この欧米では、特にアメリカにおきましては、グリーン・コンシュマーという、そういうのがふえてきているんだと。そしてその大きな側面に、二つは――先ほども触れましたように環境によい商品を買う運動と、企業によって、環境によりまして、企業活動を求めていく運動と、その大きく二つの方向性の中で、この運動が高まっているということです。

我々この日本におきましても、徐々にでありますが、このような流れが出てきますし、またいろんな本も最近は出されているところであります。こういう観点から来ますと、企業におきましても、その生け垣の緑化を推進することによって、非常に企業イメージが変わってくる。ということは、企業イメージが変わるということは、その会社の存続方向にも非常に悪い影響どころか、非常にいい影響も受けているということが、今後ますますその重要度が出てまいりますので、日野市の行政におきましても、企業への全面的な協力を、さらに押し進めていくということが非常に肝要かと思いますので、その辺をさらなる促進についてお願いすると同時に、お考えをお伺いいたします。そういう流れの中で、個人の生け垣づくり、もしくは敷地の中の樹木を植えていく動きを深めていただきたいなあと。

それと同時に非常にエコロジーという立場から考えますと、ただ緑をふやすんではなく、その緑の中にいかに鳥が生息し、また昆虫が、そしていろんな虫が共存共栄できるような方法が大事になってまいりますので、できることならいろいろな公園にしても、樹木をふやす中にも秋に実がつくような柿であったり、またミズキであったり、いろんな鳥とかそういうものがそういう樹木を食べることによって、そこに集まっていく。そのような方向の樹木の植え方というか、その辺の方向も今後は深めていただければ、いいのかなあという思いがありますので、その辺についてもお願いしたいと思います。

それから水の循環につきましても、先ほど答弁いただきまして、今後やっぱり取り組んでいくということであります。ただ、今日野市の住みよい町づくりの指導要綱の中にも、細則の中に雨水ますは浸透式構造とするということが、細則の13条の中にうたわれてますけど、やはり細則の中でうたわれているだけではわかりにくいことがありますので、今後やっぱりもう少し明確に浸透ます方式を位置づけしながら、強化をしていただきたいなあと思います。やはりその水の循環という中で、下に地下水の汚染も含んだ中で、いかに循環システムを活用しながら、水を上手に利用していくか。例えば我々が飲んでいる水道は、今現在日野市内へ十数本の地下水をくみ上げて、我々は水を飲んでいるんですけど、東京都の利根川とか、そういうまずい水よりもできればそういう循環システムによって、自然の恩恵の中でおいしい水を、我々市民が活用して、普段飲んでいる水が本当においしくて、安全にいけるようなためにも、何か今後この地下水を含んだ水の循環についての新しい環境の中で、保全、保護、活用という観点から今条例化するなりして、この水を活用するものを考えていただければ、非常に我々市民にとっても、非常にプラスになってまいりますので、今後の政策の中では何かこういうものを含んだ中で、条例化なり、もっと明確にした法成文を検討されたらどうかということもありますんで、これについての考えをお伺いいたします。

第7点目としましても、ネットワークということですけど、今までの緑のマスタープランのネットワークにしても、非常にネットワークという位置づけが少し弱いんですね。弱いという言い方はあれなんですけど、やはり野鳥の生態系という観点から見ますと、非常にネットワークが大事になってくると言われているわけです。特に野鳥につきましては余り緑が点在してますと、緑から緑に移っていくということが非常に難しいということですから。ただ東京都が先ほど話しました一大野鳥公園というのをもし建設もできますと、そういう流れの中で、日野市の骨格的な緑と、それからまたいろんな学校等、公共施設、また企業の緑、家庭の緑とか、それが上手に連携しながら、ネットワークしながら、そういう鳥が飛んできて、そしてそんないろんなちょっとした緑の中でも鳥がいるという、そういうような共存共栄できるという中では、非常にネットワークというのが重要な位置になってまいります。ですからそのネットワークといっても、実際は、例えば道路の緑化ということがメインになってまいりますけど、現在は――東京都におきます道路における街路樹の地図を見ますと、残念ながら日野市はその街路樹の少なさは、すごい少ないんですね。ほかの行政から見ますと非常に街路樹が少ない。ということは、逆に言えば道路整備が進んでいないということになるわけです。ですから積極的

な区画整理を推進している中で、極力街路樹をふやしていただきたい。ただ街路樹をふやすにしても、やはりそのためには歩道を幅員2.5メーターだとか、ある程度幅員しなきゃいけませんと、その区画整理の中で、道路の占用する面積が大変多くなる。そうなるとやはり総論としては理解できても、各論ではなかなか難しいという現実になりますので、これはやっぱり緑を推進する森田市政につきましては、これはもう政策的に大幅に区画整理事業をする場合は先行取得をして、これだけは少なくとも街路樹をつくっていくんだと、それをもっと明確に打ち出しまして、それについてはある程度予算もかかってもやむを得ないですから先行取得をして、減歩率に余り響かない程度の中で、また区画整理の中で、多くの市民の権利者の皆さんにも理解できるような先行取得しながら、思い切ったネットワーク化ということも促進していかないと、せっかく緑をある程度取得して、点在しただけでは、効果が半減いたしますので、その辺もあわせて考えていただきたいということです。これはやっぱり市長に答弁をしていただくということになろうかと思います。

それから８点目、公園につきましては、特に五感で、全身で感じられるような、またいろんな体の不自由な方、また特に目の御不自由な方は、どうしても公園とは縁遠いのが現実ですから、そういう人はにおいとか、音、それも自然の中でやっぱりそういう体で感じあっていくような、そういうような公園づくりというのが、ただ地区公園の中の一角をそういう部分にしてみたり、また将来的には思い切って一つの公園を全面的にそういうような公園にしていくような施策も今後必要になってまいりますので、これは積極的な対応をしていただきたい。そうしますと先ほど、緑のネットワークの鳥という部分については非常に連鎖反応で一体化してまいりますので、その辺も考えていただきたいと思います。

９点目の南平の駐輪場の件につきましても、これは本当に今狭隘道路についても、区画整理事業によって、道路の整備される部分と、今後区画整理がない場合の狭隘度の問題、これと同じようにある程度区画整理が進行することによって、公園ができてくる。ところが区画整理等がない地域においては公園すらなく、将来的に公園もできないというのが現実であります。ですからこういうような再活用の面については、やっぱり何が何でもそういう公園なり、地域に対しての格差是正の観点からも、児童公園的な部分の積極的な対応についてはお願いしたいところであります。

10点目につきましては、やっぱり壁面緑化ということを十分対応していただきたいと思います。特に京王帝都から譲り受けた場所につきましては、非常に13メーター前後の

高低差がありますので、本当に安全対策と同時に、この部分が壁面緑化しますと非常にいい方向になってまいりますので、ぜひ積極的に対応していただきたいと思います。ちょっとこれ前後しますけど、今後生け垣ということが難しい地域、例えば敷地の面積が余り広くないために、生け垣をつくるのが難しいというとこには、この生け垣のブロック塀についての――ブロック塀を例えばつる草的な部分で壁面緑化していくんだと、そうしますとそれほど大きな面積も必要としませんから非常に現実的に可能になってまいりますので、この辺も区画整理事業の中と、また現状の中でもこういう比較的やりやすい方法がありますので、例えばそういう苗木を提供するなり、市民の皆さんにですね、そういう流れをつくっていただければ、緑視率の面で随分感覚が変わってまいりますので、その辺をお願いしたいと思うんです。

あと23分しかありませんので、答弁の方をひとつよろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　それでは私の方の関係が何点かございますんで、再質問についてお答えをいたします。

まず２点目の緑被率でございますけども、これについては先ほど答弁をしたとおり、緑被率を定めまして、緑の質と量の関連について今後進めていきたいということでおります。御指摘の点にはよく踏まえまして、再度この中で検討をしていきたいということでございます。

それから３点目の取得計画のことでございますけど、これは基本的にはお答えしたとおり、実施計画を策定いたしまして、その事業化の中でこういうものを定めてきてやっているわけでございますけど、なお御指摘の点もこの事業化の中で検討をさせていただきたいということでございます。

それから４番目の企業についての緑化の促進でございますけども、これも従来担当課の方ではそういう企業にお願いをしております。既に御協力をしていただいた会社もございますけど、なお今後もこの点については企業の方にお願いをしていきたいという考えでおります。

それから５点目になりますけども、雨水ますの点でございますけども、御指摘のとおりこの点については指導をこれから強化をしていきたいというふうに考えております。

それから６点目になりますけど、地下水の循環等の問題でございますけども、御質問者がお話をしているとおりでございますんで、これについても今後前向きに検討していきたいというように思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、地球環境規模から説き始められて、大変雄大なマクロの視点、あるいは我々の地域社会のミクロの視点から、いわゆる生態学的な街をつくれということで、御提言をいただきました。それぞれごもっともだと思っておりますので、御指摘に、御提言に沿ってできるだけ努力をいたしたいと考えております。

幸いに市内にまだ73ヘクタールという相当な面積の樹林地が残っておりますので、いろいろな手立てによりまして、なるべくこれらを存続をさせ、まあ公有化することによって、将来の緑の確保に努めていきたいということを願っております。具体的に最近手に入る緑地も幾つか、かなりまとまったものもございますし、それから街並みの緑化とか、企業の内部的な緑化とか、そういうことにつきましても緑視率という見地から、一定の基準を設けてお願いをしてまいりたいと、このように考えております。

今日都市化という、いわゆる経済機能面の問題と、それから自然に対する保全、保護という相対立する可能性のある課題をどのように両立させるかということが、都市づくりの大切な手法になってきたということはもうその認識につきましては、ほとんどどなたも異論のないところだと思っておりますので、御指摘のことを具体的にまた消化いたしまして、極力努めてまいりたいというふうにお答えをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。

まあ少しこう具体的にとなると、一つは西平山五丁目の段丘については、非常に緑も多いところでありますし、段丘については非常に緑視率的にも大きな効果がありますので、網を被っていませんから、虫食い的に宅地化していくということがありますので、何かそういう部分がもっと積極的に対応していただければいいなあという気がするんです。特にそこは平山台の区画整理の中で当時市長も市議になっていたようなことでございますが、その当時の区画整理の中で、今であればそういう場所は換地化され、公共化されたんでしょうけど、あの当時はまず宅地化し、また企業が誘致しやすいような方向の中の大きな区画整理事業というのがメインであったのでしょうから、当然時代的な背景が違いますから、今のような形になってしまったんですけど、そういうような背景がありますので、この辺は何らかのミニ開発等がされ、緑地が、要するに雑木林がなくならないように、これはもっと早い――ほかの網が被った部分よりも早く、何らかの対策をしていただかないと、２度と取り返しがつかないことになってまいりますので、特にそれについて市長の何か施策なり、方向があれば、また一言答弁いただければなあと思

うんです。

それと今後まず緑の調査をし、緑の基本計画をつくっていくと、そういう中で当然大事なことは今までの緑の保全、保護と同時に生態系ということも今後の調査の中では十分踏まえて、それをそういう二つの大きな幹の中で対応していただきたいということです。特に例の基本計画ができた後にできればそういう自然環境の保全、育成というようなものを含んだ何か条例化をし、そしてそれを条例化に基づいた中で整備していくという流れをつくっていただければありがたいと思っているところでありますので、あわせてお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘の西平山五丁目、旭が丘と接します段丘崖になっておる地形がありまして、民地でありますので、よく開発に関する照会も参るようであります。既に開発をされてしまった部分もありますけど、せめてその幅の半分、少なくも３分の１はつないでもらうということで指導し、かなりそれには協力をしていただいておるという現状があります。

公有化するのが一番いいわけでありますが、持ち主の御事情もいろいろありますので、積極的にお願いをして、公有化を原則としながら、また開発指導にも十分御協力をいただく、そういった御指導をさせていただきたい、とこう考えております。

まあ条例化ということにつきましても、なかなか民地を規制するということの限度もありますし、有効な条例化の必要も感じないわけではありませんが、当面一番法的にも一定の効果のある緑地信託条例というのをつくっておりますので、極力それに沿っていただくふうな進め方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。

ちょっとこう市長勘違いしていたのかなあという気がするんですけど、条例化というのは取得に対しての条例化というよりも、今後調査をして、一つの基本的な計画がされていると、その計画が成功しやすいような、またいろんな各部署に関連するような分は非常に多岐にわたってまいりますので、それを一つの制度化して、その形にして、個人の敷地云々を条例化というのは当然できることでありませんので、今までのいろんな要綱なり、いろんな文がそういう意味ではもっと集約的に一本化して、日野市の緑と文化の市民都市ということで、緑というのをメインテーマとして日野市は今進めておりますので、この都市像でありますから、そうしますとその辺がもう少し明確に一つの幹とな

りますから、その幹にふさわしいような法整備、またいろんな制度の整備をして、それを一つの形として、それが条例化がいいかそれはわかりませんけども、一つの方法としては、そういう方法もあるのかなあと思いますので、そういう意味で今回の緑の実態調査の中に、生態系の調査も含んでやっていただければ、そしてそれに基づいた基本計画を策定していく、その基本計画が今度は実施計画になって、それが策定しやすいようなもちろん整備体系をしますと、この名実とともに「緑と文化の市民都市」の緑の部分についてはやっぱり認識も深まり、一つの大きな日野市の先行的な方法が取れるのかなあという気がしますと、そういうことを含んで、一つの例としての条例化というお話をさせていただきましたんで、何かお考えがあれば、御答弁、なければこれで終わります。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、たしか52年の当時だと思いますが、緑化推進に関する条例という、基本法というべきものを持っておりますので、それをより具体化する手立てとしての施策、あるいは規則、それらをいろいろな御指導をいただきながら、確立をしていきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○13番（馬場繁夫君）　これで終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって18の１、地球にやさしいエコロジーの街づくりを求めての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前12時37分　休憩

午後１時53分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の１、日野市防災無線について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（天野輝男君）　通告に従いまして質問させていただきます。

８月26日防災訓練が潤徳小学校校庭において、日野市民参加の協力のもとに実施されました。

「災害は忘れたころにやってくる」と、いかに日ごろの心がけ、また訓練が大切であ

るかを知りました。大正の関東大震災による東京の被害は著しかった。そこの教訓を生かすことは、日本国民にとりましても大切なことであると考えます。地震予知に関する調査、研究によれば、関東周辺には大地震を起こすエネルギーが蓄積されております。一たび東京の地域に関東大震災級の地震が発生すれば、都市機能が麻痺され、社会生活が破壊し、大混乱に陥ることは必至であります。

東京都ではこれら状況を踏まえて、昭和46年10月東京都震災予防条例を制定しました。また昭和48年８月、東京都震災予防計画が策定され、昭和53年６月には大規模地震対策特別措置法が制定され、その対応措置として昭和55年12月、東京都地域防災計画（震災編）の編、警戒宣言に伴う対応措置を策定。防災対策を推進してきております。

ここで東京都防災行政無線対策についてしばらく説明させていただきます。あらゆる災害対策において最も重要なことは、情報の収集伝達であります。情報伝達をいかに迅速に、かつ的確に行うかは、災害の応急対策、復旧活動を実施する上で必要不可欠な要素であり、人心の安定によるパニック防止の面からも最も重要な事柄である。東京都ではこのような災害を想定した観点から、東京都防災行政無線網の整備を進め、昭和56年３月には一応の工事を完了し、現在運用中である。しかしながら大災害を想定した情報連絡体制は、質的、量的にはまだ不十分であります。

東京都では東京シティホールを建設中であり、その建物の中に、防災センターを設置する計画があります。防災センターは災害からの都民の生命及び財産の確保と、都市機能の維持を図るため、東京都災害対策本部施設として整備をしております。この防災センター業務内容を充実させるため、情報連絡に欠くことのできない防災無線の質的、量的整備を拡充するため、第２次東京都防災行政無線基本計画を作成いたしました。

東京都防災行政無線は都庁局における東京都災害対策本部を中心として、区市町村を初め、防災機関を無線回線で結んでいる。これらの固定系無線局は200局であります。移動系無線局は363局配備されております。都庁及び二つ塚中継所を基地局とする全都及び島部移動系無線局の配備となっております。

東京都では防災行政無線のほかに都庁と小笠原支庁間に通信衛星を利用した防災専用線３回線を設け、昭和58年11月から運用しております。また東京消防庁ヘリコプターと都災害対策本部を結ぶテレビ伝送回線を設けているほか、都庁と自治省、消防庁を結ぶ消防防災無線２チャンネルと関東地方建設局を結ぶ水防防災無線１チャンネルを開設しております。

東京都防災行政無線は電話を基幹システムとし、あわせてファクシミリ通信を導入し

ております。これらの通信体制は、平常時の利用と、災害時の統制運用の両面にわたってそれぞれに適したシステムが開発され、防災通信の骨格を完成したものとなりました。しかしながら近年の情報通信技術の進歩を見たとき、設備の拡張、新しい通信機能の導入といった整備拡充の要請は十分に対応できなくなってまいりました。

現在、東京都地域防災計画に定める防災機関は、区市町村指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び地方指定公共機関の合計126機関であります。そのうち無線局が設置されているのは、96機関であり、残りの30機関は無線局が設置されておりません。このため現在無線局未設置機関とは、有線の電話、及びファクシミリにより、災害情報の連絡等を行っております。地震等により有線回線が断絶したとき、あるいは一般通話がふくそうした場合には、防災機関への連絡を取ることはできなくなります。このような状況が発生した場合、的確な防災対策活動を行うことが不可能となり、災害地が混乱を起こし、大災害に結びつくことにもなりかねません。

また無線局未設置機関には、一斉通報により情報連絡を行うことができないため、同じ情報を時間をかけて順に伝達しております。このために迅速な災害対策活動の支障となっております。

無線局設置機関についても、現在電話及びファクシミリのみの情報連絡であります。データ通信及び画像通信の導入がまだなされておりません。現在、災害現場の状況を連絡する際、言葉による伝達では、伝達者の主観が入り、正確な状況伝達を行うことに限界があるそうです。また情報の収集、分析を行うに当たっても、言葉または文書による情報連絡では、それを受けた後の整理、分析に時間がかかる。そこにこのようなデータ通信及び画像通信の導入は考えられてきております。

そこで都の地域の公平性、並びに住民の生命、身体及び財産を災害から確保するため、最も適合した通信体制を確保することが必要である。このために次の項目を基本的な考え方として、第２次基本計画が作成されました。

その１として、すべての防災機関に防災行政無線局を設置することになっております。主な防災機関及び主要な都の出先機関との連絡は現在、電話、ファクシミリの他、データ及び画像通信を導入して、情報メディアの多様化を図ることになっております。

災害現場等との迅速な情報連絡体制を確保するため、車載テレビ及び多重車載局の導入並びにヘリコプターテレビの充実等、移動無線局の機能の向上を図ることになっております。

４として、無線回線の安全性を確保する。

５番目として、最新の技術を導入し、防災行政無線の質的向上を図る。

そしてこの整備に当たっては、シティホールの建設スケジュールの整合を取りながら、新しい都庁無線局は、シティホールの竣工に合わせるという経過であります。そして端末局のうち、新設局については、平成２年度、ことし、今行われているようであります。そして既にある無線局については、平成５年までに機械の更新等の整備を計画しておる。このような経過であります。

私はこのように、東京都における第２次東京防災行政無線基本計画を読ませていただきました。いかに災害から都民の生命を守り、都民の財産を確保していくかということに万全を期しておるこの防災無線基本計画に、大変共鳴したわけであります。そしてまだ実際無線局がない。日野市は、多分ないと私は思うんです。そして日野市においては、この現在神明上に用地を買収して、ここに日野市の防災無線基地を用意する計画をなされてまいりました。現在この３月の定例会におきまして、私もこのことについて質問をさせていただいたときには、まだこの用地の取得がなされてないままであったようであります。現在ではこの用地の取得は完了したかどうか、まず質問させていただきます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　用地の取得の関係でございますけども、用地につきましては、まだ完全には支払いしておりませんけども、建物もございますので、この引き渡しを受けた時点で全額を払うということになってございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私は、作業というものはなかなか進まないかもわかりませんけれども、やはりこの防災無線基地として予定した限り、私はもう少なくとも来年の４月ごろからは、工事に入れるような体制を取らなきゃいけないんじゃないかなあと、このように思っていたわけです。そういう面でいまだに解決していないということには、何か原因があって解決できないのかどうか、そのあたりをもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　防災情報センター予定といたしまして、神明上に確保したわけでございますけども、あそこに集合住宅がございます。この受け渡しの完了時点でまあすべて――完全には終わるわけでございますけども、一部残っております。土地については既に確保の状況にございます。ただ入居者の関係がございますので、集合住宅につきましては地主さん、大家さんといいますか、居住者に対しまして話し合いを持っ

てきております。

市といたしましても今まで地主さんに対しまして、交渉状況、話し合いの状況や、要望を行ってきております。引き渡しの期限が今月の27日ということになっておりますので、12月の５日に改めて大家さんを初め、アパートの管理の責任者、それから地主さんと市との仲介者の３者を呼んでございます。早期に３者が協力いたしまして、居住者との交渉をするように、その結果を25日までに報告することになってございます。場合によりますと引き渡し期限の延長もやむを得ないという状況も考えられますけども、延長の条件といたしましては、入居されている方からいつまで立ち退くというような確約書をつけていただくことに考えてございます。

今まで地主さんから市は介入しないでほしいということも言われております。地主さんから要求があれば仲介ということも考えてございますけども、いずれにいたしましても早期に円満解決に向けまして、精力的に誠意をもって話し合いを進めるように要望しているところでございます。なお防災計画の進捗につきましては、支障のないように対応するつもりでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　役所の近くに求めていた用地でしょうから、そういう多少欠陥があったものを買わざるを得なかったのかわかりませんけども、やはり私は市の財源の中から、用地を取得するわけですから、私は無駄があってはならないと思うんですね。そしてある程度立ち退きまでめどがついた段階で、こういう問題は対応するのが一番私はいい方法だと、このように思うんですね。そういう面で何かあわてて買って、今あたふたしているようなことをお聞きしておるわけですけれども、この防災無線基地の準備を進めるに当たって、やはり中に住んでいらっしゃる入居者の方が立ち退きということで、多少自分たちが入ったばかりですぐ出るということに対して、大変不満があるんだと、このように思うわけです。そういう面でそのあたりの、どういうところが不満に思っておるのか、このあたりをよくお聞きをして、そして業者の方、またその地主の方に、そちらの方からお話をしていただくということが一番いい方法じゃないかと、このように思うんですが、しかしながら買い先はもうはっきりわかっているわけです。日野市で利用するという計画はもう既に入居者の方が知っておると思うです。そうなりますと、なかなかそう簡単には私はすんなりと出ていっていただけない、このように思うんです。私も、私のところにいたアパートの人を出すときに、大変苦労いたしました。そういう面から見たときに、私はこの日野市においても、それなりのものを用意してあげて、そ

して出ていっていただく方法を取らないことには、なかなかこの用地の問題は解決できないと思うんです。そういう面でぜひ、乗りかけた船ですから、途中で投げ出すというようなことがあっちゃならんと思うんです。そういう面で１日も早く、その防災無線基地の用地が取得できるよう努力していただきたい。このように思うわけであります。

また日野市では今日まで、防災無線計画を独自で考えて、まあ東芝工場に調査、検討を依頼してきたと言われております。私はこの東京都の防災行政無線基本計画を調べました。この中を見たときに、日野市ではどの程度までを要するに防災無線――日野市における防災無線基地として考えておるのか、このあたりをちょっとお聞きしたいと思うんです。そして今どの程度までその作業は進んでおりますか。わかる範囲内で結構ですから教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

どの程度の無線網を引くかというお尋ねでございます。大きく二つになるわけでございますが、市内におけます、要するに市の今設置を計画しておりますこの防災情報センターから発します見当として、今申し上げた２系列があるわけでございますが、一つは固定系、平たくいいますと同報無線と称するものでございます。これについては、先般来調査を続けてまいりました調査結果を踏まえまして、全市域内、電波の到達状況を踏まえた中での総計117局に及びます子局、いわば柱の上にスピーカーを備えました子局を117局用意していくということでございます。

この系統につきましては、市域の中には航空騒音の関係での防音地域もございます。それらの面を考慮した中での個別受信というものも、一応100機という想定の中で計画を進めておるところでございます。

そのほかにつきましてもう１系列というのは、地域防災系でございまして、これは今現在も存在するわけでございますが、レベルアップを図った中でのものでございまして、行政機関等からの連絡という形の中でのものでございます。これにつきましては、各行政機関と関係機関の施設の中へ置かれるもの、また車に載せました車載形式のもの、また肩から下げる形で現在使っておりますのが、可搬式のもの。こういったものを用いまして、各部局との連携を取った中での防災活動をしていくと、こういうことでございます。

それから第２点のお尋ねの、今どんなふうに準備をしておるかということでございますが、昨年の第１次基本設計という調査委託の中で、電波の到達状況等を踏まえました

中での、基本的にどういう日野市におけるシステムを組むかということで、先ほど御説明申し上げました結果によります、そのような調査を進めてまいりまして、本年、第２次基本設計といたしまして、防災センターのフロアプラン、あるいはその規模、それからまた補完的に調査をするわけでございますが、集合住宅の音波、電波の調査ということでございます。そのような調査を進めてまいってきております。来年度には鉄塔の設計並びに建設、そして防災情報センターの建物の建設、またそれらの施設の設置に　伴います電波障害調査委託、そういったようなところが来年度一応計画として踏んでおるものでございまして、一応これらの計画を平成５年度をもちまして完了させたい考えで、準備を進めておるところでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　大体了解をいたしました。

特に固定系のものを日野市全市内に117局をつくるという計画であります。私はこの東京都の基本計画を見た限りにおいては、規模も大きいし、そしてこの中ではもう既に日野市で東京都の防災無線を取り入れるならば、既にキャッチできるだけの体制ができておるわけですね。それを日野市独自で考えて、そして市民の安全を守るということであります。このことについては日野市の市民のために考えてやっておることですから、そんなに異論はないところでありますが、しかしながら私は大変矛盾を感じておるわけであります。東京都におきましては、先ほど申し上げましたように、平成２年度まで無線のないところはつくっていただけるような要請は多分あったかと思うんです。ただ日野市の場合においては、用地を探していたような状態ですから、できなかったというのはこれわかるわけであります。

そしてこの第２次の構想の中には、要するに建物をつくり、その中に日野市独自のフロアの中に、防災無線の施設を用意するようなことを今お聞きしたわけでありますが、こういう形が一番ベターなのかどうか、このあたりが私にもちょっとわかりかねる部分がございます。しかしながら私は、今生活環境部長の説明の中にありました。そしてこの中の要するに調査費ですね、それは昨年度は大体200万支払ったということです。また足りなくてことしもその規模のものを支払うということを聞いておるわけです。

そして当然一般財源の中からこれらのものを繰り出しているわけですから、もう少し調査の、そして検討しているその結果の報告をいただきたいと、このように思うわけであります。そして私のもとに、また私たちの同僚仲間に、皆さんに資料を提出していただきたいなあと、このように要請しておきます。

そして２年間、去年とことしをこの調査研究費を400万使うというこの事業に対してであります。普通、一般的に事業費という中に、調査研究するその程度の規模の費用は、大体３％から５％のものであると私は思うんです。そういうところから割り出してみますと、大変大きな日野市独自の事業に発展すると思うわけであります。そして、400万の５％とするならば、大体この建物は別としても、この調査費を払ったこの金額から割り出してみると、約20億ぐらい近いものが、この防災無線のためにかかるんじゃないかなあと私はこのように思うんです。そしてこの用地費が利息分まで払うと約11億です。そしてこの両方合わせると31億円以上もの金額がかかる、私の計算が間違ってなかったらかかるわけです。そういう中から割り出してみたときに、私は実際聞いたんです、東京都へ。こういう形で独自でこの防災無線計画をする必要はございますかと言ったら、「ありません」と、まあそういう回答が返ってきておるわけです。

それでは日本全国でもこういうケースがあるかなあと思って調べてみたんですが、まずないわけです。そういう面から見たときに私は、少なくともこの防災無線計画を日野市において位置づけするということに対しましては、やはりこの防災無線基本計画検討委員会というようなものをつくりながら、そして答申を出していただいて、民間、それから市の職員、そういう中からこの検討委員会なるものをつくっていただいて、そして将来的に位置づけするということが必要ではなかったかと、このように私は考えたわけであります。そういう面で、このような形でいろいろの事業を独自に、まあ確かに森田市長さんは大変体も非常にお元気で、仕事も大変やる意欲はある、こういうことについて私は大変敬服しておる面があるわけです。しかしながら事業費がもし31億円以上もかかるような事業であるならば、やはりもっと慎重に検討していただきたいなあと、また今後作業を進めるに当たっては、もう少し慎重に――職員の中にも多分このことについて勉強している方もいると思うんです。そしてこれらのことを実際に把握している人が多分いるでしょう。こういう方々の意見を聞きながら、そして有効に財源を使っていただきたい、とこのように思うわけであります。

私はこの事業というものは、一人でやるということには限界があると思うんです。そういう面でやはり無駄をなくすということは、自分の手足になって動いてくれる人を、いかに確保するかということが、この問題であると思うんです。そういう面でぜひ多くの皆さんの意見を聞きながら、この防災無線をつくっていただきたいなあということを強く感じて、市長に要望しておきたいと思うのであります。

そして日野市の場合においては、来年度から工事に入るというわけであります。そし

て東京都で計画を進めておるところの、多重無線局の設置というのは、これはすばらしい施設なんですね。これを多分日野市にも要請があり、日野市の中に、この防災無線基地の中につくるような形になると思うんです。そしてこれらを通して東京都と連携を取るということが、必要なことになってくるわけであります。

私はここで多重無線局の設置の必要性と説明というものに対して、幾つか述べておきたいと思います。この東京都防災行政無線基本計画の中の柱となる部分であります。そして現在まで押し進めてきたところの欠陥部分をなくして、そしてこの21世紀にも十分対応できるようなこの計画であります。そしてこの東京都の中では、この23区は多重無線局を利用しております。市はマルチという系統です。それから多摩の町村の部分は単一系の無線であります。これらの無線ですと、もし多重無線局を利用すると、一ところで指令を出せばもう東京都全域に全部伝わってしまうんです。そして今までは無線によるものでありましたから、要するに行き届かない部分がありました。これに映像と資料が出てくる体制の計画なんであります。そしてこれらの中にはもう先ほど申し上げましたこの東京都の中で、126局の事業所が連携しておるんです。そうしてこの中でもし医療が不足しているところの町であるならば、医療のことまですぐ連絡が行き、そしてどういうような対応を取るかというそういう計画が即答でもできる、そういう体制なわけです。そういう面で私はこれらのものを一日も早く導入していただきたい。そしてこれらの中には今私申し上げました、この被害状況の情報を的確に把握するというようなことがあるわけです。医療、企業関係に関するところの情報もあります。そして先ほど言いました救援物資の情報も全部入ってくるわけであります。そして応急復旧に関する情報等が全部こう入ってくるわけであります。

この災害対策基本法53条では、区市町村は知事に対する報告の義務が定められております。そして55条では知事から、各市町村に対する災害の予警報に関しての想定される災害事態及びこれらに対する、取るべき措置について通知または要請が定められているわけであります。そういう面でこの関東大震災級の災害が発生した場合には、日野市だけの問題ではないわけであります。当然日野市の住民も都内に、また江東区や危険箇所に住んでいる身内の人もいるでしょう。そういう情報も的確に把握しなきゃならない。またそれぞれの体制こそ今後防災無線を利用して、そして市民の安全そして市民の財産を守る意味からも大切なことであると私はこのように考えたわけであります。そういう面でぜひ東京都では日野市の方に要請があると、このように聞いておるわけです。そういう面でぜひこれらを導入していただきながら、この東京都の大きなプロジェクトに参

加していただきたいと、このように思います。そして災害というものは、私たちが考えている以上に悲惨なことが起こってくるわけであります。そういう面を十分に配慮していただきまして、この日野市にとっても最も必要なものを十二分に確保していただきたい、このようにお願いをするところであります。

市長の方から何か東京都の防災無線のことにつきまして、何か考えることがありましたら、申し述べていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　先ほど口足らずで大変失礼申し上げました。都との関係につきましてお答え申し上げておりませんでしたので、改めてお答え申し上げます。

現在都の防災行政無線取り入れにつきましては、逐次都の方と連携を取りまして、当市の情報センター建設の進行と、都の方の設置進行とのすり合わせをしながら、進める段取りになっております。来年度鉄塔が建設されますれば、そこへまず中心アンテナが設置されると同時に、内部機器も設置される予定になっております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる無電に対します専門的な知識はちょっと持ち合わせていないわけですが、全体の流れといたしまして当初東京都からは、当日野市に庁舎の屋上に鉄塔を建てて、そうして日野市はこの庁舎の中で受信をし、それから市民に発信をするという展開で事が計画されておりましたが、私どもといたしますとこの庁舎は建築法規の上で、もう限度いっぱいになっておりますので、これから防災情報センターというふうな事業を組みます際に、近隣で用地を確保して、そうして整ったものをつくりたい、こういう考えでおります。その対応が隣接地の買収であるわけですが、たまたま既存の集合住宅があった。入居しておられる人もある。そっくり買い取ることにいたしまして、居住しておられる方々をどのようにあけていただくということは、家主さん側の問題だというふうにはなっておるわけですけど、まあ慎重を期して、支障なく進むようにお願いをしようと思っております。そしてまた建物がありますということは、確かに全体の地積を設計の対象にしがたいという制約が伴っておりますが、既存の建物は将来の防災行政の使い方がある。その他の空き地におきまして戸を立て、必要な無電機器を備えた建物を建てる、こういうことで設計を進めておりますので、来年度の予算化を始めて、支障なく防災情報センターの利用が進むものとこう考えております。

そこでいろいろな技術上の問題も、あるいは施設の問題もあるわけでありますが、今推測で計算されておりますようなそれほどの金額は、我々の方では予定をいたしており

ません。その半分ぐらいでできるんではないかと、こんなふうな今の状況判断でおります。いわゆる固定系という通信システムがどれだけ機能できるかということが一番大切な部分になりますので、専門家にお願いをしまして、十分都市の美観も配慮していただきながら、機能できるものをつくっていこうと、こういうことでありまして、庁内では生活環境部、公害防災課に専門の担当を指示いたしまして、専門的に今利用企画、計画を進めておる。東京都ともまた御指導いただいておるということでございますので、概ね順調に進行できると、このように考えておりますので、御指摘の点は十分今後も配慮してまいります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　大変ありがとうございました。

そういう面で日野市に用地を取得して、そしてつくるわけでありますから十分日野市民の生命、そして財産を確保する上に十分活用できるようなものであってほしいなあと、私はこのように思います。そして日野市の中にあっても、危険箇所というのがございます。そして私は多摩川の近くに住んでおりますから、多摩川の流れも私たちが子供のときと違って随分変わってきておるんです。そしてこの今水の流れは、立川の方じゃなくて、私たちの方に寄った四谷下の方に水が落ちてきております。そしてかつては奥多摩の小河内ダムができないときには絶えずこのあたりは河川敷が決壊しておりまして、そういう中で私この間、テレビを見ておりましたら、狛江で20年前だったでしょうか、河川敷が決壊になりました。そしてあそこで20軒超えた、23軒だったでしょうか、それだけの家が流されて、ずうっとこれ訴訟問題起こしておりました。そういう面から見ましても私は、この河川敷の中のこの利用という方法も今後考え、そしてスーパー堤防をつくるなり、そして今後市長会等で市長がこの多摩川の水の流れるところを、もっと真ん中の方に据えて、そういう計画を立てていくならば、二重の要するに水害時におけるところの予防ができると、このように思うわけであります。そういう面で日野市の中には浅川の方も、軟弱な部分あるという説明であります。そういう面から見たときに、やはり危険な箇所はそれぞれ建設省等に要請に行きまして、そして指示を仰ぎながら、完全なものにしていっていただきたいなあということをつけ加えて、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の１、日野市防災無線について問うの質問を終わります。

一般質問19の２、レッドランズ市との姉妹都市を確立し、中学生に海外での生活を体

験させ国際人を育成せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　ことしから中学校で英語の授業に外国人を雇って、生きた英語を学ぶ機会を与えられているということで、子供たちの反響も大分よろしいようであります。そして語学に対する興味も沸いているということをお聞きしておるわけであります。

日野市においては、レッドランズ市と姉妹都市を結んで今日まで参りました。そしてどういうわけかレッドランズ市では、日野市にも来ているかもわかりませんけれど、横田基地の中に住んでおるこのアメリカンスクールと姉妹提携があるみたいで、あのところにはよく来るということは聞いておるわけであります。そしてたまたま私の知人の奥さんが横田基地のアメリカンスクールに行っておるものですから、向こうのレッドランズ市の方から市長初め、アメリカンフットボールの交流に来ておる。そしてレッドランズ市の姉妹都市である日野市では、全然参加をしていないということをお聞きしたわけであります。そういう面で私はこの生きた語学を学ばせるということは、日常生活体験の中で、自然に学ばせるということは大変必要であるということを、このように考えておるわけであります。

先日、文教委員会と校長会の教育懇談会の席で、中学校長会の中から市内中学校８校ある中の学校から３名ずつ海外で語学を学ぶ機会を与えていただけないかという要請がありました。そういう面でぜひこのアメリカに行く旅費は恐らく16万あれば十分行けると思うわけです。そしてホームステイでもしたら、そんなにお金がかかるわけじゃありません。少なくとも半分ぐらい負担をしてあげるならば、子供たちのいい体験になって、そしてこの子供たちの語学熱がこういう体験を通して、行うことによって高まるならば、私は大変うれしく、このように思うわけであります。

先日、私の友人の子供が外国から３人で参りました。そして成田空港から上野駅に着きました。そして日本人にだれに聞いても――まあ名古屋に行きたかったわけですね、そして名古屋に行く道順を聞いても、だれに聞いてもわからなくて、上野の周りを５時間もプラプラしてしまったということを聞いたわけです。そういう面でぜひ私は――日本人というのは、日本語だけで十分生活できてしまうんです。その言葉には何の不自由もないんです。しかしながら外国に行ったときに初めて、言葉の大切さというものは感じるわけです。そして外国人とのおつき合いの中で、この民族の違い、また文化の違いによってお互い誤解をして感情的になるような場面も、このようにあるわけです。そういう面から見ましても、もう21世紀はすぐそこに来ておるんです。そしてこれからは国

際社会で活躍できる子供を育てなけりゃならない、これが私たちの責務じゃないかと、このように思うわけであります。そして私が今考えておるようなことが、日野市でもぜひ行っていただきたいと、このように思うわけですが、ぜひこのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

今、レッドランズ、姉妹都市の関係に関連しての中学生の海外派遣問題でございます。御承知のとおり姉妹都市につきましては、非常に長い経過があるわけでございます。現在、高校生の派遣につきましては、財団法人世界青年交流協会というような組織の中に、61年をスタートにしまして、10名でスタートいたしました。平成２年まで69名ということで、現在は高校生だけで実施している実態でございます。しかし年々応募者はふえて、平成２年度は63名の中が、20名行くということで、範囲も現状では倍の数字になっているわけでございます。そういった実態の中で、この20名のうち５名はレッドランズ姉妹都市に派遣するというような方法もとっております。しかし高校生でなくして、中学生をという御意見でございます。既に前回も一般質問の中で、市長からお答えしているとおり、大変中学生の問題については、いろいろな問題があろうかと思います。教育的な、側面的な配慮の問題を十分教育委員会との協議もしなければならない問題、そういった部分を含めまして、今後の検討課題にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ぜひこのような形で実施していただきたいと、このように思います。

確かに中学生の年代で、海外に出すということになりますと、当然引率者等が必要になってくると思うわけです。しかしながらこの海外で、そして１週間なり、10日でも体験したということは、人生、そしてまたこの語学を学ぶということ、そして外国を理解するという面においても、大変役立つと、このように思うんです。そういう面で私は、語学というものは早い方がいいと、このように考えておるもののひとりであります。早く学ぶと、そしてこう実につくということを思うわけであります。そういう面でぜひ教育委員会と十分検討されまして、そしてこの子供たちの海外での生活体験をしていただきたいと、このように思います。そしてまたなお要望しておくところであります。

そしてぜひ日野市においても、もっと多くのレッドランズ市から子供たちを招いて、

そしてホームステイを通して、交流を深めていただける、そういう作業も進めていただけるならば、日野市とレッドランズ市との姉妹都市の協定もますます盛んに交流できるのではないかと、このように考えるところであります。ぜひ実行していただけるならば、幸いに思います。そしてこ種の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって19の２、レッドランズ市との姉妹都市を確立し、中学生に海外での生活を体験させ国際人を育成せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時51分　休憩

午後３時33分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の１、地域の防災体制の強化についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　昨日、会派の下村議員の方から天災を想定いたしました日野市の防災対策についての質問がありました。私はこれから火災が多発していくという想定の中で、人災、火災を想定しての日野市の地域の防災対策についての一般質問を、ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、やらしていただきたいと思います。

過日、会派の行政視察で、和歌山県の新宮市等を訪問をいたしました。宿泊旅館のロビーに、中央、地方紙を含め、何紙かの新聞がファイルされておりました。そのうちの一部地方紙に、大変興味深い記事が載っておりました。内容が内容だけに不謹慎に取れるかもしれませんが、その記事とは火災発生を初期消火で大事に至らせずに防いだというものであります。その地方紙によりますと、たまたま火災が発生したとき、居合わせたその家の父親が消火器で消火に努め、そして息子は119番に通報した。娘は近所に知らせに走った。まことにとっさの出来事の中で、家族の連携プレーよろしく初期消火のためのそれぞれの役目を落ち着いて、しっかりと果たしたことにより、大事に至らず、ボヤで済んだという新聞記事であります。火災発生の折り、運よく家族が３人在宅していたという幸運もさることながら、普段の災害に備えての防火に対する意識と、そして訓練がそこに出たものだと私は思います。

さて今急激に都市化してきた反面、無計画な展開によります開発行為もありまして、車１台の通過がやっとという極めて道路の狭いところがあちらこちらに見受けられます。家が密集し、いざ火災という時に、消防車が入ってこれないという地域が数多くある中で、住民の手による初期消火がいかに大切かを知っていただかなければなりません。それにはそこに消火器があって、それを使う知識を持ちあわせていなければなりません。したがって消火せんのあるところに消火機器の設置が大変望ましいと思いますが、区画整理が予定どおり円滑に進行し、きちんとした町づくりが完成すれば、心配の種も少しは解消しますが、区画整理が完成するのはまだまだ先のことであります。したがって当面は少なくとも道路の狭いところに重点的に消火機器などを配備するようきめ細かい施設がほしいと思います。

一方つい最近、日野市防災訓練が潤徳小の校庭で実施されました。日野消防署の指導もありまして、防火訓練の一貫として、消火器を使っての初期消火演習がありました。参加されました御婦人の皆様も真剣にその演習に参加されましたが、やはり日ごろ使いなれていない消火器だけに、消防士の指示で、火元にホースを向けるだけがやっと。また消火器の設置場所に行くまでの時間と距離の中で、火事であるという、他に知らせるという声が出ませんでした。消火器を使うということに、また初期消火に臨む行動にいかに不慣れであったか、痛感したわけであります。

消火機器の設置場所における訓練の強力な指導と、定期的な訓練計画の策定を図るなど、日常におけるこの種の積極的な取り組みで、住民の火災と初期消火意識の育成、高揚をあわせて図っていただきたいと思います。

次に地域の消防団について若干触れさせていただきます。地域の消防団の果たす役割は、防災、水防等を中心に極めて大きいものがあると私は思います。もちろん消防団は消防署の補完的な役目だけかもしれませんが、多忙な正業を持つ中、豊かな郷土愛と、隣組組織の連帯感を強く持つ中で、わずかな報酬でみずからの危険を省みず、市民を守るために日夜活躍、努力する消防団の御労苦は大変なものであると私は思っております。

６月２日の日野橋下流で行われた日野市水防訓練、また先ほど述べました日野市消防訓練における消防団員のきびきびしたあの行動を見て、いかに訓練が行き届き、一生懸命しているかと思うとき、胸を打たれるものがありまして、大いに感動をいたしました。しかしその消防団員が全国的にもそうでありますが、本市におきましても減少しつつあると聞いております。条例定数に対し、充足率がマイナスとなっているとのことであります。しかも団員の方々の高齢化、就業形態によって、昼間における消防力の低下が心

配をされておる中で、消防団員の早期採用とあわせまして、男の聖場と思われがちな消防団に、東京では稲城市、千葉、広島、北九州市では既に婦人消防団員を採用したとのことであります。婦人消防団員の任務は、防火指導、広報、災害時における後方支援活動だそうであります。大きな災害を防ぎ、安全な地域社会を維持し、地域の消防力を高めるため、消防団員不足をカバーするための御努力をお願いをいたしたいと思います。

今までに述べてきましたことを前提に、６点にわたっての質問と要望をいたします。一つは地域におけるきめ細かい防火対策について御所見を伺いたいと思います。

二つ目にはこれは消防署との関連もあろうかと思いますが、消火訓練と定期的な訓練計画の策定について御所見をお伺いしたいと思っております。

それから３番目には、消防団員の本市におきます充足状況についてお示し願いたいと思います。

それから四つ目には女性団員を含め、全体的な消防団員の採用対策についてのお考え方をお示し願いたいと思います。

最後に現行消防団員の報酬についてお示し願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは地域におきます防火対策ということでございます。特に前段のお話にありました道路の狭隘によります点をとらえまして、道幅４メーターあれば、一応消防車両の進入ができるわけでございますけれども、かつても御発言のありましたとおり、自動車の路上駐車が、大変消防車両の進入を阻む結果となりまして、いたずらにその延焼を拡大している状況があるわけでございます。

そこで本年度既に広報紙上を通じまして、２度ほどではございますが、防災上からの駐車をしないようの呼びかけをしておるところでございます。一方火災は、申されますとおり、初期消火が大変重要でございまして、市民の協力を得て初期に火災を防止し、市民の生命と財産の安全を図る目的といたしまして、昭和48年、日野市消火器設置要綱を制定しております。地域に消火器を設置いたしまして、火災防止に努めておるところでございます。その設置基準といたしましては、１点としまして、市街地に設置する消火器の設置間隔をまあ120メーターを原則として、設置しておるという点。

第２点としては、建物、構造密集度から延焼拡大の恐れがある地域につきましては、10メーター以上100メーター以下という基準をもちまして、現在全域的に設置しております消火器700カ所でございます。これらの維持管理につきましては、自治会にお願いしているところでございまして、なお保守・点検につきましては、毎年行政側で行って

おるところでございます。

取り扱いの資料でございますが、市及び消防署で行う行事等に参加をお願いして、指導を受ける、また自治会の要請がございますれば、消防署で出向いて指導を行う、大まかにはそういう状況でございます。

次に消火訓練等につきましては、消防署の計画といたしましては、月６回、自治会、あるいは企業等に対しまして、計画的に消火器の取り扱い、その他救護についての指導を行っております。

第２点としては春、秋に行われます火災予防週間行事の中で、地域を定めまして、消防署及び地域の消防団によりましての指導を実施しております。

第３点としましては先ほどもお話に出ました総合防災訓練の中におきましての、市民に直接参加をお願いして、体験していただくという中での指導を行っておるということでございます。

次に消防団員の充足の状況でございます。一般火災は言うまでもなく、風水害等多数の動員を必要とする大規模災害には、多数の消防団が活躍して、地域社会におきます消防・防災の中核として重要な役割を果たしておることは、皆さん方御承知のとおりでございます。特に近年の複雑、多様化、大規模化する災害に対する防御活動等に大きな期待が寄せられております。しかしながら近年の社会、経済情勢の変化は御指摘のとおり、消防団の運営活動にさまざまな影響を及ぼしております。

全国的な問題で、自治省の全国統計におきましても、消防団員は暫時減少の傾向をたどっております。日野市の状況といたしましても、やはりわずかながらとも減少を示しておる状況にございます。

現在、定数490に対しまして、元年度におきましての実数は464でございまして、26ほど定数を欠いておるというのが、数字的な状況でございます。

その要因といたしましては、就業構造変化が考えられます。以前は農村、自営従業者の割合が多かったわけでございますが、近年はサラリーマン生活者が増加しておりまして、会社等に拘束されるため、時間的な余裕が取れずに消防団員の参加者が少なくなっておるわけであります。

全体といたしましてそうなりますと、意識の低下が生じてくるわけでございまして、この点については昭和59年の総理府の世論調査では消防団の存在を知らないという数値が26.4％に達しております。特に大都市におきましては41％に達するという状況でございまして、このように消防団について住民への周知度が低下してくると、自発的にその

希望して団員になる者の減少、団員確保に影響が出てくると、こういう循環になってくるわけでございます。この点につきまして、日野市消防団幹部会におきましても、協議、検討を進めておるところでございまして、それらと連携をしながら何らか行政としても方策を講じたいというふうに考えておるところでございます。

それから女性団員をということでございますが、これにつきましては現在消防署におきまして、全市的に普及に努めておるところがございます。昨年末でしたでしょうか、多摩平地区に市内初めての防火婦人会が結成されております。活動につきましては年間を通しまして消火器の取り扱い、応急救護の方法、防火についての講習会などの行事を行っております。この防火婦人会の目的でございますが、申されましたとおり後方支援と言いましょうか、そういう点に対しまして、火災予防の知識の高揚を図るための啓蒙活動をする、こういうことになっております。このような状況下で消防署の進捗を待ちまして、市としてやるべき部分について今後対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

また最後の問題点といたしましての報酬でございます。これにつきましては、平成元年度におきまして、報酬改定を行ったところでございますが、現在団員といたしまして、月額3,500円でございます。今申し上げましたとおり元年度の改定をしたところでございまして、またそろそろ見直しの時期が参っておるかというふうに考えているところでございます。以上をもちまして、答えといたします。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　御回答ありがとうございました。

ただいまの生活環境部長からのお話で理解をし、納得した部分もございますけれども、何点かもう一度質問をいたしまして、私自身の納得する材料にしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで一番目のきめ細かい防火対策の関係でございますが、特に狭隘な道路が日野市では約22カ所あるというふうに、日野消防署が言っております。こういったところには、消防車がなかなか進入していけないという状況の中で、万が一を想定した場合は、先ほどの御説明では、消火器は大体120メートルごとに原則的に取りつけていると、こういうお話でありましたけれども、こういう場所こそきめ細かい施策が必要じゃないか、このように思っております。

したがって120メートルを100メートルとか、あるいは80メートルとか、そういうふうに縮小していくお考えはないでしょうか。これが１点でございます。

それから消火器の扱いにつきまして、委託をしていると、こういうお話でございますけれども、点検はどのようにしているのか、あるいは使用済みの消火器はどのような方法で取りかえをしているのか、この点についてお考え方をお示し願いたいと思っております。

それから先日、日野消防署へ行ってまいりまして、この四，五年の東京都なり、あるいは日野市における火災の発生について、数的なデータについて調べてまいりました。ちょっと御披露させていただきますが、1986年、昭和で直しますと、61年でございますが、日野市では90件の火災が発生しているわけであります。年次ごと、次が88件、105件、95件、70件とほぼ毎年100件前後の火災が発生をしております。そのうちの大体半分が建物ということになっておりまして、大事な家屋なり、あるいは家財が消失をしているわけであります。そして同時に死者も、毎年必ず亡くなっていると、こういったことで、日野市の火災に対する認識をさらに深めていかなければいけないだろうというふうに思っております。

また東京都の消防庁管内、これは稲城とか、東久留米は入っていないそうでありますけども、昭和61年には7,000件の火災が発生し、昭和62年には162人の方が亡くなっていると、こういうデータが出ております。また全国の火災状況を見ましても、86年、昭和61年には６万3,000件の火災が発生し、そして63年、1988年には2,116人の方が亡くなっております。こういった火災を初期消火でどの程度防がれているかという数がございます。これは火災件数、総体的に6,120件発生したとき、これは昭和60年のデータなんですが、初期消火に従事した方が、建物の中の3,210件の火災のうち、3,121件、約84％の方が初期消火に参加しているわけであります。ところが初期消火に参加しながらも、わずか72.9％しかそれが成功していない。言いかえれば約30％が失敗に終わって　いるということであります。

初期消火というのは、消防署の方の話だと、火が天井に上がるまで、あるいは火災が出火して約１ないし２分、これが初期消火の時間、あるいは範囲だと言われております。いかに初期消火が難しいかということが、このデータでおわかりかと思います。

また出火当時室内にいて、そして初期消火に参加された方は、89.6％、しかし成功した例は76％、これもかなり低い数字になっております。そういった意味では初期消火がいかに大事であるか、そしてその初期消火を成功させるためにはいろんな訓練とか、あるいは消火器を使うすべとか、そういったものを定期的に住民の方々が知らなきゃいけない、このことを如実に物語っているんじゃないかと思っております。

それから条例定数の関係につきましては、全国的にもあるいは日野市においても、減少の傾向にあると、こういう数字を示していただきました。日野市では26人の消防団員が減と、こういうことでありますけれども、他市と比較してみまして、本市の場合は低い方なのか、多い方なのか、あるいは少ない方なのか、もしデータがあればお示し願いたいと思っております。

それから女性団員を含めて、全国的な採用対策についてお示し願いたいという質問に対しましては、大体わかりました。今日までどのような形で消防団員を採用してきたのか、あるいはこれからどのような形でマイナスの消防団員を補っていくのか、この考え方がもしあればお示し願いたいと思ってます。

先ほど部長の方からも消防署がかなり高い角度から消防団員の防災なり、あるいは震災に期待をしていると、こういう御指摘もありました。そういった意味でもマイナスの部分を１日も早くレベルに持っていく必要があると思っております。

それから現行の消防団の報酬につきましては、元年度に改定されて、団員の方、月額3,500円と、こういうお話でございます。間もなく見直しの時期にも来ていると、こういったことでございますけれども、先ほども私述べましたけれども、消防団員の方は豊かな郷土愛と、それから連帯感によって、消防団に入団しているんであって、報酬を目当てに入っていると思っておりません。しかしあれだけの御労苦をされている方に対し、市としてもそれ相応の報酬と申しましょうか、お礼を差し上げてもいいんじゃないか。聞くところによりますと、副団長以上の方につきましては、月額１万5,000円以上のお礼を差し上げていると聞いております。余りにも差があり過ぎるんじゃないか、こんなふうな気もします。

それからこの報酬が、三多摩におけるどの程度の位置にあるのか、このことを再度質問したいと思います。お願いします。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えを申し上げます。消火器の配置につきましての、重点的な配置と言いましょうか、その点についてはもちろん私どもといたしましても、先ほど申し上げました危惧は一応ございますが、やはり状況に応じて対応していきたい考えでおります。

それから消火器の保守・点検でございますが、これは通常におきましては法定の基準に基づきましての点検を行っておりますが、その間に何らかの外力によります、することのあるものにつきましても、通報あり次第、また知り得た段階で、それらを正常な状

況に戻しておるという状況でございます。

それから団員の補いということでございますが、従来消防団員相互の中で、団としまして対処してきておるわけでございますが、なかなかこういう状況下におきまして、一面、何といいましょうか、やめるには次を連れてこなければというような面もあったやに聞き及ぶわけでございますが、こういった傾向はますます強まってまいるところでございます。私どもといたしましても、真剣にこれらに今後取り組んでいきたい、とそういうふうに考えます。

それから報酬の点でございます。報酬につきましては今お話がありましたとおり、団長、副団長、それぞれいろいろあるわけでございますが、総体的なお話ということで団員ということで申し上げておるわけでございますが、現在の状況としましては多摩地区見渡しまして、八王子の前に位置しておりまして、まあはっきり申し上げまして、25位でございます。そういう状況でございます。全体的に今後も見直し、検討を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、全体的に消防施設の整備、あるいは無線機器等を含めましてのそういった整備の強化を進めるとともに、青少年、あるいは婦人層の消防団活動への参加を促進するなどによりまして、消防団の組織の充実を図って、若者に魅力のある消防団の運営を行うとともに、団員の処遇の改善を図ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

最後の、組織の充実に向けて努力していきたい、このことを私なりに理解をしまして、最後に水防訓練、あるいは防災訓練で本部長として指揮を取られた市長の決意をお伺いしたいと思いますが。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の日常的な消防体制ということになりますと、御承知のとおり日野市域を専管事項といたします東京消防庁、日野市消防署が約七，八十名という署員を擁して、市内に本署並びに二つの分署を配置されて、市民生活を日常的に災害から守る、こういう体制が整っております。一方に自治消防ということで、古い時代から市民による地域の消防団が組織をされ、たしか日野市では８分団、二十何部という、そういう組織になっていると思っております。

そして今まで団員の装備ということにつきましていろいろと提言を聞きながら、消防

車の配置、積載車の配当は一応終了して、まあ士気なかなか旺盛だというのが、消防出初式、あるいは消防訓練というような機会に、我々の目の前で目の当たりにしておるところであります。

今、一定の観点から指摘をいただきまして、日野市の消防団員の人口比というのは、各市の比較ではかなり高い方ということになっておりますが、必ずしもまた待遇がよくないということの感じを持ちました。今日大きな事故、これは当然消防署に依存をするわけでありまして、東京都消防庁当局との各自治体の契約に基づいて、12億円近い分担をし、近隣の市の、またお互いの関係でも、応援のできる体制ができておる。こういうふうに承知をしておりますが、確かに地元の市民による消防団組織ということも、大切だということは、もう言うまでもありませんので、これから遜色のない程度のことはもちろんでありますし、まあ士気高揚のためのいろいろな施策が必要だというふうには感じております。

なかなか団員の確保ということが、今日の情勢下困難でありますのと、それから従来からの村落共同体という形で置いてあった消防団意識でありますから、なかなか新しい市民の団地等では形成しがたいという難点を確かに感じております。近年、自治体によりましては、婦人の消防団があるということも聞いておりますけど、これは意識、意欲の問題も兼ねあわせまして、消防署のまた考え方も徴しながら、対応していくべき課題である、このように感じております。以上です。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

じゃあこれをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の１、地域の防災体制の強化についての質問を終わります。

一般質問20の２、ゲートボール場の増設と充実についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　スポーツのすべてが平和と、そして豊かさを象徴するかのように、全国で老若男女、年齢の高低に切れ目なく、盛んに行われてきております。若者たちは体力づくりと仲間づくりに、中高年層は健康保持と社会づくりに、そして共通の目的としての趣味を生かすため、何の抵抗もなく生活設計の中で実践されていますことは、まことに喜ばしい現象と思います。

生活に窮迫感を抱いていた時代は、環境に恵まれ、天才的素質を持った者か、あるい

はごく一部の独占的要素を持って、スポーツが行われ、一般的庶民にとって縁遠いものであったことも事実であります。その後社会情勢が二転三転し、スポーツが体力づくりと、そして生産性向上のため奨励された時代もあり、一般人とは直接かかわりあいのないように受け取られていた時期もありました。そんな世の中の変遷、移り変わりの中で、国民の体力づくりはまずスポーツからとさまざまなスポーツが生まれ、中でも容易になじめる球技が隆盛をきわめる時代を迎えたわけであります。

スポーツが社会の経済と無関係でない証左が歴然としたように私は思います。しかし私の立場から見聞、体験したのは、ほとんどのスポーツは若い世代で普及をし、中年になりますと、大体ソフトボールに追い込められ、体力のない人は傍観者となって、スポーツと無縁となる。そしてついに出番がなくなる羽目となっています。

さらに高年齢層ともなると、なおさらのこと世話役に回されれば、まだ救われる方で、スポーツの精気が醸し出す雰囲気に接することもできないのではないのでしょうか。いずれにしましても高齢化に従い、スポーツから遠ざかるのは事実だと思います。それはスポーツ全般が体力づくり以前の問題として、ある程度の体力を要求されるからであります。教育に落ちこぼれがあってはならないと同様に、体力づくり健康づくりのために、スポーツがあるとするならば、こちらにも落ちこぼれができないよう、配慮されることが肝要ではないでしょうか。

女性の場合もほぼ同じことが言えると思います。学生時代はほとんどの人がクラブ活動の中で、ラケットの一つも手にしたことがあるだろうと思います。しかし卒業と同時に就職、あるいは花嫁修行が待っています。いずれも結婚に焦点を合わせ、やることなすこと、お嫁入りの支度が優先して、スポーツとは疎遠になりがちであります。若い時こそ、体力づくりが必要で、スポーツへの関心が中断されるのが甚だ憂うべきことだと思われます。幸せな結婚によって、円満な家庭をつくり、崇高な育児、続いて子供の教育と、男性に比べて女性の方が肉体的にも精神的にもすぐれてはいないだろうかと思います。最愛の子がたくましく育ち、社会に羽ばたく時の人生の最高の喜びを満喫する反面、ふと一人の女性として我に帰り、老化したみずからを顧みて、あわてて健康管理に思いを馳せるのが普通の女性がたどる歩みではないでしょうか。

健康保持は思いつきでなく、いつも生活とともに、いえ、生活以前の問題としてとらえなければならない重大なことであります。このことは何人といえども異論はないと思います。だからスポーツは一握りの人たちだけで取り組むものではないと思っております。体力のハンディを超越して、老若男女の区別抜きで、体力づくりもよし、健康づくりもまた結構であります。生涯を通して、だれでも容易にできる軽スポーツで、しかも永続性のあるものを模索しても、決して不自然とは思いません。その点、ゲートボールこそ最高、最善のスポーツと私は思っております。自分たちの住まいのすぐ近くにコートをつくり、いつでも普段着姿で、それぞれの体力にあわせ、少年から高年まで、生涯続けられる軽スポーツはゲートボール以外にないのではないでしょうか。

幸いにしまして、ゲートボールは工夫を重ね、そして改良したこの競技は、理数的内容もさることながら、用具、コート、人員、体力の消耗度など、特別な技術も要さず、特に高年の方を中心に、一度みたら入門の意欲をそそられるものだと経験者は話してくださいました。しかも試合は国民性にふさわしく、必ず規定時間内に勝敗がついて、興味津々、愛好者の技術向上とあいまって、親切を最優先する競技の雰囲気は、人の道に通じるものであることもゲートボールの経験者は語ってくださいました。

そこで５点ほど質問をして、要望をさせていただきたいと思います。一つは現在日野市で正規のゲートボール場は何カ所あるでしょうか。そしてこの正規のゲートボールの増設計画についてどのように考えているのかお示し願いたいと思っております。

二つには東京ドームなど、今雨が降っても野球ができる、あるいはゲームができるスポーツ施設ができ上がっております。ゲートボールも雨天が、あるいは雪が降っても、ゲームができるような施設を一日も早くつくっていただきたいと思っておりますが、この計画はいかがでしょうか。

それから新設のゲートボール場を含めまして、現在あるゲートボール場に水道なり、あるいはトイレ、ベンチ、植林、こういった環境整備をしていただきたいというふうに考えております。このゲートボールについて一般質問をするに当たりまして、中央図書館に行きまして、ゲートボールの専門書を見つけました。しかし残念ながら専門書がほとんどないという状態でありました。したがってこういった専門書を数多く取りそろえていただきたい、このように思っております。

最後に現状のゲートボール場について御説明を願いたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問にお答えいたします。

第１点目のゲートボール場は、現在何カ所あるのか、また今後の増設計画についてでございます。ゲートボール場の現状につきましては、現在市が土地使用貸借契約によりまして、確保しております専用のゲートボール場が４カ所であります。そのほかにゲートボールを実施している場所といたしましては、公園の中に13カ所、運動広場等に11カ

所、その他河川敷、空き地等利用しているのが12カ所、これらを練習場として使用しております。また増設する計画につきましては、現在老人クラブが47クラブございます。そのうちチームを持ちまして練習をしているクラブが40クラブでございます。その練習場につきましては現在申し上げました箇所数からいたしまして、一応確保されているというのが現状でございます。また未実施の７クラブでございますが、これらについてはチームが編成されてないというようなことでございますが、いずれチームが編成されまして、設置の要請があれば地域の中に練習場を確保できるよう努力していきたいというふうに考えております。

２点目の雨天練習場の新設についてでございますが、雨天でもゲートボールの練習ができる屋内ゲートボール場、この設置につきましては用地を含めた中で、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

３点目の水道、トイレ、ベンチ、あるいは植栽等の環境整備でございますが、市で借りております、確保しております専用ゲートボール場の４カ所には、平成元年度に湛水式の屋外トイレユニット、これは手洗いの水槽ですか、タンクがついているものでございます。これを２機設置いたしまして、現在４カ所のゲートボール場のトイレについては、設置が終了しているというところでございます。またその他の36クラブが使用している公園広場等については６カ所、これは平成元年度に６カ所整備いたしました。それから平成２年度にはまた新たに３カ所設置しております。合計いたしまして13カ所にトイレ、あるいは手洗い等が整備されているところでございます。今後とも老人クラブと地域の要望があれば積極的に設置していきたいというふうに考えております。水道につきましては借地の関係と、やはり屋外ということで、管理面でいろいろと問題がありますので、現在のところは今申し上げました湛水式のトイレユニットを利用していただきたいというふうに考えております。ベンチ等については専用のゲートボール場は各老人クラブで設置して利用しております。そのほかの場所につきましては、共用利用ということで対応しているところでございます。

それから専門書の購入、４点目でございますが、確かにゲートボールの専門書というのは比較的少ないんではないかというふうに考えております。私どもではいわゆる老人クラブに対しまして、ゲートボールの入門編、あるいは指導者編、監督・審判編、審判員資格取得の概要等まとめましたゲートボール・ハンドブックというのがございます。これを各老人クラブに配布いたしまして、活用していただいておるのが現状でございます。

最後の５番目でございますが、ゲートボール場の現状でございますが、ゲートボールは今御指摘のございましたように老人の健康の保持、あるいは増進、また地域の交流を図れる、あるいは年齢に左右されずに比較的対等に競技ができるというようなスポーツとして、年々愛好者が増加しているのが現状でございます。現在、ゲートボールの人口は約1,200人と推定されております。老齢人口65歳以上の割合からいたしますと、１割の方、老人クラブ加入者から見ますと、30％の人がこのスポーツを愛用しているということでございます。ゲートボールの競技につきましては、年３回、市民ゲートボール大会、あるいは日老連のゲートボール大会、それから日野市ゲートボール大会ということで、年３回大きな大会を開催しております。これら競技場は日野市民陸上競技場で実施しております。大会につきましてはいずれも市民陸上競技場を使用していますが、トラックの中の芝生のフィールドのところに、９面コートをつくりまして、約40クラブから65チームほどいつも出場しております。人員にいたしまして450人ほど参加して、盛大に開催されているところでございます。

日常の練習につきましては、各クラブごとに確保されました練習場を使用しております。このコートの整備等につきましては、要望のあり次第整備をしております。特に公園、あるいは運動広場等は、その他で利用する場合もありますので、でこぼこも多少出るんではないかというふうに考えております。要望の次第、砂を入れたり、整備に努めております。今後とも必要に応じ、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　福祉部長から大変細かく説明していただきました。ありがとうございました。何点か今の回答に基づきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、現在市が土地使用貸借契約によって４カ所ゲートボール場を設けてる、こういうお話でございました。大変不勉強で申しわけないんですが、この４カ所がどの地域に存在をしているのか、これをひとつ説明をしていただきたいと思います。

それから雨天練習場の関係でございますけれども、将来この問題について取り組んでいきたいと、こういう御回答でございました。この、将来という中身が具体的にはいつごろを指しているのか。と同時に何カ所ぐらいを考えて、どの程度の規模でつくられていくのか。もし今の時点でプランがあれば、御説明をいただきたいと思っております。

それから水道とかトイレ、ベンチ等の環境整備の関係でございます。特にゲートボー

ルをされている方々からの強い要望は、トイレと水の関係でございます。プレーをしている最中にのどが乾くとか、あるいはプレーが終わった後手を洗ったり、トイレを使った後、トイレを掃除するとか、こういったことで何としてでも、水とトイレは設置をしていただきたい。もし管理上の問題でいろいろと難しさがあるならば、鍵を老人クラブが保管をして、責任を持って対応してもいいと、こういうような話もございますので、ぜひ水、トイレの設置については前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それからゲートボール場の現状でございますけれども、私もこの一般質問を取り上げるに当たりまして、豊田の児童公園を見てまいりました。非常にグラウンドの中がでこぼこでありまして、プレーをするのに大変皆さんが支障を来している。本来ゲートボールというものは、平らな土地でボールを転がして、そしてゲームをするというのが基本だそうであります。しかし今公園等を使ってゲートボールをしている箇所につきましては、グラウンドコンディションが不良で、なかなか思うようなプレーができないという苦情が出ております。先ほど部長の方からは、そういう御要望があれば手直し、あるいは改善をしていきたいと、このようなことがございました、発言がございました。ぜひ老人会の方からそういった話があったときには、そのグラウンド、公園を改修をしていただきたいとこう思っておりますが、とりあえずこの何点かについて再質問をしましたので、御回答よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは再質問につきまして、お答えしたいと思います。

まず１点目の専用ゲートボール場、市で借りている４カ所はどこかということでございます。１カ所は西平山三丁目11の12、これらについては川北クラブ、このクラブが主に使用しております。土地開発公社の用地でございます。それからもう一つは、日野の、大字日野547、これにつきましては地元の長寿会、こういうところが利用しております。それから３カ所目は南平の七丁目でございます。ここにつきましては地元の大樹会、このクラブが利用しております。それからもう一つは宮の341番地、これは日野郵便局の裏側でございます。この４カ所でございます。

それから２点目の雨天練習場についてのプランでございますが、現在具体的なプランを持ってございませんが、これからはやはりお年寄りのそういうスポーツの場、レジャの場を確保していかなければいけないのではないかというふうに考えております。ちなみにゲートボール場の規模でございますけども、15メーターの25メーター、これが大体の規定でございます。したがいまして400平米から500平米ぐらい最低必要ではないかと

いうふうに考えております。これらにつきましては今後計画を練っていきたいというふうに考えております。規模としては鉄骨を組んで、いわゆる簡易的な雨天練習場ということですので、大きさにもよりますけども、比較的安くできるというふうに聞いております。今後検討を加えていきたいと思います。

それから３点目のトイレ、いわゆる水の確保でございますが、現在設置されておりますトイレ等につきましても、地元の老人クラブに管理をお願いしているところでございます。要望がありまして、地主さん側の了解が得られれば、設置の方向で前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから４点目のいわゆる児童公園、あるいは広場等で利用している方は、非常にでこぼこがあって、非常にやりづらいというようなことは確かにございます。ただゲートボール場の設置につきましては、どうしても各地域ごとにつくっていかないと、利用しにくいということもあります。非常に用地の確保が難しゅうございますので、できるだけ専用のゲートボール場の確保には努力いたしますけども、当面はそのような公園等、広場等利用せざるを得ないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ありがとうございました。

資料によりますと、ゲートボールの起源というものが、1959年の昭和34年、熊本県の教育委員会の体育保健課主催のスポーツ指導者講習会が開催された折り、そのときの配布されました資料の中に、ヨーロッパ風のクロッケーに似たゲートボールについて簡単に記載がされておったそうであります。そのときの講師が全くこれに触れなかったということもありまして、後日スポーツ指導員の人がゲートボールにつきまして、図書館等で文献を一生懸命探しましたが、ついに見当たらず、その簡単な２ページの資料が、今日の起源になったとされてありました。このゲートボールは御承知のように用具と内容が児戯に等しいということで、一部蔑視されたこと、あるいは現在でもされていることも事実でありますけれども、男女の性別、年齢の高低、そして体力、持久力の強弱、施設用具等々が他のスポーツほど難点がなく、さらに生涯スポーツとして取り組むことが容易であり、同時に地域住民の健康保持、それから体力づくりに最適であること。また現在のような複雑なルールではなく、簡単なルールとして紹介されたことも手伝いまして、急激に軽スポーツとして普及をしてまいりました。その後競技内容の見直しを図りまして、一部個人ゲーム的なルールを一掃して、完全に団体競技に改善、工夫をし、すっかり衣がえしましたゲートボールは愛好者の交流を図り、生涯スポーツの実を上げ、対

話のある社会と楽しいあすをつくるため、全国に広がり、市の中に浸透もしております。

今後ゲートボールがさらに市民の中に親しまれるよう、その環境づくりを市にお願いし、最後にスポーツ・文化推進本部長の市長の方から、ゲートボールに対しますお考え方を簡単で結構ですから、お示しいただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ゲートボールが老人向きスポーツとして、全国に普及をしたということについては、まさに注目に値することだったと思っております。日野市でも、多分50年代の早い時期に、まあ行政側から奨励という形で取り入れて、老人会に紹介をし、今日の普及を見て、なかなか盛んな状況だということでありまして、いろいろ改善なり、それから施設整備の点も必要だと思っておりますが、比較的市内全域に普及をして、一応余り苦情という形のことを聞いていないわけでありますが、確かにトイレとか、水のことがなかなか必要であり、また取り扱いがしにくいというようなことがあって、不満をかけておる面もあるに違いないと思っております。競技性もあって、大変愛好されるということでありますので、ただ雨天に果たしてそういう需要があるだろうかということにはちょっとまだ十分な知識を持っておりませんが、当事者の方々の、また地域の要望を聞いて、極力整えてまいりたい、このように考えます。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　それではこれをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって20の2、ゲートボール場の増設と充実についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時39分　散会

12月14日　金曜日　（第7日）

平成2年
第4回定例会　日野市議会会議録　（第38号）

12月14日　金曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	小川友一君
5番	高橋徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成2年12月14日（金）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（請願上程）
日程第　2　請願第2－29号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願
日程第　3　請願第2－30号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願
日程第　4　請願第2－31号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願
日程第　5　請願第2－32号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分　開議

○副議長（福島敏雄君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員24名であります。

本日午前、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問、21の１、程久保川の清流復活をと再び問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　おはようございます。一般質問を行わせていただきます。

きのう、朝早く、一般質問に備えまして程久保川周辺、そして南平丘陵公園を歩いてまいりました。きのうは大変なすばらしい晴天の日でございました。南平丘陵公園からは、雪をいただいた富士山がくっきりと姿をあらわしておりました。また、日野市役所の６階からは富士山、大山連峰に続きまして、榛名山、谷川連峰、男体山、筑波山に至る山々が日野市からも見えるという、すばらしい天気でございました。こういう日は、ことのほか空気や水や、あるいは土、自然といった、こういうものの大切さ、ある意味ではありがたさというものを感じるものでございます。

本日は、１番目に程久保川の清流復活についてということで、質問をいたします。

程久保川は小さな川でございます。川の管理責任は東京都ということになっております。流域面積が５平方キロ、抱えている山地がそのうち4.2平方キロ、平野部は0.7平方キロということになっております。源流は、現在、なくなっているわけでございます。多摩テックが昔の源流のあたりでございます。多摩テックを出ますと、田倉家の墓地があります。この付近に、側溝伝いに湧水がちょろちょろと流れ始めているわけであります。

そして上程久保、ここらあたりから川になりまして、多摩動物公園駅、ここまでが自然の水という感じで流れております。この部分は、きのうの朝も見てまいりましたが、大分澄み切った水の状態で、ゆるやかに流れる状況になっております。

多摩動物公園駅をくだりますと、中程久保、小宮橋、そして七生支所という方向に流れてまいります。ここは住民の要望や私どもの努力によりまして、東京都が河川改修工事を行いました。ここは御承知のとおり住宅がひらけまして、浄化槽の排水、そして雑排水、雨水などが流れ込んでおりまして、大変汚い状況になっているわけでございます。

そしてまた七生支所を過ぎまして、上郷橋、寺が背橋というあたりになりますと、またややきれいになってきております。きのうの朝も、白セキレイと思われる鳥が２羽、水の上を走って飛んでおりました。そしてこれが発生から下流、三沢、百草地域、落川地域を流れまして、浅川に合流をしていくというわけでございます。

現在、こういう状況ではございますが、この十四、五年を見てみますと、やや七生支所以下がきれいになってまいりまして、魚がだんだんと上流まで上ってきつつある、こういう状況も出てきております。これは団地などの汚水浄化施設、ここを改造いたしまして、３次処理までというような方向で排水の努力があったり、あるいは家庭の努力があったり、日野市のさまざまな努力などがあって、こういうところまでなってきたと思います。三中の生徒などの作文なんかを見ましても、魚が復活してきて、川をさかのぼってきてうれしいというようなことなどが、たまたま見られるわけでございます。

また、この程久保川につきましては、河川改修につきましては、私も東京都にしばしばお願いに行きました。日野市も努力をされました。住民の方も努力をされました。この結果、のり面などを生かして、緑の公園をだんだんふやしていこう、こういう努力もなされてきたわけでございます。

現在、日野市の清流については、さまざまな角度から注目を浴びているわけでございます。最近、テレビが取り上げたのだけを見ましても、何回も放映されました。ＮＨＫの「関東甲信越小さな旅」、またＴＢＳでは「頑張る東京農民」ということで日野の自然と農業、そして同じくＴＢＳが、「途中下車の旅」でも取り上げております。

ことしになりましてからも、12チャンネルにおきまして、「湧水と水路のまち、日野」というのが、４月14日に放映をされました。また10チャンネルが、「炭焼きと城下」ということで、ことし報道しております。そのほか８チャンネルも「武蔵野のおもかげ」「日野の今昔」ということで、５月に放映をしたわけでございます。

残念ながら、これらのテレビ放映の中で、程久保川はほとんど取材をされていないようであります。しかし日野市の人口の半分近くが住んでおります七生地域、程久保丘陵地帯、ここの中での程久保川の占める役割というのは、大変大きなものがあるわけでございます。オーバーにいえば、七生地域の住民の心の支え、情感をもよおす、そういう中心をなす水辺であるということが言えると思っております。

この程久保川につきまして、若干の質問をさせていただきたいと思います。

第１点は、下水道完成が近づくにつれての関係のことでございます。３年後には下水道が完成をする。そしてさらに３年くらいたちますと、ほとんどの家庭が雑排水、汚水

を下水道につなぐという状況になってまいります。この間、あと６年以上、待たねばならないわけでございます。下水道が普及をいたした暁には、汚水雑排水は程久保川に流れないという状態になってまいります。この間、六、七年の間、今申し上げました汚い水の流れの部分、ここに対して、日野市として、東京都とも力をあわせ、浄化のためのどのような努力をしていただけるか、この点について、質問を申し上げます。

第２点は、同じく下水道が完成してしまいました後の一つの不安がございます。これは、程久保川に水源地がなくなったという点から、水のない川になってしまうのではないか、こういうことが想像されるわけでございます。

現在、程久保川には湧水地というのが６カ所ほど発見をされております。しかし、日野台地等の浅川による復元水と違いまして、この程久保川の流域の湧水というものは、湧水量が極めて少ないわけでございます。どれもこれもちょろちょろ流れている程度、少しわき出している程度になっております。これでは程久保川の水を、住民の心の安定を支えるような感じで、豊かに流れるというふうにはならないと思います。また、魚が住むにも、この程久保川が十分な状況にはならないなというふうに予測されるわけでございます。

そういう点で、程久保川に年間通水ということを今後とも予測して、予定して、日野市や東京都が頑張っていただかなければいけないと考えております。将来、モノレールも通ることになると思います。できれば、中程久保あたりに魚が住むことができるような水辺をつくるとか、あるいは多摩動物公園駅から上流の自然の水は何とか保つ。そのためには伏流水ではなく、ここは湧水でございます。程久保の丘陵の樹林を残しておかなければいけないということになってまいります。それらの点も含めて、今後、日野市が年間通水のためにどういう努力をしていただけるかということを、質問をいたしたいと思います。

以上、２点、お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の１点、２点、含めまして、御回答をさせていただきたいと思います。

御質問のとおり、程久保川は東京都で管理している１級河川でございます。この河川については、昭和48年から昭和58年の10年間で計画水量50ミリ、時間に対しての対応できる断面で、整備が完了しているところでございます。

この地区一帯の下水道計画では、平成４年度の末に供用開始という形の予定になって

おります。下水道が完備いたしますと、先ほども御指摘があったように晴天時におきましては、高幡用水の流入する高幡踏切の近くでは流量は確保できますけれども、上流については、この程久保川の源流であるわずかな湧水だけになってしまうというのが、今、予想されているわけでございます。

この点について、ある程度水量が必要であると考えまして、将来は水道水、それからまた井戸水等の水源を求めまして、ここに循環方式という形の中で水の量を確保していきたいという考えを持っております。また、これに伴いまして、魚や小動物等が住めるような河川にしたいということを、今、担当の方でも考えているわけでございます。こういう点を踏まえまして、東京都に今、要請をしているという段階でございます。

それから下水道ができるまでの間の現在の、汚れた水を清流に復活する件でございますけれども、これは非常に難しい問題だと思います。難しいからといって、そのままにしておくわけではありませんけれども、この点についても、今、現在、担当の方で検討をしているという段階でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

現状の程久保川の水質の状況です。これはもう中程久保とか、そういうところは大変な汚れ方でございまして、数字を言うこともできないような状況であります。しかし程久保川も、下流に行きますと、高幡橋付近に比べまして、ほとんど劣ってはいない。少し汚れているという状況にあります。浅川の高幡橋のところがＤＯで8.0、程久保川が下流の方で7.8、それからＢＯＤは高幡橋が8.3、程久保川が13、ＣＯＤは浅川9.0、程久保川が9.9、それからＳＳというはかり方もありますが、これは浅川、高幡橋付近が18、また程久保川下流は14というぐあいになっております。

これらを、現在の中でも、もっともっときれいになるように、ひとつ日野市、あるいは日野市から東京都への働きかけという方法を通じて、きれいになるように努めていただきたいと思います。

先ほど申し上げました、白セキレイと思われる鳥が飛んでいる付近までは、何とかフナあるいはコイ、こういう程度の魚なら泳げる、住めるという状況になってきているところでございます。

今後、下水道完備後のことでございますが、このことについては、私は、前の質問のときに、ある意味では水道の水を少し流すということまでしても水を保つべきである、浄化をすべきであるということも申し上げました。むだ遣いだという声も出てくるかと

思いますが、今、自然環境を保つという点では、さまざまな努力がなされていいというふうに思っております。現在のいろいろの地理の状況を考えますと、不可能な気もいたしますけれども、例えば他の市町村の下水処理場、ここの処理水を何とか誘導して、程久保川の上流に持ってきて流す、こういうことも将来的には研究してもいいと思います。

既に、三多摩では清流の復活で、そういうことをして大々的に実験をし、実際に現在も流している川も出てきているわけでございます。こういう点なども含めまして、もし緑と清流という立場から、市長の方で御答弁いただけることがあれば一言で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道の普及に伴いまして、現在、市内の浅川の流れ、それから御指摘の程久保川の流れ、これがどういう影響を受けるであろうかということを、日ごろ、素人なりに考えております。

つまり現在の、多摩川は別にいたしまして、浅川も程久保川も、開発をされた流域の家から流される生活廃水が流れの主流になっている。これを別の系統の下水システムで、管渠を経て処理場に集まり、また処理水は一般には下流に放流されるということですから、浅川の流れを維持するには、なるべくいわゆる源流の地域に自然の保水力が保たれなければならないということと、程久保川でも同様になるわけでありまして、頼りにするには湧水量に大きく期待をするわけですけれども、これも現在も既に流れておる流水の一部をなしているということでありますから、いわゆる絶対水量には、どうしても果たして流れが連続するだろうかという懸念があります。

したがって考えられますのは、水源地域になるべく保水力を涵養する、やはり木を植えたりすることになるわけでありますが、もう一つ考えられるのは、やはり地下水あるいは伏流水を表にもう一遍引き出してそれで流れを保つ、つまり人工的な手段を取り入れないと少々無理ではなかろうか。私も、そのような話題の出せる機会には、特に専門家に対しまして、将来の川の自然水、流れは一体どうなることになりましょうかということを問うてみますけれども、的確な回答、あるいは示唆というのはなかなか出てまいりません。

結論としてはやはり、場合によったら水道水を流す、地下水をくみ上げる、こういうことで、ある程度の循環的な装置をまた考える必要があるかもしれません。中水道にして、放流水を中水道で上流にもう一遍圧力をかけて、押し上げて、そうして流れを保つ、こういうことがあるいは必要になってくる時期が来る、こういうふうな見通しと言える

かどうかわかりませんが、いずれは解決のための考え方をそそるということが、現実問題になってくると思っております。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。ぜひそういう方向で、さまざまな実験、あるいは発想ということを展望して、御努力いただきたいと思います。

ただいま市長からも指摘されましたように、浅川もそういう点では大きな問題を控えているということができます。私は、浅川についてもその水源地である高尾山を守る、そのためには圏央道計画を白紙に戻して、自然を守る観点から考えるべきであるということを、一般質問でも発言をしてきたわけでございます。

そして程久保川のことにつきましては、今、市長からも専門家の意見ということがございました。これから先六、七年の下水道完全普及に至る間、この間、程久保川を浄化することについていろいろ考えているという、市内のそういう技術者の方々もいらっしゃるということも、聞いたことがあります。そういう方々の意見も聞いて、安い費用で浄化できるのだという説もございますので、今、日野市が試みている木炭による浄化の方策であるとか、そのほかのことを研究して、当面の浄化対策ともしていただきたいと思います。

そして、今、多摩動物公園駅から七生支所の間は、ふたのない下水路というような感じになってきております。ここを少し、今後は改造していただきまして、緑のあるような程久保川ということも、今後の展望としては考えていただきたい。そして、願わくは、上流においては昔のように蛍が復活できるような自然と人間と動物の循環がうまくいくような場、そういう方向での河川の設計をも試みて、頑張っていただくようにお願いをいたします。

以上で終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって21の１、程久保川の清流復活をと再び問うの質問を終わります。

一般質問21の２、南平丘陵公園に本格的な陶芸窯を設置せよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、陶芸窯のことで質問をさせていただきます。

きのうの朝、久し振りにこの市議会に来る前、南平丘陵公園を歩いてまいりました。入り口からひょうたん池展望台というのがある小さな尾根伝いに上りまして、市議会に来た次第でございます。

ここの南平丘陵公園には、コナラでございますとかクヌギ、こういうものが自然の形でたくさん、現在、生えております。モチの木とかマツ、あるいは大きな木になっているツルグミの木、こういうのも生えている、大変すばらしい自然公園でございます。ここに現在、入り口に炭焼き小屋が建設をされております。そしてときどき、日野市内の雑木林の木を材料として炭を焼いたりされてきたわけでございます。ただ、この炭焼き小屋の焼き方という問題があります。すぐ出入り口で炭を焼くときの煙というものが、低いところから出ていくという状況であります。

このため、恐らくあの公園のすぐ出口にあります、平さんというお家が二、三軒あるわけでございますが、あの付近は、その煙であるいは目が痛かったり、鼻につんと来たりというようなこともあるのじゃなかろうかなという危惧をいたしております。ですから、炭焼きというのは大変市民にとっては関心のあることであり、今後もこういうことを市内でもやっていくということは、私は大切なことだと思っております。

しかしこの炭焼き窯も煙突を工夫をする、それから現在、あの炭焼き窯の中はモーターによって煙を引き出して排煙するというような構造になっております。これらを改良していけば、私は付近の住民の方に迷惑をかけることなく、南平丘陵公園でも炭焼きをやっていくことができるのではないかと思うわけでございます。

現在、炭焼きは、山梨県あたりに行きますと、１窯焼くのに１回6,000円でできるわけでございます。ですから、自分の山の木を炭に焼こうとすれば、自分でトラックで素材を運びまして焼けば、6000円で60俵くらいの炭が焼けるわけであります。しかし日野市のいろいろの歴史というようなことも考えて、また今後の川の浄化、あるいは自然に対する市民の関心を高める、こういう点で、私は炭焼き窯というのはいい発想であったというふうに思います。

ただ、日野市の炭焼きというのは、昔は程久保、百草の方面にはいろいろあったようでございます。昔、高幡城というバーベキュー屋がありましたが、今、なくなりました。あの付近にも炭焼き小屋があったと、古い人に聞いております。ただ日野の方は、田んぼが多くて、あるいはカイコを飼っていらっしゃる方が多いということで、炭は山梨県あたりから背負って、売りに来る人たちのを買っていたということでございます。

そういうこともあって、あちら方面に炭焼き窯ができると、この煙のにおいになれないということもありますので、いろいろ迷惑を感じている方もいらっしゃるのかもしれません。

そういう状況の中で、私、南平丘陵公園を見てきたわけでございます。南平丘陵公園

は、先ほど申し上げましたひょうたん池展望台、ここのところは日野市でも最も海抜の高い地点になっております。ここらの地形をよく工夫して、そして煙の出方を考えれば、陶芸窯をあそこにつくっても差し支えないなという判断をしたわけでございます。

南平丘陵公園を指定したのは、この南平丘陵公園がやがて市民あるいは他市の方々にとっても、自然を守り、しかも公園をつくるということでモデルケースになっているという状況に、今あります。こういうところで炭焼き窯あるいは陶芸窯、こういうものが自然な形で営まれるということは、いろいろな意味で意味があるのではないか。そういうことで、私が、市民の方々の意見もありまして、今回、提案をしてみた次第でございます。

陶芸窯といいますと、公民館を初め、小中学校あるいはつばさ学園、さまざまなところにあります。これはバーナーで焼きまして、1,800度くらいでやる窯でございます。私が申し上げている窯というのは、本格的な、土などでつくった登窯とか、さまざまな窯を工夫して、あそこに設計し、設置したらどうか、こういうふうに考えているわけでございます。

陶芸といいますと、私も生まれた鹿児島県の薩摩焼きというのを思い出します。この薩摩焼きは、現在も活発に行われておりますが、歴史があります。全国の窯というものにはさまざまな歴史があるわけであります。そして薩摩焼きに代表されるような歴史というのが、日本全体を流れているように思います。

司馬遼太郎の有名な作品もあります。「故郷忘れじがたく候」というのがありまして、文芸春秋で発表されたり、あるいは今、文庫本になったり、全集に入っております。これは薩摩焼きのことを小説にしたものでございます。

豊臣秀吉が朝鮮に侵攻いたしました。そのとき、島津藩が同行いたしまして、朝鮮人八十数名を鹿児島に連れてきた。これは連行してきたわけであります。そして厚くもてなしたという見方もありますけれども、一定の場所に隔離いたしまして、焼き物をさせたという側面も、またあります。日本全国、そういうような形で、朝鮮の人たちをある意味では差別、あるいは管理しながら、日本の優秀な焼き物ができてきた。

薩摩焼きの、昔の苗代川というところ、今の東市来深山というところでございますが、ここは私も見にいったことがあります。もちろん現在は日本人、朝鮮人、そういうことは差別なく、芸術にまで高まった焼き物を、皆さんが熱心に焼いているわけでございます。そして民芸窯あるいはそういうものを展示する場所、こういうものが活発になっております。

そしてこの小説に出てくる沈寿官という方は、日本の政府でも、あるいは南朝鮮の政府等においても、今は高く評価をされておりまして、14代目になっていらっしゃる方でございます。16世紀のころから、こういうことが続いてきているわけであります。

そして、日野市も窯に関係のあることが、ないわけでもないのです。益子焼きというのがあります。薩摩焼きのところは、今、窯が13カ所か15カ所営まれておりますが、益子焼きは、これも全国に有名でございます。

昔は、浜田さんという方が窯を一つ持っておられましたけれども、現在は130カ所くらいの窯になり、全国から、あるいは世界中から陶芸を目指す人たちが集まって、盛んな活動が行われております。古い方に聞きましたら、この浜田さんという方は、登戸の出身で、奥様や家族に日野市から嫁いでいらっしゃる方が何人かいらっしゃるということであります。

そういうことで、日野市もまんざらこういう陶芸ということに、歴史的に関係がないということでもありません。そしてまた現在、日野市民、先ほど申し上げましたように小中学校生から始まりましてつばさ学園、そして公民館の陶芸活動、あるいは自分の家でバーナーで焼く窯を持っていらっしゃるさまざまなグループ、大変活発な陶芸活動が行われてきているわけであります。

そして、そういう方々に聞きますと、どうしてもバーナーで焼くのではなく、自然の窯で、本格的な窯で１年に１回くらいは、あるいは一生に１回は焼き上げてみたいというのが、ついには願望になるそうでございます。

しかし今、この地域近辺にはそういう自然な窯、あるいは陶芸窯というものがございません。名をなしている方でも、陶芸窯を利用するには１年に１回、予約して、やっと焼くことができるという状態にあるといわれております。そういう点で、日野市の適当な場所にこういう登窯などができれば、私はいろいろ文化発展のためにも尽くせるのではないかと思うわけでございます。

以上のような点で、担当の部長に、私の提案に対するお答えをいただきたいと思います。そして、その際、現在、陶芸を志し、あるいは趣味としてやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。陶芸人口というのは、日野市はどのくらいあるかということもあわせ、お答えいただければと思うわけでございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　陶芸窯の御質問にお答えを申し上げます。

御質問の中にもございましたように、市民の陶芸に関する関心でございますが、非常に高いものがございます。公民館におきましては、公民館の主催事業といたしまして、これまで陶芸教室、それから現在は縄文土器をつくろう、こういうテーマの講座を設けております。これらの講座を卒業した人たちが自主的にグループをつくりまして、自主グループが８つほどございます。

この自主グループの数は、１つが20人から25人程度の人数で構成されておりますので、８つありますと200人くらい、公民館を利用して、陶芸に関心を持った陶芸人口、大変意味が狭まりますけれども、200人程度はいるのではないか、このように考えております。

公民館の陶芸窯につきましては、電気ではなくて、都市ガスを使うものでございます。電気よりも、都市ガスの方を熱源とした場合に、焼き物が上品な物ができる。さらにそれよりも自然木を燃やした本格的な窯の方がいい作品ができるということは、よくいわれているわけでございます。

現在、縄文土器をつくろうという講座がございますけれども、この講座の中では、粘土を市内から採取いたしまして、形をつくり、これを野焼きにしまして、完成させております。その場所は多摩川の河川敷を一時借用いたしまして、そこでやっておりますけれども、本物に近い味わいのある土器を実感し合う講座として、大変人気があるわけでございます。

公民館の中に窯をもう一つ増設してほしいというような声もございますけれども、現在の敷地の中では、法令上も制約を受けまして、増設は大変無理な状況にございます。公民館にございます窯は、今、素焼きの場合には平均的な作品で約50個くらいが一度に焼ける大きさの窯でございます。

この素焼きを２回繰り返しまして本焼きになりますが、本焼きになりますと、重ねて窯に入れるようなことができなくなりますので、一度に焼ける数はその半分ということになります。したがいまして、御質問、御提言をいただきましたこの本格的な陶芸窯につきましては、大変魅力を感ずるところでございますけれども、公園内につくるということで、この陶芸窯施設の維持管理をどうするかというような問題、それから周りの自然環境を保つには、問題はないかというようなこともございます。関係課と協議いたしまして、いろいろ意見を聞いてみたいと思いますので、しばらくお時間を拝借したいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　私、本日は提言という形でこの質問を行いました。担当部長からも、本格的な窯というものには魅力があるのではないかという答弁であったわけでございます。

この窯の燃料でございますが、わらであるとか木であるとか、松、あるいはすごいすの出る赤松、黒松、こういったいろいろのものが素材になっております。ですから、その排煙については、いろいろ工夫をすれば、近所の障害にならないそうでございます。これは火が燃えるところに入る空気の量、そして排出するトンネルの直径と長さ、こういうものによって、さまざまな工夫ができるそうでございます。これは炭焼き窯も同じだそうでございます。

そういうことで付近の住民の方々の理解が得られるような場所、あるいは窯ということが建設可能ではないかなというふうに思っておりますので、それらの点を今後、時間はかかっても、研究をしていただきたいと思う次第でございます。

そして子供たち、あるいは小中学校生、あるいは高校生、大学生も、趣味のある方がいるでしょう。そして今、回答がございました公民館の８つのグループ、150人から200人のメンバーの皆さん、そのほかにも、自宅でやっていらっしゃる方も、たくさんあります。

既に南平丘陵公園の入り口に、昔から居を構えていらっしゃる、元市役所で部長職にありました村山さん、ここも直接聞いたわけでもなく、見たわけでもございませんが、近所の方の話を聞きましたところ、村山さんも小屋をつくって、1,800度のバーナーで焼く窯を、今、退職後やって楽しんでいらっしゃるということを聞いたわけでございます。

そういう場所でございますので、ぜひ今後、市民参加を得て、専門家にも意見を聞いていただきまして、私の提言が日野市内で生きていけばと願う次第でございます。

以上でこの質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって21の２、南平丘陵公園に本格的な陶芸窯を設置せよと問うの質問を終わります。

一般質問21の３、都道バイパス（高幡不動駅前）の開通をいそげの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、高幡不動駅前区画整理地域内の道路開通状況につきまして、質問をさせていただきます。

この件についても、数回、私、一般質問でも取り上げてまいりました。またここの道

路については、住民団体や市民から、市当局にもいろいろ要望が寄せられているはずでございます。

あの高幡不動駅前の一帯、昔は田んぼであったわけでございます。今、地主さんの協力などもあり、市、東京都等が区画整理を促進をしている状況にありまして、田んぼは消えてまいりました。そして、ここの真ん中を通っておりますあか道、いわゆる農道は、大変な通行量でございます。日本一の通行量を誇るあか道だということをおっしゃっている方もおられます。そういう場所でございまして、ここの道路には、市民の関心が高いわけであります。

特に今、七生交差点の渋滞、そして下水道工事等によるさらなる交通渋滞の促進が今の実態でございます。通勤、買い物、バス、自家用車、大変な渋滞の時間が発生をいたしてまいります。

将来的には京王線高幡不動踏切、ここが立体化をされる予定となっております。このことにより、大きな交通渋滞の解決は見えているわけでございます。しかしそれまでには、相当なまた年月がかかっていくわけです。そういう中で、私はこの区画整理地域内の道路建設を進めていく際に、暫定的な道路をつくってほしいということを、提言をしてまいりました。これはなかなか難しいということでありました。

しかし今までの質問の中で、それでは区画整理の計画にある道路を優先して工事をして、これを使用開始を早くする、こういうことを可能にしましょうという、市側の回答もあったわけでございます。

そしてそれは、現在ある、都の公社が行っている第８号工事の６メートル幅の道路がございます。これについては、年内にも開通するというふうに聞き取れる答弁も、以前あったのでございますが、これの工事状況はどうなっているのか。それから市道3･4･9と以前、命名をされました真ん中の、バスも通れる路線でございます。これの工事状況はどうなのか。

今までの私の質問に対する市側の答弁を聞いておりましたときには、これらの道路が完成をすれば、暫定的に自家用車なりバスなりを通せるというふうに、私は承っておりました。しかし、現状をいろいろ伝え聞くところによりますと、この工事もなかなかいろいろの社会情勢がございまして、予定どおりには進んでいないのではないかなという気もいたします。

そしてまた、完成をした際に、付近の建物がございますことなどもありまして、区画整理全体が終わって、ビルの移動などがなされなければバスは通せないのではないか。

あるいは自家用車程度の車でも通せないのではないか。人間しか通れないのではないかというような感じなども、してきたわけでございます。

しかし、今申し上げましたような交通渋滞が大変激しい場所であります。そういう点で、何らかの形で暫定的に、あそこを自家用車なりバスを通すということにしないと、この状況は何年も続いていくということになってまいります。

特に最近、日野市境の八王子、多摩市の人口急増、開発が急ピッチでございます。大学その他もふえてまいりました。今、多摩動物園通り、あるいは百草団地高幡台の真ん中の通り、１日で１万台くらい、通行量がふえてきております。そういう状況にありまして、この車の一部が高幡不動駅を目指しているわけでございますので、今の区画整理地域内の道路建設を促進をしていただきまして、暫定使用を開始するということが、相当な交通混雑解消策になるのではないかと思います。

そういう点で、今申し上げました第８号工事の６メートル幅道路の進捗状況、そして市道3･4･9の進捗状況、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。ただいまの質問につきましては、本年の第１回定例市議会でも御質問いただきまして、お答えをしているとおりでございます。

この御指摘になりました周辺の道路の渋滞でございますが、一番大きな理由は、都市計画道路3･4･8号線、駅の東側の踏切が現在、平面交差になっておりまして、この平面交差が大きな原因の一つでございます。

それから２点目は、高幡の交差点が、街路整備がまだできておりませんで、右折の車線が十分取れないとか、あるいは左折の車線がないとか、こういう問題をはらんでいるということでございます。

これらを解決するには、ただいま申し上げました踏切の立体化でありますとか、この交差点を中心といたしますところの都道の整備というものが必要なわけでございます。これらにつきましては、現在、立体化につきましては、東京都が平成５年完成をめどに用地買収、設計等の準備をしている。それから都道、いわゆる川崎街道でございますが、これは都市計画道路で3･4･3号線でございます。これは一部区画整理の中で整備をすることになっておりますので、家の移転等をできるだけ早く進め、整備をいたしたいというふうに考えております。

それからあと一つ、駅の方に入る関係になりますけれども、これは駅から南に都市計画道路3・4・9号線というのがございます。これは先ほど申し上げました都道を整備した上で、この3・4・9号線を早急につくるということが必要なわけでございます。

それで、御質問のまず１点でございますが、駅前の区画街路の工事の進捗状況はどうかということでございます。これは3・4・9号線と、それから3・4・8号線の間の街路でございまして、幅員が６メートル、延長にいたしまして253メートルでございます。これは平成２年度で施工する。施工の主体は、委託先でございます新都市建設公社ということになっております。

現在の状況を申し上げますと、地下の埋設、水道から始まりまして下水等の地下埋設管を入れまして道路築造を行うという計画で進んでいるわけでございますけれども、現在、発注の段階でございますけれども、業者の施工能力といいますか、受注能力が非常に現在、不足をしておりまして、入札等行いましたけれども、不調に終わったということでございます。

したがって、今の時点では、当初計画したように、平成２年度末に完成ということはちょっと無理ではないか、そういう状況でございます。今、公社の方にも、早急に発注できるよう、督励をしている段階でございます。

それから3・4・9号線でございますが、この道路につきましては、駅の前の駅広場に接続するところに、まだ鉄筋コンクリートの民間のビルがございまして、このビルを移築をしませんと、道路が機能をなさないわけでございます。現時点では、この道路の建設、供用開始というめどは、具体的には立っていないという状況でございます。

いずれにいたしましても、現在の状況を見まして、警察等とよく協議をいたしまして、自動車の通行、あるいは歩行者の安全等につきまして、十分協議をする中で、工事も進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　再質問を１点だけいたします。確認の意味であります。

この６メートル幅の街路については、来年３月完成をめどにしたけれども、今、延びているということでございました。それでこの６メートル幅街路が完成した際には、関係当局とも相談をして、何とか乗用車の通行だけはさせる努力、こういうことは試みますというお答えだったでしょうか、その点をちょっと確認したいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　ただいま申し上げましたこの区画街路ができ上がりま

しても、駅前のいわゆる東西の道路がございますけれども、その接続の問題、それから3・4・8号線への接続の問題、こういったものもございます。この辺の問題をどうするかということと、それから交通管理者であります警察署との協議を、今後進めて結論を出していきたい、そういうことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、この件については要望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。

あの地域の交通渋滞解決策は、いろいろな提言もしてまいりました。今後とも七生交差点につきましては、右折、左折の道幅をつくっていただく、このためには数十センチ、あと広がれば可能だということも考えられます。東京都あるいは消防署、警察、地主さん、こういう関係のところと、困難ではございますけれども、今後、相談をして解決を、第１点はしていただきたいということを申し上げたいと思います。

そしてもう一つの点は、今度は駅前の区画整理地域内でございます。つまり今、部長が申されたのは多摩動物園通りとの接続点、バス停がある駅前通り、これとの接続点が解決の見通しをまだ明確にしていないということでございます。

私は、当初計画の設計図のとおりではなく、今、関係していらっしゃる駐車場をお持ちの地主さんあるいは関係者、空き地、今後入ってくるであろう予定の地主さんが所持の区画、こういうところをいろいろと相談をしていただいて、何とか暫定的な車の通行、これを図ってほしいということを、提言をしているわけでございます。

確かに、今、あそこにあります幾つかのビル、こういうのを移動するということは、工事的には、あるいは今の建築や土木工事としては、いかようにでもなる技術があるそうでございます。しかしいろいろのことがございますので、移動するのは手間取るかもしれません。所有者、あるいは賃貸借されている方々の権利も守っていただかなければなりません。そういう点で、今後いろいろあると思いますので、その解決に至る間、暫定的な道をつくって、関係当局と努力をしていただきたい、こういうふうに重ねて要望をいたしておきたいと存じます。

そして東京都の公社が入札をしているけれども、なかなか落札が行われないということだそうでございます。一刻も早く、これらの工事ができる業者の方があらわれまして、工事が住民の期待どおり進捗するように願いまして、質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって21の３、都道バイパス（高幡不動駅前）の開通をいそげの質問を終わります。

一般質問21の４、いかなる形であれ、海外派兵には自治体としても反対を貫けの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　自衛隊の海外派兵という問題が、私たち国民のあるいは国際的にも大変な大問題になった11月でございました。しかし国民の世論の力によりまして、戦後何回か試みたけれどもなし得なかった自衛隊の海外派兵、今回もこれをつぶすことができたわけでございます。

今回の国連平和協力法案、日本共産党はこれを自衛隊海外派兵法、あるいは米軍戦争協力法と見抜きまして、国民の皆さんに訴えてまいりました。そして、このことは20日間から１カ月のわずかな期間に、国民もそういうふうに思うところとなり、政府が提案した法案は、見事に廃案になったわけでございます。

国民の世論の変化も、本当に急速に行われました。９月30日付の読売新聞世論調査結果はどうなっていたか。１面トップに、読売新聞は自衛隊の海外派遣容認が52％という大見出しで発表をしたわけでございます。本当にそうかなと、世間は思いました。しかしこの世論調査の中身を見てみますと、若干世論誘導の気持ちがわく質問の設定になっておりました。したがって、国連の要請があれば、自衛隊を派遣してもよいというのが22.7％だったのです。それからお医者さんの医官など、武装していない自衛官に限り派遣してもよいが28.9％、これを合わせて、読売新聞は52％が自衛隊の海外派遣に賛成をしているという発表をいたしました。

こういう新聞社の動きもございましたけれども、日本共産党及び他の党などの活発な国会質問、そして平和団体その他のさまざまな平和を守る活動、宣伝、こういう中で、世論は変わってまいったわけでございます。

10月23日の毎日新聞は、やはり１面トップで自衛隊派遣に反対53％、憲法違反と思うが49％と発表されました。自民党支持者も、反対多数というふうになってきたわけでございます。そして11月１日の朝日新聞では、自衛隊海外派遣反対が67％、支持は13％、こういうふうになってまいりまして、同じく朝日新聞の11月６日付では自衛隊派遣78％が反対、法案反対も58％、こういうような国民の世論の状況になってきました。

また国会の動きを国民が不安がりまして、議院面会所というところに、大変な数の方々が訪れたそうでございます。衆議院の警務部というのがありまして、議院面会所に訪れる人の数を記録されております。衆議院戦後の記録の最高だったそうでございます。短期間、20日余の審議期間中に２万2,693人の方が、衆議院の議面と呼ばれている議院面会所、ここを訪れた。こういう国民の盛り上がりがありまして、自衛隊の海外派兵は中

止ということになってきたわけでございます。

この国民の力、本当に大したものだというふうに、私は感動をいたしました。日本の歴史に残る動きであったというふうに言っていいと思います。

そして地方自治体でも大変な関心になりました。それは国会質疑の中で、国家公務員や地方公務員がこの法案に従って、海外派遣を命ぜられた際には拒否することができない、拒否したら処罰されるということになってきたからでございます。

そういう中で、沖縄県では知事選挙が戦われました。自民党の候補者は新聞社の世論調査などに答えたわけでございます。我が県では、政府からの指示があれば、県庁職員や県立病院の医師、看護婦をイラクに派遣すると、こういうことを答えたわけです。あの第２次世界大戦までに至る沖縄県民の戦争反対の気持ち、これを大変に刺激することにもなりました。

その結果、自民党保守系の候補者は、大差で破れまして、日本共産党や社会党、そして公明党も応援するという中で、革新県政が12年ぶりに奪還をされました。この勝利の大きな力になったのが、国連平和協力法に反対する沖縄県民の意思であり、また日本国民の世論であったというふうに、総括をされているわけでございます。

そういう意味で、私は今回のこの法案というのは、地方自治体にも大変関係がある、こういうことで取り上げたわけでございます。そして一たん廃案にはなりましたけれども、自民党政府は今後も何らかの形で、自衛隊の海外派兵を実現しようと、虎視たんたんでございます。そしてそれ以上に、アメリカがさまざまな形で、日本の自衛隊海外派兵を求めてまいっております。

今回、イラクのクエート侵略、このことをきっかけとしてこの問題が浮かび上がりましたけれども、アメリカと日本の支配者はこれだけにとどまらず、今後ともアメリカが世界中の警察として、あるいは憲兵として支配をしていこうという野望があるわけであります。

こういう時に当たり、アメリカがいつでも日本の自衛隊を手下として従えて、さまざまな、世界中の各国ににらみをきかし、あるいは武力事件を引き起こそう、こういうふうに構えているわけでございますので、今後ますます一層、自衛隊を海外派兵させないという世論や、平和の運動が大切になってきていると思います。

私は、ここで具体的な質問に入る前に、一、二、憲法のことについて、記録を読み上げさせていただきたいと思います。そして、その上で市長に自衛隊の海外派兵、このことに対しての、地方自治体の長として、あるいは市民としてどういう御決意であるかの

回答をいただきたいと思っているわけでございます。

最初に日本国憲法であります。前文、途中省略して、主要なところの言葉だけを読み上げます。国際平和の問題では、こういうふうに表現をされております。

「日本国民は、……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」そして数行続きまして、こういう活動を通じて「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」というふうになっております。

そして第９条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」こういうふうになっているわけでございます。

そして国連協力と日本国の憲法の問題について、憲法制定当時から検討がなされてまいりました。長谷川正安という名古屋大学名誉教授の方が11月に発表されました、憲法に関する論文がございます。この中の資料を、私、読み上げて、参考にしていただきたいと思っているわけです。

1946年９月13日の貴族院帝国憲法改正案特別委員会「議事速記録12号参議院事務局編『帝国憲法改正審議録・戦争放棄編』453ページ。」ということで資料があります。この討議によれば、戦争放棄の結果、中立国としての義務履行ができなくなり、日本が戦場化する危険が濃厚にならないかという高柳賢三東大英法学者の質問に対して、吉田内閣の幣原国務相は次のように答えている。

もし現実の問題として、日本が国際連合に加入するという問題が起こってまいりましたときは、我々はどうしても憲法というものの適用、第９条の適用ということを申して、これを留保しなければなぬと思います。これでもよろしいかということでありますれば、国際連合の趣旨、目的というものは、実は我々の共鳴するところが少なくないのである。大体の目的はそれでよろしいのでありますから、我々は協力するけれども、しかし我々の憲法の第９条がある以上は、この適用については、我々は留保しなければならない。すなわち、我々の中立を破って、さうしてどこかの国に制裁を加えるというのに、協力しなければならぬというような命令というか、そういう注文を日本にしてくる場合がありますれば、それはとうていできぬ、留保によって、それはできないというような方針を執っていくのが一番よかろう。我々は、その方針をもって進んでいきますならば、世界の世論は翕然として日本に集まってくるだろうと思います。

兵隊のない、武力のない、交戦権のないということは別に意とするに足りない。それが一番日本の権利、自由を守るのによい方法である。私らは、そういう信念から出発いたしておるのでございます。

というのが答弁です。大正末から昭和初期に、３代の外相をされた、第１次加藤、第２次加藤、若槻内閣、その外務大臣として、平和外交で知られた、幣原、当時国務相のこの回答に、質問をされた高柳さんは、よく、わかりましたと納得して、討議は終わったそうでございます。

そして、マッカーサーとともに第９条の草案者と考えられている幣原の第９条解釈が当時の政府説であり、学会の多数説であったというふうに言えると思います。こういう歴史を持つ我々の憲法第９条が存在をいたしております。

今後の海外派兵ということについて、自民党政府は、民間を使ってやるという発想を、今、研究をしております。今の120通常国会にも、新しい法案を出そうと、準備をしているわけでございます。そして野党も抱き込もうとしております。

しかしこれも、日本共産党などのテレビなどの発言、あるいはさまざまな専門家の文章などを読んでみますと、結局、海外に派遣するのは訓練をした自衛隊でなければならなくなっていくに違いないということが予測をされておりまして、政府としても矛盾を抱えているわけでございます。

こういうときに当たりまして、自治体としてもいろいろなことを考えておかなければいけないと思います。また民間企業も同様であります。一たんこういう法律ができて民間に支援要請が来る。企業としては業務命令を発する。この業務命令を社員は拒否できない、こういうことで、一般の民間企業の社員も、国際的な武力紛争に巻き込まれて出ていかざるを得ない。戦争中の徴兵令あるいは徴用令、こういうのと全く同じような内容のものの法律になっていかざるを得ないわけであります。

そういう点で、地方自治体も大変な関連が出てくるし、我々市民も、そういう立場からも関心を持たざるを得ないわけであります。

市長に質問をいたします。

海外派兵あるいは海外での武力紛争、こういうときにアメリカが要求をする、こういうような軍事的な協力、こういうものについて市長は、今までの考えは幾らか聞いております。今後ともどういうふうにお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、やはり社会情勢で必要なときには、日野広報を通じて、今まで憲法のさまざまな市民へのＰＲがございました。市長自身のお考えなども、もう今後は時としては発

表していただきたいと思います。また、情勢によっては、消費税廃止のたれ幕を市庁舎にたらされました。今後、そういう憲法を守る観点から、自治体の立場を市民にアピールをしていくさまざまな活動もしていただきたいと期待をしているわけでございます。

そういう点なんかも含めまして、市長のお気持ちをお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　1990年、この年は世界の国際情勢に非常に大きな変化が生まれた、歴史上でも後世に残る事実であったと思っております。

御質問のいわゆるイラクの武力侵略に伴う中東湾岸の危機状態、これに対して、世界の世論が戦争をなるべく小さい範囲で、局限において消してしまおうという、いろいろな活動が生まれてまいったわけでありますが、国連の加盟国の決議、またそれに伴います平和協力にどのように関係各国が貢献をできるかということで、いろいろ問題のあったことも事実であります。

我が国は、国連の平和協力に対してどのような方法で貢献できるかということが、恐らく現在の自民党あるいは政府の立場から、米国に追従することが適当だろうということであったと思うわけでありますけれども、いわゆる国連平和協力法という法案を議会に提案をされ、それが審議の過程でいろいろな国民の世論を急速に高めて、そして法案そのものが提案者から廃案にされた、これもまた、日本政治の上でも、大変大きな世論の勝ちと申しましょうか、そういうふうに記録されるものと思います。

私どもの自治体が、今、直接の権能を持つ立場ではありませんが、市長という立場、あるいは所属いたします全国革新市長会という立場からは、早くそれが憲法違反の自衛隊海外派兵にならないようにということを、声明をもって提起をいたしました。

事あるごとに、我々にも意見を求められた事情もございましたけれども、私は日野市の市是と申しましょうか、いわゆる平和都市宣言を行っている当市といたしまして、世界のいずこにも戦争の紛争が始まるということは、これは絶対反対であります。

日本国憲法が、過去の非常に国民を悲嘆の究極に追い込んだその経過にかんがみて、今日の平和憲法が制定をされ、その平和憲法の理念と思想が国民によく定着をし、いざという場合には、やはりあるべき良識と常識に基づく判断が生まれる、こういう経過であっただろうと思っております。

今後、大きく国民世論に問われる問題が生じた場合には、やはり憲法の、特に９条の理念をしっかりと打ち立てて、その限定の中で国際社会に貢献をするという役割は、立派にあると思っております。

したがいまして、時点、時点に応じて憲法を守る、そして特に憲法９条の思想を、国民の今後の歴史に明確につないでいかなければならない、このことを自治体としても強く関心を持つべきである、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　大変ありがとうございました。

ひとつ憲法を守るために、今後ますます市長と日野市が御奮闘いただくことを期待いたします。

もともと自衛隊は憲法違反である。このことを、私はこれから先、国民は明確にしていくことが必要だと思います。憲法があるがために、自衛隊の始まりでありました警察予備隊、これは1950年に、占領放棄であるポツダム政令によって発足をしたものであり、日本国憲法で発足したものではありません。そして戦力を持たないという憲法があるために、こういう名称を使いました。警察予備隊の武装力が小さいころは、政府の答弁では戦力ではない、これは実力でありますなどという答弁をしていたわけでございます。

しかし、今度戦力が国際的にも第何位というところになってまいりますと、自衛のためなら戦力を持ってもいいという政府の答弁になってきました。そして現在は、国連やアメリカのことを利用いたしまして、海外にも派遣をできるというふうに、政府見解が変わってきているわけでございます。

国民の立場、憲法の立場から言えば、こういう解釈をしてきている内閣法制局の答弁、あるいは政府の答弁は三百代言というべきものであるわけでございます。この点を、今後国民がしっかりと見つめていくというのが、私は大事だというふうに思っております。そして、冷戦がなくなったという考えもあるようでございます。しかしソ連の軍事同盟はだんだん力がなくなり、あるいは解消の方向に行っております。しかし日米軍事同盟が示しておりますように、アメリカを中心とする軍事同盟は、ますます強化をされております。この動きに、我々日本国民は警戒をいたしまして、その動きには絶対についていかない、このことが必要だと思います。

12月６日付の赤旗新聞には、アメリカの元政府高官が発言をしておられます。ジョンソン米政権下で司法長官だったラムゼイ・クラークという方、この元米司法長官が言っております。日本は自衛隊や人を海外に派遣すべきではない。そしてまた、最近、決議をされました国連安保理の採択した武力使用容認決議、これは国連憲章に違反するものである。国連が戦争の道具になったものであって、こういうことは国際的に認めてはいけない。アメリカの司法長官だった方がこういうふうにして発言をするように、アメリ

カの国内の世論もだんだんと動き、平和を守る方向に発展をしてきております。

人であれ民間であれ、アメリカへの軍事協力、これをさせてはならないわけでございます。兵たん基地を守る、輸送を支える、医療活動をする、あるいは通信を行う、これらは民間がやっても、外国から見れば、米軍の戦争活動への協力となります。こういうことは日本国憲法の立場からやるべきではない。私はすべての国民が戦後の歴史を守り、日本が再び侵略戦争の愚を行わないように、頑張っていかなければいけないというふうに決意をいたしております。

そういう点で、市長の心強い答弁をいただきまして、ともにこれからも力を合わせて頑張っていきたい、こういうふうに考えた次第でございます。

以上をもちまして、第４問の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって21の４、いかなる形であれ、海外派兵には自治体としても反対を貫けの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後２時４分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、多摩川河床古代象化石調査についての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔27番議員登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは、通告に従って質問をいたします。

この多摩川の河床古代象調査についてということにつきましては、議場に入りましたら、このようなことが行われるというようなことが書かれたものが配付されておったわけでございます。この多摩川河床古代象につきましては、平成２年８月19日、日野本町多摩川で、石についている石ごけを鮎がかじるわけなんです。そのかじった跡を調べまして、鮎の一つの縄張りを調べていた松本さんが、河床の岩盤、水深50センチから60センチのところで、きばの化石を発見した。これがステゴドンの一種、アケボノ象のきばの化石であったということでございます。

多摩地方では、古代象の歯の化石は何例か発見されておりますが、きばの化石が完全な形で発見されたということは、めずらしいのであります。これは多摩川の中央部の河床が、８月９日、10日の両日に襲った台風10号により水量が増し、岩盤が洗われ幅20センチ、長さ１メートルほどのきばの化石が発見された。都内では初めてであるというふうに、報告されているわけでございます。この河床は、今から150万年から200万年前の泥岩層で形成されて、つくられているわけです。

そこで、このアケボノ象の体長は約２メートルほどの小型の古代象と言われまして、500万年前から50万年前、アジア地方に分布していたと言われているわけでございます。我が国でこれまでに九州から関東にかけまして、30カ所から発見されているわけであります。近くは川崎市から狭山市、昭島市などで発見されているということであります。これらを見ましても、我々がときどき言います陸地移動説等も考えられるようになるわけでございます。

今回発見されたアケボノ象は、中国から渡ってきたステゴドンが、日本列島が大陸から離れたのに伴いまして小さくなった、小型化したと考えられているわけです。そのようなことを考えてみますると、大陸から別れた時期を考える上で、非常に大切な化石であるということが言われるわけでございます。

また200万年前から150万年前のこの多摩の地方、関東の気候はどうだったかということも、考えられるわけでございます。当時は、恐らく温暖な亜熱帯気候であり、またきばの発見されたこの場所近くは、恐らく内湾で静かな、海へ注ぐ河口ではなかったかと言われておるわけでございます。

同じこの日野市におきましても、昭和46年11月16日には、栄町五丁目、成就院の裏で、多摩川で発見された日野鯨もあるわけでございます。さらに浅川の滝合橋付近の堤防の工事で発見された、これは木ですけれども、ミタセコイヤ等も化石として発見されている。これらから類推しましても、やはり亜熱帯気候であったなということが、ある程度は証明されるわけでございます。

このようなこともありますと同時に、日野市には日野市埋蔵文化財発掘調査等に関する取扱要綱というのがあるわけでございます。この要綱は、文化財保護法の精神に基づき、日野市教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に推進するに必要な事項を定め、もって文化の向上に資するを目的とする。委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行うということでございます。

その業務にのっとって、埋蔵文化財に関する各種の調査及び記録の作成等が行われ、

発掘されました埋蔵文化財の保存及び活用、さらには研究等が行われなければならないわけでございます。その目的を達成するために必要な業務は、やはりこの委員会が行うということになっいるわけであり、この発掘調査は教育委員会ではすべてできませんので、その業務の委託等につきましては、一部または全部を委託することができるというような要綱になっております。当然、発掘調査につきましては予算も伴うものであると同時に、やはり専門家の、学芸員の力もいただかなければならないということになるわけです。

そのような要綱等に基づいて、これから日野市がどのようなことを行わなければならないかということが、当然、考えられるわけでございます。

そこで第１点としましては、発掘調査の状況は今どうなっているかということと、どのくらいの日時を要するのか、または予算はどのくらいなのか、それから調査団の組織は非常に大切でございますので、その調査団の組織等はどうなっているかということと同時に、やはり保存の活用及び研究というようなことを考慮いたしますと、当然、市民に対するＰＲ等も必要ではないかということに相なるわけでございます。

まず、これらの点につきまして、質問をさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　ただいまの質問にお答えをいたします。

初めに調査の状況でございますけれども、御質問の中にございましたような台風による増水によって、河床が洗われたところに象のきばが発見をされた。多摩川漁業共同組合の日野支部員、松本甚吾さん、日野本町五丁目10の７に在住の方が発見をされたのでございます。

この方がきばの一部を持って博物館に訪れてまいりまして、その鑑定を依頼されました。博物館側では、慎重を期しまして、８月31日に学芸係長が国立科学博物館へこの化石を持参をいたしまして、鑑定を依頼したのでございます。その結果、鮮新世と呼ばれる、今から大体180万年くらい前から500万年前にさかのぼる時代だそうですけれども、そのころの長鼻類のきばの化石である、ほぼ間違いがないというように鑑定をされました。

９月１日になりまして、信州大学の亀井節夫教授外３名の研究者が現地を下見に参りました。調査についてのいろいろな打ち合わせを、博物館側とやっております。それによりまして、９月の３日と４日、建設省の京浜工事事務所、多摩川上流事務所へ河川敷の一時使用願いについて、申請を行いました。

９月５日に、多摩川漁業共同組合へ出向きまして、多摩川における化石調査の実施について、やはり申請書を提出いたしました。関係機関、団体への手続をすべて済ましたわけでございます。

９月６日、予備費から博物館委託料に618万円を充当させていただきまして、翌７日金曜日、午前から、化石の発見現場上流に仮の堰をつくり始めまして、これが８日に作業を終了いたしました。これによりまして、流れの水が完全にとまったわけでございます。迂回をさせて流すようにしたわけでございます。

同じ８日に、広報課より各報道機関に対しまして、古代象化石の発見、調査についてニュースを発信いたしました。これがもとになりましてＮＨＫニュース、それから新聞各紙に化石発見の報道がなされたわけでございます。

報道がなされまして、こういう事実が広く知れ渡りますと、中には悪い方もいらっしゃいますので、化石の盗掘を防ぐために終日、監視体制をしきまして、９月９日日曜日、約100名くらいが化石の状態はどんなふうになっているかを見にまいりまして、大勢の方が多摩川に集まってまいりました。

翌日の10日、いよいよ発掘を開始いたしまして、この日１日だけでもって掘り上げたのでございます。ふるさと博物館へ、掘り上げたきばの化石が含まれている泥岩塊を搬入いたしました。この泥岩層というのは連光寺５層という地層の中に入っておりました。そして約150万年くらい前のステゴドンの一種であるアケボノ象に、ほぼ間違いがないと、発掘を担当した東大医学部の解剖学教室、犬塚先生が判断をされました。９月11日には発掘が終わりましたので、この仮堰を撤去をいたしまして、12日にその撤去作業が終了をいたしております。

11月の２日から、このきばの化石の保存処理を行うために、きばの化石の周りを覆っております泥岩を取り除く作業、クリーニング作業と申しておりますけれども、このクリーニング作業に着手をいたしました。そして現在、そのクリーニング作業を続行中でございますけれども、作業は、当初の予定どおり順調に進んでおります。何せ古いものでございますので、化石の本体を壊さないように、振動を与えない細心の注意を払って、現在、作業をしております。

調査団は、先ほども申しましたが、調査団長に信州大学の教授、それから京都大学名誉教授の亀井節夫先生にお願いをいたしまして、実際の調査担当者は東大医学部解剖学教室の犬塚則久先生にお願いをいたしました。

今後の調査のスケジュールでございますけれども、このクリーニング展を明年の３月、

平成２年度いっぱいまでに終わらせます。そうしまして、平成３年の４月から平成４年の３月いっぱい、１年間をかけまして、詳細な調査報告書の作成にかかるわけでございます。

市民へのＰＲというお尋ねでございますけれども、市民へのＰＲ、公開につきましては、来年度も博物館では企画展を考えております。この企画展の一つに「太古の日野」というテーマで、この象の化石を中心にいたしまして、日野の様子を展示したい、このような計画を立てております。これは再来年の２月ころにこの企画展を実施する予定でございますけれども、この企画展の中で、市民の皆さんに直接見ていただく、こういうことを予定をいたしております。

５点の御質問をまとめてお答えしたような形になりましたが、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　ただいまの説明で、質問の要旨は回答されたわけでございますけれども、埋蔵文化財またはそれによって発掘されたきば等は、やはり国民共有の財産であるわけです。そうなりますと、この発掘費用等を考えてみますると、800万もかかるわけです。そうなると、当然これらの財政負担ということは、ただ日野市だけではなく、やはり国とか都等によって、相当部分を賄うことができなければいけないのじゃないかと考えていることも、私は当たり前ではないかと思うわけです。

それと同時に、いろいろとこのような作業を行う上で、また最後の企画展、太古の日野、象の化石を中心に、平成４年の２月ころ行うというような答弁でございます。それらのことを考えてみますると、やはり多くの、今はもちろんですけれども、これからの問題点もあるのではないかと思うわけです。

さらには、ただ大きな企画展をやって終わりということでは、余りにも見すぼらしいというか、やはり市民に、または小中学校等その他高校、さらには大学等にこれを活用してもらう、研究の資料にしてもらうというようなことも考えてみると、どうしてもそのあたりの問題点というのがたくさん秘められているのではないかと思うわけでございます。

そこで、ただいま申し上げました618万もかかりますけれども、この財政負担の割合等がもしおわかりになったら教えていただきたいと同時に、さらにこれからの問題点等もありましたら、お伺いしたいと思いますけれども、ひとつ、わかりましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　財政面からの御質問にお答え申し上げます。

きばが発見をされまして現地での発掘作業、これに要する経費が618万円でございます。これは予備費で充当させていただきましたけれども、川の流れを迂回させる、相当大規模な工事でございまして、618万円のほとんどがそのせきとめの費用でございます。土木工事的な性格を持つものに使わせていただきました。

平成３年度の、きばがいよいよ泥岩の中から出てまいりまして、そのきばを、ほかのところで発見されたきばと比較をしましたり、各種の分析、調査報告書にまとめ上げる、その一連の作業が306万6,000円でございます。これの算定の基礎には、調査団側からの積算によりまして、306万6,000円としたわけでございます。それから平成４年の２月に予定をしております企画展にも経費がかかりますけれども、これについてはまだはっきりした数字が出ておりません。

以上のような財政負担でございますけれども、この負担の割合でございますが、すべて市費で賄われることになっております。地面の中から出てまいりましたものですから、埋蔵文化財として取り扱うのではない。初めは私ども事務局もそのように考えていたのでございますが、文化庁とか東京都の文化課に問い合わせましたところ、埋蔵文化財というのは、いわゆる弥生とか縄文とか、そういう時代に出てまいりました土器、住居址その他を指すのであって、動物の体の一部が出てきた、この牙などについては埋蔵文化財の扱いをしない、こういう見解でございます。したがって、市費で全額、賄うことになります。

○議長（小山良悟君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　現状の問題点につきましては、これで大体わかりますのでよろしいです。

そこで、今度は市長さんにお伺いしたいのですけれども、いわゆるプレ縄文とか縄文、または弥生、それ以降の出土品でなければ国とか都の財政負担はないのだ、取り扱いの範囲だというような御答弁を今、いただいたわけですけれども、そのあたりにつきまして、これから日野市の未来というのは非常に長いわけでございます。永劫に続くものですから、ぜひ市長さんが、市長会等におきまして、このようなことがありましたら、ぜひとも国なり都なりに財政負担の全額要求をしていただくような形態がとれないものか。

なぜかと申しますと、先ほど言いましたように、このようなきば等は、学術研究の上からも、また地質学の上からも非常に大切なものではないかと思うわけです。そうなると、当然、国民共通の財産ということが考えられるわけです。市長会等におきまして、

これから強い要求等をしていただけるかどうかということを、ひとつ市長さんにお伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この夏、台風が非常に多かったわけでありますが、思いがけず、台風10号のもたらした、多摩川の河床に久し振りに河原敷が出てきたということと、それからいわゆる河床と言われております粘土層が露出したということでありまして、それに伴って今回の、古代象のきばが出土した。

日野市の行政区の中で、思いがけず、新しい発見ということにもなるわけでありますし、確かにこれは人工を経た、つまり出土した埋蔵文化財と言えるものではないということは明らかであります。しかしながら、ロマンに富んだ、太古の、象が闊歩した時代の推測というようなことは、子供たちに大変夢を与える壮大な、子供の感情に影響するものがあるだろうということで、私はむしろ率先して、出土した材料を学術的にあるいは地質学なり古代生物学というような見地からも、価値があるものだろうということで、ちょうど９月議会の決算委員会の機会でございましたけれども、ちょっとそのことも報告をして、今後の調査については予備費で対応いたしますということも、お伝えをいたしました。

調査の体系を整えまして、一応ふるさと博物館に今、収納をしているという状況であります。これからの調査も、だんだんと専門家によって進むだろうと思っております。

確かに今、御指摘の、思いがけない経費の出費なものですから、予備費ということで一応対応はしたわけでありますが、全額、日野市が負担をしなければならないものかということに対しますと、確かに期待することが生まれてくるわけでありまして、もっと都レベル、あるいは国レベルの財政援助を期待したいものだったなという感じがいたします。他の例も、多分あるだろうと思っておりますので、よく類似のことを調べ、根拠を設けて、そして国の文化行政の関係につきましても、ひとつ要請をやってみたい、このように今、指摘を伺いながら感じたわけであります。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　この件につきましては、確かに埋蔵文化財の範疇ではなくて、それ以外のものだということがわかるわけですけれども、やはりそのような点につきましては、非常に広範にわたる学術研究、さらには国民の、特に青少年等に古代のロマンというのを与えると同時に、それを知ることによって、自分の市、町が本当に昔はこうなんだったと、すばらしい日野だというよりも、日本のすばらしさ、さらにはこれが大

陸とつながっていたのだというような、陸地移動説等と絡みまして、分離の解明という資料にもなると同時に、子供たちが見て、やあ、日野には昔はこんなところがあったのだな、本当にこうだったのだなというのを実証づけられるわけですね。

そうなると、ふるさと博物館は小さいわけですから、これは何もあそこに古代象の像をつくれとか何とか申しませんけれども、やはり多く人の集まるようなところへ、日野鯨とか、または今度発見された古代象の像をつくって、一つのモニュメントとして、多くの市民の、おらが町というような観点に立っても、発展させていく必要があるのじゃないかと思います。

このようなことを申し上げまして、ぜひそのようなことに進んでいきたいということをお願いしまして、本質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の１、多摩川河床古代象化石調査についての質問を終わります。

一般質問22の２、自然との触れ合い市民農園をふやせの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○27番（谷　長一君）　私が通告しました自然との触れ合い市民農園ということでありますけれども、日野市では、要綱によると消費者農園ということになっておりますけれども、特にこの場合は市民農園という形で、質問をさせていただきます。

健康づくりの第１歩というのは、十分に管理された食生活によると言われているわけでございます。我々は、毎日毎日、通常３食は実際に体の中に食物を入れるというのが習慣でございます。入れることによって、消化器はもちろん、ほかの内臓が活発に活動を始めるということでございます。食物をとることによって、消化器に刺激が与えられる、胃の活動が活発に起こる。これが刺激されて、反射的には小腸、大腸などが活動を起こすわけでございます。それですから、食事の時間というのは、昔から忙しい、忙しいといっても、おろそかにしてはいけないというふうに、私は母親から教えられてまいったのでございます。

１日３食の食事は、そうなると、大変貴重な、大事なことであり、またその時間を、貴重ではあるけれども、やはり大切にしなければならない。当然、昼は昼食の時間ということになると、昼休み等も設けられているわけでございます。やはり規則正しい食欲のリズムというのが、私は健康のための基本になるのではないかと思っております。いかに３食のリズムをよくやっても、ビタミン類が不足する。特によく皆さんがわかっているように、ビタミン１、２、それからナイヤチンやビタミンＣを豊富にとるというこ

とが大切であります。

そうなると、当然ホウレンソウとかカボチャにはそのようなものが含まれておる。また大根とかナス、キュウリ等もとらなければいけない。また特にかんきつ類等にも含まれておると言われておるわけです。

カルシウムの多い牛乳、これは牛乳がもとになって乳製品がつくられるわけですけれども、やはりそれらの物も野菜とか魚介類等と適当にまぜていろいろ食べる。この前、議会で研修に行ったときも、ばかの大食いとか、飯をたくさん食うとかと言っていましたよね。一番必要なことは、何種類もの数ある物をたくさん食べるのだ。また特に、野菜等が嫌いじゃだめなんだ、野菜とか芋類というのは繊維がある。繊維植物だということも申されておりました。

それらのことも考えてみると、いろいろと栄養価のあるものの出現というのを考えてみるということも大事じゃないかと思うのです。私の場合は、いつも食べている物というと、先ほど申しましたような物に蛋白質源としては大豆食品、そうなると豆腐とか納豆とか味噌というようになってしまうわけです。それにあと一つは御飯と魚介類と肉、こんなものが私がいつも食べている物であります。

ときどきそのほかにアミノ酸類も食べなければ、栄養価を高めることができないというので、私は食生活につきましては人一倍努力しているということを、おのずから言うことができるのです。

結局、何だかんだ申しましても、一番大切なことは、先ほども申し上げましたように、なるべくいろいろな種類な物を好き嫌いなく食べるということに、私は尽きるのではないかと思うわけでございます。それと、さっきも控え室でいろいろと話をしたのですけれども、カルシウムが不足すると、根気がなくなったり、だるくなったりしてしまう。またかっけ症状等も出てくると言われています。特に、長い間カルシウムが不足してしまうと、骨粗鬆症といって、足を上げたり何かして、階段なんかも上がれなくなって、しまいには寝たきりになってしまうというようなことも言われているわけです。

そういうことを考えてみると、やはり私はどうしてもそこに自然との触れ合いということも、当然考えなければならないということになるわけです。

そこで、いろいろ今まで出されたものを、特に新聞や何かにも出ています。これは今議会でも新しく出てきました議員がいろいろと指摘するところでありますけれども、現在の世の中におきましては、毒も食べなければならないというのです。なぜかというと、毒を食べても——たくさん食べれば死んでしまうのですよ。（「皿まで食べる」と呼ぶ

者あり）皿を食べちゃだめなんです。やはり毒も、毒であるということをよく知って食べるということが、大切だと思うのです。

食べるということは、そうなると、これが毒だということになれば、食べながらバランスを考えて食べるのです。毒も薬になる場合があるけれども、特にリン、そういうものになると、やはり中に残ってしまうのです。鉛も残る。これは重金属ですから、大きな問題になっているわけです。

そうなると、特に日本の場合は非常に農薬や何かも規制されているわけなんです。有機リン剤というような農薬が検出されたり何かをすると、食用として供することはできないのですから、農薬の使用基準等を見ると、１週間または14日、21日というような形で表示されているわけです。しかし野菜等につきましては、１回散布をして、次に20日も間があると、もう虫に食べられちゃうわけなんです。これはなぜかというと、虫が食べないということは、きいているから、ちょっと食べてもすぐ死んじゃうわけです。それですから食べられないというふうに、単純に考えてもいいのじゃないかと思うわけです。

特に、我々もおそばや何かも食べます。またさらにうどんなんかも食べるわけでございますけれども、このような小麦とかおそばなんということになると、日本国外からも結構来ているのですよね。特に小麦や何かの場合だと、輸送が非常に長くかかる関係上、この前もちょっと執印議員が言っておりましたポスト・ハーベスト、それなんかを見ると、収穫後に害虫とかかびが出ちゃだめだ、困るというので、その防止の目的で果物や果実に今度は入れちゃうのですよね。それだけ散布しちゃうのです。

そうなるとどうなるかというと、外国から持ってくるということがわかりますね。それですから、そのあたりについて考えると、パイプ等で送り込んでしまう。いわゆる農薬ですから、虫は食べないけれども、今度は後にいろいろな弊害というのが出てくるわけです。ものによると、１年、２年、３年じゃなくて、10年も持続するというようなものも入れられるわけなんです。

特にバナナやイチゴなんかを見ましても、うちに置いておいて腐るバナナと、腐らないイチゴというのがあるのです。日本のキュウリ等におきましても、腐るキュウリと腐らないキュウリ、これはおかしいですけれどもあるのです。１カ月置いたった腐らないキュウリもある。普通、イチゴ等は３日か４日置けば、すぐ腐敗が来てしまうのです。がしかし、マイシン等をこれに散布すると、腐らないのです。特にキュウリや何かだと、１カ月置いてやっと黄色くなるかなという程度なんです。非常にこわいということも言

われているわけです。

しかし、食品の安全性を監視するということは、いわゆる市民団体が始めているわけなんです。そうなると、やはり市民団体が始めている、いろいろ検査をするというのも、依頼主となると、始めた人が依頼するわけですから、国にそのようなものがないのですから、これは当然と言えば当然だけれども、そのようにものをうるさく言う人がいて、初めて国も目を覚ますというか、国も、これに対してどう対応したらいいかということになるわけです。私は、そのような消費者運動ということは、非常に大切ではないかと思うわけです。

そのようなことを考えて、残留農薬をどのようにチェックするかということです。そこで、ちょっと例を挙げて申し上げますと、スーパーや何かで、無差別に購入してくるわけです。それで小麦粉を約50軒買ってきて、どのくらいその中に有機リン系の農薬、日本でも使われているスミチオンとかレルラとかマラソン、そのようなものが検出されたかというようなことです。

それは50品目を検査して、29品目も出ているわけです。有機リン剤です。非常にこれは注目しなければならないというよりも、恐ろしいと言ってもいいじゃないかと思うわけでございます。

特に国内でいろいろな農作物が賄えた時代は、私はそれでよかったのじゃないかと思いますけれども、今の時代ということになると、肉でも野菜でも果物でも魚介類等にしましても、飛行機で輸入をするわけです。これらの輸入された物を野放し状態にしておくということは、いかに怖いかということも言えるわけです。

余り怖い、怖いと言いますと、いろいろな業者の方等もおりますので、刺激をしていけないかと思いますけれども、やはり残留農薬の基準ということを考えてみると、言わざるを得ないのです。怖いですから、だれかが悪者にならなければ、この世の中はよくならない。そういうことを考えてみると、このようなことを言って、あのやろうはあんなことを言っていると言われても、私は承知で言っているのですから、結構ですけれども、困る人もいるわけです。

それですから食品添加物、絶対に許可されない農薬というのが体に入っている人も、たくさんいるわけです。特に我々がいつも畑に菜っぱなり野菜類をつくると、まず何をかけるかというとスミチオンだとかマラソンだとか、こういうのですよ。それはいわゆる神経性毒性というのがあるわけです。

これは微量に摂取した場合には、免疫機構に障害を与えるということなんです。それ

ですから摂取量だけでいくと、これは安全なんです。がしかし、そこに疑問が投げかけられているわけです。前にも、環境庁のある局長が自殺をなされましたよね。あのような問題を見ましても、初めは何でもないのですよ。時がたつと、微量に摂取されたものが、毒性を発揮してきて、体を侵してしまうというふうになるということを考えてみると、このことは我々国民の健康にかかわる問題ですから、早急なる検査体制の整備を急ぐということも、当然考えられるわけです。そのようなことを考えて、安全性がいかに大事かということも、当然問われなければならないというふうになるわけです。

それで、外国来た物はどうして危険なのかということを、いろいろと調査や何かをしてみますると、新しい農薬の毒性、残留性、それから分解性、安全性の上での問題ということになると、問題があると、日本の場合や何かは認可されないわけです。そこでこれらの新しい農薬を、すべて基準以内におさめるということで、クリアするようにしますと、その開発に長い年月、それとあと一つは多額の費用を必要とすることは、もう当たり前です。

そうなると、前にもいろいろと、我が国におきましても回収された農薬等があるわけです。それがあとの時期まで、その回収される薬というのは非常にきくのです、毒性が強いですから。あとでこれはわかるのです。それですから恐ろしいということも言えると同時に、科学構造とか製造法が非常に、昔の物は単純であったのです。がしかし、今は非常に複雑になっている。複雑ということになると、高度の科学技術を持っていないと、つくることができないのです。それですから低開発国はどこかということになると、そのようなところのお米や何かはみんな安いのです。食べる物でも何でも、これは安いのです。そうなると、農作物の価格が国際的に、日本のように５倍も６倍も、７倍も８倍も高いというようなところにおいては、新しく開発される農薬というのは、安全性が当然高いということができるわけです。

しかし、日本と比較をして、生活程度の低いところというと非常に申しわけないのですけれども、生活費が低いところということになると、農薬もやはり低いのです。特に開発途上国等では、激しい国際競争に打ちかとう、特にイラクがクエートに入っただけでも、何十万人、120万人も人が動いてしまうわけです。そうなるとみんな帰ってきちゃう。そんなことでも大変なんです。やはり国際競争に打ちかつということが、単にそのような労働者の問題だけではなくて、農作物においても、輸出をするためには高価な物は輸出できない。そうなると、当然それを低く抑えるためには、農薬も高価な物でない物を使うわけです。

そこでやはり我々も昔使ったことがあるのは、高価な物でないということになると、前にも申し上げまして、福島議員や旗野議員が笑っておりましたけれども、ああ、そうだという人もいました。いわゆるエンドリンや何かなんです。この前も、ここの議会で言ったのです。ドリン系の物ということになると、非常に問題が多いわけです。問題の多かった薬を、今、発展途上国で使っているのです。これは塩素系ですから、すぐできるのです。ちょっとでできるのです。そういうことを申し上げると悪いですけれども、それですから輸入食品には、そのような問題がある。やはり国産品と異なって、輸入品は本当に赤道の下の方から、またはアメリカ等から持ってくると、１カ月から２カ月もかけて、船で送られてくるわけです。そうなると、暑さとか湿気とか虫とか、いろいろな問題がたくさんあるわけですから、それをクリアしなければいけないから、当然、かびが生えたり、腐敗したりするものを抑えるために、薬をいっぱい入れてしまうというようになるわけです。

それなら、食品衛生法というのが日本にはあるわけですから、農薬の毒性とか残留性の基準というのは定められて、これをどうやって抑えるかということになっているのです。しかしそこに、それ以外の物が使われていると、チェックというのがないのです。認可されていないものということになると、日本じゃ、残留基準がわからないのです。それを一々検査をして、どうするとか、こうだじゃないのです。それだからそこを通ってしまう。フリーパスなんです。そういう怖さというのがあるわけです。

そういうことを考えてみると、日野市の市民農園、消費者園、これがやはりある程度皆さんが安全なる食品を、毒は食べてもバランスよく食べるということになると、こういうもので自分でつくってみて、自分で体験をして、それでこのように野菜等つくるには大変なんだなということを味わうと同時に、きれいな野菜はいかに危険かということも認識することができる。これは体験によって認識するのですから、こんなに貴重なものはないわけです。

そこで質問に入るわけですけれども、非常に前ぶれが長かったのですけれども、やはりひとつその怖さというのを皆さんによく知っていただかなければいけないので、そのようなことを申し上げたわけでございます。

そこで、ここではいわゆる消費者農園と申し上げます。消費者農園の基本的なあり方や、それから消費者農園の面積と区画数は今どのくらいあるとか、または平成２年の９月に国によって市民農園整備法が施行されたわけでございます。そこで、これらの市民農園の充実と促進をするようなお考えはあるかどうかということを、お尋ねいたすわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　谷長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

都市農業は、今お話、るるございましたが、生鮮食料の供給を初め、貴重な緑の供給など、良好な都市環境づくりに役立っております。特に勤労市民層の多い日野市といたしましては、労働時間の短縮によりますゆとり時間の活用として、農地を耕すという要求は、今後も増大するものと予想しておるところでございます。

ところで現在、消費者農園は５カ所ございます。土地開発公社所有の用地が２カ所、民地が３カ所でございます。それらの合わせました面積でございますが、6459平方メートルに及んでおります。区画数といたしましては、トータル285区画がございまして、現在、開園しておる次第でございます。

ことしの春、一つの入園者の切りかえがございまして、契約更新によりまして、新入園者を募集したところでございます。この状況でございますが、422人の応募がございました。平均してみますと、先ほど挙げました区画数からまいりますと、平均倍率としては1.5倍というような状況でございます。

需要に対しまして、区画数が不足の状態にあるわけでございますが、これがまた農園の所在場所によりましての、便利のよい農園となりますと、希望者はさらに増加するという状況でございまして、その度合いはますます強くなる、こういうのが現状でございます。

一方、市民農園促進に当たりまして、先ほどお話しありました平成元年６月には、市町村やあるいは農業共同組合が営利を目的としない、農業者以外の方々に対して行います、特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律が制定されましたし、また平成２年９月には、市民農園整備促進法が施行されました。本市の市民農園促進に当たりましては、今後、農業振興政策とのかかわりの中で、関係部署とも協議の上、より以上の整備促進を図っていきたい、そのように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　第１点と第２点の、消費者農園の基本的な考え方とか、このあり方、それから面積と区画数等についてはよくわかりました。それから平成９年に、市民農園整備促進法が施行されまして、これからはその充実とか推進、促進を図る上で、農園振興という立場から、その機関とよく協議をして行うということでございますけれども、市長さん、特に最後に市長さんにお伺いしたいのですけれども、やはり先ほど申

しましたように、非常に今の野菜等は、そのようなこともありまして、毒性を含んでいる可能性があるということを考えまして、当然この消費者農園、これは日野市で言うものを、もっと大きくしていかなければならないと思います。

そうなると当然、これから市の消費者農園促進という形においても、基本的な考え方というのも持っていかなければならないというふうになると思いますので、市長さんのお考えを、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市農業という問題は、宅地の供給ということと裏腹の関係が政治課題になってくるわけでありまして、私どもの日野市では、早くから都市には生産緑地という形の農業が、都市計画上からも必要である。そしてまた、都市環境を健全に保つためには、農業も生産の場として維持、奨励をしたいということが、今までの日野市の農政と言えたというふうに思っております。

今、非常に勉強された、いわゆる農薬等の影響という観点から、つまり健康を侵すという観点から、むしろ健康行政にも市民農園という形で、市民にもっと生産にいそしむ場を提供すべきではなかろうか、こういう提言だと承りました。

これまで公共用地のこととあわせまして、いろいろな土地を農地として、あるいは公共事業用地として土地を持たれる方に提供をしていただく、賃貸契約も結構ですし、貸していただいて賃貸という形も結構ですし、日野市に公共事業用地として、相続等にはなるべく売っていただきたい、こういうことを基調といたしまして、ときどきお願いをしてきております。

なかなか従来の農地法が機能していたこともありまして、農家の農地を行政が借りるということの困難が、今までありました。だからあっせんという形、あるいは入園という形で、中間的な引き合わせといいましょうか、いわゆるあっせんのお仕事を多少やってまいりましたが、なかなかまだ農家からの土地の提供が十分というわけにはいかないわけでありまして、先ほど部長がお答えしておりましたとおり、日野市が管理をしております市民農園は、需要にまだ足りないという状況でありますので、今御指摘の観点からも、もっと農地の提供をＰＲをしてみて、そして一方また、土地に触れて、直接食品になる作物をつくられようという希望の方々には、その機会をなるべく潤沢に提供する、こういう行政努力が必要だというふうに承ったところであります。

確かに健康とそれから農薬の問題、これは表に出されたら、本当にこれで食えますかというような状況にあるということは、だんだんと市民意識に定着しつつありますので、

日野市は独自の立場からも、この都市農業というものを、なるべく農地として存続できる、そういう施策を行っていきたいと考えております。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　市長さんから、都市計画上、または健康行政の上からもというような観点から、これから公共事業用地なども獲得して、土地供給をしてくださるというようなことです。我々が考えている自然との触れ合い指向、それとあと土、日、さらには週３休になるということを考えてみると、余暇の時間をどのように利用するかということになると、その背景には市民農園、消費者農園というのがあるのではないかと考えております。

市長さんが言われました、今、表に出たら、これで食べられるのかなというようなものもあるということを考えると、いろいろな面でのストレス社会ということを考えながらしていくと、当然これらの消費者農園は、自然との触れ合いの上からも、多くの人々が要求しているのではないかと考えられるわけです。当然、行政としてもこれに反映するような政策をとっていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の２、自然との触れ合い市民農園をふやせの質問を終わります。

一般質問23の１、神鋼跡地利用計画と周辺の諸問題についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（福島盛之助君）　私の方は、夢もロマンも余り持てないような、それこそ小さな世界のささやかな問題を取り上げさせていただきまして、一般質問といたしたいと思います。

それでは神鋼跡地、正確には神鋼電機住宅跡地というのが正確かもしれませんが、その利用計画と周辺の諸問題と題しまして、質問させていただきます。

この件につきましては11月の８日、市長及び企画財政部長より、私、地元議員ということで、既に説明をしていただきました。そして付近住民に対しましては、時期を見て公開の場で説明会を開くとのことでありますが、付近住民にとりましては、長い間、深い関心を持って見守ってきた場所でもありますし、新町、栄町方面にとりましても、これからのまちづくりの核となるところでもあります。議員各位におかれましても、認識を深めていただきたい、そんな願いを込めまして、これから企画財政部長より再度、都

の住宅局より提示をされました神鋼跡地利用計画の全体像について、まず御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

神鋼跡地利用計画とその周辺の諸問題というテーマでございます。御承知のとおり、この場所につきましては日野市栄町二丁目の跡地でございます。既に東京都が、早い時期に買収をし、遺跡調査を59年から昨年までかかりまして、やっと終了したという場所でございます。

東京都は、住宅建設のために都条例の第７条に基づきまして、市に事前の協議申し出があるわけでございます。その内容としては、当然、住宅建設ということで、場所は、先ほど申しました栄町二丁目12番地、面積は、全体の面積２万2284平方メートルでございます。その中で、平成２年、３年、２カ年にかけて、完成時の入居の目標を、平成６年３月完成というような予定でございます。

そのような内容の中で、当面、現状の協議の問題としては平成２年度に手がけたい、そのうちの３棟部分、戸数では３棟、56戸の戸数でございます。平成３年度３月ころ着手して、平成５年の３月に完成したいというものでございます。

その敷地の内容としましては、当然、東京都の都営住宅建設のための敷地内には、住宅に附帯する施設があるわけでございます。その中には集会所、ごみ容器置き場あるいは自転車置場、受水槽、活性汚泥槽、それに駐車場というような内容でございます。

なお、公共公益的な施設の中では、地域の施設としてかねて市が要望していました用地を、一定の面積を提示させてもらっております。なお駐在所の移転に伴っての用地確保、防火水槽の問題、児童遊園というような内容が含まれているということでございます。

特にその全体の面積の中に、都市計画道路3･4･8の代替地としての要求を過去、かねてから議会にも御説明を申し上げてきました。当然、この替え地に伴う都有地でございますので、ぜひこの中に替え地部分を提示してほしいということで、過去、東京都に要請してきた経過があるわけでございます。

そのうちから約3,500平方メートルの提示を、その中にされているというのが、総体の、全体計画でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　ありがとうございました。ただいま御説明をいただきました

ように、この利用計画、図面などを見させていただきますと、住民の方々には全く細心の心配りをした計画であるように、私、感じられます。だが、細部に入りますと、問題もいろいろと生じようかと思いますが、地区の活性化のために、商店会などでは歓迎の意をあらわしておるようでありますので、速やかな建設、望まれるわけでありますが、以下３点に分けまして、質問をいたしたいと思っております。

それではこの都営住宅建設に当たりましては、当然、資材の搬入のための大型トラックの進入路の問題がございます。御承知のように、この建設地に至ります道路は、日野駅方面から、多摩大橋に向かう都道160号線より右に折れる幹線市道、Ｈ－53号線と市道Ａの60号線の２本があります。幹線市道、Ｈ－53号線は、日野駅の方から多摩大橋の方に向かいますと、鋭角に曲がるわけでございます。隅切りの問題あり、幅員も大変狭く、大型トラックの進入はどうかなと思う場所でございますが、平成２年度中には、３棟の都営住宅の建設計画を進めるという、ただいまの御説明のようでございますが、それではこの道路計画などは、どういうふうになっておられるのかというものでございます。これが第１点目でございます。

次に、第２点目といたしましては、この壇上より私、再三お聞きをいたしております計画道路3･4･8号線の建設にかかわる代替地の件であります。ただいま御説明をいただきましたが、四谷前、上屋敷で関係する地主は18名でございまして、その総意をもちまして、７月24日に市長及び東京都知事あてに神鋼跡地内に代替地を確保するようにとの要望書を提出いたしましたが、ただいま企画財政部長の説明にありますように3,500平米、これは２カ所、予定地として指定をされたわけでありますが、まだまだ十分とはいかないと思います。3･4･8号線に四谷前、上屋敷の18名が買収予定の面積はどのくらいなのか、計画道路早期の工事着工のためには、まだまだ交渉の余地は残されているのか、再度、担当部局よりお考えをお聞きいたしたいと思います。

続きまして、集会施設の建設計画はおありなのかということでございますが、この都営住宅建設計画に当たりましては、早くから新町、栄町の自治会挙げて、大変多くの住民の署名のもとに、中規模程度の文化的集会施設をつくってくださいという請願が出されまして、議会でも採択をされておるところであります。

西町、上屋敷の自治会等では、家の狭い人は、会議をする場所がないので自治会長を引き受けられないとの話も聞いております。この計画説明によりますと、集会施設用地としての敷地500平米、面積的にはまだまだ物足りないにいたしましても、確保されたわけでありますので、朗報として、喜ぶべきことであります。

市当局といたしましては、せっかく住宅局で用意してくれたこの500平米の用地をどのように活用するお考えがあるのか、また500平米と言えば、この地区では何階建てが、何平米くらいの建物が建つのかということでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御質問の３点について、お答えしたいと思います。

まず１点目の関係でございます。建設における進入路の問題ということでございます。私の方も、庁内で関係部署を集めまして、11月の初め、東京都の住宅局の出先であります都の西部建設事務所の説明を求めました。

その説明に対して、現在、庁内では各関係部局の意見、すべてを含んでの意見調整のまとめをやっているところでございます。よって、御質問の建設における進入路につきましては、確かに御心配の部分、十分理解できるわけでございます。現状の道路の幅員等も考慮した中では、工事はどうなるのかというような問題がありまして、各部局からおのおのの立場で今、要望が出てきております。企画の中で調整をし、これから市としての意見調整をまとめた中で東京都に要望をしていくということでございます。

そういう状況の中で、あくまでもこの進入路の問題につきましては、警察あるいは地元住民、日野市としての安全対策などを含めて十分東京都と協議もしていく、また東京都でも責任を持って実施しますというお答えをもらっております。いずれにしても、この辺の市民の安全対策上の問題から、十分配慮した中での要望書を提出していくつもりでございます。

なお２点目の計画道路3･4･8の代替地の問題でございます。今、御質問者の方からは、18名の７月24日付の文書というようなお話もあるわけでございますが、当面、代替地としての用地内に3,500平方メートルの面積を出していただきました。その状況というよりは、その道路にかかる希望の用地としては、4000強程度の面積が必要だということは、話を伺っております。全面的に4,000強の面積の希望者があるとなれば、当然、面積が不足するわけでございますが、当面3,500平方メートルの面積でございます。今後の状況を踏まえた中で対処していくという考え方でおります。

なお、３点目の集会施設の建設計画でございます。この場所につきましては、市がかねてから面積、用地として求めてきた部分でございます。3･4･8の道路に面した場所、500平方メートルの用地を出してもらいました。

この活用につきましては、過去、議会等の請願あるいは陳情等の経過もあるわけでございますが、こういったものを参考にしながら、当然、市がすべての財政負担をした中

での建設になるわけでございます。よって、地元の意見等も十分聞きながら、今後、市としての建設方針を確定していきたいというふうに思っております。

この場所につきましては、第１種住宅専用地域でございますので、48・80でございます。よって、２階建てということになろうかと思いますが、やはり道路に面した場所でございます。十分、駐車場等の配慮も必要だろうということで、現状では考えております。具体的な問題としては、今後庁内の関係箇所の調整、あるいは請願陳情、住民等の要望を踏まえた中で、市の方針を確立していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

それでは１点目の進入路の件でありますが、四谷前区画整理、今、話し合いが進められておりますが、当然この区画整理が進みますと、計画道路の3･4･22号線が日野駅下のジャンボパチンコ店前まで出るわけでございますので、問題がなくなるわけでありますが、現状では先ほども申し上げました幹線市道のH－23号、ちょっとややこしいのですが、それを利用せざるを得ないのではないかと思っておりますが、市長といたしましては、この問題、余り騒ぎたくない部分ではないかと思います。

と申しますのは、栄町１の３の３ですか、シャトー朝日先の隅切りの問題でございます。これは長い間、地区の住民の方、また利用者から苦情が出ているところでございますが、今回はこれを何とか解決をしなければいけないのではないかと思っております。この都営住宅建設工事を進めるためには、避けて通れない、解決を迫られるわけであります。

私は、市長の熱意次第では道は開かれるのではないか。この際であります。都と二人三脚で、住民要望にこたえるためにも、ぜひ最善の努力をお願いをいたしたいと思っております。

次に２点目でございます。代替地の件でありますが、私、６月議会でも取り上げさせていただきましたが、その回答といたしまして、市長は都の住宅局の方へ積極的に働きかけるとの約束でございました。

その結果として、十分とはいかないながらも、一応の成果を見たわけでありますので、私はその努力に対しまして、心から敬意をあらわしたいと思っております。だが、６月27日の都の用地課の話によりますと、この3･4･8号線は、金銭による買収で、代替地は出さないとの強い姿勢であったにもかかわらず、結果として代替地が用意されたわけで

あります。関係住民といたしましては、大変喜びをあらわしている半面、これからの対応が大変難しいのではないか、そんな思いをして、悩み続けている者もあろうかと思います。

買収予定になっております地権者はこれから大変不安を抱くかと思いますが、関係部局といたしましては、今後の問題に対しまして、的確な御指導のほどを要望いたしたいと思っております。

次に、集会施設の問題でありますが、中央線から西の地域、新町、栄町、面積にいたしますと2.2平方キロでございまして、世帯数は3,000、人口は8,000と、今、発展途上にある関係からか、公共施設と言えば小学校、地区センター、自治会館と、文化施設ゼロと、大変おくれを来しているところでありますが、まだまだ自然はたくさん残っておりますので、努力次第では緑と文化の市民都市にふさわしいような地区でもありますので、文化施設の建設、ぜひ実現していただきたいものであります。

また、この地区は、区画整理など組合施行が進められつつありますので、ゆくゆくは東の東部会館に対しまして西部会館、今、議論がされております浅川公会堂に対します多摩川会館と、夢は大きく広がってくるような感じもいたしますが、当面は、やはり今用意をされました500平米の用地の利用であります。生涯学習が叫ばれている現在でございます。市民要望を十分満たされるような施設づくりを要望をいたしたいと思います。

それで最後になりますが、これだけは市長にお聞きし、また要望いたしますが、先ほども申し上げました、長い間の懸案事項でありますし、また住民、通行人が大変苦労をしております栄町１の３の３、シャトー朝日のところの隅切りの件でございます。

市長はこの問題解決のために、土地所有者宅を訪れてお願いしたことがあるのか。同じ日野市内で22年近く、市長の座にあるわけでございますので、一度くらいはお願いに行ってもよかったのじゃないかなと私、思うわけでございますが、その辺の見解について、市長、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ようやくということになるわけでありますが、栄町方面の都市計画事業が動き始めるというきっかけが進みつつあります。正確に言えば、神鋼電機株式会社日野工場社宅跡地というのが正確な呼称になると思っておりますけれども、たまたま現在の大坂上中学と、それから日野台高校が工場跡地に実現しております。そしてその当時、今、話題になっております社宅の跡地を、東京都の住宅局当局に勧めて、所有をしてもらったということでありました。

その後、御承知のとおり、遺跡調査の作業のために大変長い時間を要しまして、ようやくそれらの前提条件が終わって、市に正式な協議が持ち込まれた、こういう段階まで参りました。

その全体構想につきましては、既に地元に御説明する前に、議員さんにもちょっと御意見を聞いた機会があるわけでありまして、おおむね歓迎していただけるというふうに受けとめております。

御指摘の道路のこれからの作業、建設なり公道になる道路の隅切り部分のことでありますが、これは今までいろいろな形でお願いをしていましたけれども、なかなか納得をされる手段がない。また向こうから出される条件には、こちらがのめる内容に当たらないということで、懸案ということで時間が経過しております。

持ち主の方も、私も別の意味では面識もありますし、それからお話のできる関係でございますので、数回、家に行ってということじゃありませんが、協議の機会は持っておりますし、お互いが物別れになっているという感情ではございませんので、できるだけの正当な考え方に立って協議をしていただける、こういう状況をつくりたいと思います。きっかけをつくるためには、こちらから礼を尽くしていくというのは当然だと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　今度のクエート・イラク問題、人質解放に当たりまして、参議院の猪木寛至ですか、体を張ってイラクまで出向きまして、人質を解放してきたという朗報も聞いております。ある国の女党首の方は、声ばかりは大きくて、とうとう行く機会も失っているという方もございます。このような轍を二度と踏むことのないように、ひとつ市長、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ありがとうございました。以上で質問事項を終えさせていただきますが、これはちょっと問題が違うわけでありますが、お許しをいただきたいと思います。

実は新聞紙上に再々掲載をされております関係から、一般市民からお尋ねを受けるわけでございます。庭積みの机の代物、これは宮中で使う大和言葉かと思いますが、これは大嘗祭におけるお供え物のことでございます。

新しい時代の幕あけとも言える平成天皇の即位の礼、国事行為として11月の12日、世界の169カ国、各国元首、高官の参列のもとに、厳粛に行われたわけであります。それに引き続きましての大嘗祭に対しまして、私たち日野市の農業者が最も誇り得る東光寺の大根、この場合、ダイフクということで呼ぶのだそうでございますが、全国の特産品

とともに、祭壇に飾られたということであります。

この供納に当たりましては、宮内庁から各都道府県に特産品の供納依頼があり、東京都では農業感謝実行委員会がお受けをいたしまして、キャベツは練馬、三鷹のウド、シイタケは青梅、八丈島のテングサ、そしてこの日野市には大根と、要請がありました。東光寺の蔬菜研究会といたしまして、種々協議の結果、年齢的にも若く、農協の支部長として、また栽培実績もある和田恒雄氏に奉公者としての白羽の矢を立てたのでございます。

そして、その名誉ある行事に対しまして、研究会員挙げて協力をし、まず畑の選定から耕うん、整地と最大の気配りの上に、異常とも言える暑さの中の８月24日、蒔種祭を行いました。そしてまれに見る旱ばつにもかかわらず、肥培管理、その苦労の効ありまして、見事なできばえに、関係者一同、安堵の胸をなでおろしたわけでございます。

そして11月16日、これは先勝の日でまことにめでたい日だそうでございますが、各種農業団体役員、約150名の参加を得て、圃場におきまして盛大な収穫祭がとり行われました。そして19日には収穫、洗浄、荷づくりと済ませまして、20日には和田恒雄氏御夫妻、新調のモーニングに威儀を正しまして、南農協の日野支店の前より、バトカーの先導を受けまして宮内庁に参上、供納の大役を済ませたといったわけでございます。引き続いて明治神宮、伊勢神宮、東京都知事、そして日野市長と、報告を兼ねましてお礼を申し述べたわけであります。

私は、この新しい年の初めに天皇様が、その年に収穫をされた各地の特産物を歴代の祖先に供え、稲の収穫を喜び、祖先とともにその年にとれたお米をいただくことにより、翌年に向かって新たな活力を生み出し、国民とともに国の繁栄、世界の平和をお祈りする行事に、私たち日野市の農業者が大根栽培を通して参加できたことは、まことに意義あることではないかと思っております。

この大嘗祭を、天皇家の宗教的行事などとは、私は別にいたしまして、日ごろの努力が報われたことを喜ぶと同時に、誇りを持ってもいいのではないかと思っております。だが、長い間、大根栽培に情熱を燃やし続けてまいりましたこの土地も、まちづくりの一環といたしまして、区画整理事業の話も進められております。私は、この事業完成の暁には、この地に大嘗祭献上、大根栽培の地とでもいうような記念碑を建立をいたしたい、そして後世にこの事実を語り継ぎたい、そんな思いをいたしておるところでありますが、収穫祭に出席した来賓者の祝辞の中に、これほど地元の人が熱心に協力し合いながらしておる収穫祭に、市長の顔が見えないし、また、他市ではこのような場合、市挙

げて盛り上げていただけるのになと、残念がっていたことも事実として申し上げなければなりません。

農業者にとりましては、二度とない喜びの場であったわけでありますので、もう少し市当局といたしましても、理解を示してくれてもよかったのではないかな、そんな思いをしながら、ただいま発言をさせていただいておるところでございます。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって、23の１、神鋼跡地利用計画と周辺の諸問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時40分　休憩

午後４時51分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後４時52分　休憩

午後５時52分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の１、ゴミ減量・リサイクル都市を目指そう！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは通告に従いまして、ゴミ減量・リサイクル都市を目

指そうということで、今回は廃食油の処理について、日野市としてどう対応されるかということを、質問させていただきます。

日野市を流れる多摩川水系は、数十キロメートルにわたって私たちに潤いを与え、東京湾に注いでいます。本来は、美しく清らかなはずの川ですが、下水道の不備も影響して、生活排水がそのまま流れ込み、汚れているのが現状です。

この生活排水の中には、合成界面活性剤を含んだ合成洗剤や廃食油が含まれており、川を汚す原因となっています。合成洗剤による汚染は広く知られるようになってまいりましたが、廃食油については、まだまだ認識が薄いのではないでしょうか。

東京湾では、汚れの７割が生活排水によるものだそうですが、そのうちの２割強が廃食油だと言われています。また、この廃食油を500ミリリットル流しますと、魚が住める状態に戻すためには、何と風呂おけ330杯分の水が必要とされています。

日本一生活排水による汚染の激しい手賀沼に隣接する柏市では、廃食油の量を減らす対策として、廃食油から石けんをつくるミニプラントを導入しております。このミニプラントというのは、炊き釜と石けん切断兼製粉機でできており、石けん工場の30分の１の大きさで、40リットルの廃食油と、4,000円分ほどの添加剤を使えば、78キログラムの粉石けんができるのだそうです。日本石けん工業会という団体が製造と販売を担当しており、これにより手賀沼に流れ込む廃食油が徐々に減っているそうです。

また、沼津市と町田市では廃食油を回収し、粉石けんをつくっています。町田市の場合、市の消費者センターの諮問機関である石けんを広める会と、行政と業者がタイアップし、つくった石けんを町田石けんという名で、市民に向け、販売しているそうです。廃食油を４トン集めておくと、８トンから12トンの石けんができるのだということです。沼津市の場合は約20年、廃食油のリサイクルが続いているそうです。

農林水産省では、来年度に全国７市町村を廃食用油リサイクルモデル地域に指定し、行政、消費者団体、回収業者団体などを組織して、リサイクル方法の検討を始めようとしています。

さて、日野市においてはいかがでしょうか。生活排水としての廃食油の処理については、どのような対策が講じられているのでしょうか。学校給食での廃食油は、業者に引き取ってもらっているようです。廃食油、イエローグリースと呼んでいるのだそうですが、肥料、ペイント、そして二、三割が石けんとして還元されるそうです。

一般家庭ではそのまま流すか、可燃ごみになっているかだと思います。また、飲食店などはどうなっているのでしょうか。日野市としてどのような働きかけをなさっているか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　それでは、私の方は消費生活運動の観点からのお答えを申し上げたいと思います。

現在、家庭での食用廃油の回収は、日野市新生活運動推進協議会が積極的な取り組みを行っております。市では、その運動を支援するために、回収を委託業務に位置づけておるところでございます。月１回、生活保健センターの広場、そのほか６カ所で、その回収を実施しておるところでございます。年間約1,300リッター、持参者約140人の実績があるというところが現状でございます。

廃油は、今まで業者が石けんの納品の折に無料で回収しておったのでございますが、ことし11月からドラム缶１本4,000円の引き取り手数料が必要になるなど、新たな課題が生じております。一般的には、食用廃油の家庭の処理方法といたしまして、台所に流す、布や紙に含ませて、生ごみとして捨てる。三つ目としては、固形にして捨てる。あるいは四つ目としてはリサイクルするなど、さまざまではないかと思われます。

御承知のように、台所に流すと排水管の詰まり、あるいはお話のありましたとおり河川の汚染、下水処理施設への悪影響など、環境問題まで及びます。そのようなことから、廃油は台所からは流さないという啓発活動が、最も重要ではないかと考えておるところでございます。

そのため、流さない方法として、身近なところでリサイクルされることが大切と考えます。つまり、家庭や地域のグループで石けんにつくりかえるということが一つの方法でございます。

また一方では、こういうことも言われておるわけでございます。食用油をなるべく使い切って、廃油になる全体量を減らすという努力でございます。最近、使った油をこして、そしてその後また新しいものを差し油というのでしょうか、しながら、15回程度は使用を続けても、その油の質に変化はないという実験データが発表されているのを見ております。

廃油の回収についての委託事業は、引き続き行っていくという考えでございます。さきに述べましたように、身近なところでの石けんづくり、油をなるべく使い切るなどのリサイクル運動をより支援できるよう、取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　ありがとうございました。とにかく食用油を使い切るという方針であるということですので、基本的には最もであるというふうに考えます。

しかし、こういった市の方針が、どこでどのようにＰＲをされているのでしょうか。市の方針を知らない市民が多過ぎるのではないかと思います。

今回、私の方で食用油について、市民70人に聞いてみました。まず食用油はなるべく使い切るということができているか、もし廃油を出してしまったときには、どのように処理しているか。また、市のなるべく使い切るのだという方針を、どこかで目にしたことがあるかという３点を聞いてみました。

そうしましたところ、使いこなせているかという点につきましては、70人中13人が使い切っている。60人は廃食油を出してしまうということでした。２番目の、使い切れなかった廃油はどのように処理しているかということに関しましては、何らかの形で可燃ごみに捨てているという人が50人、内訳は、先ほど部長さんの方からも御説明ございましたように、ぼろや新聞紙にしみ込ませて可燃ごみにして出す、これが２人。それから牛乳パックに入れ、可燃ごみに出す、これが31人。固める何とかというような凝固剤を使って出す人が17人というふうになっていました。２人が自宅の庭に埋める、または庭で焼くという答えを出しました。そして、流しに流しているという人が２人いました。再利用している人が５人、これは石けんづくりに使う、機械作業に使う、ランプ用に保存しているという答えをもらいました。

そして３番目の、市が言っている、食用油はなるべく使い切るというのを知っているかという質問に対しては、70人中たったの４人しか見たり聞いたりしたことがないという返事でした。

この結果を見ますと、市の方針を知っている人は余りいないということがわかったのですけれども、さらに65％の人が、リサイクル可能な廃油をごみとして捨てているということがわかりました。

そこで再質問をさせていただきますが、行政の家庭の油についての考え方が、ほとんどの市民に知られていないようですが、ＰＲ不足をどのように解消していくおつもりでしょうか。また廃油をリサイクルするという観点で、先ほど御説明しましたような石けんプラント、また石けん業者との提携、廃油回収業者とのルートづくりなど、いろいろなやり方があると思いますけれども、行政がかかわりを持って取り組みを進めることは、消費運動の難点、油の保管について消防法の許可が必要であるとか、ストックヤードの確保が必要であるとか、そういうことを埋める意味からも、大変重要であると思います

が、今後さらに検討していくお考えはあるでしょうか。

それから先ほど飲食店に関してのお答えがなかったようなので、そちらの方も一緒にお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　まず第１点目のＰＲの点でございます。

現在、確かに御指摘のありますとおり、この点につきましての環境浄化あるいは資源保護の立場からの取り組みについては、十分と言えない状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、これから強力に取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、後段でお話しありましたＰＲ不足、あるいは石けんプラント、業者との提携なり、あるいはそのルートづくりということにつきまして、多般な面につきまして、十分検討、協議を進めてみたいというふうに考えます以上です。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　飲食店についてのお答えがなかったように思うのですけれども。

○議長（小山良悟君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　清掃部長が答える問題かどうかわかりませんけれども、多少関係すると思いまして、一言お答えします。

御存じのように、廃油、家庭用の油が中心ですけれども、これは私たち清掃部の、清掃事業の中の廃棄物としては、適正処理困難物の一つに数えられているわけです。ですから、清掃部が一般的に指導するのは、家庭等が中心で、量が少なければ、さっき議員さんがおっしゃいましたように、紙とか布にしめして可燃物に入れてくださいという指導はしております。

これが天ぷら屋とか大量に使うところは、極端なことを言えば、産業廃棄物にも該当するかもしれない。そうなると、やはり私たちがそういうところで指導しているのは取引店に回収してもらってくださいという指導は、現在、しております。ですから、そういう油を使う専門のお店からは、今は清掃部には廃油が持ち込まれていないというのが現状でございます。

そういうわけで廃油の回収ルート、大事なことだと思いますので、ただただ生活環境部だけでなく、清掃部も一緒になって、この処置について考えていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　どうもありがとうございました。

産業廃棄物に入るのかもしれないということで、その辺もちょっとはっきりしていないのかなという感じがしたのですが、先ほど生活環境部長さんの方からも御説明いただきましたけれども、今その業者が廃食油を回収しなくなってきているということの背景には、ノンフライめんというのが主流になりまして、バージンオイルがだぶついてきているので、廃食油を回収するよりも、バージンオイルを使った方が安いということがあるのだと思うのですが、このようなことを考えますと、やはり市内の飲食店でも、かなり油の処理に困っているのではないか。そうしますと、どこもチェックをしていないわけですから、かなり正しい出し方をしなくなるということも考えられますので、ぜひその辺のチェックをしていただきたいというふうに思います。

またそういう状況ですので、業者がもう引き取りませんよと言ったらば、回収ルートがなくなるということも考えられますので、私は緑と清流の日野市を守るためには、地域内で、先ほど言いましたミニプラントとか、それから行政が中に入って、業者とともに石けんをつくっていくというようなことをしていく必要があると思います。

他市の中では、福祉団体がこの事業に携わっているところもあるというふうに聞いているのですけれども、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思います。簡単で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　近ごろ、ごみ問題に対する関心がいろいろ論議をされる時代に進みまして、特にまた御質問の廃油の問題も浮かんでくるということだと思っております。

私も、ことしの３月の広報に、ごみ問題に対する解決の考え方ということで、一応の考え方を市民にお伝えをし、今、いわゆるガラスの廃物までをリサイクルルートに乗せようということで、一応のスタートを切ったところでありまして、その際に、いずれは廃油の問題にまた及んでくるということも、ちょっと記載をいたしました。

工業系の油が自然界を汚染するということは、いろいろな形で海洋の汚染等にもあらわれておりますが、食油の終末処分がだんだんと自然環境に悪影響を及ぼす、土壌を汚染するとか、あるいは水質を汚濁するとか、そういうことになっておるということはもう事実でありまして、今まで市民運動にゆだねた、そういう形を一応とっておりましたが、量的に言えば恐らく微々たるものだろうと思いますし、石けん化へのリサイクル、

あるいはいろいろ工夫を要する点があろうと思っております。

ごく一般的な家庭では、最後は紙にでもしまして、生ごみに出していただいて燃焼するということが一応の解決だったと思っておりますけれども、ある程度まとまりますと、せっかくの資源ですから、石けんに使うとか、いろいろ工夫をすべきだろうと思っております。

特にこれから河川を汚すのみならず、下水道の装置が進みましても、今度は下水道処理場で大変厄介なものになるということが明らかでありますので、より積極的に廃油の問題にも取り組んでいく時期に到達したなというふうに考えております。御指摘のこともありますので、行政として何をなすべきか、今後、課題として検討をし、消費者運動と相呼応する形で、この問題の解決にも取り組んでいかなければならないというふうに感じております。

現状、お答えとしてはその程度でございますが、もっと具体的なことを検討いたしまして対応をしていこう、こういう質問に対する、今の状況でございます。

○議長（小山良悟君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　どうもありがとうございました。

私、いろいろなところでごみの話をしますと、市民が今、何を知りたいかというと、例えば新聞紙を何カ月分ためると、木１本になるのだというようなところは、市民は大体わかっているのです。それで自分が今、何をすれば、じゃあ地球環境が守れるのか、そういうところまで来ているような気がするのです。

ですから、いろいろな場所に行きますと、牛乳パック集めるにはどうやったらいいのだ、それから廃油を回収するためにはどうやったらいいのだということを随分聞かれるのです。ですから具体的な対策として、行政が中に入ることで、環境問題も含めたごみ問題を積極的に進めていっていただきたい。

また、以前からお願いしておりますように、ごみ情報といいますような、ごみのわかりやすい情報紙も検討をしていっていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わりにいたします。

○議長（小山良悟君）　　これをもって24の１、ゴミ減量・リサイクル都市を目指そう！の質問を終わります。

一般質問24の２、子ども達が本当に楽しめる、より豊かな学校給食の実現を！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○２番（執印真智子君）　　それでは質問を始めます。

今や日本は飽食の時代などと言われ、グルメなどという言葉がもてはやされています。さまざまな国々から、ありとあらゆる食品を輸入し、食べ物に不自由するという思いは、全くありません。しかし学校給食が始められた戦後はひどい食料難時代であり、ミルクだけ、みそ汁だけという給食でも、子供たちにとっては、命を維持するための大切なエネルギー源であったようです。

日野市では昭和21年よりミルク給食が始まり、みそ汁給食を経て、33年前の昭和32年に、まず第一小学校で完全給食が始まったと伺っております。現在では小中学校合わせて28校、１万7000人の子供が給食を食べるに至っております。日野市の学校給食は、一番初めのミルク給食から数えると、44年たちましたが、近隣市に比べ、突出した面が多々あるように思います。

まず第１に、全校が自校単独方式であること。第２に、各校１名ずつ栄養士さんが配属されていること。しかもその栄養士さんが、疑わしき物は使わないという姿勢を貫かれていること。第３に、食器の洗浄に合成洗剤ではなく、石けんを使用していること。第４に、地域に根ざした教育という観点から、地場野菜が使用されていることです。

つまり子供たちは、各学校に１人ずついる栄養士さんが、子供たちの顔を見ながら決めた献立をもとに、科学調味料や加工品は一切使わず、煮干しやかつお節でとっただしで、校舎内でつくられた温かい給食を食べ、しかもその中には、地域のおじさん、おばさんがつくった野菜が入っていて、食べ終わったら、体に安全で、地球の環境にもやさしい石けんで食器が洗われる。そして、近々食器もより安全で見かけもいい物にかえられるという、恵まれた中で給食をいただいております。これも関係者の方々の地道な御努力の積み重ねと、感謝するところです。

今回、一般質問に当たり、ランチルーム、調理室などの施設を見学させていただきました。現場の方々のお話も伺い、担当者の皆様が、それぞれの持ち場で最大限の努力をなさっているということを、この目と耳で確認し、日野市の給食は大変すばらしいと実感させていただきました。

しかし、仲間とともに並行してとっておりましたアンケートの中に、さまざまな意見も出てきており、子供たちが本当に楽しめる、豊かな学校給食の姿をさらに追い求めるために、５点の質問をさせていただきます。

アンケートは、各学校３から５名の親子を対象に、全部で110件集まっております。質問の第１点目は、食材についてです。110件のうち半数が、安全な物を食べさせてほしいと答えております。現在、私たちを取り巻く食品事情は、かなりすさまじいものがあります。飽食の時代と言われるように、量は確かに満たされておりますが、質の方はどうかといいますと、輸入食品、残留農薬、食品添加物、抗生物質の残留など、体への悪影響を知ってしまうと、恐ろしくて食べられなくなるほどです。

先日私は、ポスト・ハーベスト、農薬汚染というビデオを見ました。それによりますと、輸入のオーストラリア産小麦と、国産小麦を並べて、真ん中にコクゾウ虫を放しますと、虫はみんな国産小麦粉の方についていきます。また、オーストラリア産小麦と、国産小麦を別々の器に入れ、それぞれに40匹ずつのコクゾウ虫を放し、３日後に見てみると、国産小麦の方はもぞもぞと動いておりますが、オーストラリア産小麦の虫は、みんな死んでいるのです。

これはポスト・ハーベストのためだということですが、10年間、決して虫がつかないほど農薬をかけている小麦粉もあるということです。日本ではほとんどの小麦を輸入に頼っております。学校給食で使用しているパンは、学校給食会ルートで購入しているそうですが、原材料である小麦粉、またはパンにするための添加剤などの検査は、されているのでしょうか。

また豚肉や牛肉の飼育中に投与される抗生物質の残留も問題になっています。さらに飼料はほとんどが輸入です。アンケートの中にも、毎日のように食べるパンの小麦を調べてほしい。残留農薬を考えると、虫食いの方がいいと思う。調味料以外の添加物はなぜ入っているのか。長い間に添加物が蓄積されるのではないかという不安が、強く寄せられました。ぜひ十分な検査体制を整備するとともに、市独自で定期的な検査を行い、結果を市民に公表するなどの措置が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

２点目は、地場野菜の取り組みについてお尋ねいたします。現在、小中学校28校中、16校が使用しています。使用している学校では、取り組みが進むに連れ、全体的に野菜好きになってきたという効果もアンケートの中で報告され、親も喜んでいることがわかりました。

この地場野菜の取り組みは、地域に根ざした教育という観点から始められた施策のようですが、使用している学校と、使用していない学校では、教育的効果に差が出るのではないかと考えますが、この点について、教育委員会ではどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。同時に、今後、全校に広めるための具体的な計画をお持ちかどうか、お尋ねいたします。

３点目は、新しい食器の導入に伴うスプーン、はしなどの附属品の見直しについてで

す。これについては、アンケートの中でもたくさんの声が上がってきております。

1、ジャンボぎょうざのとき、スプーンしかなかったので食べにくいため、手づかみで食べた。1年生なので、使いにくいと感じる以前に、なければないなりに対応していく、そのことの方が恐ろしい気がします。

2、先割れスプーンになれてしまい、使いやすい。

3、先割れスプーンは学校以外で使われていないのに、なぜいつまでも学校給食で使っているのか。

4、スパゲッティのメニューのとき、先割れスプーンが出てすごく食べにくかったなどなど、先割れスプーンに関する報告、意見が2割ほどありました。

また、新しい食器に対しては、ほとんどの親が大変大きな期待を寄せています。せっかく新しい食器にかわっても、附属品がこのままでは食事のマナーにも影響するのではないでしょうか。新しい食器導入に伴い、附属品の見直しが必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目は、ランチルームについてです。環境づくりの面からも、学校給食法でうたっている、好ましい人間関係の育成の面からも、ランチルームでの給食は効果があると思います。六小のランチルームを見せていただきましたが、非常に明るく、子供たちが楽しんで食事をするだろうと思いました。

アンケートの中では、ランチルームがまだ広まっていないためか、1、移動に時間がかかり、食事時間が少なくなるのなら要らないというような意見もありましたが、大方の人はランチルームを望んでいました。例えばランチルームは和室にしてほしい。環境づくりが大切なのでふやしてほしいというような意見を持っていました。

食を楽しむという点で、ランチルームは非常に効果が高いと思いますが、教育委員会では今後どのような方針のもとに、今後どのような方針のもとに、どのような計画で進めていかれるおつもりか、お尋ねします。

最後に、親の意見を反映できるシステムづくりについてお尋ねをいたします。

今回、私どものアンケートの中で、あなたのお子さんが通っている学校では、地場野菜を使っていると思いますかという質問、またこのたびの新しい食器の導入を知っていますかという質問をしてみましたところ、取り組んでいないにもかかわらず、取り組んでいると答えた人や、知らないと答えた人が多く、親自身が学校給食の決定に参加していないことに気がつきました。

また、意見の中にはバイキング方式を考えてほしい。昨年の消費税導入や、物価上昇

に伴い、給食日数が減ったり、質が落ちているのではないか、それなら給食費を上げてもよいのではないか。我が校でも地場野菜を使用してほしい。多少コストがかかっても味気ないえさより、ゆったりと充実した食事であってほしいなど、さまざまな意見がありました。

こういった親の意見を反映させるシステムは、現在、日野市においてどのような方法があるのでしょうか。親の意見を積極的に反映させるシステムづくりを検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、5点について回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。5点の件でございます。

まず最初に、食材の安全性の問題でございます。市では、独自の検査は、検食検査だけしか、今、現在は行っておりません。これは大腸菌等の検査を、業者に委託して行っているものでございます。

このほかには、東京都学校給食会によって納入をさせている食材を使っているわけですが、これらの食材につきましては、東京都学校給食会が食材の安全性の確保を守るためにいろいろな検査を行っております。例えば食品検査の内容でございますが、食品の基礎成分、ビタミン等の検査、それから理化学検査として食品添加物、農薬、放射能などの検査を行っていると言われています。それから微生物の検査。

それから検査の種目としましてはパン、米、牛乳、それから食肉その他、行っておるところでございます。

それから検査機関でございますが、財団法人の日本分析センター、日本体育学校保健センター、さらに東京都学校給食会、こういうようなことで行われている。これを伺っております。

それから2番目の地場野菜の件でございます。28校のうち、小学校で8校、中学校で8校の16校が地場野菜の導入に努めておるところでございます。一昨年は420万ほど取り扱いまして、昨年度は670万と、だんだんふえている状況ではございます。これは生産者または生産者団体と、それから受け入れる学校側の状況を調整しながら、導入をさらに拡大していく方向で栄養士会等にお話しをして、学校側、また産業経済課の協力を得てさらにふやしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから新しい食器の導入にあわせ、はしとかスプーンなどの見直しをという件でございます。

これにつきましては、またいろいろの意見を聞いた中で、それに合わせたものに改善を図りたいというふうに、検討を進めたいという考えでおります。何に具体的にということは、ちょっと申し上げられませんが、検討して、一番最適なものにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それからランチルームの増設、その計画はという件でございます。児童数の減少によりまして、年々余裕教室がふえているということで、これを利用してすばらしい食事の環境づくりをという願いのもとに、これは年次計画を立てまして、ランチルームをつくっております。

平成元年度には２校、２年度には４校、それから来年度にはさらに４校、平成４年度にも４校、５年度にも４校というような計画を立てているところでございます。空き教室の有効活用と教育効果を図るために、今後この計画を実施に向けて努力していく考えであります。

それから最後の、親たちの意見を反映させるシステムづくりはという件でございます。これにつきましては、保護者会、または学校給食試食会等、こういう機会に参考意見をいただきまして、要望等があればそれを反映させていきたいというふうに考えております。

ＰＴＡの中には給食委員会を設置している学校とか、またはしていない学校とかいろいろございますが、今のような考えのもとに対応を考えていきたい、以上でございます。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。１点目につきましては、農薬ですとか、放射能ですとかいう検査をしているということですので、ぜひその資料を提出していただきたいと思います。それによりまして、また引き続き別の折に一般質問させていただきたいと思います。

それから地場野菜、ランチルームは積極的にふやしていきたいということですので、期待をしております。先割れスプーンの件なんですけれども、これはもう私、本当に話を聞きまして、今どき先割れスプーンを使っている学校があったのかというふうに大変驚いたものですから、そんなに時間がかかることでもないと思いますので、早急に変えていただきたい、改善をしていただきたいと思います。

それから最後の親の意見を反映させシステムづくりなんですけれども、給食試食会がありましても６年間のうちに一度だけなんです。そして親の方がだんだん様子がわかってきまして、意見を言いたいというときには、なかなか言う場所がなくなってきている。

それから市内に学校給食会というものもあるようですけれども、栄養士さんと先生と校長先生だけであって、親が入っていない。それはどうもおかしいように思うのです。ぜひその辺をどのようにお考えなのか、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　今、現在、こういう状況で来ていましたが、できるだけ多く保護者、親の御意見を取り入れられるように、さらに検討をしてみたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ぜひ、私としては学校給食会というのは都でいろいろな決まりがあって、親が入れないようになっているのかもしれないのですけれども、それであれば、日野市独自で親の意見を反映させるところをつくるべきだというふうに思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

今回、給食について調査をするに当たりまして、仲間たちと本当に学校給食は必要なのかという議論をいたしました。食べることは本来親の教育権の範囲であり、何を食べさせるかというのも、決定権は親にあるのではないか。しかしさまざまな家庭条件を持った子供の集まりが学校ですから、やはり給食は必要なんではないかという、まだまだ議論の余地はありますけれども、そういうような意見でここまで進んでまいりました。

先ほどお話ししましたように、給食というのは命を長らえるために始まったものなんですけれども、今、現在、社会全体が飽食の時代と言われて、食べ物がふんだんにあふれているという中で、生命の維持という逼迫した必要性はなくなってきているのかなというようにも思うわけです。

しかし一緒に同じものを食べる、そういう行為を通して交流する、そのために給食が必要なのではないだろうか。これまでの給食と違って、新しい視点での新しい給食を模索するときに来ているのではないかと思います。

現在、学校給食は学校だけで考えられているのが実態です。親自身も、そのような流れの中で、学校にゆだねてしまっている面が多々あると思います。親の教育権として学校給食がとらえられるように、親の意見を反映させる仕組みがどうしても必要だと思いますので、これをさらに検討していただきますように、強くお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって24の２、子ども達が本当に楽しめる、より豊かな学校給食の実現を！の質問を終わります。

一般質問24の３、食と緑を守るために「農のあるまちづくり」を！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○２番（執印真智子君）　それでは、食と緑を守るために「農のあるまちづくり」を！の質問をいたします。

私は、私たち市民の食料と緑を守るために、都市農業はなくしてはならないと思う立場から、質問をしたいと思います。

このたび、宅地の供給促進策の一つとして、三大都市圏の市街化区域内農地に関する固定資産税の宅地並み課税と、相続税の納税猶予特例の廃止が自民党税制調査会で決まり、今国会で法案化される見通しです。

私は、今回、都市農地への課税強化が実施されても、住宅問題の根本的な解決にはならないだろうと思います。それどころか、周辺住民にとっては緑の保全、住環境という点でかえって大きなマイナスになるだろうと考えます。なぜなら、税金を支払うために農地の一部が切り売りされ、それは一般市民ではなく大企業や、大手デベロッパーの所有となり、小間切れ分譲やワンルームマンションとなって、さらにスプロール現象を招き、無計画な都市化を進めるだけだと考えるからです。

家が欲しいとか、もっと広い家に住みたいというのは、私たち一般市民の共通の願いではありますが、この大都市から農地という緑地空間をこれ以上なくしてまで宅地をつくることは、長い目で見れば地球の環境を悪化させるだけだろうと思います。

私は、都市農業は都市住民にとって大変重要な役割を担っていると思います。一つは住環境を守るということ。そして二つ目は、食料自給スペースが身近にあるということです。住環境を守るということで言えば、そこに土があり、緑があるということで、生態系の維持、土や空気や水の保全、地下水の涵養、災害時の避難場所など、大変大きな役割を果たしています。また自然情操教育、精神安定化、季節変化の確認など、実にさまざまな恩恵を、私たちは農地スペースから受けているわけです。

二つ目の、食料自給の観点から言えば、都民の食べる野菜の１割が現在ある東京の農地、約１万平方メートルでつくられています。私たちの食べているキャベツのうち、１人当たり年間大体６個なんですが、この６個のうち３個は東京産です。また現在の日本の穀物自給率は大変低く、30％と言われています。

地球の温暖化が進み、もし外国で旱ばつなど起こりましたら、日本への食料供給は恐らくストップされるだろうと思います。食料が満ちあふれているように見えながら、実は大変もろい食料事情の上に今の日本の食卓が置かれているのです。

さらに身近で食料が生産されるということは、この目で安全性が確かめられるということでもあります。輸入農産物の安全性については、最近騒がれているポスト・ハーベストや、放射線照射などがあります。食品を遠距離輸送するためには、さまざまに手を加えなければならないのは、当然と言えば当然です。

輸送距離に比例して、消費者に見えない部分がふえるのも、また当然だと思います。昔から四方三里の物を食べていれば健康に暮らせると言われてきましたが、東京産野菜は、まさに見ようと思えば見えるところで育っているわけです。

では、実際、日野の市民意識はどうかといいますと、平成元年度の市民意識調査によれば、住宅難なので宅地として供給するべきであると考えている人も17.4％いますが、38.2％の人が、新鮮な食料を市民に供給する役割を持っているので守るべきであると考えていますし、25.1％の人が緑地としての景観や環境保全の上から必要であると考え、全体として63.3％の人が農業保全意向を持っていることがわかります。

また日野市の基本計画では、時代にふさわしい農業の振興を主眼に、経営基盤の確立、農業経営の安定化、触れ合い農業の促進がうたわれております。

さて、農業保全への市民の思い、日野市の計画の中で農業の実態はどうかといいますと、最近15年間で農家数は約30％の減少、昭和60年度で638戸、耕地面積は約半分に減少し、274ヘクタールとなっています。

これらを考えてみますと、市民の多くが農業のある町、日野市を保持しようと考えているにもかかわらず、農業を続けている方々には、非常に厳しい状況があるのだと考えられます。市民が望んでいるまちづくりのためには、市民と行政が一体となって、日野市の農業を発展させていく必要があると思います。

そこで、今回の税制改革後の日野市の農業施策につき、８点、お尋ねしたいと思います。

１点目は、農業の保全育成についてです。長期営農継続農地制度廃止、宅地並み課税により、政府は都市農業をつぶそうとしているかのように思われますが、日野市はその方針に対し、どのようにお考えでしょうか。こんな地価の高いところで大根などつくらずに、もっと人のいないところに移って農業をやれというのか、市の基本計画に沿って、どこが何を言おうが都市農業は守るのだという立場に立って、保全育成へ積極的な対策をお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

２点目は、農業を続ける上で何よりも大切な後継者育成という点です。農業に明るい展望が持てないということが、後継者不足の大きな原因と思うのですが、後継者育成の

ための環境づくりについて、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、今回の税制の対応策として、生産緑地への移行の働きかけをするお考えはないでしょうか。税制改革大綱によると、保全すべき農地と、宅地化すべき農地とに分け、宅地化すべき農地には課税し、保全すべき農地は生産緑地や調整区域への逆線引きをすると考えられます。生産緑地についての基準も緩和されるようですが、まだ詳しい内容が発表されていないので、お答えになりにくいかと思いますが、農家の皆さんに、生産緑地に変える働きかけをするお考えがおありでしょうか。

4点目は市民農園、学校農園の拡大と存続についてです。現在、市民農園は5カ所、総面積6450平方メートルあるそうですが、市民農園も緑の保全、オープンスペースの確保、市民の農業体験の場として重要な役割を果たしています。

学校農園につきましては、現在平山小学校、南平小学校、東光寺小学校などで実施されているとのことです。特に南平小学校におきましては、14年にわたり稲作を続け、毎年、学校でとれたお米でお赤飯をつくり、収穫の喜びを味わっているそうです。作物づくりを指導される先生方の御苦労も察するに余りありますが、学校という集団の場で、友達と力を合わせて命を育てるという貴重な体験の機会を、ぜひとも各学校でふやしていただきたいと思います。

市民農園、学校農園の拡大について、どのようにお考えでしょうか。また、農家の方から借りている市民農園、学校農園の場合、相続税を支払わなければならない時点で返却要請があり、返却後は、それまで農園だったところが駐車場やアパートになってしまうという話も聞きます。

市民農園、学校農園を維持するための相続税の猶予制度、あるいは貸付制度、または市民参加の基金制度など、お考えではないでしょうか。

5点目は、新町に予定されております七ツ塚公園と周辺農地についてお尋ねいたします。昭和57年作成の、日野市緑のマスタープランによりますと、この七ツ塚公園は7.5ヘクタールの規模で、野球場、コート、広場、七ツ塚古墳群にするとの計画が描かれております。もう既にある企業のグラウンドができており、残りのスペースは2.8ヘクタール、計画時の5分の2ほどになっていると伺っておりますが、この公園の規模を、現在、計画区域内に残っているスペースの中でつくるのか、あるいは計画どおり7.5ヘクタールの規模で近隣につくるおつもりか、お伺いしたいと思います。また、どういう規模にせよ、農業公園としてつくるお考えはございませんでしょうか。

また、七ツ塚公園予定地の周りの農地については、現在、区画整理の予定があるよう

ですが、日野市でも数少ない大規模な農業地域ですので、最初に申し上げた都市農業の保全策の一つとして、極力、現状に近い形で残していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

実は私、初めてあそこに行きましたときに、東京にもこんなすばらしい場所があったのかと、非常に感動したのです。所有者の方々の御意向は無視できないわけですけれども、なるべく現状に近いまま計画を進められるよう、市からの働きかけをお考えではないでしょうか。

6点目は、農産物の地域内自給を進めるという点でお尋ねいたします。

現在、日野市は地域内自給のために土曜市のＰＲ、学校給食のコンテナ購入などの補助などを行っております。学校給食の地場野菜使用は、先ほども学校給食の一般質問の中で申し上げましたが、栄養士さん、調理士さん初め、市の職員の方々の御努力で今日を迎えており、まことに立派であると敬意を表する次第です。早い時期に、全校で地場野菜が使用されることを望んでいます。

さらに地域内自給を進めるために、老人給食への使用働きかけや補助はお考えでしょうか。また市内のスーパー、小売店へ地場野菜コーナーを設けるなどの働きかけについてはどのようにお考えでしょうか。その他地域内自給、地域内流通を進めるための施策をお考えでしょうか。

7点目は、有機農業を推進するための助成について、お尋ねをいたします。化学肥料の多用により、ミミズがいなくなったり、微生物が死んでしまい、その結果、土がみずから生きる力をなくしてしまうというのは、よく聞く話です。ミミズは土を食べますが、ミミズのおなかを通ることで、土は豊かな土に生まれかわるのだと言われております。

また、何年か前、四国で死に米というものが発生しましたが、稲穂の中に実っていて、見た目もお米なのだけれども、指でさわるとぽろぽろと砕けてしまい食べられない、もちろん出荷もできないという状況でした。

私はそれをテレビで見ていたのですけれども、死に米が出た水田を深く掘ってみますと、土が腐っていたと、報告をしていました。化学肥料の影響ではないかと言っておりましたが、同じ地域でも有機農業を実践している人の田んぼは、死に米の被害が出ておりませんでした。

農薬や化学肥料によって、土が自分でよみがえる力をなくしてしまうような農法ではなく、土が生きている自然の生態系が守られる有機農業をさらに進めることが必要と考えます。

現在、日野市の中でも平山や堀之内などで、有機農業や無農薬栽培を始めているということで、大変喜ばしいことです。このたび東京都では有機農業推進モデル地区づくりをし、有機農業を進め、有機堆肥づくりの研究も行うという構想を持っているようです。詳細は３月が過ぎてから決まるとのことですが、計画が遂行されるようになりましたら、市として積極的に名乗りを上げ、市内にモデル地区をつくるお考えはないでしょうか。また、現在、市内で頑張っていらっしゃる有機農業、無農薬野菜の生産者に何らかの形で補助されるお考えはないでしょうか。

８番目は、農のあるまちづくり協議会を設置し、つくる側と食べる側の交流、意見交換をさらに進めるお考えはないかということをお尋ねしたいと思います。

今、都市で暮らす消費者は余りにもつくる側の心意気や苦労が見えなくなっております。また、つくる側の農家の方々も、消費者はみんな曲がっていないキュウリや、季節外れのナスやトマトを欲しがっていると、思い込んでいるのではないでしょうか。交流することによって、つくる側と食べる側に分断されていた関係が、地域で助け合って、農業のあるまちづくりをともに実践する仲間という関係に変わっていくのではないかと考えます。

現在、年に一度、農業経営者クラブと消費者団体との懇談会が持たれているようです。毎年続けていらっしゃる関係者の御努力には大変感謝するところですが、回数が年に１回では足りないのではないかと感じております。これをふくらませるような形でも結構だと思いますが、農のあるまちづくり協議会についてのお考えをお尋ねいたします。

以上、８点につきまして、御回答をお願いします。時間がありませんので、簡潔にお願いします。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは８点のうち、第４点の公園の関係を除きまして、私の方の立場からお答え申し上げたいと思います。

それでは、都市農業は農住接近を利しまして、都市住民に生鮮食料の供給を初め、都市空間や貴重な緑の供給、提供、あるいは地域文化の伝承など、総合的機能を有しまして、都市形成に不可欠なものとして評価されておるところでございます。

日野市の農業は、市民の温かい御理解のもと、地元野菜の供給に直販、即売会、学校給食等、年々、需要が大きく伸びております。日野市の農業施策は、農業振興助成といたしまして、市単独事業として行われております生産緑地保全事業を初め、国、都、市で助成を行っております都市地域農業生産団地育成事業を行っております。

この事業につきましては生産基盤整備、または流通関連施設整備という、大きく二分いたしましての助成を行っているところでございます。一例といたしましては、生産基盤整備につきまして、東京南農協七生支店管内及び日野支店管内におきまして、共用の物といたしましてのトラクター、深く耕すための深耕ロータリー、その他、地域の特性を生かした農業用機械の導入を図っておるところでございます。

また、流通関連といたしましては、多目的利用としての営農生活センターの建設、あるいはその保冷庫の設備、設置、果実生産には防鳥網施設の拡充などを推進いたしまして、農業保全育成に努めているところでございます。

次に、第２点目の宅地並み課税の関係でございますが、農地に対します課税強化は、申されるとおり、住宅宅地供給の促進と地価対策の観点から、昭和46年、新都市計画法が施行されまして、市街化区域と市街化調整区域に区分する線引きが実施されまして、農地への宅地並み課税に及んでいる経過があります。

本法に呼応いたしまして、生産緑地法、長期営農継続農地制度、また相続税納税猶予制度が創設されまして、今日の都市農業の発展に寄与してまいってきている点がございます。しかしながら、近年、大都市圏を中心といたしまして、地価暴騰が続いたことは御承知のとおりでございます。日野市の農地に対します課税は、市長認定によります長期営農継続農地を適用いたしまして、農地課税としまして、宅地並み課税を、徴収猶予をしておるところでございます。

今般、土地税制改革大綱の素案がまとまり、党改革案によりますと固定資産税、都市計画税については平成４年までに、都市計画において宅地と保全すべき農地とを明確に区分いたしまして、次のような措置を講ずるとしておるところでございます。

第１点といたしましては、長期営農継続農地制度を平成３年限り廃止する。第２点といたしまして、保全すべき農地は生産緑地法の改正によりまして、転用制限の強化などの措置を講ずる、この生産緑地地区の農地については、農地課税とするなど、改革案が表明されておるところでございます。

なお長期営農継続農地制度、相続税納税猶予制度は、廃止が明らかにされておりますが、今日ではまだまだ不透明な点が多く、農地に対する宅地並み課税の対応は、党改革案を見定めた上で善処してまいりたいと、考えておるところでございます。

３点目の市民農園、学校農園の促進でございますが、市民農園整備促進法が平成２年６月22日、交付されまして、同法施行令及び同法施行規則は、この９月14日に交付され、それぞれ平成２年９月20日から施行されております。

同法は、最近におきますレクリエーション、学校農園その他の余暇活動などとしてレジャー農園、あるいは体験農園などと呼ばれ、都市住民の憩いの場として関心の高まりに対応して、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園の整備に関する基本方針の策定、区域の指定とその実行を担保するための交換分合の制度の整備、開設の認定など、手続の簡素化、その他特例措置を図るとともに、農地と休憩施設などセットにした、利用しやすい市民農園の普及を目指すものとされております。

現在、本法の具体的内容には不十分の面も多く、都道府県の段階におきまして検討中とのことでございます。日野市におきましては、日野市土地利用基本計画策定を踏まえまして、市民ニーズにこたえるべき、市民農園の整備促進を図って、良好な都市環境の形成と、農業振興に資するよう、努めてまいります。

なお、現状においては、税制面に多くの弊害があり、促進への難しさがあることも事実でございます。

一例を申し上げますると、相続税納税猶予制度の特例を受けた農地は、みずから耕作の義務がつけられております。また、長期営農継続農地にあっては、肥培管理の徹底を図るなど、多くの規制が課せられておるわけでございます。一方では借地権の問題等、素直に解決できない部分も多く残されておるというのが現状でございます。

次に、地域自給への補助制度、また学校給食、老人給食、スーパー、小売への地場野菜使用の働きかけでございますが、日野市の農業地域に組織されております農業団体は、東光寺蔬菜研究会、堀之内農事研究会、豊田施設園芸研究会、平山蔬菜研究会、落川農事研究会、それぞれ特性を生かした活動が進められております。また多摩川ナシを中心に果実組合、そして花き組合など、専門分野で活用しております。

今日、日野市農業生産は野菜、果実、花きを中心とした営農が進められ、学校給食を初め土曜市、産業祭り、正月用野菜の即売などにより、多くの供給が図られているところでございます。なお、一部には市場出荷を専門とした営農者もおりまして、この方々は、人手不足などの理由から、現在は即売会に参画できない状態に置かれてはおります。

需給状況としまして、関係各位の協力により、学校給食の需要が大きく伸びております。多摩川ナシ、ブドウ、特に卵でございますが、果実はその名を全国的に好評を得ておりまして、宅配便などによります流通経路の発達により、注文に応じ切れないなど、喜ばしい声も聞かれるところでございます。このような状況によりまして、研究会の中では生産と供給のバランスがほどよく調和されておるのが現状でございます。

次に、スーパー、小売店への地場野菜使用に当たっては、生産者の意向を十分組み入

れた中で検討してまいりたい、そのように考えております。

なお、平成２年度におきます地域内自給への補助金等を御紹介申し上げますれば、第１点目として土曜市、生活市場、トマト市、正月用野菜等に対しまして80万、産業祭り、それも農業部門といたしまして230万、また学校給食供給育成事業として20万という助成の状況となっております。今後とも、補助金制度の充実に当たっては現状を踏まえ、充実に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第７点目の有機農業推進策ということでございますが、今日の農業は、申すまでもなく、金肥、すなわち化学肥料の開発により、これを中心とした栽培が行われておるところでございます。

これは一つには労働力の省力化の点で、大きな利点がありました。顧みますと、化学肥料開発以前は、堆肥、すなわち有機農業が行われていたことは、農業経営者にとっては記憶に新しいものであると思います。有機農業は堆肥づくり、あるいはその施肥に非常に多くの時間、労働、場所、またその材料といたしましての枯れ葉を初め、家畜のふんなどを必要といたしまして、このようなことに対します労働力は家族労働、さらには小学生までも駆り出しての農繁期を迎えたことも、また日本農業の苦悩の道ではなかったかというふうに思うところでございます。

今日、食生活の向上に伴い、健康食品として有機栽培が取り上げられ、行政サイドからもこれを推進するなど、新聞紙上に掲載されております。東京都におきましてお話がありましたとおり、有機農業推進に当たって、平成３年度をめどに助成の予算化の意向が発表されております。これによりますと、多摩地区内１ヘクタール以上の連檐農地に２カ所のモデル地区を選定し、省エネならぬ省農薬、省化学肥料による栽培技術の指針づくりなどに着手するとされております。

今のところモデル地区、助成内容等、詳しい点が明らかにされてはおりませんので、それらの決定を待ちまして、当市農業振興策としまして、これの導入は生産者、農協等関係者で検討をしてまいる段取りとなっております。

また日野市の単独事業で平成元年度都市地域農業生産団地育成事業において、堆肥舎の建設計画を検討してまいった経過がございますが、用地の確保に当たりまして、生活環境を考慮した中での確保となりますと、非常に困難な面があり、この計画は現在、一時保留せざるを得ないところになっております。しかし今後も引き続き、検討を重ねてまいる考えでおります。

最後に、農のあるまちづくり協議会の点でございます。日野市農業経営者クラブを初

め、地域にそれぞれ農業団体が組織され、地域の特性を生かした活動が進められております。農業経営者クラブにあっては、東京都農業経営者クラブに組織いたしまして、野菜、酪農、果樹等各部門、それぞれに研究会を持ちまして、生産性の向上に努めております。

このような活動の中で、年１回ではありますが、市内の消費者の皆さんと交流を持ち、消費者の意見を踏まえ、農業生産の一助としておるところでございます。また、平山蔬菜研究会では直販、即売等を通じ、消費者ニーズにこたえるべき交流会が図られております。また学校給食においては、地元野菜の使用法の栄養士、及び生産者との意見交換会、試食会などを通しまして、交流が図られておるのが現状でございます。

したがいまして、各団体それぞれの特性の中で、自然体として意見交換が行われております。仰せの協議会設置につきましては、消費者並びに生産者との十分な意見を集約し、善処してまいりたいというふうに考える次第でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、５点目の七ツ塚公園につきまして、お答えをいたします。

この公園は、昭和36年に都市計画決定をしたものでございます。面積が7.5ヘクタールでございます。この7.5ヘクタールの現在の土地の所有形態を申し上げますと、36年に既に市内の企業が社有地として取得をしておったわけでございます。現在、運動施設ができておりまして、この用地が3.5ヘクタールでございます。それから残りの４ヘクタールがいわゆる農地ということになるわけでございます。

現在、この周辺におきまして、組合施行の土地区画整理事業を進めておるわけでございます。面積が約25ヘクタールの前後でございます。この中で、この区画整理事業とあわせて7.5ヘクタールの公園を整備するということは、事実上、減歩の関係で無理ということになるわけでございます。いろいろ検討した結果、この7.5ヘクタールのうち、約1.2ヘクタールでございますけれども、これはできる限り市が先買いをいたしまして、組合施行の中で公園として整備をしていく、そういう計画で進めております。

御質問の内容は、農業公園としてこの7.5ヘクタールが整備できないかということでございます。農業公園という定義がなかなかつかみにくいわけでございますけれども、例えて申し上げますと、この近くで横浜市でございますけれども、自家ふるさと村というものをつくっております。

これは市街化調整区域がベースになっておりまして、自然環境が非常に良好な地域で

ございます。そこにいわゆる生活者がおりまして、生産、なりわいをしているということでございます。農業とか林業、炭焼きの関係とか、そういったことをベースにいたしまして、市民に自然を提供していく、そういうことでございます。

そういうことを考えますと、この7.5ヘクタールを農業公園、いわゆるふるさと村というような形にするということは、なかなか難しいのではないかというふうに考えております。

それから、その東光寺の原の件でございますけれども、この区域を現状のまま、できるだけ残せないかということでございます。これは今、地元の権利者の皆さんと、どういう区画整理をするかということを協議をしているわけでございます。市といたしましても、区画整理の目的が宅地供給ではありますけれども、できるだけ農地のまま存続するよう、いろいろ智恵を絞っているところでございます。

例えば普通の宅地造成のように、全部街区を設定をいたしまして、まちをつくるということではなくて、農家の皆さんが理解をしてもらえるならば、その街路を少し抜くような形で、街区を大きいものを設定する。そしてできるだけその街区を農業として継続をしてもらう、そういうようなことも方法としてあるわけでございまして、現在、そういう努力をしている段階でございます。

それから生活環境部長の答弁の中で少し補足いたしますと、第３点目の生産緑地の関係が出てまいりました。

これはいわゆる市街化区域を市街化調整区域に逆線引きするという意味も含まれているのではないかというふうに思いますが、今、日野市の調整区域は動物園周辺と、それから河川が調整区域になっているわけでございます。それ以外の市街化区域を逆線引きをするということは、現在の置かれている日野市の現況からしますと、なかなか地元権利者の理解が得られにくいのではないか、そういうふうに考えております。

今後、この生産緑地の問題も含め、それ以外にどういう形で農地を残し、農業を存続させるかということは、国の施策あるいは都の施策も含めまして、検討していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

農業に対して、いろいろな形で積極的に補助をしているということがわかったわけですけれども、市長のお考えもお伺いしたいところなのですが、時間がありませんので、強くお願いしたいという点だけを、何点か挙げさせていただきます。

まず、今、都市整備部長さんの方からお話しいただきました七ツ塚公園のことなんですけれども、これはいろいろ御苦労もされているようですけれども、ぜひ自然を残した公園にしていただきたい、とそのように思います。

どこもかしこもコンクリートで固められてしまったら、地球はさぞ息苦しいだろう、と私は考えます。今、日野市が農業を残すのだとか、緑を残すのだとかいうことで本腰を入れていかなければ、20年とか30年先には日野から農業が消えてしまうということがあるのではないだろうか、と非常に不安に思うわけです。ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから後継者の問題ですけれども、Uターン農業者への営農指導、それから研修会の充実、これは後継者が育っている地域への視察、それから農家の子弟だけではなくて、一般市民に対する農業体験、学習の指導をしながら、農業の担い手づくりをする、そういうことも進めていっていただきたいと思います。

また相続税の関係に関しましては、いろいろな法律的なことがありますので、難しい問題だとは思いますけれども、本気で農地補償もやるのでしたら、やはりここまで踏み込んでいかないことには解決できないのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

私は、日野市のスローガンである緑と清流のためには、農業はなくてはならないものだと思います。これまでの固定観念である、農業は農民のものだという拘束から離れて、積極的な施策を進めていただきたいと考えております。

これを第１回目としまして、また日野市の農業、緑を守るために質問させていただきます。きょうは、これで終わりにしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって24の３、食と緑を守るために「農のあるまちづくり」を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後７時20分　休憩

午後11時42分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。12月15日は休会の日でありますが、議事の都合により、特に会議

を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、12月15日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。12月15日の会議は、議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、12月15日の開議時間は午前０時に繰り上げることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前０時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時44分　延会

12月15日　土曜日　（第８日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第39号）

12月15日　土曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本享一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成2年12月15日（土）
午前0時開議

（請願上程）

日程第1　請願第2－29号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願

日程第2　請願第2－30号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下

さいについての請願

日程第3　請願第2－31号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願

日程第4　請願第2－32号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願

（動議）

追加日程第1　長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議

本日の会議に付した事件

日程第1から第4及び追加日程第1まで

午前０時33分　開議

○議長（小山良悟君）　　おはようございます。

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第２－29号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとってくださいについての請願、請願第２－31号、東豊田三丁目住宅地への事業所設置の差止めを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第２－30号、請願第２－31号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第２－32号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

ただいま市川資信君から、長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

〔26番議員　登壇〕

○26番（市川資信君）　　長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議（案）

教育は、国の存立を左右する基本であります。日本が今日までの経済発展を維持しながら、同時に世界に貢献していくためにも、時代の要請に対応する教育の営みが強く求められています。

特に国民の様々な学習要求に応える生涯学習体系への着実な移行と整備を図らなければならない時代の転換点を迎えた今、地方公共団体教育委員会の果たすべき役割は、一層重要となっております。

その教育委員会委員の選び方については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」と、その満たすべき要件が定められ、さらに教育長については、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる、とあり、その職責は極めて重大であります。

しかし、今般の長澤三郎教育長による「回想録－40人学級騒動記」の発行は、こうした認識を寸毫も見出すことのできない、余りにも不謹慎かつ常人の理解を超えた行為であります。

そもそも昭和63年第１回定例会に於ける、所謂「変形40人学級」や、「グループ学習学級」についての評価は、敢えて会議録を読み返すまでもなく、その名称から来る印象とは裏腹に、現場教師や父母の理解も全く得られないまま、また教育効果の検討もないといった、周到な準備を欠くままに唐突に提案された、余りにも形だけを取り繕った内容でありました。そして市議会が教育現場の混乱を回避すべく、その措置をとったのは当然のことでありました。

今回の教育長の出版については、次の三つの観点から、妥協のない批判と、不当性の指摘を受けなければなりません。

その第１は、市議会と教育委員会との信頼関係を、教育長自らの手によって断ち切ったことであります。全編を通読すれば、おのれの職責を賭けて闘った教育長が悲劇のヒーローで、その仇役が市議会であると誰しも受けとめざるを得ず、これはまさに遺恨をもっての市議会への挑戦であります。さらに言えば、当時、審議終了後に教育長は体調を理由に市議会への出席義務を果たさず、市議会の指弾を受けて慌てて提出された診断書には、約10日間の自宅安静加療が必要とありました。ところがこの間に、教育長はわざわざ伊豆の温泉に出掛けて、この本の原稿を書き始めていたのであります。市議会を欠席

し小説を書くなどという、呆れた所業は、断じて許されてはなりません。

第２は、公務員としての守秘義務違反の虞れであります。東京都教育委員会との折衝内容が指導室長メモとして記され、また小学校校長会との会議での描写は明らかに個人が特定できるものであり、ことに教育長が出席校長を面罵する場面などを細かに表現できる教育長の人格には、激しい抵抗を感じるのであります。

第３には、回想録などの出版は、現職を退いた後に考慮されるべきであり、本来この執筆に費やされたエネルギーや時間は、今、日野市が抱える教育の諸問題解決に向けられるべきであります。

ましてや、現職教育長としての出版の非妥当性を忠言した周囲の声に一顧だにせず、これを強行するという偏執の気性は、教育長の自制心や理性の麻痺を物語る十分な証左であります。

以上述べたとおり、此度の教育長の出版については、全く弁護の余地のない、一公務員どころか、一個人としても救い難い行為であったと言わざるを得ないのであります。

晩節を汚さず、という言葉があります。

ここに日野市議会は、長澤三郎教育長に対し、速やかに日野市教育委員会教育長の職を、即時辞職するよう求めるものであります。

平成２年12月14日　日野市議会

日野市教育委員会教育長　長澤三郎殿

以上であります。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　今回の動議につきましては、意見があります。質疑を終わった後、申し上げたいと思います。

今回の動議の中心は、教育長への辞職勧告ということになっております。私は、教育委員会の独立性ということを考えるときに、こういうことを議会がするというのはやはり出過ぎではないか、こういう印象を、第１番目に持ちました。

それからまた、教育長の出版物に対しての批判があるわけでございます。やはり言論に対しては、言論の方法で戦っていくということが許されておりますので、議会で多数決で何か決めて批判するというやり方ではない、出版物に対する反論の方法もあるのではないかというふうに思うわけであります。

しかし、本日夕方からただいまの深夜に至る間に、議会運営委員会などが開かれました。そしてこの緊急動議が成立をした、議題にのぼったということになりましたので、

一、二、質問をさせていただきたいと思います。

最初に全部項目を挙げますので、順次お答えいただきたいと思います。

提案者は、憲法上の表現の自由ということについてはどういう御認識でいらっしゃるか、第１番目にお伺いいたします。

第２点目は、提案者は自民党会派でございますが、公明党と共同提案ということになっております。去る12月６日の辞職勧告決議案を示唆する公明党の発言の中で、日野市議会公明党から、東京都議会の公明党に一定の頼み事をした、これは40人学級を促進させるための頼み事をしたのだという発言がございました。

提案者は、東京都議会における公明党都議会議員の発言、その真意がどういうところにあったというふうにお受けとめなのか、お答えいただきたいと思います。この決議案と関係がありますので、お願いをいたします。

第３点目は、長沢教育長の休暇期間の診断書の件が決議案に出ております。この診断書の内容が自宅静養というふうに、医師から命令されたというふうに表現されております。提案者はどういうところでこの個人の診断書というものを拝見されたのか、そしてこういうふうに決議案の中に書かれたのか。そのいきさつ、そしてまた診断書に記された内容を、どういうふうにして公表されたのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

第４点は、守秘義務のことに触れておられます。この守秘義務ということについての見解をお伺いしたいと思います。

市議会において、随分教育長に、些細なことに至るまで、ある意味ではしつこいと思われるほどの質疑が繰り返されたわけであります。議会でさまざまなことを公開を迫っておきながら、教育長が出版した内容については守秘義務の範囲を越えるものではないかと指摘がされておりますが、このあたりについてどういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

最後の５点目でございます。これは公務員一般は、大体日本全国で出版活動というのを、ほかの人もしているのか、していないのか、その辺、世間一般の公務員における出版活動、どの程度に提案者はつかんでおられるのか、質問したいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいまの竹ノ上武俊議員の質問に対して、お答え申し上げます。

まず１点目の憲法の保障する表現の自由、出版の自由と今回のこの問題との関連はどうなのかということでございますが、竹ノ上議員もちょっと触れておられましたが、私は表現の自由、出版の自由というものは、当然すべて保障されるものと信じております。

しからば一個人として、例えば今回の出版を、「40人学級騒動記」を、長沢教育長が現職を退いた後に、本来、私は出していただきたかった。それを現職のときに、あえて議会に挑戦するような形で、それも一方的にこういったものを出版するということは、おのずと個人といわゆる公人との、そこに差というものが生じてくるのは、当然だと思います。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

教育長というものは、やはり市長が推薦し、そして議会の同意を得て、そこに初めて成立するわけでありますから、これは個人とはとうてい受け入れがたいものであります。したがって表現の自由、出版の自由とは、およそ私どもには受け入れられないものと信じております。

２点目でありますが、先般、公明党代表の方が発言された件について、公明党の代表が都議会議員の発言云々とありましたが、あれを私は本会議で聞いておりまして、その点につきましてはここでちょっと個人的見解がありますので、あの議会でのやりとりの件、私はその件についてのお答えはちょっと差し控えさせていただきたい。

３点目であります。決議案に自宅静養をしておる、自宅静養ということで医師の診断書を、どこでそれを知ったのかということでありますが、これは以前、私どもは自己謹責のときに資料要求して、そのときにいただいた資料は、写しですが、今も持っております。

それには、もう今さら説明するまでもなく、自宅にて10日間の静養が必要だ、その間のやりとり、細かいことはありましたが、助役が答弁されておることを今、鮮明に覚えておりますし、そしてこういった重大な時だから、長沢教育長に電話してくれということを、再三、私個人も申し上げたところ、私個人も電話したけれどもいらっしゃらなかったということで、じゃあ医師の診断書が出ているはずだろうということで、後日その診断書を私どもは資料請求のもとにいただいた。これは各議員いただいていると思うのですが（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。ですから、今も写しは持っております。

それから公務員の、地方公務員も同じだと思うのですが、守秘義務と小説出版等の問題はどういうことになっているかということですが、私はあくまでも今言った、公人であるから出版しちゃいけないとか、いいとかということは、問題は内容だと思うのです。

何ら私は制約を受けるものではないと思います。出版して結構だと思うのですが、今回のものと同一視されては、まるで公私混同であろう、かように思います。

それからもう１点は守秘義務、（「一般の公務員の出版状況ね」と呼ぶ者あり）ええ、公務員の出版状況は今、お答えしたとおりだと思います。私は出版は、公務員といえども自由、ただ守秘義務をおわかりでということと、それから公人としての立場で、おのずとそこには一つの制約はあるであろうけれども、一般的な、例えば動物園の園長さんも地方公務員ですから、動物に関して出版、みんなしておりますし、それからあるいは写真を提供するようなこともあるでしょうし、表現の自由も保障されておるから、そういったことに対して云々することは、この際は全く問うているわけではありません。

大体、質問、以上だと思うのです。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　再質問は時間の関係もあり、深夜に及んでおりますのでいたしませんが、今の答弁に対する私の感想を一言述べて、質疑の方は終わりたいと思います。

第１点の、憲法上の問題でございます。これは今さら申し上げるまでもなく、憲法の第３章に国民の権利として、規定がなされております。第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」そして第21条におきまして「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」ということになっているわけでございます。

したがいまして、今、答弁されましたように、出した時期が悪いということを判断すること、これを議会がする権限があるということにはならないわけでございます。

また、議会に対する挑戦であるのか、そうではないという方もたくさんいるわけです。ですから、これは主観の違いであって、その著作物に対して、主観が違うからこういう発行はちょっとけしからんなということを言うのは、私は行き過ぎではないかと、今の答弁において感じた次第でございます。

それから第２点です。公明党の都議会の質疑録がございます。これは昭和63年の３月17日、木曜日、予算特別委員会の速記録というのが、市政図書室に公開されているわけであります。

この中で、公明党の永沢委員という方が、日野市の40人学級について質疑をされております。

まず永沢委員は、「我が党は、日ごろから40人学級の早期完全実施を強く要望いたし

ているところであります。」こういうふうに発言をいたしております。しかし、これから後が問題のところでございます。「ところで、今回、日野市におきまして実施しようといたしております変形40人学級とはどのようなものか、まずご説明をいただきたい。」教育長が答えております。そして次の質問は、「それは学級編制上の40人学級と言えるのかどうか、明確にお答えいただきたい」と質問しております。

そして次の問題は、「重ねてお尋ねいたしますけれども、関係法令に照らしてみますと、担任を非常勤講師とすることは違法になるのではないか、このように思うわけでございますが、この点はいかがですか。」こういうふうになっているわけであります。

そして「そういう実情なら、都教委は日野市に対し、この件に対しどう判断をされて、どう指導されておるのか、お尋ねをいたします。」そしてその後、教育長の答弁などがあるわけでございます。

これらを聞き出すと、確かに40人学級ということを追及しているような質問でございますが、都民の側から見ますと、とりようによっては、日野市の日野方式の40人学級、当時変形40人学級とか、グループ学習教室という呼び方などを、教育委員会はしておりました。

このことが、いかにも法規に触れるような、違法なやり方ではないのかという、誘導と思ってもいいような形の質問が感じられるわけです。これはもちろん主観の問題でございますので、そうではないと思う都民もいるかもしれません。しかし教育長は、日野市のやり方については、学習方法の一形態に過ぎないので、名称などを変えるという方法もあるでしょうという、肯定的な答弁もしているのです。しかしそれを押して、押していって、何とかやめさせるような指導をしろという答弁を引き出そうとしているというふうに、とりようによっては、都民はとるわけで（発言する者多し）、実際、最後の方はそういう教育長の答弁になっているわけでございます。

ですから、我々は40人学級という、文部省が言っているやり方の方式については、公明党は促進をされているのだけれども、日野市が独自に努力した40人学級については、やはりこれは積極的に押そうという立場ではなかったということを、都議会の会議録から感じているわけでございますので、このことを、はっきりしておきたいと思います。

次に、診断書の件でございます。これはプライベートの問題でもあるということで、日野市の会議録でもあらわされておりまして、正式には休暇届というのがコピーが回されておりまして、いろいろな形でそれは診断書は出されたかもしれません。しかし、私は医師の判断というのは自宅静養を命ずることもあるし、単に休業静養という言葉を書

くこともあります。あるいは教育長が出版物に記しておりますように、（「事実を書いただけだよ、事実を書かなかったのが教育長なんだ」と呼ぶ者あり）心筋梗塞治療中胸部に不快感あり、10日間の安静休養を要する、そういう診断をお医者さんから聞いたのではないかと思うわけでございます。

私は、医師の方にちょっと聞いてみました。自宅療養というときは、やはり自宅療養という方法をお医者さんは望むのだそうです。それから静養を要するとか、そういうときは、温泉が適当なときは温泉に行くとか、いろいろなことがあるというわけです。ですから、そういう点は微妙なものであって、本人の病気の性格、さまざまなことをお医者さんに相談して、療養の場所を決めるということはあり得るのではないか。ですから私は、健康上の理由ですから、余りそういうことを議会が追及して、いろいろ責めていくというやり方は、人道上からも行き過ぎではないかというふうに感じましたので、この点について質問をいたしました。（発言する者多し）

４点については、意見の欄でも言えますので、私の方の感想は述べません。

それから５点目の、公務員の出版の自由の問題、あるいは現在の実情でございます。これは御承知のとおり、手近にある新聞切り抜きなどを見ましても、あらゆる階層、立場の方が出版をされております。議会に触れたものもあります。選挙で選ばれた知事が出版したものも、例えばあります。市議会で視察に行きました、大分県の一村一品運動ですか、こういうのを出した知事もおりますし、あるいは世田谷区長が手づくりまちづくりというような本をいろいろ出していらっしゃるとか、鈴木俊一都知事もいろいろ出しております。これは選挙で選ばれた方が出版しているものでございます。（「内容を考えてみろ」と呼ぶ者あり）

そしてまたほかにも、身近なところでも、文学界新人賞を得た小金井の職員、これは自分の職業をもとにして小説を書きました。そして文学界やマスコミで高く、この方は評価をされたわけであります。これは市の行政に立ち入った、市職員としての感覚というものを小説にされております。

そのほかは枚挙にいとまがありませんので、一々申し上げませんけれども、例えば市の行政とか、あるいは議会に対しても大いに物を言っているのもあります。例えば内山務という、埼玉県の与野市の職員の方は、こういうタイトルの本も出しております。

「おれたちは住民の召使や奴隷じゃない」、こういうことで、直接自分の行政のことを、世に問うているわけであります。

そういうことで、私は公務員がいろいろの立場から出版をして、自分の感覚を芸術化

したり、あるいは評論として出したり、政策的な提言をしていく、こういうことは日本全国非常にたくさん行われているということを指摘しまして、質問の方は終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　今、竹ノ上議員の方からかなり憲法の問題、それから守秘義務の問題について御質問がありましたが、私もこの点について、再度お尋ねをしたいと思っております。ただ、憲法の規定で、先ほど御説明がありましたように、基本的人権の享有、確かに「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」のは事実でありますが、ただし第13条に、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということです。そして第21条に、先ほど竹ノ上議員もおっしゃったような集会、結社、表現の自由、通信の秘密というのが定められているわけでございます。

ということは、公共の福祉に反しない限り、個人の出版その他表現の自由は尊重されなければならないということになるわけですが、この公共の福祉に反しているかどうか、まずこの出版の問題、特にそれが中心なテーマであるわけですから、この出版が公共の福祉に反したのかどうかについて、まず第１点、お伺いしたいと思います。

それから第２点目に、同じ守秘義務の問題ですが、地公法に確かに守秘義務の項があるわけです。地行法第11条、秘密を守る義務というのがあります。ところで、先ほど提案者の方から、現在、公人としての立場で出したからけしからん、要するに退職してから出すべきであったなという、これは私はそういう法的な問題を抜きにした、偽らざる心だったと思うのですけれども、その辺について、再度もう一度、法的な側面から御説明をいただきたいと思っております。

以上、２点についてお願いします。

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　ただいま下村議員から、公共の自由と福祉を妨げない限り、個人の人権は尊重されるべきである、もうそのとおりだと思います。私、個人的な見解ですけれども、あえて私は、この席に長沢教育長いらっしゃいますけれども、いわゆるドキュメンタリー風の小説でありますから、これだけの議会で問題になった経緯もあるわけですから、先ほど決議文にも申し上げたとおり、ヒーローがＡで、その悪役はＢでというようなくだりのことをちょっと申し上げましたが、少なくともドキュメンタリー的

な小説でありますから、私どもにも選んだ責任もありますし、こういったものをもし現職のときに出すのであれば、今までの深い経緯があるわけですから、少なくとも議会の代表者くらいに、こういった形で出したいのだけれども、１回通読してくれないかと見せて、この部分は少なくとも訂正――当然、何カ所か訂正があるわけですから、この部分は訂正していただきたいよ、ならばこういう問題にならなかった。なぜそういう相談をしてくれなかったというのが、私は今、一番残念に思っているところであります。

（「そうだ」「事実だから訂正することはないわよ」と呼ぶ者あり）

事実であれば、（「見解の相違だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）事実じゃない、曲解されているところがいっぱいあるわけです。読んでいただければ、おのずとわかるわけですから、少なくともそのくらいはほしかったというふうに思います。それが１点目です。

２点目の守秘義務に関しての内容が、ちょっと私、今、よく聞き取れなかったので、もう一度、恐れ入りますが。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　それでは２点目のところから、私の質問の要旨を、それでは先に申し上げてしまうことにします。

秘密を守る義務というのは、実は地行法第11条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。」ということが定められています。

すなわち、退職しようとしまいと、守秘義務はつきまとうわけですので、その点、先ほどの提案者の発言の中に誤解があったように思っております。要するに、回顧録として出すことが許されるような秘密であるなら、今、出しても守秘義務には相当しないということなんです、繰り返せば。ですからその点については、私はここにおそれがあると書いてあるので、あえてそうだと断定してはおられないので、それ以上の追及はしませんけれども、やはりこれは守秘義務の違反ではないだろう、そういうふうに一応申し上げておきたいと思っております。

それから憲法の問題を申し上げました。そして公共の福祉の問題も申し上げました。それで、提案者の方から返ってきたお言葉というのは、私は確かにそういうこともあるような、はっきり言って議会という中の一家として構えたときに、いわゆる私人、人間対人間との関係では、当然そういうこともあってしかるべきだというふうに、私自身は思います。

しかし、だからといって、一人の人間を公の席からおろしてしまう、それに果たして相当するのかどうかという点については、私は大きな疑問を抱くわけです。したがってもう一度お尋ねしたいのですけれども、こういう形で辞職勧告決議案が出される前提として、もう少し違った形での御検討がなされたのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　下村議員の質問について、お答えいたします。

１点目については、先ほどお答えしたのでよろしいかと思いますが、２点目の守秘義務、34条の、これは私どもも断定しているわけじゃなくて、おそれがあるということで言葉を流しているわけですから、これはとりようによっては、見解の相違というふうにとらざるを得ないと思いますね。

それからもう１点の、辞職勧告のほかに検討されたかどうか、これはもう当然のことであります。一身上の、その人の人格にかかわる問題ですから、民主主義の世の中ですから、いろいろな意見がありました。いろいろな角度から検討して、最終的にはやはり民主主義の原則にのっとって、賛成多数で、大勢の方でこれを決議をせざるを得ないということで、見解の相違があったことは事実です。ありました。

○議長（小山良悟君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。

大体、見解の相違と、二つの点については、ある面では見解の相違という形になってしまう、これはある面では正直言って、質問する前から予想されたことなんであるわけなんですが、はっきり言って、見解の相違だから、ある個人が公の職を追われていいということには、やはりならないと思いますね。そこがまさに私は、この決議案に承服できないな、と感じるところなんです。

確かに提案者のおっしゃるとおり、政党、さまざまな思想の相違というのはあるわけですから、今この一言をとっても、さまざまな見解の相違が出てくるわけですから、まさにそうしたことをいろいろ討論し合っていくのが、そして歩み寄っていくのが議会だと私は思っております。

だから、教育長の方から舌足らずであったということもあったでしょうが、やはり提案者の方からも、もう少し寛容な考え方ができなかったのかということについては、私個人は残念でなりません。意見については、また後ほど別の方から表明があると思いますので言いませんけれども、ぜひともそういう考えがあったということを、心にとめて

おいていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　簡潔に質問を行っていきたいと思いますので、御答弁いただきたいと思います。

提案者の市川議員は、この決議案の中で辞職勧告決議を提出する理由の三つの中の一つに、教育長が悲劇のヒーロー、議会がかたき役、こういう図式が全編を読めばわかるということを述べております。

市川議員は、時代劇のことについて大変精通されているかなということもちょっと思ったのですけれども、必ずしもそうではないのじゃないか。無理やりにこういう図式を持ってきたのじゃないかというふうに、私は印象を受けたわけであります。これは悲劇のヒーロー云々などということを、議会という場を使って、こうした一人の辞職勧告決議を提出しようという文案の中に述べるような言葉かどうかということを、私は疑問を持ったわけであります。非常に感情的、主観的な文章で、この全編が貫かれているのじゃないかというのが、私もこの全編を見て、そういう印象を受けた決議案の案文であります。

そこで、私はこうしたところを市川議員は、あれは本心なのかどうか、ちょっと私も今の質疑のやりとりを聞いて、疑問に思っているわけでありますけれども、しかしここに書いてあることは事実でありますから、そのことはやはり最終的に私の印象として、指摘をしておかなければならないと思うのです。こういうのはやはり、私はちょっと市川議員らしからぬことではないか、とこう申し上げておきたいと思います。

質問の１点でありますけれども、この文案で、市議会が云々と書いて、措置をとったのは当然のことであるというふうに述べてありますけれども、これは63年の第１回定例議会で、日野方式40人学級に関する予算案が提案されたのを修正した、原案を否決したということを述べているのだろうと思うのです。

このときは、原案を否決、反対の立場をとられたのは、市川議員も所属されているいわゆる自民党の会派の方と、それから公明党の会派その他ということだったろうと思うのです。そのことを最初に確認しておきたいので、１点目の質問として伺っておきたいと思います。

それから今、守秘義務のことについて竹ノ上議員、あるいは下村議員からもそれぞれの立場で質問がありました。十分な回答だったかなという気もしますので、私からも質問しておきたいと思うのです。

昭和63年の第１回定例議会というのは、私どもも非常に印象に残っている議会でもあ

るのです。この40人学級の問題を論議されたということもあるのですが、しかし私は、市川議員にとっても、この議会はことのほか印象の深かった議会じゃないかと思うのです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それはほかでもない、市川議員が議長に就任された議会でもあったわけです。この議会で、40人学級の問題が非常に長時間、活発に論議されたことは、市川議長、よく御承知のとおりであります。市川議長のもとで言論の自由も保障されて、大いに論議が行われたわけでありますが、ここで述べておりますように、東京都教育委員会との折衝内容が指導室メモとして記され云々というふうに述べておることを理由にして、守秘義務のことについて触れているわけです。

しかしあの長沢教育長が書かれた40人学級の騒動記の中に述べてあるようなことは、議会で再三再四、議員の質疑によって教育長が答弁されていることなんです。本会議もそうですし、予算委員会でも、あの程度のことというのはほとんど質疑尽くされ、教育長も再三にわたって繰り返し説明するということが行われたわけであります。

これ全部、市川議長の議長のもとで我々は質疑を行ったのですよ。そして教育長もその説明を行ったわけです。議会ではそういうことを自由に行っているにもかかわらず、長沢教育長が出版してそのことを書いたら、今度は守秘義務を侵害するおそれがある、違反のおそれがあるなんというようなことを理由にするというのは、私はちょっと市川議員の提案の内容としては、これは行き過ぎではないか。明らかに私は言論に対する、あるいは出版に対する行き過ぎの理由になっているのではないかと思うのです。この点、明確に述べていただきたいと思います。

それから回想録というのは、現職を退いて、退職してから書くものだということが、この議会でもそういう意味の発言がありましたし、ここにもそんな意味のことが書いてあるのです。これは自分の人生を振り返って、ずっと長い一生のことを、退職後振り返って回想録にまとめるというような、そういう場合もあると思うのです。

しかし、今回、長沢教育長が出版された「40人学級騒動記」というのは、いわゆる40人学級を提案して、議会の審議を経て、そして一定の結論を得たという、一つの事件をまとめた回想録だということは、これを読めばすぐわかることなんですよ。自分の一生を回想録にまとめたということではなくて、やはり一つの事件を回想して、まとめて出版したということなんです。これは十分こういう問題はあり得ることだと思うのです。

何でもかんでも退職して、年配になってからでなければ出版できないなんということではないわけです。（「そんなこと、言っちゃいないよ」と呼ぶ者あり）こういう理由

というのは、ちゃんと回想録を見ればわかることでありますから、こういうのを理由にされて、辞職だということを勧告するなんということは、私は市川議員の良識として、ちょっと疑問に思わざるを得ないということを、申し上げておきたいと思うのです。

したがって、その点についてのお考え、御答弁をお願いしたいと思うのです。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　板垣議員の質問について、お答え申し上げます。

63年のいわゆる40人学級騒動記、本の題名のとおりでございますけれども、自民党会派、自由民主クラブ――当時、自由市民会議の会派でしたね。それから公明。予算を否決して、あれは予備費へ繰り入れたという事実経過の件でございますけれども、先ほど決議案にも述べたとおり、私どもも当初は40人学級そのものに対する基本的な反対というものは、それほどなかったのじゃなかったでしょうか。ところが現実にあの現場の、特にＰＴＡのお母さん方を初めとする、学校現場の声が日々日々に高くなって、これはどこかでやはりきちっとした対応を迫らなければならないじゃないかというところで、あの予算案を否決して一応おさまった、というのが現実の姿だったと、私は鮮明に記憶しております。

したがって、そういった経過があったわけですから、少なくともそういったことを知った上で、先ほど申し上げた今回の40人学級のドキュメンタリー風の回想録については、慎重の上にも慎重を重ねた上で出版していただきたかったなというのが、だれしもこれはあの本を読んだ感想ではないか、かように思います。

それから２番目の、東京都の教育委員会と教育長との守秘義務の云々は行き過ぎではないかというふうな指摘でございますが、先ほども申し上げましたように、私どもはこれはあくまでも守秘義務のおそれがあるというふうな見解を、決議文にも述べているとおり、私どもはそう思いますし、なおかつこのドキュメンタリー風の回想録には、当時私が知り得なかったシナリオもちょっと入っておりますね。これは長沢教育長だけが知っているくだりもあるわけですから、こう書かれても仕方がないかな、私はそう思います。

それから回想録の出版は、先ほど竹ノ上さんもそれから下村さんも同じ質問をされておりますけれども、これは基本的な人権、言論の自由等の中で、いつ出してもいいではないかということは、先ほどお答えしたとおりで、私もこれは個人的なものを束縛するとか、何らそんなことを言っているのではなくて、公人としてのやはり節度というものはきちっと、少なくとも同じ議会の席に座っておられる教育長という、重大な重責でありますから、それでこういった問題の経過が過去にあったわけですから、いつでもとい

うような問題ではなくて、もし出すのならば、先ほども下村議員にもお答えしたように、議員の代表者、どなたでも結構ですから一応通読していただいて、その上で自分の主観的なペンさばきでなくて、客観的な情勢というものも、多少は聞いた上でこれを発行したならば、私は今日のような、こんな騒動にならないでおさまったのじゃなかろうか、かような見解を持っております。

今、３点は以上のとおりでございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　守秘義務につきまして、議長であったときの議会の論議と、それから出版の関係について、明確な答弁がなかったように、私は今、受けとめました。

それで、私は結局、今、市川議員がみずからお話、説明されましたように40人学級にかかわる予算は否決したということを、こうして出版されて、広く世間に知られることは、この提案である市川議員初め賛成者の方々が、逆に、教育長に対する、ある種の感情を持ったのではないかというふうに受け取らざるを得ないわけですよ。

教育長は遺恨を持って市議会への挑戦をしたというふうにおっしゃっているわけですけれども、これは遺恨を持って皆さんが教育長に対しての辞職勧告を突きつけたというふうに受け取られても仕方がないのじゃないか、というふうに私は思うわけであります。

そしてそのことは結局は、憲法に保障された言論や出版の自由に対する一種の圧力ということにもなっていくわけでありますし、ましてや教育長という職を辞職しなさいという勧告を出すなんということは、私はやり過ぎ、行き過ぎではないかというふうに思うわけであります。

こうしたことについての、それは見解の違いだとおっしゃればそれまでではありますけれども、私は結論としてはそういうことにやはりなっていかざるを得ないのじゃないかというふうに、私の見解として、受け取らざるを得ないわけです。

その点だけ、最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　先ほども申し上げましたように、現実に連日お母さん、また校長会等の現場の声を目のあたりにしたときに、現場が混乱しているわけでありますから、もう少しそういった予算を計上して、それを実行に移すのならば、現場の内容というのでしょうか、40人学級にするために二つのクラスに分かれるということでありますから、片方はいわゆる正職の先生がいらっしゃって、片方は臨時の先生が入るといったときの問題点を、あのときに鋭く私どもに迫られたときに、教育長にそのことを問うても、明

快な答弁を得られなかったわけでありますし、あの混乱を一時終止符を打たせるには、そういった手段に訴えたのがベターであったという見解でありますから、今の私どものとった態度に、板垣議員の方はそれは間違いだと指摘するかもしれませんけれども、私ども当時扱った議員の立場とすれば、あの処置は適正であったということに、これは見解の相違になれば見解の相違と言わざるを得ない。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　当時の態度について云々したのじゃなくて、出版のことについて私は申し上げたわけです。出版されたということについての見解を、私は申し上げたのです。ですから、誤解されないようにしていただきたいと思うわけでありますけれど、そのことの見解の違いだということをおっしゃるならば、私のいうことも否定はされていないわけですから、やはり問題は残るのじゃないかというふうに、私は思うわけです。

このことを申し上げて、質疑を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　日本社会党・市民連合の代表といたしまして、この決議案に対しての意見を申し上げます。

私は、この教育長即時辞職勧告決議には反対の立場で、意見を申し述べます。

提案者の趣旨を聞いて、教育長としてこれまで日野の教育に尽くしてきた長沢氏の実績を考えるときに、騒動記を出版したことが、果たして辞職を迫られるような事実なのか、と疑問を感じました。

40人学級問題の経過を今、振り返るとき、現職の教育長がどうしても「40人学級騒動記」なる出版をしなければならぬ必然性があったかはおくとしても、教育長が職務を著しく怠ったり、特段の非行があったわけでもありません。まして教育長は、先般、議会の同意を得て再任されたばかりであります。再任を同意した議会は、その仕事を見守る責任もあろうと思います。

提案者の言っているように、例え過ちであるとしても、世の中には許されぬ過ちと、許されてしかるべき過ちがあります。議会として、ほかに責任を問う方法、あるいは手段も幾らもあるはずであります。今、教育長に辞職まで求めることは、余りにも厳し過ぎます。たとえ議会でも、行き過ぎは厳に戒めむべきであろうと考えます。

私は、40人学級の問題の討議の中で、オール・オア・ナッシングの手法はとるべきで

ない、こう申し述べたことを思い起こします。このことは、この決議案についても言えることであります。

この決議案には、以上の点からもとうてい賛成できるものではありません。日本社会党・市民連合の反対の意見といたします。

○議長（小山良悟君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　私は無会派といたしまして、長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議に反対の立場で、一言意見を申し上げます。

反対の理由は、言論の自由、出版の自由を束縛するのではないかという、その１点です。私は、教育長と同じくものを書くのが好きであります。議員になって１年たちますが、普通の市民から議員になった驚きを本に書いたとします。私が書いていいと思ったことと、他の議員さんが書いていいと思ったこと、だめだと思ったことの判断が違っていたとします。辞任決議をされるのでしょうか。では、市長が本を書かれたらどうでしょうか。理事者はどうでしょうか。学校の先生はどうでしょうか。

40人学級のとき、当時の議員さんが真剣に議論されたことは、大変よくわかります。議員というのは、一生懸命やってもなかなか報われないものだと、たかだか１年間の議員活動でも、感じることが多々あります。

しかし今回のこの辞職を求める決議は、市民に対して言論の自由、出版の自由を、日野市議会は認めないと言っていることにならないでしょうか。提案者よりいろいろ御説明もいただきましたけれども、言論の自由、出版の自由を束縛するというこの１点につき、私はこの決議案に反対をいたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　先ほどの板垣議員並びに私の質疑の上に立ちまして、意見を申し上げます。

長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議案に、全面的に反対を表明するものでございます。

そもそも教育委員の人事は、戦後、公選制でありました。これが法改悪によりまして、首長の任命制ということにかわってきたわけであります。本来はこういういきさつからして、教育委員の人事については議会は干渉しない、これが建前であったはずであります。こういう点を私たち市民は、あるいは議会は、まじめに考える必要があると思います。

次に、表現の自由の点でございます。口先では表現の自由を提案者もおっしゃってい

たようでございます。しかし政治は現実に、事実にどういう結果を示すかが大切でございます。今回の決議案を決めるということになれば、表現の自由、言論の自由を事実上、束縛することになるではありませんか。そういう点で、決議案には反対をするわけでございます。

先ほども公務員の発表した書物など、いろいろ私、例を挙げました。例えば規律の厳しい海上保安官であっても、自分の職場のことを小説にされたりしております。去年、横溝賞を取った阿部聡さん、この方は「消された宝石」ということで、金田一耕助のブロンズ像や副賞50万円を、角川書店からもらって、有名になられました。こういうふうに、どんなところでも表現の自由は、保障をされているわけでございます。

第２点目に申し上げたい点があります。それは昭和63年、この当時の日野市の教育現場の状況でございます。当時、東京都は公共料金の値上げ、それから税収増、こういうことでいろいろの立場の方々が、財政上裕福でだぶついているというような表現なども、起こってきたときでございます。そして1000坪の知事フロアをつくるなどと言って、マスコミからも袋だたきにあう、そういう状況に進んでいる状況にありました。

そういう中で、東京都が一刻も早く40人学級をする気になればできるのだ、こういうことで東京都民は歯がゆい思いをしていたわけでございます。東京都よりも貧しい他の県が、既に文部省への先を越して40人学級を実現していた時期でございました。また東京26市におきましても、先行いたしまして、一挙に１年生から６年生まで40人学級を実現した市もあったわけでございます。

そういう中で、日野市の子供たちが、他市に比べて教育上の差ができる。少なくとも東京26市の子供たちは公平な水準で、行き届いた教育が保障されなければならない。だから何とかして40人学級を実現したいという気持ちが、市内に満ち満ちていた状況でございます。

こういうときに、日野市の教育委員会が日野方式、いろいろ名前は変わりましたけれども、40人学級を編み出したことは、私は画期的な、評価されるべきことであったと思います。この間のいきさつについて、確かに東京都教育委員会は積極的な支持をされませんでした。さきの都議会における教育長の答弁は、こうなっております。「日野市に対しましては、まず学級編制の上では関係法令を遵守するとともに、まぎらわしい変形40人学級という表現を避けることや、非常勤講師の勤務形態、適格者の確保に疑念があることを、指導しております。

また教育の内容、方法に関しましては、小学校は従来から学級担任制をとっておりま

す。学習集団を学期ごとに組みかえ、その都度担当教師が変わるのは学習指導、生活指導上に問題が生じ、児童の成績評価も適正にできるかなど疑問があり、児童や保護者にとっても不安を招くおそれがあることなど、問題点を指摘しているところでございます。以上のことから、この計画の実施について、再考するよう指導、助言しているところであります。」という答弁になっております。

これはしかし、とりようによっては、与党である公明党の質問に対してこういう答弁をされております。しかし都教委が指摘をした、あるいは指導した点を改善していけば、独自の教育形態が日野市においてでき上がっていくことを、否定をした答弁ではないわけであります。しかも当時の都民の署名運動その他の中で、東京都が40人学級をなかなか即時実施しない、こういう中で教育長は、立場上、日野市の先進例が生まれると、都教委よりも先を越される。あるいは他の市が日野に学んで、次々と進んだ、独自の方式を打ち出してくるに違いない、こういうことなども恐らく考えていらっしゃったと思います。

そういうところからの答弁だったわけで、私たちは日野市が教育委員会と父母、現場教職員が協力をして実践していけば、すばらしい日野方式の、独自の学習形態が誕生したものと、今もって確信をしているわけでございます。

当時の日野市の教職員、父母の間にも、確かに都教委のこういう指摘などもありまして、危惧が生まれました。しかし各小中学校から、どうすれば日野独自の行き届いた教育ができるか、うちの小学校はこうやってみましょう、うちの中学校はこうやってみましょうという案が、ちょうど提出をされていたときであります。

そういうときに議会は、やはりどういうふうに予算をふやしてあげようか、設備をよくしてあげようか、こういうふうに働くのが役目ではないか、私はそういうふうに思うわけでございます。

何事も先んじて実践しようとすれば、困難が起こります。日野市が東京に初めて特別養護老人ホーム、浅川苑の建設をスタートいたしました。このときは、市議会でもさまざまな消極的な意見、あるいは反対と思われる意見も出たわけでございます。しかし皆さん御承知のとおり、26市で初めて都の運営費に対する補助金や用地費に対する補助金などを、日野市のこの運動が生み出しまして、先進を切りました。そしてあの鈴木都知事でさえも、先月でしたか、今月でしたか、わざわざこの老人ホームを指定して見学に来て、あそこで日野市の諸階層の代表と懇談をされていったわけでございます。

いろいろ言われるけれども、苦労があります。しかし新しい方法を生み出して、教育

やあるいは市民の暮らしを守っていく、これは今後ともやっていかなければいけない点ではないでしょうか。

それから決議案について、一々立ち入りませんが、３点の理由が述べられておりますので、このことにつきまして、一言反対の立場を表明をしておきたいと思います。

第１点は、教育長がヒーロー、議会は悪者といいますかかたき役、こういうふうな表現になっております。これは板垣議員も指摘したとおりではないかと思うのです。あの当時、あれほど40人学級に期待する、そして日野市は空き教室も出ている。何とかいい教育はできないかという、父母や教職員の願いがありました。この日野市教育委員会の提案をつぶした、市民の批判が高まりました。そういう中で、被害妄想とも思われる発想があるのではないか。だからそういうふうに教育長の出版物を読むと、受け取ってしまうのではないか、私はそういう発想であるに違いないと断じるものでございます。そういう点で、こういうふうに出版物を評価することには反対であります。

また、第２点の守秘義務の点でございます。これも先ほど触れましたように、守秘義務の範囲内で書いている。私はいろいろの市民の方に読後感を聞いてみました。教育の専門家にも聞いてみました。あるいは市議会議員をした、元の議員の方にも聞いてみました。「いや、この本はね、すべての党派のことを思いやって書いてあるよ。もっとリアルに書きたいこともあったのではないか」とおっしゃった方も、日野市民の方でいらっしゃるわけでございます。

それをこの守秘義務の範囲とか、あるいは事前に原稿をチェックするとか、あるいは発行の時期に、議会が承諾を与えなければ発行できないとか、そういうことは私は議会としては、とんでもない越権行為であると思います。

それから三つ目の理由で、回想録は辞職してからというのがあります。しかしこれも板垣議員が質問で明らかにされたとおりです。むしろ今、教育委員が準公選制でない、議会と市長の提案によって選任という形になっている中での教育長です。４年ごとに選任されるわけでございます。

そういう中で４年ごとに、公選制ではない、だから市民に自分の教育理念は言えない、そういう中で、４年ごとに総括をして、書物を出してきた長沢教育長というのは、全国の教育長の中でも、本当に私は市民のことを考えた、ある意味では高く評価されるべき教育長でこそあれ、批判するところは何もない、こういうふうに信ずるものでございます。

もしこのような理由による辞職決議が、今夜、もしも多数の圧力で可決されるようなことがあれば、私は市民は嘆くと思います。きょうも、深夜に至っても傍聴の方がたくさん残って聞いておられます。これはやっぱり議会が教育長に言論で圧力を加えたというふうにとられるのは、もう当然です。そういう点で、日野市議会の名誉にかけても、こういう辞職勧告決議というものは議会内の議会のメンバーに対する、あるいは市長ならこれはまた事と場合によっては別でございます。教育委員に対してこういうことをするということは、私はあってはならないことである、こういうふうに思うわけでございます。

最後に、一言さらに申し上げます。それはやっぱり言論には言論でこたえるというのがいいのじゃないかと思うのです。ですから例えば教育長があいう本を出されました。議員で、このことに納得しない人は、40人学級実現奮戦記とでも題する本を、どこか講談社でもいいですよね、読売新聞社でも、けやき出版でもいいですよ、そういうところから出してやる方法もあります。そして公党が非難されたのだと感じる議員さんがいらっしゃったら、もし公党に所属していたら、その党の機関紙において自分の意見を発表する手段も、自由に保障されているはずです。また、市民にビラを出すという方法もあります。

そういうことで、私は言論には言論でやっぱり反論して、民主的な討論をする、そして最終的な結論は、市民が判断してくれるのだと思うのです。私は、現在の長沢教育長の教育理念、教育実践には、圧倒的多数の市民がついていることを疑いません。そして長沢教育長は、私は教育基本法を守って頑張っていらっしゃると思います。

教育基本法第10条「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。」と、こういうふうになっているわけでございます。そういう意味で、教育長は議会からのそういう意見交換はもちろんいいのですが、言論の干渉、こういうことを恐れることなく、任期いっぱい日野市の子供たちのため、また市民のために、教育行政の先頭に立って頑張っていただくことを期待いたしまして、決議案に対する反対意見といたします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　私は、長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議案に賛成の立場で、意見を申し述べます。

先般の、今、竹ノ上議員の方から言論は言論をもってやったらいいではないか、本を出したらいいじゃないかという話がありました。また、チラシをまいたらいいじゃないかという話がありました。これを私は最も恐るべきことであろうというふうに憂いてい

るわけです。

一つは、この出版をするに当たって、教育長は本当に親しい友人から忠告を受けた。出さない方がいいよという話を、さまざまな角度からされた。また、大分前に、教育長がおやめになるかどうかのときに、教育長、将来の教育の混乱を考えるならば、あなたはつらいかもしれないけれども、やめてはいけないよという人ですら、今回の事態については、裏切られたということを聞いております。最も親しい人たちがそういうふうにお述べになった心情は何かと言えば、これからの日野市の教育の現状、教育の内容を混乱させてはならない、教育の中立性、教育の公正さについて、教育の信頼を高めなければならないという心情から、教育長にお話をされたわけであります。

今、本会議でチラシをまいたらいいではないか、また反論をしたらいいではないかということでありますが、これがこのまま市内の中で論戦をされるわけであります。非常に不幸なことであります。これをそうさせたのはほかでもない、この出版物を出した教育長の責任であります。（発言する者多し）

先ほどお話がありましたが、先般、教育長の再任について、全会一致で議決をいたしました。私どもは62年、63年のあの議会で、ＰＴＡのお母さん方が、子供の立場に立って、これは40人学級ではない、そういうことを総意をあげて再三、申し入れをした。また小中学校の校長先生方、現場をあずかっている、一人一人の子供をあずかっている現場の校長先生方が、これは難しいというお話もあった。

さまざまな角度から、この話は40人学級でも何でもない、こういうことでありました。それを無視して、教育長という権力の立場で、最後まで押し進めようとしてやった結果であります。私は一子供の立場に立ってどういうふうに展開をするのか、お話をしました。明快な答弁は、何一つありません。議事録を見ていただければわかります。やってみなければわからない、失敗をおそれていてはわからない、こういう返事であります。では失敗とは何か。暫定的なものであります。３年後にはそれが来るのです。余りにも私は、教育の現場をあずかる人間として、メンツにかけてやってきた経緯があります。

私は、予算委員会のときに、教育長、こうではないですかとお話をしました。教育長いわく、この回想録にありますが、夏井議員の言うことは、理解するほど理解しております。しかし予算に計上されているから、一歩も後戻りはできません、とこういう発想であります。

それだけではありません。父母のお母さん方が教育長に申し入れをして、本当の40人学級でなければ考えてほしいという申し入れをしました。そこで教育長は何をおっしゃったか。私はこれが通らなければやめます、こういうふうにおっしゃった。一父母に対して、これをあなた方が通さなかったら、私はやめるのだというのは、脅迫であります。それまでして、一父母の立場をそれほどまでして強圧する態度というのは、私は見たことがない。これは教育長としてとるべき態度ではない、そういうふうに思います。

私も現場にいましたから、何とむごいことをおっしゃるかと思った。63年の会議録の中で、福島敏雄委員長の方から、非常に客観的な報告がなされました。また、その経緯についてもさまざまな議論がありましたが、真っ正面からこの問題がいいということで、確信を持って進んだものはありませんでした。現場の教師が、これではできませんという声が、圧倒的多数でした。これは記録からいって、全部明らかです。それでもあえてやろうというその高慢さ、人の意見を聞かないで突っ走るその危険性、これは私は教育長としてあるまじき姿だと思う。

そういうことを、私どもはさんざん議論してきました。その上で、私たちは教育長の再任問題にぶつかったわけであります。そのときの発想は何か。教育長は恩讐のかなたにですか、そういうふうなお話をなさった。まさに私どもも、将来の、今の教育長の、名古屋議員がおっしゃいましたが、許される誤り、許されない誤り、許される誤りの中で、過去のことについては私どもは言うまい、暴走して、我々はとどめた。今でも私は正しいと思っています。暴走をとどめた。しかしこれからも暴走はあるかもしれない。ただ、人間として誤りがあるから、その過去の誤りについて、過去を振り返るような形で議論してはならない、そういう立場で、これからの教育長の将来の、いい仕事をしてもらいたいという心情から、私どもも再任の手を挙げたわけであります。

その後、私どもはそれを裏切るような結果が出たわけであります。それは何か。私もさまざまな方から電話をいただきます。ある校長先生は、これは小中学校の校長会に対する挑戦ではないかというお話であります。またある学年主任の先生は、私は個人として、長沢教育長はある意味で魅力がある。しかしこのこと自体に至っては、余りにも日野市の将来の教育に対して配慮がなさ過ぎる。その点で、私はやめていただきたいと思う。非常に残念であるけれども、やめていただきたいと思う、こういう声であります。

私は、一番残念に思いますのは、この間の質疑の中でも申し上げましたけれども、何遍読んで静かに振り返ってみても、最終的にはこれは63年の教育長が強引に押し進めたものが、議会の良識によって阻止をされた。それによって教育長は信用を失った。その信用を回復するために、それがために私はこの出版物を出したというふうに、言わざるを得ません。

それによってどういう現象が起きているか。現場の教師、現場の校長、それから今現在、子供を抱えているお母さん方、お父さん方、さらには我々議員、そういう人に対して、現職の教育長が書物を出版する形で、記録物と称して、公然と市内の父兄の意見、現場の校長の意見、議会の意見を真向から批判をする態度に出たということは、非常に異常なことであります。常軌を逸しております。

このことを考えますと、私どもは議会で教育をあずかる方に、その責任を追及するのは、これは当然のことであります。批判を封ずるということは、私はまさに言論の自由を、誤解をしているのじゃないかと思います。言論の自由というのは、先ほどから何人かの方から、言論の自由、出版の自由というふうにおっしゃいますけれども、少し履き違えているのじゃないかと思うのです。要するに言論の自由の中では、本を出版して書いても、相手の人格を傷つけるようなことは、名誉棄損になります。これは刑法で犯罪になります。

ですから、その刑法なら刑法が、憲法で違反するか、だれも議論しません。ですから言論の自由の中で、さまざまな規制があります。事前検閲もあります。本来、大きな権力に対して、民衆が権力に対する対抗として、言論の自由が守られてきた歴史があります。今、ここで私どもが議論をしているのは、言論の自由じゃないのです。言論の自由は保障されているのです。それに対して我々は、議会の議決権として、それを責任を問うていくのは当たり前のことであります。それは許されているわけであります。それさえ許されないということであったら、これは言論の自由の履き違えであります。それを言論の自由の論理をここで持ち出して議論をされるということは、非常に私は間違いではないかというふうに思います。（発言する者多し）

それから先ほど公務員の守秘義務というお話がありましたけれども、それよりも私はもっと重大な違反があると思うのです。それは教育に携わる者として、非常に根本的な違反があります。それはどこかといいますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで、７条があります。教育委員の身分的な保障は、教育の中立性を確保するために、かなり保障をされています。

その中に、７条に罷免事由という事由があります。これは名古屋議員か下村議員の方から指摘があったところでありますが、ここの場合には制限列挙である。「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合」というふうになっております。これは制限列挙というふうに、理解をされています。

なぜここまで制限列挙を保障するかと言えば、教育行政の中立と公正を図るために、こういうふうな身分を厚くしているわけであります。

まさに今回、出版の自由という名前のもとで、教育長は非常に無責任にも、日野市の将来の教育の混乱を顧みず、自分のやり切れない心情の中から、このような物を出版したという事実は、私は７条の解釈から言っても、中立、公正を守ろう、こういう立場からの行動ではなかった。したがって、この７条の根本精神から言えば、日野の議会として、教育長ふさわしくありません、本質的にふさわしくありません、これからの将来の日野市の教育を担うだけの見識は疑いがありますということを、議会が発言するのは当然でありますし、決議をするのも当然であります。そこのところを私は、重々理解していただきたいのであります。

それを騒動記の中から若干拾いますと、要するに教育長はこれからの日野市の将来の教育を混乱させても、あえて構わないという行動に出たという事実が、この本の中からも、残念ながら出てまいります。

この議案を、私どもが一子供の立場に立ってどういうふうに映るかということを考えながら、真剣に議論させていただいた。それが教育長の意見によれば、これは複雑に絡んだ政治の世界でもみくちゃになったという言葉で片づけられております。

さらにこの出版をする経緯というものは何か。１年余にわたる騒動は、こうして終止符を打ったものの、その後に残された。何とも割り切れない気持ちが、今でもくすぶり続けている。こういう心情のもとで、出版をしているわけであります。

また、後書きにも、ときの経過が、あれほど大騒ぎした問題にもかかわらず、いつか恩讐の彼岸にその真実を押し流し——これは教育長の見る真実であります。押し流し云々、たえられぬ寂しさとなって、私の心をとらえていた。たえられぬ寂しさをとらえていたということであります。

これが教育長は将来の教育、そういうことの責任感から出てきた行動ではないのであります。また今、現職の立場でいる私自身も、ドキュメンタリー物語としてまとめてみようとしたものの、読み返してみると、現職なるがゆえに避けて通っているとあります。これはそのときに、もう気がついているわけであります。現職の教育長が、こういう出版物を出したらどういうことになるのか、この出版物の名をかりて、日野市内の父兄に対する反論をする、批判をする、これを繰り返すということは、前代未聞であります。

したがって私は、即刻教育長は、教育長に忠告、進言をしてくれた人の心情というものをわかっていただきたい。わかっていただきたいがために、即刻、私はおやめになっ

ていただきたい。それが日野市の将来の教育を守ることになるというふうに思います。以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　議事進行という形で、今までの意見に漏れていました重要な一言を申し上げたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての解説の中で、こういう２行があります。回答といたしまして、教育長その他の一般職の職員に対する辞職勧告決議は、違法とは言えないが、適当でないということがありますので、議事進行で発言させていただきました。（議事進行と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ただいま夏井議員から長時間にわたりまして、これでもか、これでもかという、長沢教育長攻撃が行われました。だからこそ、私どもは議会運営委員会で、長沢教育長にも一言、発言の機会を与えるべきだ、こう主張して、最後までその論議が議会運営委員会でされたわけでありますけれども、結局、合意に達することができず、議長職権によって議会が開会をされました。

私を初め、社会党の一ノ瀬議員、そして市民クラブの奥住議員と３名が議会運営委員会で採決の際、長沢教育長に発言の機会を与えるべきだ、こう主張したわけであります。かつて、高橋通夫議長に対する辞職勧告決議案が議会に提出された際、無記名投票でありました。そして同時に、当事者である高橋、当時議長にも弁明の機会を与えました。これは当然であります。ましてや今のように、一方的に長時間にわたって攻撃が繰り返されました。当事者である長沢教育長は、一言も発言の機会が与えられない、こんなばかな話はない、と私は思うのです。

そこで、この議会は議会運営委員会で合意に達することなく、議長職権で開会された議会であります。したがって、さらに一歩進めて、議長職権で、この際、長沢教育長に一言発言の機会を与えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　米沢照男君にお答えいたします。先ほどの議会運営委員会で審議されました。議会の過半数の数を超える議員を背景とする議会運営委員会の委員の審議の背景をもとにして、議長として対応せざるを得ない、このことはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　長沢教育長はこれまで８年間、日野市の民主教育の充実、前進

に献身的に努力をされ、そして大きな評価を受けております。一言、この機会に発言の機会が与えられて当然だと思います。議長の立場も、私は理解できますけれども、今のように相当長時間にわたって、一方的な攻撃が繰り返されただけに、その発言の機会を与えるべきだ、こう私は思います。このことを、もう一度、くどいようですけれども、発言をしておきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　先ほど一ノ瀬議員から、自治省の行政指導ということで、この種の辞職勧告決議が、違法ではないけれども適当ではないという指導が行われているという発言がございました。

これは事、重大な問題でもありますから、自治省もやはり慎重な態度を議会に要求したということの指導だと思うんです。当然これらのことについても、議会事務局あるいは議長、検討されていることかと思いますけれども、これについてどのように見解を持っておられるか、念のために聞いておきたいと思うのです。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君にお答えいたします。

ただいまの質問について、議会事務局長をして、答弁させます。議会事務局長。

○議会事務局長（落合　豊君）　御質問に答弁を申し上げます。

教育長への辞職勧告決議、辞職を求める決議ということでございまして、いわゆる勧告決議ということで言えると思うのでございますけれども、辞職勧告と申しますのは、本人が退職の意思を固め、退職同意に必要な、法律でいいますと教育委員会並びに市長に、いわゆる退職の意思表示をすべきであるという、勧める行為であるというふうに考えております。法的には、ただいまお話がございましたように、絶対拘束するというふうなものではないわけでございますが、行政実例と申しますか、照会に対する回答という中では、御指摘のように、違法ではないが好ましくないという趣旨の回答がなされていることも、承知してございます。

ただ、そのことが、議会の議員のいわゆる議案提出権そのものを制限する、あるいは妨げるというふうなところまでの解釈はできないのではないかというふうなところの中で、議運その他で取り扱いを協議されて、こういうただいまの状況に立ち至っているというのが現状であろうというふうに思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議運の経過につきましては、私どもも報告を受けておりますから、聞いておりますけれども、事やはり重大な問題であるだけに、自治省も取り扱いに

ついては慎重にしなさい、好ましくないのですよ、ということを指導されているわけですよ。

先ほどの討論の中で、竹ノ上議員が教育基本法第10条の、不当な干渉を受けるのではなということについて、照会いたしました。まさにそういう干渉があっては、教育にはならないのだということを、私はそういう法の精神を受けて、こういう行政実例が出されたのだろうと思うのですよ。

ですから、こういう問題が出たときに、議会事務局なり議長が、こういう実例もあるから、これを出すのは慎重になさいと言って、提案を見送るようなことがあっても、私はよかったのではないかというふうに、この行政実例を見まして感じているわけなんですよ。議案提案権を拘束するとか、あるいはそれを阻止するということまで規定していないのではないかということなんですが、それはそうでしょう。しかしやはりこうした辞職勧告決議を、しかも教育長という、教育の責任ある立場の方に、議会が出版問題で辞職勧告決議を突きつけるなどということは、私はこの行政実例から見てやはり適当ではなかったのじゃないかというふうに思うわけでございます。

むしろ議長が勇断を持って、この際、提案者に取り下げをしなさい、とこういうことを言っても、私は決して遅くはないというふうに思いますので、そのことだけを申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、長澤三郎教育長の即時辞職を求める決議を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小山良悟君）　ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に土方尚功君と佐藤洋二君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、立会人に土方尚功君と佐藤洋二君を指名いたします。

投票用紙を配布いたさせます。

〔投票用紙配布〕

○議長（小山良悟君）　投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（小山良悟君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第２項の規定により否とみなします。点呼に応じて、順次、投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（田中正美君）　それでは点呼いたします。

沢田　研二議員〔投票〕	執印真智子議員〔投票〕
田原　　茂議員〔投票〕	小川　友一議員〔投票〕
高橋　　徹議員〔投票〕	土方　尚功議員〔投票〕
天野　輝男議員〔投票〕	下村　　功議員〔投票〕
佐藤　洋二議員〔投票〕	福島　敏雄議員〔投票〕
内田　　勲議員〔投票〕	宮沢　清子議員〔投票〕
馬場　繁夫議員〔投票〕	福島盛之助議員〔投票〕
藤林理一郎議員〔投票〕	高橋　徳次議員〔投票〕
一ノ瀬　隆議員〔投票〕	板垣　正男議員〔投票〕
鈴木美奈子議員〔投票〕	奥住日出男議員〔投票〕
夏井　明男議員〔投票〕	黒川　重憲議員〔投票〕
簏野　行雄議員〔投票〕	古賀　俊昭議員〔投票〕
市川　資信議員〔投票〕	谷　　長一議員〔投票〕
名古屋史郎議員〔投票〕	竹ノ上武俊議員〔投票〕
米沢　照男議員〔投票〕	

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小山良悟君）　　これより開票を行います。

土方尚功君、佐藤洋二君、立ち会いを願います。

〔開　　票〕

○議長（小山良悟君）　　選挙の結果を、事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（落合　豊君）　　それでは、ただいまの投票の結果を報告いたします。

投票総数　　29票

賛　　成　　17票

反　　対　　12票

棄　　権　　なし

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　以上のとおり、賛成が多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

12月17日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配布しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月21日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前２時26分　散会

12月21日　金曜日　（第９日）

平成２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第40号）

12月21日　金曜日　（第９日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
学校教育部長	藤本享一君	社会教育部長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　佐伯実和子君

議事日程

平成2年12月21日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1	議案	第84号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案	第85号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案	第95号	不動産の取得について （総務・文教・厚生・建設）

日程第4	議案	第88号	平成2年度日野市一般会計補正予算について（第3号） （文教委員会）
日程第5	議案	第87号	日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について （厚生委員会）
日程第6	議案	第86号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案	第89号	平成2年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第1号）
日程第8	議案	第92号	平成2年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第2号）
日程第9	議案	第93号	平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第3号） （建設委員会）
日程第10	議案	第90号	平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）
日程第11	議案	第91号	平成2年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第2号） （文教委員会）

（請願審査報告）

日程第12	請願	第2－16号	義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情
日程第13	請願	第2－17号	「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情 （厚生委員会）
日程第14	請願	第2－23号	老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願 （建設委員会）
日程第15	請願	第2－9号	第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願
日程第16	請願	第2－10号	（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とする

ことを求める請願
（総務委員会）

（継続審査）

日程第　17　請願 第 2－29 号　市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願

日程第　18　請願 第 2－32 号　無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願
（文教委員会）

日程第　19　請願 第 2－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　20　請願 第 2－25 号　中ホール建設に関する請願
（厚生委員会）

日程第　21　請願 第 2－20 号　日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願
（建設委員会）

日程第　22　請願 第 2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　23　請願 第 2－5 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願

日程第　24　請願 第 2－6 号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願

日程第　25　請願 第 2－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願

日程第　26　請願 第 2－27 号　高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願

日程第　27　請願 第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　28　請願 第 2－30 号　（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願

日程第　29　請願 第 2－31 号　東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願

（継続審査議決）

日程第　30　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　31　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　32　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　33　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（撤　回）

日程第　34　議 案　第 97 号　日野市教育委員会委員の任命について

（議案上程）

日程第　35　議 案　第 104 号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　36　議 案　第 105 号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　37　議 案　第 106 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　38　議 案　第 107 号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第４号）

日程第　39　議 案　第 108 号　平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第　40　議 案　第 109 号　平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第　41　議 案　第 110 号　平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第　42　議員提出議案第20号　「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

日程第　43　議員提出議案第21号　新学習指導要領の完全実施を求める意見書

日程第　44　議員提出議案第22号　自衛隊海外派兵の新立法策定中止を求める意見書

日程第　45　議員提出議案第23号　公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する意見書

日程第　46　議員提出議案第24号　老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に健康保険の適用を求める意見書

日程第　47　議員提出議案第25号　学校事務職員の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書

午後３時28分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件に対し、黒川重憲君ほか３名より修正案が提出されました。よって、これを本件とあわせて議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、議案第84号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

日野市職員定数条例の一部を次のように改正するということでございます。

付則第２項中「平成３年３月31日までの間」を「当分の間」に改めるということでございます。これは病院部門の職員の定数の特例でございます。付則の２にありますように当分の間、病院部門の職員のうち医師、助産婦及び看護婦を常時充足するために必要と認める場合に限り、市長が定める職員採用計画に基づき一時的に第２条に定める数を超えた現在数をもって定数とすることができるということでございます。

これらに関しまして、委員会におきましてはまた質問がなされたわけでございます。特にこの質問につきましては定数の特例の効果についてとか、総婦長の管理、監督者的な仕事をしているのか、それはトップかどうか。さらには付則に見られる「当分の間」の理由、その他の市にもあるかどうかということです。それから時限にしたらどうかということでございます。

これらに対しまして答弁がなされ、卒業時には余分に採用し各病棟に張りつけ、患者に対し十分な看護をしサービスの向上に努める。またその反面、人件費の増加等につながる場合もあるというようなことです。それから看護婦長につきましては管理、監督者である。それから現在の条例は63年６月第２回定例会で議決をいただいている。他市にも見られます。青梅市の条例を参考にした。当分の間と余り変わらないと思う、これは時限についてですね。

その他、また意見等もなされたわけでございます。時限でも何ら変わりはない。確かなる時限をすべきだ。採用は慎重にせよ。定数の常時確保は困難である。採用者側に立って採択権を与えるべきだ。給与、設備、厚生面等抜本的に改正、改善し、働きやすい条

件をつくり出せ等の多くの意見が出されました。

しかし、慎重に審議をいたしましたところ、賛成多数で原案どおりこれを決することにいたしました。

しかし、修正の意見等もあったということを付言しておきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に修正案の趣旨説明を提案者から求めます。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　それでは議案第84号の修正案の提案理由を申し上げます。

付則第２項中「平成３年３月31日までの間」を「当分の間」ということでございますが、この「当分の間」を「平成８年３月31日」に改めるものでございます。

過去、昭和63年６月の議会におきまして、同じくこの「当分の間」ということに出てまいりました提案を「平成３年３月31日」の時限に修正をいたしました。この「当分の間」という「当分」という非常にあいまいな不正確な表現を時限としてはっきりと明記をする、とこういうことでございます。

そして任期も前回の３年を改めて５年間という大変長期にわたりましてはっきりと明記をする、こういうことでございます。そして関係者の答弁にもありましたとおり、職員の運用には何ら差し支えのないということでございますので、５年間のはっきりとした時限に直す、とこういうことでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

修正案を含めた本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　この職員定数の特例のことにつきまして、昭和63年（1988年）にこの議会で審議が行われました。第２回定例会６月24日でございます。その際に原案に対し当時の自由市民会議と公明党から修正案が出されまして、今までのような経過をたどってきた問題でございます。その際にも日本共産党市議団からは板垣議員が討論を行っておりますので、詳細は省略をしたいと思います。

今回、再度この特例の期間の延長についての提案が市当局からございました。12月18日総務委員会でこの件を審議したわけでございます。その際、当初自民クラブの藤林委員も賛成の発言をされましたが、休憩がございまして、11時前、採決に移りましたところ反対に回ったといういきさつなどもございました。私はこの総務委員会の審議状況を

見て、一言意見としておきたいと思います。

ただいまの看護婦の採用状況でございます。これは日野市立病院に限らず東京の都内の大学病院、あるいは民間の大手病院、あるいは公立病院、すべてが今看護婦の安定した就労状況になっておりません。

こういう中で医労連という労働組合などが久方ぶりに国民の世論の大きな支持を受けましてストライキをされました。これは行き届いた看護のためと、それから看護婦さんを充足するために世論に訴えた行動だったと思います。マスコミ等も好意的に大々的に取り上げたわけでございます。このように真剣に看護婦さんたち、あるいは医労連などが努力しておりますけれども、現在の社会状況がなかなか都心部では看護婦の安定した供給といいますか、就労状況といいますか、そういう状態をいまだ実現していないわけでございます。

ですから社会状況がいつまでに解決するという見通しがない。期間としてはあいまいなわけですよね。そういう点で私は市が「当分の間」ということで表現をする、あるいはこれは東京都、その他もこういう表現を使っているようでございます。そういうふうにしてこの原案を提案をしてきたわけであります。

ですから、先ほど総務委員会の審議状況も申し上げましたとおり、３年前のといいますか、63年の第２回定例会で修正案を出して修正案が通ったんだから、そのときにこだわって、またその期限をつけるというようなことにするほどの私は問題ではなく、これは議会が病院の現状を見ながら原案を可決すべきである、とこういうふうに思っておりますので一言意見としておきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　原案に反対、修正案に賛成の意見を簡単に申し述べます。

提案時にも申し上げましたように、地方公共団体がその行政組織や職員の数をどう決めるかというのは大変重要な、その自治体にとっては問題であります。その地方公共団体はあくまで住民の意思に沿って議会が決定をしていくという定数管理の基本があるわけでありますので、議会がこの定数の管理について適切な歯どめを常に担保するということはぜひ必要なことであります。

今日までこの定数外条例の規定はそれなりに有効に働いてまいりましたが、今日の市立病院の看護婦等の医療職の不足については、ほかのさまざまな面からもう少し市が真剣になって取り組む課題が残されているわけであります。給与を含む処遇の改善こそ急務だと言わなければなりません。一定の資格を持ち、医療職として働く方が全く資格を

持たない人と同じように処遇をされている現在の制度、また職場環境等についても当然メスを入れていく総合的な対応が必要であります。安易に「当分の間」ということで定数の管理の枠を議会が放棄するということは議会の自殺行為でもあります。

今回５年間ということで提案をされました修正案、まことに妥当な内容だと思います。ぜひ多くの議員の皆さんの賛同を得て、この修正案が可決されることを強く望んでおきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　本議案修正に賛成の立場から一言意見を申し述べさせていただきます。

63年６月の議会におきまして、やはりこれは「当分の間」からという文言を、やはりきちっとした期限を設けるという意味で「平成３年３月31日」と設けてあるわけでございます。私は思うに、やはり行政の基本となるこの条例というものについての文言につきましては、やはりこのような「当分の間」というようなあいまいなもの、また不正確なものというのはやっぱり不適切であるというふうに一つには思うわけでございます。

また当時の事務長の答弁にも、運用としてはこのように期限を設けても何ら運用としては差し支えないというような答弁もいただいているわけでございます。

そして今回また５年もの間におけるある程度の期間を設けているという意味では妥当な一つの期間だというようにも思います。

また、このような事務長の答弁を振り返って考えてみましても、やはりこの募集を何ら妨げるようなものではない、このような期限を設けたことによって募集を何ら妨げるものでないというように私は確信をいたすものでございます。

さらに私は今後の問題としてやはり考えていかなければならないのは、先ほども古賀議員の方からも話がありましたごとく、やはり環境づくりというものをやはり積極的に進めていく必要があるのではないか。例えば事務長が、事務長でなくてもいいんですが、やはり看護婦学校等に出向いて、いろんな形で新卒者の目安というか、就職の一つのあっせんというか、そういうようなことでのやっぱり努力を、これからそういった方面でのやはり努力も必要なのじゃないかということを一言つけ加えさせていただきまして意見とさせていただきます。

以上であります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　修正案といいますか、原案に賛成をする立場で一言見解を述べたいと思います。

私は、今修正案に賛成の立場でのお話を聞いていて、そのこともかなりわかるわけでありますけれども、病院の看護婦、助産婦あるいは保健婦、こういう方々の職種というのは大変集めにくいというところがあると思います。一般的にいえば、私は今回のこの条例で３年間やってきた中で、七、八人余分に採っても年度末には定数割れを起こしているという実態が報告をされております。

３年前にその時限立法にしたときには、この時限立法にしないと定数外条例をむしろ悪用した形で、常時定数をオーバーしていくんではないかという懸念が議会サイドに働いて、とりあえず３年間様子を見てみよう、とこういうことだったと思います。それが今回見てみますと、毎年年度末にはゼロか定数割れを起こしている、とこういう実態でございます。それで、まあ採用する条件といたしましては４月の時点で看護学校とかを卒業されたフレッシュな人を多く採用して、その後やめていく人の補充に当てていく、これが実態でございます。

私は市のほかの行政の一般職の場合は、多少欠員ができていてもそれで用は足りるかと思いますけれども、特に病院の看護婦さんなどを考えてみますと、定数をいつもキープしておいた場合に、やめたらすぐ補充しなくちゃいけない、とこういう状況があると思うんです。そのときに来てくれる人がどんな人でも、採用する側としては選択の幅が大変狭まりまして採用したくなる、こういう状況が生まれてくるんではないかと思うんです。

したがいまして今のような状況で、３年ほどやってきた状況で考えてみますれば、年度当初にできるだけいい人を採用して、そして年度が終わるときにはもう定数割れを起こしている、こういう実態でございますので、私はいい人を採用するという、そういうことを考えてみますと、これは特に病院の看護婦さん、あるいは助産婦さん、医師、こういったようなことについては必ず定数いっぱいで採っておいて、定数割れした瞬間に募集するということは大変困難なケースが想定をされますので、むしろ今のような状況であれば当分の間も要らないくらいで、定数外条例というのはむしろ必要なものじゃないかというふうな感じをしておりますので、原案に賛成する立場での意見とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより修正案を含めた本件について採決いたします。

黒川重憲君ほか３名より提出された修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山良悟君）　挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。

これより議案第85号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第95号、不動産の取得の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　議案第95号、不動産の取得についてでございます。

部長より説明がなされました。この目的は平山緑地用地、これは仮称でございます。所在地は日野市平山六丁目12番20の外２筆でございます。地目及び地積は雑種地、山林7,774.56平米でございます。取得額は５億3,533万5,374円でございます。相手方は日野市神明一丁目12番地の１、日野市役所内の日野市土地開発公社でございます。

この場所は平山城址公園の北東であり、この京王線平山駅より約400メートルのところというような説明がなされました。案内図やなにかをよく位置等を見まして、委員会におきまして慎重に審議をいたしました。

全会一致原案可決とこれを決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第95号、不動産の取得の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは報告をいたします。

歳入全般と、歳出におきましては議会費と総務費でございます。

歳入について申し上げますと２億3,311万3,000円を補正しまして、398億3,899万にするものでございます。

まず最初に歳入についてでございます。市税、市民税、これは個人でございます。個人につきましては５億8,800万の増額補正であり、132億1,749万にするものでございます。これにつきましては、どのようにしてこの５億8,800万の伸びが行われたかということにつきまして部長の説明等も詳細にあったわけでございます。これにつきましては、この補正の理由は土地の分離譲渡所得の所得割分の当初予算の見込みでは、平成元年度は63年度より３億2,000万円の減収となったことから、平成２年度は元年度の税収額と同額程度を見積もっていたということでございます。しかし納税者が当初見込みより人数にしまして660人、これは平成元年度は557人のところが750人というふうに予想を上回る伸びになったということで補正ということが説明がなされたわけでございます。

次に、この法人の４億3,912万円のこの減額補正でございます。これにつきましては部長の説明によりますと法定企業の法人は全体的には企業経営は順調に伸びている、経常利益の方は増加しているということでありますが、設備投資がなされた関係上、これが損金に繰り入れられたがために減額になったというような説明があり、そのためにここにあがっておる法人税の減額が行われたということであります。

その他何点かにつきまして説明がなされたわけでございますけれども、慎重に審議をいたしました。また質問等はただいま申し上げました市民税の個人分ですね、それから

法人分になされて何点か部長に対しまして行われたわけでございますけれども、先ほど説明されたような答弁にとどまったということでございます。

以上が審議の主な内容でございます。慎重に審議いたしましたところ、原案どおりこれを全員一致しまして可決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　委員長さんにお伺いしたいと思います。

私の方は歳出の関係の中で総務費の一般管理費、19の負担金、補助及び交付金の関係で、本会議場でもこの対象等について、あるいはいろいろの関係で何人かの方からも質問があったかと思います。私自身もその関係でお伺いいたしました。あと委員会でというようなことで私も申し上げたというふうに記憶しているんですが、この関連につきましては委員会の中でどのように審議をされ、また行政側の方からどんな意向等が示されたか、１点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　この補助金としては、この内容についてはどのようなものを購入なさるかということになると、医薬品とか医療品ということで、これらは非常に緊急を要するということだそうでございます。

それから、あと１点のこの100万につきましてどうして出したかということになると、これは基金条例に基づいてこの要綱がつくられ、その要綱に基づいて行われたというふうな説明がなされたと記憶いたしております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　細かい点でちょっとお伺いをいたしたいと思いますけれども、審議の様子は一応今お話をいただきました。私もこの点については注目をしていたところでありますので、補助金の交付要綱の内容と、それから今医薬品等についての一部触れてお話をいただきましたけれども、もうちょっと突っ込んだ形の中でお伺いをしたいと思いますけれども、交付要綱を手に入れましたところ、基金条例に基づいている、そして基金条例に基づいていることは承知をいたしまして、平成２年度の日野市の平和事業予定といたしましてはその果実を使って、直接ということではないかと思いますけれども、運用の中では平和事業として1,561万1,000円ということで、当初の関係から予算が使われていると思います。

１億円という基金で果実が出るとしても大体今５％というようなことであっても500万という金額であります。基金が１億円ですから500万の果実を得ているわけですけれども、既に予算の上でもその３倍に近い状態のもう既に予算化をされております。あわせてこの年度の途中で補助金を交付するんだということで、金額にすれば100万ですけれども、そこら辺の関連ですね。

それから要綱の関係を見ますと３条に講演会等ということで、この範囲ですね、どの程度その「等」、講演会というのははっきりわかるわけですけれども、「等」の中にどの程度の範囲であるか。たしかここで総務部長の本会議場での回答の中には補助金と、要するに講演会にかかる費用と余った部分についてはどうも基金的に運用されていくような若干の説明もあったやにちょっと記憶しているものですから、この範囲をどの程度の形で考えられていたのか。

また特定国を対象として行った同一事業は対象にしないというようなことでただし書きがあるんですけれども、これは同一年度で言われるのか、また年次にまたがっていくのか。

それから、あと目的に明らかに平和意識と国際交流の高揚ということでありますけれども、４条で、その補助対象団体という中に、今度新たに人権擁護を目的として設置された団体等ということで、特段に人権擁護の関係が入ってきております。本来であれば目的の中にもここら辺のことが明らかになって、当然人権にかかわる基本的なことですから、目的にあって、そしてまたその事業の対象者ということであがってくれば十分納得がいく部分なんですけれども、ここら辺について御検討がされたかどうか、とりあえずそのこと。

それから今後の永続性といいますかね、単発でいくのかどうかというような問題もありました。そこら辺で永続性の問題、それから当然その範囲を今後どのように考えられているか。私の方は本会議場でも、例えばユネスコの関係でありますとか、日本アシュラム協会、こんなようなことの事例を挙げてお話、質問もさせてもらったんですけれども、そんなことが検討されたのかどうか。

それからまた他市で、こういう平和事業にかかわる今回の事例でいえば、そこら辺のことがほかの市でもこういったことをやるために日野市で足並みをそろえて対応されているのかどうか、こんなことを一応お伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

総務委員会におきましてはただいまのような内容につきまして審議はいたしませんでした。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　それでは根本にかかわる問題でありますので、委員長さんにはまことに申しわけないんですけれども、行政側の方からそれに向けての回答といいますか、そんなことをお示しをいただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　それでは、ただいまの質問に対しましては担当部門よりひとつお答えをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

この補助事業でございますけれども、日野市平和国際交流事業補助事業の補助金交付要綱を策定をいたしました。この趣旨は、日野市平和事業基金条例の趣旨に基づくものでございまして、団体等が市民を対象として行う平和国際交流事業に対して補助金を交付することによりまして市民の平和意識及び国際交流の高揚を図るとともに国際平和に寄与することを目的とするものでございます。

したがいまして補助対象事業でございますけれども、補助対象となる事業は市民を対象とした平和国際交流事業を目的とした講演会等となっておりますけれども、講演会、これに準じた催し等を含めたもので考えてございます。

それから、また特定国を対象として行った同一事業は対象しないということに限定されておりますけれども、これについては年次を越えて対象にしないという考えで今のところは考えてございます。

それから補助対象の団体のもので、団体でございますけれども、この中には世界平和それから国際交流のほかに人権擁護を目的としたということで掲げてございます。これについても世界的にこの人権問題も大きなウェートを占めておりますので、ここに挿入をさせていただいたものでございます。

それから今後の事業、この他の事業でございますけれども、単発事業でございますけれども、要綱によりまして今後も推進を図っていきたい、とこのように考えてございます。

それから他市の例でございますけれども、大阪の豊中市、それからもう1市あったと

思いますが、これらについてやはり講演会等の補助という形で行っているところもあるかに聞いてございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　講演会等の「等」にかかわるものが明確な今回答ではなかったというふうに思うんですが、準じたということでありますから、極端なことをいえば集会を外で、講演会という、その目的さえ持っていれば施設の中じゃなくて広場に集まるとか、そういったようなことが十分考えられますよね、こういう平和の関係ですから。そこら辺の考え方というのは全然明確でなかったなというふうに思うわけですけれども。

それから特定国をというのについては年次を越えない、要するに単年度ごとにということで今私とらえましたから、毎年毎年同じことが行われれば毎年同一団体でも出すというふうにとれたわけですけれども、間違いがないかどうかということ。

それから人権擁護の基本的なことは、平和と当然人権擁護というような問題は連動してくるというふうに理解しますけれども、人権にかかわる問題と言われますと人権擁護委員ですとか、いろいろ人権だけという形だけでとらえられるメンバーがあるわけですね。そうするとやっぱり目的の方へやっぱりうたってくるのが筋じゃないかな、ことさら団体だけの部分をとらえるというのはどうかな、これはあくまで解釈の仕方ですから、そんなふうに今思ったんで申し上げたんですが、見解の違いかなということで結構ですけれども。

それから永続性、特段に対象範囲というようなことは、あくまでこういう団体であれば出していきますよということで理解をするわけですからいいわけですけれども、永続性、今後もということでありますので、基本的には、今たまたま豊中であるとか、ほかの市でもということでも、この近県、東京周辺ではないというふうに理解するんですが、やっぱり特別にこう変わった形で補助が出されるわけですね。

一番基本となるような憲法の89条に、89条の解釈あたりからしても市の公金ということで支出をするわけですから、ちょっとあえて理解をしていただく意味で89条をちょっと読んでみますと、結局それは「公の財産の支出利用の制限」ということで特段に、みだりに出してもらっては困るという制限ということであるわけですが、この89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は――ここからが重要になってくるんですけれども――又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と

いうことで、憲法でもう明確にこの関係をうたっておりますけれども、今のこういった事例の関係で、特段にこの公の支配に属さないものにはいけないというふうにはっきり、これだけを見る限りではあるわけですが、今回出す関係の団体等、また今後予想される団体等でどんな方向で考え方が総務部長あたりにしてお持ちになっているのか、この点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいま憲法の89条の件が出されましたけれども、確かに公の支配に属さないものについては支出はできないということでございます。これについては当方もいろいろと研究をいたしまして、直接これらの団体に交付は抵触するおそれがあるだろうということでございますので、こういった講演会等の支出については特段この憲法89条には抵触しないというふうに私どもは考えております。

それから先ほどの特定国を対象とした同一事業は対象としないということでございますけれども、これは年次を越えてということで、当分の間は、まだ明確ではございませんけれども、毎回同じようなことは、これについては御遠慮いただくというような考えでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　憲法論争をやるつもりはありませんけれども、補助金、今回のじゃあこの二つの事業については講演会で出す対象というのはどこへ出されるんですか。結局受ける団体というのがあるわけですよね。事例――事例ですから今後、私は先行きにはまたユネスコなりアシュラムなりという形で、当然アシュラムなんていうのは地元に日野に事務所の拠点があるわけですね。それで活動の場所は新潟にあるわけです。ですから日野市ではさっそくこういうものができれば来年あたりですね、そのアシュラムで講演会を持とうというような企画ができるわけですね。だから、そこら辺のこともあるし、公の支配には属してはいないなという感じもするところですから、そこら辺のその解釈というのかね、ユネスコの場合の活動の場合はもう国連憲章にのっとったり、いろいろ文部省の中でもユネスコの設置にかかわるいろんなこと、要するに国連憲章あるいは世界人権宣言、それから国際連合教育科学文化機構、これがユネスコになるわけですけれども、その憲章と、それからユネスコ活動に関する法律、施行令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、我が国におけるユネスコ活動の基本方針、それから日本ユネスコの国内委員会の採択あるいは文部省の設置法、それぞれの法律なりに基づいて

十分支出が出せるわけですから、ユネスコ活動なら全然問題ないなという感じも私はするんですけれども、アシュラムなんていう事例で出すとどうかな、もう少し我々はこういう事業が出せるんならば永続性は持つということだし、ぜひ申請をして出させたいというふうに思う一員ですから特段にこういう質問をしているわけですけれども、そこら辺で89条関係については何ら問題ないと、ただちょっとそれだけの回答だとね、私もいろいろ法律的には解釈の例規集なり、あるいは凡例にかかわる旧法の要するに212条あるいは230条、現在に現存していない条項ですけれども、こういったものの公の支配と関連の事項についていろいろ自治省が自治関係の関連するところを全部調べているわけですよ。どうもちょっとどうかなという感じがするんですが、この辺まで十分、当然プロですからここら辺まで十分精査されていると思うんですよね。それでなおかつ今の部長の答えが返ってきたというふうに理解をするところですが、そういった点のちょっともう一度確認だけさせてもらいたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

憲法89条、それから地方自治法232条の２というのがございます。これらの関連を精査いたしまして、ただいま申し上げたとおり問題ないというふうに私どもは判断をしてございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　これ以上それをやりとりしても、そのことを信じて、今後それが逆に出ることのないように考えていきたいと思いますけれども、今後、先ほど私も正式にこの中に盛り込まなかったんですけれども、１億円の平和事業基金の関連の果実といいますか、利息にかかる部分と、ことしの事例でも当初では確かに３倍に近い状態の予算をとっていたんですけれども、ここら辺の歯どめといいますかね、行政側としていいんだというようなこと、歯どめは63年の定例会のときに初めてこの問題が出てきたんですけれども、そのときのやりとり等を見てみますと当然その果実、63年のその年は当然果実がないというようなことの中から一般の会計の費用の中から出していく、64年度からはこの基金の果実、利息が出ると考えられますので云々というような形の回答もあるわけですが、確かにその目的としては十分いいわけですけれども、今後これがどんどんどんどん歯どめもなく、そちらだけに向かっていくというようなことであっては、やっぱり当初の基金の目的、あるいは場合によっては基金を１億円で500万じゃ年間の事業

に足りないから、２億、３億、５億にしていくんだというような考え方があるのか、あるいはもう生まれた利息の中で大体それに倍あるいは３倍、選挙の例の１票の重さじゃありませんけれども３倍を超えてはいかんとかですね、そこら辺の一つの基準をもってこれに当たっていくのか。こういうふうに年度の途中で、補助金だって新しい当初に決めた、予定してた金額をまたどんどんどんどん上回っていくような事態が、通常では行政側の中では考えられないわけですから、そこら辺の考え方についてはどのようにお持ちになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨は我々も理解しておるわけでありまして、特に平和基金条例につきましては議会から国際交流ということを追加されております。したがって国際交流事業という位置づけも事業として考えたいと思っております。

憲法論議のことで質問がありましたが、国連憲章で国連の議決に該当するとか、あるいは政府もまた支出をされるというような相手の向きには当然公の支配の範囲であるというふうに解しております。

それから今後の施策としての限度というのは、おのずからの限度ということを考えたいと思っておりますが、当面は３倍程度というふうに考えたら適当ではなかろうかということであります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　市長の考え方につきましてはわかりました。当然一つの歯どめをしていくといいますか、３倍程度というようなこともありました。既にもう３倍程度、その程度の問題というか、超えても程度だし内輪でも程度だというようなあいまいな、先ほどの当分の間の問題ではありませんけれども、一定の歯どめをしていくのが年間の当初予算なりを見れば、ああ、この程度におさまっているなということで見るわけですけれども、年度途中にこういう形で出てくると、そのもの事業を否定するわけじゃないんだけれども、ちょっと普通ならば新年度のあたりというよりも次の年、補助金の基本的な予算組みの段階であっても普通であれば次年度あたりこんな事業の計画をというようなことで出して、それに基づいて予算を組み立てていく、これは原則の話だと思うんですけれども、そんなことがある途中でこういう新規のものがぽっと出てきたりすると何か戸惑いを我々の方は持つし、当然最初に承認した予算の中は随時変わっていくことは十分承知しておりますけれども、新たな事業でありますと大変我々は慎重にこれをとらえないといけないという原則を持っていますので、一応質問をいたしました。

またあと、これに向けた意見という場では申し述べをしたいと思っておりますけれども、一応理解、89条にも抵触をしないんだということと、それから今後当然一つの歯どめというものがそれぞれの部分に向けて検討されると思います。

こういう要綱だって極端なことをいえば、黙っていれば、これ12月の15日に要綱ができたんですけれども、我々にすれば６日の議会の開会があって、そのとき質問したらもう全然何もないんだというような感じだと思うんですよ、これ結果的にも15日に慌てて対応したというふうに見ざるを得ないわけですから、ぜひそんなことのないようにひとつお願いをして、委員長さんには大変長時間立っていただいて申しわけなく思いますけれども、一応質問については終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一言つけ加えておきたいと思います。

年度途中ということは確かに御指摘のとおりでありますが、特に時局的な問題であり、そういう要請が我々の手元にも、国際平和事業的な立場から要請があったということにこたえようということであります。

それからもう一つは、おのずからの限度ということはすべての事業に必要なことでありますし、今後より整った要綱等を設けて運用をしていきたい、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　私の方も別に終わるつもりでいたんですが、特段に市長の方から発言がございましたので、時局の要請というようなことであります。ただ世界の情勢の中には、たまたまこのソ連、チェルノブイリとネルソン・マンデラということでありますけれども、大変この間の至近な例だとすれば台風の影響で島の中がすべて波をかぶって水没状態、現実は水をかぶって食糧すらもないという現実、あるいは東南アジア、バングラデシュとかいろんな関係の食糧の不足の問題、それからケニア、私の弟も今ケニアにいますけれども、これもそういった一つのボランティア活動としてもう既に今３年目に入っているわけですが、そういうことは幾らでもあるわけですよ、食糧が足りないとかという現実は。だとすれば、各国からこういう形で国内との関連さえつかんでおけば幾らでもどんどん出していける、とこういう形になるわけですから、そういった意味での時局の要請、たまたま一つのある団体からそういうことがあってこたえたんだというふうに私はとらざるを得ないわけで、我々が後ろでこういうことがあるということでその訴えをする講演会なりを設けなさいということであれば、どんどんこれはふえてきますよ。

だから余りにも、このものをどうのこうのということじゃありませんけれども、そういったその範囲が広がるだけのものがあるということでありますので、ぜひ今後慎重に対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私も国際平和事業補助金について谷長一委員長にお聞きしようと思いましたが、委員長の御答弁では委員会の中では触れられなかったということですので、大変恐縮なんですけれど、もう少しこの補助金のことについて質問を理事者の方にしていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

今回、国際平和事業補助金については２件提出をされて、その内容が明らかになっておりますので、上程の際、提案理由説明の際にもお聞きいたしましたが、それを踏まえて再度質問をしておきます。

まずソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故について救援事業を日野が行うということで50万円ここで出されているわけですが、先般の上程の際に、総務部長の説明の中に日ソ協会からの募金要請が来ているということで、ソ連は現在医薬品や食糧が不足をしているということを挙げておられました。

私は平和事業ということの趣旨からすれば、例えば自由を求める東欧でもありましたような民主化の動き、また平和を求める国のそういった運動をやる人たちを何らかの形で支援するということはよくわかるわけですが、事故とか災害について支援をしていくということが果たして平和事業ということの範ちゅうに入るのかという疑問が一つあります。大きくとらえればもちろんそれも含まれるということになるかもわかりませんが、平和事業というのは今私が申し上げたような趣旨から考えられ、そして事業化されるのが本来の趣旨ではないかと思うんですね。

特に共産党というイデオロギー政党が国家を指導する社会主義国ソ連で食糧が不足をしているというのは、これは今までこの国が国民に説いてきた社会主義こそ最も国民を豊かにする国家体制である、経済の仕組みであるといったことが破綻をしているわけで、その食糧が不足しているということを理由の一つに挙げて、この国に我々の税金から支出をするというのはいかがなものかという気が一方でいたします。

現在、ソ連の状況を新聞等で報道されている内容を見ますと、外務大臣が辞表を出すというようなことで、イデオロギー一辺倒に凝り固まった指導者が巻き返しをはかってきているというふうに解説されておりますが、こういった人たちの施政のしりぬぐいを

我々がするということになるのはどういうことかなという気がするわけです。つまりソ連のこういった保守派と言われますイデオロギーでしか物が考えられない硬直した人が国民を満足に食べさせることもできない、食糧も満足に供給できない、このことを我々が支援をするというのはどういう意味かなという気がするんですが、この点はどのようにお考えですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本国政府が、ソ連の当面の窮状について支援を決定している、という金額も発表されております。我々はチェルノブイリという一地方で悲惨な原子力発電の工場の事故によって、自然のたくさんの時間がたつにつれて被害者がふえてきた、世界的な救援をしようという動きがあるということは、質問される立場からも御承知のとおりだと思っております。

したがって、人類愛として我が国が将来世界から尊敬されるためには、地方自治体でもこのように国境を越えて人類を、ともかく困窮状態に同情しよう、とこういうことを我々は地方自治体の立場からも、むしろ日本の中の各自治体に情報発信をしたいというぐらいな気持ちを持つわけでありまして、御指摘のような政治による食糧の、経済の問題とか、そういう意味で物を考えているんではなくて、人道を越えた博愛の精神こそ日本国民の将来一番世界から信頼をされる、そういうことが平和におのずからつながるものだという理解でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の答弁はそういうことだろうと私は予測はしておりましたが、原子力発電所で事故を起こしたから食糧が不足しているんではないんじゃないですか。食糧不足を理由に挙げるということは適切でないというような気がするんですが、チェルノブイリの事故による罹災者を救援するということであれば、ソ連国内の今日の食糧不足とどうかかわってくるのか私には理解できないんですが、どうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　食糧不足にかかわってということは私の方からは触れてはおりません。つまり核事故に伴う、そういう悲惨な状態に同情するという、そういうその部分だけであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは提案理由の際だったか、私が質問した際にお答えになったのかはちょっと今定かに特定はできませんが、総務部長は医薬品や食糧が不足してい

るということを理由に挙げられたんですね。じゃあこれは削除されるわけですね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の同情したり支援したりする対象は医薬品とか、そういう手段だというふうに限定すべきものだ、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　理事者である市長が担当部長の回答を否定されましたので、市長の見解が優先すると思いますので、それなら私は理解できます。

日ソ協会からの募金要請を受けているということでこれに応じるわけですが、それではこれが間違いなく、この50万円が国内で今不足をしている、主食の食べ物すら満足にソ連では供給できなくなっているわけですね。こういうことに使われない、まさしくチェルノブイリで被害にあった人たちの救援のために充てられるという保証は何かで得られるわけですか、どうですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　募金要請そのものが協会の名前は日ソ協会という名称でありますが、チェルノブイリの事故にのみ募金の要請があった、とそういうことでありますから、当然それを限定をして使途されることを我々も正確にしておきたい、これは言うまでもありません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　じゃあ私の最初の質問に返るわけですが、平和事業ということで行われる補助事業であれば、こういう災害とか事故というものがまずトップに出てくるということについてはちょっと、果たして適当なことかなという気がするわけですね。チェルノブイリの原発事故に遭われた方を日本は救援するために何らかの力をかしますということは、これはもう実にだれも否定はしませんし格好のいいことですね。しかし国際平和事業としてやる場合には、こういった三十数名というふうにお答えになったと思いますが、事故が起きる、それに対して支援をするということであれば、提案のときにも申し上げましたが、何百名という亡くなる自然災害を受けている国はほかにもあるわけですね。死者の数を、数ではかってはいけないと思いますが、大地震、大風水害、こういったことでけたの違う死者や、またその国の経済状態からすれば、もっと優先をして支援をしなければならない国がほかにあるのではないかというふうに思うんですが、この点については今後そういったことも範ちゅうに入るというふうに理解していいのか。なぜ最初にこのソ連のチェルノブイリが来たのかということについて、その辺私はちょっ

と理解しがたい面がありますので、ほかにも数々そういう被害を受けている国はある、こういう国は市の眼中には、市長の思考の中には入ってきていないのかどうかですね、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど質問にお答えをして、時局的課題であるというふうにお答えをしております。したがって該当したのが、日本に救援を求めてこられた南アの指導者ネルソン・マンデラ氏の我が国における募金事務局、それからチェルノブイリの核事故に基づく医療等の救援の要請、こういうことに限定をしたいと当面は考えております。

今後そういう災害のことまで別の国の自治体が考えることもなくていいのか、これからの課題ではあると思いますが、当面世界の世論としてといいましょうか、同情を集めておるという状況は今まで説明しておる事故等が該当した、とこういうことであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　委員長にはまことに申しわけありませんが、もう一つありますので御容赦いただきたいと思います。

今の市長の答弁に対しては、私反論ではありませんが、今後こういった自然災害についても考えていかれるようなお話もあったんですね。チェルノブイリの原子力発電所の事故は人為的ミスによる災害ですね。不可抗力であったということにはならないわけです。システムがまずかったり、いろんな制御がうまく働かないということで、人間が犯したミスとしてこういうものが今世界の問題になっているわけですね。ところが、そういう人知や人力ではいかんともしがたい自然災害で大きな被害をこうむった国がある場合には、どちらかといえばそういった人の力では避け得なかったような国々があればですね、そういうものがある意味では優先されて考えられることもあっていいと思うんですね。しかし市長はこのチェルノブイリが優先すべきものという判断でなされたと思いますが、私はそのように考えます。今後の検討をお願いをしておきます。

それからネルソン・マンデラ氏に対するこの援助事業についても、今市長の方から先に触れられたんですけれど、世界では植民地主義、それから人種差別主義、または覇権主義等々反対をしながら戦いながら自由や平和を求めている人たちというのは大勢います。しかし市長はここでネルソン・マンデラ氏に基金があるからそれに援助をするということになったわけですが、私が提案時にも申しましたように、このネルソン・マンデラ氏の所属をしているＡＮＣ、アフリカ民族会議の東京事務所から要請があって今回支

援をするというお話でございました。このＡＮＣのＰＲの冊子がありますので、これを見てみますと、先般お聞きしましたように、ＡＮＣは人民のリーダーとして政府の暴力には人民の暴力でもってこたえるように指導してきました。つまり政府が暴力でくるから我々も人民の暴力でこれにこたえる、そのように指導してきた、とこうあります。

それから、このネルソン・マンデラに指導された解放軍、人民の盾という組織がありますが、これが誕生したのはネルソン・マンデラ氏が指導してつくったんだ。そしてこの組織は人民の自由と権利、そして最終的な人民解放のための攻撃部隊となる、とこういうふうに書いてあります。つまり相手が暴力的に出てくるから、こちらもそれに対応するために暴力でこたえるんだという暴力主義の団体を組織した人ですね。平和運動とか人権問題、人種差別問題に取り組んでいる人たちは世界にいろいろいらっしゃると思うんですが、中には全く非暴力、徹底した平和主義でこういった運動を指導してきている人たちもいるわけです。

ですから市長はこの人を応援をするということは、人はときと場合によっては暴力を使うこともやむを得ない、とそのことを認めて今回支援をされるということになると思うんですね。絶対平和主義というか、絶対非暴力では市長はないというふうに私はとらざるを得ないんですが、この点について市長がはっきり「そのとおりだ」とおっしゃれば私はもうこれ以上議論する余地はないわけです。市長もときと場合によっては、敵が暴力を振るえば自分の方だってそれにこたえるのは当然だということだろうと思うんですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　暴力主義を私は絶対に否定したいと思います。国連理事会におきましても南アフリカの今の人種差別は非難されておりますし、それからネルソン・マンデラさんが我が国を訪れられたのも政府の招きによっておいでになったわけでありますから、したがってそれに同情し、支援をする、平和でひとつ頑張ってください、民族の独立のために頑張ってください、とこういうことで我々は激励をしたり支援をしたりということでありまして、暴力主義がその主なる運動の手段だなんてことは全く信じてもおりませんし、そういうことであれば国連がまた支える理由もないというふうに見るべきだと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　委員長、済みません。もうそんなに長くやりませんので。

市長はそうおっしゃることは自由だし、そういう認識を持っておられるということはわかりました。しかし、このネルソン・マンデラ氏が所属している組織の解説書には、絶対平和主義とか武力によらないというようなことが書いてないんですね。人民軍――というのはこの組織ですね――は南ア政権の軍隊と軍事施設に対し軍事行動を展開しました。つまり軍事行動を行う組織ですね。人民自身が武力、武装闘争に積極的にかかわりました。ですから今日のイラクのクウェート侵攻に対しても絶対武力の行使があってはならない、あくまで話し合いで平和的解決を模索するんだという主張を一方でやっているにもかかわらずですね。しかし、場合によっては相手があることだから武力を使うことは、武力闘争を積極的にかかわることもあるという人に支援をするということは、市長の今の考え方は誤解なさっているか、何か無理に思い込んでおられるんじゃないかと思うんですね。おかしいんじゃないですか、これは。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は全くおかしくないと思っております。日本の憲法は武力による国際間の紛争を解決するということは全く否定しておりますし、その日本の理想を明らかにするということもまた地方自治体の一つの施策であってよろしい、とこう考えております。

したがって該当しないものであれば、こういうことを考える必要もないということにおのずからなるわけでありまして、国連に一遍問い合わせてみたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　後で意見のところもありますので、そこで申し上げてもいいんですが、私は国際的な常識として「武力イコール悪」という考え方は今の世界には常識的には存在しないんですね。ですから国連も多国籍軍の武力行使を認める、是認する決議もするわけです。多くの国々が、自由主義国、社会主義国を問わず大体これに賛同する。

ですから私はこのネルソン・マンデラ氏の今までとってきた行動や考え方というものを、市長が日野市民を代表して市の財政からお金も出すということであれば、やっぱりこのネルソン・マンデラ氏の思想や考え方、それから行動を認めておられるからこそこういったものを急きょ出してこられたと思うんですね。

このアフリカ民族会議のこの中に、私が再三申しましたように武装組織があって、その組織をつくったのはネルソン・マンデラ氏で、ネルソン・マンデラ氏がこれを指導してきたというふうにはっきり書いてある、積極的に武装闘争にかかわってきたというふうに書いてあるんですから、市長は場合によってはそういうことも支持することがあり

得るということに、これは論理の当然の帰結として考えざるを得ないんですね。それは認めないとおっしゃりながら、だからそういう前提を否定した上で支援をするというのは非常に論理的な矛盾ですね。もっと正直におっしゃればいいと思うんですね。向こうがお出しになっているものに書いてあるんですから、それを否定したらネルソン・マンデラ氏を否定することになるんじゃないですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　世界じゅうは日本の憲法の精神をよく理解しておると思います。したがって日本から受ける支援はそういうものではないというふうに理解をしております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　後で簡単に意見申し上げますが、あらゆる暴力を否定するという立場には、少なくとも日野市は立たないということがこれではっきりします。

最後に一つお尋ねをしておきますが、先ほど言いましたように自由や平和を求めて戦っている世界の人たちというのは大勢います。ネルソン・マンデラ氏に限らず、チベットの独立を今奪っている中国に対して独立回復の運動を長く続けている、ノーベル賞も受賞しましたダライ・ラマという人がいます。

また、これも再三市長に見解を求めておりますが、従前は独立国としてきちんとした主権国家であったにもかかわらずソ連の侵略によって独立を奪われているバルト三国の例もあります。こういった国々に対する支援も同時に当然考えられなければ私はこの平和事業というのは公正でないと思うわけです。こういったほかにもまだ幾つかそういう例を挙げることは可能だと思いますが、当然民族の独立や自由を奪われて今独立回復の運動を行っている、こういった民族や組織に対しても支援が行われて当然だと思いますが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際平和に寄与する、そういう理想と内容を持つものであれば、これは日本国民として世論の上に立った、そういう支援の仕方はおのずからあるだろう、とこう思っております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君）　それでは文教委員会に付託をされました日程第４、議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）について、歳出のうち教育費につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は理事者側より本件に対する提案理由、並びに議案の内容につき詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第であります。

主な質疑を申し上げますと、生徒派遣費補助金とあるが、このほかにも自己負担があったように聞いたことがあるがどうかという問いに対しまして、親の負担はないようにしているが、今後も引き続き努力をしていくとの答弁でございました。

次に需用費の中の燃料費が大幅に補正をされているが、契約はどのようになっているのか。この質問に対しましてのお答えといたしまして、契約については管財課の単価契約をもとにしているが、理由のある場合には調整して値上げをしているとの答弁でございました。

引き続きまして、埋蔵文化財の調査費については消防署の移転先の面積と調査期間についての質疑があり、その答弁といたしましては東平山２－14－15の外で1,086平米、事前確認調査に１カ月、その調査の結果により本調査を行うとのことでございました。

以上、質疑を終了後、特に意見はなく採決に入りまして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　委員長にお尋ねをいたします。

小学校費の学校保健給食費でございますが、調理員の臨時職員の雇い上げ、ここでこの雇い上げの学校名、あるいは何名臨時職員を雇うのか、あるいは欠員の理由等が委員会で審議なされましたら御報告をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　文教委員長。

○文教委員長（福島盛之助君）　ただいまの御質問でございますが、これは任用がえということで１名欠員になりましたので、正規の職員では無理のため臨時職員等を採用したということだそうでございますが、細部につきましては正確を期すために担当部局よりひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　お答えいたします。

今委員長さんからお話がありましたように、職員の任用がえで合格をいたしました職員が、実はその受験をした当時は百草台小学校でございました。それが今現在は市民課に勤務しているわけですが、その任用がえによりまして給食調理員の１人が不足になりました。そのことによりまして４月よりの１年分の不足分をお願いするものでございます。交通費と賃金分でございます。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　それでは部長の方に質問したいと思いますが、今までにこの学校給食調理員の中でこういう任用がえの試験に合格をして本庁の方に、あるいは事務職に来た、こういう例がありましたら教えていただきたい、それがまず第１点。

それから臨時調理員のこの募集の年齢制限はどのように行っているのか。二つお尋ねします。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　任用がえという件でございますが、これにつきましては学校の給食調理員または用務員等から事務職員にというときにあるわけでございますが、過去５名あったように記憶しております。これは給食調理員だけではございません。作業員からなった方もたしか含まれておると思いますが、給食調理員だけの件につきましては、ちょっと私が記憶しているものでは３名だと思うんですが、ちょっと確認しないとわかりませんが。

○議長（小山良悟君）　２点目、もう１点。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　この件につきましては採用の決定を職員課で要綱を決める際に、過去必ずしも一定ではなかったと思うんですが、私の当時には25歳というふうに職員課長の時代には覚えております。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　１点目につきましては後ほどお伺いいたしたいと思いますが。

それでは２点目の問題につきまして、この調理員のいわゆる年齢制限でございますが、これはその都度その都度変えているのかどうかですね。ここ何年来ずっと一定してきているのか。また、もし変えるとすれば、今要綱をつくっているということでございますが、どの部署でどのように一体決定をしているのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　調理員の年齢制限の件でございますけれども、申しわけありませんが、何歳というのはちょっと申し上げられませんけれども、職員の募集の際にはその都度応募状況等を勘案いたしまして、年齢制限については検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　年齢については申し上げられないというのは、わからないで申し上げられないのか、それとも言っちゃいけないということで申し上げられないのか、どちらでございましょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ちょっと手元に資料がございませんので、お許しをいただきたいと存じます。

○議長（小山良悟君）　よろしいですか。（「後ほどで結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）のうち民生費、衛生費、消防費について御報告を申し上げます。

民生費の補正額は3,342万2,000円で、主なものは福祉タクシー券の印刷が庁内で間に合わなくなったために外注に出すということ、さらには精神薄弱者福祉費の施設委託費５人分の増加、さらに老人クラブ補助金として単価アップなどでございます。

衛生費の補正額は1,182万9,000円で、主なものはじんかい処理費でダイオキシンの調査を行う、その費用でございます。さらに市のし尿処理費では浄化槽汚泥収集運搬、合併処理汚泥収集運搬で、都の単価アップに伴うものでございます。

消防費の補正額は２万4,000円で、非常備消防費で自動車重量税でございます。

質疑の主なものといたしましては、民生費では滝合、あるいは旭が丘の学童クラブが定員の枠が不足して入れない状況があるけれども、来年度以降はどうなのかという、こういう質問がございまして、担当の方より滝合学童クラブでは定員をふやして二つの施設で行うという、こういう報告がございました。

また衛生費では公害測定について詳しく説明をせよということで、清掃部の方から出されておりましたパンフが示されまして、ダイオキシンの発生源が電気集塵機から出るので、灰と水と排ガスの調査をやるということでございました。また東京都より指示があるのかという問いに対しましては、都よりはなくて市が独自にやるものであり、さらに厚生省は12月にはガイドラインを出すと言っておりますが、日野市においても早目に調査をし検討していきたい、こういうことでございました。

消防費については質疑はございませんでした。

当委員会といたしましては慎重審議の結果、採決を行いまして、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　今の委員長報告に関連して１点お聞きしたいと思います。

学童クラブの内容ですけれども、現在定員オーバーしているのは滝合と旭が丘だと思うんですが、滝合の方からは何か返事があったような感じがしますけれど、旭が丘の方はどうなんですか。

○議長（小山良悟君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　旭が丘についてはなかったわけでございます。

担当の方から報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　旭が丘につきましても、滝合と同じように施設を設けまして定員オーバーについては解消していきたい、今後とも継続してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　了解。

○議長（小山良悟君）　ほかに質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）のうち、建設委員会に付託されました農業費、商業費、土木費についての審査報告をいたします。

農業委員会費につきましては農業委員会改選によるところの差額によります補正額、42万円を追加しまして、総額を１億7,045万1,000円とするものであります。

商工費のうち商工総務費で、職員手当の補正額が40万円を追加しまして、総額を１億7,570万2,000円とするものであります。

土木費のうち都市計画費につきましては、補正額が9,660万7,000円を追加して、総額を51億8,279万8,000円とするものであります。主な内訳としましては、土地区画整理事業特別会計へ繰出金として8,682万7,000円を繰り出すものであります。また台風20号によります南平丘陵公園法面の復旧工事費886万9,000円によるものであります。

関連質問といたしましては、南平丘陵公園に隣接します用地取得についての質問がありまして、答弁としましては、公社が買収いたしまして現在公社が管理をしている、今後目的を定めながら整備を図っていくというような答弁がありました。

全会一致で可決すべきものと決しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　先ほど私が質問いたしました一般管理費の中の国際平和事業補助金について意見を述べておきます。

今回提案されました市長のネルソン・マンデラ基金援助事業50万円、チェルノブイリ事故罹災者救援事業50万円については、あえて私が異をとなえるものではありませんが、市長の一貫した考え方、この事業に対する取り組みの姿勢というものが明確につかめません。

先ほど土方議員の質問にもありましたように、国内外の平和事業または人権擁護というような運動に取り組む人や組織を支援するということあれば、もっと広範な事例を集め、そして、そういった情報をもとに的確な判断がなされるべきであります。

最初、ネルソン・マンデラ氏の基金援助事業については先ほど申しましたとおり、ネ

ルソン・マンデラ氏の思想と行動を解説した書籍やアフリカ民族会議の発行する書物を見ても、ネルソン・マンデラ氏が完全な非暴力主義者でないということは明らかであります。ということは、市長がこういった思想や行動をとる人に対して支援をするということは、市長自身も完全な暴力を否定する平和主義の立場に立つということにはならないわけでありますので、こういった支出に当たってはきちんとした考え方を正直に市民の前に示すべきであります。市長及び日野市の平和主義は完全な非暴力主義では貫かれていないということがこの援助事業から判断できるわけであります。

またネルソン・マンデラ氏についてはことしの２月、28年ぶりに釈放されて、日本のマスコミや特定のいろいろな団体、グループの人たちは伝説の闘士ということで全面的にヒーロー扱いいたしました。しかしネルソン・マンデラ氏は、いわゆる言うところの「良心の囚人」ということにはなっていないのであります。黒人解放組織のこのＡＮＣという組織に属する武闘部門の指導者ということが、はっきりこういった先ほど挙げました資料からもわかるわけで、逮捕されましたときも反テロ法や反逆罪ということで終身刑を言い渡されております。間違っても私は公金でテロリストを支援するようなことがあってはならないと思いますので、今後十分にこの補助金については、その使途についてホローアップをしていただかなければならないということをここで強く申し上げておきたいと思います。

アフリカの黒人解放組織が団結をし、そして、その力を大きくすることによってアフリカのこの宿願的問題が一日も早く解決されなければならないというのは私も全く同感でありますが、やはり手段や方法、組織のあり方等についてはいろいろな考え方があると思います。ですから、こういった方法についても認めるという市長の考え方があるのであれば、問われれば正直にそれを答えなければ、単なる議会答弁のテクニックによって市長の考え方をあえて市民に明らかにしないということにもなるわけでありますので、十分にこの点は今後留意をしていただきたいと思います。

またチェルノブイリの事故罹災者に対する救援事業についても先ほど申し上げましたとおりです。こういった事故や自然災害等によって苦しむ世界の人たちというのは大勢いるわけであります。これが突然補正予算で12月議会に出てくる。しかも選ばれているのが今いろいろな国内問題を抱えているチェルノブイリの事故に遭った人たちを対象とする内容であるとすれば、もっと広範なさまざまな世界の動きや情報をもとに総合的に判断をされ、一貫した考え方のもとに平和事業が進められなければならないと思うわけです。

この二つの平和事業補助金について、あえて反対をするものではもちろんありませんが、今後平和基金をもとに毎年計上される予算でありますので、きちんとした市長の考え方をもとに一貫性のある平和運動に対する、また自由を求める世界の人たちを支援をする、そういった考え方に貫かれた運動であってもらいたいと思いますので、そのことを申し上げておきます。

なお質問のときにもお話をしましたように、チベットの独立を回復するために外国に逃れて、この独立回復の運動を進めているチベットのダライ・ラマという指導者もいます。世界の人たちがそれを応援しようという気持ちがあるからこそノーベル平和賞を受賞したのであります。

またバルト三国の独立の問題も当然でありまして、世界の世論はこれらの独立を承認する、支援をしようということで一致をしていると思います。

こういったことが全く眼中になく、この平和事業基金が今回突然出されてきたということになれば、これはやはり問題になろうかと思います。ぜひ今後この平和事業の遂行に当たっては、こういった広い客観的な世界的視野を持って事業を進めていかれることを強く要望をしておきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　ただいまの古賀議員の方からの意見にほとんどもう同じでございます。先ほど質問したとおりでございますので、特段に事務段階といいますか、そこら辺で申し上げておきます。

公金が平和事業という美名の中で、事業を援助するということの下で乱費されることのないように十分対応をお願いし、なお的確な事務処理が当然行われるように私の方も希望いたしまして、今後の対応の中でいろいろ注目をしていきたい、こういうことを申し上げて終わります。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　補正予算に賛成の立場から一言意見を申し上げます。

国際平和事業補助金のネルソン・マンデラ基金援助事業50万円の支出の件でございます。長時間にわたりこの件をめぐっての質疑がございました。私はこのことに触れて日本共産党市議団からの意見といたしたいと思います。

御承知のとおりにアパルトヘイト、人種隔離政策、これが今国際的に解決しなければいけない緊急の課題だというふうになっているわけでございます。南アフリカの黒人の

戦い、これは非常に長い歴史がありました。今アフリカ大陸で白人が支配をして黒人を差別するという国は、この南ア１国という状況になっているわけです。

南アでは人口3,000万人、このうちの白人が17％で約500万人と言われております。こういう中で非白色人種ということで黒人が中心です。参政権も与えられず、そして居住や移動の自由もない、白人の動きに抵抗すれば一方的にその場で殺される、そして運動団体などをつくって抵抗すれば、武力によって何千人という人たちが殺される、こういう黒人解放の戦いが続いてきた地域でございます。

そして、今問題になっているのが「ホームランド政策」というものだと言われております。これは南アの87％の地域を白人以外は住んじゃいけない、黒人は荒れ果てた土地にだけ住めという構想でございます。

こういうような動きに対してさまざまな運動が起こってまいりました。最初は1912年のときから黒人解放運動は続いてきているわけでございます。そして、いわゆるＡＮＣ、これは日本語訳、アフリカ民族会議と呼ばれております。既に1925年に誕生した組織でございます。これがずっと運動を広げてまいりまして、今南アでは絶対的な国民の支持を得ている団体になってきているわけです。

そして1955年の６月には全国人民会議というのが開かれまして、そこで「自由憲章」というものを決議をされております。こういうふうにして南アはもとより国際的な支持も受けてきたわけでございます。

そして国際世論の力の中で、ついにことし２月11日、日野市でちょうど市議会議員選挙があるころでございました。解放運動の指導者として有名なネルソン・マンデラ氏が獄中28年、やっと解放されて出てきたわけでございます。それからのマンデラ氏を中心とするこの南アの方々の黒人解放運動、アパルトヘイト反対運動は世界じゅうにまた急速に新しい展開をしてきております。

そして、アパルトヘイトについて国連はどういうふうに決議しているか。アパルトヘイトこそ人類に対する犯罪というふうに国連では位置づけているわけでございます。そして現在、これが南アにおきましてはＡＮＣと白人政権との間で平和的な話し合いをしようではないかという方向に事態は発展をしてきております。

このＡＮＣの方々の記事がたくさん日本でも報道されました。とにかく黒人であればその場で殺すことが自由であるという状況が現在も続いてきているわけです。ですからＡＮＣのこの子供たち、これはＡＮＣに入っている入っていないで関係ないと思いますが、もう物心がつくと白人を見るとやっつけたい、こういう気持ちになるんだそうです。

それで青少年もすぐ武器の使い方を教えてくれ、白人をやっつけたい。こういう中でＡＮＣの方々が青少年に対しては武器の使い方を教えない、まず勉強しなさいということを教えているんだという最近のあちらからの通信をマスコミ関係で読んだことがございます。

そして、このＡＮＣの代表の文化的な行事も日本に先日やってまいりました。カブダン・アマンドラというのがまいりまして日本国民の熱狂的な歓迎を受けまして、ＡＮＣの人たちの文化水準の高さ、平和に対する心、黒人解放の心というものが日本国民にも伝わったというふうに私は思っております。

そういうわけでこのＡＮＣ、あるいはマンデラさんへの位置づけというのは、マンデラさんを獄中に28年閉じ込め続けたこの白人支配こそ武装闘争であり、最大の武力であり、犯罪である、こういうふうに国連でさえも位置づけているわけであります。私たちもそういうふうに大きく見ていくことが必要ではないでしょうか。黒人といってもいろいろの方々がいらっしゃいますので、いろんな意見はあると思います。しかし、このＡＮＣというのが今圧倒的な白人も含めた支持を南アにおいては得ているそうでございます。

そういう中で南アの財界も最近ではアパルトヘイト廃止、こういう運動に参加する方向になってきております。西側銀行団も南アには融資を禁止という方向になってきたわけでございます。白人政権が今この経済制裁によりまして窮地に陥ってきている状況であります。

また残念なのは、日本がアメリカに次ぐ貿易相手国として今も白人政権を助けている面があります。やっと日本国民の世論に押されまして今度国会にマンデラさんを呼ぶということが実現をいたしてまいりました。

こういう国際情勢の中で、今地方自治体の中にも外人がどんどん仕事に入ってくる、こういう状況にあります。私たちが本当に人道的な立場で国際的なアパルトヘイトに対する援助は何かということを真剣に考えた場合、私は市長がるる質問に答えましたような精神でこういう予算措置を講じていく、大変積極的な人道的な行事であるというふうに思います。

以上のような立場から積極的に補正予算に賛成をいたします。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決でありま

す。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第88号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、日野市立幼児教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後５時16分　休憩

午後６時38分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件は、遊び場条例、別表に示されております新井児童遊園の項を削るものでございます。理由といたしましては、この児童遊園は万願寺区画整理事業の中にあり、道路を挟んで二つに分けられること。また地主より返還してほしいという申し出がございまして、これによりまして削ることになったものでございます。

慎重審査を行いまして、全会一致可決と決した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第86号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成２年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第93号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について、第１号の報告を申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ1,374万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億4,609万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、退職被保険者等療養費保険者負担分が不足するので、これを補うものでございます。また退職被保険者等の高額療養費などでございます。

質疑の主なものといたしましては、高額療養費の手続についてどうするのかということで、これは５万7,000円を超えるものについては高額になるので貸し付けがあり、本人から申請があれば貸し付けを行う、こういうことでございました。

また最終の繰越金はどのようになるのかということで、医療費が昨年よりふえているけれども、４月から10月までしかまだ把握できないということでございました。

慎重審査を行い、全員異議なく原案を可決いたしました。

次に議案第92号、日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,545万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、配水管新設及び消火栓設置と、水道施設上の事故に伴う賠償金などでございます。

質疑の主なものといたしましては、先般事故がありました水道施設上の事故についてもう少し詳しく報告をしてほしいという質問がございまして、答弁といたしましては10月９日、多摩平団地内におきまして午後10時過ぎに砂を積載したダンプカーがとめましたところ、道路が雨のために緩んでおりまして、その道路の下にある石綿管が壊れ、後輪が落ちてしまった、翌日ダンプが引き上げられたということでございます。また多摩平におきましては、まだ石綿管が入っているので今後とも取りかえたいという答弁でございました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第93号、老人保健特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億3,823万8,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、老人保健医療費分として前年度よりふやしたけれども、かなり不足分が出たので補正をしたということでございます。

当委員会といたしましては慎重審査を行い、全員異議なく採決の結果、原案を可決すべきものと決した次第でございます。

以上でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第89号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成２年度日野市受託

水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第93号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきましての審査報告をいたします。

補正額を１億8,765万7,000円追加いたしまして、総額を50億7,952万2,000円とするものであります。

主な内訳としましては万願寺土地区画整理事業費につきまして、水道整備に伴う負担金の補正で、補正額が4,794万8,000円を追加しまして、総額を36億2,946万7,000円とするものであります。

高幡区画整理事業費につきましては、事業の進捗によりまして土地の借り上げ面積の追加、水道整備に伴う負担金の増加によるものであります。補正額を2,712万7,000円追加しまして、総額を２億6,645万9,000円とするものであります。

豊田南区画整理事業費につきましては、残土の置き場のため土地の借上料の増加、事業用地の購入等によります補正であります。補正額が１億1,258万2,000円を追加しまして、総額としまして８億3,742万1,000円とするものであります。

質疑はなく、関連質疑としましては高幡不動駅周辺の自転車置き場が限界を超えておりますので、区画整理事業地内で未利用地を活用して混雑解消ができないかというような質問がありまして、答弁としましては工事が完成しております収益事業を行う地主さんに話をしていきたいとの答弁がありまして、全会一致、可決すべきものと決しました。

続きまして議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）についての審査を報告いたします。

補正額を３億3,480万を追加しまして、総額を70万1,180万7,000円とするものであります。主な内訳としましては、管きょ管理費につきましては下田樋管の修繕料の補正としまして386万8,000円を追加しまして、総額を4,487万4,000円とするものであります。

管きょ建設費におきましては補正額を２億7,289万6,000円の追加で、総額を55億6,574万5,000円とするものであります。主な内容としましては委託料の浅川処理の管きょ埋設実施計画の契約差金で797万4,000円の減額修正、また管きょ埋設に関しまして公社委託料の補正額が7,094万3,000円であります。また水道管等の移設の補償料の増加によります補正額２億2,500万円等によるものであります。

また都市下水路費につきましては神明上都市下水路整備の安全対策費並びに工法の変更などによります補正額4,500万円を追加しまして、総額を３億4,178万円とするものであります。

特に質疑もなく、全会一致、可決すべきものと決しましたので、２議案よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第90号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第91号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第２－16号、「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第２－17号、「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君）　それでは、日程第12と13、この２件の審査報告を申し上げます。本２件は委員会におきまして一括審議となりましたので、一括して御報告を

申し上げます。

まず請願第２－16号、「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情と、請願第２－17号、「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情であります。それぞれ９月10日に委員会に付託されたものであります。

本２件の内容は、義務教育費国庫負担法の改正に反対し、この制度の維持を求める意見書を関係省庁に提出いただきたいという内容のものであります。委員会の中でも国庫財政も苦しく、臨教審から出ている国庫負担も妥当だと思うが、報告は報告として認めながらも当面は国で負担してもらいたいとの意見が出され、全会一致で採択と決した次第であります。

意見書につきましては既に提出してありますので、あわせてよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第２－16号、「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第２－17号、「義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員の給与費の国庫負担制度からの除外」に反対する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－23号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。請願第２－23号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願でございます。

請願者の住所氏名は、日野市南平５－28－35、日野市老後保障を進める会代表、西山

新次郎さんほか追加がございまして1,497名でございます。

請願の趣旨といたしましては、厚生省では一般病院で白内障手術に人工水晶体の使用を許可をいたしました。しかし健康保険が認められないために、費用を用意できない者は人工水晶体（眼内レンズ）の手術が受けられないということになっております。白内障の患者に対しては他に目の病気がない限り、ほとんど眼内レンズによる手術を医師は勧めております。それは今までの手術で眼鏡の場合は視野が狭くなり外歩きは危険であること。またコンタクトレンズは感染症を起こしやすくなり、失明することさえあると言われているからでございます。人工水晶体の手術を希望するだれもが受けられるように厚生省の方に対して健康保険の適用を実施するように要請してくださいということと、もう一つは保険適用が認められるまでの間、低所得者に日野市として補助をしてくださいという、この二つの中身の請願でございました。

これに対しまして当委員会といたしましては３回審査を行い、また質疑の中で他市の状況の資料なども出していただいたり、あるいは日野市の中でどれくらいの人が利用しているかという質疑もございました。その中で26市の状況では９市が採択され、また各市とも意見書をあげたり、あるいは平成３年度の予算化を検討する自治体も出ておるということでございました。

また日野市の中においては、この１年間の市立総合病院で手術を受けた眼科での入院患者56人、その中で白内障の手術が37人、そのうち30人が人工水晶体の手術を受けたということでございました。これに対しまして日野市でも前向きに検討していくという、こういう答弁がありまして、当委員会といたしましては慎重審査を行い、採決の結果、全員異議なく本件を採択と決した次第でございます。

なお本日、委員会といたしましてはこの請願の趣旨にありますように、健康保険の適用を認めるように厚生省への意見書を本日提出してございますので、この点もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第２－23号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－９号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、請願第２－10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君）　それでは請願第２－９号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願についての審査報告をいたします。

請願者は大森豊和さんほか362名であります。受け付けは平成２年６月４日でありまして、第２回定例会で建設委員会に付託されたものであります。

請願趣旨としましては、マンション新築に関しまして地域環境の悪化を招くことのないよう、また駐車場は戸数分の確保、また単身者専用マンションは避けファミリー向けにする、またのぞかれないような配慮を行う、管理人の常駐をさせる等の要望の請願であります。

委員会としまして現地を調査を行いまして、４回にわたり慎重審査を重ねてまいりました。

主な質疑としましては、説明会の内容について、管理人室の常駐につきまして、また駐車場につきまして、指導要綱等につきましての各委員より活発な質疑がなされました。そして36室を１室減らしまして管理人室を設け、会社の単身寮としての使用する方向になってきている。

また、これによりまして地域住民としては建設に対しまして了解をいたしまして、現在協定を結ぶ準備をしているということになりまして、当委員会としましては全会一致で採択すべきものと決しました。

続きまして請願第２－10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願についての審査報告を行います。

請願者は斉藤大資さんほか520名で、受け付けは平成２年６月６日であります。第２回定例会で建設委員会に付託されました。

請願趣旨は、（仮称）二番橋は万願寺土地区画整理事業に伴い８億円を事業費より負

担し完成するものであります。記念すべき橋を「万願寺歩道橋」との名称にされたいとの請願であります。

主な質疑としましては、事業費10億円の取り扱いにつきまして、また隣接する道路につきまして等々の質疑がありまして、建設委員会で慎重審議してまいりました。

その中で平成２年５月10日に広報で名称を募集いたしまして、公募が260件ありました。検討委員会を設けまして「かわせみ橋」、「ふれあい橋」の二名称を定めました。そして委員会に提出請願によります「万願寺歩道橋」の名前をあわせて今後柔軟に対応していくという答弁がありまして、19日の委員会に続きまして、本日定例会の最終日に委員会を再開いたしまして、全会一致、採択すべきものと決しましたので、２請願ともよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第２－９号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、請願第２－10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第２－29号、市内連絡バス（ミニバス）路線の一部変更を求める請願、請願第２－32号、無認可幼稚園児あるいは在宅等自主保育幼児の保護者に保護者補助金（愛育手当）を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－20号、日野市立総合病院を現在地に建て替えることに関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願、請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願、請願第２－27号、高幡土地区画整理事業地区内の商工業者への営業権及び生活権の確保についての請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第２－30号、（仮称）メイツ日野台マンションの建設については、周辺住民が同意するまで、建築を認めない（事前協議申請書を受理しない）措置をとって下さいについての請願、請願第２－31号、東豊田三丁目住宅地内への事業所設置の差止めを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第30、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第31、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第32、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第33、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第97号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

本件についてはただいま市長より撤回したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第97号、日野市教育委員会委員の任命の撤回の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第104号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第105号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第106号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第104号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、本議案は、市議会議員の期末手当の算定基礎を改めるため、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第105号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、本議案は、市長等の期末手当の算定基礎を改めるため、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第106号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、本議案は、一般職の職員の給料表及び扶養手当、住居手当、通勤手当の額の改定、並びに期末手当及び勤勉手当の算定基礎を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、３議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、３議案につきまして御説明をさせていただきます。

まず議案第104号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表で御説明させていただきます。

本条例の第５条第２項の期末手当の基礎となる額の改正でございます。期末手当の算定基礎額に基礎額の100分の20に相当する額を加算するものでございます。施行につきましては12月１日からの適用とするものでございます。

続きまして議案第105号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定につきまして御説明申し上げます。議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例の第４条第３項の改正でございます。市長等三役の期末手当の算定基礎額に、基礎額の100分の20に相当する額を加算するものでございます。施行期日につきましては同じく12月１日からの適用でございます。

続きまして議案の第106号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

この改正につきましては給与改正によるもので、扶養、住居、通勤の各手当の改正を行うものでございます。給与の改正率は3.67％でございます。

議案書の２ページ、３ページをお開きいただきたいと存じます。新しい給料表でございます。別表第１と、４ページには別表第２が記載されてございます。

それから８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございますけれども第７条の扶養手当の改正でございます。配偶者につきましては１万6,100円を500円上げまして１万6,600円に、扶養親族１人に対しまして6,700円を500円上げまして7,200円に、配偶者のない場合の18歳未満の子１人につきましては１万6,100円を500円上げまして１万6,600円とするものでございます。

それから第８条の３、住居手当でございます。１万2,500円を1,000円上げまして１万3,500円とするものでございます。

８ページ、９ページの下段になりますが、第９条、通勤手当の改正でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。第９条第２項第２号の改正でございます。自転車、原付自転車、それから自動車等の交通用具の通勤に対しまして、2,500円を1,000円上げまして3,500円とするものでございます。

同じ10ページ、11ページでございますが、第16条の期末手当、それから第17条の勤勉手当の算定基礎の改正でございます。職制上の段階及び職務の等級等を考慮して、算定基礎額に基礎額の100分の20を超えない範囲内で、規則に定める区分に応じた割合を加算するもので、第16条第２項、第17条第２項を改めるものでございます。

なお、規則で定める区分でございますけれども、給料表の１の１等級、部長職にありましては100分の20、２等職にありましては課長級100分の15、３等級は課長補佐級で100分の10、４等級につきましては係長職で100分の５、５等級の職員にあってもその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、別の市長が定める基準につきまして100分の５を加算するものでございます。

なお、施行は平成２年４月１日からの適用とするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本３件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本３件については委員会付託を省略することに決しました。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第104号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第105号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第106号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第107号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第４号）、議案第108号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第109号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第110号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました４議案について提案理由を申し上げます。

議案第107号、本議案は、平成２年度日野市一般会計補正予算第４号であります。補正額は歳入歳出それぞれ２億7,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を401億1,053万7,000円とするものであります。

議案第108号、本議案は、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ163万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億4,773万円とするものであります。

議案第109号、本議案は、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号であります。補正額は歳入歳出それぞれ678万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億8,630万4,000円とするものであります。

議案第110号、本議案は平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は歳入歳出それぞれ142万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億1,323万4,000円とするものであります。

以上、４議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま提案いたしました４議案について私の方から説明させていただきたいと思います。

議案第107号でございます。平成２年度日野市一般会計の補正予算（第４号）でございます。この補正額につきましては２億7,154万7,000円を追加するものでございます。

内容につきましては２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。既に104号、105号、106号で可決をいただきました人件費に関連する部分でございます。給与改定に伴う給料、職員手当等、当然その関連の中での共済費、期末手当の率の改定に伴う人件費分を補正させていただくものでございます。

２ページ、３ページの上段でございます。歳入部分では13の繰入金、２の基金の繰入金でございます。補正額を１億9,174万9,000円をここで基金から崩させていただくというものでございます。特に歳入の部分で基金の繰り入れをお願いする部分としては、収益事業の収入あるいはそれ以外の収入もあるわけでございますが、現行の中ではかなり増収も見込まれる部分もございます。しかし不確定要素が現在ありますので、財政調整基金の中、基金の中の繰入金での対応をさせていただきたいというものでございます。

なお14の繰越金につきましては前年度の繰越金の残額は7,979万8,000円あるわけでございます。これをすべて開きまして歳入部分の補正２億7,154万7,000円をお願いするものでございます。

なお歳出につきましてはここに記載のとおりでございます。ページをちょっとお開き

いただきたいと思いますが、８ページ、９ページでございます。歳入部分の中で目の１の財政調整基金の繰入金ということでここに補正額をお願いするわけでございます。これを財政調整基金の中で現在までの残高27億4,025万8,000円が現在の残でございます。

なお繰越金につきましては先ほど説明したとおり、全額を開かせていただくというものでございます。

なお歳出につきましては10ページ、11ページ以降、おのおの款項目節部分については今年度、平成２年度３月を見込んだ内容の中で、ここで補正をお願いするというものでございます。

12ページ以降は省略をさせていただきたいと思います。

続きまして議案第108号、国民健康保険特別会計補正予算でございます。

歳入部分につきましては健康保険の繰越金のここに補正額として163万8,000円をお願いするものでございます。

なお歳出部分につきましても一般会計同様人件費でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

続いて議案第109号でございます。平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）をお願いするわけでございます。補正額につきましては678万2,000円を追加したいというものでございます。

内訳等につきましては17ページに歳入歳出予算事項別明細書がございます。繰入金につきましてはこの補正額すべてを一般会計から補正をいたしまして、歳入額をここに50億8,630万4,000円というような数字をお願いするわけでございます。

内容等につきましてはおのおの18ページ、19ページに歳入部分を記載してございます。

なお20ページ、21ページの中で歳出の不足おのおのの款項目節別にここに記載をして補正をお願いするものでございます。

なお議案の110号でございます。平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号をお願いするものでございます。補正額につきましては142万7,000円を追加し、総額を70億1,323万4,000円とするものでございます。

ページにつきましては30ページでございます。補正額につきまして繰入金、一般会計からのすべての繰入金で補うものでございます。

なお歳出部分につきましては36ページ、37ページに記載のとおり、おのおの下水道総務費、処理場費等の人件費の不足等に充てさせていただきたいというものでございます。

以上、４議案につきましてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ただいまの条例並びに補正予算に関して１点だけ質問いたします。条例の説明と補正予算の説明がございました。しかし、その背景、理由等についての説明がなかったように思いますので、確認の意味で質問しておきたいと思います。

今回の条例並びに補正予算の改定は人事院勧告に従って行われたものであるというふうに私、理解をいたしております。国の場合には社会経済情勢全般の動向を踏まえつつ民間給与との均衡をはかることを基本とし、広く各界から意見聴取を行うなど、いろいろなさまざまな角度から検討したということであります。そして官民の格差を、給与１カ月当たり１万728円ということではないかと思います、これは国の基準。3.67％の差がある。これを埋めるために期末手当とその他も含めて調整をするものである。したがって東京都なども、あるいは地方自治体もこれを国に合わせて調整をした。こういう背景から出たものではないかと思ったわけですけれど、その説明が全然なかったわけですが、適切な方から一言確認の意味で御答弁いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりであります。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　結構です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私がお聞きする１点はそれだったんですが、今答弁もあり――答弁はなかったんですが、質問者が答弁したということで、それは省きます。

もう一つ、全協の場でも私お聞きをしたんですが、今回の期末勤勉手当並びに諸手当の引き上げについていろんな背景があることはわかりました。そこで傾斜配分の中で、役職につかない一般職員の方も対象になるということで説明が全協であったわけですが、規則の第４条２項で市長がこれを考慮して定める、市長の判断で決められるものがあるということでありました。この内訳については、何人いらっしゃるかということは議会の前の全員協議会では明らかにされなかったんですが、だれでも33歳になればこの対象となるということが一応原則ということになるわけです。そうしますと、今回その対象となる方は何人ぐらいいらっしゃるのかですね、お尋ねをいたします。

それから、この役職加算、傾斜配分の対象者は大体63％程度だというお話だったんですが、これは管理職を含めての数なのかですね、それとも部長さん、課長さん、係長さ

んを除いた職員の皆さんの六十数％ということなのか。分母と分子がよくわからないもんですから、この六十数％の算出の背景にある数字を教えていただきたいと思います。

それから昨年の６月議会で住宅手当が50％程度大幅に上がりました。またここでどんとこう引き上げられたわけですが、その前から私は住宅手当については御主人も奥さんも市役所の職員でお勤めになっている場合には、他市でも格差をつけて支給をしているところもあるということで、赤松助役がその砂川助役の席に座っておられるころから私は話をしまして、今組合と交渉中だというお話だったんです。ところが、いまだにその結論は出ていないようですが、この点については今協議なさっているのかどうかですね、あわせてお聞きをいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　役職加算の該当する数でございますけれども、給料表１、それから給料表２の該当する、合わせまして1,473人でございます。それからパーセントでございますが、63％は管理職を含めた率でございます。

それから住宅手当の件でございますけれども、これにつきましては組合と交渉は重ねております。他市との勘案をいたしまして、これには今後とも対応してまいる所存でございます。

以上です。

失礼しました。それから管理職相当職ということでございますけれども、これにつきましての人員ですが648名でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　部長職、課長職、課長補佐職、係長職はもう数がはっきりわかるんですね。これはもうはっきり20％を頭にして５％刻みで下がってくるということで、これについては別段一々お聞きする必要は全くないわけですが、そうでない職員の人ですね、役についていない職員の人は市長が考慮して決めるということですから、考慮した結果何名なのかですね、これがわからないわけです。ところが補正予算が出ているということは、数がはっきりしているから補正予算がはじき出されているわけですから、その数字をお答えいただきたいということです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいま申し上げました５等級のうち管理職相当職ということで648名でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　648名というのは、係長職の方は管理職じゃないんですけれど、一応この場合、役職加算と同じような、もう５％が最初から加算されることは決まっているわけですから、これはわかるわけですね。ところが係長さんでない一般の職員の人ですね、役につかない人、このうちの何％が今回市長が考慮する対象になったのか、これがわからないわけです。それが648名ですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　失礼しました。４等級職、これは係長職でございますが、これが162名でございます。それに５等級を合わせますと810名になります。４等級職が162名、これは係長職でございます。それから５等級で吏員昇格10年以上ということで648名該当をするものでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　別に複雑な数字を足したり引いたりするということでもないと思うんですが、５等級、６等級の人は何人いるのかですね。６等級の人は吏員昇格10年ということですから対象にならないと思いますが、５等級の人は何人職員でおられるか。そのうちの648名が対象だということだと思うんですね。ですから市長の判断で加算をしようという、５％上積みする人が何割いらっしゃるのか、それを知りたいわけです。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまちょっと手持ちに資料がございませんので、至急調べさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは補正予算が一緒に出ていますので、その算出となる背景の数字がしっかりあるはずですね。なけりゃまた補正予算が組めないわけですから。であれば対象者が何名、何人中何名というのははっきり出ると思うんですね。

ほかの住宅手当の検討の件は先ほどの答弁で私は了といたしますが、これはどのぐらいの方が果たして対象になるのか、はっきりやはり知っておく必要があると思いますので、すぐにわかるのであれば調べていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方から補正予算の関係を含んで担当部から行った数字の中で補正を編成しております。総体的の職員は1,473という数字でございます。

よって、先ほど御質問のあった中で係長５％が162名。なお５等級、６等級で５％に該当する職員が648名という数字でございます。そういう中での編成を行っているということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それはわかりました。ですから一般職の係長さんじゃない人ですね、部長さん、課長さん、課長補佐、係長さんは何名いらっしゃる、この方は100％加算の対象になるから、これは別に私あえてお聞きしなくてもいいわけです。本来は対象にならないけれども、規則によって市長が判断して決めるという人が今回は648名いるということですから、これは何名中648名なのかということを知りたいわけです。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後７時44分　休憩

午後８時７分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　貴重な時間をちょうだいいたしまして休憩をお願いいたしました。申しわけありません。

それでは古賀議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。

今回の役職加算に該当する人は926名、これは一般の行政職、給料表１の適用でございますけれども、926名でございます。ちょっと内訳を申し上げますと、１等級が20人、それから２等級が課長ですけれども56人、３等級、課長補佐40名、４等級、係長ですが162名、５等職が648名でございます。５等級の総体につきましては、５等級は1,016人おります。その中の648人ということになります。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　わかりました。市長によって考慮されたこの規則にいう対象者が1,016人中648名ということですね。ですからトータルで1,473名の実質職員数があるわけですが、そのうち962名、これが63％になるということですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本４件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本４件については委員会付託を省略することに決しました。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第107号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第４号）、議案第108号、平成２年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第109号、平成２年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第110号、平成２年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後８時11分　休憩

午後11時20分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第20号、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付してあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第20号、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第45から日程第47までを先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、日程第45から日程第47までを先議することに決しました。

これより議員提出議案第23号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する意見書でございます。

案文はお手元に配付してあるとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第23号、公衆浴場に係る相続税・固定資産税の減免に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提案議案第24号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に健康保険の適用を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　議員提案議案第24号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に健康保険の適用を求める意見書でございます。

案文につきましては皆様のところにお配りしてございますので、ぜひとも可決されますようにお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第24号、老人性白内障人工水晶体（眼内レンズ）に健康保険の適用を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第25号、学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　　議員提出議案第25号で学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付してありますとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第25号、学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後11時25分　　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　小　山　良　悟

署名議員　　馬　場　繁　夫

署名議員　　福　島　盛之助